

参考資料

参考資料 A（補足資料）

参考資料 B（補論：これまでの競争政策の検証）

参考資料 C（その他）

- 資料 1 懇談会構成員
- 資料 2 懇談会開催要綱
- 資料 3 懇談会開催状況
- 資料 4 検討アジェンダ及び検討アジェンダ案に対する主な意見
- 資料 5 関係者ヒアリング概要
- 資料 6 追加意見招請及び追加意見招請に対する主な意見
- 資料 7 報告書案に対する主な意見
- 資料 8 用語集

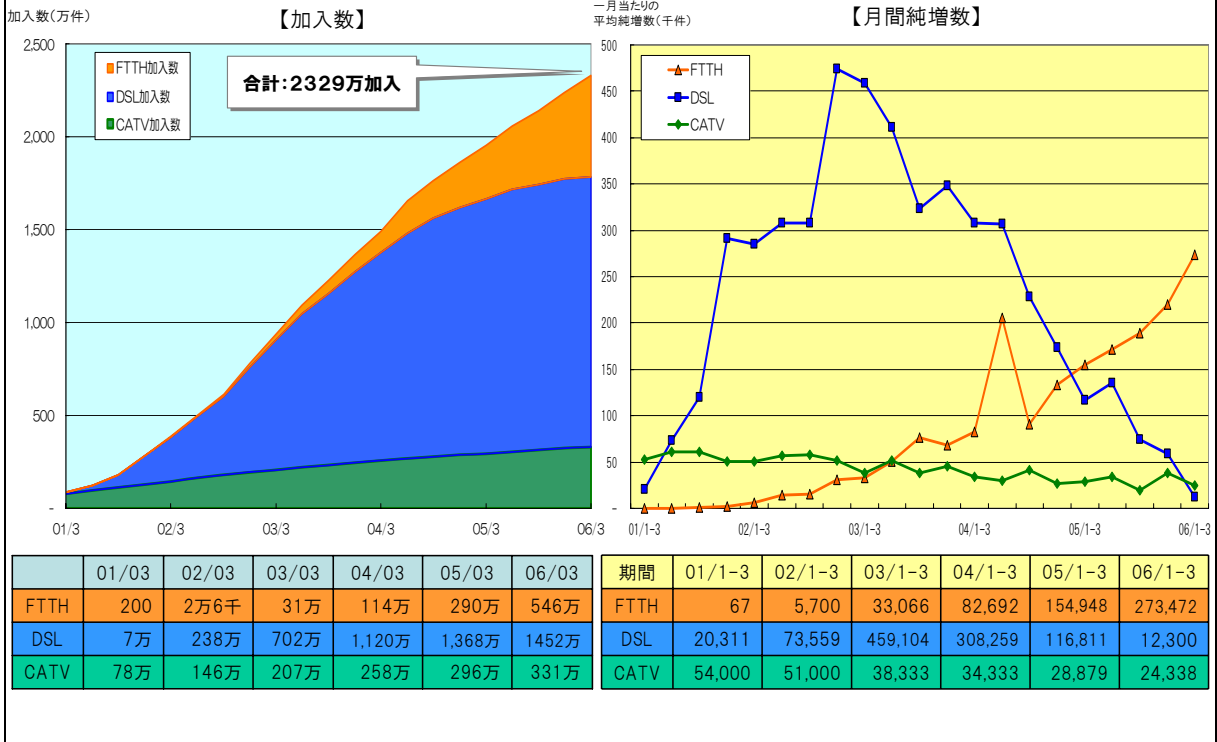
参考資料 A

(補足資料)

資料1	ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移
資料2	「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(01年11月)
資料3	IT新改革戦略(抜粋)～デジタル・ディバイドのないインフラの整備～
資料4	NTT及びKDDIのIP化への取組み
資料5	米国における電気通信市場の状況(05年12月)
資料6	米国通信市場における合併等の動き
資料7	EUにおける競争の構図
資料8	光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等の取組みについて
資料9	次世代ブロードバンド戦略2010
資料10	新たな無線アクセスの導入に向けた取組みの状況
資料11	ドイツにおけるブロードバンド網開放に関する最近の動向
資料12	EUにおけるSMP事業者の指定のプロセス
資料13	NTTグループ中期経営戦略の推進について(抜粋)
資料14	NTTグループ主要会社設立時の公正競争要件
資料15	東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン(01年12月)
資料16	NTT東西によるアウトソーシング(作業委託)の概要
資料17	特定関係事業者に係るファイアウォール規制の概要
資料18	電気通信事業分野における競争評価の実施
資料19	EUにおける共同市場支配力の考え方
資料20	第一種指定電気通信設備の範囲
資料21	コロケーションルールの概要
資料22	FTTN(Fiber to the Node)のイメージ
資料23	NTTの次世代ネットワーク構築のロードマップ
資料24	第一種指定電気通信設備接続会計の概要
資料25	接続料と利用者料金との関係の検証について
資料26	実績原価方式における精算の流れと精算額の推移
資料27	プライスカップ規制の概要
資料28	多様化する料金体系
資料29	“Web2. 0”について
資料30	電気通信事業会計(役務別会計)の概要
資料31	米国連邦議会におけるネットワーク中立性を巡る法案の動き
資料32	IP化に対応した端末の相互接続性等の確保
資料33	諸外国におけるSIMロック・販売奨励金関連規制
資料34	電気通信事業紛争処理委員会の概要
資料35	ユニバーサルサービス制度の概要

資料 1

ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移



資料 2 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(01年11月)

1. 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

■以下の5つの分野ごとに、それぞれ問題となる行為を記述。

第1 接続・共用

第2 電柱・管路等の貸与

第3 サービス提供

第4 コンテンツ提供

第5 電気通信設備の製造・販売

独占禁止法

電気通信事業法

- 電気通信事業分野における市場状況を踏まえ、独占禁止法の適用の考え方を明確化
- ポイント
 - 事業者から示された競争上の懸念等を踏まえ、競争に悪影響を与える行為を記述
 - (例)接続の際に得た競争事業者の情報の流用、電柱・管路等の貸与に係る差別取扱い等

- 電気通信事業法に基づく各種制度の概要を説明するとともに、問題となる行為を過去の事例に基づき記述

•ポイント

①「市場支配力を有する電気通信事業者」が禁止される行為の明確化

(例1)利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと

(例2)自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供

②業務改善命令等の行政処分の対象となる行為の明確化

(例1)契約解除、料金返還等に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約

(例2)利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したりすること

2. 望ましい行為

■市場支配的な電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を明示。

- ①接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
- ②ファイアウォール遵守状況の公表
- ③接続・コロケーション状況の公表
- ④電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断、貸与申込手続・貸与状況の公表
- ⑤卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
- ⑥違反防止のための社内マニュアルの作成

(06年1月 IT戦略本部決定)

I 基本理念

世界に先駆けて2010年度にはITによる改革を完成

II 今後のIT政策の重点

2 IT基盤の整備

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備ーユビキタス化の推進ー

■目標

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

- 1 2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
- 2 2010年度までに現在の100倍のデータ伝送速度を持つ移動通信システムを実現する。
- 3 2011年7月までに、通信と放送のハーモナイゼーション等を進め、地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現する。…以下略…

■実現に向けた方策

- 1 全国でブロードバンド・サービスを利用可能とするために、民主導を原則に置き、公正な競争を確保しつつ、事業者に対する投資インセンティブの付与、地域公共ネットワークの全国整備・共同利用や地域の創意工夫を引き出す等の国による必要に応じた支援、及びブロードバンド無線アクセス、UWB、PLCのような新しい電波利用システム等の実現を図る。
…以下略…

NTT

「NTTグループ中期経営戦略」(04年11月発表)

- 次世代ネットワーク(端末機器からネットワークまで一貫してIP化したネットワーク)を構築
- 「メタルから光」「固定電話網から次世代ネットワーク」へ切り替えることとし、その方針を10年までに策定
- 10年には、3000万(全加入者6000万)のお客様が光アクセスと次世代ネットワークにシフト
- 固定通信事業のコストは、10年に8,000億円の削減を目標とする(設備投資は、従来の設備投資額と概ね同水準ー今後6年間で5兆円ー)
- 次世代ネットワークを活用したソリューションやノントラヒックビジネスにおいて、10年に5,000億円の売り上げ増を目指す

「NTTグループ中期経営戦略の推進について」(05年11月発表)

- 光ファイバ・無線をアクセス回線とし、県内/県間、東/西、固定/移動のシームレスなサービス提供をIPベースで可能とする次世代ネットワークを、NTT東西・ドコモが連携して構築
- 06年度下期から次世代ネットワークのフィールドトライアルを開始し、07年度下期に次世代ネットワークによるサービスの本格提供を開始
- 固定・移動融合(FMC)に対応するため、次世代ネットワークの導入により、WiMAX等のブロードバンド無線技術と組み合わせ、より高度で柔軟な固定・移動間のシームレスな通信サービスを提供

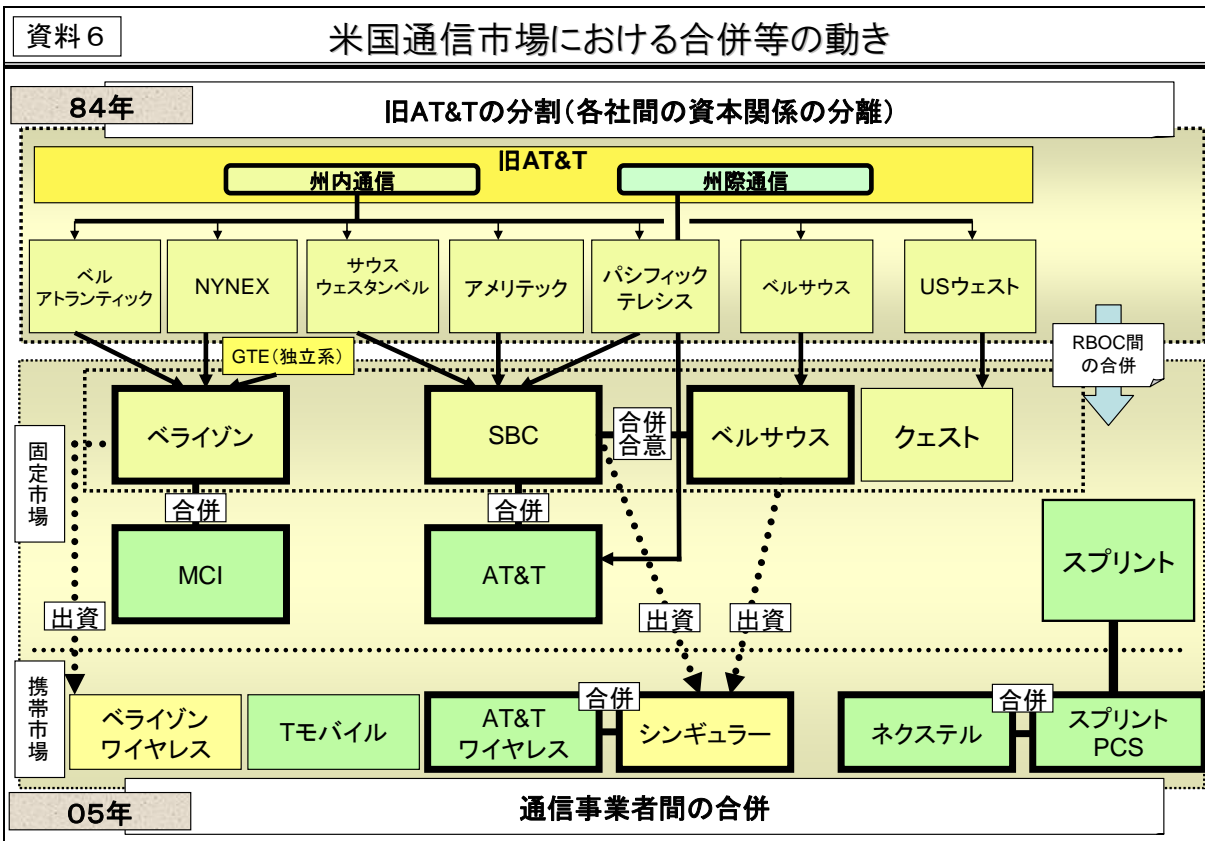
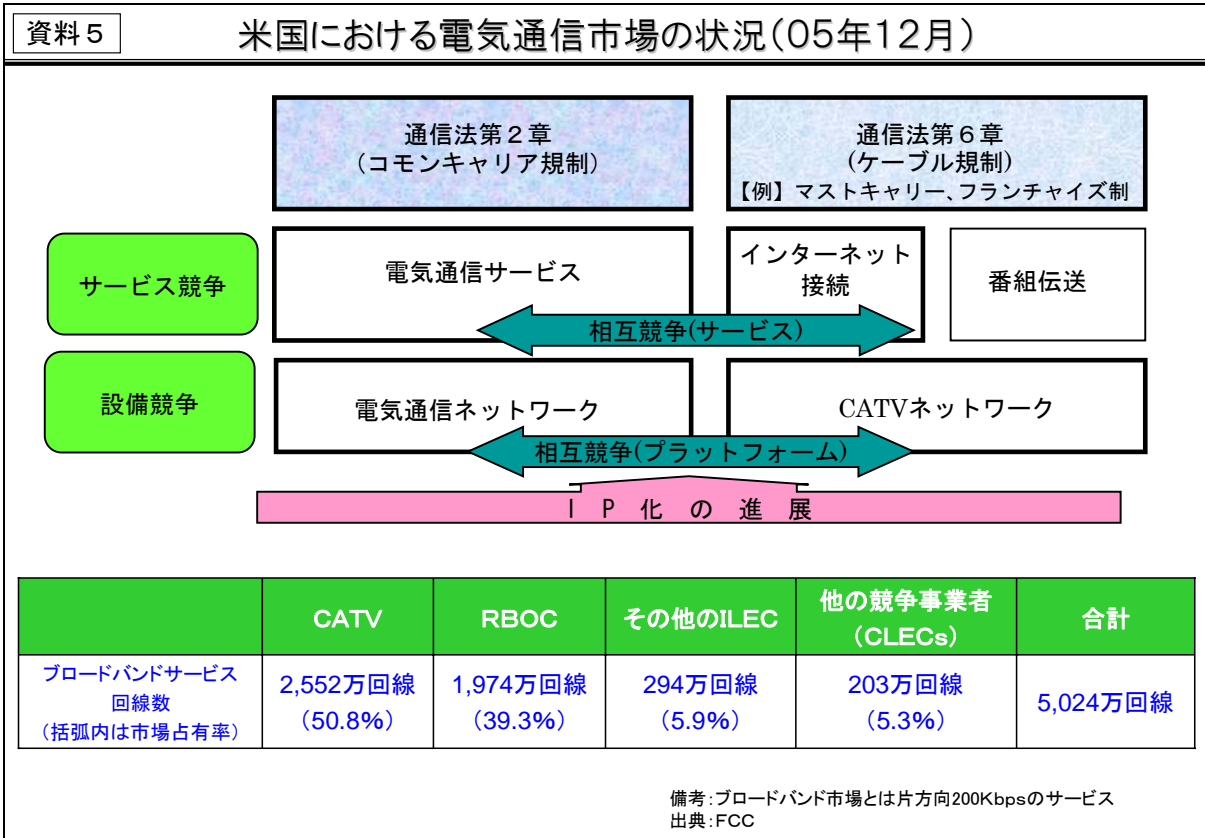
KDDI

KDDIの固定電話網IP化計画の概要(04年9月発表)

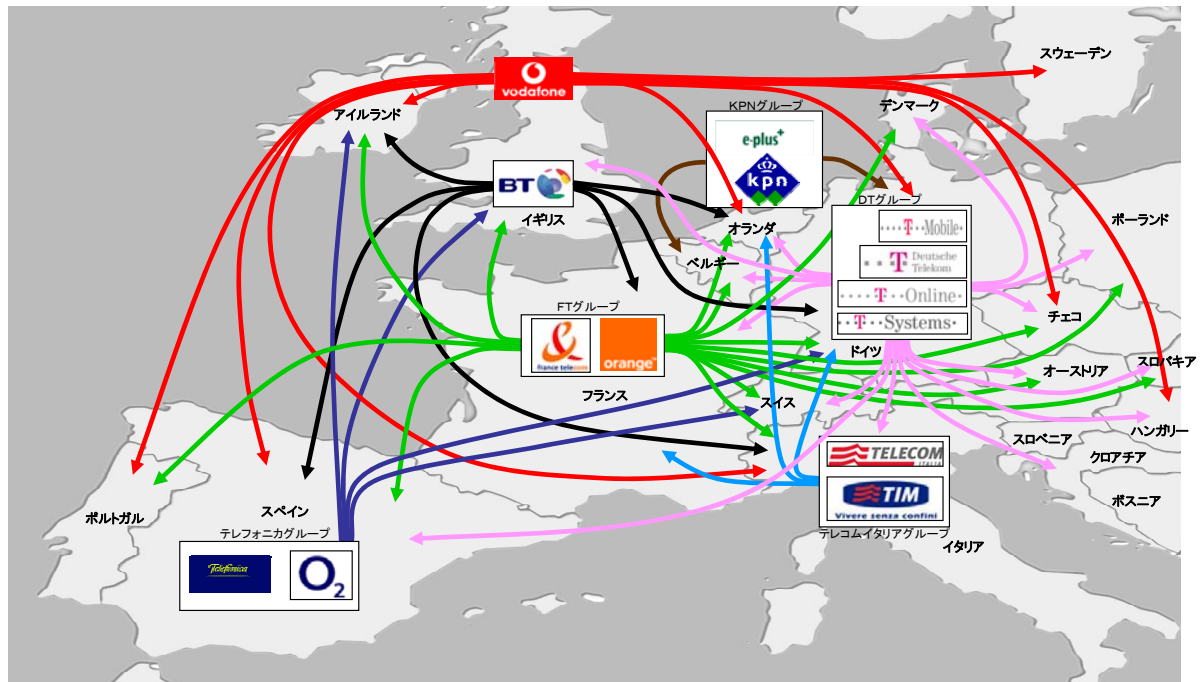
- 03年10月に、FTTHにより、映像、高速インターネット、高品質なIP電話のトリプルプレイサービスを提供する「KDDI光プラス」を開始
- 05年2月には、加入者電話回線(メタル回線)をKDDIのIP網にダイレクトに接続するサービス「KDDIメタルプラス」を提供開始
- 世界に先駆けて固定網のIP化を完了し、ブロードバンドを利用しない加入者にも、IP技術により低廉なサービスを提供
具体的には、05年度より既存固定電話網のIP化に着手し、ソフトスイッチへの置換を07年度末までに完了
- 固定電話網をIP化することで、IP電話系の新しいサービスの導入が容易な環境を構築

KDDIのウルトラ3G構想(05年6月発表)

- 05年6月、固定・携帯等、アクセスに拠らない固定移動統合網(ウルトラ3G)の構築について発表
※ ウルトラ3Gは、オールIPのネットワークバックボーンにて構成されIPv6を採用



EUIにおける競争の構図

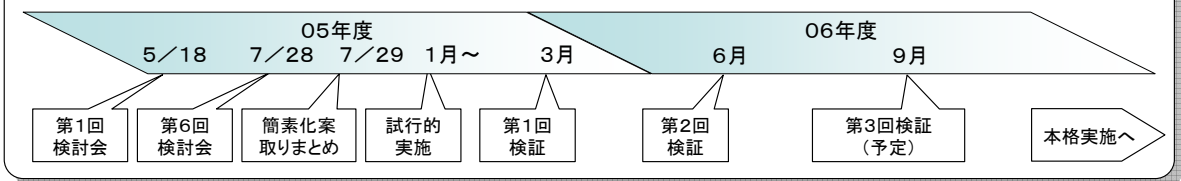


資料 8 光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等の取組みについて

NTT東西の主端末回線を利用する光引込線を接続事業者が自ら敷設するための環境を整備する観点から、「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」を総務省主催で開催。

(参加事業者・団体: NTT東西、日本テレコム(ソフトバンクBB)、KDDI、東京電力、関西電力、電信電話工事協会)

検討スケジュール



05年7月29日に取りまとめた簡素化事項(概要)

- ① **新たな添架ポイントの開放**
 - (1) NTT東西の引込線が添架されているポイントを新たに開放
 - (2) 一定の場合には、NTT東西と一東化等によりNTT東西ポイントにも添架可能
- ② **申請手続の簡素化**
 - (1) 定型かつ大量の申込については、次の点を簡素化
 - ア 設備・工法は、事前協議することで個々の申請の都度の確認を省略
 - イ 基本契約をあらかじめ締結し、個々の申請は四半期毎にまとめて契約
 - (2) 将来添架予定の引込線数を申請することで以後の引込線は通知で可

今後の予定

- ① **試行的実施を全国レベルまで拡大し、06年度中を目途に簡素化手続きを確定**
⇒ 簡素化手続きを「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込み、本格実施に移行
- ② 関係事業者等で構成する**フォローアップ体制**を作り、簡素化手続きを定期的にフォローアップ
- ③ **紛争事案などをデータベース化し、関係事業者間の情報共有を図るほか、紛争処理機能を強化**

整備目標

10年度までに

- ① ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。
(その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を08年度までに解消する。)
- ② 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。

06年3月末

94%
(4,733万世帯)80%
(4,015万世帯)

目標

⇒ 100%
(約5,000万世帯)⇒ 90%
(約4,500万世帯)

基本的な考え方

1. ブロードバンド整備における原則

- 民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保

2. 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- (1) 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備
- (2) 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備
- (3) 地方公共団体の光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進

3. 積極的な需要喚起・利活用の促進

ブロードバンドの効用や利活用方策をイベント等の機会を捉えて継続的に利用者に提示するなど、関係者は周知啓発活動やアプリケーション開発等による需要喚起や利活用の促進に積極的に取り組むことが望ましい。

関係者による推進体制

1. 全国レベルの推進体制

全国レベルでの推進体制においては、事業者、都道府県、市町村等の参加を得て、以下のような事項に取り組むこととする。

- (1) ブロードバンドの全国整備の意義と必要性、地域における取組みの必要性に関する認識の共有
- (2) 地域における取組みに関する基本的な方向性の提示、情報・ノウハウの提供等による支援・促進
- (3) ブロードバンドの全国的な整備状況や国・地方公共団体の施策、地域での取組事例等に関する情報共有、各種周知啓発活動

2. 地域レベルの推進体制

各地域レベルにおいても、事業者、地方公共団体等の参加を得た推進体制が構築されることが必要であり、以下のような事項に取り組むこととする。

- (1) 全国レベルの体制が示す方向性を踏まえ、具体的な取組事項等について、地域ごとに検討
- (2) 都道府県を単位とすることを原則としつつ、地域の実情に応じてロードマップを作成

	UWB (Ultra Wide Band)	無線LAN	FWA (Fixed Wireless Access)	広帯域移動無線 アクセス (WiMAX、次世代PHS等)
通信距離・速度	10m程度以下・最大数百Mbps	数十～数km・最大54Mbps	数百～数km・最大156Mbps	数km程度・最大20～30Mbps
周波数帯	3～10GHz帯	2.4GHz帯、5GHz帯	18GHz帯、22GHz帯、26GHz帯、38GHz帯、60GHz帯	2.5GHz帯
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● パソコン周辺機器間の高速度ファイル転送 ● ホームサーバからTVディスプレイ、スピーカー等へのストリーミング伝送 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内・オフィス内等の構内回線 ● 無線スポット等のインターネット接続回線 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内・オフィス内までのインターネット接続回線 ● ビル間中継等の専用回線 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅や職場から持ち出したパソコンをどこでもブロードバンド環境で使用可能とする無線アクセス ● 条件不利地域における有線ブロードバンドの代替システム
我が国における取組動向	<ul style="list-style-type: none"> ● 06年3月、情報通信審議会より、UWB無線システムの技術的条件について一部答申されたところ ● 当該答申を受け、06年夏頃を目標に、UWB導入のための関係省令等を整備する予定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 92年に2.4GHz帯において導入し、それ以降、国際標準規格の策定等に合わせ、5GHz帯の追加(00年、05年)等を行ってきたところ ● 5GHz帯の高出力無線LANについては、登録制を導入(05年) ● 100Mbps以上の伝送速度を実現するため、06年3月より、情報通信審議会において技術的条件の審議を開始 ● 06年度中に、5GHz帯において屋外利用可能な無線LANを導入予定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 98年に22GHz帯、26GHz帯、38GHz帯において導入し、それ以降、60GHz帯の導入(00年)、26GHz帯の追加(01年)、18GHz帯の追加(03年)等を行ってきたところ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 05年12月、ワイヤレスブロードバンド推進研究会よりワイヤレスブロードバンドの具体的なシステム、導入シナリオ、周波数帯等について報告書をとりまとめ ● 06年2月より、情報通信審議会において広帯域移動無線アクセスの技術的条件の審議を開始、同年11月頃の答申を希望

本件の概要

- 05年10月、ドイツ連邦ネットワーク庁(BNetzA)は、卸ブロードバンドサービス市場の市場評価案を欧州委員会に通知。
- この案によれば、VDSL(Video Digital Subscriber Lines)による卸ブロードバンドサービスを関連市場(wholesale broadband access)から除き、SMP規制の対象としないことになる。
- 欧州委員会は、11月にBNetzAの市場画定案がEU枠組み指令の規定に沿ったものであるかについて『深刻な懸念』を表明。これにより、2か月間は市場画定の効果は発生せず、その間に欧州委員会は措置の取消しを求めることが可能。

DTの光ファイバ整備計画(同年9月)

- ①07年までに、光ファイバとメタルのハイブリッド網(HFC: Hybrid fiber-coaxial network)により、50都市で50Mbpsの高速ブロードバンド接続を提供
- ②光ファイバ網整備の前提として、投資に対する「パイオニアとしての利益」が確保されるよう規制上の特例を求めている

BNetzAの市場画定案(同年10月)

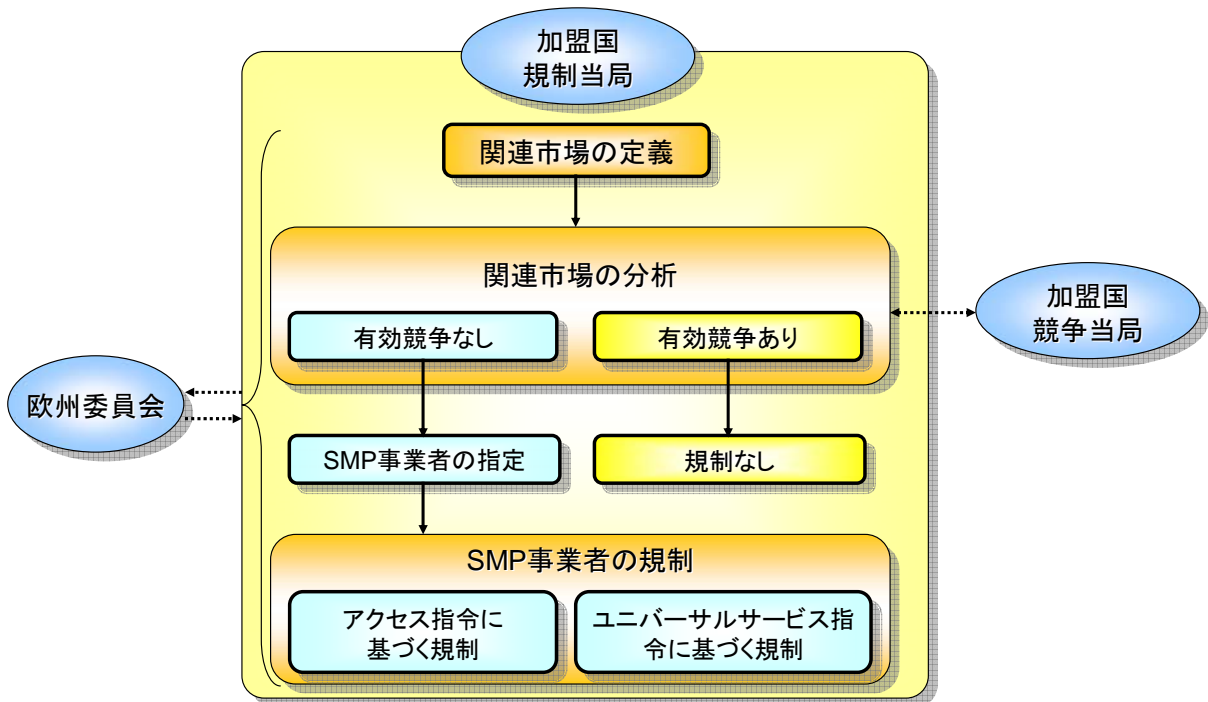
- ローカルループがHFC等により提供されるVDSLサービスは、
 - ①他のADSLとの代替性は認められない
 - ②一般向けVDSLサービスはエンドユーザ市場が成立せず、その結果卸市場も成立しない
 - ③ローカルループのアンバンドルについて、EU指令上光ファイバによるものは含まれていない
- との理由により、現時点においては市場が成立しないと判断。
 •なお、銅線、光ファイバ、ハイブリッドの各回線が代替可能になるかどうか、今後2年以内に再調査を実施。

欧州委員会の懸念(同年11月)

- 欧州委員会は、同年11月、BNetzAによる上記案について重大な疑問を有しており、次の観点から懸念を表明。
- ①卸顧客にとって商品がVDSLで提供されるかADSLで提供されるかは無関係であり、技術中立性が確保できない。
- ②市場画定は将来的な予測を含めて行うべきであり、DTが光ファイバ整備計画を公表している以上、これによる商品が提供可能になると考えるべき。

他のDSLサービス等と代替性が認められる場合はSMP規制の対象となることを明示(同年12月)

EUにおけるSMP(Significant Market Power)指定においても、同様のアプローチが採用されている。



2. ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開

グループ内リソースの有効活用により事業効率の向上を図るとともに、**現行法の枠内で公正競争条件を確保しつつ**、サービス・技術の融合化に対応することにより、ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開を積極的に推進していきます。

そのため、**ネットワークサービス/上位レイヤサービス/法人サービスのサービス毎に各社の役割分担を明確化**するとともに、**グループ内の連携の強化、他社との積極的なアライアンスを推進**していきます。

また、持株会社は、国内はもとより国際における他社との戦略的アライアンスを含む総合的なグループ戦略機能を強化していきます。

(1) ネットワークサービス

次世代ネットワークサービスについてはNTT東日本・西日本・NTTドコモグループが構築し、固定(県内/県間、東日本/西日本)/移動のIPベースのシームレスなサービスを提供していきます。また、NTTコミュニケーションズは、法人のお客さま等にソリューションを含めたワンストップなサービスを提供していきます。

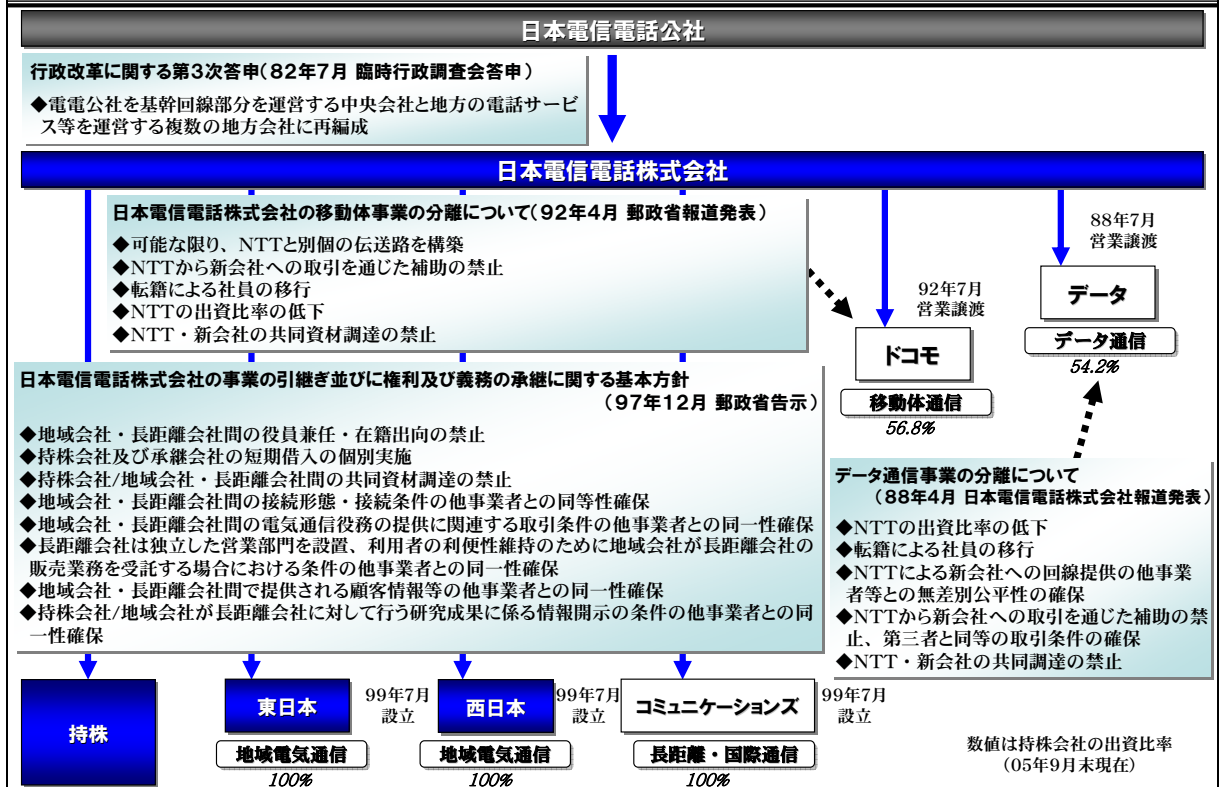
なお、固定電話網サービス等については、現行どおりNTT東日本・NTT西日本とNTTコミュニケーションズが、基本的に県内/県間/国際を分担して提供していきます。

(2) 上位レイヤサービス(インターネット接続・ポータルサービス等)

現在グループ各社が提供しているインターネット接続、IP電話(050)、映像配信(プラットフォーム・コンテンツ提供)、ポータルサービスについては、**事業主体を一体化することにより、設備・オペレーションを統合するとともにコンテンツ調達の一元化を図ること等によって事業の効率化を推進**していきます。また、**これらの事業を垂直的に統合することにより、上位レイヤサービスの柔軟な組み合わせによるパッケージ化・ポイント制の共通化等による新たなビジネスモデルの構築を推進**していきます。さらに、これら事業の統合によってNTTグループとのアライアンスを希望される他社への窓口機能を一元化・明確化することにより、これまでに以上に積極的な他社とのアライアンスを通じて、広告ビジネス・EC(電子商取引)・マイクロペイメントを含む決済ビジネス等の新たなビジネスの展開を推進していきます。

このため、来夏を目途に、NTTレゾナントとNTTコミュニケーションズを事業統合するとともに、グループ全体の固定系の上位レイヤサービスをNTTコミュニケーションズに移行します。その際、お客さまに円滑に移行していただけるよう、設備・オペレーションの統合等は段階的に実施します。

(注) 本文書は05年11月発表。なお、下線等は総務省による。



認可の基準

1 地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ

⇒ 新たな業務の収支計画等を審査の上、判断

2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ

⇒

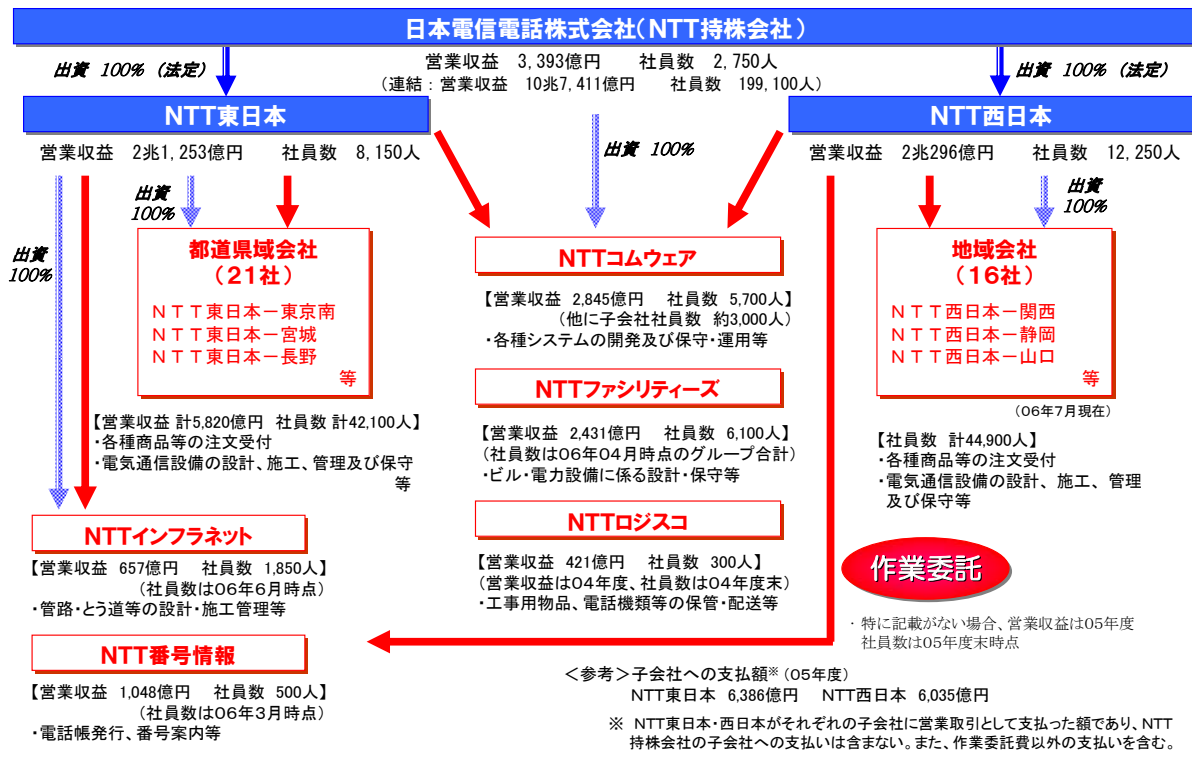
公正な競争を確保するために必要な、以下に掲げる具体的措置の提出を求める。

公正競争を確保するための7つのパラメータ

- ①ネットワークのオープン化 ————— ゲートウェイの開放等
- ②ネットワーク情報の開示 ————— ハード・ソフトのインターフェイスの開示等
- ③必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保 ——— OSSの開放等
- ④営業面でのファイアーウォール ————— バンドルサービスの提供の禁止等
- ⑤不当な内部相互補助の防止 ————— 会計の分離等
- ⑥関連事業者の公平な取扱い ————— コンテンツ事業者、ISP等との提携条件の公表等
- ⑦実施状況等の報告及び公表 ————— ①～⑥の措置の実施状況、収支状況等の報告

これらの措置の十分性・有効性につき、地域通信市場における競争の進展状況等を踏まえ、新規業務ごとに判断。

当分の間、個別の認可にあたり、ガイドラインを補足する観点から、必要に応じ競争事業者等からの意見聴取の機会を設ける。



規制の概要

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公平競争を徹底させるため、

- ① 特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止（電気通信事業法31条1項）
- ② 接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務についても特定関係事業者と比して不公平な取扱いを原則禁止（同法31条2項）

特定関係事業者

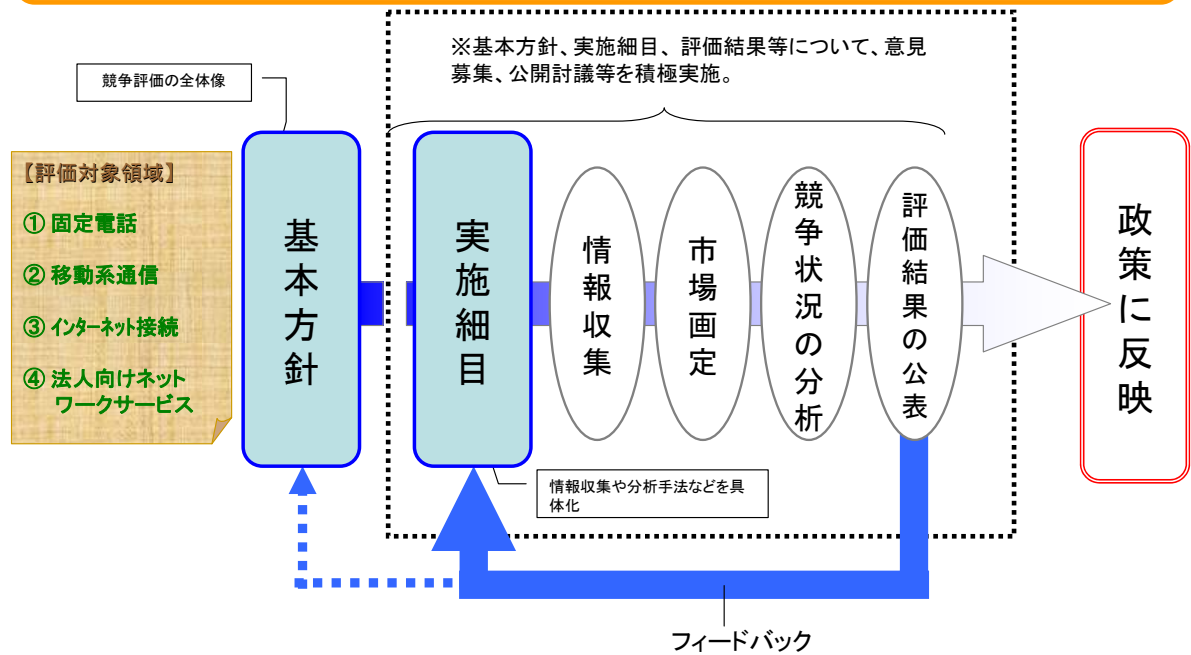
第一種指定電気通信設備を設置する事業者の親子・兄弟会社のうち、総務大臣が指定する電気通信事業者

→現在、**NTTコミュニケーションズ(株)**を指定
(02年1月総務省告示)

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務

- 1) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供
- 2) 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ、代理等他の電気通信事業者からの業務の受託

- 電気通信市場が成熟し、規制緩和が急速に進む中で、競争評価は主要な政策ツールの1つ。
- IP化・ブロードバンド化によって変化を続ける市場の競争状況を政策展開に反映するため、03年度より実施。



SMP事業者の定義(枠組み指令第14条第2項及び第3項)

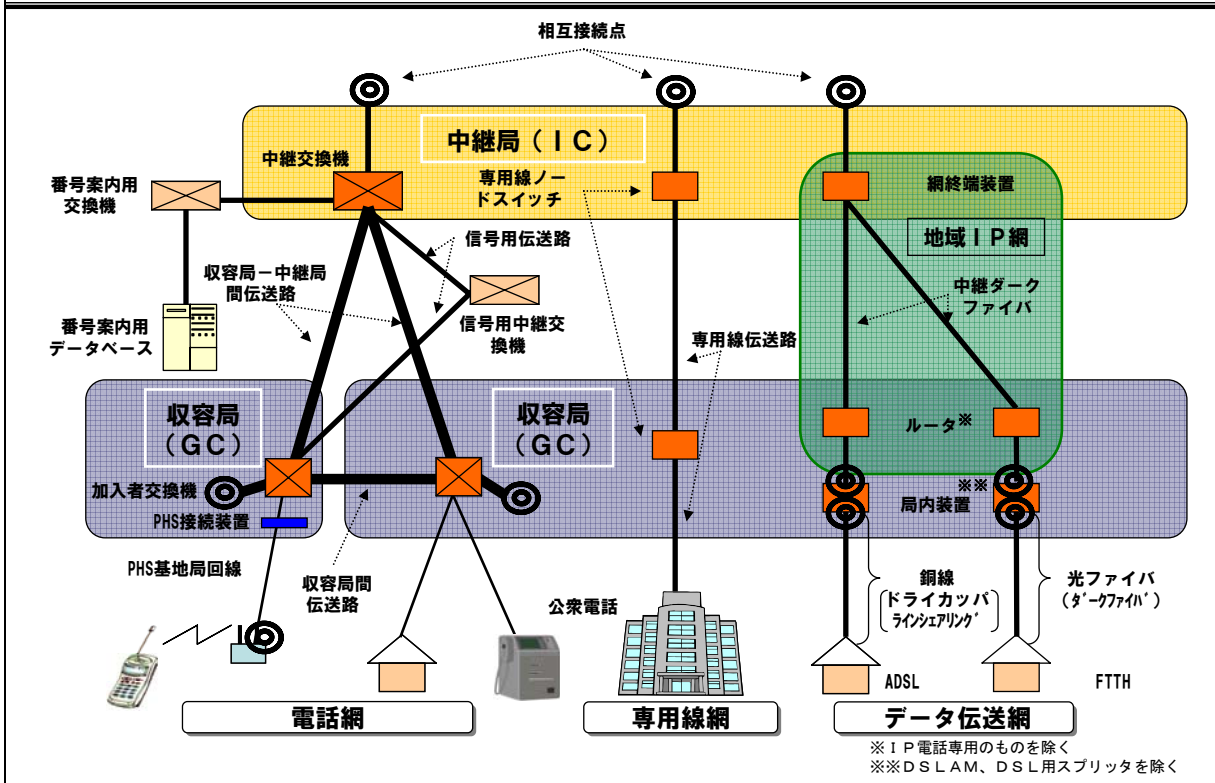
事業者が、単独で又は他者と共同で、支配に相当する地位、すなわち競争事業者、顧客そして最終的には消費者からも独立していると認められる程度に行動できる力のある強い経済的地位を有している場合には、その事業者は顕著な市場支配力を有するものとみなされるものとする。…(以下略)。

事業者が特定の市場において顕著な市場支配力を有している場合、当該事業者は、これと密接に関係している市場においても顕著な市場支配力を有しているものとみなされることがある。その場合、これら2つの市場が関連性を有するため、一方の市場で有している市場支配力が他方の市場への梃子となることが可能となり、それによって当該事業者の市場支配力が強化されることとなる。

共同の支配的地位(Collective/joint dominance)について(SMPガイドライン パラ87)

有効競争が複数の事業者間で成立しない場合において、それら複数の事業者が、顧客及び競争事業者に対し、支配的地位を有する単一の事業者と実質的に同様の地位を有しているならば、これらの事業者は共同の支配的地位を有するとみなされるであろう。

実際問題として、競争が行われていない原因としてこれらの事業者間に何らかのつながりが存在することが考えられるが、欧州委員会は、そのようなつながりが存在することは、共同の支配的地位を認定するに当たっての前提条件とはならないと述べている。



資料 2 1

コロケーションルールの概要

「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

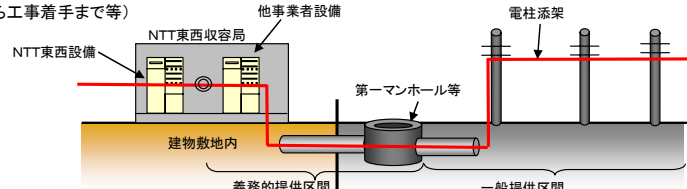
■ コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)

- ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又は道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱

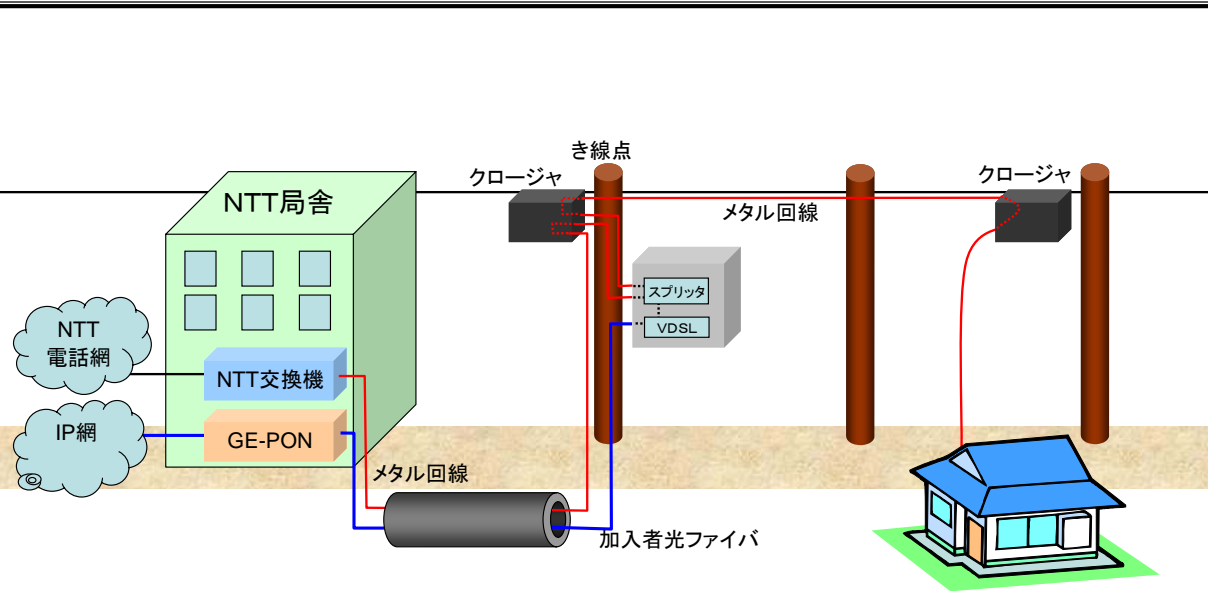
コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 ・コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続き、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続き) ・標準的処理期間 ・工事保守費用
00年9月 -12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 ・各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。

資料 2 2

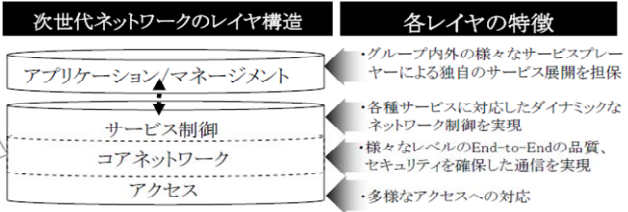
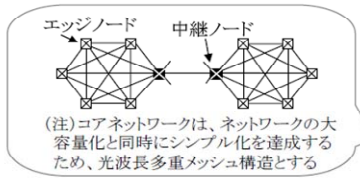
FTTN(Fiber to the Node)のイメージ



(ソフトバンクグループの資料に基づき作成)

次世代ネットワークの構造とロードマップ

【次世代ネットワークの構造】

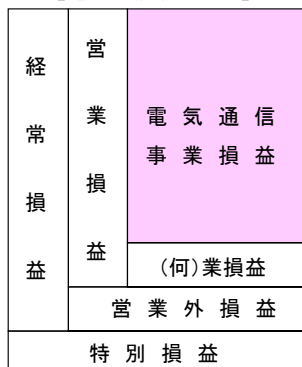


【次世代ネットワーク構築のロードマップ】

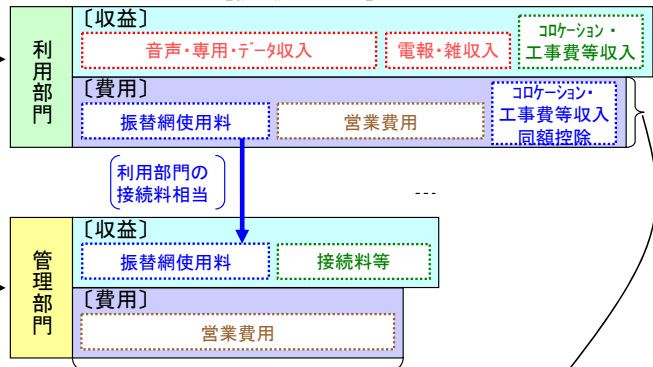


(出典:「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第2回会合(06年2月)におけるNTT提出資料)

【電気通信事業会計】



【接続会計】



第一種指定設備管理部門															第一種指定設備利用部門						
端末系伝送路(電圧信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	主配線盤(電圧信号の伝送に係るもの)	網改造料	指定外県内伝送路	県間伝送路	端末設備	機械設備	付加機能使用料、雑収入等控除項目	サービス活動

資料 2 5

接続料と利用者料金との関係の検証について

1. 経緯

○接続料と利用者料金との関係について、接続料の再計算にあわせて検証すべき
(「接続料の算定に関する研究会」報告書(99年7月))

○NTT東西は、大括りのサービス単位において、毎年度接続会計報告の際に検証結果を公表(00年度～)

○専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービスについて、接続料の認可時及び毎年の実際費用方式による接続料の改定時に、NTT東西が、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について営業費を加味した上で検証し、総務省がその妥当性を判断
(「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書(02年7月))

○毎年度の接続料再計算時に、Bフレッツ、フレッツADSL等について、サービス毎、品目毎、速度別に接続料と利用者料金との関係について検証(02年度～)

(参考)04年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較
<NTT東日本> (単位:億円)

サービス	① 利用者料金 金収入	② 接続料金 相当	①-②
加入電話・基本料	5,633	4,087	1,546
加入電話・通信料	1,251	792	459
ISDN・基本料	1,874	892	982
公衆電話(デジタル公衆を含む)	81	139	▲58
フレッツサービス	1,320	646	674
⋮	⋮	⋮	⋮

(参考)利用者向け料金と接続料金について (単位:円)

サービス	① 利用者 料金	② 接続料等	①-② ③営業 費相当	③/② 営業費 比率
Bフレッツ・ハイパーファミリータイプ	4,100	●●●	▲▲	●●%
Bフレッツ・ニューファミリータイプ	4,100	●●●	▲▲	●●%
フレッツADSL(1.5M)	2,600	●●●	▲▲	●●%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

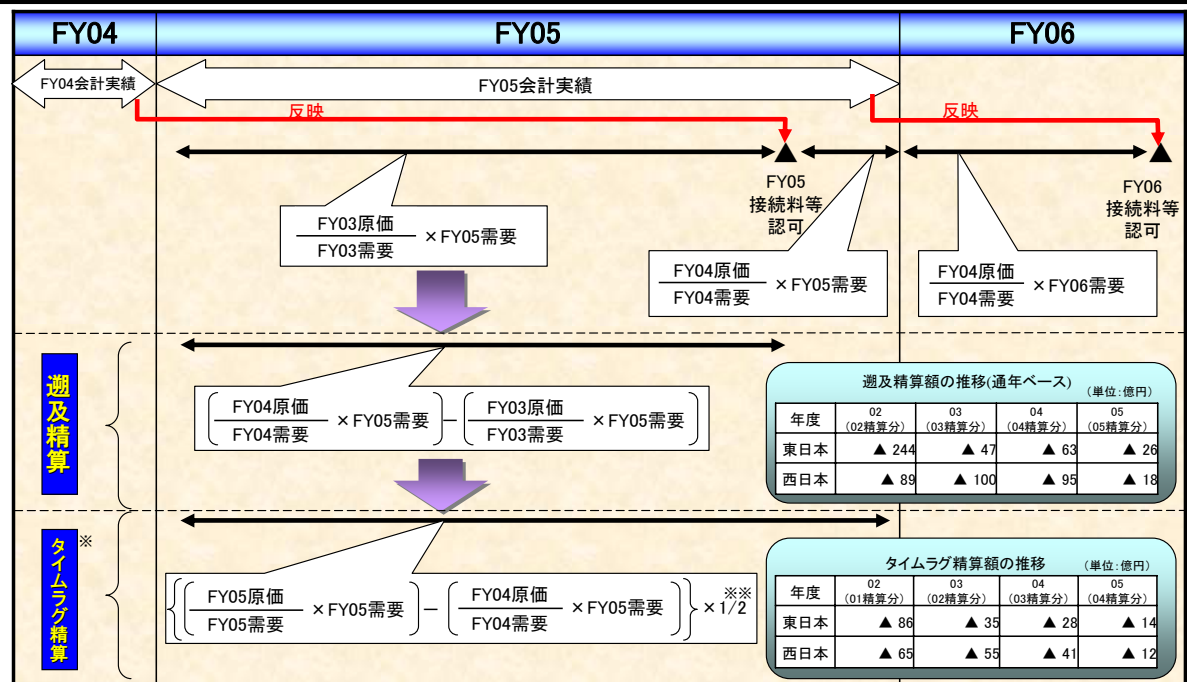
2. 制度的位置づけ

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の一部改正(02年12月)において、接続約款の変更認可申請命令(電気通信事業法第33条第6)の対象となる場合の例示として以下のとおり規定。

- ④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用者料金から営業にかかる費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合(ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない)。

資料 2 6

実績原価方式における精算の流れと精算額の推移



※ タイムラグ精算: 接続料規則第22条に基づいて行う半額精算
 ※※ タイムラグ誤差の原因として、NTT東西の管理部門の合理化努力や他の接続事業者(NTT東西の利用部門を含む)の営業努力などが考えられることを踏まえ、差分の2分の1を精算することとし、NTT東西の管理部門に一定の合理化インセンティブを付したものと

1. 制度趣旨

- (1) 国民生活・経済に必要不可欠であり、競争の進展が不十分なサービスについて、市場メカニズムを補完する観点から支配的事業者の料金に対して規制を行い、料金の低廉化を促す必要
- (2) 支配的事業者に経営効率化を進めるインセンティブを付与することで料金の低廉化を実現(インセンティブ規制)

2. 制度の概要

- (1) 適正な原価等に基づく上限価格(指数)をバスケット毎に設定し、その範囲内の料金については自由に設定可能
- (2) NTT東西の音声伝送役務(加入電話+ISDN)と専用線を対象
- (3) 通話と加入者回線部分の内部相互補助を防止するため加入者回線サブバスケットを設定
- (4) 上限価格の設定に当たっては、事業者の費用情報に基づき生産性向上を加味して算定(ミックス生産性準拠方式)
◆ 基準料金指数 = 前年の基準料金指数 × (1 + CPI* - X値) * CPI: 消費者物価指数変動率
- (5) X値は3年ごとに改定
- (6) 上限価格を超える料金については、例外的に認可の対象

3. 基準料金指数の推移

区分	00年 10月～	01年 10月～	02年 10月～	03年 10月～	04年 10月～	05年 10月～	06年 10月～
音声伝送バスケット (通話料・通信量、番号案内料)	97.8 (東97.4 西97.8)	95.5 (東92.9 西93.0)	92.7 (東92.6 西92.6)	92.7 (東92.6 西92.6)	92.7 (東92.7 西92.7)	92.7 (東85.9 西86.4)	92.7
加入者回線サブバスケット (基本料、施設設置負担金)	100 (東100 西100)	100 (東100 西100)	100 (東100 西100)	100 (東100 西100)	100 (東100 西100)	100 (東95.8 西96.1)	100
専用バスケット (専用料)	(NTT東)	97.6 (95.8)	95.1 (92.3)	92.2 (89.4)	90.4 ^(87.7)	89.3 (87.7)	88.3 (86.9)
	(NTT西)	97.6 (96.3)	95.1 (92.9)	92.2 (89.7)	90.8 ^(86.5)	90.1 (86.5)	89.5 (86.8)

(※ ()内の数値は、実際の料金指数を示す)

■ 通信量によらない料金体系 (従量制⇒定額制)

- 99年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始(試験サービス)(8,000円/月(+ISP料金))
- 01年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2,830円/月)
- 01年 有線ブロードネットワークス FTTHで定額制プラン開始(5,800円/月)
- 03年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始(4,200円/月(+基本料))
- 05年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月【ウィルコム間通話】及び電子メール)

■ 距離によらない料金体系 (距離区分⇒全国一律)

- 01年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 03年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 03年 平成電電 ドライカッパを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始
(全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料)
- 05年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 05年 KDDI 新型直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8.4円/3分 県間15.75円/3分)

■ サービス区分によらない料金体系 (役務別料金⇒セット料金)

- 03年 KDDI 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始
(3サービス込みで7,297円/月+通話料)
- 05年 ケイ・オプティコム 電話、データ通信、放送サービスのバンドル料金プラン開始
(3サービスで8,350円/月+通話料)

■ 消費者から料金を徴収しない料金体系 (広告モデル)

- 05年 USEN 広告モデルにより、消費者からは料金を徴収しない動画配信サービス GYAOを開始
- 05年 ソフトバンク、ヤフー、広告モデルによる無料動画配信サービス TVbankを開始

資料 3 1 米国連邦議会におけるネットワーク中立性を巡る法案の動き

ネットワーク中立性に関し、米国連邦議会では様々な法案が提出され、議論されているところ。

- (1) FCCの権限(政策声明及び原則の執行権限、紛争処理権限、規則制定権限)
- (2) ブロードバンドにおける「無差別利用原則」の条文化
- (3) 追加的費用負担の是非

下院 “Communications, Promotion, and Enhancement Act of 2006 (COPE Act)” (HR5252)

【Barton議員】

- 「政策声明」に基づき **紛争処理を行なう権限をFCCに付与**(是正命令も可能)。
- 上記権限は、紛争処理に限定。**規則制定権限は付与しない**。
- FCCは施行後180日以内に、上記の達成状況を議会(商業科学委員会)に報告。

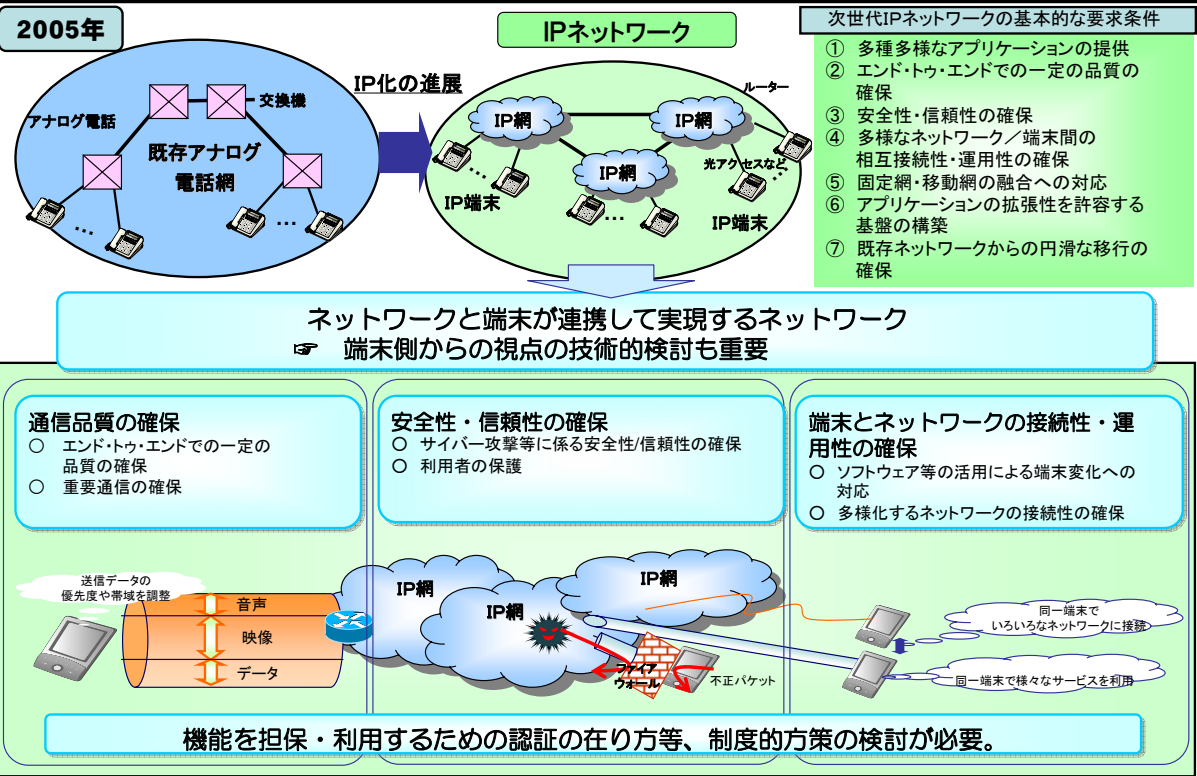
上院 “Communications, Consumer’s Choice, and Broadband Deployment Act of 2006” (S.2826)

【Stevens議員】

- インターネットサービス提供者は各加入者に以下について認めなければならない。
 - 加入者が選択するコンテンツ、アプリケーション、サービスにアクセス等させること。
 - ネットワークに害を与えない限りにおいていかなる装置も接続すること。
 - インターネットサービスのスピード、能力、制約及び価格に係る明確な情報をわかりやすい言葉で提供すること。
- 連邦、州及び州際サービスを提供するISPのコンテンツの取扱は米国修正憲法第一条(表現の自由)に則ること。
- **FCCは紛争処理を行うが、規定の履行のための規則制定及びインターネット提供者の義務を修正又は拡大できない**。

資料 3 2

IP化に対応した端末の相互接続性等の確保



諸外国におけるSIMロック・販売奨励金関連規制

SIMロック規制を実施している事例

仏国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 端末への販売奨励金に関する最低限の収入を事業者が回収するため、6ヶ月間はSIMロックが認められている。 ○ SIMロックの解除は、6ヶ月経過後、無料で実施。(ARCEP決定(04年3月24日))
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 18ヶ月間の範囲内で、SIMロックが認められている。その後SIMロックは無料で解除。 ○ 9ヶ月後以降は、顧客の希望によりSIMロック解除に応じる必要があるが、その際の違約金は、受け取った販売奨励金の50%を超えてはならない。(決定(06年2月))
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6ヶ月を超えてSIMロックを継続することは禁止されている。

SIMロック規制を撤廃した事例

英国	<ul style="list-style-type: none"> ○ OFTELがSIMロックを規制するガイドラインを発表(98年7月) ○ OFTELが上記ガイドラインを撤廃(02年11月) -SIMロックは、一定の利用者が事業者を変更する上で、依然として障害 -しかしながら、SIMロックが利用者にも与える影響について、より明確に把握しないまま規制を維持することは不適切 -一定の利用者がSIMロック規制から便益を得るにしても、携帯電話市場の一般的な競争状況に照らすと不釣り合いの規制
-----------	---

SIMロック規制が行われていない事例

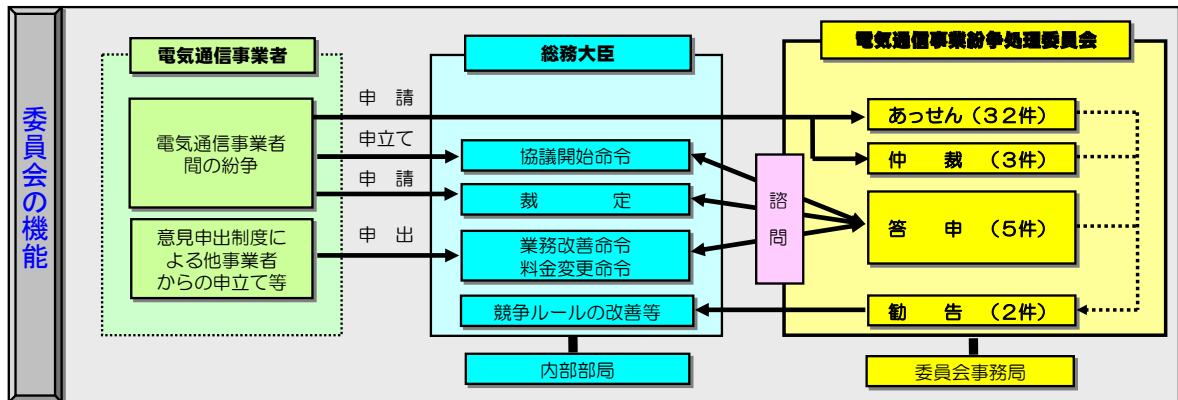
米国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特段の規制はない。 ○ 事業者の判断により、SIMロック解除を行うかどうかや、解除の条件、手数料について対応が異なる。 -T-Mobileは、少なくとも90日間の継続で顧客の端末のSIMロックを解除。Cingular Wirelessは、SIMロック解除を行っていない。
-----------	---

販売奨励金を禁止した上で、3G端末のみ規制を解除・緩和している事例

韓国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売奨励金を電気通信事業法で禁止(03年) -販売奨励金が加入者数の少ない後発の事業者の経営を圧迫していること等が導入の理由 ○ 3G端末に限り、販売奨励金に対する規制を解除(04年) -3G端末の普及が目的。2G端末については引き続き規制 ※ なお、韓国はCDMA2000が採用されており、SIMロックに対する規制は行われていない
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2G端末の販売奨励金を禁止する一方、3G端末は、販売奨励金を伴う契約及びそれに伴うSIMロックを最長2年を限度に認める。 -3G端末の普及が目的。

電気通信事業紛争処理委員会の概要

電気通信事業者間の紛争処理事務を専門的に取り扱う機関として、総務省の中に許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」を設置(01年11月)



活動の状況	あっせん申請	処理終了	処理中	【類別件数】 ①接続の拒否 ②接続に係る費用負担 ③コロケーション ④接続に係る工事 ⑤設備の運用 ⑥業務の方法 ⑦土地等の使用 ⑧役務提供に関する取次契約	<table border="1"> <tr> <th>内訳</th> <th>あっせん</th> <th>仲裁</th> <th>答申</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(20)</td> <td>(2)</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)</td> <td></td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内訳	あっせん	仲裁	答申		(3)	(2)	(1)		(20)	(2)	(1)		(5)				(1)	(1)			(2)		(2)		(1)		(1)		(1)		
	内訳	あっせん	仲裁			答申																															
		(3)	(2)			(1)																															
	(20)	(2)	(1)																																		
	(5)																																				
	(1)	(1)																																			
	(2)		(2)																																		
	(1)		(1)																																		
	(1)																																				
仲裁申請	処理終了	処理中																																			
諮問	答申	審議中																																			

あっせん申請	32	処理終了	32	処理中	0
仲裁申請	3	処理終了	3	処理中	0
諮問	5	答申	5	審議中	0

総務大臣への勧告	2
----------	---

【(勧告)】
○ コロケーションのルール改善に向けた勧告
○ 接続通話に係る適正な料金設定について

(06年06月末現在)

制度導入の背景・目的

- ◆ 85年の電気通信市場への競争原理の導入・電電公社の民営化後、ユニバーサルサービスである「電話役務」は、NTT法に基づく責務としてNTT(再編後はNTT東・西と持株)が全国での提供を確保
- ◆ 地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTT東・西の内部相互補助のみによってユニバーサルサービスを維持するのではなく、NTT東・西以外の事業者にも応分のコスト負担を求めるとし、01年電気通信事業法を改正(NTT法の責務規定は存置)
- ◆ NTT東・西の内部相互補助により行われてきたユニバーサルサービスのコストについて、これを客観的ルールにより算定し、ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度(受益者負担制度)

ユニバーサルサービスの範囲

◆ 加入電話サービス

- ・加入者回線アクセス
- ・特例料金が適用される離島通話サービス

◆ 第一種公衆電話サービス

(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により基準で設置される公衆電話)

- ・市内通話サービス
- ・特例料金が適用される離島通話サービス

◆ 緊急通報サービス

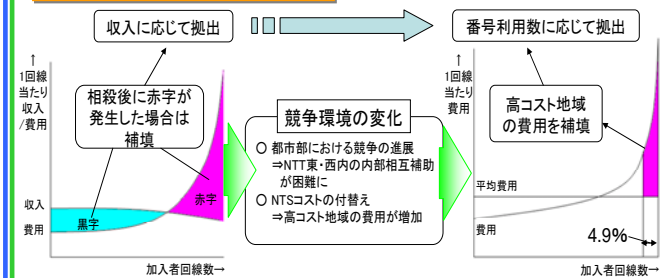
(警察110番、消防119番、海上保安庁118番)

- ・加入電話、第一種公衆電話から発信されるもの

ユニバーサルサービス制度の仕組み

収入費用方式(相殺型)

事業法改正(02年6月施行)により制度化したが、赤字が発生なかったことから、これまで基金は稼働せず。



参考資料 B

(補論：これまでの競争政策の検証)

補論1 接続政策の展開

1. 接続制度の創設

(1) 電気通信事業法の制定と公正有効競争の促進

85年4月、電気通信事業法が施行され、電気通信市場の全分野に競争原理が導入された。この際、電気通信事業者が相互にその設備を接続することにより通信可能な範囲を拡大し、通信サービスの効用を増加させるとともに、通信サービスの提供に係るコストの低下をもたらすことが期待されたことから、電気通信事業者間の接続に係る規定が盛り込まれた。

当該規定は、事業者間の接続協定について認可に係らしめるとともに、事業者間協議が不調に終わった場合に郵政大臣(当時)が接続協定の締結を命令することを認めるものである。これは、事業者間協議を前提とするものの、交渉上優位な立場にある一部事業者によって、他の接続事業者との間で著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることによって公正有効競争が阻害され、結果として利用者の利便を害することがないよう、事業者間の円滑な接続の確保を行うことをその趣旨とする。

その後、「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講ずる措置」(90年3月政府決定)において、「電気通信市場の現状はNTTが圧倒的なシェアを占めていること」等から「十分活性化されているとはいいがたい状況にある」との認識の下、「公正有効競争条件の整備を図」ることが必要であるとして、NTT(当時)の地域通信網に係る接続の円滑化やネットワークのオープン性の確保などのための措置を講じることとされた。

(2) 接続料の導入

電気通信事業法の施行当時、新規参入事業者(NCC)が電話事業への参入を行う場合、NTTの地域電話網と接続し、両者それぞれの役務提供区間において個別に利用者料金を設定していた(いわゆる「ぶつ切り料金」)ため、事業者間での精算料金である接続料の支払いはなかった。

その後、NCCに料金設定の自由度を与え、料金の多様化を促す観点から、93年度からエンドエンド料金の設定が導入された。これにより、NTTは自らの役務提供区間に係る料金を接続料として設定し、NCCからNTTに支払われることとなったが、当時の接続料はNTTの利用者向け通話料を基礎に単純換算されたものであった。

このため、接続料の費用範囲について適正化を図るため、郵政省(当時)はNTTに対し、95年2月、「他の電気通信事業者に負担を求める接続費用(ソフト開発費用を含む。)について、一般の利用者への役務提供に要する費用との費用構造上の相違を反映した算定方法」に関する具体的な導入案を取りまとめることを求めた。これを受け、95年度より接続料の費用範囲が見直され、個別サービスの営業費用、広告費用等、接続に関係がないと明確に判断されるものについて、接続料の費用範囲から除外された。

2. 接続の基本的ルールの策定

サービスの多様化が進む中、フレームリレーサービスや仮想専用網(VPN)サービスのような新サービスの提供をめぐって接続協議が長期間難航した⁵⁹ことを踏まえ、NTT地域通信網との円滑な接続を促進する観点から、接続の義務化やボトルネック設備に着目した接続ルールの整備等について、電気通信審議会(当時)での審議を経て、電気通信事業法の改正⁶⁰によりこれを制度化した。(97年11月施行)

(1) 接続の義務化

電気通信ネットワークが国民生活や社会・経済活動の基盤となる公共性の高いものであることに鑑み、すべての第一種電気通信事業者(電気通信回線設備を有する電気通信事業者)(当時)は、接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じなければならないこととされた。ただし、接続条件については、事業者間協議を原則とした上で、その適正性は、接続命令、接続裁定、業務改善命令等の事後的措置により担保することとされた。

(2) ボトルネック設備に着目した接続ルールの整備

固定通信事業において各都道府県ごとに加入者回線総数の50%を越える規模の加入者回線を有する場合、これを指定電気通信設備(ボトルネック設備)として認定し、当該設備を保有する事業者(NTT)に対して、追加的な接続ルールを適用することとした。

⁵⁹ 例えば、日本テレコム(株)がフレームリレーサービスのための接続を要求(92年10月)し、94年10月、NTTとの間で合意が成立した。また、VPNについては、長距離系NCC3社がVPNサービスのための接続を要求(89年9月)し、95年3月、NTTとの間で合意が成立した。

⁶⁰ 改正電気通信事業法附則第15条において、法施行後3年(00年度)を目途に接続制度の検討を行うこととされた。

当該接続ルールの適用対象設備は、①概ね都道府県を構成単位として加入者回線と一体として構成されるネットワークが形成されていること、②実態的に都道府県単位で接続が行われていること、③県間通信設備については他事業者との代替性が高いことから、加入者回線及びこれと一体として構成される概ね県域をカバーする設備とされた。

当該接続ルールは、①接続料・接続条件の約款化、②接続会計制度の創設、③網機能計画の制度化の3点を主な内容としている。

1) 接続料・接続条件の約款化

指定電気通信設備を有する事業者に対しては、透明性・適正性を確保するため、接続事業者が当該設備と接続する際の接続料や接続条件を規定した接続約款を作成して認可を受けることとするとともに、接続料については接続会計に基づき毎年見直すこととされた。

また、当該設備については、接続事業者が自らのサービス提供に必要な機能のみ利用することができるようにするため、技術的に可能である場合は機能ごとに細分化（アンバンドル）しなければならない⁶¹こととされた。

2) 接続会計制度の創設

指定電気通信設備に係る接続料の算定の基礎とするため、当該設備との接続に関する会計制度が創設された。接続会計においては、当該設備を設置する事業者と接続事業者との間のイコールフットイングを確保する観点から、①当該設備を管理・運営する部門（指定電気通信設備管理部門）と②その設備を利用してユーザにサービス提供を行う部門（指定電気通信設備利用部門）とに区分して整理することとし、その際、費用の帰属については、他事業者のサービス提供に必要でない設備の費用が接続料原価に含まれることのないよう、接続との関連性を厳密に反映することとされた。

3) 網機能計画の制度化

新サービスの開発について公正有効競争を確保し、円滑な接続を推進するため、指定電気通信設備を有する事業者が当該設備に係る機能を変更・追加する場合には、その計画（網機能計画）を公表することが義務付けられた。具体的には、網機能計画は、工事開始の日の原則200日前までに郵政大臣（当時）に届け出るとともに、届出の日から7日以内にこれを公表しなければならないこととされた。

⁶¹ 97年の制度制定時においては、11機能にアンバンドル。現在は、33機能にアンバンドル。

なお、届出のあった計画の実施により他の事業者の設備と指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、総務大臣はその計画の変更を勧告できることとされた。

4) その他

上記のほか、指定電気通信設備を有する事業者と接続事業者との間の競争促進及び利用者利便向上の観点から、当該事業者の電話を利用する者が加入している事業者を他事業者に変更する場合に、当該利用者の電気通信番号が変わらないようにする仕組み(番号ポータビリティ)について、00年度を目途に導入することとされた。(99年8月に制度化、01年3月に所要の接続約款変更の認可・実施)

3.接続の基本的ルールの先行的見直し

上記2の接続の基本的ルールは改正電気通信事業法(97年11月施行)において、3年後(00年度)を目途に見直しをすることとされていたが、当該改正法施行後の急速な市場環境の変化を踏まえ、これに先立って接続の基本的ルールについての見直しが行われた。

(1) PSTNの接続料に関する見直し(長期増分費用方式の導入)

実際費用方式は、接続会計の結果を基礎として算定する方式であることから、情報の非対称性や既存事業者の非効率性の排除の点で一定の限界がある。このため、非効率性を除外して費用を算定する長期増分費用(LRIC)方式が、端末系交換機能、中継系交換機能等について、00年度接続料から導入された。

(2) DSLのための接続制度の充実(加入者回線のアンバンドル化とコロケーションルールの整備)

DSLサービスの導入については、97年より、技術面や制度面での検討が開始された。これらの検討結果や関係事業者からの要望等を踏まえ、DSLサービス市場の競争促進を図る観点から、00年9月、メタルの加入者回線等をアンバンドルして接続するための接続料その他の条件や、競争事業者が接続のための局内設備をNTT東西の局舎に設置(コロケーション)するための条件や手続等についてルール整備が行われた。

(3) 事業者向け割引料金(キャリアズレート)の導入

第一種電気通信事業者の設備を電気通信事業者がアンバンドルせずに利用する場合、当該接続に係るトラヒック及び使用する設備を契約者と区別して把握することが困難であるという理由から、その接続料については、例外的に利用者向け料金がそのまま適用されていた。

しかし、事業者向け割引料金を導入するため、00年11月、接続料を設定すべき機能として追加(端末間伝送等機能)され、これに基づき、01年1月、専用線に係る事業者向け割引料金を導入する接続約款変更の認可が行われ、翌2月より、その提供が開始された。

4.接続の基本的ルールの見直し

上記3の接続の基本的ルールの先行的見直しに続き、00年10月から接続ルールの見直しが始まり、以下の見直しが行われた。

(1) 指定電気通信設備に係る見直し

1) 固定通信に係る指定電気通信設備の範囲の見直し(01年4月)

従来、「端末系伝送路設備と一体として設置する電気通信設備」については、NTT東西が「音声伝送役務」及び「専用役務」の提供に利用している場合に限って指定されていたが、インターネットが普及する中、NTT東西の地域IP網のようなデータ伝送役務の提供に用いられている設備との接続の需要が高まってきたことを受け、指定電気通信設備の範囲について検討が加えられた。

この結果、設備のボトルネック性は、その設備をどのような役務に用いているかとは無関係に判定されるべきであり、役務の種類とは切り離してボトルネック性の有無を検討することが適当であるとの考え方に立ち、「データ伝送役務」の提供に利用されるものについても、指定電気通信設備とすることとした。

他方、競争的に供給が受けられる局内設備については、他事業者も容易に調達可能であり、設備の代替性が強い場合には指定電気通信設備に含める必要はないとの考え方に立ち、他事業者のコロケーションが可能なNTT局舎に設置されているDSLAM及びDSL用のスプリッタについては、指定電気通信設備としないこととした。

2) 移動体通信事業者の設備に係る接続ルール(第二種指定電気通信設備制度)の整備

指定電気通信設備制度は、従来固定通信市場をその対象としていたが、移動通信市場は電波の希少性という特性を有する寡占的市場であるという点を踏まえ、01年の電気通信事業法改正において、指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めることとした(同年11月施行)。

その際、移動体通信事業者の設備は、不可欠設備とは言えないものの、接続政策の観点から、市場支配力を有すると認定された移動体通信事業者については、競争事業者が市場から排除されないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関し、一層の透明性を確保することが適当であると整理された。

このため、移動体通信事業者の設備を対象とする第二種指定電気通信設備制度(従来の固定通信事業者に係る指定電気通信設備は第一種として整理)が創設された。具体的には、各移動体通信事業者の業務区域内における自社の端末が25%超のシェア(過去2年間の平均)を有する場合、当該事業者が設置する伝送路設備等については、これを第二種指定電気通信設備として指定し、接続約款の届出義務を課すこととした。

これにより、NTTドコモグループ各社及び沖縄セルラー電話(いずれも02年2月)並びに KDDI(05年12月)が設置する移動体通信設備について、第二種指定電気通信設備として指定された。

なお、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が収益ベースで25%超のシェアを有する場合であって、シェアの推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者を個別に指定し、接続情報の目的外利用・提供の禁止、電気通信事業者の不当な取扱い等の禁止及び設備製造業者・販売業者の業務への不当な規律・干渉の禁止の義務等を課すこととした。これにより、NTTドコモグループ各社が当該禁止行為等の適用を受ける事業者として指定された。(02年5月)

(2) 競争的なブロードバンドアクセスのためのルール整備

1) ISDN回線からアナログ回線への同番移行

DSLサービスはアナログ回線にDSLモデムを付加して提供されるため、ISDN回線の加入者がDSLサービスを利用する場合、その回線契約をアナログ回線の契約に切り替える必要があり、その際、電気通信番号(電話番号)が変わる場合があることから、こうした扱いがDSLの普及促進を妨げているとの意見が一部のDSL事業者から寄せられた。

このため、00年11月、郵政省からNTT東西に対し、「当初ISDN回線を契約した利用者がアナログ回線に切り替える場合、引き続き同一の電気通信番号を使用することができるよう速やかに必要な措置を講ずること」等を内容とする行政指導が行われた。これを受けてNTT東西において接続約款の変更が行われ、02年9月、ISDN回線からアナログ回線への同番移行が可能となった。

2) 光ファイバ設備のアンバンドル

光ファイバ設備については、需要が顕在化してきているにもかかわらず円滑な接続が実現しておらず、また光ファイバ設備が適正な条件で提供されていないと認められたことから、電気通信審議会の審議を経て、アンバンドル義務を適用するとともに、端末系伝送路設備(加入ダークファイバ)と中継伝送路設備(中継ダークファイバ)の双方について接続料が設定された。(01年9月より実施)

なお、中継ダークファイバの接続料は実績原価方式により算定され、加入ダークファイバの接続料は将来原価方式(01～07年度の7年間)により算定された。

3) 地域IP網のアンバンドル

NTT東西がインターネット接続のために構築したネットワーク(地域IP網)については、バックボーン部分がアンバンドルされていないために当該設備を接続事業者がNTT東西と同等の条件で利用できない旨の問題提起がなされたことを受け、電気通信審議会の審議を経て、地域IP網がルーティング伝送機能としてアンバンドルされ、その接続料が設定された。(01年9月より実施)

なお、地域IP網の接続料は、光ファイバ接続料と同様に、将来原価方式(01～05年度の5年間)により算定された。

(3) その他の接続ルールの見直し

1) 事業者向け割引料金(キャリアズレート)の対象範囲の拡大

キャリアズレートについては、前述のとおり、専用線については01年2月から導入された。他方、公衆網への導入についてはその扱いが定まっていなかったが、電気通信審議会における議論を踏まえ、キャリアズレートを全ての公衆網サービスについて導入することが適当とされた。ただし、一挙にこれを行うことが困難である場合には、社会的な意義が大きいものから順次導入することもやむを得ないとされた。

この方針を踏まえ、インターネットのダイヤルアップ接続のためにISPによる需要が大きかった着信側の加入者回線(「INSネット1500」サービス)にキャリアズレートの

対象範囲が拡大された。(02年2月制度化、同年6月より実施) なお、その他の公衆網サービスへのキャリアズレートの導入については、これまで具体的な要望は寄せられていない。

2) 接続料と利用者料金関係の検証

接続料の水準と利用者料金関係については、99年、専門家による検討が行われ、接続料の再計算に併せて、その検証と説明を指定電気通信設備設置事業者において行うことが適当である旨の考え方が整理された。これを受け、郵政省はNTT東西に対し、利用者向け料金とそのサービスの提供に係る指定電気通信設備利用部門との振替接続料との関係について、反競争的でないことを検証することを求めた。

その結果、99年以降、接続料の改定時に、加入電話基本料、加入電話通信料、公衆電話、高速デジタル伝送、一般専用といった一定の大括りのグループ単位で接続料と利用者料金関係を検証した結果がNTT東西から公表されている。

しかしながら、このような大括りのグループ単位での検証だけでは十分とは言えないことから、改めて専門家による検討が行われた結果、優先順位が高いと認められるサービス(具体的には、市場が形成途上であり、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの)として、専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービスについては、接続料の認可時及び毎年接続料改定時に、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について営業費を加味した上で検証を行うことが必要であると整理された。

これを受け、02年12月、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が改正され、「接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合」として「接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、当該サービスの利用料金から営業にかかる費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合」が追加的に規定されるとともに、02年度以降、総務省において優先順位が高いと考えられるサービスについて、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について検証が行われている。(05年度においては、Bフレッツ、フレッツADSL、メガデータネットについて検証。)

3) OSS(Operation Support System)の開放

電気通信業務を円滑に行うために必要な顧客情報や設備情報等をデータベース化したシステム(OSS)については、情報通信審議会における審議及びこれを受けての専門家による検討の結果、OSSを使用する際の費用負担に関し、NTT東西を含めた受益者負担を原則とした上で、特にDSLサービス関連について、①適合性確認

結果通知及び②名義人の開示について、それぞれ自動化することが適当であると整理され、所要の措置が講じられた。(03年3月より順次実施)

また、光サービス関連では、①中継系光ファイバの具体的な増設工事時期の情報、②中継系光ファイバの接続待ち回線数情報、③増床等の具体的な計画の情報、④加入者系光ファイバの納期概算期間情報、⑤加入者系光ファイバの工事の進捗状況について、それぞれ開示することが適当であると整理され、所要の措置が講じられた。(02年6月より順次実施)

4) 網機能計画制度の見直し

網機能計画については、これが事前に公表されている場合であっても競争事業者からの意見があまり見られないことに加え、網改造着手や機能の提供開始が遅れること等からその見直しを行うべきとする意見がNTT東西から出された一方、競争事業者からは現行の制度を維持すべきとの意見が寄せられた。

これを踏まえて接続ルールの見直しの議論の中で検討した結果、網機能計画制度は依然として重要な意義があり、その基本的な枠組みは維持するものの、網機能計画の意義を損なうことのない範囲で運用の簡素化を図ることが適当とされた。また、網機能計画の公表期間についても、当該計画の官報掲載後30日間の意見受付期間を設けた上で、他事業者から要望・意見がなかった場合には、公表期間を当該期間に短縮することができることとされた。これらを受け、網機能計画の適用範囲及び公表期間を変更する省令改正が行われた。(01年12月施行)

5) 接続会計の見直し(光ファイバ設備に係る都道府県ごとのコスト把握)

全国一律料金である光ファイバの接続料金について、接続ルールの見直しの議論の中で、地域別接続料を設定することを可能とすべきとの意見がNTT東西から提出された。

これに対し、情報通信審議会における審議の結果、地域別の光ファイバ接続料の設定自体については機が熟していないとしながらも、当該接続料を設定する前提として、地域ごとのコストを適正に把握する体制の整備を図ることが必要である旨の提言がなされた。これを受け、01年12月、第一種指定電気通信設備接続会計規則が改正され、光ファイバ設備については都道府県ごとにコストを把握することとされた。(02年度会計から実施)

6) 特定関係事業者と他の電気通信事業者に対する取扱いに係る同等性の確保

第一種指定電気通信設備との接続条件については、97年に電気通信事業法が改正されたことにより、電気通信事業への新規参入の円滑化と事業者間の公正競争を促進する観点から、①当該設備を保有する事業者の電気通信設備を接続する場合の条件より不利な条件とすること、②特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いが禁止されていた。

これに加え、当該設備のボトルネック性をもたらす市場支配力の大きさに鑑み、当該設備を保有する事業者が、①当該設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供や、②電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介・取次ぎ・代理等他の電気通信事業者からの業務の受託に関し、特定関係事業者(子会社、親会社又は兄弟会社に該当する電気通信事業者のうち特に指定されてもの)より他の電気通信事業者を不利に取扱うことについても禁止され(01年11月施行)、現在NTTコミュニケーションズ(株)が指定されている。

5.最近の接続ルールの見直し動向

03年以降も、NTT東西の接続約款変更認可申請等を契機として、必要に応じて随時、接続ルールの見直しが行われている。

(1) 固定通信に係る指定電気通信設備の範囲の見直し

NTT東西がIP電話サービスを法人向けから順次開始するに当たり、専ら当該サービスに用いるルータについて、これを第一種指定電気通信設備の指定から除外することについて要望が提出された。これを受け、情報通信審議会において審議された結果、IP電話サービス専用ルータについて、①市場で競争的に供給が受けられるものであり、容易に調達・設置可能であること、②アクセスラインについては加入者光ファイバ等のアンバンドルメニューが用意されていることから、他事業者がNTT東西と同様のサービスを提供することは可能(現にNTT東西に先立って他事業者が同様のサービスを実施)であり、設備の不可欠性はないものと整理された。

これを踏まえ、05年9月以降、IP電話サービス専用ルータについては段階的に指定設備の対象から除外された。

ただし、将来的にNTT東西のIP電話網のルータが多くの端末系伝送路設備を収容する状況になった場合、あるいは他事業者網と当該IP電話網のルータが既存電話網を介さずに接続する需要が顕在化することが見込まれる場合には、改めて当該ルータの不可欠性について検証することとされた。

(2) 長期増分費用方式による接続料の算定方法の見直し

長期増分費用(LRIC)方式による接続料については、5年以内の省令で定める期間ごとに再計算することとされており、再計算に合わせ、長期増分費用モデル及び接続料算定方法の見直しが行われている。

1) 03～04年度適用の接続料

移動体通信と固定電話の加入数の逆転やADSLの普及等により、加入者交換機を経由する通信量がこれまでの増加傾向から減少傾向へ変化している。このため、今後の通信量の動向が不透明であり、かつ信頼性のある予測が困難であると認められたことから、接続料算定において、直近の実績通信量(01年度下期+02年度上期の通信量)を用いた上で、実際の通信量が15%を超えて乖離した場合に、NTT東西と接続事業者それぞれの通信量の変動の程度を勘案して精算を行う制度が導入された。

また、長期増分費用モデルが見直され、現実のネットワーク構成との乖離が改善したことを踏まえ、端末回線伝送機能(PHS基地局回線)及び中継伝送専用機能の接続料算定について、追加的に長期増分費用方式を用いることとされた。

2) 05～07年度適用の接続料

加入者交換機を経由する通信量の減少傾向及びそれに伴う接続料の上昇傾向が明らかとなる中、接続料水準の大幅な変動を回避し、通話料の値上げに繋がらない接続料水準を維持する観点から、NTS(Non Traffic Sensitive)コストについて、5年間かけて加入者交換機能の接続料原価から控除することとされた。

また、加入者交換機を経由する通信量の減少に一定の傾向が見られると認められたことから、適用年度に近い期間(前年度下期+当年度上期)の通信量に関して信頼性のある予測を行うことが可能となったと判断し、予測通信量を接続料の算定に用いることとなった。これに伴い、03～04年度の接続料に適用されていた事後精算制度については採用しないこととされた。

この他、PSTN網への設備投資の抑制の実態やデータ系サービスのトラフィック増大による費用配賦の適正化を長期増分費用モデルに反映させるとともに、稼働率が低く非効率な設備構築が助長されていたトランクポートについて、接続事業者へ設備削減インセンティブを与える観点から、加入者交換機及び中継交換機の専用トランクポートに係る費用について、従量制接続料から事業者毎の個別負担へと変更された。

(3) 光引込線に係る接続料の算定方法の見直し

光引込線については、NTT東西が接続事業者の求めに応じてその都度新たに敷設するという特殊な状況になることから、NTT東西の設備投資リスクを軽減するため、①月額接続料として回収していた費用の一部を工事費として回収すること、②解約等による引込線撤去費と未償却残高を接続事業者が負担すること、③貸倒リスク相当分を接続料原価に加算すること等を内容とする接続約款の変更が認可された。(05年1月より実施)

併せて、NTT東西に対して、他事業者による引込線等の自前敷設を促進していく観点から、引込線等の添架要望事業者の設備の態様に応じた添架手続きの簡素化、新たな添架ポイントの提供、一東化の是非等について検討することが求められたが、その検討結果は必ずしも十分なものではなかった。

このため、電柱添架手続の簡素化等について、総務省において関係事業者等の参画を得て検討が行われ、05年7月に当該簡素化等に係る今後の取組みが取りまとめられるとともに、これに基づき、06年1月から光引込線の自前敷設の試行的実施が行われている。

(4) 東西別接続料の設定

第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者(NTT東西)は、それぞれが原価に基づき接続料を算定することとされているが、改正NTT法(97年改正)により、NTT西日本の経営安定化のため、一定の範囲内でNTT東日本が特定費用負担金を交付することができることとされたことに伴い、NTT東西の接続料については、01年度までは東西均一とすることが認められてきた。

02年度以降の扱いについては、02年12月、情報通信審議会において、NTT東西は異なる指定電気通信設備を有する第一種電気通信事業者として、それぞれの原価に基づき接続料を算定することが適当である旨整理されたことを受け、02年度以降、実際費用方式により算定されている接続料については原則東西別に算定されている。

しかしながら、長期増分費用方式により算定されている接続料(PHS基地局回線を除く)については、長期増分費用モデル上、NTT西日本の接続料がNTT東日本の接続料を大きく上回る(03～04年度適用:約30%、05～06年度適用:約20%)こととなり、東西別接続料の設定は、ユニバーサルサービスである電話通話料に係る地域格差に繋がる可能性があるため、これについては十分な社会的コンセンサスが得られているとは言い切れないとして、03～04年度接続料及び05～07年度接続料については、引き続き東西均一とすることとされた。

(5) 債権保全に係る規定の整備

接続事業者が経営破綻等した場合に接続料等を回収できなくなる事例が発生していることを踏まえ、接続事業者の経営破綻時等における規定の整備について、04年6月、NTT東西の接続約款変更が認可された。

当該接続約款の変更においては、①接続事業者が接続に係る債権を第三者に譲渡等する場合はあらかじめ協議を要すること、②接続停止の事由が解消されたときは速やかに停止を解除すること、③工事又は手続き等について、一定の場合に事前通知の上、停止することができること、④接続に関する支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、預託金の預入れ等債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができること等が新たに規定された。

補論2 料金政策の展開

1. 電気通信事業法制定時の料金規制

85年の電気通信事業法の施行に際しては、第一種電気通信事業（電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業）（当時）は、ネットワーク構築に莫大な初期投資を要し、規模の経済やネットワークの外部性が存在すること等から参入が実質的に制限されるものであり、また、国民生活・経済に必要不可欠なネットワークを構築する基幹的な産業であり、非常事態における重要通信の確保等の社会的な役割を果たすなど公益性の高い事業であるという理念に基づいて制度設計が行われた。

このため、第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の料金は、料金の適正性を確保し利用者の利益を保護する観点から、利用者に対する影響の特に少ない料金（手数料等）を除き、認可制とされた。

また、料金の認可に当たっては、①過剰な利潤の発生や略奪的な料金設定を防止する観点から総括原価に適合すること、②電気通信事業者と利用者間の情報の非対称性から生ずる利用者の不利益を防止するため、料金の算出方法が適正かつ明確に定められていること、③サービスが国民生活・経済に必要不可欠であることから、利用者間の公平性を確保するために、料金が不当な差別的取扱いをするものでないこと等が審査された。

なお、第二種電気通信事業（第一種電気通信事業以外の電気通信事業）のうち、一定規模以上の設備により不特定多数に対してサービスを提供するものと国際通信サービスを行うものを特別第二種電気通信事業と規定し、料金は届出制とされた。

2. 料金規制の段階的緩和

(1) 料金届出制の一部導入

技術革新に伴う料金・サービスの多様化や電気通信市場における競争の進展に対応して、事業者が迅速な料金設定を可能とするため、95年の電気通信事業法改正によって一部のサービスについて事前届出制が導入された。

具体的には、96年12月、移動体通信分野における公正有効競争条件の整備や当該分野の競争の進展を踏まえ、移動体通信料金は認可制から届出制に移行した。

また、利用者の利益に及ぼす影響の程度を勘案し、付加サービス、特定業務用サービス、他のサービスに代替されたサービス、端末提供サービスについては当該影響の程度が小さいものと判断され、届出制に移行した。

これらのサービスを提供する電気通信事業者が届け出た料金の適正性を確保する観点から、当該料金が利用者の利益を阻害していると認められるときは、郵政大臣（当時）は事業者に対し料金の変更を命じることができる（料金変更命令）とされた。

（2）原則届出制への移行

移動体通信料金が届出制に移行した後、長距離・国際通信分野やインターネット接続サービス等のデータ通信分野の競争が進展し、事業者による料金引下げや多様な割引制度の導入が頻繁に行われるようになってきた。

こうした競争進展を踏まえ、市場メカニズムを活用し、事業者が利用者ニーズの多様化に対応した積極的な経営展開を可能とするとともに、簡素な手続きを実現して電気通信事業者の負担を軽減し、迅速な料金設定を可能とするため、98年の電気通信事業法改正により第一種電気通信事業者の料金は、原則、認可制から届出制へと移行した（98年11月施行）。

従前の料金認可制の下では、電気通信事業者から申請された料金については、総括原価に照らした審査を行うことによって料金の適正性を確保してきた。しかしながら、競争の進展によって利用者は他の電気通信事業者から代替するサービスの提供を受けることが可能となり、事業者の不当な料金設定の可能性が低下したことを踏まえ、不当な料金設定等が行われて利用者の利益が阻害されている場合は、料金変更命令を発動し、その料金を是正することをもって料金の適正性を事後的に確保することとされた。

かかる観点から、料金の原則届出制への移行に当たっては、利用者の利益又は公共の利益を確保する観点から、料金変更命令の発動要件を電気通信事業法において明確化し、料金の適正性に関する準則（ネガティブリスト）として取り扱うこととされた⁶²。

なお、本制度改正に際し、電気通信サービスの料金は、競争の進展している分野においては、事業者の申請する費用（総括原価）ベースではなく、原則として事業者

⁶² 現行法第29条において、当該要件は業務改善命令の要件として規定されている。具体的には、①特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき、②料金の額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき、④その他、業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているときという4つの要件が規定されている。

間の競争を通じて市場メカニズムによって決められることとなった。これにより、従来適用されていた「電気通信料金算定要領」(01年1月に電気通信事業法関係審査基準の一部とされた)は基本的に廃止された。

3. プライスキャップの導入

新規事業者の参入等により競争の進展が認められた長距離・国際通信分野等と異なり、地域通信分野においては、部分的な新規参入はあるものの、NTT(当時)による実質独占的な役務提供が行われており、料金も横ばい等で推移していた。

このように、競争の進展が不十分な分野においては、引き続き市場メカニズムを補完するために一定の規律が必要であり、市場メカニズムを補完し、事業者に経営効率化を進めるインセンティブを賦与することにより料金低廉化を促す方式として、プライスキャップ(上限価格方式)が導入された。プライスキャップは、その後のNTT再編を経て00年10月から運用されている。

上限価格方式の導入に当たっては、第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスであり、かつ利用者の利益に及ぼす影響が大きいものをその対象とすることとされた。具体的には、NTT東西の提供する固定電話サービスや専用サービスの料金が対象とされた。

4. 事業区分の廃止と原則デタリフ化の実施

(1) デタリフ化の実施

従前の電気通信事業法は、電気通信事業を第一種・特別第二種・一般第二種の3つの事業区分に分け、それぞれの事業形態等を踏まえて参入や退出、業務等に関する規制が適用される体系であった。しかしながら、市場構造の変化等により、必ずしも事業区分の差異によって事業規模やサービスの重要性が一律に異なるとは言えない状況となってきた。

これを踏まえ、03年の電気通信事業法改正により、市場環境やネットワーク構造の変化に対応しつつ、新規参入の促進や事業者間の公正な競争の促進を通じて国民利用者の利益を増進すること等を目的として、従来の事業区分を廃止する等、電気通信事業全般にわたって規律の対象や内容について見直しが行われた(04年4月施行)。

その際、料金及び契約約款に係る規制については、利用者の利用形態や競争状況等を考慮しつつ、実質的な競争が進展し、市場メカニズムを通じた料金設定が期待されるサービスについては、これを電気通信事業者の自由な経営判断に委ねることとし、料金及び契約約款の届出等の規制を廃止するとともに、相対契約を認める規制緩和措置(デタリフ化)が講じられた。

(2) 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)⁶³

03年の電気通信事業法改正において、基礎的電気通信役務については、国民生活に必要な不可欠な通信手段であり、誰もが同等の条件で利用できる公平性が求められることから、デタリフ化の対象外とされた。

基礎的電気通信役務の規定は、そもそも01年の電気通信事業法改正により導入されたユニバーサルサービス制度による補填の対象を規定するものであり、特段の規制の対象となるものではなかった。

しかし、基礎的電気通信役務が国民生活に不可欠であり、すべての利用者が公平な提供を受けるべきものであることに鑑み、現行制度においては、適格電気通信事業者のみならず、基礎的電気通信役務を提供するすべての電気通信事業者に対し、料金等の提供条件について契約約款の作成や届出等の義務を課すとともに、契約約款によらない役務の提供(相対契約)を禁止している。

(3) 指定電気通信役務

基礎的電気通信役務の他、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)が当該設備を用いて提供するサービスのうち、他の電気通信事業者によって代替するサービスが十分に提供されない等と認められるもの(指定電気通信役務)については、市場支配力の濫用から利用者の利益を保護する等の観点からデタリフ化の対象外とし、これらのサービスには保障契約約款の作成や届出等の義務を課すこととされた。

保障契約約款とは、利用者に対して最低限の提供条件を確保するために作成されるものであり、指定電気通信役務を提供する事業者が、正当な理由無く、保障契約約款に規定する提供条件でのサービス提供を拒否してはならないことを規定している。他方、指定電気通信役務については、当事者間の合意に基づく相対契約も認めることとされた。

⁶³ ユニバーサルサービス政策の展開については補論3を参照。

指定電気通信役務の決定に当たっては、他の電気通信事業者が十分なサービスを提供していないと判断する基準として、NTT東西の提供するサービス市場毎にシェアを分析した。(03年12月の情報通信審議会への諮問に際して明確化)

- ① NTT東西のシェアが50%以上のものについては、特段の事情がない限り、代替的な電気通信役務が十分に提供されていないと判断された。
- ② 逆に、NTT東西のシェアが50%以下のものについては、特段の事情がない限り、代替的な電気通信役務が十分に提供されていると判断された。
- ③ また、NTT東西のシェアが10%～50%のものについては、市場シェアの推移、料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細な分析を行った上で判断された。

なお、NTT東西の提供するサービスのうち、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務等(付加機能、映像伝送等)は指定電気通信役務の対象から除外されている。

これらの分析の結果、NTT東西の提供する加入電話、ISDN、公衆電話、フレッツI SDN、Bフレッツ、専用サービスが指定電気通信役務の対象とされた。指定電気通信役務に関する規定は、ボトルネック設備を設置する事業者による市場支配力の濫用から利用者の利益を保護するために設けられたものであり、フレッツADSLのように、NTT東西が自らのボトルネック設備を用いて提供しているサービスであっても、競争事業者の占める市場シェアの方が相対的に高いものについては競争が進展していると判断され、指定電気通信役務とならないものも存在する。

なお、プライスカップの対象となる特定電気通信役務については、03年の電気通信事業法改正により、その定義が「指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの」と改正されたが、その対象は当該法改正前と変わらず、NTT東西の提供する加入電話、ISDN、公衆電話、専用線(アナログ、高速デジタル等)となっている。

補論3 ユニバーサルサービス政策の展開

1. NTTのユニバーサルサービス提供責務

従来、全国あまねく電話サービスを提供するという政策目標は、国内通信市場において独占を保障された電電公社によって確保されてきた。こうした経緯を受け、85年4月に電電公社を民営化した際、NTT法において、NTTは「国民生活に不可欠な電話の役務をあまねく日本全国における安定的な供給を確保する」責務が課されることとなった。

97年、NTT法が改正されてNTT再編が実施されたが、こうしたユニバーサルサービスの提供責務は、NTT(持株会社)及びNTT東西の3社が引き継ぐこととされた。

2. ユニバーサルサービス制度の整備

ユニバーサルサービスは、従来、NTTの採算地域における収益を不採算地域において補填する内部相互補助により、その提供が確保されてきた。しかしながら、地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域において競争の進展が見込まれる中、NTTのコスト負担のみによってはその提供を維持することが困難となる可能性があるとの判断し、ユニバーサルサービス制度の整備が行われた。

このように、ユニバーサルサービス制度は、競争政策と不可分の関係にあり、競争進展によっても国民生活に不可欠なサービスについては、その提供を制度として維持する必要があるという考え方に基づいて整備されてきた。

ユニバーサルサービス制度は、02年6月に施行された改正電気通信事業法において整備された。ユニバーサルサービスとしては、加入電話(加入者回線アクセス、市内通話及び離島特例通信)、公衆電話及び緊急通報の3つをその具体的な範囲として定義した。

また、ユニバーサルサービスの提供に係るコスト算定については、提供事業者の非効率性を排除しやすい長期増分費用(LRIC)方式を採用し、不採算地域における「赤字部分」が採算地域における「黒字部分」で相殺し切れない部分を純費用として、当該純費用が発生した場合にユニバーサルサービス制度による補填を行う「収入費用方式(相殺型)」が採用された。

本制度において、ユニバーサルサービス制度への拠出を求められる電気通信事業者については、不採算地域の加入者回線アクセス部門から受益している電気通信事業者をその対象とした。これは、ユニバーサルサービスを提供する(“play”)か、若しくは、当該サービスの提供から受益している場合には受益の程度に応じて一定のコスト負担を行う(“pay”)という“play or pay”原則に基づく事業者間の受益者負担制度として整理された。なお、当該制度への拠出比率は電気通信事業売上高ベースで算定することとされた。

3. ユニバーサルサービス制度の見直し

ユニバーサルサービス制度については、制度施行後2年を目途として見直すこととされたのを受け、05年、制度見直しのための検討が実施された。見直しに際しての市場環境の変化としては、①NTT東西のドライカップを利用して音声電話を提供する直収電話サービスを競争事業者が提供を開始し、固定電話の基本料分野においても競争が始まったこと、②05～07年度の接続料算定方法の見直しの結果、従来は接続料原価に含まれていたNTS(Non Traffic Sensitive)コストが段階的に基本料費用に移行されることとなったこと等が挙げられた。

上記の検討の結果、以下の3点を主たる内容とする制度の見直しが行われ、06年4月から施行された。また、これに先立ち、ユニバーサルサービスを提供する適格電気通信事業者として、同年3月、NTT東西を指定した。

第一に、ユニバーサルサービスの範囲の見直しが行われた。具体的には、マイライイン制度の導入やNTT東西のドライカップを利用した直収電話の提供など、固定電話市場における競争が進展していることを踏まえ、市内通話についてはユニバーサルサービスの対象範囲から除外することとされた。

第二に、ユニバーサルサービスコスト(補填額)の算定方法について変更が行われた。当該コストは従来、収入費用方式(相殺型)で算定されていたが、特にユニバーサルサービスの提供コストの面に着目したベンチマーク方式に変更した。ベンチマーク方式では、費用面から不採算地域を特定するため、NTT東西の地域ごとの加入者回線コストを算定し、当該コストの分布において、「対数平均+標準偏差の2倍」となるコストをベンチマークとし、それを上回るコストとなる加入者回線(全体の4.9%)について、当該費用と全国平均費用の差額を補填することとされた。

第三に、ユニバーサルサービス制度への拠出比率について変更された。従来はNTT東西の加入者回線と接続等を行う事業者の電気通信事業売上高をベースに拠出比率を定めることとしていたが、これを改め、各電気通信事業者が利用者に付与している電気通信番号数の比率に応じて拠出比率を決定することとした。

参考資料C

(その他)

資料1 懇談会構成員

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」構成員

(五十音順、敬称略)

	依田 高典	京都大学大学院経済学研究科助教授
	江崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
	尾家 祐二	九州工業大学情報工学部電子情報工学科教授
座長代理	酒井 善則	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	佐藤 治正	甲南大学経済学部教授
	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
	関口 博正	神奈川大学経営学部助教授
	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
座長	林 敏彦	放送大学教授
	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
	舟田 正之	立教大学法学部教授
	増野 大作	野村證券株式会社金融経済研究所企業調査部主任研究員
	森川 博之	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授

資料2 懇談会開催要綱

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」開催要綱

1. 目的

我が国では、現在、通信網がPSTN(回線交換網)からIP(インターネット・プロトコル)網へと急速に転換しつつあり、電気通信事業を取り巻く環境が本格的なIP化時代の到来に向けて大きく変化しつつある。また、これに伴い、通信事業者のビジネスモデルについても従来の枠を超えた高度化・多様化が進展している。

本懇談会は、IP化への動きが本格化していると想定される2010年代初頭を念頭に置いて、それに対応した競争ルールの在り方について基本的な考え方を整理するとともに、接続・料金政策に係る検討の方向性を明確化することを目的として開催する。

2. 名称

本会の名称は、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」と称する。

3. 検討事項

本会は、以下の事項について検討する。

- (1)本格的なIP化時代の競争政策の基本的考え方
- (2)新しい接続政策の在り方
- (3)新しい料金政策の在り方

4. 構成及び運営

- (1)本会は、総合通信基盤局長の懇談会として開催する。
- (2)本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3)本会には座長及び座長代理を置く。
- (4)座長は、懇談会構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
- (5)座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6)本会の議事は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とし、透明性の確保に努める。
- (7)その他本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 開催期間

本会の開催期間は、平成17年10月から平成18年9月を目途とする。

6. 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

資料3 懇談会開催状況

日程	検討内容
第1回 平成17年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇談会の進め方について ○ IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について ○ IP化の進展とビジネスモデルの多様化について ○ 検討アジェンダについて
検討アジェンダ案に関する意見募集 平成17年11月1日～平成17年11月30日	
検討アジェンダ案に関する意見の公表 平成17年12月2日	
第2回 平成17年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討アジェンダについて ○ 欧米における競争政策の動向について ○ 懇談会におけるヒアリングの実施について
検討アジェンダの決定 平成17年12月28日	
第3回 平成18年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業者・団体からのヒアリング① <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本電信電話株式会社 ・ KDDI株式会社 ・ ソフトバンク株式会社 ・ イー・アクセス株式会社 ・ ボーダフォン株式会社 ・ 株式会社Jストリーム ・ 株式会社ACCESS
第4回 平成18年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業者・団体からのヒアリング② <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社ケイ・オプティコム ・ 株式会社ジュピターテレコム ・ 社団法人テレコムサービス協会 ・ 情報通信ネットワーク産業協会 ・ 富士通株式会社 ・ モバイル・コンテンツ・フォーラム ・ 株式会社インフォシティ ・ 東京都地域婦人団体連盟
第5回 平成18年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する主要論点について ○ IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請について
IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請 平成18年4月4日～平成18年5月10日	
第6回 平成18年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ NGN について ○ 料金政策の経緯等について ○ 接続政策の経緯等について ○ 諸外国における競争政策の動向について

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見の公表 平成18年5月15日	
第7回 平成18年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信事業紛争処理委員会からのヒアリング ○ 公正取引委員会からのヒアリング ○ 主要論点(第2次案)について
第8回 平成18年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 端末に関する技術的課題 ○ ネットワークの中立性について ○ MVNOを巡る政策課題 ○ 次世代ネットワークに係る検討状況について
第9回 平成18年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告書案について
報告書案に対する意見募集 平成18年7月19日～平成18年8月23日	
報告書案に対する意見の公表 平成18年8月25日	
第10回(最終会合) 平成18年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告書案について ○ 通信・放送分野の改革に関する最近の動き

資料4 検討アジェンダ及び検討アジェンダ案に対する主な意見

IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討アジェンダ

平成 17 年 12 月 21 日

「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」においては、特に利用者利益の保護という観点を重視しつつ、本検討アジェンダに沿って電気通信事業分野における今後の競争政策について検討課題を抽出するとともに、可能な限り政策の方向性について具体化を図ることとする⁶⁴。

1. IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

(1) IP 化の進展に伴う競争環境の変化

① ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み

- ブロードバンド時代のビジネスモデルは、従来の電気通信事業の枠組みにとどまることなく、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー、プラットフォームレイヤー、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに至る複数のレイヤー(事業領域)ごとに機能がモジュール化され、これを単一又は複数のプレーヤーが組み合わせる垂直統合型の比重が高まるものと見込まれる。このため、レイヤー型競争モデル(末尾参考を参照)を基にして、今後の競争ルールの在り方について検討する。
- なお、レイヤー型競争モデルはあくまで垂直統合型のビジネスモデルを分析することを目的とする手法であり、これを基に垂直統合型のビジネスモデルに一義的に規制を加えること等を意図するものではない。

② IP ベースのネットワーク構造に係る移行プロセス

- IP 化の進展に伴い、ネットワーク構造の段階的(時系列的)な変化を踏まえつつ、これに対応した競争ルールの在り方を検討する。例えば、NTT グループは「NTT グループ中期経営戦略の推進について」を公表(平成 17 年 11 月)し、

⁶⁴ 本検討アジェンダは、本懇談会第1回会合(平成 17 年 10 月)において議論を行い、同年 11 月に意見招請を行った。その結果、合計 22 社(団体・個人を含む)から意見が寄せられた(各意見は総務省ホームページにおいて閲覧可能)。なお、本検討アジェンダは、懇談会における主たる検討項目を整理したものであり、明記されていない項目の検討が排除されるものではない。また、各検討項目に係る検討の具体的な方向性について、本懇談会として現時点で予断を持つものではない。

次世代ネットワークの構築に向けた取り組みを今後進めていくことを表明している。また、KDDIも平成19年度末を期限とする固定電話網IP化計画を公表(平成16年9月)している。このため、競争ルールの在り方を検討するに際しては、NTTグループをはじめとする各電気通信事業者の次世代ネットワーク構築に向けた取組みの方向性やスケジュール等を念頭に置くものとする。

(2) 競争政策に関する基本的視点

① サービス競争と設備競争の関係

■ 電気通信事業分野の競争政策は、ボトルネック設備を保有する事業者のネットワークのオープン化によって他の競争事業者の参入を促進する「サービス競争」と、それぞれの競争事業者が自らネットワーク設備を敷設してサービスを提供する「設備競争」という2つの競争形態を基に進展してきている。IP化の進展に伴い市場環境が変化する中、こうした「サービス競争」と「設備競争」の関係を念頭に置きつつ、競争ルールの在り方について検討する。

② 競争中立性と技術中立性の確保

■ 電気通信市場における公正有効競争環境を整備し、当該市場における競争促進を図る観点から、競争ルールにおいて、特定の事業者が特に有利又は不利に取り扱われることのないよう「競争中立性」を確保することが求められる。また、特定の技術が特に有利又は不利に取り扱われることのないよう「技術中立性」を確保することも求められる。

■ IP化が進展する中、引き続き「競争中立性」及び「技術中立性」の確保を念頭に置きつつ、競争ルールの在り方について検討する。

③ 垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方

■ 各レイヤーごとの「競争中立性」や「技術中立性」の他、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルに対応した競争ルールとして、各レイヤー間の公正競争を確保するための競争ルールの在り方について検討する。その際、通信サービスレイヤーと密接不可分の関係にあるプラットフォームレイヤー内での公正競争確保の在り方についても検討する。

④ 利用者利益の保護

■ IP化が本格的に進展することが見込まれる2010年代初頭においても、地域特性等によってPSTNに依存する利用者が相当程度存在するものと見込まれる。このため、PSTNからIP網への移行に際し、こうした利用者層に対していかなる配慮が求められるか念頭に置きつつ、競争ルールの在り方について検討する。

⑤ 検討に際しての時間軸

- 競争ルールの在り方を検討するに際しては、IP 網への移行が進む過程(2010年代初頭頃までを想定)での政策課題と、本格的に IP 化が進展した時点(2010年代初頭以降を想定)での政策課題を区別する方向で検討する。

2. 今後の接続政策の在り方

(1) 接続政策に関する基本的視点

① 電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールの検証

- 電気通信市場においては、複数のネットワークが相互に接続することによりサービス提供が行われている。このため、当該市場の健全な発展を図る観点から、各電気通信事業者には接続義務を課すとともに、特に不可欠性(ボトルネック性)の高い設備についてはネットワークの開放義務を課し、競争事業者が当該設備を利用して事業展開を行うこととしてきた。こうした、これまでの接続ルールによる競争促進効果について改めて検証する。

② 市場環境の変化に即した接続ルールの柔軟な見直し

- 今後、PSTN から IP 網へと移行していく中であっても、相互接続によってエンドエンドベースの通信疎通を確保する必要があり、接続ルールを不断に見直していくことが求められる。このため、市場環境の変化に即した接続ルールの柔軟な見直しを図っていくこと(及びこれを可能とする仕組み)を前提として検討する。
- 特に、PSTN と IP 網が並存する状況が当面継続すると見込まれるところであり、時間軸(1)(2)⑤参照)を踏まえつつ検討する。

③ 垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争確保の在り方

- 垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まるとすれば、レイヤーを縦断する形で何らかの市場支配力が濫用される可能性がある(例えば、物理網レイヤー・通信網レイヤーから上位のレイヤーへの市場支配力の濫用等)。このため、こうした市場支配力の濫用の可能性と、これに対応した公正競争確保の在り方について検討する。

(2) 指定電気通信設備制度の在り方

① 指定電気通信設備制度の枠組み

- 現行の競争ルールにおいては、第一種指定電気通信設備(固定系)と第二種指定電気通信設備(移動系)を指定し、それぞれの市場特性に応じた規制を適用する非対称規制を課している。こうした非対称規制の在り方について、公正有効競争を確保する観点から改善すべき事項について検討する。

- 具体的には、例えば以下の項目について検討する。
 - (a) 第一種指定電気通信設備を有する事業者と第二種指定電気通信設備を有する事業者による FMC (Fixed Mobile Convergence)サービスの提供を念頭に置いた指定電気通信設備制度の在り方
 - (b) 第一種指定電気通信設備の指定に係る加入者回線について、光回線とメタル回線の総計をもって各都道府県ごとにシェア(市場占有率)を算定する現行制度の妥当性
 - (c) ネットワーク構造の変化に対応した接続会計の在り方
 - (d) ネットワーク構造の変化を念頭に置いたコロケーションルール等の在り方
 - (e) 第二種指定電気通信設備の指定に係る閾値(ベンチマーク)の在り方

② 第一種指定電気通信設備の範囲

- IP 網への移行が進む中、例えば、アクセス回線におけるメタル回線から光ファイバ網等への移行や FMC サービスの台頭等によって第一種指定電気通信設備の範囲について見直しが必要になるかどうか、また仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか検討する
- 具体的には、例えば、競争評価(平成 15 年度より毎年実施)を用いた市場画定・市場支配力の判定手法と第一種指定電気通信設備の範囲の在り方について、EU 等の例も参考にしつつ、両者の有機的連携の可能性について検討する。

(3) 接続料算定の在り方

① PSTN の接続料算定の在り方

- PSTN の接続料は長期増分費用(LRIC: Long-Run Incremental Cost)方式により通信量に基づき算定しているが、IP 網への移行が本格化する中、その見直しが必要かどうか検討する。今回の意見招請結果において、本件に係る意見提出者の意見等には相当の開きが認められるが、仮に何らかの新しい制度(方式)に移行する必要があるとすれば、どのような制度が考えられるか検討する。

② 将来原価方式の在り方

- 電気通信サービスに新規性があり、かつ今後相当の需要が見込まれる場合、接続料の原価算定は予測需要に基づく将来原価方式を用いることが認められているが、市場構造の急速な変化に対応した見直しが必要か検討する。
- 具体的には、例えば以下の項目について検討する。
 - (a) NTT 東西の光ファイバに係る接続料(平成 13~19 年の 7 年間を算定期間として設定)について、その妥当性を検証する。その際、当該接続料の算定時における収入・費用の予測値と実績値の関係、FTTH (Fiber to the home) 市場の動向を含む市場環境全般の変化、NTT 中期経営戦略

(2010 年度時点で光サービス利用者を 3,000 万加入と見込んでいる)等との関係を念頭に置いて検証する。

- (b) 接続料の算定時に想定した需要見込みとその後の実際の需要が大きく乖離した場合の当該接続料の見直しの在り方(ルール)について検討する。

③ その他

■ 上記の他、例えば以下の項目について検討する。

- (a) 実績原価方式により算定されている接続料について、通信量が確定した後に行われている現行の事後精算制度の在り方について検討する。
- (b) NTT 東西の接続料と利用者料金との関係を検証する手法(スタックテスト)の有効性について検討する。

(4) 指定電気通信設備制度を踏まえた公正競争確保要件の在り方

① 指定電気通信設備制度に関連する行為規制の在り方

■ 指定電気通信設備制度に関連して、現行スキームでは特定関係事業者制度や行為規制(不当な差別的取扱い等の禁止)が課されている。IP 化の進展に伴う市場の融合に対応し、こうした行為規制に係る制度の在り方について検討する⁶⁵。

② NTT グループに係る公正競争要件の在り方

■ 再編前の旧 NTT における移動体通信業務(現在は NTT ドコモ各社の業務)の分離(平成 4 年 7 月)、NTT の再編成(平成 11 年 7 月)、NTT 東西に係る活用業務認可(NTT 法第 2 条第 5 項)等に関連して定められた NTT グループ各社間(及び NTT グループ各社と競争事業者間)の公正競争確保のための要件(担保措置)の今日的意義と有効性について検討する⁶⁶。

⁶⁵ 第一種指定電気通信設備を保有する電気通信事業者(NTT 東西)については、資本関係のある兄弟会社や子会社について特定関係事業者(現在は NTT コミュニケーションズ)を指定し、両者の間の役員兼任を禁止するとともに、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止している(電気通信事業法第 31 条第 1 項及び第 2 項)。

また、第一種指定電気通信設備を保有する事業者(NTT 東西)及び第二種電気通信設備を保有する事業者であって市場シェア(電気通信事業収益ベース)が 25%を超える事業者のうち総務大臣の指定する電気通信事業者(NTT ドコモ各社)に行為規制を適用している(同法第 30 条第 3 項)。

当該行為規制には、(a)他の電気通信事業者との接続業務で知り得た情報を当該業務以外の用途(例えば営業活動)に用いることの禁止、(b)特定の電気通信事業者を不当に優先的(又は不利)に取り扱うこと等の禁止、(c)他の電気通信事業者(同法第 164 条に掲げる電気通信事業者を含む)、電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務に係る不当な規律・干渉の禁止の 3 項目が含まれる。

⁶⁶ 旧 NTT の移動体通信事業(現 NTT ドコモ)の分離(平成 4 年 7 月に一社体制で分離、平成 5 年 7 月に地域分割を実施)、NTT 再編成に関する基本方針(平成 9 年 12 月)、「東西 NTT の業務範囲拡大の認可に係る公正競争ガイドライン」(平成 13 年 12 月)及び当該ガイドラインに基づく活用業務認可等に際し、NTT グループ各社と競争事業者等との間の公正競争確保のための条件を付している。

(5) 接続形態の多様化への対応

① IP 化に対応した接続形態の検証

■ IP 化が本格化する中、ピアリング(ISP 間でお互いに相手方の ISP あてのトラフィックを交換しあうこと)やトランジット(他の ISP からのトラフィックをインターネット全体に中継すること)の占める比率が高まってくる可能性がある。このため、当該市場の特性を念頭に置きつつ、エンドエンドでの相互接続性の確保、サービス品質の維持、公正競争の確保といった観点から、競争ルールの在り方を検討する。

② MVNO の新規参入促進の在り方

■ 移動体市場において新規事業者 3 社の参入が実現(平成 17 年 11 月)し、また平成 18 年 11 月から番号ポータビリティの確保が携帯電話事業各社に義務付けられる方向であるなど、当該市場における競争が従来以上に活性化することが期待される。こうした中、当該市場において更なる競争促進を図る観点から、MVNO(Mobile Virtual Network Operator)に関連する公正競争環境整備や利用者保護の在り方について検討する。なお本件については、総務省において実施中の MVNO に関連する政策対応についての検討⁶⁷の結果等を踏まえて検討する。

(6) 次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方

■ NTT、KDDI をはじめとする各電気通信事業者が次世代ネットワーク構築に向けて具体的な取り組みを始めている。こうした中、ネットワークの IP 化に対応した技術基準の見直しについて平成 17 年 11 月から情報通信審議会において審議が開始された他、各電気通信事業者間の IP 網接続に係る技術的な検討課題については、関係電気通信事業者やベンダー等が参画する「次世代 IP ネットワーク推進フォーラム」(平成 17 年 12 月設立)において検討が開始された。

■ アクセス網を含め今後ネットワークの IP 化が進展していく中、こうした技術的課題の検討に加え、基幹的通信事業者である NTT 東西をはじめとする各電気通信事業者の保有する IP 網同士の円滑な相互接続を確保することが求められる。このため、次世代ネットワークに対応した相互接続性を確保するための環境整備の在り方について、競争政策の観点から検討する。

3. 今後の料金政策の在り方

⁶⁷ 平成 17 年 12 月、総務省は「携帯電話事業の環境変化と今後の政策対応に関する意見募集」を発表し、MVNO に関する関係事業者からの情報・意見の募集を開始した。今後、平成 18 年夏を目途に MVNO に関連する電気通信事業法等の解釈・運用に関する考え方などについて検討結果を取りまとめ、公表する予定。

(1) 料金政策に関する基本的視点

① 電気通信事業分野におけるこれまでの料金政策の検証

- 電気通信市場において利用者の利益を確保する観点から、コストに基づく適正な料金水準が確保されるよう料金政策が展開されるとともに、近年においては大幅な規制緩和が実施されてきた。そこで、こうした過去の料金政策によって、その目的とする競争促進や利用者利益の確保が実現したかどうか改めて検証する。

② 市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項

- 今後 IP 化が進展し、ビジネスモデルが多様化する中、ブロードバンド市場における料金体系も加速的に多様化していくものと見込まれる。このため、市場環境の変化に即した料金政策の在り方について検討する。

(2) プライスキャップ規制の在り方

① プライスキャップ規制の検証

- 指定電気通信役務(ボトルネック設備を用いて提供されるサービスであって、競争事業者によって代替的なサービスが十分に提供されていないもの)のうち、利用者利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を特定電気通信役務として規定し、現在プライスキャップ規制を適用している。そこで、当該制度についてこれまで有効に機能してきたかどうか改めて検証する。

② プライスキャップ規制の見直しの必要性

- IP 化が進展する中、プライスキャップ規制及び当該規制の適用範囲(バスケットの在り方等を含む)について見直しを図る必要があるとすれば、具体的にどのような見直しが必要か検討する。なお、本件については総務省において別途開催中の「プライスキャップの運用に関する研究会」⁶⁸の検討結果等を踏まえて検討する。

(3) 新しい料金体系への対応

① ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性

- ブロードバンド市場におけるビジネスモデルの多様化に対応して、料金体系も多様化の方向に向かっている。例えば、(a)複数の電気通信サービスのバンドル型料金メニュー、(b)垂直統合型のビジネスモデルを前提とした電気通信サ

⁶⁸ 「プライスキャップの運用に関する研究会」(総務省総合通信基盤局長の研究会)は、平成 17 年 11 月設置。本研究会は、平成 18 年 10 月以降に適用される新しい基準料金指数の設定に必要な X 値(生産性向上見込率)を算定する際に留意すべき基本的な考え方について検討を行い、平成 18 年 3 月を目途に検討結果を取りまとめる予定。

ービスとその他のサービスの料金を組み合わせた料金メニュー、(c)最大通信速度を提示するベストエフォート型料金等が多数登場してきている。こうしたビジネスモデルの多様化に対応した料金メニューの多様化について、公正競争確保及び利用者保護の観点からどのような政策対応が求められるか検討する。

② その他「新しい料金体系への対応」について検討すべき事項

- 電気通信サービスに係る料金規制は、現行の電気通信事業法(平成 16 年 4 月に改正法を施行)において原則デタリフ化されたが、電気通信市場における料金の適正化を図る観点から市場監視(モニタリング)の機能強化を図る必要性があるとすれば、どのような方策が考えられるか検討する。

4. その他の政策課題

(1) 通信網増強のためのコスト負担の在り方

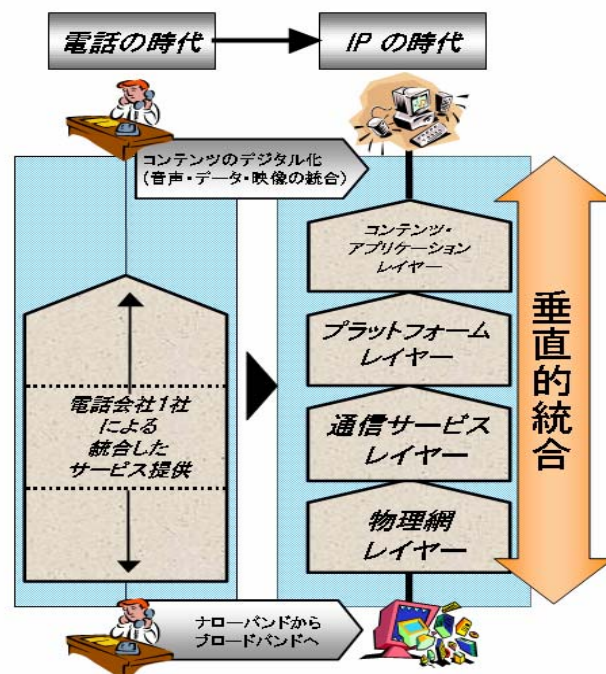
- IP 網上で今後リッチコンテンツ等が多数流通し、ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が広がる可能性がある。この際、通信需要の加速的増加に対応した通信網のキャパシティ増強のためのコスト負担の在り方はどうあるべきかについて、利用者間の負担の公平性確保の観点から検討する。

(2) その他、競争政策との関連において検討すべき課題

- 上記の他、例えば、
 - (a) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方（他のレイヤーとの間のオープン性確保の在り方を含む）
 - (b) 電気通信事業者間の紛争処理メカニズムの強化
 - (c) 消費者保護策の充実（基礎的な電気通信サービスのあまねく全国における提供の確保を目的とするユニバーサルサービス政策の在り方との関連を含む）
 - (d) 競争ルールの国際的整合性の確保の在り方
- など、競争政策との関連において対応が求められる可能性がある課題について検討する。なお、競争政策に係る検討は、ブロードバンド市場のグローバル化が今後更に加速することを念頭に置いて行う。

レイヤー型競争モデルと垂直統合型ビジネスモデル

レイヤー型競争モデルは、多様なビジネスモデルを分析するための枠組みであり、複数のレイヤーをバンドルして一社単独でサービスを提供したり、複数のプレーヤーが得意とする経営資源を持ち寄って協働型のサービス提供を行うなど、様々なビジネスモデルの形態があり得る。なお、「プラットフォームレイヤー」には、認証・課金、コンテンツ配信事業、著作権管理などの機能が含まれると想定している。



意見提出者一覧

東京電力株式会社
株式会社ジェイコム東京
浦和ケーブル・テレビ・ネットワーク株式会社
株式会社メディアさいたま
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコム千葉
株式会社ジェイコム札幌
株式会社ジェイコム関東
株式会社ジェイコム湘南
福岡ケーブルネットワーク株式会社
株式会社ジェイコム北九州
株式会社ケーブルビジョン21
株式会社ケーブルネット下関
株式会社ジェイコム関西
北摂ケーブルネット株式会社
株式会社ケーブルネット神戸芦屋
株式会社ケイ・オブティコム
九州通信ネットワーク株式会社
社団法人日本ケーブルテレビ連盟
情報通信ネットワーク産業協会
株式会社YOZAN
株式会社アッカ・ネットワークス
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
中部テレコミュニケーション株式会社
富士通株式会社
ソフトバンクBB株式会社
日本テレコム株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社ウィルコム
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
ボーダフォン株式会社
イー・アクセス株式会社
KDDI株式会社
KVH株式会社
個人

IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討アジェンダ（案）に対する主要意見とこれに対する考え方

全般的な意見

提出者	意見	考え方
CIAJ	<p>■ 競争ルールについては、これまで競争の促進、事前規制から事後規制への転換等を進めてきた結果、相応の成果を上げてきたが、今回の検討にあたっては、この基本的な考え方は堅持されるべき。政府の役割は民間活力を最大限に引き出すという立場に基づき、<u>通信政策における政府関与も必要不可欠な項目のみとし、最小限に止めるべき</u>。関連分野に幅広く目配りして検討を行い、情報通信の発展に伴って生ずる制度の矛盾や遅れを正すことは有意義だが、国内情報通信産業の活性化を阻害しかねない対応には慎重であるべき。</p> <p>■ 通信事業者が各々厳しい競争関係におかれる中で、国家安全保障や、国民の安心・安全／産業の共通インフラ保持などの視点に基づくネットワークの構築、維持が必要。「我が国の通信ネットワークの在り方」に関して、<u>ネットワークの性能／品質／セキュリティ対応力などの要件確保に加え、透明性のある料金水準を維持しながら通信ネットワークへの投資継続性をどう担保していくのか等の視点が重要</u>。</p>	<p>本懇談会における議論全般の参考とする。</p>
イー・アクセス	<p>■ 政策目標と規制当局の役割 懇談会等で今後行われる検討においては、議論の発散を防ぐため、<u>政策目標を明確にすべき</u>。また同時にそのような政策目標を実現するために規制当局が果たすべき役割についても明確化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弊社が考える<u>政策目標</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユビキタス社会の実現に向けた競争環境下での次世代ネットワークへの投資促進 ・ アクセス網の高度化のプロセスについて ● 弊社として期待したい<u>規制当局の役割</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な競争環境の確保 ・ 競争事業者の投資決定のための不確実性の低減 	<p>同上</p>
	<p>■ 次世代ネットワークの投資促進に対する検討 IP 化の進展に対応した競争政策を検討するうえでは、議論の発散を防ぐ意味で次世代ネットワークを軸に据えた議論を行うことが適切。中でも、本年 11 月 9 日に発表された NTT の中期経営戦略では、具体的な内容は示されていないながらも、<u>NTT の次世代ネットワーク構築のプランが示されているが、その計画の他通信業者及び消費者に与える影響は大きく、日本における通信市場の競争環境を根本的に変える可能性があるため、特に検討対象の中心に据え、次世代ネットワークへの移行を想定しつつ持続的な競争環境を維持していくか、検討を行うべき</u>。</p> <p>■ NTT 中期経営戦略に関する以下の事項を最初に整理することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代ネットワークの実態と技術的・経済的性質（効率的かつ維持可能な競争の可能性）の検証 ● 次世代ネットワークへの相互接続の形態及び可能となるアンバンドル要素等の検証 ● 次世代ネットワークにかかるボトルネック性及び市場支配力の検証 <p>■ フレームワークの議論を行ったのちに、旧来なネットワークもしくはサービスから次世代ネットワークへの移行をどのように進めるかについて、「ユーザの移行の方法」、「接続料金のあり方」及び「料金規制のあり方」などを主論点として議論する必要がある。</p>	<p>次世代ネットワークに関するご指摘については、2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」における議論の参考とする。</p> <p>NTT 中期経営戦略に係る競争政策上の検証は 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」等で行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>アクセス網の高度化</u> アクセス網の高度化については、本来は物理層レイヤーにおける事象のため、次世代ネットワークとは切離した課題として整理し検討項目とする必要がある。 	<p>アクセス網の高度化についても、2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」において検討する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>継続的な競争環境の確保</u> 特に NTT の中期経営戦略の発表内容に対しては、多くの事業者からも NTT グループの市場支配力強化に対する懸念が表明されている。 <u>NTT グループの在り方と公正競争の確保</u>については、アジェンダに加えることを希望。 	<p>ご指摘を踏まえ、2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」を追加。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>競争政策のツールの有効性の検証</u> 現在の競争政策のツールが、今後有効に機能していくかどうかについても検証することが必要。 	<p>競争政策の有効性の定期的な検証は極めて重要であり、例えば 2(1)②「市場環境の変化に即した接続ルールの柔軟な見直し」の中で検討する。</p>
フュージョン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信自由化から 20 年が経ち新電電各社(以下、「<u>接続事業者</u>」という)も局所的(特定地域の特定業務)では競争事業者の役割を果たしているが、NTT グループ(以下「NTT」という)の公社時代から築かれたインフラ及びそのサービスブランドの価値は高く、その電気通信業界での存在は圧倒的。 ■ 2005 年 11 月 9 日、NTT はグループの再々編に向けた具体策を発表しており、その中で固定系と移動帯系とのシームレスなサービス提供という基本コンセプトがあったが、これは <u>NTT の 1 社体制に回帰することを意味するもの</u>。NTT の今後の在り方も視野に入れた上で、通信市場の公正な競争を促進する適切なルールが作られることを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>NTT 持ち株会社と各事業会社を完全に資本分離</u>することで競争を促進させる NTT は 1999 年に分離分割されたが、持ち株会社と傘下の各事業会社は資本で結ばれているため、実質的には 1 社体制と変わらない。電気通信事業者間の公正な競争を促進するには、電気通信事業のボトルネック設備を有する会社が、NTT という特定グループの内部に存在している、そのボトルネック設備と接続なしにサービスを提供できない接続事業者との公正な競争には限界がある。このためにもグループ会社間の資本分離が不可欠。 ● <u>アクセス回線及び収容局舎利用の中立性</u>について 現在、地域会社が有する<u>アクセス回線及びその収容局舎を管理・運営する部門のみを地域会社から分離独立</u>させることを提案します。この組織は電気通信サービスを提供せずにファシリティの提供のみを行う。これによりその設備を利用して電気通信サービスを行う場合、NTT 系事業者及び接続事業者は同等の利用条件になる。 ■ <u>活用業務の認可</u>について これまで、NTT 東日本・西日本(以下、「<u>地域会社</u>」という)が申請された活用業務については、条件付きながら全て認可されている。その申請時点においては、地域会社の市場支配力が小さいこと及び接続事業者も同様のサービスを既に提供しているか、可能な接続条件があるとの理由。地域会社の業務区域の原則は指定された県内業務であり、例外的に活用業務として県間・国際通信業務が認められることであると思われるが、昨今の地域会社におけるひかり電話のエリア拡大(戸建住宅向けにおいては、サービス開始当初は政令指定都市の一部のみの提供であったが、約半年間で地方都市に至るまで提供を拡大しており、非常にスピーディーなエリア展開を実現している)は、アクセル回系設備(電柱・管路等も含む)及びアクセス回線の収容局を所有する地域会社であればこそ可能なこと。このサービスが今後拡大することで、<u>地域会社の県内業務の意味がなくなりつつある</u>。 	<p>NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p> <p>NTT 東西の活用業務認可については、2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p> <p>固定・携帯サービスの融合については、意見を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第一種指定電気通信設備を有する事業者と第二種指定電気通信設備を有する事業者による FMC サービスの提供を念頭に置いた指定電気通信設備制度の在り方」を追加。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の固定・携帯サービスの融合に際して、地域会社（第1種指定電気通信設備）とNTTドコモ（第2種指定電気通信設備）が連携を主張しているが、固定系・移動体系における<u>ドミナント同士の連携サービスには、原理原則の原点に立ち帰った検討をお願いしたい。</u> 	
ボードフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまで総務省にて推進されてきた競争政策は、日本の電気通信市場の発展に大きく寄与してきた。弊社は、電気通信市場においてIP化が進展したとしても、競争促進および市場の発展・成長を維持し続けるために適切な規制環境を維持することが重要であると考え。よって、弊社は、競争促進および市場の発展・成長を確実にものとするために最適な政策の在り方について検討するという本懇談会の趣旨に賛同。 ■ 検討に際しては、次のような規制政策に関する基本的な考え方を引き続き適用することが重要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 独占禁止法および電気通信事業法等既存の法令による適切な対応が困難であるような、明白な「<u>市場の失敗</u>」が存在している（もしくは発生しうる）のか否かを確認する。そして、「市場の失敗」が存在、もしくは発生する可能性があり、かつ規制によりもたらされる便益が規制によるコストを上回る場合にのみ、電気通信事業法に基づく新たな規制を適用する。その場合、新たな規制の制定や規制の改定は、問題の特性や程度に応じ、最小限のものとしなければならない。<u>このアプローチに従うと、規制の焦点は、ボトルネック設備を有する支配的事業者、コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者に対して当てられるもの</u>と考える。 ■ 本懇談会において、主に以下の点について重点的に議論を行って頂くことを希望。 <ul style="list-style-type: none"> ● IP化が進展しても、ボトルネック設備を有する<u>支配的事業者に対する規制</u>は引き続き維持。 ● NTTグループより公表された「<u>NTTグループ中期経営戦略の推進について</u>」に基づくNTTグループ内の連携の強化が、<u>公正競争上の問題を新たに引き起こさないよう</u>に対応する。 ● IP化の進展に応じて、コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーという電気通信事業分野以外の重要性、および電気通信事業分野と電気通信事業分野以外を縦断するビジネスモデルの比重が高まることが考えられるため、<u>電気通信事業分野以外における市場支配力が、電気通信事業分野における競争に対して及ぼす影響の度合いを検証</u>する。 	<p>本懇談会における議論全般の参考とする。</p> <p>なお、レイヤーを縦断する市場支配力濫用の可能性については、2(1)③「<u>垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争確保の在り方</u>」において検討する。</p> <p>支配的事業者に対する規制の在り方については、2(2)「<u>指定電気通信設備制度の在り方</u>」において検討する。</p> <p>NTT 中期経営戦略に係る競争政策上の検証は2(4)②「<u>NTTグループに係る公正競争要件の在り方</u>」等で行う。</p>

1. IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

(1) IP化の進展に伴う競争環境の変化

項目	意見		考え方
	提出者		
① ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み	ClAJ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展に対応した競争政策を検討するに際し、新たな事業者の参入を促す等、事業者間の公正な競争を担保できるような、以下の視点が重要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 物理網レイヤーや通信網サービスレイヤー等、レイヤー毎の政策を構築し、自由かつ公正な競争条件の確立。 ● 公正な競争条件確立に当たっては、従来の通信サービスの範囲内での取り組みに留めるべき。 	本項目における議論の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>レイヤー型競争モデルを元にした検討については適当</u>。ただし、全てのレイヤーを包含する支配的通信事業者と非支配的通信事業者が2極化していくことにより支配的通信事業者だけが生き残るといった構造を回避する構造が必要。 	同上
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービスの多様化を促進するという面から、レイヤー型競争モデルを基にしつつ検討するのは望まし 	同上

		い。しかし、コンテンツ等のアプリケーションレイヤーについて電気通信事業として扱うのか、特に放送・映像については慎重に検討することが望まれる。	
NTT ドコモ		■ 「レイヤー型競争モデルを基にしつつ今後の競争ルールの在り方について検討するアプローチ」自体は適当だが、そもそも競争ルールを論ずるにあたっては需要者側の視点が重要であり、かかる視点からのアプローチを取るべき。	同上
CTC		■ 垂直的統合型のビジネスモデルを前提にする場合、既存網や IP 網の各レイヤーで市場支配力を有する事業者が、その優越的な地位を濫用しないようなルール作りが必要。	同上
富士通		■ 多様な事業者による多様なビジネスモデルでの競争を促進することが、電気通信産業の健全な発展を実現。従って、レイヤー型の競争モデルによる競争ルールというアプローチに賛同。	同上
SBB・JT		■ レイヤー間での市場支配力の影響について分析する必要があることから、このアプローチは妥当。	同上
イー・アクセス		■ 今後、垂直統合型等従来にないビジネスモデルが出現していくことが期待されるが、具体的なビジネスモデルを検討しようとするれば、さまざまなレベルのものが混在せざるをえず、議論が発散する可能性がある。特定のビジネスモデルとその競争環境についての議論があるのではなく、一般的なアジェンダとするのならば、議論の重要性は低い。	同上
NTT 東日本・西日本		<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場は、独占から競争へと移行した電話市場とは異なって、はじめから競争市場であり、県内／県間といった市場区分のない IP ベースのネットワークや、DSL・光ファイバ・CATV・広帯域無線等の多様なアクセス技術によってサービスが提供されており、更には、固定／移動、通信／放送といったサービスの融合化が進みつつある等、これから大きく変化・発展していく可能性を秘めた市場である。 ■ 各事業者は、自らの強みを生かしながら、創意工夫によって、例えば広告等他分野のビジネスと組み合わせる等、従来の通信の枠組みに止まらない業種業界を跨るビジネスモデルを新たに構築・展開しようとしているところ。 ■ IP 時代の市場構造を理解するうえで、レイヤー型のモデルを用いて、アクセス・ネットワークレイヤだけでなく、上位レイヤーからの影響等も含め、多角的な視点から検討するアプローチ自体には意味があると考える、上述のとおり、今後どのようにブロードバンド市場が発展し、どのようなビジネスモデルが新しく登場し、また、移り変わっていくのか、全く予測がつかない現在の状況の下では、<u>特定のモデルを用いて競争政策の在り方を議論することは非常に困難。</u> ■ <u>ブロードバンド市場は、電話市場とは異なって、これから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であることから、規制ありきではなく、各事業者の自由な事業判断に委ねることが適当。</u> ■ 電話時代の競争ルールがブロードバンドサービスにそのまま適用されているため、ブロードバンドサービスの競争に支障が生じているものについては、全体的な議論とは切り離して、早急に見直していただきたい。 	レイヤー型競争モデルと競争ルールの在り方を明確にするため、1(1)①「ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み」において、「レイヤー型競争モデルはあくまで垂直統合型のビジネスモデルを分析することを目的とする手法であり、これを基に垂直統合型のビジネスモデルに一義的に規制を加えること等を意図するものではない」ことを明記した。
ウィルコム		<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争政策の検討の前提として、どのような形で各々の市場を定義するかが極めて重要な要素。については、<u>市場の定義にあたっては、各市場における競争が有効に働くよう、十分な議論をしていただきたい。</u> 今後の競争政策においては、垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まる中でも、各レイヤー（市 	ドミナント規制や回線の開放義務に係る問題については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」で議論する。

		場) 毎に公正競争が確保できる環境の整備を行うべき。具体的には、各レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が存在する場合や、 <u>エッセンシャルファシリティが特定の事業者によって占有される場合には、ある一定の条件の下にオープン化を実施する等の検討が必要。</u>	
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の進展を考慮した場合、レイヤー型ビジネスモデルによる検討は、新たな問題点を見つけ出す<u>二つの手段</u>。しかしながら、IP 化が進展したとしても、総論にて記載した規制政策に関する基本的な考え方を<u>変えるべきではない</u>。 ■ IP 化の進展により、事業者がネットワークレイヤー、コンテンツレイヤーなど複数のレイヤーに跨り事業を展開するなど、ビジネスモデルは多様化。そのような環境においても、<u>従来からのボトルネック設備や市場支配力の有無に着目した検討を継続する必要がある</u>。 	同上
	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の進展に伴う競争環境の検討においても、<u>NTT 問題は不可避の課題</u>。 NTT は、国が三分の一以上の株式を保有する特別法による特殊会社であり、明治以来その特権的地位により電話債権、工事負担金や高い遠距離通話料によって構築した通信インフラと技術をもっている。 NTT が、自らあるいは支配する会社をして、IP 化を何の規制もなく全国レベルで行った場合、これに対抗できる通信・放送会社は<u>一社もない</u>。 したがって、<u>ドミナント規制、回線の開放義務等は今後も継続されるべき</u>。また、ドミナント規制の緩和・撤廃等が議論の対象となる場合は、国民・視聴者のために国会等において広く議論がなされるべき。 	ドミナント規制や回線の開放義務に係る問題については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」で議論する。 なお、NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。
	フュージョン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組みについてレイヤー型競争モデルを基にしつつ今後の競争ルールの在り方について検討するアプローチは適当</u>。 ■ IP 化の進展に伴い、ネットワーク構造はより一層細分化、複雑化していくと想定。例えば、音声・データ・映像などネットワーク上で提供されるサービスも多様化し、その融合もますます発展。それを踏まえて、通信サービスとして規制対象となっている範囲を見直し、<u>市場の変化に対応した競争ルールの在り方を検討する必要がある</u>。 	競争政策の有効性の定期的な検証は極めて重要であり、例えば 2(1)②「市場環境の変化に即した接続ルールの柔軟な見直し」の中で検討する。
② IP ベースのネットワーク構造に係る移行プロセス	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 網への移行は、将来的には全ての通信網が IP 網に置換されると考えますが、段階的変化については、NTT 地域の IP 化計画に依存し、<u>PSTN 網と IP 網は相当期間において併存</u>。 ■ <u>ネットワーク構造の変化を踏まえた検討については適当</u>。 	本項目における議論の参考とする。
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存網から IP 網への移行に際しては、現状の「<u>既存網で市場支配力を有する事業者が存在</u>」していることを前提としたうえで、<u>公正競争が確保されるような移行プロセスの検討が必要</u>。 ■ 既存網と IP 網の併存は基本的には非効率であるため、<u>IP 網への移行が迅速に行われるためのインセンティブ</u>を考慮する等、社会的な提供コスト削減の観点からの検討も必要。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代 IP ネットワークにおいては、サービスとトランスポート等、<u>ネットワーク構造上もレイヤーの分離が進展</u>。 ■ IP 化の進展に関して、エリア展開（都市→地方等）や、サービス融合（固定・移動融合、通信・放送融合等）がどのような段階を経て進んでいくのかという視点からの検討も必要。 	同上
	NTT 東	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP ベースのネットワークは、既存電話網とは別のネットワークとして、ブロードバンドサービスのた 	同上

	日本・西日本	めに新しく構築していくものであることから、当初から、電話時代の競争ルールではなく、ブロードバンド時代に相応しい新たな競争ルールの適用を希望。	
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本検討は、2010年以降のIP化を見据えたものだが、現実には、既存網からIP網への移行は段階的に進んでいくものと思われ、また更なる技術革新も行われる可能性がある。 従って、IP化の進展に対応した競争ルールの在り方を検討するにあたっては、<u>既存網からIP網への移行状況を注視しながら、既存サービスにおいて不利益が生じないよう、慎重かつ柔軟なルールの検討を希望。</u> 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者間のネットワーク構成は、IP化の進展に伴い、多様なネットワーク構造に変化していく可能性がある。また、当面の間、既存のネットワークとIPベースのネットワークが共存し、全体的には徐々にIPベースのネットワークに置き換わるものとする。このような移行期においては、<u>IP網における相互接続点の在り方や各種サービスの移行に関して、どのように対処するか検討することが重要。</u> 	同上
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「IP化」が具体的にどの様なネットワーク構造変化を意味しているのかについてのコンセンサスを定めることは、その動向に対応した競争政策を議論するうえでも必須。その議論においては、NTTの中期経営戦略で発表された次世代ネットワークの時系列的な構造を明らかにした上で、<u>消費者や他事業者の既存サービスや将来計画への影響を中心に議論すべき。</u> 	本項目における議論の参考とする。 なお、NTT中期経営戦略における次世代ネットワークに関する事項については、2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」において検討する。
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信審議会の下での「IPネットワーク設備委員会」で検討しているIP相互接続に関する技術的条件の策定及び制度課題についての検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 技術的条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ インタフェース条件、番号ポータビリティ等、既存機能の具備、接続形態、信頼性等 ● 制度課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料の算定、設備の開放 他事業者がIP網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 ・ 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線）、NTT局舎（コロケーション） 	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」において、ご指摘の情報通信審議会における技術的課題の検討と本懇談会における検討とのミッションの違いについて明確化を図った。
③ その他「競争環境の変化」として考慮すべき事項	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点で既に複数事業者によるIP技術を利用した通信サービスが提供されている中で、<u>今後提示されるルールの適用範囲が新たなサービスに関する項目か、既存サービスに関する項目かを明確にするが必要。</u> また、ルールが策定されるまでの期間のIP技術を利用した通信サービスが既成事実として、<u>ルール作りに足かせにならぬように位置づけることが必要。</u> 	1(2)「競争政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「競争の促進を通じて、新規参入を促し、市場の活性化を図る」という基本方針を維持しつつ、<u>その時々々の市場に応じた柔軟な競争ルール</u>を考えるべき。 ■ 市場原理に基づく競争の進展状況に加え、「u-Japanの実現」「ユニバーサルサービスの維持」「ブロードバンドにおけるデジタルディバイドの解消」等、<u>国として進めるべき産業政策・社会政策の実現と、競争ルールの在り方との関係についても考慮すべき。</u> ■ 事業法の対象となるのか定かではない新しい技術やビジネスモデル（例：スカイプ）と、事業法が対 	同上

	象とする通信サービスとの関係も考慮すべき。	
YOZAN	■ PSTN 網と IP 網が混在する中で、相互接続についても考慮が必要。	2「今後の接続政策の在り方」において議論・検討を行う。
SBB・JT	■ 「 <u>現行の問題の総括</u> 」をアジェンダに追加すべき。 [理由] 現行制度は、現状の競争環境下において、公正競争の確保およびユーザの利便の向上という観点からは万全なものとはいえないと認識。競争環境の変化を考慮するにあたっては、まず現状の問題の洗い出しを行うべき。	2(1)①「電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールの検証」及び 3(1)①「電気通信事業分野におけるこれまでの料金政策の検証」において議論・検討を行う。
ボーダフォン	■ NTT グループがグループ内の連携強化の動きを見せていることについて考慮すべき。NTT グループは、「 <u>NTT グループ中期経営戦略の推進について</u> 」において、NTT グループが一体的な営業を行い、IP 電話サービス運営の一元化、固定・移動体間の IP ベースのシームレス化、請求のグループ内一元化を含めた販売・サポート面での一元化の促進などについて検討することを公表。こうした NTT グループの連携強化の動きは、固定電話市場および移動電話市場におけるドミナンスをさらに強化するもの。 <u>既存のルールが公正競争確保のために十分であるか、また NTT グループの市場支配力の新たな分野への拡大を防ぐために NTT グループ各社間の更なる資本分離や構造分離が必要かについて改めて検討すべき時期</u> に来ている。	NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「 <u>NTT グループに係る公正競争要件の在り方</u> 」における議論の参考とする。
KDDI	■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP 化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。 <u>従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要あり。</u> ● NTT 東西のボトルネック性（市場支配力の源泉）は、各市場に影響を及ぼすおそれあり。 ⇒ <u>NTT 東西のボトルネック性は、隣接市場（ISP 等上位レイヤを含む）に影響を及ぼすおそれがあるため、こうした観点からも検討すべき。</u> ● NTT 東西の県間進出にあたっては、ラストワンマイル及び県内設備の開放を徹底すべき。 他事業者が IP 網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 ・光ファイバ（加入者回線／県内中継回線）、NTT 局舎（コロケーション） ● FMC 等のグループ連携：公正競争上の懸念。 ● 固定電話分野での市場支配力が隣接市場に影響を及ぼす可能性あり。	2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」における議論の参考とする。
KVH	■ <u>複数のレイヤーを縦断する垂直統合型の比重が高まっている昨今において、レイヤー型競争モデルを基にしつつ今後の競争ルールの在り方について検討するアプローチは適当。</u> 通常の製造業におきましては、川下から上流程度までを垂直統合するのは、ビジネスの効率的運用の観点から必然とも考えられるが、こと IP 化の進んだ社会においては、電気通信の基礎レイヤーからアプリケーションレベルまでの統合を許すのは、社会インフラからマスメディアに至るまでの支配にもなりかねず、また、トリプルプレイ（通信、放送及びインターネット等の集中融合）等避ける観点から、今後この件についての競争ルールをご検討することは、重要なアジェンダのひとつ。 ■ IP 化の進展に伴い、ネットワーク構造は今後、サービス毎に分散的で様々なプロトコルが並存するネットワーク構造から、 <u>IP プロトコルを中心としたサービス横断的で重層的なネットワークへと時系列的</u>	2(1)③「垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争の在り方」における議論の参考とする。

に変貌。これにより、指摘のとおり、これに対応した公正な競争ルールの検討は、喫緊の課題。

(2) ブロードバンド市場における競争政策の基本的視点

項 目	提出者	意 見	考 え 方
	① サービス競争と設備競争の関係	QTNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク設備を借りてサービスを提供するサービス競争事業者は、設備投資のリスクを負わず、垂直統合型のサービスモデルにより、トータルで収益を確保できることから、ネットワーク設備部分のコストを度外しした競争状況に発展していくことを懸念。 ■ 自らネットワーク設備を構築してサービスする設備競争事業者は、ネットワーク設備投資リスクを負った上で、ネットワーク設備部分で収益を確保する必要がある。 ■ <u>ネットワーク設備を自ら構築し、設備競争を推進していく地域通信事業者にとっては、適正なコスト回収が図られ、地域への設備投資のインセンティブが働く政策を検討する必要がある。</u>
	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス競争はNTTが回線の開放義務を継続することが活性化の要因。 ■ IP技術を利用して通信サービスを提供する事業者のサービスグレードは、その事業規模、投資規模、対象ユーザ、対象地域、サービス展開時期等の要因、更にはIP技術の発展の伴い、多種多様となることが予測される。したがって、<u>IPサービスグレードの規定等の施策とともに、ユーザにとってのサービスグレードごとの競争ルール、相互接続ルールが策定されるべき。</u> 	同上
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク設備を有する事業者の場合は、設備投資リスクを有していることから、ネットワーク設備を有しない事業者との競争優位性は低下するもの。自由競争を進展させるためにも、<u>電気通信設備を所有することによる過度な規制は回避する必要がある。</u> 	同上
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術進歩により「設備競争」は落ち着き、当該設備を使用してどのようなサービスを提供するのかという「サービス競争」の比重が高まると考えている。 設備の有効活用等も考慮すると、VNO等バーチャル形態でのサービス提供が柔軟に行えるよう、<u>設備開放は継続して必要。</u> ■ また、特定の事業者が特に有利又は不利に取り扱われることのないよう<u>ドミナント規制についてはまだ必要。</u> 	同上
	NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>「サービス競争」と「設備競争」のバランスを考える大前提として、設備投資インセンティブを如何に促進していくかという視点が必要。</u> ■ 投資インセンティブを確保できる市場環境が整備されたその上で、サービス競争と設備競争のバランスを考えていくべきですが、市場の劇的な変化（パラダイムシフト）を鑑み、<u>規制ありきの視点ではなく市場における自由な競争を基本とする視点に立ち議論が行なわれるべき。</u> 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場支配力は、「設備」だけではなく、「サービス」にも発生し得るため、それぞれの視点で競争が有効に機能するか検証する必要がある。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信インフラは社会・産業の基盤であり、IT分野における日本の国際競争力向上にとっても重要である。従ってサービス競争促進の結果として、インフラ投資やインフラ高度化に向けた事業者の研究開発 	同上

	<p>投資の意欲を削ぐことがないよう配慮することが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ インフラの高度化・全国展開については、競争に拠って進める部分と、国家政策として積極的に進める部分があると思われる。その前提で、<u>最終的には経済合理性に即した範囲での設備競争が進展するように政策設計すべき。</u> 	
NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>ブロードバンド市場では、各事業者が、まさにこれから IP ベースのブロードバンドネットワークを構築するために技術開発や設備構築を行っていく段階にある。</u> こうした段階においては「サービス競争」の基盤となるブロードバンドネットワークの構築を競争下で推進するための「設備競争」を促進することによって、設備構築事業者によるネットワークの高度化、多種多様な付加価値あるブロードバンドサービスの普及・拡大、更には、我が国の技術開発の国際競争力の向上を図るといった競争政策を採用することが適当。 ■ <u>例えば、構築した設備の貸出条件を設備構築事業者のビジネスベースの事業判断に委ねる等、設備構築事業者の投資インセンティブを高めることが必要。</u> 	同上
NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>「サービス競争」と「設備競争」のバランス論でなく、それぞれの競争環境の整備が必要。</u>その競争環境は、原則自由競争として市場原理に委ねられるべきであり、<u>例外的にオープン化等の規制が必要な場合には、その規制により自由競争が損なわれないよう、適正なコスト負担を担保する仕組みが必要。</u> 	同上
フュージョン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>「サービス競争」と「設備競争」のバランスについて、ブロードバンド市場に関して言えば「サービス競争」をより一層進展させることがよい。</u>NTT が電気通信事業を独占していた時代に構築した設備に開放義務を課し、接続事業者の参入を促すことが必要。またサービス競争原理が正常に働かないのであれば、例えば NTT からアクセス回線部門を切り離し、接続事業者と平等に利用できるような環境を整えることが必須。 	同上
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>IP 化の世界においては、設備競争とサービス競争の違いがあまり重要ではなくなる可能性もある。</u>よって、<u>競争施策を検討するにあたっては、その違いを過度に意識することなく総体的に競争を促進することを重視すべき。</u> 尚、NTT 東西は、加入電話の線路基盤である電柱・管路等を実際に保有しているという点等で、依然として設備構築面で圧倒的に優位な立場にあるという状況は変わっておらず、IP 化の進展が進む中でも、<u>NTT 東西のボトルネック設備等のオープン化は引き続き必要。</u> 	同上
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス競争と設備競争とのバランスを判断するために最も重要な要素は設備のボトルネック性。従いましてこの議論を行う際には、<u>NTT の中期経営戦略の内容と前項で提起されている IP ベースのネットワーク構造を考慮したボトルネック性の評価の議論が必要。</u> 	同上
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業者が自ら設備を構築して事業展開する／つまり設備競争が基本。 ■ しかしながら、特に固定網は元々独占から始まったという歴史的経緯があり、独占的事業者が線路敷設基盤を支配。実際、地下埋設管路等は高い独占性あり。光ファイバ敷設のためにも、これら線路敷設基盤を利用することとなるが、独占的事業者は既存メタル回線のリプレースで済むのに対し、競争事業者は、事実上、競争的な敷設／サービス展開は不可能。こうした事情から、<u>独占的事業者の加入者回線等、不可欠な設備を開放し、相互接続等によりサービス競争を促進することは、ユーザ利便の向上のために必須。</u> 	同上

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 一方、移動体については、後発事業者でも自ら設備構築が可能であり、各事業者がゼロから設備を構築してきた実績あり。電波も開放が進み希少性が低減。こうした事情から設備の競争を促進すべき。 	
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「IP 化の進展の中でもボトルネック設備として残ると思われる設備の評価」をアジェンダに追加すべき。 [理由]「サービス競争」と「設備競争」のバランスを考える上では、IP 化の進展においても、ボトルネック設備として残ると思われる設備の評価が必要。加入者回線（管路・電柱・局舎などのインフラ含む）などは、IP 化が進展してもなお他事業者が「設備ベース」で対等な競争が困難と認識しており、十分留意すべき。 	2(2)②「第一種指定電気通信設備の範囲」において議論・検討を行う。
	KVH	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法が設立した昭和 59 年以降、様々な規制緩和政策が採られたため、また、新規参入事業者の参入も寄与した結果、「サービス競争」は、「設備競争」と比較すれば競争が進展し、世界で最も進んだブロードバンド先進国になったことは非常に喜ばしいが、「設備競争」が進展したとはいえない。確かに、ある地方では、光ファイバ設置率だけを見ると NTT 地域通信会社と匹敵するような設置率を誇っている通信会社もあるが、光ファイバにメタル回線を追加して、その設備比率を考察すれば、依然として NTT グループ設備のボトルネック性は高く、日本の電気通信事業は同グループのボトルネック設備にその多くを依存しており「設備競争」は進展しているとはいえない。このような現状にもかかわらず、ボトルネック設備事業者の「光ファイバの開放義務を撤廃し、自由な値付けで他社に貸し出しをしたい」とのご意見は、賛同しがたい。むしろ、真の設備競争を進展させるためには、ボトルネック設備を有している事業者が、グループ企業全体として相変わらずドミナント的な存在であり続けること、すなわち、公表されている NTT 地域の接続会計によれば、同社の設備の最大のユーザは、同社自身であるといった現象は、「設備競争」のみならず、「サービス競争」にとっても、重大な阻害要因になることから、同グループの資本分離を含めた完全分割を懇談会での検討を希望。英国においては、BT のアクセスサービス部門が独立し、しかも独立部門は、BT という名前を利用できないという決定がなされたときいているが、日本においても参考にすべき事例。 	NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。
② 競争中立性と技術中立性の確保の在り方	日本 CATV 連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争の中立性を検討するにあたり、広域サービス提供事業者と地域限定サービス提供事業者とを一律に扱うことが公正かどうかを検討する必要。 ■ 電話番号政策の中立性確保も課題。 	本項目における議論の参考とする。
	CIAJ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の進展に対応した競争政策を検討するに際し、新たな事業者の参入を促す等、事業者間の公正な競争を担保できるような、以下の視点が重要。 ● 特定の技術や、特定の事業者のみが有利にならないような政策を策定する。 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公正競争確保のため、競争中立性と技術中立性の確保は、重要な視点。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術中立性を原則としつつも、ブロードバンドの早期全国展開や、戦略的研究開発政策との整合性を考慮すべき（例：FTTH、WiMAX 等）。但し、特定の事業者を有利とするようなことがあってはならない。 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ これから発展していくブロードバンド市場において、特定の技術やビジネスモデルを支援したり、規制したりする政策は、それ自身が「競争中立性」や「技術中立性」を損ない、競争環境の歪みや技術開発の偏りを助長し、ひいては、我が国情報通信産業のサービス・技術面での国際競争力を弱めかねない 	同上

		ため、どのような技術を採用し、どのようなビジネスモデルを構築するかは、各事業者の自由な事業判断に委ねることが <u>適当</u> 。	
ボーダフォン	■	IP 化が進展する中においても、競争ルールの整備において、「競争中立性」と「技術中立性」という基本原則を維持することが引き続き必要。技術の発展により、様々なテクノロジーに基づく各種サービス提供や統合・シームレス化が想定される為、新たな競争ルールを作成する際には、これらの基本原則を確保することがさらに重要。	同上
イー・アクセス	■	競争中立性及び技術中立性の確保は重要な課題ではありますが、競争政策のフレームワークの議論を行ったうえで、それを実現する際に留意すべき点という位置づけで議論すべき課題。	同上
KDDI	■	ブロードバンド市場においても競争中立性と技術中立性の確保は必要。	同上
KVH	■	「競争中立性」を確保することは、いうまでもなく重要な点ですが、技術革新の激しい社会において陳腐化しつつある技術につきましても、不利に扱われることのないよう保護してまで「技術中立性」を確保することは、自他ともに認める技術立国である日本にとって好ましくない。よって、 <u>まず望ましい「技術中立性」とは何を指しているのという定義の検討を希望</u> 。	同上
K-OPT	■	以下、下線部について追加を要望。 〔検討内容〕 電気通信市場における公正有効競争環境を整備し競争促進を図る観点から、競争ルールにおいて、（・・・中略・・・）「競争の中立性」を確保するとともに、（・・・中略・・・）「技術的中立性」を確保することを基本原則としている。IP 化が進展する中、これらの原則をどのように確保していくことが適当か。特に、市場支配力を有する東西 NTT においては、 <u>IP 化の進展により、活用業務が拡大することが予想される。現在、「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」で活用業務認可の判断を定めているが、現行においてそれは有効に機能し、かつ、実務運用の面において、その判断基準が遵守されてきたといえるか、さらに、より一層の公正競争確保のために、どのような条件を加味することが適当か。</u> 〔理由〕 「NTT グループ中期経営戦略の推進」は、独占回帰、また活用業務拡大を示唆するもの。競争の中立性（いわゆる公正競争）確保のあり方を議論するためにも、下線箇所の検討内容は必要。また、判断基準の遵守については、現行それをチェックする仕組みがないと認識しており、仕組みとして設けることが必要。	ご指摘を踏まえ、2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」を追加。
QNet	■	NTT 東西がボトルネックとなるネットワーク設備を安い料金で開放し続けることは、最終的に NTT 東西がアクセス設備を独占する状況になることが懸念される。 ■ 自らネットワーク設備を構築する地域の通信事業者については、コストを踏まえた適正な料金が確保できないと、設備投資へのインセンティブは働かない。 ■ <u>地域の通信事業者が適正な料金競争が可能になるような政策を検討すべき。</u>	1(2)①「サービス競争と設備競争の関係」において議論・検討する。 なお、設備投資とコスト回収の関係については、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」に関連。
YOZAN	■	競争面における <u>上位レイヤーの規制について、該当法律が明確化していないため、整備する必要がある。</u>	必要に応じて 1(2)③「垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確

			保の在り方」等において議論・検討する。
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「IP 化が進展する中での技術中立性の在り方」および「標準化の在り方・接続 IF 等の情報開示の在り方」を追加すべき。 [理由]ネットワーク効果によって市場支配的事業者の独占力が強く働くネットワークレイヤーにおいては、競争を促進するためには、「技術的中立性」だけでなく、<u>同一レイヤーで競争する事業者の相互接続性が重要であり、標準化の在り方や接続 I F 等の情報開示の在り方の検討が必要。</u> 	相互接続性については、2「今後の接続政策の在り方」において議論・検討する。
③ 垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後垂直統合型のビジネスモデルの比重が高くなることを踏まえ、<u>各レイヤー間の公正競争を確保する視点を加えることは適当。</u> 	本項目における議論の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>適当。</u> 	同上
	NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「各レイヤー間の公正競争を確保する等の視点」については、あるレイヤーでの競争状況の影響が他のレイヤーに影響を及ぼしうることは、垂直ビジネスモデルの比重の高まりに関係なく一般に生じうることから、この視点を垂直ビジネスモデルの比重の高まりのみに関連付けるべきではない。 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 垂直統合型モデルにおいて、その一部のレイヤーに市場支配力を有している事業者は、他のレイヤーにおいても他事業者に比べて優越的な地位にあると言える。 ■ 一部のレイヤーでの市場支配力を他のレイヤーに行使することを排除し、<u>各レイヤーにおいて公正競争を確保することについては、新たな競争ルール策定における重要なテーマ。</u> 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公正競争上のボトルネックが現在の物理的なインフラレイヤーからプラットフォームレイヤー等へ変わる可能性もあるため、<u>各レイヤー間のオープン性の視点は重要。</u> 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場は、これから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であり、必ずしも垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まるかどうかは不透明であると考えており、<u>垂直統合型のビジネスモデルの比重が拡大することを前提に、新たな競争政策を検討することは適当でない。</u> むしろ、垂直統合型のビジネスモデルを志向するのか、オープン型のビジネスモデルを志向するのかは、<u>各事業者の自由な事業判断に委ね、各ビジネスモデル間での競争を促すことにより、市場の活性化を図るような競争政策を検討すべき。</u> 	同上
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争政策の検討の前提として、どのような形で各々の市場を定義するかが極めて重要な要素。については、市場の定義にあたっては、各市場における競争が有効に働くよう、十分な議論を希望。 ■ 今後の競争政策においては、<u>垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まる中でも、各レイヤー（市場）毎に公正競争が確保できる環境の整備を行うべき。</u>具体的には、各レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が存在する場合や、エッセンシャルファシリティが特定の事業者によって占有される場合には、ある一定の条件の下にオープン化を実施する等の検討が必要。 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が、その市場支配力を挺子にし、関連する電気通信市場に影響を与える可能性の有無について検証する必要がある。</u>そして、影響を与える可能性がある場合には、既存の規制がそれらの問題に適切に対処可能であるか、さらに、対処できない場合は、新たな規制が必要か否かを検証する必要がある。 	同上

	イー・アクセス	■ 垂直統合型ビジネスモデルにおけるレイヤー間の公正競争の確保という視点は、特に <u>レイヤーを超えた市場支配力の行使の可能性の観点からぜひ検討を行うべき。</u> （プライオリティA）	同上
	KVH	■ 垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まるのが、今後指摘のとおりと推定するが、意見募集の末尾に引用されている <u>4 つのレイヤーモデルを前提とするのなら、現時点では、物理網レイヤーのみでビジネス提供を行うことは不可能なので、通信網サービスレイヤーと物理網レイヤーを統合してそれ以上の各レイヤー間の公正競争を確保する等の視点を加えるのが適当。</u> これにより、 <u>3 つのレイヤーを統合してサービス提供することは、メディア独占の弊害を惹起することも考えられるので各レイヤー間の公正競争確保等の視点を加えることが適当であるので、本事項についても検討を希望。</u>	同上
④ 検討に際しての時間軸の考え方	YOZAN	■ IP 網への移行が進む過程での政策課題と本格的に IP 化が進展した時点での政策課題を区別することは必要ない。本格的に IP 化が進展した時点で新たな課題が出た場合、その都度追加する方針を迅速に打ち出すことが重要。	本項目における議論の参考とする。
	ACCA	■ IP 化過程と本格的に IP 化した場合の政策課題は区別して検討することが適当。	同上
	富士通	■ 時間軸で検討することが適当。特に PSTN と IP の併存期間においては、政策的に IP 化を促進するのか否かという判断も競争ルールに影響を与える。	同上
	SBB・JT	■ 移行後のあり方だけでなく、移行段階で、特定事業者の市場支配力が強化される可能性も高いことから、移行段階での競争政策について十分な検討・コンセンサスが必要と認識しており、本論点は妥当。	同上
	NTT コム	■ 移行過程における政策課題の検討にあたっては、本格的に IP 化が進展した時点の競争政策を見据えた現行制度からの経過措置と位置づけ、事業者における競争政策の予見性を担保すべきであり、本格的に IP 化が進展した時点で特段の規制等を課すことがあれば、事業者が対応する時間的余裕を十分に確保すべき。	同上
	KDDI	■ u-Japan 政策において、「2010 年には世界最先端の ICT 国家として先導する」旨の目標を設定していることを踏まえると、2010 年には IP 網への移行が本格化していると考えられる。よって、 <u>2010 年を目処とした検討が適当。</u>	同上
	CTC	■ 既存網と IP 網の併存は基本的には非効率であるため、 <u>IP 網への移行が迅速に行われるためのインセンティブを考慮する等、社会的な提供コスト削減の観点からの検討も必要。</u>	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」における議論の参考とする。
	NTT 東日本・西日本	■ 当社としては、既存電話網の扱いについて 2010 年度までに光サービスの需要動向を踏まえて検討していく予定。 したがって、その過程においては、IP ベースのネットワークは、既存電話網とは別に、ブロードバンドサービスのために新たに構築していくものであることから、 <u>IP ベースのネットワークに対して、電話時代の競争ルールをそのまま適用するのではなく、ブロードバンド時代に相応しい新たな競争ルールの適用を希望。</u>	個々の論点ごとに 2「今後の接続政策の在り方」及び 3「今後の料金政策の在り方」において議論・検討する。
	ボーダフォン	■ IP 化への移行に際して、あまり先のことを見過ぎることなく、 <u>18~24 ヶ月毎に定期的なレビューを行いつつルールの在り方を検討していくべき。</u> このアプローチによって、将来の大きな変化を考慮に入	競争評価などの定期的レビューについては、例えば 2(2)②「第一種指定電

		れた柔軟な対応が可能。	気通信設備の範囲」において議論・検討する。
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク構造の変化はこれから最低でも数年という時間軸により、さまざまな環境変化に対応しながら進展していくと予想される。従って、<u>P D C A</u>サイクルを繰り返しながら進めていくべき。 ■ そのサイクルについても当面は1年毎に進めることが適当。 	同上
⑤ その他「競争政策の基本的視点」として検討すべき事項	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユビキタス社会の実現に向け有線・無線において IP 化が進んでいるため、無線については公益資材である電波という観点から公正競争を確保する必要がある。免許取得事業者のみが競争に生き残るといった構造を回避するため <u>VNO</u> への応諾義務を付与することが必要。 	2(5)②「MVNO の新規参入促進の在り方」における議論の参考とする。
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、IP 通話の世界は、とても安くなっている。 例)「スカイプ」と言うフリーの PC ソフト (堀江貴文氏のライブドアも出資しています。) 月額の基本使用料も無料、従量制の料金も会員同士なら無料 (しかもフリーソフトなので、会員になるのに直ぐなれる) 非会員への発信も可能で、1分当たり2円弱。 これと比べると、現在の NTT の提供している固定電話は非常に高額な基本使用料を取った上に、従量制料金も徴収。 同じ「無料のインターネットと言うインフラ」を利用しながら、提供するサービスに違いがありすぎる。 従って、スカイプのような「画期的なサービス」を提供するベンチャーを潰さない「日本国内の通信市場の競争ルール」を期待。 	1(2)「競争政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。

(3) その他「競争政策に関する基本的考え方」として検討すべき事項

項目	意見		考え方
	提出者		
支配的影響力を持つ一部事業者と他事業者の公平な競争環境の確保	JCOM	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本項目にて「<u>支配的影響力を持つ一部事業者と他事業者の公平な競争環境の確保</u>」を目的とした項目を追加いただき、「<u>今後の接続政策の在り方</u>」以前の基本的考え方として検討を希望。 本追加項目については既に記載項目中「<u>競争中立性</u>」の確保について一般的な記載があるが、よりその対象を明確に検討することを希望。 現状では本案レイヤーモデルという物理網レイヤーと通信サービスレイヤーにおいて、全国規模で既設設備を有する特定の事業者が、競争開始当初から大きなシェアを確保し、結果的に競争が起きない状況。 要望の事項はこれを回避するために必要であり、結果、より公平な競争環境が確保されることを希望。 	1「IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方」における議論の参考とする
隣接・関連業界の競争政策の在り方	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場のグローバル・シームレス化、通信と放送の融合等、市場の拡がり前提として、<u>隣接・関連業界の競争政策の在り方との整合性に留意すべき。</u> 	1「IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方」における議論の参考とする。 市場の融合を巡る議論は、例えば

			2(2)②「第一種指定電気通信設備の範囲」における議論と密接に関連。
放送配信に関する競争ルールの在り方について	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP技術の発展により、通信と放送の融合、ネットワークやサービスのボーダレス化が進展する中で、<u>放送配信に関する競争ルールの在り方についても言及していく必要がある。</u> 	2(1)③「垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争確保の在り方」において必要に応じて検討する。
垂直統合型の競争についてのイメージの明確化	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>垂直統合型の競争についてのイメージを明確にする必要がある。</u> 	垂直統合型のビジネスモデルのイメージは【参考】のとおりであり、また、当該ビジネスモデルに対応した競争ルールとしては、各レイヤー間の公正競争を確保することをイメージしている。
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービスやビジネスモデルが多様化するため、個別の政策を検討・評価する際、<u>消費者の視点や消費者への影響を考慮することが従来以上に重要。</u> ■ 医療、公共、金融等、社会的影響の大きい分野で使われる<u>重要通信の確保</u>についての考慮が必要。 ■ <u>通信主権（国家安全保障）の確保の観点からの検討も必要。</u> 	4「その他の政策課題」において必要に応じて議論・検討する。
ユニバーサルサービス制度について	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展により、ユニバーサルサービスの範囲、ユニバーサルサービスの提供の方法およびコスト負担の在り方に関して再検討が必要。これらの点も含め、<u>将来的なユニバーサルサービス制度の在り方に関する議論を早期に開始することを希望。</u> 	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTの市場支配力に対する規制の評価 ・ IP化・垂直統合型ビジネスモデルが進展する中での市場支配的事業者に対する規制の在り方 	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>「NTTの市場支配力に対する規制の評価」および「IP化・垂直統合型ビジネスモデルが進展する中での市場支配的事業者に対する規制の在り方」をアジェンダ案に追加すべき。</u> <p>[理由] NTTの中期経営戦略においては、現状のNTT法における事業区分を維持したまま次世代ネットワークの構築やグループ一体経営の強化を行うとしているが、こうした流れは1999年のNTT再編の趣旨を没却すると同時に、IP化が進展する中でもNTTグループの市場支配力を強化することにもなりかねない。</p> <p>IP化が進展する中でのレイヤー間の公正競争について議論するにあたっては、まずNTTの市場支配力に対する規制が今まで有効に機能してきたかの評価した上で、公正競争条件の確保および長期的なユーザへのメリットという視点で、今後どうあるべきかを検討することが不可欠。</p> <p>具体的には、以下の観点について、評価・検討を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1999年のNTT分割は、有効に機能してきたと考えられるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場支配的事業者に対する行為規制が有効に機能してきたと考えられるか。 ・ NTT東西の活用業務の制度が競争に有効に機能してきたと考えられるか。 <ul style="list-style-type: none"> -活用業務の認可手続きは十分と考えられるか。 -これまでに「活用業務」として認可されたサービスは、依然として「活用業務」と捉えることができるか。 ● その上で、市場支配的事業者に対する今後の規制の在り方はどうあるべきか。 ● 支配的事業者の物理レイヤーとサービスレイヤーを分離する方策も視野に入れた検討。 	NTTグループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。

NTT グループの市場支配力	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今般の NTT グループ中期経営戦略は、NTT グループを資本の論理で一体化する動き。 ■ NTT グループは、持株会社体制下での一体経営戦略により、独占的市場支配力の広範な行使が可能。 ■ <u>公正競争環境を整備するには、完全資本分離、アクセス部門の機能分離等の抜本的措置が必要。</u> 	同上
NTT グループ中期経営戦略と最近の動向	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT 再編成やドコモ分離の趣旨に逆行するものであり、日本の通信産業の健全な発展のためには看過できない。 ■ 技術的な標準と公正競争は別。／技術的な標準が公正競争を保証する訳ではない。 例えば電話のネットワークも標準化されていたが、長い間接続点は ZC に限定され、接続料も高止まりしてきた。その後、公正競争の促進のため、接続点が拡張/GC 接続や加入者回線のアンバンドル等が実現し、接続料算定方式も改善されるなどの措置がとられてきた。 <u>まずは NTT が次世代網や FMC 等に関する計画の詳細を明らかにした上で公正競争の実現にどのような条件が必要か議論を深めるべき。</u> ■ <u>本来的な NTT の在り方について、原点に立ち返った検討が必要。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT 再編成やマイライン制度導入を経ても、グループ共通の冠「NTT」を頂く各社は圧倒的なシェアを維持（「固定電話サービス」に係る NTT の企業名想起率は、約 80%（当社調査））。⇒<u>ブランドの分離が必要。</u> ● 例えば仮にシェア 50%を超える支配的事業者である NTT 東西等が、グループ内外の事業者を区別することなく他事業者と共同でバンドルサービスやセット割引サービスを提供する姿勢を示した場合でも、持株会社制が存続する限り、例えば以下（省略）のような問題が生じる。 実際、NTT 持株会社が NTT グループ戦略を策定しているように、グループ一体でサービス戦略を推進していることが明確。そのグループ内の事業会社に、上記情報等を伝えることはあり得ない。 ● 仮に、NTT 東西等が、不当な差別的取扱や優遇を回避する観点から、グループ内外を問わず他事業者と公平にバンドルサービスやセット割引を提供する姿勢を示した場合でも、NTT が持株会社制である以上、上記のとおり真に公正な競争とはなり得ない。 ● また、NTT 再編成等の際、サービスを事業会社毎に帰属させることにより、営業の独立を確保する措置を講じた経緯がある。グループ会社間のバンドルサービスやセット割引等は、すなわち提供会社間で一体営業することも意味しており、NTT 再編成等の趣旨を形骸化させることとなる。 ● 以上を踏まえ、<u>NTT のバンドルサービスやセット割引の提供は、持株会社制の廃止を含め、厳格な公正競争条件の確保を前提にすべき。</u> →持株会社制の廃止以外に具体的にどのような条件が必要か、議論を深めるべき。 ■ ボトルネック設備と業務範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● 他事業者が、自前で光ファイバを敷設することは実質的に困難。現在の接続料は、報酬を含めた必要な費用の回収を保証する認可料金。<u>他事業者が適正かつ同一の条件で接続できることの担保が必要。</u> ● IP 時代でも光ファイバはボトルネック設備。ボトルネックを保有したままの東西地域会社の業務範囲拡大は、公正競争を阻害。<u>アクセス部門の分離が必要。</u> 	同上

<p>持株会社体制と市場支配力</p>	<p>KDDI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持株会社体制での NTT グループは、再編成後も依然として、独占的市場支配力を保持。グループ一体経営によるスケールメリットを発揮するガリバー的存在。 ■ 過半数を超える市場シェアの存在そのものが、公正で活発な競争が機能していないことを明確に示す指標。資本分割による規模の縮小無しに、公正な競争の実現は困難。 ■ ユーザの多くが、電話といえば NTT を思い浮かべる現状（「電話＝NTT」の既成概念化）。固定電話サービスに関するユーザの企業名想起率の調査等を実施し、議論を深めるべき。 ■ 巨大資本によるグループ全体の購買力を背景としたプレゼンスは、機器調達（設備投資）や広告・コンテンツ分野のみならず、一般他企業の健全な事業活動への抑止圧力にさえなりかねない。 ■ NTT グループ内の結束強化に留まらず、資本参加等を通じた他業界との連携により、市場支配力を更に強化。 ■ シェア 50%を超える支配的事業者の排他的な事業展開については、公正競争の観点から、厳正に対処すべき。 ■ 持株会社がグループ経営戦略を策定、推進する司令塔として機能していること自体、本来の再編目的を逸脱。独立した経営体として相互に公正競争を行うべき。 ■ ヒト・モノ・カネ・情報の分離が必要。特にグループ内の人事交流（役員兼任等）について厳正なルール化が必要。 <u>第一種指定電気通信事業者の特定関係事業者（電気通信事業法第 31 条第 1 項及び第 2 項等関連）の範囲を、NTT コムだけでなく、NTT 持株傘下の電気通信事業者全てに拡張すべき。</u> また、同 31 条に関連する禁止行為について現在規定されている役員兼任等のみならず、ヒト・モノ・カネ・情報の分離や特定事業者と他事業者との同等性確保の徹底を図るべく、議論を深めるべき。 さらに同条第 4 項に規定する第一種指定電気通信事業者からの報告を公表し、透明性を確保すべき。 ■ NTT グループの中期経営戦略で示された以下（省略）の事例は、いずれも他事業者が競争的なサービスの提供をできなくなる等、公正競争を阻害しユーザ利便を損なうものであり、認められるべきではない。 	<p>同上</p>
<p>これからの NTT グループに対し課す規制のあり方</p>	<p>K-OPT</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>以下の検討項目について、追加いただくよう要望。</u> 検討項目：これからの NTT グループに対し課す規制のあり方 〔検討内容〕 東西 NTT については、指定電気通信設備に対する開放義務、また、活用業務規制等、主に設備に対する規制を課してきたところであるが、公正競争の促進の観点から、他に何らかの規制を課する必要はないか。NTT グループ全体に対して、何らかの規制を課する必要はないか。 〔理由〕 東西 NTT が公社時代に培ってきた資産（営業力、ブランド力、設備、要員、資金力等）は絶大なもの。そもそも現行の設備ベースの規制では不足はないか今一度議論すべき。たとえば、公社時代で得られた顧客情報を FTTH 事業等、他の事業に活用していないか、また、FMC サービス展開や請求書発行一元 	<p>同上</p>

		化の実現のために必要となる NTT グループの連携は公正競争確保に反しないか等、弊社としても疑問に感じる点がある。その疑問を払拭する上でも、本内容を議論に挙げていただくことは必要。	
NTT 東西の活用業務進出制度について	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT 東西の活用業務への進出は、その活用業務進出が電気通信市場の公正な競争を阻害しないことが確実である場合にのみ、認可が与えられるべきであり、NTT 東西が地域通信市場において依然として圧倒的な市場シェアを有していること、及び現行の規制が固定電話市場における競争を十分に活性化しているとはいえないことから、NTT 東西の活用業務進出は基本的に認可されるべきではない。また、NTT 東西の支配力に対処するために、より厳しい手段が必要か否かを検討すべき時期に来ている。 	2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」において議論・検討する。

2. 今後の接続政策の在り方

(1) 接続政策に関する基本的視点

項目	提出者	意見	考え方
① 電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールに対する評価	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の接続義務は複数ネットワークの接続を促進し市場の発展に寄与した。しかし、新規参入事業者にとっては、事業者間清算及び相互接続業務が重荷であるので、IP 化進展時におけるルールでは接続義務を課す事業者の範囲が見直されることを期待。 	本項目における議論の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続ルールの整備については、有効に機能。 	同上
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまでの接続ルールは有効に機能してきた。接続ルールが適用されない場合、独占や寡占状態が生じ、公正競争を損なう危惧があるので、今後も接続ルールを継続することが必要。 特に、光ファイバーについては 50%シェアというような規制に関係なく開放義務化が望まれるし、メタル線については引き続き開放義務を維持することが必要。 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続ルールの評価、見直し等については、「競争が進展しているかどうか」を客観的に判断すべきであり、「事業者間のシェア、支配的事業者の有無」という視点が重要。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ ADSL を中心とするブロードバンドの普及を省みると、有効に機能してきたと考える。 	同上
	フュージョン	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボトルネック性の高い設備を持っている事業者に対し、ネットワークの開放義務を課すことで、接続事業者の参入を促す効果は大いにあり、接続ルールの整備は有効に機能してきた。 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の指定電気通信設備制度をはじめとする接続ルールは、事業者間の相互接続を推進し、電気通信市場の発展に相応に寄与して来た。一方、NTT 東西が地域通信市場において依然として独占的地位を維持し、地域通信市場における競争が十分に進展していないという点においては十分ではなかった面もある。よって、新たなルールの必要性について検討すべき。 	同上
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種指定電気通信設備制度の下、接続約款の作成やコストに基づいた接続料の設定等は、接続の円滑化に一定の役割を果たしてきた。 	同上
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1(1)③にて述べたように、「<u>現行の問題の総括</u>」をアジェンダに追加すべき。 [理由]有効に機能したかどうかの評価だけでなく、不十分な点についても総括すべき。 	本項目の検討事項に含まれる。
② 市場環境の変化	QTNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の IP 電話の相互接続は、主として PSTN を介して事業者が相互に接続を行っているが、今後も 	本項目における議論の参考とする。

に即して見直し（又は維持）が必要と考えられる事項		<p>PSTN を基盤とした接続方法を継続することは、接続コストの増加や IP 化に対応した新規サービスを提供できないなどの問題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ しかし、IP 網による直接の相互接続については、事業者間の個別調整に委ねられており、接続事業者ごとに接続条件が異なるなど、現状のままでは、IP 網の直接接続が進展しない。 ■ このため、IP 網の直接接続の早期実現に向けた施策が必要であり、そのひとつとして、 <ul style="list-style-type: none"> ● 接続事業者が共用できるVOIP基盤を整備するため第三者機関の設置 ● 公的な共通VOIP基盤を整備するなどに着目した検討を行うべき。 ■ 従来の複雑な接続料の考え方から、<u>直収 IP 電話サービスのネットワーク構成に適したより簡単な接続料算定の方式、例えば、ビルアンドキープ方式の適用等についても検討すべき。</u> 	
日本CATV連盟		<ul style="list-style-type: none"> ■ 常にサービスを受ける国民・視聴者の利益、また公平なルールと競争環境構築の視点を外してはならない。 	同上
ACCA		<ul style="list-style-type: none"> ■ 先行事業者が有利にならないよう、新規参入の道を確認した接続ルールを希望。 	同上
CTC		<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続ルールの検討にあたっては、市場支配力の有無を考慮すべき。 	同上
富士通		<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者に対して過度な負担とならないように配慮しつつ、競争評価の実施や、トラヒックの状況、事業者の接続コスト等、市場の実態をできるだけすばやく把握することが必要。 	同上
NTTコム		<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続ルールの整備は、サービス競争の進展に有効に機能してきたが、<u>IP 網については、原則非規制として自由競争を促し、競争評価等により市場動向を見極めた上で事後的に対応すべき。</u>市場環境の変化が激しい中で、最初から完全なルールを策定することは非常に困難なことではあるが、変化に即した接続ルールの柔軟かつ迅速な見直しを図るためには、ルール設計当初から負担の公平性に留意し、設備提供側と設備利用側の双方に納得感のある合理的なスキームとすることが必要。 	同上
フュージョン		<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後は接続費の高さや、NTT 所有の設備スペースの共有利用が許可されないといった現状を踏まえながら、さらに接続事業者の参入を促すよう接続ルールを改定していくことが必要である。まず既存の接続網についての開放ルールを再度明確に提示すること、また <u>NTT が新規に構築すると発表している IP 網についても接続ルールを制定する必要がある。</u> 	同上
ボーダフォン		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>PSTN から IP 網への移行などの市場環境の変化に際して、最も注視すべき点はその過程において NTT グループの市場支配力がどのように変化して行くかである</u>と考える。この点に関して、英国においては BT の次世代ネットワーク（NGN）への移行に際して、Ofcom が BT のドミナンスに対しどのように対処するかを検討しており、日本においても同様の取り組みが必要になるものと考えます。総務省は、NTT が IP 網への移行に際してもネットワークへのオープン化を推進し、市場における競争を維持しつつ、IP ネットワークを構築することを確実にする必要があります。 ■ <u>また、IP ネットワークへの移行により、市場支配力を有する事業者への規制の必要性が弱まる</u>ということではなく、むしろ <u>IP ネットワークの時代における新たなドミナンスを生み出さないようにすることが必要。</u> 	同上
NTT 東		<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信分野に競争が導入されて以降、接続ルールが整備されるとともに、当社もオープン化を推進 	本項目における議論の参考とする。

<p>日本・西日本</p>	<p>した結果、料金が低廉化し、多様なサービスが提供される等、ユーザの利便性が向上し、電気通信市場全体が発展してきた。</p> <p>しかしながら、現行の接続ルールは、電話を前提したものであり、以下のとおり、ブロードバンド時代のルールとしては現行の競争実態にそぐわない点も生じていることから、ブロードバンドサービスに相応しい接続ルールに見直すことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンドサービスにおいては、技術規格の標準化が進んでいる電話と異なり、今後各事業者が創意工夫を凝らして独自のサービスを展開するため様々な技術・設備を用いてネットワークを構築し、それによってサービスの高度化・多様化が進展することが考えられることから、画一的な接続義務を課すことなく、<u>事業者間のビジネスベースでの協議により接続を実現していくことが望ましい。</u> ■ メタル回線、局舎コロケーションについては、現実に当社以外にこれらの設備を新たに敷設する事業者がいるとは想定されないため、オープン化ルールを維持していくが、IP 網のルータ等の他事業者が既に自ら設置している装置については、既に不可欠性はなくなっていることから、当社の装置に対してのみ特別な規制を課す必要はない。 ■ 当社の加入者光ファイバについても、メタル回線とは異なり、電力系事業者や CATV 事業者等との熾烈な設備ベースの競争下で、新たに敷設しているものであることから、特別な規制を課す必要はない。 	<p>なお、ご指摘の各論については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」等において議論・検討する。</p>
<p>KDDI</p>	<p>< IP 時代のアクセスの重要性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。</u> ■ IP 化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要あり。 ■ NTT 東西のボトルネック性（市場支配力の源泉）は、各市場に影響を及ぼすおそれあり。 ⇒ NTT 東西のボトルネック性は、隣接市場（ISP 等上位レイヤを含む）に影響を及ぼすおそれがあるため、こうした観点からも検討すべき ■ NTT 東西の県間進出にあたっては、ラストワンマイル及び県内設備の開放を徹底すべき。 ■ 他事業者が IP 網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線） ● NTT 局舎（コロケーション） 	<p>同上</p>
<p>KVH</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボトルネック性の高い設備については、ネットワークの開放義務を課し、競争事業者が当該設備を利用して事業展開を行うとしてきた政策には、賛同、それが有効に機能してきた。しかしながら、より一層の競争を望むなら、<u>NTT 法の政府の同持ち株会社に対する株式保有を義務つけた第 4 条第 1 項を廃止し、なおかつ NTT グループの資本完全分離を検討されるべき。</u>米国及び英国においては、ドミナント事業者に対する政府の株式保有を義務付けた事例はなく、前述したように自身のドミナント設備の最大ユーザが、自社であるといったゆがんだ環境下においては、真の「設備競争」というものはありえないため。NTT グループの最近の中期経営戦略の発表にある、NTT 再再編のご計画においても、現状の環境下の上までは、他の電気通信事業者としては、公正競争の進展という観点、（すなわち第一種指定と第二種指定がより協力して事業を行うというのは、独占回帰の恐れが非常に大きい）から賛同しがたく、この懇談会においても、IP 化の時代に即応した設備競争のあり方について検討を希望。 	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>なお、NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p>

		<p>■ PSTN から IP 網への移行の過程にあつては、接続ルールは、原則として同様とするべき。IP 網と一言で表現しても、バックボーンにインターネット網そのものを利用するのと、その他のネットワーク（例えば専用線網）において IP プロトコルを利用して通信を行うのとでは、著しくその性質を異にする。現状の IP 電話は後者の場合が、中心であるので現状のドミナント事業者の有利性は否めない事実。よって、ドミナント事業者の IP 電話サービス提供においては、公正競争確保の観点から PSTN と同様の規制が必要なので、是非、本件につきましてもその規制の在り方について検討を希望。</p>	
	SBB・JT	<p>■ 1(2)①にて述べたように、「IP 化の進展の中でもボトルネック設備として残ると思われる設備の評価」をアジェンダに追加すべき。 [理由]見直しだけでなく、今後の IP 化の進展、垂直統合型ビジネスモデルの比重の高まりの中でも、ボトルネック性が変わらないと思われる設備についての検討が必要。</p> <p>■ その設備について、「競争を促進し、ユーザの利便を向上するための更なるルール化の検討」をアジェンダ案に追加すべき。具体的にルールの検討が必要なものとして、主に以下のものがあると認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋内配線メニューの追加（接続料金化）、屋内配線工事料金の設定 ● 加入者情報の開示ルールの整備 ● コロケーションルールの一層の整備（スペース不足、電力設備不足への対応） ● 中継ダークファイバの貸し出しルールの一層の整備（容量不足への対応） ● 加入者回線の貸し出しルールの一層の整備（メタルケーブル、光ファイバケーブルの接続点の追加） ● 加入者線路設備の貸し出しルールの一層の整備（電柱使用料の接続料金化） <p>[理由]IP 化が進展する中でも、現状と同様ボトルネック性が変わらない設備に関し、2(1)①で述べた評価において不十分と評価された点については、更なるルール化が必要。その際、公正競争を促進するためには、単に「公平性」を担保するだけでなく、迅速なサービス提供や簡便な手続きでの事業者変更など、ユーザの利便を向上するためのルールの在り方を検討すべき。</p> <p>■ 「市場支配的事業者のインターフェースの開示の在り方」について、アジェンダ案に追加すべき。 [理由]1(2)②で述べたとおり、ネットワーク層はネットワーク効果による市場独占性が強く発揮されることから、ネットワーク層においては、同一レイヤーで競争する事業者同士の相互接続性が IP 化の進展の中での公正競争の確保にとって不可欠。</p>	2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」等において議論・検討する。
③ 垂直統合型のビジネスモデルと市場支配力の関係	QNet	<p>■ 今後垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まり、プラットフォーム、コンテンツ、アプリケーション等の上位レイヤー部分による市場支配力を有する状況が発生することが考えられ、公正競争確保の観点で検討していくことが必要。</p>	本項目における議論の参考とする。
	日本CATV連盟	<p>■ NTT は明治以来その特権的地位により電話債権、工事負担金や高い遠距離通話料によって構築した通信インフラと技術をもって、自らあるいは支配する会社をして、IP 化を何の規制もなく全国レベルで行った場合、これに対抗できる通信・放送会社は一つもないことに留意すべき。 また、電力会社においては本業の資産及び利益を IP 化に際してつぎ込むことがあってはならない。 したがって、公平な競争環境・ルールを担保し、常に国民・視聴者の利益のために独占の弊害を生じさせるようなことがあってはならない。</p> <p>■ NTT をアクセス物理網のみをサービスする会社に分離し、その会社は通信サービスレイヤー以上のサ</p>	同上

		ービスには進出をさせないで、アクセス網を他の事業者に公平に利用させるなどの仕組みを検討すべき。	
YOZAN		■ 濫用の可能性はある。例えば、レイヤー横断型の事業者はコンテンツ収入を確保することにより、通信サービスの提供料金を無料にすることが可能。	同上
ACCA		■ 垂直統合型ビジネスモデルの場合、レイヤー間の影響は生じてくるのは避けられないので、レイヤー別のサービスの多様化を確保するため、 <u>レイヤー別の競争の道を確保することが望まれる。</u>	同上
NTT ドコモ		■ 「レイヤーを縦断する形で何らかの市場支配力が濫用される可能性」は、垂直ビジネスモデルの比重の高まりに関係なく一般に生じることから、この可能性を <u>垂直ビジネスモデルの比重の高まりのみに関連付けるべきではない。</u>	同上
CTC		■ 垂直統合型モデルにおいて、その一部のレイヤーに市場支配力を有している事業者は、他のレイヤーにおいても他事業者に比べて優越的な地位にあると言える。 ■ 一部のレイヤーでの市場支配力を他のレイヤーに行使することを排除し、各レイヤー間での <u>公正競争を確保することについては、新たな競争ルール策定における重要なテーマ。</u>	同上
富士通		■ 可能性は有ると考える。 <u>垂直統合型の企業と特定レイヤーでビジネスを行う企業との間での公正競争環境整備が重要であり、レイヤーを縦断する形で市場支配力が濫用される場合には、上位レイヤーも含めてレイヤー間のオープン性を確保することが必要。</u>	同上
SBB・JT		■ 妥当な論点。	同上
NTT 東日本・西日本		■ ブロードバンド市場は、これから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であることから、 <u>予め新たに規制を設けるべきではない。</u> 仮に、公正競争上の問題が生じた場合には、アクセス・ネットワークレイヤだけでなく、上位レイヤーからの競争阻害要因を含め、多角的な視点から事後的に検討することが適当。	同上
NTT コム		■ 原則自由競争として市場原理に委ねられるべきであり、例外的に規制等を導入する場合には、その規制等により自由競争が損なわれないよう、 <u>適正なコスト負担が必要。</u>	同上
ウィルコム		■ 競争政策の検討の前提として、どのような形で各々の市場を定義するかが極めて重要な要素である。については、 <u>市場の定義にあたっては、各市場における競争が有効に働くよう、十分な議論を希望。</u> 今後の競争政策においては、垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まる中でも、各レイヤー（市場）毎に公正競争が確保できる環境の整備を行うべき。具体的には、各レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が存在する場合や、エッセンシャルファシリティが特定の事業者によって占有される場合には、ある一定の条件の下にオープン化を実施する等の検討が必要。	同上
ボーダフォン		■ コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が、その市場支配力を梃子にし、 <u>関連する電気通信市場に影響を与える可能性の有無について検証する必要がある。</u> そして、影響を与える可能性がある場合には、既存の規制がそれらの問題に適切に対処可能であるか、さらに、対処できない場合は、新たな規制が必要か否かを検証する必要がある。	同上
KDDI		< IP 時代のアクセスの重要性 >	同上

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP 化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要。 ■ NTT 東西のボトルネック性（市場支配力の源泉）は、各市場に影響を及ぼすおそれあり。 ⇒ NTT 東西のボトルネック性は、隣接市場（ISP 等上位レイヤを含む）に影響を及ぼすおそれがあるため、こうした観点からも検討すべき。 ■ NTT 東西の県間進出にあたっては、ラストワンマイル及び県内設備の開放を徹底すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線） ● NTT 局舎（コロケーション） ■ FMC 等のグループ連携：公正競争上の懸念 ■ 固定電話分野での市場支配力が隣接市場に影響を及ぼす可能性あり <独占性を維持したままでの拡大> ■ NTT 東西は、活用業務として、既になし崩的に業務範囲を拡大。 ■ 今後も IP 化の進展を理由に一層の業務範囲を拡大する可能性。 NTT グループ中期経営戦略で示された以下の事例は、NTT 東西の活用業務に該当。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>NTT 東西および NTT ドコモによるシームレスなサービスの提供</u> ⇒ NTT 東西が次世代ネットワーク中継系（県間）を構築 ● <u>FMC 等、NTT 東西によるバンドルサービス・セット割引の提供</u> ⇒ NTT 東西が県間を料金設定 <p>いずれも、他事業者が競争的なサービスの提供をできなくなる等、公正競争を阻害しユーザ利便を損なうものであり、認められるべきではない。</p>	
④ その他「接続政策の基本的視点」として考慮すべき事項	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT 東西の構造分離に関する検討 IP 化が進展した段階における公正競争環境を真に実現する為に、<u>NTT 東西における構造分離に関する議論を再度行う必要がある</u>。ボトルネック設備へのアクセスの公平性の確保のために、NTT 東西の在るべき経営形態について、英国等の諸外国の事例も踏まえて再度検討が必要。 英国においては、BT がアクセス回線の提供を行う部門との取引条件について、BT グループ内事業者と競争事業者とを同一とすべく、同部門の業務分離を行った。さらに、ブランドやインセンティブ体系を BT から独立させることや、経営体制の独立、競争上不正な取引が行われているか否かの監査の実施などにより、BT グループと競争事業者間における公正な競争環境を確実なものとしている。 ■ NTT 東西における IP 化への移行計画の詳細の公表 NTT 東西のネットワークは固定電話の加入者回線において 94.7%のシェアを有するネットワークであるため、その IP 化の動向は全ての接続事業者にとって極めて重要なものであり、各社の事業計画に大きな影響を及ぼす。よって、NTT 東西には、網機能提供計画の公表において定められている時期よりも早期に、<u>その移行計画の詳細や技術仕様に関する情報を公表するように義務付けるべき</u>。 	NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。
	イー・アクセ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続政策は電気通信市場では非常に重要な要素だが、競争政策の事前規制としての 1 ツールとして位置づけるべきと理解。今後の接続政策を議論するに当たっては競争政策のフレームワークを議論したう 	2(1)「接続政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。

	ス	えで行うべき。(プライオリティB)	
--	---	-------------------	--

(2) 指定電気通信設備制度の在り方

項目	意見		考え方
	提出者		
① 指定電気通信設備制度の枠組み	JCOM	■ 本項目については競争促進を図るためには既に必要不可欠な事項であることから検討の必要はない。	本項目における議論の参考とする。
	日本CATV連盟	■ 指定電気通信設備制度は、今後も引き続き有効であり、必須。 ■ 加入者回線を契約ベースでなく、資産保有ベース(既存施設の普及率)とすることを検討すべき。	同上
	YOZAN	■ 有効である。	同上
	ACCA	■ 公正競争の確保等の面から引続き規制が必要と考えているが、50%等の基準については、新規参入を促しサービスの多様化を行い利便性等の向上を図るという面から慎重に検討する必要がある。	同上
	CTC	■ 指定電気通信設備は、「ボトルネック性」があることを前提としているが、より競争を促進する観点からは、「ボトルネック性」の要因を明確にしたうえで、それを解消する方策についても検討していく必要がある。	同上
	富士通	■ アクセス系設備が公正競争上のボトルネックである段階では有効であり維持すべきだが、多様なアクセス手段の実現によって仮にボトルネック性が無くなれば本制度は撤廃し、経済合理性に基づいた設備競争を進展させるべき。	同上
	NTTコム	■ IP化の進展に伴い、従来に比してよりユーザに近い部分まで低廉なコストでの設備設置が容易になることから、 <u>今後は「不可欠設備(加入者回線)と一体で設置される設備」のボトルネック性は薄れていくもの。</u>	同上
	KDDI	■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要あり。 ■ 他事業者がIP網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 ・ 光ファイバ(加入者回線/県内中継回線) ・ NTT局舎(コロケーション) よって、 <u>指定電気通信設備制度の枠組みは、IP化が進展した場合にも競争進展を図る観点から必要。</u>	同上
	KVH	■ 指定電気通信制度の指定の在り方については、加入者回線のシェアが50%を上回る場合に指定することになっているが、この指標は画一的であり、賛同できかねる。例えば、光ファーマー等の導入割合を時系列的に把握することによる等の地域の特殊性を考慮し、メタル回線への代替性の程度も考慮に入れ、その判断に客観的合理性があれば、50%の指標を変動してもかまわないのではないか。	同上
	ボーダフォン	■ IP化が進展したとしても、ボトルネック設備に対する規制は引き続き必要。しかしながら、IP化後はボトルネックの特質が異なっている可能性があり、既存のネットワークにおけるボトルネック性も変	ご指摘を踏まえ、検討項目例として「第二種指定電気通信設備の指定に係

		<p>化している可能性がある。したがって、恒久的なボトルネック設備に対する規制を維持しながらも、状況に応じて規制の見直しが必要になる可能性がある。</p> <p>なお、指定電気通信設備の指定の基準となる閾値や指定の単位については、海外の事例を参考にしつつ見直しについて検討を行うべき。</p>	<p>る閾値（ベンチマーク）の在り方」を追加。</p>
	フュージョン	<p>■ 指定電気通信設備制度を基礎とする非対称規制は、競争促進を図る上で引き続き有効に機能。また指定電気通信設備の範囲については、現状の固定系設備と移動系設備という枠組みに加えて、FMC を睨んだ融合サービスに参入するにあたり、指定電気通信設備規制の対象になっている事業者同士が結びつくことで、競争原理が正常に働かなくなることを避けるような環境整備施策が必要。</p> <p>例えば NTT 東西と NTT ドコモの提携に対しては、NTT 東西への活用業務制度のみによる判断ではなく、独占状態となることを避けるための、方策が不可欠。</p>	<p>NTT 東西の活用業務認可については、2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p> <p>固定・携帯サービスの融合については、意見を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第一種指定電気通信設備を有する事業者と第二種指定電気通信設備を有する事業者による FMC サービスの提供を念頭に置いた指定電気通信設備制度の在り方」を追加。</p>
② 指定電気通信設備の範囲	K-OPT	<p>■ 以下、下線部について追加を要望。 〔検討内容〕</p> <p>IP 網への移行が進む中、例えば、(a)メタル回線から光ファイバ網やその他の代替的アクセス回線への移行、(b)固定サービスと移動サービスを組み合わせた FMC (Fixed and Mobile Convergence) サービスの台頭等によって何らかの見直しが必要になると考えられるか。仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。特に、市場支配力を有する事業者の設備（指定電気通信設備）との相互接続については、何らかの規制を課す必要があるか。</p> <p>〔理由〕</p> <p>「NTT グループ中期経営戦略の推進について」により、NTT 東西、及び NTT ドコモグループにより次世代ネットワークを構築することが公表されているが、市場支配力を有する事業者同士の提携は、公正競争の理念に反し、まさしく市場支配力を有する事業者の独占回帰を意味するものと考えられます。このまま独占回帰の状態を放置すれば、新たな市場を全て囲い込んでしまう危険性を孕んでいることから、公正競争を確保する為にも、市場支配力を有する事業者間との接続は、何らかの規制が不可欠。</p>	<p>本項目における議論の参考とする。</p>
	NTT ドコモ	<p>■ 指定電気通信設備の範囲については、従来通り設備のボトルネック性に着目し判断されるべきであるため (b) FMC のような新サービスの台頭等は、技術革新に基づく新サービスの発展を促すため一層の規制緩和を進展させる方向性の中で論じられるものであり、指定電気通信設備の範囲の問題として取り上げられるべきではなく、従って (a) にいう代替的アクセス回線への移行によるボトルネック性の減少が与える見直しの必要性等の観点で検討されるべき。</p>	<p>同上</p>
	CTC	<p>■ 指定電気通信設備の範囲は、「ボトルネック性」の範囲により決定されるものであり、まずは、「ボトルネック性」の解消を検討すべき。</p>	<p>同上</p>

<p>NTT 東 日本・ 西日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>地域 IP 網等の指定電気通信設備制度の見直し</u> 現行の指定電気通信設備制度においては、電話時代のネットワークを前提とし、県内設備のほぼ全てが規制の対象とされている。 しかしながら、局舎コロケーション等のネットワークのオープン化により、ルータ等の局内装置については、既に他事業者が自ら設置し独自の IP 網を構築しており、当社の局内装置を利用するケースはほぼ皆無となっている。 したがって、県内設備を一律に規制する電話時代の考えを改め、個々の設備ごとにボトルネック性の有無を判断し、指定電気通信設備の対象範囲を見直していくことが必要。具体的には、以下の設備について、早急に規制の対象から除外を希望。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域 IP 網</u> 他事業者は、ルータ等の局内装置を局舎コロケーションを利用して自ら設置して独自の IP 網を構築し、NTT 東西に匹敵するブロードバンドユーザを獲得。 そのため、平成 13 年 9 月に地域 IP 網の接続料を設定したものの、利用実績は皆無。 このように、地域 IP 網自体には、不可欠性はないことから、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。 なお、米国でも、IP 網については、アンバンドル提供義務は課されていない。 ● <u>メガデータネッツ等のデータ通信網</u> データ通信市場では、電力系事業者が、加入者光ファイバを含めネットワークを全て自前で構築して NTT 東西に匹敵するイーサ系サービスのユーザを獲得。また、電力系以外の事業者も、SW・ルータ等を自ら調達・設置してネットワークを構築し、サービスを提供。 したがって、当社のメガデータネッツやメトロイーサ/アーバンイーサ等のデータ通信網には、不可欠性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。 ● <u>メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ</u> メディアコンバータ等の装置類については、他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、接続料を設定したものの利用実績はほぼ皆無であることから、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。 また、局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(平成 13 年)から他事業者による自前敷設を可能としており、平成 15 年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、現に自前敷設が増加しており、当社の局内光ファイバの不可欠性は解消していることから、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。 ■ <u>加入者光ファイバの指定電気通信設備制度の見直し</u> 現在、メタル回線と加入者光ファイバを区別せず一律に指定電気通信設備の対象としているが、以下の観点から、加入者光ファイバについては、メタル回線と区別し、指定電気通信設備の対象から除外を希望。 <ul style="list-style-type: none"> ● 加入者光ファイバは、電話時代に敷設されたメタル回線とは異なり、当社も、他事業者との競争下で多大な設備投資負担の下、新たに敷設していくもの。 	<p>同上</p>
------------------------------	---	-----------

		<ul style="list-style-type: none"> ● 現に電力系事業者は、自ら加入者光ファイバを敷設し、加入者光ファイバの回線数も相当数保有しているものと想定され、当社と熾烈な設備競争を展開。 ● 加入者回線を敷設する基盤となる電柱、管路、とう道等（以下「線路敷設基盤」といいます。）について、電力会社（電力系事業者）は、当社と同等以上の設備を保有。 また、この線路敷設基盤は、既に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき開放され、現に CATV 事業者が相当量の同軸ケーブルを自前で敷設している等、電力系以外の事業者も加入者回線を自前で敷設できる環境は既に十分整っている。更には、今後、新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等が実施される予定であり、少なくとも架空配線区間については、当社と電力系以外の事業者も同等の条件で加入者回線を敷設することが可能。 仮に、当社の加入者光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合は、以下の事項について、現在の競争の実態等を踏まえ、早急に見直していただきたいと考えます。 ● 電柱添架ルールの見直し等により電力系以外の事業者も容易に自前敷設が可能となる、き線点以下の架空配線区間については、指定電気通信設備の対象から除外していただきたい。 ● 電力系事業者との競争中立性を確保する観点から、加入者光ファイバについてはメタル回線と区別し、既に現在（H16 年度末）、その回線数シェアが 50%を下回っている競争地域から指定電気通信設備の対象外としていただきたい。更に、同一都道府県内においても競争状況は一律ではなく、県庁所在地等の主要都市を中心に電力系事業者との競争が進展していることから、都道府県単位ではなく、競争の実態が反映できるようもう少し細かい単位でシェアを把握する仕組みに見直していただきたい。 また、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが 50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる枠組みとなっているため、例えば、移動体事業者への規制のようにシェア基準値を 25%超とする等、一定以上のシェアの事業者に対する規制の同等性を確保するような見直しが必要。 なお、現在は回線数シェアを利用回線数をベースに算出していますが、これでは営業努力の成果が反映されてしまうため、設備規制（オープン化）の趣旨からすれば、設備保有量（キャパシティ）をベースに算出するべき。 ● また、KDDI と東京電力との業務提携にあたり、仮に、KDDI が東京電力の加入者光ファイバを安価に利用できる場所はそれを利用し、それ以外のところでは当社の光ファイバを利用することが可能である一方、当社や他事業者は東京電力の加入者光ファイバを KDDI と同等の条件で借りられないとすれば、競争上のイコールフットィング問題が生じることになる。 このため、例えば、KDDI と東京電力の間の取引条件等について公表を求める等の措置について、検討を希望。 また、他の電力系事業者についても、親会社である電力会社との取引条件等について公表を求める等の措置を検討していただきたい。 	
NTT コム	■	指定電気通信設備の範囲の見直しを図る場合、少なくとも光ファイバ設備市場に関しては、現行の規制のままでは、事業者間でシェアが 50%前後で同程度の場合でも、一方の事業者にのみ開放義務とイン	同上

		<u>ピテーシヨナルールが課されることから、設備競争の進展を阻害するだけでなく、サービス競争においても不公正な競争を招く可能性がある点について考慮する必要がある。</u>	
ボーダフォン	■	現在指定を受けている指定電気通信設備については、当面の間は引き続き指定の対象とすべき。また、IP 網における新たな電気通信設備についてもボトルネック性を有するか十分に検証し、必要に応じて指定電気通信設備と位置づけるべき。	同上
KDDI	■	<p><設備開放ルールの必要性> <u>IP 網への移行が進む場合においても、ボトルネック性の高い設備については競争促進を図る観点から指定電気通信設備制度に基づく設備開放ルールが必要。</u> 端末回線（光、メタル）、地域 IP 網等の既存の設備区分については指定を維持することが適当。</p> <p>■ <光ファイバの扱い> <u>他事業者が、自前で光ファイバを敷設することは実質的に困難。現在の接続料は、報酬を含めた必要な費用の回収を保証する認可料金。</u> ⇒他事業者が適正かつ同一の条件で接続できることの担保が必要</p> <p>■ <加入者回線（光／メタル）の扱い> <u>NTT 東西の加入者光回線は以下の性格を有しており、メタルと光は一体として捉えて議論することが必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユーザから見ればメタル回線と同じ固定系端末回線 ● メタル回線のリプレース ● メタル回線と同じ線路基盤を活用 <p>■ <音声ルータの扱い> 現在、第一種指定電気通信設備と整理されていない NTT 東西の音声ルータについては、IP 化の進展に伴い、既存の交換設備からルータへの置き換えが進むと考えられる。そうなった場合、<u>音声ルータのボトルネック性が高まるため、第一種指定電気通信設備とすることが必要。</u></p> <p>■ <その他> コロケーション設備についても他事業者が指定設備利用部門と適正かつ同一の条件で接続できることの担保が必要。</p>	同上
SBB・JT	■	<p>「メタル回線の位置付けの評価」および「移行プロセスのルール化の検討」をアジェンダとして追加すべき。 [理由] IP 化とメタル回線から光ファイバへの移行は本来無関係であり、指定電気通信設備の範囲を検討するにあたっては、IP 化の進展の中でのメタル回線の位置付けについて、利用者利便と公正競争の確保の観点から検討を行う必要がある</p> <p>■ (b)について、<u>「ジョイントドミナンスにおける指定電気通信設備の範囲の在り方」を論点として追加すべき。</u> [理由] 各サービス単独の市場支配力だけでなく、サービスが連携される場合、市場支配力について特別な考慮が必要。</p>	<p>同上</p> <p>ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第一種指定電気通信設備を有する事業者と第二種指定電気通信設備を有する事業者による FMC サービスの</p>

			提供を念頭に置いた指定電気通信設備制度の在り方」を追加。
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> 見直しが必要。固定と移動を併せた中で、市場支配力の新たな尺度が必要。 FMC サービスだけでは無く、光と無線の融合等の検討も必要。 	同上
	KVH	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備の範囲については、今後の FMC サービスへの台頭を視野に入れ、固定サービスと携帯サービスを統合した指定電気通信設備の概念の導入が必須。なぜなら、FMC サービスが進展すれば、今後固定サービス及び携帯サービスという境界区分が薄弱になり、両サービスを統合して指定電気通信設備を見直す必要が生じるから。このことから指定電気通信の範囲の見直しについての検討を希望。 NTT 地域会社の加入者系光ファイバ設備の開放義務の見直しについては、同社の光ファイバを低廉な料金で利用できなくなることは、日本の電気通信事業者にとっては、大きなマイナスとなり競争阻害ともなるので、現行制度維持の必要性について十分な議論を希望。指定電気通信設備については、光ファイバのみの比率で指定するべきではなく、メタル及び光ファイバをあわせて検討し、今後とも貸し出し料金については、認可対象とされることについて検討を希望。もし、この現状を変更させる時は、NTT グループの資本分離及び政府の株式保有撤廃を検討し、真の意味での「設備競争」を担保される方策等についての検討を希望。 	同上
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> メタル線から光ファイバへの移行については IP 化の流れではあるものの全国的に光ファイバを網羅することは時間的投資的に時間がかかるので、<u>全国的に光ファイバ化が整うまではメタル線についても指定電気通信設備の範囲に入れておく必要がある。</u>また、FMC について、サービスの多様化等の面から、MVNO 環境は継続的に維持する必要がある。 	本項目における議論の参考とする。 また、MVNO については、ご指摘を踏まえ、2(5)②「MVNO の新規参入促進の在り方」を追加。
	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> NTT は明治以来その特権的地位により電話債権、工事負担金や高い遠距離通話料によって構築した通信インフラと技術を保有。 NTT は設備のみならず技術においてもこれを独占してはならず、国民・視聴者の利益のために広く技術開示を行うべき。 	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」における議論の参考とする。
③ その他「指定電気通信設備制度の在り方」について検討すべき事項	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> 現在、ボトルネック性の高い設備については、ネットワークの開放義務を課し競争事業者が公正に競争できる制度となっており、接続ルールとして有効に機能。 今後の IP 化が進展していく中においても、ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、<u>他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されないものについては、引き続き、指定電気通信役務として、行政による一定の規制が必要。</u> なお、本懇談会における指定電気通信設備制度の在り方については、一般的な競争ルールである独占禁止法及び指定電気通信設備を利用している電気通信事業者の意見を踏まえたうえで検討を希望。 	2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」における議論の参考とする。
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> 競争ルールにおいて必要なことは、利用者のサービス向上、料金低廉化のために事業者間の競争が促進される環境を構築することであり、競争を阻害する要因（ボトルネック）が存在する場合に、ある一定の条件の下にオープン化を実施することは、今後も必要。 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者の経営破綻リスクへの対応 <ul style="list-style-type: none"> 昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等により、接続事業者が経営破綻して接続料が回収不能となる事例が発生しているため、事業者ごとの信用度や新たに開発・投資する装置・機能等の転用 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化を念

		<p>可能性等に応じて、接続料の前払いや預託等により接続事業者があらかじめ負担するルールの早急に整備を希望。</p> <p>なお、米国においても、接続に要する費用の数ヶ月分を接続事業者があらかじめ負担するルールが運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コロケーションルールの見直し等 <ul style="list-style-type: none"> ● コロケーションについては、これまで有限なリソースを有効利用する観点から、受発電設備の利用をキャンセルした場合の違約金を設定する等ルールの整備を図ってきたが、例えば、局舎スペースの利用料については、キャンセルをしても、他事業者が自前工事に着手するか、相互接続点調査回答から6ヶ月を経過しなければ費用負担しないですむルールとなっている。 このため、依然として「リソースの無効保留」が発生しており、<u>コロケーションリソースの更なる有効利用のためには、現行の費用負担なしでリソースを保留できる仕組みを見直す必要がある。</u> ● また、H17.10 に当社の局舎内で他事業者の自前電力設備の火災事故が発生し、一歩間違えば当該局舎に収容される全事業者のユーザの通信が途絶する等の問題になりかねなかったこと等を踏まえ、安全・セキュリティを確保するためのルールを整備する必要がある。 ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ● 工事費・手続費のうち、他事業者においても自前で実施可能なユーザ宅内の配線工事等に係る工事・手続きに関しては、<u>接続約款の規制対象から除外を希望。</u> 	<p>頭に置いたコロケーションルール等の在り方」を追加。</p>
	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力系事業者の敷設する光ファイバの取扱いについて <p>電力系事業者の敷設する光ファイバと NTT 東西の敷設する光ファイバの不可欠性に差異はなく、<u>電力系事業者の光ファイバ自体についても NTT 東西と同等の取扱いとすることで設備競争が進展し、またサービス競争も進展すると考える。</u>また、仮に開放義務が課される場合には、必然的に局舎のコロケーションスペースも開放されるべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として、第一種指定電気通信設備の指定に係る現行制度の在り方の検証を追加。</p>
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定電気通信設備制度の在り方も、今後の通信市場のあるべき姿や方向性などを議論したうえで見直しが必要であるという結論ができれば、議論を行うべき。 	<p>通信市場の方向性等については、1「IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方」の中で議論・検討する。</p>

(3) 接続料算定の在り方

項目	意見		考え方
	提出者		
① PSTN の接続料算定の在り方	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 光 IP 電話と、従来の固定電話は、今後、家庭内の固定電話として混在していくものとする。固定電話の接続料算定については、<u>IP ネットワーク設備と PSTN 設備を含めた混在モデルでのコストと IP 電話、PSTN 双方のトラフィックで算定するなど、IP 電話を考慮した新しい方式についても検討する必要。</u> 	<p>本項目における議論の参考とする。</p>
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ PSTN は、今後のトラフィック減に伴い、赤字基調で推移することは確定的である一方で、ユニバーサルサービス確保の観点からは、相当期間の維持が必要。 ■ 従って、PSTN の維持コストの負担の在り方を含めた全体的な議論が必要。 	<p>同上</p>

	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話サービスにおいては、①高度な新技術の導入により大幅な効率化が図られるような環境にはなく、また、②市場規模の縮小による投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールデメリットが発生する状況。 したがって、事業法第 33 条第 5 項に規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるよう新たに構成する」といった長期増分費用方式の前提が、現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、<u>長期増分費用方式の適用を止め、実績コストが回収できる仕組みに見直しを希望。</u> ■ 当社の電話交換機は、ドライカップ電話や IP 電話等の普及・拡大に伴い、不可欠性がなくなっていくものと考えられ、将来的には指定電気通信設備の対象から除外する方向で検討を希望。 	同上
	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実際費用による算定値が LRIC モデルによる算定値を下回る等、モデル算定値が規制目標値としての有効性を失う場合には、<u>何らかの新しい制度に移行する必要がある。</u> 	同上
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> ■ LRIC に替わる適当な接続料算定方法がないのは事実であるが、<u>LRIC により算定された接続料原価はあくまでもベンチマークとして利用すべきであり、そのままプライシングされるべきではない。</u> 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の LRIC モデルにおいては、固定電話トラヒックの減少に伴い、今後、接続料が上昇して行くことが見込まれており、この問題を放置しておくことは認められるべきでない。接続料の算定方法の見直しについては、<u>IP ベースの技術を前提としたモデルの開発や現行モデルの改善など複数の選択肢を用意した上で議論を行うべき。</u> ■ また、IP 網への移行が進むにつれ、事業者間の接続トラヒックは従来の時間単位ではなくデータ量単位で測定することとなる可能性も考えられ、新たな精算制度への移行についても議論を開始すべき時期であると考えます。IP 網への移行期間においては、既存網との並存状態が当面は継続することや、急激な制度の変更は事業者の事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があることを考慮すると、<u>当面の間は、現行の精算制度を基本としつつ、新たな制度について議論・検討を進めることが現実的。</u> 	同上
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ より適切な算定方法について検討することは必要だが、現時点では長期増分費用方式での算定が透明性が高く、適当。 	同上
② 将来原価方式の在り	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加入者光ファイバの提供について、予測需要の評価など適正なコストを反映したものになっているか検証し、適正な料金とすべき。 	本項目における議論の参考とする。
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来原価方式を採用する場合の「予測需要と乖離した場合の適正以上の利益又は損失が発生するリスク」の取扱いについて、慎重な検討が必要。 	同上
	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場構造の急速な変化に柔軟に対応するため、将来原価方式を用いる際には、予めその費用回収の過不足の扱いについて明確にされるべき。 	同上
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来原価方式は、以下のような一定の条件の下では合理的と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規の電気通信役務の場合（実績が無い） ● 相当程度の需要が見込まれる電気通信役務の場合（接続料水準の予見性確保） ただし、将来原価方式を採用するにあたっては、以下を考慮すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事前に事後精算について定められていない場合 →事後精算は認めるべきではない（後付ルール禁止） 	同上

		<ul style="list-style-type: none"> ● 需要の予測値と実績値が大幅に乖離したことにより、算定期間中に接続料の見直しが必要となった場合 →算定期間を調整する等の方法により大きな水準変動を回避すべき 																													
K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下、下線部について追加を要望。 〔検討内容〕 電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる場合、接続料の原価算定は予測需要に基づく将来原価方式を用いることができるが、市場構造の急速な変化に対応した見直しが必要か。<u>また、当初予測した需要と大幅に乖離する設備について、原価算定方法を見直す必要があるか。</u> 〔理由〕 雑誌の記事等より、開放義務が課せられている NTT の光ファイバは、当初算定したよりも大きく原価割れしていると聞いている。弊社では、NTT が「NTT グループ中期経営戦略の推進」で表明された、2010 年に B フレッツ 3000 万提供を目指す中で、その原価をさらに下方修正し、料金の優位性を NTT の体力まかせで確保しているのではないかと、たとえば料金の優位性を確保する原資として電話事業収入等、他の事業収入でそれをまかなっているのではないかと懸念するところ。適正な料金設定、公正な競争を促進するためにも考慮すべき。 	<p>ご指摘を踏まえ、2(3)②「将来原価方式の在り方」の検討項目例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の光ファイバに係る接続料の妥当性の検証 ・ 接続料の算定時に想定した需要見込みとその後の実際の需要が大きく乖離した場合の当該接続料の見直しの在り方を追加。 																													
NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、将来原価方式を採用している接続料について費用回収の過不足が発生した場合の取扱いに関する明確なルールが整備されていないが、本来、<u>接続料は、算定方式の如何にかかわらず、原価が適正に回収されるように設定すべきものであることから、当該費用の過不足分を適正に回収できるよう、早急に接続ルールの整備を希望。</u> ■ また、既に将来原価方式を用いて算定している接続料についても、算定期間が完了する時点で過不足が生じる場合には、その過不足分を適正に回収できるようにする必要がある。 ■ また、加入者光ファイバの接続料については、平成 13 年～平成 19 年の 7 年間の将来原価方式により算定しておりますが、算定期間の半分以上の期間が経過した現時点において、実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、料金算定期間内に適正なコスト回収をすることが困難であることが明らかであるため（下表参照）、料金算定期間中であっても、早急に見直す必要がある。 <p>【東西計】 加入者光ファイバコストの実績及び接続料申請における予測の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H13～H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1芯あたりコスト</td> <td>実績</td> <td>19,585円</td> <td>19,050円</td> <td>17,193円</td> <td>13,791円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(16,273円)</td> </tr> <tr> <td>予測</td> <td>19,421円</td> <td>13,841円</td> <td>9,827円</td> <td>6,986円</td> <td>4,514円</td> <td>3,226円</td> <td>2,647円</td> <td>5,074円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">()内はH13～16の平均</p>			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13～H19	1芯あたりコスト	実績	19,585円	19,050円	17,193円	13,791円	—	—	—	(16,273円)	予測	19,421円	13,841円	9,827円	6,986円	4,514円	3,226円	2,647円	5,074円	同上
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13～H19																						
1芯あたりコスト	実績	19,585円	19,050円	17,193円	13,791円	—	—	—	(16,273円)																						
	予測	19,421円	13,841円	9,827円	6,986円	4,514円	3,226円	2,647円	5,074円																						
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場環境が急速に変化する中、将来の需要予測がより困難な状況となっているものと考え。したがって、将来需要に基づき算定される網機能改造等に係る接続料に関して、需要予測の算定の方法や需要 		同上																												

		予測が一定の範囲を超えて外れた場合の事後措置の在り方について、何らかのルール化が必要。	
③ その他「接続料算定の在り方」について検討すべき事項	YOZAN	■ 接続料の算定における法定耐用年数について、現行設定値 6 年から諸外国と同一水準に変更することを検討すべき。	2(3)「接続料算定の在り方」における議論の参考とする。
	富士通	■ 接続料の算定については、方式等、技術的に複雑化・専門化しがちであるが、恣意性を排除するためにも、分かりやすいルールを基本とすべき。	同上
	フュージョン	■ 現行の LRIC 方式は、通信量の減少に通信設備の減量が追いつかないため、値上げという悪循環に陥っています。その状況で設備使用料を 1 回 1 秒単位で精算する意味は薄れている。設備コストの固定費用が占める比率が大である前提で、接続回線数比で按分する等の固定費負担方式を提案。	同上
	ボーダフォン	■ NTT 東西の東西別接続料の設定 現状、NTT 東西の一部の接続料については東西均一の接続料が設定されています。この東西均一の接続料の設定は、NTT 東西間のヤードスティック競争の促進を阻むと同時に、事業者間の公正競争を阻害するものであり、改めて見直しの議論を行うべき。	同上
	KVH	■ 長期増分費用方式における接続料の算定の仕方について、この費用配分方式は、確かに公正競争を検討するためには有効な方式であったが、実行方法が難解で（例えば、理想的なネットワーク構築に関するコスト配分方法等）かつ、PSTN のうち、固定通信のみに導入してきたと言う点で欠点があった。また、その煩雑な決定方法により、すなわち、過ぎ去った年度のトラフィックを確定しなければ、確定値がでないという欠点から毎年度末に精算処理を必要とするといった実効性にも難点があった。よって、今後も長期増分費用方式の利用を継続されるなら、携帯も含めた PSTN と IP 網について、一様にこの方式を導入されることが、公正である。そして一度妥当な接続料が決定されたら、煩雑な会計処理を避けることから、その接続料の有効期間を 3 年程度とするのが望ましく、長期増分費用方式の在り方についての再度検討に賛同。	同上
	SBB・JT	■ 事後精算制度の在り方」について、アジェンダに追加すべき。 [理由] 実際費用方式・LRIC・将来原価方式の問題は、何を原価とみなすかということに帰着すると考えます。その意味においては、原価算定方式の在り方とあわせ、事後精算制度の在り方についても検討を行う必要がある。	ご指摘を踏まえ、2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項例として「実績原価方式により算定されている接続料について、通信量が確定した後に行われている現行の事後精算制度の在り方」を追加。
	NTT コム	■ 番号ポータビリティに係る接続料負担の在り方 番号ポータビリティに係る接続料については、市場環境が制度導入当時と大きく異なっていることを踏まえ、料金設定事業者が費用負担する現行制度を見直すべきであり、 <u>受益者負担の観点から、移転先事業者がその基本料対応コストとして費用負担すべき。</u> ■ 直取電話等の接続料の在り方 NTT 東西以外の事業者の提供する直取電話及び VOIP の接続料については、各直取電話・VOIP サービス網は当該番号への着信においてその利用が不可避であり、また接続事業者から徴収する接続料収入は自社サービス料金の値下げ原資に充当する可能性があることから、LRIC で算定された接続料の値上げに	必要に応じて 2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項として議論・検討する。

追随した値上げは、公正競争を阻害する可能性がある。

(4) 接続形態の多様化への対応

項目	提出者	意見	考え方
	① IP 化に対応した接続形態の検証	K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下、下線部について追加いただくよう要望。 〔検討内容〕 IP 化が本格化する中、ピアリング（・・・中略・・・）やトランジット（・・・中略・・・）の占める率が高まってくると考えられるか。その場合、<u>現行 PSTN 網の相互接続ルールを踏襲する必要があるか。また、事業者間の相互接続を円滑にすすめるために、何らかのしくみを構築する必要があるか。</u>さらに、これらを進めるに当たって、公正競争の確保の観点から競争ルールとして検討すべき事項はあるか。 〔理由〕 IP 網を中心とした相互接続においては、現状の PSTN 網での接続ルール（例えば毎年の事業者の相対によるアクセスチャージの交渉など）を、必ずしもそのまま踏襲する必要性はないことから、より効率的な運用を目指し、相互接続事業者が一体となって検討する必要がある。
	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方の ISP については、東京など大都市に集中しているインターネット接続ポイント（IX 等）まで接続していくケースが多く、ブロードバンドの普及により回線容量も大きくなり、地方からの中継線コストも増大している。 ■ 地方のデジタルデハイド解消の観点から、インターネット接続に係るコストの地域格差の是正が必要であり、<u>一定以上のシェアを有する ISP を指定対象とするなど、地方も大都市圏と同等の条件（コスト）でインターネット接続ポイントが調達できるようなルールを検討すべきと考える。</u> 	同上
	日本 CATV 連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ エンドユーザーにとって安心・安全なサービスを確保するためには、信頼できるトラフィックが維持・担保されることが必須であり、特に、<u>不正トラフィックについては規制、罰則ルールの検討を行うべき。</u> 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ ピアリング等、接続条件を個別協議により決定する場合は、支配的事業者がその優越的地位を利用して有利な条件を強要することが危惧される。 ■ 公正競争を確保するため、支配的事業者の優越的地位の濫用を排除する仕組みについて、検討する必要がある。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保有経路数やトラフィック量と市場支配力の関係についても着目すべきであると考ええる。 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 網同士の事業者間取引（接続料）については、従来の電話のような一律の接続料体系ではなく、インターネットの世界における ISP 間の取引を参考にしつつ、多様なビジネスモデルにも柔軟に対応できるよう、事業者間の協議により、<u>ビジネスベースでの取引条件（ビルアンドキープ方式、定額料金等）を自由に決められるようにすることが必要。</u> 	同上
	NTT コ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者網相互間のトラフィック交換や、他事業者網からのトラフィック中継は現行の PSTN でも行わ 	同上

	ム	れており、PSTN の代替となる IP 網においても同様の接続形態をとりうると考えるが、IP 網間の接続に関しては、多様化するビジネスモデルに柔軟に対応する必要があることから、 <u>原則事業者間の協議に委ね、市場動向を見守りつつ、必要に応じて事後的に対応すべき。</u>	
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の進展によって、今後、事業者間の接続形態がピアリングやトランジット等により多様化することが考えられますが、どのような接続形態を採用するかについては、基本的に事業者間の交渉にゆだねるべきと考えます。ただし、<u>市場支配力を有する事業者が存在する場合は、接続交渉においてその影響力が濫用されることを回避すべく、事業者間の公正な競争条件を確保するという観点から、IP 網の接続に関する最低限のルール化が必要。</u> ■ 相互接続性の確保のため、事業者間の責任分界をどのように設定するのか、エンド・トゥ・エンドの接続性・運用性をどのように確保すべきかといった点等、運用面の観点からの最低限のルール化も必要。 	同上
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化に対応したネットワーク構造の変革を議論する上において、どのような接続形態の可能性の検証は、競争政策を議論するうえでも、検討が必要です。(プライオリティA) 	同上
② その他「接続形態の多様化」について検討すべき事項	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP 化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要あり。 ■ 他事業者が IP 網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバ (加入者回線/県内中継回線)、NTT 局舎 (コロケーション) ■ 中継ファイバの有効利用のため、WDMの活用 ■ 利用部門と同等な条件での他事業者への設備撤去計画・空きスペースに関する情報の公表 	2(5)「接続形態の多様化への対応」における議論の参考とする。
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な接続形態における、エンドーエンドのセキュリティや相互接続、品質の確保等の観点についても検討すべき。 	必要に応じて 4「その他の政策課題」において議論・検討する。

(5) その他「今後の接続政策の在り方」について検討すべき事項

項目	意見		考え方
	提出者		
	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定と携帯の融合サービスが今後進んでいくと考えられるが、<u>指定電気通信事業者 (NTT ドコモ) との協業については、誰もが、NTT グループ (NTT 東西) と同等な条件で FMC ができるようにすべき。</u> 	2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」等における議論の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者間の識別・精算方法についても検討すべき。 	必要に応じて 2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項として議論・検討する。
NTT 東西の各種手続費等の算定方法について	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT 東西が設定する料金回収手続費などの各種手続費の算定方法については、その在り方について、再度見直しの議論を希望。 	同上

て			
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2(1)①等で述べたとおり、「現行の問題の総括」をアジェンダに追加すべき。 [理由]有効に機能したかどうかの評価だけでなく、不十分な点についても総括すべき。 	2(1)①「電気通信分野におけるこれまでの接続ルールの検証」の検討事項に含まれる。
コロケーションルールについて	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>NTT 東西の収容局等におけるコロケーションのルールについては、情報開示内容およびその更新頻度等の点で、現状、十分であるとは言えず、その整備は急務である。</u> IP 化進展後のネットワーク構成や局舎の在り方がどのように変化するか明確ではないが、当該ルールは IP 化が進展しても公正な競争を維持するために不可欠なものである。 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化を念頭に置いたコロケーションルール等の在り方」を追加。
第一種指定電気通信設備接続会計規則について	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種指定電気通信設備接続会計規則は、当該電気通信設備に係る接続料の適正な算定に資することを目的としているが、現行規則が接続料の妥当性を検証する上で十分な内容になっているか再度見直しの議論を行うべき。また、<u>NTT 東西の構造分離の議論と合わせて、管理部門と利用部門間の費用の配賦方法などについて再度検証を行う必要がある。</u> 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化に対応した接続会計の在り方」を追加。
メタル回線の撤去について	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>メタル回線の撤去に関しても、NTT 東西の指定設備管理部門からみて、指定設備利用部門と接続事業者の同等性を確保する必要がある。</u>NTT 東西では、自らの指定設備利用部門の状況等を踏まえ、指定設備管理部門がメタル撤去計画を策定するものと想定（もしくは指定設備管理部門／指定設備利用部門の明確な区別なく計画を作成している可能性あり）。については、接続事業者も指定設備利用部門と同等に、メタル回線の撤去に関する計画策定の議論に参画できることが必要。 	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」等において議論・検討する。
オープンなネットワークの構築	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術的な標準と公正競争は別。／技術的な標準が公正競争を保証する訳ではない。 ■ 例えば電話のネットワークも標準化されていたが、長い間接続点は ZC に限定され、接続料も高止まりしてきた。その後、公正競争の促進のため、接続点が拡張／GC 接続や加入者回線のアンバンドル等が実現し、接続料算定方式も改善されるなどの措置がとられてきた。 ■ <u>まずは NTT が次世代網に関する計画の詳細を明らかにした上で公正競争の実現にどのような条件が必要か議論を深めるべき。</u> 	同上

3. 今後の料金政策の在り方

(1) 料金政策に関する基本的視点

項目	意見		考え方
	提出者		
① 電気通信事業分野におけるこれまでの料金政策に対する評価	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまでの料金政策は有効に機能してきたと考えているが、新しい通信手段の導入等により、これまで適正な料金水準であったものが高くなり利用者の利益を損ねるおそれがある。 このようなケースにおける利用者利益確保のための料金政策を検討することが求められる。 	本項目における議論の参考とする。
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 料金施策の評価、見直し等については、「競争が進展しているかどうか」を客観的に判断すべきであり、「事業者間のシェア、支配的事業者の有無」という視点が重要。 	同上

	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>ブロードバンドを初めとして料金低廉化が進んでおり、有効に機能したと評価できる。</u> 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>電気通信事業者においては、安定的・継続的な役務提供や利用者利益の保護が、重要な責務であると認識しています。そうした観点から、コストに基づく適正な料金水準の確保が図られることを目的とした現行の料金政策は基本的に有効なものであり、IP化の進展によりサービスの多様化・統合化が進んだとしても、この基本的な原則は維持する必要がある。</u> 	同上
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>NTSコストにNTT東西の経営効率化が反映されていないこと、東西均一接続料の考え方が反映されていないこと等から一概に有効であったとは言い切れない。</u> 	2(1)①「電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールの検証」における議論の参考とする。
② 市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>料金施策の検討にあたっては、市場支配力の有無を考慮すべき。</u> 	本項目における議論の参考とする。
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>料金・サービスが認可制から順次自由化されたことにより、多種多様なサービスや選択制の料金メニューが提供されるとともに、相対契約が可能となることにより、個々の企業のニーズに対応したサービスが提供される等、料金・サービス面での競争は促進されてきたところではあるが、当社だけには、依然として、プライスキャップ規制、指定電気通信役務規制といった非対称規制が課せられている。</u> ■ <u>しかしながら、ネットワークのオープン化やアクセスチャージの低廉化等により、①電話については、基本料を含め全分野で競争が進展、②専用については、需要がデータ系・IP系サービスへシフトする中で他事業者との熾烈な競争が進展、③Bフレッツ等の光IPサービスについても、電力系事業者等と熾烈な競争が進展する等、規制対象サービスについても、既に十分、競争原理が働き、料金の低廉化等が実現している。</u> ■ <u>したがって、プライスキャップ規制や指定電気通信役務規制といったユーザ側の料金規制は、ユニバーサルサービス(高コストエリアの加入電話の基本料等)を除いて廃止を希望。</u> 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>コストに基づく適正な料金水準の確保という基本原則の下で、特定電気通信役務などの一部を除きデタリフ化を認めている現状の政策は、料金の多様化や利用者利便の向上といった観点から適切なものであり、今後もこの政策を維持することが有効である。</u> ■ <u>市場支配的な事業者による自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供の禁止などの、市場支配的な事業者に対する各種行為規制については、独占禁止法だけでなく電気通信事業法においても引き続き維持することが必要。</u> 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>競争が有効に機能することを前提に、基本的に市場に任せるべき。</u> ■ <u>一方、単一的な料金競争に走りすぎ、社会・産業の基盤である通信インフラへの適正な投資が行われなくなるような制度設計が必要である。</u> 	本項目における議論の参考とする。 また、通信インフラへの適正な投資については、ご指摘を踏まえ、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」を追加。
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>基本的には、ユーザ料金に関しては、各事業者の経営判断によるべき。</u> ■ <u>現在行われている利用者料金と接続料金の関係の検証を、ブロードバンドサービスを中心に詳細化する等、新たなルール作りが必要。</u> 	ご指摘を踏まえ、2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項例として「NTT東西の接続料と利用者料金との関係を検証する手法(スタックテスト)の有効性」を追

			加。
	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上位レイヤーのコンテンツ、アプリケーション提供者は、インターネットバックボーンコストを負担することなく自由にユーザへサービスを提供し収益を確保することが可能になっている。 ■ 今後は、映像等大容量のコンテンツ、アプリケーションが急速に進展することが考えられるため、インターネット接続サービス提供事業者が構築するバックボーンコストの負担増大が懸念される。 ■ このため、<u>上位レイヤーのコンテンツ、アプリケーションサービスを提供する事業者も含めて、ネットワークインフラコストを公平に負担するルールが必要。</u> 	ご指摘を踏まえ、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」を追加。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化により1ユーザあたりの収入減少が想定される中、設備を有する事業者に偏った負担とならないような検討が必要。 	同上
③ その他「料金政策に関する基本的視点」として考慮すべき事項	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場は刻々と変化しており、技術革新により一変するため予測が付かない。したがって、政策に依存せず <u>NTT に対するドミナント規制のもとで、市場原理により市場環境の変化に対応すべきである。</u> 	3(1)「料金政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争政策のツールとしての料金政策についても、競争政策のフレームワークや設備のボトルネック性についての議論を踏まえた上で議論を行うべき。 	本懇談会における議論全般の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 垂直統合型の競争においては、通信と放送が融合するため、電波利用料制度についても、通信と放送が公平になるよう考慮すべき。 	必要に応じて4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」における議論の参考とする。
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ インフラとサービス、端末とサービス等においてコストや価値が適正に分配されているかどうか（インフラや端末等の開発投資インセンティブへの影響）を考慮すべき。 	ご指摘を踏まえ、インフラとサービスなどのコスト負担の適正性については、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」を追加。

(2) プライスキャップ規制の在り方

項目	提出者	意見	考え方
	① プライスキャップ規制に対する評価	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制については、有効に機能。
ACCA		<ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ制については今後も引き続き継続する必要がある。 	同上
KDDI		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>料金の届出制、データリフ化の中で市場支配力を有する事業者の値上げ抑止という観点からプライスキャップ規制は有効に機能してきたと考えられる。</u> ■ しかしながら、本来は事業者間の競争が機能することによりユーザ料金が決定されることが望ましい。 ■ 例えば、電気通信の自由化以降値上げ傾向にあった電話の基本料はドライカップ開放の接続ルール整備により、当社等の競合事業者の参入があり、値下げされた。こうした実態を踏まえ、競争を維持・促進する政策を推進して頂きたい。 	同上

② プライスキャップ規制の見直しの必要性	日本CATV連盟	■ プライスキャップ規制は、市場の変動によりその規制値が変動されるべきである。また、規制値の策定・制定は国民・視聴者の利益のため、広く議論がなされるべきである。	同上
	YOZAN	■ 公正競争の確保からもプライスキャップ規制は重要であり、その見直しについては必要がない。	同上
	NTT 東日本・西日本	■ 現在プライスキャップ規制を受けているサービス（電話・専用）については、競争により既に料金の低廉化が進んできており、また、加入電話の基本料についても、ドライカップを利用した直取電話の参入により、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアを除いて、競争市場であるとされたところ。 したがって、 <u>プライスキャップ規制の対象は、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料等に限定を希望。</u> ■ また、料金上限水準の決定にあたっては、安定的なユニバーサルサービスの維持を図る観点から、以下の点の反映を希望。 ● 「X値」は、需要減少に伴って発生するスケールデメリットを反映した水準。 ● 「NTSコスト」の付替分は、制度変更分として外付けで取り扱う。	同上
	ポードフォン	■ マイラインにおける市内通話やドライカップを利用した電話サービスの登場などによる競争の進展により、プライスキャップ規制の当初の目的である上限価格の規制は、その役割を終えつつある。プライスキャップ規制の見直しにおいては、 <u>市場支配的な事業者によるプライススキーズなどを念頭において下限規制も含めた幅広い検討が必要。</u> ■ IP化の進展により、適宜、プライスキャップ規制の適用範囲については、見直しを行うことが適当。	同上
③ その他「プライスキャップ規制の在り方」について検討すべき事項		(意見なし)	

(3) 新しい料金体系への対応

項目	提出者	意見	考え方
① ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性	QTNet	■ <u>指定電気通信事業者（NTT ドコモ等）が、他の事業者と協業し、トリプルプレイやクワトロプレイなどをセットでサービス提供する場合、公平性の観点から、競争相手先の違いにより提供条件（サービス内容、料金、キャンペーン内容など）が異なることがないように、ルール化すべき。</u> ■ 指定電気通信事業者が、キャンペーンなどにより料金の割引を行う場合には公平性の観点から、地域を限定した対応は行うべきではなく、 <u>サービスエリア全域に対し同じ対応をすべき。</u>	本項目における議論の参考とする。
	NTT ドコモ	■ 料金については規制緩和を受けた事業者の創意工夫により低廉化・多様化してきた経緯もあり、かかる自由競争の観点からの政策運営がなされるべき。	同上
	富士通	■ 競争が有効に機能することを前提に、基本的に市場に任せるべきであり、事前規制は不要。	同上

YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場支配力の濫用を排除するような構造を持たせる必要がある。 	同上
日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス品質ごとの適正料金： 規制緩和、IP化の進展によって様々な事業者が複雑・多様なサービスを提供していくため、サービスの品質がばらつくことが予想される。 これからの料金政策ではどのように品質の差を捉え、表示していくかのプロセスが必要になるであろうし、<u>サービス品質ごとの適正料金の定義が行われるべき。</u> ■ バンドル型通信サービスの料金： 垂直型サービスレイヤーにおけるバンドルサービスにおいては、NTTが複数のレイヤーを統合したバンドルサービスを行った場合、NTTによるドミナントが促進される。 <u>NTTにおいては、複数レイヤーのバンドルサービスが規制された上でのバンドル型通信サービスが、ユーザビリティの観点から必要である。</u> ■ ベストエフォート型料金： <u>ベストエフォートサービスにおいては実測値と表現値の格差が広がり、ユーザビリティの観点から混乱を招いていることは否めない。</u> 販売において明確にすべきは提供されるサービスの的確な値であり、一観点からは誇大表現となる現状は是正されるべき。 消費者は購入に当たりの的確な値を知る権利を有する。実測値の測定は困難であるが、<u>表示値と実測値の誤差が明確な場合何らかの規制を設け、また、的確な表示値を表すための基準を策定すべき。</u> 	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、3(3)②「その他「新しい料金体系への対応」について検討すべき事項」として「電気通信市場における料金の適正化を図る観点から市場監視（モニタリング）の機能強化を図る必要があるとすれば、そのような方策が考えられるか」を追加。</p>
ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者に対するサービス料金についてはサービスの多様化等の観点から基本的には規制は必要ないと考えているが、<u>ユニバーサルサービスとの組合せによる料金設定については、ユニバーサルサービス提供事業者が有利になる可能性があるのでユニバーサルサービスとの組合せ型については規制が望ましい。</u> 	同上
CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>支配的事業者のレイヤーの異なるサービスを組み合わせたバンドル料金等は、他事業者の追従が困難となる可能性がある。</u> ■ 公正競争を確保するため、料金施策においても支配的事業者の優越的地位の濫用を排除する仕組みを検討していく必要がある。 	同上
NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場は、これから発展していく市場であることから、ブロードバンドサービスの普及・拡大を図るためには、各事業者の創意工夫を促し、多様なビジネスモデルに対応した柔軟かつ自由な料金設定を可能にして、新サービスの多様化と料金の低廉化を促進することが必要であり、それが利用者利便の向上にも資する。 <u>したがって、事前に料金上の規制を課すことなく、仮に自由競争の結果弊害が生じた場合に、それを事後的に是正するアプローチを採用することが適当。</u> 	同上
NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則自由競争とすべきであり、問題が生じた、もしくは問題が生じる可能性がある場合に、<u>事後的に対応することとすべき。</u> 	同上
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展によるビジネスモデルの多様化により、<u>今後、電気通信事業分野以外の市場において市場支配力を有する事業者が、電気通信事業以外の分野からの内部相互補助により、電気通信事業分野にお</u> 	同上

		いて不当な競争を引き起こす料金設定を行うなどの様々な問題が発生して来る可能性がある。電気通信サービスの安定的な提供を阻害する恐れのあるこうした行為については、今後、想定されるビジネスモデルを類型化し、公正取引委員会と総務省で作成されている「 <u>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</u> 」において、禁止すべき行為として明文化していく必要がある。	
SBB・JT	■ 「 <u>垂直統合型ビジネスモデルが進展していく中での市場支配的事業者による「不当な取り扱い」の範囲の在り方</u> 」について、アジェンダに追加すべき。 [理由]現状の市場支配的事業者に対する行為規制については、総務省および公正取引委員会のガイドラインによって、不当な取り扱いの範囲が示されている。しかしながら、レイヤー間の垂直統合型のビジネスモデルが進展する中で、各レイヤーの市場支配的な事業者の不当な取り扱いについて、検討を行う必要がある。		ご指摘を踏まえ 2(4)「指定電気通信設備制度を踏まえた公正競争確保要件の在り方」を追加。
KDDI	■ NTT 東西を軸とした一体営業 グループ内バンドルサービス、セット割引⇒ グループ一体営業に直結 ■ KDDI のスタンス ● 例えば仮にシェア 50%を超える支配的事業者である NTT 東西等が、グループ内外の事業者を区別することなく他事業者と共同でバンドルサービスやセット割引サービスを提供する姿勢を示した場合でも、持株会社制が存続する限り、例えば以下のような問題が生じる。 NTT グループ外の事業者が NTT 東西等への提供が求められる情報等（当社想定） ① 設備面：予定サービス、需要 等 →競合会社グループの一員である NTT 東西等に、当該情報を提供することは現実的でない。 ② 営業面：サービスの特徴、販売方針、営業トーク 等 →例えば NTT 東西等が前面にたって営業する場合、「NTT グループ（NTT 東西等と NTT〇〇）が提供する△△サービスよりこの点が有利」と、NTT 東西等の社員が対応することは困難。 ①/② 実際、NTT 持株会社が NTT グループ戦略を策定しているように、グループ一体でサービス戦略を推進していることが明確。そのグループ内の事業会社に、上記情報等を伝えることはあり得ない。 ● 仮に、NTT 東西等が、不当な差別的取扱や優遇を回避する観点から、グループ内外を問わず他事業者と公平にバンドルサービスやセット割引を提供する姿勢を示した場合でも、NTT が持株会社制である以上、上記のとおり真に公正な競争とはなり得ない。 ● また、NTT 再編成等の際、サービスを事業会社毎に帰属させることにより、営業の独立を確保する措置を講じた経緯がある。グループ会社間のバンドルサービスやセット割引等は、すなわち提供会社間で一体営業することも意味しており、NTT 再編成等の趣旨を形骸化させることとなる。 ● 以上を踏まえ、 <u>NTT のバンドルサービスやセット割引の提供は、持株会社制の廃止を含め、厳格な公正競争条件の確保を前提にすべき。</u> →持株会社制の廃止以外に具体的にどのような条件が必要か、議論を深めるべき。		NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。
② その他「新しい	富士通	■ 料金やサービスが一層多様化・複雑化すると想定されることから、料金やサービスレベルの差が消費	3(3)「新しい料金体系への対応」に

料金体系への対応」について検討すべき事項		者に明示され、消費者が正しく選択できるようにするため、 <u>消費者保護の観点からの施策が必要。</u>	おける議論の参考とする。
	KDDI	■ 現在行われている利用者料金と接続料金の関係の検証を、ブロードバンドサービスを中心に詳細化する等、新たなルール作りが必要。	ご指摘を踏まえ、2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項例として「NTT東西の接続料と利用者料金との関係を検証する手法（スタックテスト）の有効性」を追加。

(4) その他「今後の料金政策の在り方」について検討すべき事項

項目	提出者	意見	考え方
		利用者料金と接続料の水準の在り方	SBB・JT

4. その他の政策課題

項目	提出者	意見	考え方
			フュージョン
情報通信事業分野における独占禁止法との関係	富士通	<p>■ プラットフォームレイヤーでの市場支配力によって他のレイヤーにおいても競争が有効に機能しない場合等、<u>電気通信事業法では規制出来ない分野についての競争ルールをどう考えるのか</u>についても、独占禁止法や、総務省・公正取引委員会の共同ガイドラインとの関係から検討が必要。</p>	同上
アクセス網の高度化	イー・	<p>■ NTTの中期経営戦略では、アクセス網の光へのマイグレーション計画を2010年までに策定する、と述</p>	ご指摘を踏まえ2(6)「次世代ネット

のプロセスについて	アクセス	べられていたが、いまだにその計画の一端はおろか、開示のスケジュールさえも明確にしていない。 世界で最先端にあるブロードバンドサービスのかなりの部分が NTT のアクセス網に依存しており、その将来計画は NTT の経営にとどまらず、日本の通信市場全体に大きく影響を及ぼす大きな問題。 <u>アクセス網の高度化はどのようなプロセスにより達成することが市場にとって望ましいのか、その中で公正競争をどの様に担保していくのか、検討のアジェンダに加えていただく事を希望。</u>	ワークの構築に向けた環境整備の在り方」を追加。
放送との融合	富士通	■ 米国におけるトリプルプレイでの競争進展等も分析・考慮し、様々なサービス融合の進展を促進するような競争の在り方を考慮すべき	本懇談会における議論全般の参考とする。
情報通信産業全体の発展	富士通	■ 情報通信産業全体の発展 情報通信産業が、ユビキタスネット社会における社会・産業基盤であると同時に、日本の国際競争力向上に大きく貢献し得る可能性を有するという観点から、コンテンツやプラットフォーム、端末、半導体等を含めた産業全体での将来ビジョンや戦略が必要である。 <u>電気通信事業分野における競争政策の検討に当たっては、情報通信産業全体の発展を加速化させるよう、広い観点からの議論が必要である。</u>	同上
屋内配線のボトルネック性	イー・アクセス	■ ボトルネック設備の開放施策については、日本におけるブロードバンド市場の拡大に大きく貢献してきたと認識していますが、“ <u>屋内配線のボトルネック性</u> ”は、新たに課題とすることを希望。 ブロードバンド市場が拡大していく中、屋内配線をブロードバンド対応にしていけることが必要となりますが、接続事業者の DSL タイプ 2(専用線型) サービスの屋内配線工事を NTT が打ち切ることを一方的に通告されるなど、問題が生じています。現状では屋内配線は事業法の範囲外と弊社は理解しているが、 NTT のみがドライカッパの延長線上で屋内配線を有利な条件で扱うことが出来るならば、 NTT 営業部門と接続事業者の間におけるアクセスの平等性の観点で問題があると考えざるを得ないため、屋内配線のボトルネック性と規制の在り方について議論を行っていただくことを希望。	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化を念頭に置いたコロケーションルール等の在り方」を追加。
	QNet	■ 「1××」の 3 桁サービス、「0××0」の 4 桁番号サービスやデジタル放送での双方向サービス等に利用される通信サービスなどの相互接続については、事業者間の接続ルールが確立されておらず、事業者間の個別協議に委ねられている。 ■ 既に社会に浸透しており、 <u>代替性の低いサービスについて相互接続ができない期間が長期化することは、利用者が IP 電話事業者を選択する上で公平な競争を阻害する要因となるため、公平な接続ルールの確立について検討を行うべきである。</u>	必要に応じて 2「今後の接続政策の在り方」において議論・検討を行う。
	YOZAN	■ フル IP 化した場合の技術基準の見直し、 <u>IP 通信の経路が動的化することによる責任の考え方</u> について検討する必要がある。	「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」については、現在、情報通信審議会に諮問されている。 また、IP 通信の経路が動的化することによる責任の考え方については、必要に応じて 4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」として議論・検討する。
都道府県単位の指定	KVH	■ 現状の指定電気通信制度は都道府県がひとつの指標として利用されている、 <u>IP 時代においては、地域</u>	2(2)①「指定電気通信制度の枠組

電気通信制度の検討が今後もふさわしいのかの検討		性を加味して決定することが不適当と考えられるので、新たな指定制度を考えるべきではないかと考えるので、この指定方法の存続意義について検討を希望。	み」において議論・検討する。
移動体事業者の接続ルール ・第二種指定電気通信設備の指定基準	KDDI	■ 現行の指定基準である、加入者回線シェア 25%超をEUの支配的事業者の基準である 40~50%に変更すべき。	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第二種指定電気通信設備の指定にかかる閾値（ベンチマーク）の在り方」を追加。
	QNet	■ 指定電気通信設備の開放により、新規参入が促がされているが、NTT 東西が圧倒的なシェアを有する固定電話サービスのために構築してきた営業体制等（顧客情報含む）を IP 関連サービスに活用することは、公平な競争を阻害する一因になると考えられる。 ■ ブロードバンド市場における競争政策の基本的視点として、市場支配力を有する事業者が IP 化に対応したサービス競争に既存サービスの枠組みを活用することができないような規制について検討すべき。	ご指摘を踏まえ、2(4)「指定電気通信設備制度を踏まえた公正競争確保要件の在り方」を追加。
NTT 地域会社の活用業務の在り方	イー・アクセス	■ NTT の中期経営戦略では、次世代ネットワークを利用した新しいサービスを NTT 地域会社が活用業務として開始することが表明されている。 弊社としては、“ <u>NTT グループの市場支配力の評価と公正競争確保の在り方</u> ”の議論が十分になされないまま、現行のスキームにおいて従来通りに NTT 東西の業務領域の拡張が認められることについて、 <u>大変強い懸念</u> をもっている。	同上
NTT グループの在り方	CTC	■ 既存網から IP 網への移行が想定される市場において、公正競争を確保するためには、既存網で市場支配力を有する「 <u>NTT グループの在り方</u> 」を含めた議論が必要不可欠。	NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「 <u>NTT グループに係る公正競争要件の在り方</u> 」における議論の参考とする。
NTT グループの市場での市場支配力の評価と公正競争確保の在り方	イー・アクセス	■ NTT の中期経営戦略では、次世代ネットワークの構築を NTT 東西と NTT ドコモとで行うことや上位レイヤー及び法人営業を NTT コミュニケーションに集約するなど、NTT グループの連携を強化する方向を明確に打ち出している。しかしながら、電気通信市場の市場規模が約 16 兆円（第 1 種・2 種あわせた平成 15 年度の数値、TCA テレコムデータブックより）である中、NTT の連結決算での収益は 11 兆円と、市場の中では圧倒的な存在感をもっている。 しかしながら、1996 年に NTT 再編成の結論が出てから既に 10 年近くが経過し、市場や技術は大きく変化をしており、 <u>NTT の在り方と公正競争の確保について、議論することを強く希望</u> 。	同上
NTT グループの再再編計画について	KVH	■ いろんな意味で NTT グループの存在は日本の競争ルールの在り方について避けて通れない課題。NTT グループの中期経営計画も公表されておりますことから、今後の同グループの再再編について、 <u>IP 化の進んだ時代における競争ルールの中で、どのような形態が望ましいのかについての検討を希望</u> 。	同上
NTT の在り方のまとめ	KDDI	■ 今回発表された NTT グループ中期経営戦略は、NTT 再編成のみならず、NTT ドコモ分離以前まで逆行。	同上

		<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT グループ中期経営戦略にある“統合、一元化、シームレス化”等は、ユーザ利便を標榜しているが、実態は、逆に競争を制限することにより、ユーザの利便性向上を阻害するもの。 ■ 50%超のシェアを有する支配的事業者の排他的な事業展開等については、公正競争の観点から厳正に対処すべき。 ■ 光・IP 時代における NTT の在り方については、電気通信の自由化の趣旨に立ち返り、市場における公正競争を有効に機能させるため、次のような本質的な検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 持株会社の廃止／東西地域会社及び NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、NTT データの完全資本分離 ● NTT 東西のアクセス部門（加入者回線）の分離 ■ 以上を踏まえ、<u>NTT のグループ経営戦略については、NTT ドコモの分離や NTT 再編成等の趣旨を念頭に</u> <u>おいた厳格なモニタリングが必要。</u> <u>また、以上の抜本策が講ぜられるまでの間、当面の措置として、NTT グループ内の現状における人、物、金、情報の共有を遮断する厳正なファイアウォールを定め、公表すべき。</u> 	
競争ルールに関する国際的な整合性の確保	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の進展に伴い、サービスのボーダレス化が進展すると考えられるため、国内市場に閉じた視点だけではなく、国際的な競争ルールの整合性も考慮し、積極的な国際対話を行っていくべき。 	ご指摘を踏まえ、4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」の検討項目例として、「競争ルールの国際的な整合性の確保の在り方」を追加。
IP 化時代に対応したユニバーサルサービスの検討	CIAJ	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>IP 化時代に対応したユニバーサルサービスの検討</u> ユニバーサルサービスの提供は、IP 化の進展と共に従来の枠組みでは対応しきれない場合があると見られます。そのため、以下のような観点から、IP 化時代に相応しいユニバーサルサービスについても、今回の検討の枠組みの中で、同時に検討する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルサービスとは何か、何をサービス対象とするか、誰が提供するのか、どのような地域で提供するのか、その他 	ご指摘を踏まえ、4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」の検討項目例として、「消費者保護策の充実（基礎的な電気通信サービスのあまねく全国における提供の確保を目的とするユニバーサルサービス政策の在り方との関連を含む）」を追加。
ユニバーサルサービスのあり方の検討	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルサービスの対象を現在の固定電話に限定すると、固定電話設備の維持が必要となることから、IP 網の普及が遅くなると考えられる。<u>従って IP 化を促進するよう、ユニバーサルサービスのあり方について本検討の対象とすべきと考える。</u>その際技術は問わず、緊急通報等の条件を確保した音声サービスが利用できる状態となることが望ましいと考える。またユニバーサルサービス基金制度が肥大することは望ましくなく、民間事業者が主体となるインフラ整備と、国・地方自治体が進めるインフラ整備を組み合わせ、全国的に必要なサービスが提供されるような制度設計が重要と考える。 	同上
デジタルデバイド対策に関する検討	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド環境の整備の推進にあたって、今後、都市部と地方部における情報格差がさらに拡大することが予想されます。わが国として<u>全国で均衡の取れた通信環境の整備をいかに推進すべきかという問題については、競争政策とも密接に関連する課題であり、幅広い議論が行われるべき。</u> <u>尚、この問題に関連して次世代におけるユニバーサルサービスの在り方についても検討する必要がある</u> 	同上

		る。	
退出も想定した事業者間ルールのあり方について	NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> IP 化の進展に伴い様々な事業者の参入・退出が想定されますが、設備保有事業者の投資コストの回収が確保され設備の拡大をベースとしたサービス市場の発展が前提となるため、政策課題として、例えば <u>退出も想定した事業者間ルールのあり方についても検討事項とすべき。</u> 	必要に応じて 4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」における議論の参考とする。
事業継続困難となった事業者への対応	NTTコム	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が民事再生法等の申請を行い、ユーザへのサービス提供を継続した場合、当該事業者と接続している事業者は、<u>債権の回収が不能となる可能性を認識しつつも、ユーザ保護の観点から、容易には接続停止できない。ユーザ保護と接続事業者保護の観点から、行政の現状以上の積極的な関与を期待。</u> 	同上
接続事業者において経営破綻などが発生した場合の接続義務の在り方に関する検討	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 現在、事業者間の相互接続については、電気通信事業法において接続の義務化が定められている。一方で、これまでの規制緩和施策によって電気通信事業分野への参入が容易となったことから、様々なプレーヤーが電気通信事業分野に参入し、競争が激化している状況。こうした中、<u>市場における激しい競争の結果、経営破綻を起こすプレーヤーも今後、発生してくるものと考えられるが、接続を義務付けられている事業者においては、利用者保護といった問題もあり、容易に接続を停止することが難しい状況にある。</u>このような競争の激化による事態が、今後さらに増加することも考えられ、こうしたケースにおける接続義務の在り方について検討が必要である。 	同上
市町村合併への対応	NTTコム	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併に伴う単料金区域の変更等の対応を自治体から要請された場合、現状、各事業者が当該変更に係るシステム変更等のコストを負担して実現しているが、当該費用をサービス料金にて回収する場合、<u>市町村合併によるメリットを享受しないユーザからもコスト回収することとなり、負担の公平性を欠く可能性があることから、市町村合併に伴う対応コストについては、要請のあった自治体に費用負担いただく等、適正な費用回収の検討が必要。</u> 	同上
競争進展度合いを評価するメルクマールの選定について	KVH	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価については、立場の違いによって評価の度合いが異なっており、定まった評価基準を策定することが必要。なぜなら、この評価を基準にルール策定がされるから。例えば、<u>以下のメルクマールを毎年評価され、その基準に基づき、すでに決定された評価ルールを一義的に適用すること等を検討希望。</u> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信サービス毎の市場占有率。サービス占有度合いが一定値を超えるとそのサービスが基本的なものであるかどうかに関わらず、独占禁止の観点から規制対象とする。 ブランド認知力。サービス毎の市場評価の認知度を考慮する。例えば、マーケットリサーチ方式により、特定のサービスにおける市場認知度が極端に高い場合は、1) の指標にポイントを上乗せする。 電気通信標準化及び技術発展への寄与度を評点化する。電気通信は今後も技術集約的なサービスであるので、企業規模に応じて、標準化活動及び技術発展寄与度への貢献度に応じて 1) の指標からポイントを減じる。 	2(2)②「第一種指定電気通信設備の範囲」の中で競争評価と指定電気通信設備制度との有機的連携の可能性について議論するに際し参考とする。

資料5 関係者ヒアリング概要

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルールの見直しの必要性

(1) IP化の進展に伴う競争環境の変化

ACCESS	<ul style="list-style-type: none"> 電話の時代は垂直統合的に1社でサービスを提供することが必然であり、レイヤーごとに開放することは困難なモデルであったが、90年代後半からの規制緩和・自由化に伴い競争環境は是正され、かつIP時代に入り1社で垂直的に一貫したサービス提供の必然性は薄れつつある。
富士通	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーニーズは「安さ」「速さ」だけでなく、「セキュリティ」「品質」「使い易さ」等、多様化している。 ネットワークのIP化によって実現すべきは、固定・移動、通信・放送、情報家電、ユビキタス等の新たなサービスや市場の創造。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> IP網への統合でコンテンツホルダーやアプリケーションプロバイダー等の新規参入が加速され、サービス多様化の拡大が期待される。また、設備保有事業者の保有するインフラのオープン化がそのために必要な要素であり、設備保有事業者にとっても事業拡大の大きな機会。
MCF	<ul style="list-style-type: none"> IP化の進展によるユビキタス環境でのビジネス拡大に主要な機能を提供するモバイルビジネスでは、多様なモデルが成立する競争環境が必要。

(2) 競争環境の変化に対応した競争ルール見直しの必要性

【市場支配力の濫用に着目した競争ルールの在り方を議論すべきとの意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的な事業者が排他的な垂直統合型ビジネスモデルを構築することも想定されるため、<u>市場支配力の濫用を防止し公正な競争を促進するとの観点から今後の競争ルールの在り方を議論すべき。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> IP化の進展により、レイヤーをまたがったビジネスモデルの登場が活性化すると想定され、<u>指定電気通信設備を有する事業者による市場支配力拡大等が懸念。</u>こうした行為は、IP化の時代において電気通信事業の公正な競争環境を阻害する可能性があり注意が必要であるが、<u>現行の指定電気通信設備制度においては、指定電気通信設備を有する事業者がこのような電気通信事業分野以外に働きかける行為に対する規制について十分に担保がなされていないのではないか。</u> IP化が進展したとしても従来からのボトルネック設備や市場支配力の有無に着目した検討が必要。 現行の指定電気通信設備に着目した規制体系を、欧州のような市場支配力自体に着目した規制体系に移行させることについても検討すべき。

イー・アクセス	・NTTグループとして見れば、バックボーンやデータセンターのISPへの提供、ISPの関係会社へのグループのもつ莫大な購買力など、ISP市場に大きな影響力を持っていることは事実でありながら、それを抑制する規制の枠組みが現状では弱く、そのことが健全な市場の発展を阻害していることを踏まえ、 <u>IP化の進展に伴う規制の見直しにおいて、レイヤーを超えた支配力、隣接市場からの支配力の行使について、十分に考慮すべき。</u>
K-OPT	・本懇談会の議論、ならびに制度設計に当たっては、NTTの固定電話市場で有する独占的な市場支配力が公正競争の確保に悪影響を及ぼさないことを十分に留意すべき。
【その他】	
富士通	・ドミナンスは排除するも <u>原則自由とし、事前の規制は極力すべきではない。</u>
インフォシティ	・自由なイノベーション環境の担保を目的とした競争ルールを検討すべき（自由な技術開発、自由なサービス開発などを阻害する要因を排除すべき）。また、技術革新のメガトレンドを想定した競争ルールを検討すべき（普及促進フェーズと利用増大フェーズでは競争ルールの適用を変化させるべき）。

2. IP化の進展に対応した競争政策の在り方に関する基本的考え方

(1) IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則

ACCESS	・モジュール化構造に変化したIT/電気通信産業において、 <u>レイヤー型競争モデルを基本とする競争ルールの検討に賛同。</u>
Jストリーム	・すべてのレイヤーにおいて平等な条件で複数の事業者が参入可能なモデルを構築すべき。

1) 通信レイヤー（物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー）における公正競争の確保

J:COM	・多様なアクセス網（FTTH、HFC、メタル等）があつてこそ適正な競争が行われ、結果として利用者の利便が向上するとの観点から、様々なアクセス網の可能性についても議論すべき。
-------	--

2) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保

【垂直的公正競争の確保が重要との意見】

ボーダフォン	・物理層、通信サービスレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに影響を与える可能性について特に検証すべき。
ACCESS	・垂直統合型ビジネスモデルにおいて、あるレイヤーで業界標準を持つプラットフォームプレーヤー（支配的立場にあるプレーヤー）

	が、補完する各レイヤーの企業に対して支配力を行使することがないよう、常にレイヤーをまたぐポジティブ・スパイラルモデルにおいて公正競争を確保することが重要。
インフォシティ	・電気通信事業者が上位レイヤーに進出する場合の構造規範及び進出した場合の横方向に対する行為規範が必要。
テレサ協	・基本機能・仕様の共通化、各レイヤー機能のオープン化、特にノントラフィックサービス拡大に重要な役割機能を担うサービスプラットフォーム機能のオープン化が重要。 ・垂直統合型ビジネスモデルによるサービス多様化促進の観点から、設備保有事業者のサービスレイヤーを極力共通化し、さらにオープン化（サービス機能、卸料金の設定等）することにより、多様な事業者の参入を促進し、公正な競争条件を担保することが求められる。
富士通	・特定レイヤーでの市場支配力を梃子にして他のレイヤーでの競争を阻害することを防止し、レイヤー間のオープン性を確保すべき。

3) 競争ルールにおける競争中立性・技術中立性の確保

【競争中立性及び技術中立性は引き続き重要との意見】

KDDI	・IP化の進展により市場環境は変化しているが、競争ルールの策定にあたっては、競争中立性や技術中立性といった原理原則をベースとすべき。
ボーダフォン	・「競争中立性」と「技術中立性」を維持することが引き続き必要。

4) 競争ルールの整備を通じた利用者利益の保護

【消費者利益の保護が重要との意見】

KDDI	・公正競争を維持・促進することにより、お客様が事業者選択できる環境をより整備し、お客様ご自身の選択／自己責任を基本に、競争のセーフガードとして必要な一定の消費者保護策は必要。
ボーダフォン	・IP化時代の競争ルール策定にあたっては、例えばデジタルデバイドの格差是正や既存網サービス利用者の保護など、利用者保護の観点も不可欠。

5) 競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保

【競争ルールの定期的な見直しが必要との意見】

ボーダフォン	・IP化への移行に伴うルール策定においては、18～24か月毎の定期的なレビューも必要。 ・現行の指定電気通信設備に着目した規制体系を、欧州のような市場支配力自体に着目した規制体系に移行させることも検討すべき。
--------	---

【総務省と公正取引委員会との連携についての意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省や公正取引委員会において早期対応可能となるよう<u>専門部署の設置や人員の確保</u>に加え、<u>両者の連携強化等の対策を講じる</u>ことを要望。 ・加えて、事前防止策として、<u>総務省と公正取引委員会が共同で作成している「電気通信分野における競争の促進に関する指針」</u>において、<u>IP化の進展により発生すると想定される問題行為を追記・明文化することも検討すべき。</u>

(2) 検討に際しての時間軸

【2010年を検討の分岐点とするのは適当との意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループをはじめとする各電気通信事業者の次世代ネットワーク構築に向けた取組の方向性やスケジュール等を念頭に置くことは適切。また、u-Japan政策において、「2010年には世界最先端のICT国家として先導する」旨の目標を設定していることを踏まえると、2010年にはIP網への移行が本格化していると考えられることから、2010年を目処とした検討が適当。

3. 今後の接続政策の在り方

(1) 接続政策に関する基本的視点

【これまでの接続政策に対する評価】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定電気通信設備制度の下、接続の義務化、約款化、コストに基づいた接続料の設定等は、接続の円滑化に一定の役割を果たしてきたと評価。
【設備競争が成り立つ環境を整備すべきとの意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・IPネットワークや多様なブロードバンドアクセスの構築を競争下で促進するために、<u>設備構築事業者に設備投資に対するフェアリターンが確保できる仕組みが必要。</u>
富士通	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・保守・運用コスト等を踏まえ中長期的に投資が回収が可能で、<u>原則はインフラだけでも成り立つビジネスモデル</u>を追求すべき。
ACCESS	<ul style="list-style-type: none"> ・設備面での競争は、<u>投資意欲の維持の観点から、新規設備の全面的な開放は実行すべきでなく、開放期限の設定等投資見合いの保護を担保する必要。</u>

【NTT東西と接続事業者の同等性についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> 電柱・管路等の線路敷設基盤を有する東京電力やケイ・オプティコム等の電力系事業者は、自ら光ファイバを敷設してF T T Hサービスを提供。また、電柱・管路等の線路敷設基盤は、既に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき開放されており、現に、J : COM等のCATV事業者は、電柱・管路等の線路敷設基盤を保有していないにもかかわらず、自前でケーブルを構築している。更には、<u>新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等も実施することとしており、競争事業者が光ファイバを自ら敷設できる環境は更に改善されると考えられる。</u> NTT東西は、電柱・管路等の線路敷設基盤やコロケーションの開放に加え、光ファイバ等の設備についても、手続き面を含め、徹底したオープン化を実施しており、<u>NTT東西と競争事業者とのイコールフットィング性は、光ファイバ設備の自前構築／NTT東西の光ファイバ設備利用の両面で既に確保されている</u>と考えている。 むしろ、<u>競争事業者は、自前で設備構築することが可能な中で、設備投資リスクを負うことなしに、NTT東西から現実のコスト以下の料分で光ファイバを借りることができるため、NTT東西よりも競争上有利な立場にある</u>と考える。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の設備利用部門が設備管理部門に対して他事業者と競争上、同等の立場にあることが相互接続制度の根幹。 NTT東西の設備管理部門が、設備利用部門のみの需要に応じて設備構築する場合、<u>設備利用部門が一時金を支払っている事実はないと認識</u>。他事業者も接続料を支払うことによって建設コストを応分に負担。 <u>設備管理部門と設備利用部門を切り分けて議論することが必要。</u>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> (光配線区域の情報に関し、) NTT東西の利用部門が利用していないことが、NTT東西の指定電気通信設備管理部門が同設備の利用部門と同一の事業体であることに起因しているのか、そうであれば、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性確保の観点から問題となり得ることから、<u>接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性の確保について、改めて検証すべき。</u>
【その他】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者にとって物理網レイヤーでの他社設備への依存は、サービス展開等における大きな制約。自ら設備構築し、事業展開する設備競争が理想であり、競争施策上の本来の在り方。一方、<u>何らかの事情により設備競争が事実上困難である市場においては、既存設備を開放し、サービス競争を促進することが市場活性化のために必要。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 設備競争とサービス競争の違いを過度に意識することなく、<u>総体的に競争を促進することが必要。</u>
ACCESS	<ul style="list-style-type: none"> (事業者のみならず) エンドユーザの立場からも電気通信事業は垂直統合型で一気通貫(トリプルプレイやFMC)を望むことから、<u>通信事業者の設備競争ではなくサービス競争面での公正さを監視する必要がある。</u>

(2) 指定電気通信設備制度の在り方

1) 指定電気通信設備制度の枠組み

【NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 市場支配的な事業者間の強固な連携はグループ内外の競争を排除し、結果としてお客様利便の低下につながることから、<u>支配的事業者間のFMCサービス提供（各社サービスを一体化したバンドルサービスやセット割引を含む。）は禁止すべき。</u> NTTのバンドルサービスやセット割引の提供は、持株会社制の廃止を含め、<u>厳格な公正競争条件の確保を前提にすべき。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備を有する事業者が自社内又は他の電気通信事業者とFMC等の統合サービスを提供する場合に備え、<u>公正競争を確保するための厳格な条件整備が必要。</u> FMCサービスの提供に関して<u>ドミナンス（ジョイントドミナンスを含む。）の問題を発生させないためには、ネットワークのオープン性の確保のみでは不十分。</u> 関連会社間や関連部門間の営業面における<u>厳格なファイアウォールの設置、相互補助の防止措置、セット販売に関する他事業者の公平な取扱いに関する条件整備等の措置</u>を講じなければ公正競争は確保されない。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> 移動体通信と固定通信の双方を自社／グループ内で保有する事業者がFMCを推進するに当たり、<u>自グループだけでビジネスを完結することは、参入障壁になりえ、好ましくない。したがって、FMCに関する公正な接続ルールの個別策定が必須。</u>
NTT	<ul style="list-style-type: none"> 各々のネットワークをオープンにしていれば、<u>いわゆるジョイントドミナンスの問題は生じないもの</u>と考える。 NTTは、<u>固定・移動のネットワークのオープン性を維持しつつFMCを実現していく考え</u>であり、<u>NTTの固定・移動間のFMCだけができないとするのは、明らかにお客様の利便性を損ねる。</u>諸外国でも、<u>ドミナント事業者間でのFMCサービスを禁止している</u>ところはない。
【NTTグループ各社間の公正競争確保のための要件の今日的意義と有効性についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> これまで公正競争確保のため、①ドコモ分離（平成4年4月）、②NTT再編成（平成11年7月）、③閣議決定（平成17年3月）、④業務範囲拡大に関するガイドライン（平成13年12月）等の措置が採られてきたが、<u>これらのルールが遵守されているか否かの検証が不十分。情報公開／透明性担保を前提に、行政が毎年度継続的に事業者の意見を聞きつつ検証すべき。</u> NTTグループによる経営効率化のための重複事業一本化については、NTTが純粋な民間企業であれば経営判断の問題であるが、<u>特殊会社・市場支配的事業者であり、公正競争上のルールに則り事業展開を行うのは当然。</u> NTTグループの重複事業一本化は、<u>グループ内競争の否定であり、従来の競争政策に逆行。</u> NTTグループの中期経営戦略は、<u>独占的市場支配力を更に強化し、競争を排除しようとするものであり、健全な競争が機能しなくなり、結果的にお客様利便の低下をもたらす。</u>
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 市場集中の問題 NTTグループは、通信市場通信市場全体において約7割のシェアを占めており、また地域電話市場、長距離電話市場、携帯電話市場など主要な市場においても高いシェアを占めている。市場での高シェアからくる公正競争上の懸念として以下のようなものが

	<p>挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①統一ブランドの力による新規参入事業者の排除 ②隣接市場（上位レイヤーや放送など）への支配力行使の懸念 ③グループ購買力を背景とした不公正取引の可能性 ④グループ内取引の優遇による他事業者の排除 ⑤技術競争の抑圧 <p>以上の点からくる<u>公正競争上の課題</u>については、<u>ボトルネック設備の問題とは別に議論をする必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場画定について 市場集中の弊害について議論をする場合、市場をどの範囲で画定するかが問題になるが、上記のような問題は個々のサービスにより限定した市場の範囲を超えて、影響を及ぼす。また、NTTがグループとしての求心力を追求しており、またIP化やFMCなどの技術革新はこれまで存在した市場の境界線が消滅していく傾向を示唆しており、細かく画定した市場での議論では、市場集中の真の問題点が捉えられない懸念がある。よって、<u>市場集中の問題を議論する際には、市場をなるべく広く画定し、そこにおいて市場支配力（SMP）が行使されていないか、検証する必要がある。</u> ・市場集中に対する措置 NTTグループ高シェアについては、中長期的には構造的な措置により是正されるべきと考えるが、その方法については、多くのパターンが考えられるため、そのメリットとデメリットを深く検討したうえで実施をするべきであると考え。しかしながら、以下の措置については早急に実施すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ①人事交流の禁止 ②研究開発体制の見直し ③グループ外とグループ内の取引条件の同等性確保の厳格化
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>NTT東西の活用業務への進出の認可</u>については、NTT東西が地域通信市場において依然として圧倒的な市場シェアを有していることなどから、<u>基本的に認可されるべきではない</u>。仮に活用業務認可制度を継続するのであれば、中長期的な市場への影響等をより十分に分析した上でなされるよう認可基準を見直すべき。
K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の競争ルールを論じる前に、<u>まずは現行のルールが機能しているのか検証が必要</u>。特に、現行運用されている「東西NTTの業務拡大に関する公正競争ルールのガイドライン」に関して、その遵守をお願いしたい。 ・NTTは、活用業務のガイドラインを遵守すべき。さらに、IP化時代の新たな競争ルールも視野に、<u>NTT法やガイドライン等のルールが確実に遵守されていることが担保される仕組みを設けることが必要</u>（ガイドラインの法制化、モニタリングの仕組みを設ける等。）

N T T	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年11月発表の「中期経営戦略の推進」においても、「<u>グループ各社は独立した経営単位であり、それぞれの事業運営は各社の自主的かつ独立した経営判断により行われており、また持株会社は各社の自主性を最大限尊重した運営に配慮している</u>」との基本姿勢は変更していない。 ・N T Tの再編後の人事については、N T Tの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とN T Tコムとの間のルールを遵守している。 ・N T T東西においては、①本社や支店等において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置、②他事業者情報へのアクセス規制、③接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に使用することがないように通達、マニュアル等により指導徹底するなどの取組を実施。 ・N T T東西は、活用業務に関する公正競争ガイドラインに基づき、公正競争上必要な各種措置を講じている。また、<u>当該措置の実施状況等については、定期的（毎年9月末）に総務大臣に報告しているところであり、その遵守状況等は適切にモニタリングされている。</u>このように、<u>現行ガイドラインは、モニタリング機能を含めて十分に機能しており、その法制化や新たなモニタリングの仕組みを設けるといった措置を講じる必要はない。</u> ・不当な内部相互補助の防止の観点から、活用業務収支の算定に当たっては、電気通信事業会計規則の規定に準じて適正にコスト配賦を行っているが、<u>総務大臣に報告している資料のうち、活用収支状況の算定に必要な情報の中には、N T T東西の経営上の秘密に該当するものが含まれていることから、広く公開することは適当ではない。</u>
【特定関係事業者制度、行為規制等についての意見】	
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ボトルネック設備を保有する事業者の支配力濫用を防止する観点から、特定関係事業者制度を拡充すべき。</u> ・現行法の範囲での拡充策は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①一種指定事業者の特定関係事業者の範囲を、<u>現在のN T Tコムだけでなく、ドコモ、データ等、N T Tグループの電気通信事業者全てに拡張すべき。</u> ②特定関係事業者制度に関する一種指定事業者からの報告（電気通信事業法31条4項）を公表し、透明性を確保すべき。 ・法改正を含めた拡充策は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①一種指定事業者の特定関係（事業）者の範囲を、<u>N T T持株会社にも拡張すべき。</u> ②対象となる禁止行為については、<u>現在規定されている現職の役員兼任等のみならず、ヒト・モノ・カネ・情報の分離の徹底を図るべき</u>（現職役員だけでなく過去一定期間在職歴のある役員の就任、バンドルサービス／セット割引の提供、共同営業／顧客情報利用、グループ外企業への共同出資 等）。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・I P化の進展により、新たなビジネスモデルの登場やサービスの融合が進展すると考えられる。こうした環境変化に応じた指定電気通信設備制度に関する行為規制の在り方について見直しを行うべき。

	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、<u>指定電気通信設備を有する事業者がコンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤーにおいて優位な地位にある事業者に対して出資又は業務提携を行うことを禁止したり、上位レイヤーにおけるサービス提供を行う場合には、レイヤー間の機能のオープン性を確保させたり、レイヤー間の各種ファイアウォールの設置を義務付ける等の対応が必要。</u>
【NTT東西とその子会社等の連携についての意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備を所有する事業者において、<u>自社内の関係部門もしくは自社グループ内の事業者と、他の接続事業者との取扱いを公平にすることは最低限の条件。</u>また、指定電気通信設備を有する事業者が行う統合サービスの営業においては、特定の事業者のみを優遇することのないよう当該事業者において<u>厳格なファイアウォールを設定するなどの処置も必要。</u>
J : COM	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループについては、<u>子会社／関連会社の事業及びそれらの取引に関する法制度の見直しが必要。</u>
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> 特にアクセスレイヤーにおける支配的事業者（SMP）に対しては、<u>持株会社下のグループ企業全体の視点でルールを考える必要がある。</u>
【NTT東西のアクセス網分離、資本分離等についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <u>NTT東西からアクセス部分を機能分離し、（指定設備）管理部門からみて（指定設備）利用部門と接続事業者の同等性確保を徹底すべき。</u> <u>BTは、卸売部門のアクセス管理機能を切り出し、独自ブランドを持つ独立性の高い組織としてアクセスサービス部門を設置し（社内機能分離）、加入者回線等のアクセスサービスを自社の小売部門と他社に対して同一条件で提供。</u> 日本は、ボトルネック設備を保有する事業者自らが、保有しない競争相手と争う構図。アクセス分離によりボトルネックを設備利用面と営業面での同等性を確保しなければ、健全な競争は実現しない。 資本分離とアクセス分離の双方を即時に行うのが最も効果的であるが、それぞれの措置の合目的性、実現容易性の判断で、必ずしも同時でなくても、随時速やかに実施すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の事例を参考に、<u>NTTグループにおける資本分離や構造分離を実行すべき。</u> シームレス化、融合化に対するユーザーズに<u>応えるという目的から直ちにグループ経営の維持が必要ということにはならない。</u>問題の本質は、<u>グループ経営の維持による公正競争の阻害や市場支配力の強化であり、現状においては真に公正な競争環境の実現のために資本分離等の措置が必要。</u>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <u>NTT東西が保有する端末系伝送路設備に付随する局内設備と線路設備（ケーブル、管路、とう道、電柱等）を保有するユニバーサル回線会社の設置を提案。</u>このユニバーサル回線会社は全世帯への光アクセス回線の提供義務を負う。なお、光ファイバの回線利用料は690円で提供可。 ⇒ユニバーサルサービス会社の要件 <ul style="list-style-type: none"> 完全なイコールフットィング（公正な競争）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービス義務 ・ 民間企業として運用（政府保証債による資金調達） <p>・ NTTは諸外国の事例を取りあげて、諸外国において構造分離の実例がないと結論づけているが、いずれも都合のよいところだけを引用した主張であり、ミスリーディング。</p> <p>・ 例えば、イギリスの事例に関しては、<u>オフコムは垂直統合の消費者便益を認めたものの、アクセス部分の競争促進のためにはアクセス部分の分離が必要と結論づけている。実際にこれを受け、2006年1月1日には Openreach が発足し、ブランドも含む厳格な分離を行っており、NTTの意見は、オフコムの結論の一部を引用したものであり、ミスリーディング。また、アメリカに関しては、1984年にAT&T分割（資本分離）を実施している。</u></p>
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にアクセスレイヤーにおける支配的事業者（SMP）に対しては、その優位性を持って他の事業者との公正な競争を阻害しないよう下記のようなルール作りが必要であると考え。同時に、SMPのみならず、持株会社下のグループ企業全体の視点でルールを考える必要がある。 ・ <u>アクセス提供部門を機能分離し、自グループ企業と他事業者への提供条件を同等にする。</u> ・ <u>各レイヤーの他事業者への卸条件を、自グループの小売部門に提供される条件と同等とする。</u> ・ グループとしての企業規模と利益規模、およびブランド力を配慮した広告規制のあり方の検討を希望する。 ・ 次世代ネットワークとの相互接続に依存する他事業者が競争上不利を被ることのないよう、次世代ネットワークのオープン化を決定するプロセス（設計・調達・設置）をルール化し規制対象とする。
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各社からのプレゼンテーションでアクセス設備がボトルネックとなり競争を阻害している、もしくは将来的に阻害する可能性が高いことについては多くの意見が出され、ほぼコンセンサスができていていると考える。この問題を解決することが、今後の通信市場の発展にとって、重要な課題であることについては弊社も賛同。 ・ ただし、その解決のための措置については、<u>NTTが設備投資のインセンティブを高めることにより設備競争を促進する案と、ボトルネック設備を資本分離し、他事業者がすべて同一条件で利用可能としサービス競争を促進する案とが出ているが、どちらもデメリットが大きい。現在行われているボトルネック設備のオープン化施策は、両案の中間解と位置づけられると考えるが、その強化もしくは抜本的な改正を視野に入れた問題解決の検討は行われていないと認識。構造的分離による抜本的な改革も検討しつつも、現状ルールの見直しによる中間解の可能性についても是非検討の視野に入れるべき。</u> ・ 現状のオープン化施策は以下の点において不十分であり、改善する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①設備管理部門と設備利用部門とが組織的に完全分離されていないため、116窓口問題や、他事業者との手続きの不同等性の問題などが根本的に解決されない。 ②組織・設備などが管理部門と利用部門と完全に分離されていないため、不透明な基準により費用が配賦される懸念。

	③独占的なサービスと競争的なサービスなどの会計の分離、あるいはサービス毎の収支のデータが開示されていないため、内部相互補助や略奪的な価格設定が行われていないかの検証が困難である。
N T T	<ul style="list-style-type: none"> ・英国ではL L Uでの競争が進展しない状況を改善するためにB Tが社内に独立性のあるアクセス事業部を新設したもののだが、日本では、既にネットワークのオープン化、会計分離等の措置がとられた結果、アクセス回線の開放による競争が英国に比べて大きく進展しており、<u>現在とられている以上の措置は不必要。</u> ・アクセス分離については、<u>他事業者は自ら光ファイバ等のブロードバンドアクセス設備を構築することも、N T T東西の光ファイバを利用することもいずれも可能</u>であり、また、<u>アクセス分離によりブロードバンドインフラの円滑な構築やサービスの安定的提供を損なうおそれ大きいことから、実施すべきでない</u>と考える。 ・<u>N T Tとしては、現行法の枠内でI P化の進展に伴うシームレス化・融合化するユーザニーズに応じていくにはグループ経営の維持が必要であると考えており、N T Tの資本分離は行うべきではない</u>と考える。
【その他】	
J : C O M	<ul style="list-style-type: none"> ・独占的なインフラを保有する事業者の参入により、放送事業の公正競争が阻害されないためのルール作りが必要。 ・対応策としては、放送事業の公正競争の確保を目的としたドミナント規制であり、関連法等の改正によって通信・電力事業での独占的なインフラを有する事業者（その支配下の関連会社も含む。）の支配的参入を制限するための出資規制等を行うことが必要。

2) 指定電気通信設備の指定基準

【第一種指定電気通信設備制度についての意見：光ファイバ回線とメタル回線の区別の意義について】	
N T T	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の観点から、<u>加入者光ファイバはメタル回線と区別し、指定電気通信設備の対象から除外するよう要望。</u> <ol style="list-style-type: none"> ①加入者光ファイバはメタル回線と異なり、N T T東西も<u>多大な設備投資負担の下、新たに敷設。</u> ②現に電力系事業者は自ら加入者光ファイバを敷設して、加入者光ファイバの回線数も相当数保有し、N T T東西と熾烈な設備競争を展開。 ③電柱等線路敷設基盤は、既に「ガイドライン」に基づき開放され、現にC A T V事業者・電力系事業者は相当量を自前敷設している等、<u>他事業者が加入者回線を自前敷設できる環境は既に十分整っている。</u> ④更には、新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等も実施予定であり、少なくとも架空配線区間はN T T東西と他事業者が同等条件で加入者回線を敷設可能。 ・<u>現行のシェア基準値（50%）による規制は、シェアが拮抗する場合でも事業者間に規制上の大きな差が生じる枠組みであるため、一定以上のシェアの事業者に対し規制の同等性を確保するよう見直しが必要。</u> ・<u>電力系事業者と提携事業者との間の取引条件等や電力系事業者と親会社である電力会社との間の取引条件等について公表等を求める</u>

	等の措置をとるべき。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>光回線とメタル回線の総計をもって各都道府県毎にシェア（占有率）を算定する現行制度は適当。</u> ・NTT東西の加入者光回線は、以下の性格を有しており、光とメタルは一体に捉えて議論することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ①お客様から見ればメタル回線と同じサービスの提供を受ける固定系端末回線 ②メタル回線のリプレース ③メタル回線と同じ独占時代から構築した線路基盤を活用 <p>国民全体から集めた膨大な資金で構築されたNTT東西の既存メタル回線の線路敷設基盤を、他事業者が新たに構築することは非現実的で、まずは線路敷設基盤の完全開放が必要。</p>
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備規制は、<u>設備のボトルネック性に着目した規制</u>であり、DSLとFTTHがサービスとして代替性が高いかどうかということと、加入者光ファイバのボトルネック性の有無とは、直接関係しないと考える。 ・NTT東西の光ファイバ利用に関して競争上平等でないとの他事業者の主張の大半は、利用可能なNTT東西の光ファイバ設備が存在しないケースに他事業者の要求に応じて光ファイバを新たに設置することを要求するものであるが、<u>オープン化の義務はあくまで現に利用可能な光ファイバに対するもの</u>と考えている。
【第二種指定電気通信設備制度についての意見：閾値について】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>第二種指定電気通信設備の現行指定基準（25%）を撤回し、50%に一本化すべき。</u> ⇒公正競争の確保の観点から必要なルールとして、一定領域での占有率を用いる場合、市場支配力の濫用による競争排除を防止するための一般的ルールに用いられる基準（＝独占禁止法上の「独占的状态」）である50%との整合性をとるべき。 ・諸外国の動向についても参考にすべき。 ⇒現行基準（25%）の制定当時の議論において参考にされたEUにおいては、事前規制の対象となる「重大な市場支配力（SMP：Significant Market Power）」を有する事業者の認定基準を既に見直し済み。 ・第二種指定事業者に適用するルールについては、<u>閾値の引上げに伴い、市場支配力の弊害を除去し公正競争を実現するという目的のため、規制の内容を変更することもあり得る。</u> ・ルール変更の検討にあたっては、近年の電波開放が進んでいる実態や、<u>同一ブランドで全国を提供する携帯会社グループは同一会社とみなすこと</u>を含め、競争の実態を適切に反映すべき。

3) 第一種指定電気通信設備の対象範囲

【現行の指定範囲についての意見】	
NTT	・ <u>ボトルネック設備規制の範囲</u> については、各事業者が（アクセスを自前または他事業者の設備を利用して）IPベースのブロードバ

	<p>ンドネットワークを自前で構築している実態を踏まえて、<u>真にボトルネック性のある設備に限定すべき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の加入者光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、以下の事項については、現在の競争の実態等を踏まえ、早急な見直しを要望。 <ul style="list-style-type: none"> ①き線点以下の架空配線区間については、指定電気通信設備の対象から除外。 ②NTT東西の加入者光ファイバの回線数シェアが50%を下回っている地域では、指定電気通信設備の対象から除外。 ③競争の実態が反映できるよう、都道府県単位ではなく、より細かい単位でシェアを把握する仕組みに見直し。 ・①地域IP網、②メガデータネッツ等のデータ通信網、③メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ等の設備については、規制対象から除外することを要望。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西は、独占時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤（ボトルネック）を保有し、IP時代も優先的に使用できる。一方、他事業者が同規模の線路敷設基盤を自前で構築することは困難であり、また、複数事業者による光ファイバの各家庭への重複敷設は、国民経済的に不合理な面もある。 ・光ファイバの利用の面で、NTT東西利用部門と接続事業者の間の真の同等性を確保すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備制度は引き続き必要。現在指定を受けている指定電気通信設備は、当面の間引き続き指定の対象とすべき。
【IP網への移行に対応した見直しの方向性についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・①次世代ネットワークは現在の電話網をIP化するものではなく、<u>電話網とは別のネットワークとして新たに構築していくものであり、かつ、他社IPネットワークと接続する形態は独立したネットワーク同士の対等な接続になると想定されること、</u>②諸外国においてもIP網にアンバンドル提供義務を課している例はなく、IP網間の接続は事業者間のビジネスベースでの取引に委ねられていることから、<u>NTTの次世代ネットワークを指定電気通信設備の対象とするべきではない。</u>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西のIP網を第一種指定電気通信設備の対象とし、<u>接続条件の約款化が必須。指定の範囲を物理レイヤー、通信サービスレイヤーの設備・機能に限定せず、上位レイヤーもサービス毎に競争状況を評価し、指定範囲に加える必要あり。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・IP網における新たな電気通信設備についても、<u>ボトルネック性の検証を十分に行うべき。</u>
【競争評価との連携についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公正な競争が有効に機能しているかを判断する競争評価の手法と十分な連携をとり、市場支配力の濫用を排除し、接続の円滑化による公正競争の促進を実現すべく、市場支配力の影響について統一的な観点で検討を進めるべき。</u>この際、日本の事情を踏まえつつ、EUの事例やBTのアクセス部門の機能分離等、諸外国の事例等を参考とすることは有益。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> ・競争評価の結果に基づくドミナント規制や関連法令の改正が必要。
【コロケーションルールについての意見】（注：3（1） NTT東西と接続事業者の同等性についての意見も参照）	

N T T	<ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションについては、その利用条件・利用手続等を接続約款に規定し、利用部門と他社が同等に利用できる環境を整えている。N T T東西も、D S L A Mやひかり電話のルータ等を自らの局舎に設置するときは、約款に基づき利用部門は管理部門に対して他社と同等の手続きを行っている。 ・線路敷設基盤やコロケーションリソースについては、既に徹底したオープン化を実施し、その料金も個別にコスト計算してアンバンドル・公表しており、これ以上の措置は不要。むしろ、現状においても「コロケーションリソースの無効保留」がルールの際間をつく形が多発しているため、実態に合わせたルールの見直しが必要。 ・N T T東西が、ボトルネック性があるとして指定電気通信設備とされている装置を自らの局舎に優先的に設置することは当然のこと。 ・コロケーションリソースに空きがない場合に他社からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていない。 ・現行のコロケーションルールの整備にあたっては、接続事業者の自前電力設備の火災事故の発生に鑑み、危機管理への配慮も必要。
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> ・N T T東西の局舎等コロケーションリソース全てを一種指定設備として明確に位置付けてアンバンドルの対象とし、会計や増設ルール等を整備するだけでなく、速やかにアクセス部門を分離することで、将来にわたる継続的な公平性確保を徹底すべき。 ・（光ファイバだけでなく）コロケーション利用の面で、<u>N T T東西利用部門と接続事業者との真の同等性を実現すべき（線路敷設基盤、局舎設備等の指定設備化）</u>。 ・「コロケーションリソースの無効保留」に関し、接続事業者に対するコロケーションのルールは、「空いていれば貸す、空いていなければ断る」であり、接続事業者にとって、限られたリソースを奪い合い、行き過ぎた予約という形で表面化する。他方、N T T東西の利用部門は断られることはなく、自らの計画で増設することができる。これでは公正競争が進展しない。 ・当社では、N T T東西の複数の局舎をリング状に結ぶ網構成とするため、リングを構成する設備のいずれかが不足する場合、設置可能である旨の回答を受けたリソースについてキャンセルすることがある。 ・受発電設備の費用に関しては、設置申込後にキャンセルする場合、違約金が発生するルールとなっているが、スペースの費用負担に関しても、情報、手続、増設等に関しN T T東西の利用部門との同等性が確保されることを前提に、負担開始時期と金額について、合理的な範囲内で再検討してもよい。 ・保留期間中に他社の利用を遅らせているケースがあれば、該当ケースを通知するスキームを導入する等により認識可能となれば、当社としても設置申込判断を更に急ぐ等の対応をしたい。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ダークファイバの利用、コロケーション（電源）、電柱利用について、N T T東西と他事業者では非対称性がある。 ・自社電柱に関しては利用手続が社内手続として省略できるのはN T Tの特権であり、他社とN T Tにおいて同様な手続が行われているとはいえない。 ・N T Tが電力柱を利用する際の手続のスキームを公表し、実際に他社とN T Tが同等の手続を行っているかどうかを検証すべき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のルールにおいては、NTTの主張するようにNTT東西は自らの装置を他事業者に優先して設置することができる。これはまさに、NTTと接続事業者ではサービスを提供するためのベースとなる設備設置条件が公平でないことを示しており、当社がNTTの垂直分離を提言する理由である。
--	---

(3) NTT東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方

【次世代ネットワークの構築は各事業者の自由とすべきとの意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・IP技術等によるサービス提供の柔軟性を活かし、融合化するサービスニーズに対応するために、<u>サービスの具体的展開は原則、各事業者の自由にすべき。</u> ・IP化の進展に伴いシームレス化・融合化するユーザニーズに对应していくためには通信事業者にとってネットワークのシームレス化を図っていくことが不可欠。<u>NTTとしては、現行法の下でグループ各社のリソースの有効活用を図りつつ、効率的な次世代ネットワークを早期に構築していくこととしており、グループ経営の維持は必須。</u> ・その際、<u>国内外の他キャリア・CATV事業者・ISP事業者とのコネクティビティを確保したオープンなネットワークを構築することにより公正競争条件を確保していく考え。</u> ・<u>2006年下期にフィールドトライアルを開始する予定であるが、本年3月末に概要（実施エリア等）を公表するとともに、トライアルに先立ち、相互接続条件の開示や端末／アプリケーションレイヤーとのインターフェースの提示を行う予定。</u> ・ただし、以下の観点から、<u>NTTの次世代ネットワークを指定電気通信設備の対象とすべきではない。</u> <ol style="list-style-type: none"> ①次世代ネットワークは、現在の電話網をIP化するものではなく、電話網とは別のネットワークとして新たに構築していくものであり、かつ、そのネットワークを他社IPネットワークと接続する形態は、独立したネットワーク同士の対等な接続になると想定されること。 ②諸外国の例を見ても、IP網にアンバンドル提供義務を課している例はなく、IP網間の接続は、事業者間のビジネスベースでの取引に委ねられていること。 ・今後、IPネットワーク間の接続を円滑に実現するため、<u>事業者間の協議内容等も踏まえつつ、具体的な接続条件や接続ポイント等を決定していきたい。</u>
【NTT東西とNTTドコモによる次世代ネットワークの構築は認めるべきでないとの意見】	
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>NTT東西とNTTドコモによる次世代ネットワーク構築は認めるべきでない。</u>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループの中期経営戦略で示された次世代ネットワークは、以下の点で問題。 <ol style="list-style-type: none"> ①支配的事業者であるNTT東・西及びNTTドコモによる一体的な設備構築は、NTTドコモ分離、NTT再編成の趣旨を反故にする。

	<p>②ネットワーク設計段階及び構築後の接続条件に係るグループ内外同等性が担保されていないため、オープンドアを謳いつつもグループ外事業者には接続ポイント、接続料、接続期間が不明。</p> <p>③グループ外事業者は、接続約款化以前と同様の、支配的事業者との個別／密室協議を強いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループ各社が次世代ネットワークをそれぞれ構築するにあたり、渾然一体の不透明なネットワークとならないよう、<u>技術条件・取引条件面でのグループ内外の同等性担保が不可欠。</u> ・網設計段階及び接続時の内外同等性を担保するには、<u>独立した事業体であるNTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ各々の網間接続条件（手続を含む）を他事業者と同等にすべき。</u> ・IP化の進展／融合等、技術的理由により1社で構築するなら、NTTコミュニケーションズがアクセスを除き固定網設備の全てを担うべき。
【NTT東西の次世代ネットワークとの相互接続性の確保等を重視する意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループは、<u>次世代ネットワーク構築にあたって計画の詳細や技術仕様に関する情報を早期に公開し、他事業者もフィールドトライアルに公平な条件で参加できるようにすべき。</u> ・しかし、フィールドトライアル実施予定時期まで1年を切った現在においても接続条件等に関する具体的な情報が何ら開示されておらず、設備構築等の準備期間等を考慮すると、<u>実質的にNTTと全く対等な立場で接続事業者がフィールドトライアルに参加することは極めて困難な状況になりつつある。</u>このままでは、<u>次世代ネットワークへの取組において市場支配力を有するNTTのみが先行することとなり、他事業者との公正な競争環境が整備されないまま、次世代ネットワークの構築が開始されることとなる可能性がある。</u> ・次世代ネットワーク構築に向け、円滑な相互接続性の確保のため、<u>技術仕様の標準化及び運用面における最低限のルール化が必要。</u> ・英国におけるNGN移行の取組を参考に、公平な環境整備を実現する上で、総務省に必要な対処を要望。
K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループの構築する次世代ネットワークは強い支配力を有する可能性がある。公正な競争を確保するためにも、それが他社に排他的な独自網とならないよう、<u>NTT東西・NTTドコモの網は分離した上で、かつ、それぞれの網との接続の同等性（接続条件を他事業者含めて共同で策定する等）を確保すべき。</u>
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTが構築する次世代ネットワークとの接続に関する<u>技術面及び条件面の透明性・公正性・中立性を担保すべき。</u> ・まずは、NTTの次世代ネットワーク構築計画の仕様など詳細情報を速やかに開示すべき。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代ネットワークとの相互接続に依存する他事業者が競争上不利を被ることのないよう、<u>次世代ネットワークのオープン化を決定するプロセス（設計・調達・設置）をルール化し規制対象とすべき。</u>

(4) 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の在り方

【役務区分を明確化すべきとの意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 一種指定設備の接続料を公正・妥当なものとするため、適切な接続会計により接続料の算定根拠を透明化する努力をさらに続けるべき。 この際、独占であった電電公社や電話時代から国民の資金を用いて構築しコストの大部分を占める端末系伝送路設備に関し、例えば端末系伝送路設備を電柱、管路、とう道、光ファイバ等のように設備区分を詳細化すべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 接続会計については費用分計方法を精緻化するとともに、指定電気通信設備の範囲について適宜適用範囲の見直しを行うべき。 IP化の進展に応じて、共通費用を既存網とIP網との間でどのように配賦するのが適正であるのかについて慎重に検討することが必要。また、IP化の進展により、複数のサービスで共有する設備の割合が高まることが想定されることから、サービス別の収支の作成及び公表の義務化などの対応についても検討が必要。
【その他】	
K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> 管理部門と利用部門の会計分離は、制度的に存在。しかしながら、ガイドラインに規定する独占的な既存業務（いわゆる固定電話事業）と他の業務との会計分離については、制度的には存在しない。 公正競争を確保するための7条件中、「5 会計の分離等」の主旨である「独占的な既存業務と活用業務の内部相互補助の防止」のルールが機能しているのか、疑念。NTTのFTTH事業への既存の固定電話収入の流入は、公正競争上問題。 東西NTTの実質的支配権の及ぶ子会社（ネオメイトやマーケティングアクト等）についても、固定電話事業に関連した業務を受託している場合は、会計の分離（固定電話事業関連業務とそれ以外）を厳正に遵守させるべき。
J:COM	<ul style="list-style-type: none"> 法人が異なる場合、当然に会計は分離されているが、例えば一体的営業等に伴う広告、営業補助、人的協力及びブランドによる実質的費用の補助（金銭的取引がなくとも営業資源、人的資源等が融通されている場合等）が考えられる。 これまで考慮された会計の峻別が行われているか、またその開示ルールも含め一層の透明性、公平性の確保を要望。

(5) 接続料算定の在り方

1) PSTNの接続料の在り方

【現行のLRIC方式を維持すべきとの意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 一種指定設備であるNTT東西網のPSTN接続料算定にあたって担保されるべき条件は、誰もが算定可能な透明性に加え、恣意性の介在する余地及び非効率性の排除。これらの条件を担保しているのは現在のところLRICのみであり、今後ともLRICを継続すべき。 <p>(補足)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば以下の方式について議論する場合も、それぞれの性格や事情等を踏まえるべき。 【プライスカップ方式】 <u>プライスカップ方式の議論では、ベースとなる費用方式についても併せて議論すべき。</u> ⇒英国B T等の実例と同様に、<u>初期値の設定を実績原価方式ではなく長期増分費用方式をベースとすべき。</u> 【ビルアンドキープ方式】 <u>ビルアンドキープ方式については、例えば同種の業態間におけるルール等として、議論を深めるべき。</u> ⇒議論が盛んな米国における以下のような状況も考慮して、様々な観点から総合的に議論すべき。 (米国における状況等) ①固定／端末系事業者間や固定／中継事業者間、また移動体事業者間といった、同種の業態間だけで適用するルールではなく、これら種々の業態を問わず広く事業者全般に適用するルールとして検討されていること。 ②州内・州際といった米国特有の制度体系の複雑さ／一物二価等の解消。 ③その他考慮すべき課題例（基本料の値上げ、ユニバーサルサービス基金への拠出額の増加等） ・NTT東西のアクセス部門等を機能分離し、LRICによる接続料の透明性等を向上すべき。 ・実績原価方式における事後精算制度は、事業者の予見可能性担保等を踏まえ、その廃止を含め、在り方を検討すべき。
【現行のLRIC方式を見直すべきとの意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の固定電話トラフィックの減少は、<u>市場環境の変化に伴う構造的な要因によるものであり、NTT東西の努力だけでは是正できるものではない。</u> ・固定電話サービスは、<u>長期増分費用方式の前提である「高度な新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率が図られる」環境になく、現実には投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールデメリットが発生する状況になっているため、サービス維持の観点から、長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直すことを要望。</u>
【LRICを基本としつつ、今後算定方法を見直すべきとの意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・現行LRICモデルは、固定電話トラフィックの減少に伴い、今後、接続料が上昇していくことが見込まれているため、<u>接続料算定方法の見直しが必要</u>（例：IPベースLRIC、PSTN網トラフィックにIP網トラフィックを含めた形での接続料算定等）。 ・LRICは最も効率的なネットワークを構築した場合の経済合理性の高い接続料算定方式であり、<u>非効率性が排除されていない実際費用方式との間で差分が発生するのは当然。そもそも、非効率性の残された実際費用の負担を接続事業者に対して強いることを回避することがLRIC導入の目的の一つであったと理解。</u> ・したがって、仮にコスト未回収額が発生していたとしても、そのことがLRIC方式を見直すべき理由とはならない。また、<u>実際費</u>

	用には独占事業者の非効率性に起因するコストが含まれており、現状においては接続料の算定方式を <u>実際費用方式に戻すことは認められるべきではない。</u>
【次世代ネットワークの接続料についての意見】	
NTT	・次世代ネットワークの接続料は、電話網とは別の接続料を設定することになるが、その場合、従来の電話のような完全従量制の接続料体系を前提とせず、事業者間の協議により、ビルアンドキープ方式や定額料金等を含めた多様な可能性を検討する必要がある <u>と考えており、単純に現在の固定電話網の接続料と比較することはできない。</u>
KDDI	・次世代ネットワークの接続料の算定についても、 <u>長期増分費用方式は有力な選択肢。</u>

2) 光ファイバに係る接続料の在り方

【現行の光ファイバ接続料の見直しについての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバの接続料については、自ら光ファイバを構築するよりも借りの方が有利という仕組みの下では、投資インセンティブが働かず、公正かつ健全な設備競争を阻害することから、<u>設備投資に対するフェアリターンを（適正な報酬を含めて）確保できるように現行ルールの見直しを要望。</u> ・光ファイバ接続料については、現時点において実績コストと予測コストの間に大幅な乖離が生じており、<u>算定期間内に適正なコスト回収を図ることが困難であることから、早急な見直し（値上げ）が必要（1 芯当たりコストの実績と予測の間に大幅な乖離が生じているのは、光ファイバの利用数の実績が予測を大幅に下回っていることが主な要因。）。</u>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の設備管理部門は、光ファイバも含め適正な原価と報酬により安定的な収支を実現している（NTT東西の16年度の指定設備管理部門は黒字。利用部門よりも利益率は高い。）。 ・光ファイバ整備の単年度投下コストと一定期間の平均値である接続料水準との比較といった近視眼的議論ではなく、<u>算定期間全体、あるいは償却期間全体で費用回収可能かどうかといった観点で判断すべき（現行の光ファイバ接続料は、NTT東西自身が作成した将来需要と将来原価に基づき算定。透明・公正な手続で決定された認可料金）。</u>
【将来原価方式の在り方についての意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・新規や今後相当程度の需要が見込まれるサービスの場合、<u>将来原価方式を用いることは基本的に妥当。</u>ただし、以下を考慮すべき。 <ol style="list-style-type: none"> ①将来原価方式では、<u>事後精算（後年度コストへの繰越を含む。）を適用すべきではない。</u> ②需要の予測値と実績値との大幅な乖離により、<u>算定期間中に接続料の見直しが必要となった場合、接続料見直し時から改めて将来原価方式を適用すべき（その際、算定期間を調整する等の方法により大きな水準変動を回避し、接続事業者の予見可能性を確保すべき。）。</u>

ボーダフォン	・将来原価方式に関して、 <u>需要予測の算定の方法や需要予測が一定の範囲を超えて外れた場合の事後措置の在り方につきルール化が必要。</u>
【その他】	
NTT	・NTTは、2010年度において、「現在の固定電話加入数ベース 3,000 万のお客様に対して光サービスを提供すること」を目標としている。その場合の光ファイバの芯線数については、法人向けの“占有型”、戸建・マンション向けの“共有型”等のサービス提供形態により、大きく左右されることから、 <u>現時点で芯線数ベースでの具体的な計画は策定していない。</u> ・平成17年度以降の1芯当たりコスト（費用及び稼働芯線数を含む。）は、現時点では算定していない。
ソフトバンク	・NTTは 3,000 万光化計画についての具体策を作っていないとのことであり、NTTに任せているだけでは、政府方針である 2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消することは困難であると考ええる。

3) その他の検討事項

【スタックテストについての意見】	
KDDI	・第一種指定電気通信設備を有する事業者／NTT東西のお客様料金と接続料については、 <u>スタックテストによる検証を継続すべき。</u>
ボーダフォン	・NTT東西の接続料と利用者料金の関係についての検証（スタックテスト）の結果を接続事業者が十分把握できるよう、 <u>可能な限り情報公開すべき。</u>
NTT	・ユーザ料金と接続料金との関係については、現在インプテーションルール（ユーザ料金＞接続料金）により規制されているが、固定電話等成熟期のサービスに適用するのはともかく、FTTHサービスのように立ち上り期において需要喚起のために普及促進型の料金設定をせざるを得ないサービスにまで単純に適用して、現実のコスト以下（将来原価方式による）での接続料の設定を強制する現行のルールは、 <u>NTT東西に自らの事業リスク（赤字）に加えて利用ベースの競合事業者の事業リスクまでを負わせるものであり、競争政策上著しくバランスを失することから、インプテーションルールの適用の在り方を再検討することを要望。</u>
【その他】	
J:COM	・多様化する事業形態・サービス形態に対応した、接続政策の検討が必要。 ①CATV事業者のような地域複数事業者が実質的に一事業者を構成する場合の接続条件の整理 ②接続に関するNTT機能使用時の費用負担方法の公正なルール改定（事業者間協議ではNTT主張が通りやすい）
NTT	・網改造料の按分方法については、NTT東西では、 <u>機能開発を要望する各事業者と協議しながら決めており、NTT東西の裁量次第との指摘は誤り。</u> ・費用負担について、 <u>資本関係のあるグループ全体で1事業者として取り扱う方向で関係事業者と協議を進めているところ。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・（携帯電話番号ポータビリティを念頭に）事業者数按分を採用するときよりも相当なコスト増になる面があるため、使用頻度率負担等とすることは現実的ではない。
--	---

(6) 接続形態の多様化への対応の在り方

【相互接続性の確保、事業者間精算等のため一定のルールが必要との意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・IP化により、ピアリングやトランジットの比率が高まりつつあるが、エンドエンドでの相互接続性の確保やサービス品質の維持については、<u>事業者間の協議が基本</u>。ただし、<u>ボトルネック設備を保有し市場支配力を有する事業者との接続については、一定のルールが必要</u>。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアリングやトランジットの接続に係る事業者間精算については、<u>標準的な事業者間精算手順の策定、事業者間精算料金をコストオリエンテッドとすることなどの基本原則の整備、IP網における支配的事業者の接続料に関する規制（総務大臣の認可制や接続約款の公表義務など）の継続などのルール設備について検討すべき</u>（ルール化に際しては、必要に応じ、法制度の整備やガイドラインの策定などの対応が必要）。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> ・IP化に対応したネットワークの相互接続形態とコスト負担に関する最低限のルール策定を早期に検討する必要がある。
CIAJ	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金、インフラ使用等における事業者間の公平で健全な競争が肝要。

(7) MVNOを含む移動通信市場の競争促進の在り方

【MVNOの在り方に関し新たなルールは不要との意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> ・移動通信サービスは技術革新のサイクルが短く、今後も4GやWiMAX等の新しい技術の導入が見込まれていることから、MVNOについては移動体通信事業者の投資インセンティブを阻害しないよう、<u>これまでどおり各事業者がビジネスベースの自主的判断に基づいて行われるべき</u>。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・MNOとMVNOの協業は、①電波の開放促進と希少性の低減、②設備構築の容易性、③電波の有効利用等の理由により、<u>ビジネスベースとすべき</u>。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOの参入に当たっては、<u>新たなルール作りは不要</u>。MNO、MVNOそれぞれが負う電気通信事業法や電波法などの各種法令上の責務について、MVNOガイドライン等においてより具体的に記載するなど、既存ルールの明確化を図ることは有効。
【MVNOへの提供を義務化すべきとの意見】	
MCF	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOへの提供義務化を検討すべき。

4. 今後の料金政策の在り方

(1) 料金政策に関する基本的視点

【事前の料金規制は原則不要とする意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> 今後発展していくブロードバンド市場においては柔軟かつ自由な料金設定を可能にして、新サービスの多様化と料金の低廉化を促進することが必要。したがって、<u>事前に料金上の規制を課すことなく、弊害が生じた場合に、事後的に是正するアプローチが適当。</u>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> お客様料金に関しては、<u>基本的には、各事業者の経営判断によるべき。</u> 一方、健全な公正競争を促進し、お客様利便を向上させるため、<u>特定の事項（例えば一種指定事業者／NTT東西のお客様料金と接続料の関係の検証、市場支配力を背景とした略奪的料金設定の防止）についてはお客様料金に関し一定のルールも必要。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 特定電気通信役務等の一部を除きデタリフ化を認めている現行の料金政策により、料金の多様化が実現され、利用者利便は向上していることから、<u>デタリフ化の政策を維持すべき。</u> ビジネスモデルの多様化により、今後、バンドル料金、セット料金等の増加が見込まれるが、<u>継続的・安定的なサービス提供を確保するため、デタリフ化政策を継続する中においてもコストに基づく適正な料金水準を維持することの必要性について各種ガイドライン等により明文化すべき。</u>

(2) プライスキャップ規制の在り方

【現行のプライスキャップ規制を見直すべきとの意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> 現在プライスキャップ規制を受けているサービス（電話・専用）については、競争により既に料金の低廉化が進んできており、また、加入電話の基本料についても、<u>ドライカップを利用した直収電話の参入により、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアを除いて、競争市場であるとされたところであることから、プライスキャップ規制の対象は、高コストエリアの加入電話の基本料等に限定することを要望。</u>
【その他】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 料金の届出制、デタリフ化の中、<u>市場支配力を有する事業者の値上げ抑止の観点から、プライスキャップ規制は有効に機能。</u>しかしながら、<u>本来は事業者間の競争が機能することによりお客様料金が決定されることが望ましい。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> マイラインやドライカップを利用した電話サービスによる競争の進展などを考慮すると、<u>プライスキャップ規制の当初の目的である上限価格の規制は、その役割を終えつつあるのではないか。</u>仮に見直しを行う場合には、<u>市場支配的な事業者によるプライススクイズなども念頭において下限規制も含めた幅広い検討が必要。</u>

(3) 新しい料金体系への対応の在り方

【市場監視（モニタリング）についての意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 行政による市場監視（モニタリング）の機能強化については、やり方によっては規制緩和の方向と逆行するため、<u>基本的には望ましくない</u>。むしろ、消費者や事業者から問題となる行為等について申告を可能とする制度を拡充することで対応すべき。
J：COM	<ul style="list-style-type: none"> 公正競争に関する監視をリアルタイムで行う等、<u>監視機能の更なる強化を要望</u>。
テレサ協	<ul style="list-style-type: none"> 総務省における市場監視のための<u>組織規模の量的・質的拡大、行政の効率化・一元化行政を通じた市場監視能力の向上が望まれる</u>。 市場監視機能の在り方としては、一般消費者の苦情相談窓口と同様に、<u>事業者からの不公正取引に関わる相談及び情報に簡便かつ迅速に対応できる組織・機能であるべき</u>。 事業者間においては証拠の確保が困難であることなどを考慮し、<u>場合によっては行政において当該事業者に対する情報開示要求などによる事実確認や、仮に証拠が確保できなくても複数の同類の報告がある場合等は、当該事業者に対し注意喚起を行うなどの活動が考えられる</u>。
【その他】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野以外からの内部相互補助などにより、競争事業者を不利な状況としうる価格設定を行うなどの<u>電気通信サービスの安定的な提供を阻害するおそれのある行為については、想定される行為を類型化し、禁止行為として明文化すべき</u>。
東京地婦連	<ul style="list-style-type: none"> （消費者にとっての分かりやすさという観点から）「〇〇割引」といった方法を採用よりも、基本料金の値下げをすべき。また、料金体系が複雑すぎて、他社との比較が困難。 キャリア各社は、販売方法についても責任を持つべき。不招請勧誘や販売時の説明不足は新たな消費者被害を呼ぶ。

5. IP化の進展に対応した今後の政策課題

(1) ネットワークの中立性の確保の在り方

【通信網増強のためのコスト負担の在り方についての意見】	
NTT	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ配信やP2P通信等が今後普及していくと考えられるが、<u>設備構築コストの回収、ブロードバンドサービスのQoSの確保、エンドユーザの利用の公平性等の観点を踏まえて、これらのサービスを提供する上位レイヤー事業者とネットワーク事業者の間の費用分担の在り方を整理することが必要</u>。 映像配信や双方向映像通信サービス等のブロードバンドサービスが発展していくためには、サービス品質の確保が必要であり、それを実現するネットワークの構築が必要であり、<u>適正なコスト回収がなされなければ、ネットワークの構築・増強は進まず、結果として、ブロードバンドサービスの発展を阻害することになる</u>。

KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・IP網上では、例えば特定のお客様によるリッチコンテンツ等がネットワークのキャパシティに影響を与えている実情あり。今後、こうした様々な利用形態も踏まえ議論を深めるべき。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に、通信網増強のためのコスト回収が不可能となった場合、インフラ構築事業者においては、安定的・継続的な事業運営が困難となり、最終的には利用者利便を阻害することにつながりかねない。よって、<u>インフラ構築事業者が確実にコスト回収できるとともに、設備構築に向けたインセンティブが働くようなルール作りが必要。</u> ・IP化の進展により、今後レイヤー間の融合が加速化することも想定されますが、コンテンツレイヤーや通信サービスレイヤーなど、物理網レイヤー以外の事業者が、他社のネットワークを利用して自社のサービスを提供する場合に、ネットワークの利用に対して正当な対価が支払われない場合は、インフラ構築の意欲は減退するおそれがある。よって、<u>インフラ構築事業者が、確実にコスト回収できるルール作りが必要。</u> ・例えば、一つの案としては、通信網増強による追加コストが発生した場合には、<u>原則としてその費用発生の要因を創出した原因者に対し当該費用の負担を求めるという方策が考えられるが、実現可能性の検証も含めて今後、詳細を検討。</u>
ACCESS	<ul style="list-style-type: none"> ・設備面での競争は、投資意欲の維持の観点から新規設備の全面的な開放義務は実行すべきでなく、<u>開放期限の設定等投資見合いの保護を担保する必要。</u> ・多額の設備投資を要するものについては、受益者負担の概念が必要であり、<u>インフラ・タダ乗り論は排除すべき。</u>

(2) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

【新たなルールは不要との意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・端末は、移動体を含め自由化されている。<u>特段のルールは必要ない。</u>
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・端末レイヤーと他のレイヤーとの間のオープン性確保については、移動体通信事業者においてこれまで各種取組が行われてきており、<u>現時点で新たなルールを策定する必要はないと認識。</u>
【その他】	
MCF	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアメニュー以外のポータル利用のためのユーザが任意にアクセス先を登録できる専用ボタン（ホームボタン）の実装を義務化すべき。

(3) 紛争処理機能の強化の在り方

【紛争処理機能の一層の強化等を求める意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理委員会の創設等、紛争処理メカニズムを整備した結果、<u>個別の紛争等が迅速に処理されてきたことは評価。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理メカニズムの存在自体が、事業者間協議を円滑化させ、紛争抑止にも効果を発揮。 ・今後、IP化の進展に伴うサービス・接続形態の多様化により、事業者間の紛争も従来の枠を超えた領域に広がることも想定されることから、紛争処理メカニズムには、<u>競争評価スキームとの横断的な連携</u>（紛争処理委員会のオブザーバー参加）等、市場の変化に即応できる仕組みの検討が必要になる。また、<u>紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる</u>。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者間の紛争処理メカニズムにおいて、より公正な紛争処理を実現するために、<u>電気通信事業の運営や経済学等に関する専門的能力を強化するなど、機能拡充を図るべき</u>。 ・加えて、事前防止策として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「<u>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</u>」において、IP化の進展により発生すると想定される問題行為を追記・明文化することも有効。
J : COM	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理事案の範囲拡大や既に発生している問題点を抽出することも有効。
【意見申出制度を拡充すべきとの意見】	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省や公正取引委員会への<u>意見申出制度の拡充</u>（例えば、手続きの簡素化等より使いやすいものとする）を要望。 ・また、申出があった場合には、問題の拡大を防ぐ為にも迅速な処置が望まれるところであり、早期対応可能となるよう<u>専門部署の設置や人員の確保に加え、総務省と公正取引委員会の連携を強化すること</u>などの対策を講じることを要望。

(4) ユニバーサルサービス制度の在り方

【ユニバーサルサービス制度の在り方について検討が必要との意見】	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・IP化が本格的に進展することが見込まれる2010年代初頭においても、地域特性等によってPSTNに依存するお客様が相当程度存在すると見込まれ、こうしたユーザに対して維持すべきコミュニケーション手段の範囲や具体策については、ユニバーサルサービスの在り方として以下の点を勘案しつつ総合的に最善の策を検討すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ①普及拡大している<u>携帯電話による代替可能性</u> ②お客様にとって従前のPSTNと同じ使い勝手で利用可能な<u>IP電話サービス</u>（例：当社のメタルプラス）の活用 ③国と地方を含めた役割分担 等 ・<u>ユニバーサルサービスの維持とデジタル・ディバイドの解消は分けて議論する必要あり</u>。
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・IP化の進展に応じたユニバーサルサービスの在り方について<u>早期に見直しを開始すべき</u>。

(5) 市場退出ルール of 在り方

【経営破綻時の接続料の回収、接続義務の在り方について検討すべきとの意見】	
--------------------------------------	--

NTT	・昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等に加え、事業参入・退出規制の緩和等も相俟って、接続事業者が経営破綻し接続料が回収不能となる事例が多発しているため、例えば、事業者ごとの信用度等に応じて、 <u>接続料の前払いや預託等により接続事業者に予め負担していただくとともに、結果的に貸倒れが生じた場合には接続料に当該貸倒れを加味する等のルール整備を要望。</u>
ボーダフォン	・ <u>接続事業者において経営破綻が生じた場合の接続義務の在り方についても検討が必要。</u>

(6) その他行政に求められる事項

テレサ協	・総務省における市場監視のための組織規模の量的・質的拡大、行政の効率化・一元化行政を通じた市場監視能力の向上が望まれる。
C I A J	・我が国の国際競争力強化について検討の場を設けてはどうか。
ボーダフォン	・英国におけるNGN移行の取組を参考に、公平な環境整備を実現する上で、総務省に必要な対処を要望。

※各意見は、事務局において趣旨を損なわない範囲で要約等を行っている。

資料6 追加意見招請及び追加意見招請に対する主な意見

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請について

平成18年4月

1. 本追加意見招請の趣旨

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」(以下「本懇談会」という。)は昨年10月に第1回会合を開催し、同年12月の第2回会合において本懇談会の検討項目を整理した検討アジェンダを決定した。この検討アジェンダの決定に際しては広く関係各方面の意見を聴取し、その内容を反映させた(22社・団体が意見を提出)。

本年2月には本アジェンダを基に関係15社・団体から2回にわたり意見聴取を行い、検討アジェンダを踏まえつつ具体的な議論を行なうとともに、これらの社・団体から追加質問に対する回答並びに追加意見の提出をいただき、主要論点の整理を開始した(同年3月の第5回会合において1次案を検討)。

本懇談会における意見聴取等においては、検討アジェンダにおいて必ずしも具体的になっていなかった項目についても多数の意見等が寄せられたことを踏まえ、こうした項目についても、本懇談会において更に議論を具体化していくことが必要であると考えられる。

そこで、本懇談会では以下の6項目について追加意見招請を行い、再度、関係各方面からの意見等を求めるものとする。なお、今回の意見招請においては、各社・各団体のご意見はもとより、本懇談会における検討に際して有益な材料となるものと見込まれる各方面における様々な議論、諸外国における事例等についても情報提供をいただくことを期待する。

2. 追加意見招請項目

(1) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方

1. 1 IP化の進展に伴う市場構造の変化、例えば、物理網レイヤーにおけるアクセス網のメタル回線から光ファイバ網への移行や次世代ネットワークの構築、通信サービスレイヤーにおけるFMCサービスの登場、レイヤーを越える垂直統合型ビジネスモデルの台頭などを踏まえた競争ルールの整備が必要である。特に、垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方については、「レイヤーを越えた市場支配力の濫用に着目した競争ルールが必要」、「市場支配力を

有する事業者が上位レイヤーに進出する場合の公正競争要件の確保が必要」といった意見が表明されている。

1. 2. そこで、市場支配力を有する電気通信事業者の垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方に関し、以下の点について意見を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。
 - 1) 指定電気通信設備の範囲として、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーにわたる垂直統合型ビジネスモデルを想定した場合、指定電気通信設備の範囲として具体的にどのような範囲を想定することが適当と考えられるか。
 - 2) 市場構造が急激に変化する中、指定電気通信設備の範囲について柔軟な見直しが必要と考えられるが、具体的にどのようなレビュープロセスを確立することが適当と考えられるか。その際、現在総務省で行なわれている競争評価について、当該施策の有する事後的な側面、競争評価に要する期間、競争評価における計量的評価以外の要素への考慮などをどう考えるか。
 - 3) 複数の社・団体から意見が表明されている「NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携」、「特定関係事業者制度の拡充」、「NTT東西とその子会社等との連携」等について、具体的にどのような公正競争環境の整備が必要と考えられるか。
 - 4) その他、垂直統合型ビジネスモデルに関するレイヤー間のインターフェースのオープン化について、どのような事項を具体的に競争ルールの観点から検討することが必要と考えられるか。

(2) PSTNに係る接続料の今後における具体的算定の在り方

2. 1. PSTNに係る接続料については、長期増分費用(LRIC: Long Run Incremental Cost)方式により通信量に基づき算定しているが、PSTNからIP網への移行が進展していく中、「現行LRICを継続すべき」とする意見がある一方、「接続料算定方法の見直しが必要」、「長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直し」することが必要といった意見も表明されており、これらの意見の隔たりは大きいものがある。
2. 2. そこで、PSTNに係る接続料の今後における算定方法について、①現行LRIC方式の継続、②実際費用方式への移行、③ビル&キープ方式への移行等を含む複数の選択肢についてメリット・デメリット等を比較考量することが求められるところであり、競争ルールとして望ましいと考えられる接続料算定方式とその具体的論拠について、改めて具体的な提案を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。

(3) ネットワークの中立性の確保の在り方

3. 1 IP網において、今後更にP2P通信の加速的増加やリッチコンテンツの流通等が進み、ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が生じたり、電気通信事業者が保有するネットワーク上においてコンテンツ・アプリケーションレイヤーの特定の市場参加者を不当に差別する可能性(あるいは実際にそういう状況が起きているという実態)があるかどうか意見を求める。
3. 2 ネットワークの中立性という用語は確定的な定義が存在しないものの、本懇談会における議論においては、(a)通信網増強のためのコストシェアリングの在り方及び(b)コンテンツプロバイダーをはじめとする上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方という2つの視点から本件を取り上げることを想定している。これに関し、上記(a)及び(b)以外に検討すべき視点が存在するかどうか意見を求める。
3. 3 より具体的には、まず第一に、通信網増強のためのコストシェアリングの在り方(「インフラ構築の面で確実にコスト回収ができる仕組み」が必要であるとの意見が表明されている)に関し、以下の点について意見を求める。
 - 1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の論拠としてどのような事案が考えられるか)。
 - 2) 通信網増強のための応分のコスト負担を利用者に求める(現在は定額制料金を負担)ことは適当か。
 - 3) 通信網においてコンテンツ等を提供するコンテンツプロバイダ等が追加的に通信網増強のためのコストを負担する仕組みを導入することは適当か。
 - 4) 通信網増強のためのコストシェアリングの公平性という点に鑑み、ISP間(特に上位ISPと下位ISPとの間)の接続(ピアリングやトランジット)に係る接続料が市場メカニズムを通じて健全に決定されていると考えられるか。また、これに関連して、多段階のISP接続が実現する中、円滑なコンテンツ配信を確保する観点から、トータルとしてのQoSを確保するために検討されるべき具体的な事項はあるか。
 - 5) 通信網を流れるコンテンツ等の増加があったとしても、エッジ(ユーザー)側の端末機能、ルータ等の処理能力の向上、帯域圧縮技術の動向、CDN(Content Delivery Network)事業による問題解決の可能性等を考えれば、追加的コスト負担は通信事業者側において十分吸収可能ではないかという点についてどう考えるか。
 - 6) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。
3. 4 第二に、上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方に関し、以下の点について意見を求める。

- 1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の根拠としてどのような事案が考えられるか)。
- 2) 本件に係る議論においては、通信網を設置・運営している設備ベースの電気通信事業者全体が議論の対象となると考えられるか、それとも指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に限って議論の対象となると考えられるか。また、その論拠は何か。
- 3) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。

(4) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

- 4.1 我が国のIT分野における高い技術力がグローバル市場において発揮されることを可能とする(国際競争力の向上を図る)ことが必要であると考えられ、係る観点から端末市場の在り方について、市場支配力との関係、競争ルールの必要性、産学官連携の必要性等に関連した意見が本懇談会において表明された。
- 4.2 そこで、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から、以下の項目について意見を求める。
 - 1) 端末レイヤーの競争環境を整備する観点からは、IP化に対応した端末の安全・信頼性の確保やサービスの多様化への対応、そのための実現方策などについて検討する必要があるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。
 - 2) 端末市場におけるビジネスモデルについて、例えば携帯端末市場における販売奨励金、SIM(Subscriber Identity Module)[☆]機能の在り方など、現行の仕組みを見直す必要があると考えられるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。
 - 3) その他、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から検討すべき事項はあるか。

(5) 紛争処理機能の強化の在り方

☆ SIMは、携帯端末において利用者を識別する情報が記録されたICカードであり、携帯事業者が利用者の認証や課金を行うために用いられる。この機能を使うことにより、例えば、利用者はSIMカードを所有する端末から取り外して別の端末に差し替えて、電話等のサービスを利用することができる。我が国では第三世代(3G)の携帯端末(W-CDMA 全機種及び cdma2000 一部機種)にSIMが搭載されているが、特定の携帯事業者のSIMカードのみ利用できるようにする措置(いわゆるSIMロック)が講じられている。

5. 1 電気通信分野の競争ルールが事前規制から事後規制へと比重を移す中、電気通信事業者間の紛争事案を処理するための機能を強化するため、01年11月、総務省に電気通信事業紛争処理委員会を設置した。当該紛争処理機能については、本懇談会において当該機能に対し積極的な評価がなされつつも、更にその強化を図るべきであるとの意見が表明されている。
5. 2 そこで、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化、市場構造の変化、ビジネスモデルの多様化などを踏まえ、紛争処理機能の一層の強化を図る観点から、どのような措置を講じることが必要か、以下の点について意見を求める。
- 1) 「意見申出制度の拡充」や「問題となる行為等について申告等を可能とする制度の拡充」が必要といった意見が表明されているが、現行制度を拡充するために具体的にどのような措置を講じることが考えられるか。
 - 2) 「紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められる」との意見が表明されているが、現在の紛争処理機能は電気通信事業者間の紛争事案について、あっせん、仲裁、裁定を行なう仕組みであることを踏まえ、当該制度において取り扱うべき紛争事案の範囲などについて、どのように改善することが考えられるか。
 - 3) その他、紛争処理機能の強化を図る観点からどのような措置を講じることが考えられるか。

(6)ユニバーサルサービス制度の在り方

6. 1 ユニバーサルサービス制度については、本年4月に新制度が施行されたが、本制度については関係省令において3年後(09年度)に見直しを行うこととされている。これに関連して、当該見直しについて、IP網への移行を念頭に置いた見直しが必要である等の意見が表明された。
6. 2 そこで、ユニバーサルサービス制度の在り方に関し、以下の点について意見を求める。
- 1) 市場構造の変化等を踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲を見直すこととした場合、その範囲は具体的にどのようなものが考えられるか。
 - 2) 仮にモビリティのあるサービスをユニバーサルサービスとして考える場合、固定電話と異なるユニバーサルサービスの考え方(例えば、ユニバーサルサービスの提供が確保されるべき地域エリア(通話可能エリア))についてどう考えるか。
 - 3) 仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして考える場合、その具体的基準としてどのようなものが考えられるか。
 - 4) IP化の進展に伴って役務区分が実効性を喪失していく中であって、ユニバーサルサービスをどのように定義していくことが考えられるか。
 - 5) ユニバーサルサービスサービスの範囲を拡大した場合、当該サービス全体をユニバーサルサービス制度(交付金を交付する仕組み)に組み入れることは適

- 当か。この場合、交付金額が拡大して各電気通信事業者(ひいては利用者)のコスト負担が増加すると思われるが、どのような対処が制度として考えられるか。
- 6) その他、IP化の進展に対応したユニバーサルサービス制度の在り方として、どのような事項を検討する必要があると考えられるか。

意見提出者(29者)
個人
個人
財団法人電気通信端末機器審査協会
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社 USEN
株式会社ウィルコム
ソフトバンク BB 株式会社
BB テクノロジー株式会社
日本テレコム株式会社
BB モバイル株式会社
ボーダフォン株式会社
社団法人日本経済団体連合会
株式会社ジェイコム東京
浦和ケーブル・テレビ・ネットワーク株式会 社
株式会社メディアさいたま
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコム千葉
株式会社ジェイコム札幌
株式会社ジェイコム関東
株式会社ジェイコム湘南
福岡ケーブルネットワーク株式会社
株式会社ジェイコム北九州
株式会社ケーブルビジョン21
株式会社ケーブルネット下関
株式会社ジェイコム関西
北摂ケーブルネット株式会社
株式会社ケーブルネット神戸芦屋
九州通信ネットワーク株式会社
社団法人テレコムサービス協会
株式会社アッカ・ネットワークス
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
マイクロソフト株式会社
日本電信電話株式会社
日本電気株式会社
社団法人日本インターネットプロバイダー協 会
KVH 株式会社
社団法人日本ケーブルテレビ連盟
ノキア・ジャパン株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
イー・アクセス株式会社
情報通信ネットワーク産業協会
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会 社

富士通株式会社
KDDI株式会社
モバイル・コンテンツ・フォーラム

(参考)英文による提出

意見提出者(3者)
アメリカ合衆国政府
SKYPE TECHNOLOGIES s.a.r.l.
Google Inc.

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請の結果

(1) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>1. 1 IP化の進展に伴う市場構造の変化、例えば、物理網レイヤーにおけるアクセス網のメタル回線から光ファイバ網への移行や次世代ネットワークの構築、通信サービスレイヤーにおけるFMCサービスの登場、レイヤーを越える垂直統合型ビジネスモデルの台頭などを踏まえた競争ルールの整備が必要である。特に、垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方については、「レイヤーを越えた市場支配力の濫用に着目した競争ルールが必要」、「市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに進出する場合の公正競争要件の確保が必要」といった意見が表明されている。</p>	
<p>1. 2 そこで、市場支配力を有する電気通信事業者の垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方に関し、以下の点について意見を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。</p>	
<p>1) 指定電気通信設備の範囲として、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーにわたる垂直統合型ビジネスモデルを想定した場合、指定電気通信設備の範囲として具体的にどのような範囲を想定することが適当と考えられるか。</p>	<p>○垂直統合型ビジネスモデルにおいては、各レイヤーごとに公正市場競争条件の整備、オープン化が必要であると考えます。具体的には、物理網レイヤーにおいては、光ファイバー等のエッセンシャルファシリティが特定の実業者によって占有されないよう現状の指定電気通信設備の考え方を継続していくべきであり、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーについては、利用形態によって公正市場競争条件を整備するためのルール作りが必要であると考えます。(ウィルコム)</p> <p>○市場支配的事業者の垂直統合型ビジネスモデルに対応し、レイヤー間の市場支配力濫用を防止するための競争ルールの必要性には賛同します。</p> <p>○ただし、従来電気通信事業法の対象外であった「コンテンツ・アプリケーションレイヤー」及び「プラットフォームレイヤー」に対して規制を行うことについては、規制強化となりうるため、十分な検討が必要と考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○指定電気通信設備の範囲は、ボトルネック性と、ドミナント性に基づき規定することが必要と考えます。</p> <p>○まず、現在指定を受けているボトルネック設備については、IP化への移行過程においても指定を継続することが適当です。</p> <p>○また、市場支配的事業者の設備のうち、現在指定を受けていないものについても、そのボトルネック性及びドミナント性を判定し、追加的に指定を行うことが必要です。</p> <p>○例えば、NTTグループの次世代ネットワーク(NGN)については、個々に市場支配的事業者であるNTT東西及びNTTドコモにより構築することが予定されているため、新たに指定電気通信設備とすることが適当です。</p> <p>○さらに、NTTグループが既存網におけるNTTの市場支配力を維持したまま、NGNへの移行を行うことは適当ではありません。これを避けるため、NGNへの移行当初は、NTTが公表しているNGNの設備構成における、「マネージメント」、「サービス制御」、「トランスポート」の全ての設備を指定電気通信設備化し、アンバンドルすることが必要です。この際、事業者間接続は、NGN内の「マネージメント」、「サービス制御」、「トランスポート」相互間インターフェースについても、その設備仕様及び接続条件等を公開することが必要と考えます。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○また、NTT グループの NGN を指定電気通信設備化し、アンバンドルする際の接続条件は、NGN を構成する NTT 東/NTT 西/NTT ドコモのネットワーク相互間における接続条件と同等の接続条件を、他事業者に対しても担保することが必要です。(ソフトバンク)</p>
	<p>○まず、ネットワークの IP 化が進展した時代においても、現行、告示により指定される第一種指定電気通信設備、即ち、県内通信に係る伝送路設備及び交換機等設備、信号網、番号案内用設備、PHS 設備、公衆電話等の PSTN 網について、引き続き指定電気通信設備として取り扱われる事が必要と考える。 次世代ネットワークにおいては、PSTN 網において指定設備とされていた範囲に対応する設備、即ち、物理網レイヤーであれば、その種類に関らず、IP プロトコルを基本としたパケットを伝送可能なアクセス網、通信サービスレイヤーであればエッジノード、コアノード等の交換設備を指定の範囲に含める事が適当と考える。(J:COM)</p>
	<p>○垂直統合型ビジネスモデルへの進展を想定した場合、従来の指定電気通信設備の範囲である物理レイヤー、通信サービスレイヤーに加え、上位レイヤーのうち、市場支配力を有することとなるプラットフォームレイヤーについては、指定電気通信設備の範囲とすべきと考える。(九州通信ネットワーク)</p>
	<p>○市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに進出する場合の公正競争要件として、垂直統合型ビジネスモデルの各レイヤーに関して、下位レイヤーが当該レイヤーに 提供するサービスの利用の同等性を確保することが重要と考えます。 具体的な指定電気通信設備としては、物理網レイヤーについては従来と同様の第一種及び第二種指定電気通信設備が、電気通信サービスレイヤーについては IP 伝送サービスが対象になると考えられます。 また、垂直統合型ビジネスモデルがコンテンツ・アプリケーションレイヤーまでを含む場合には、プラットフォームレイヤーが当該レイヤーに提供するサービスも対象になりうると考えられます。 このとき、サービスの独立な発展を許容する各レイヤー機能のオープン化を前提とした次世代ネットワークの標準化と次世代ネットワーク構築におけるオープンな標準の尊重が重要と考えます。(テレコムサービス協会)</p>
	<p>○NTT 地域会社の寡占状態を防ぐため、引き続き現行の指定が必要である。特にラストワンマイルと言われる区間においては設備の二重投資を避けるためにも指定範囲とすることが必要がある。(アッカ)</p>
	<p>○既存の電話網やメタル回線は、独占から競争に移行した経緯や、現実に当社以外に構築する事業者が想定されなかったことから、第一種指定電気通信設備(ボトルネック設備)としてオープン化が求められたものと考えます。</p>
	<p>○他方、IPベースのネットワークや加入者光ファイバは、初めから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存の電話網やメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なります。</p> <p>①IPベースのネットワークやメディアコンバータ等の局内装置類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者は自前で装置を設置し、当社に匹敵する規模の独自のIPネットワークを構築していること。 ・ ルーターやメディアコンバータ等の局内装置類は市販品であり、誰でも調達・設置可能なこと。 ・ その結果、当社の地域IP網やメディアコンバータ等の局内装置類は、現行の規制に基づいて接続料を設定

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>したもの、利用実績はほとんどないこと。</p> <p>②加入者光ファイバ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力系事業者は、自ら加入者光ファイバを敷設し、当社に匹敵する設備量を保有していること。 ・ CATV事業者やUSEN社は電柱・管路等を保有していないが、当社や電力会社の電柱・管路を利用して、自前でアクセス設備を構築していること。 ・ 当社の電柱について、新たな添架ポイントを開放することとし、他事業者が自ら加入者光ファイバを敷設する環境を整えていること。 ・ むしろ、当社の加入者光ファイバの接続料がコスト水準以下に設定されていることが、結果として、他事業者の設備構築のインセンティブを損ない、健全な設備競争を阻害していること。 ・ ブロードバンドアクセスという意味では、DSL、CATV、広帯域無線等、多様なアクセス手段が存在すること。 <p>○現行の第一種指定電気通信設備制度は、電話時代のネットワークを前提に、端末回線のシェアが50%以上であると、ほとんど全ての県内設備を規制の対象とする仕組みになっていますが、先述のとおり、IPネットワークや加入者光ファイバをめぐる市場環境や競争状況等はその前提と大きく異なっております。したがって、県内設備全体を一律に規制する電話時代の考え方を改め、個々の設備ごとにボトルネック性の有無を評価し、既存電話網やメタル回線といった設備以外については、原則として規制の対象から除外していただきたいと考えます。具体的には、先般のパブリックコメントで要望したとおり、以下の設備について早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域IP網 ② メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ ③ メガデータネット等のデータ通信網 ④ 加入者光ファイバ <p>○さらに、現時点ボトルネック設備とされている設備についても、例えば電話交換機のようにドライカッパ電話等の普及拡大に伴い、今後ボトルネック性が失われていくものについては、将来的に規制の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>○また、第一種指定電気通信設備か否かの判断にあたっては、現在総務省で行われている競争評価の手法を参考に、単にシェアだけで評価するのではなく、定性的・定量的な市場分析を多角的に行う必要があり、市場の成長段階(揺籃期なのか否か)や、市場参入の環境条件(他事業者が自ら設備を構築できる環境が整っているか否か)等も考慮し、真にボトルネック性があるのかどうかという観点から実質的に判断すべきと考えます。</p> <p>○なお、現行の事業法では、設備のボトルネック性に対する規制と市場支配力に対する規制が渾然一体となっており、移動体通信では、一定の設備シェアがありと判断されても(34条の指定)即市場支配力を有する(30条の禁止行為規制対象の指定)となるわけではありませんが、逆に一定の設備シェアを持たない事業者が市場支配力を持つことが想定されておらず、また、固定通信ではボトルネック性を持つ設備を保有すると(33条の指定)、</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>自動的に市場支配力を有するものとして禁止行為規制の対象となる枠組みとなっておりますが、本来ボトルネック設備の保有と市場支配力の保有は別物であり、設備のボトルネック規制と市場支配力に対する規制を区分することが必要であると考えます。</p> <p>○また、ボトルネック性や市場における市場支配力の有無を議論する場合には、上位レイヤを含め、各レイヤごとに設備のボトルネック性や市場支配力の有無を判断するべきであり、垂直統合型ビジネスモデルを想定したからといって、その範囲が変わるものではないものと考えます。</p> <p>《追加意見：インピュテーションルールの適用のあり方について》</p> <p>○将来の需要を見込んで先行投資していくFTTHサービスについては、その普及促進のためには、サービス開始後一定期間は赤字を覚悟で料金設定せざるを得ない状況にあります。そのような中で、ユーザ料金と接続料金との関係については、現在インピュテーションルール(ユーザ料金>接続料金)により規制されておりますが、固定電話等成熟期のサービスに適用するのはともかく、FTTHサービスのように立ち上り期において需要喚起のために普及促進型の料金設定をせざるを得ないサービスにまで単純に適用して、現実のコスト以下(将来原価方式による)での接続料の設定を強制する現行のルールは、当社に自らの事業だけでなく、利用ベースの競合事業者の事業に係る投資リスク(初期赤字)まで負わせる一方で、利用ベースの競合事業者は自らの事業に係る投資リスク(初期赤字)を負わなくてもよいルールであり、競争政策上著しくバランスを失うことから、インピュテーションルールの適用のあり方を再検討していただきたいと考えております。(NTT 東)</p> <p>○市場構造が急激に変化する中、指定電気通信設備の範囲を柔軟に見直すことに賛同します。とりわけ、独占時代に構築された既存の電話網やメタル回線と、当初から他事業者との競争下で構築されるIP時代のネットワークとでは、市場環境や競争状況等は大きく異なっており、早急に第一種指定電気通信設備の範囲の見直しを行う必要があるものと考えます。</p> <p>○具体的には、県内設備全体を一律に規制する電話時代の考え方を改め、メタル回線と加入者光ファイバを区別する等、設備の種別ごとにボトルネック性の有無を評価する必要があります。その評価にあたっては、市場の成長段階(揺籃期か否か)や市場参入の環境条件(他事業者が自ら設備を構築できる環境が整っているか否か)等も考慮し、ボトルネック性が存在するか否かという観点から実質的に判断すべきと考えます。</p> <p>○当社としては、既存電話網やメタル回線以外の設備については、現にボトルネック性がないと考えており、以下の設備については早急に第一種指定電気通信設備の範囲から除外していただきたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域IP網 ② メガデータネッツ等のデータ通信網 ③ メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ ④ 加入者光ファイバ <p>○仮に、加入者光ファイバを第一種指定電気通信設備の範囲から除外するのに時間を要するとしても、以下の理由から、早急にFTTHサービスに対するインピュテーションルールの適用の在り方を再検討いただきたいと考え</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>ます。</p> <p>FTTHサービスは現に設備ベースの熾烈な競争が行われており、利用者料金は市場原理により決定せざるを得ない状況にある中で、NTT東西のみがインピュテーションルール(ユーザ料金>接続料金)により規制されていることは、競争中立性を欠き、問題があるものと考えます。また、将来の需要を見込んでこれから投資していくFTTHサービスのような新サービスは、その普及促進のために、短期的に実際のコストを割って利用者料金を設定することとなりますが、その際、インピュテーションルールにより、現実のコスト以下(将来原価方式による)での接続料を設定せざるを得ず、自らの事業リスク(コスト割れ)に加えて利用ベースの競争事業者の事業リスクまで負うことになるのは、競争政策上著しくバランスを失するものであります。</p> <p>○また、電話交換機のように、現時点ではボトルネック性が存在するとされている設備についても、定期的にボトルネック性の存否を検証し、例えば、ドライカッパ電話等の普及拡大に伴い、ボトルネック性が失われている場合には、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。(NTT西)</p> <p>○当社は、平成17年11月30日の検討アジェンダ(案)に対する意見招請に対しても述べさせていただきました通り、「あるレイヤーでの競争状況の影響が他のレイヤーに影響を及ぼしうることは、垂直ビジネスモデルの比重の高まりに関係なく一般に生じうる」と考えます。更に、今後、市場構造が急激に変化する中で必要な視点は、従来の「指定電気通信設備」という設備に着目した事前規制ではなく、事後的に是正されるべき行為をどのように考えていくべきか、の視点ではないかと考えます。</p> <p>○電気通信サービス市場の発展のためには、物理網レイヤーにおいて各事業者がインセンティブをもって安全性・信頼性の高いNW構築に向けた設備投資競争を行うことが最も重要であり、「(3)ネットワーク中立性の確保の在り方」も論点は設備投資インセンティブ確保に起因するものと考えます。そして、物理網レイヤーにおける設備投資競争を促進させることができれば、従来の電気通信設備に着目した事前規制は不要となり、仮に是正されるべき行為がいずれかのレイヤーで生じた場合に、事後的に対処することで十分となるものと考えます。</p> <p>従って、議論いただくにあたり「設備投資インセンティブの確保」及び、事後的に是正されるべき行為とは何か、を重要な視点とする必要があるものと考えます。</p> <p>○IP化の進展に伴う垂直統合型ビジネスモデルについて言えば発展の緒にあり、また垂直統合型ビジネスモデルの発展は事業者の創意工夫と技術革新によるところが大きいため、事前にこれらを規制するべきではないと考えます。さらに、垂直統合型ビジネスモデル自体は独占禁止法上問題ないと考えられ、また効率性を高める側面もあることから、事後的な対処としても慎重さが求められるものと考えます。</p> <p>○よって、仮に現行制度を前提とする場合であっても、指定電気通信設備の範囲については必要最小限であるべきであり、具体的には既存の物理網レイヤーにおけるボトルネック設備のみとすべきであると考えます。</p> <p>○加えて、現行の規制では、NTT東西及びNTTドコモに対して非差別的取り扱い義務が課せられており、公正競争条件はすでに確保されているものと認識しております。従って、技術革新と競争激化の昨今の通信事業環境を鑑みるに現行以上の規制が課されるべきではなく、むしろ技術革新に基づくFMCのような新サービスの発</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>展を促すためには一層の規制緩和を進展させる必要があると考えます。(ドコモ)</p> <p>○特定のレイヤで市場支配力をもつ事業者が、垂直統合型ビジネスモデルによるレイヤを超えた支配力を行使することを防止するための措置を検討する必要があるが、<u>指定電気通信設備の範囲は、各レイヤ毎に設備のボトルネック性の有無により判断されるべきもの</u>であり、垂直統合型ビジネスモデルを想定したからといって、指定電気通信設備の範囲が変わるものではないと考えている。</p> <p>○IPベースのネットワークや加入者光ファイバは、競争下で構築されてきており、<u>ボトルネック性はないと考えている。</u></p> <p>① <u>IPベースのネットワークやメディアコンバータ等の局内装置</u> (理由) ・他事業者はコロケーションルールに基づき自前で局内装置を設置し、当社に匹敵する規模の独自のIPネットワークを構築してサービスを提供。 ・ルータやメディアコンバータ等の局内装置類は市販品であり、誰でも調達・設置可能。 ・その結果、当社の地域IP網やメディアコンバータ等の局内装置は、現行の規制に基づいて接続料を設定したものの、利用実績はほとんどない。</p> <p>② <u>加入者光ファイバ</u> (理由) ・電力系事業者は自ら加入者光ファイバを敷設し、当社に匹敵する設備量を保有している。 ・CATV事業者やUSENは電柱・管路等を保有していないが、当社や電力会社の電柱・管路を利用して、自前でアクセス設備を構築している。 ・当社の電柱について、新たな添架ポイントを開放することとし、他事業者が自ら加入者光ファイバを敷設する環境を整えている。 ・むしろ、当社の加入者光ファイバの接続料がコスト水準以下に設定されていることが、結果として、他事業者の設備構築のインセンティブを損ない、健全な設備競争を阻害している。 ・ブロードバンドアクセスという意味では、DSL、CATV、広帯域無線等、多様なアクセス手段が存在する。</p> <p>○現行の第一種指定電気通信設備制度は、電話時代のネットワークを前提に、端末回線のシェアが50%以上であると、それに接続されるほとんど全ての県内設備を規制の対象とする仕組みになっているが、上述のとおり、IPネットワークや加入者光ファイバをめぐる市場環境や競争状況等はその前提と大きく異なっている。<u>したがって、県内設備全体を一律に規制する電話時代の考え方を改め、個々の設備ごとにボトルネック性の有無を評価し、既存電話網やメタル回線といった設備以外については、原則として規制の対象から除外していただきたい</u>と考える。具体的には、以下の設備について<u>早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたい</u>と考えている。</p> <p>① 地域IP網</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>② メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ</p> <p>③ メガデータネット等のデータ通信網</p> <p>④ 加入者光ファイバ</p> <p>○さらに、現時点ボトルネック設備とされている設備についても、例えば電話交換機のようにドライカッパ電話等の普及拡大に伴い、今後ボトルネック性が失われていくものについては、将来的に規制の対象から除外していただきたいと考えている。</p> <p>○また、第一種指定電気通信設備(ボトルネック設備)規制から除外するか否かの判断にあたっては、現在総務省で行われている競争評価の手法を参考に、単にシェアだけで評価するのではなく、定性的・定量的な市場分析を多角的に行う必要があり、市場の成長段階(揺籃期なのか否か)や、<u>市場参入の環境条件(他事業者が自ら設備を構築できる環境が整っているか否か)等も考慮し、真にボトルネック性があるのかどうかという観点から実質的に判断すべき</u>と考える。</p> <p>○なお、<u>現在の事業法では、設備のボトルネック性に対する規制と市場支配力に対する規制が渾然一体</u>となっており、移動体通信では、一定の設備シェアがありと判断されても(34条の指定)即市場支配力を有する(30条の禁止行為規制対象の指定)となるわけではないが、逆に一定の設備シェアを持たない事業者が市場支配力を持つことが想定されておらず、また、<u>固定通信ではボトルネック性を持つ設備を保有すると(33条の指定)、自動的に市場支配力を有するものとして禁止行為規制の対象となる枠組み</u>となっているが、本来ボトルネック設備の保有と市場支配力の保有は別物であり、<u>設備のボトルネック規制と市場支配力に対する規制を区分することが必要である</u>と考えている。</p> <p>【追加意見:インピュテーションルールの適用のあり方について】</p> <p>○将来の需要を見込んで先行投資していくFTTHサービスについては、その普及促進のためには、サービス開始後一定期間は赤字を覚悟で料金設定せざるを得ない状況にある。 そのような中で、ユーザ料金と接続料金との関係については、現在インピュテーションルール(ユーザ料金>接続料金)により規制されているが、固定電話等成熟期のサービスに適用するのはともかく、<u>FTTHサービスのよ</u> <u>うに立ち上り期において需要喚起のために普及促進型の料金設定をせざるを得ないサービスにまで単純に適用して、現実のコスト以下(将来原価方式による)での接続料の設定を強制する</u>現行のルールは、<u>NTT東西に自らの事業だけでなく、利用ベースの競争事業者の事業に関わる投資リスク(初期赤字)までを負わせる一方</u> <u>で、利用ベースの競争事業者は自らの事業に係る投資リスク(初期赤字)を負わなくてもよいルール</u>であり、<u>競争政策上著しくバランスを失うことから、インピュテーションルールの適用のあり方を再検討していただきたい</u> <u>と考えている。(NTT)</u></p> <p>○もし世の中に垂直統合型ビジネスモデルのみしか存立しえないとすれば、一番下のレイヤーの選択で自動的に上位のレイヤーが決まってしまうことから、利用者にサービス選択の自由の範囲が狭まります。利用者がそれぞれのレイヤーにおいても自由にサービスを選択し、任意のサービスの組み合わせが可能な状況こそが、各レイ</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>ヤーにおける事業者間のサービス競争を通じたサービスの高度化、市場の活性化が期待できると思います。そのため指定電気通信設備の範囲としては、物理網レイヤーにとどまらず、プラットフォームレイヤーとの接続点までをカバーするものが望ましいと考えます。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>
	<p>○複数のレイヤーを縦断する垂直統合型の比重が高まっている昨今において、レイヤー型競争モデルを基にしつつ今後の競争ルールの在り方について検討するアプローチは、今後益々その重要性を増すものと考えております。指定電気通信設備の範囲としては、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーにわたる垂直統合型ビジネスモデルそのものが指定電気通信設備の範囲として適当であると考えております。このように指摘した理由は、IP化の進展とともに、ネットワーク構造は、サービス毎に分散的で様々なプロトコルが並存するネットワーク構造から、サービス横断的で重層的なネットワークへと時系列的に変貌していくものと推定されることから、通信サービスレイヤーのみならず、その上位のプラットフォームレイヤーまでが一体となった電気通信サービスが一般化してくると考えられるからです。そしてこの電気通信設備は、現状、その大半が市場支配力を有する電気通信事業者所有のボトルネック設備であり、この独占的ともいうべき設備は、あらゆる電気通信サービスの基本であることから、現状の独占状態から生じる弊害が、IP化のより進展した次世代ネットワークにおいても、不本意ながら継続されることが推定されますので、プラットフォームレイヤーまでを指定電気通信設備とすることが望ましく、十分な管理・規制が必要であると考えております。(KVH)</p>
	<p>○ノキアは、ネットワークアクセスと提供されるサービスの分割に焦点を当てるべきだと考えております。ネットワーク伝送インフラストラクチャとエンドユーザーサービスを明確に分けることで、FMCのような新たなビジネスやイノベーションの振興を図ることができます。規制政策で大切なことは、全てのサービスが、相互運用可能なビジネスモデルや共用可能な技術をできるだけ用いて構築されることを保証するという点でしょう。サービスの垂直統合については、共用可能な技術が用いられ、意図的に構築されたその垂直統合モデルが、相互運用性(インタオペラビリティ)を中断しない限りは、適正なものと考えられます。(ノキア)</p>
	<p>○市場支配力は、各レイヤーにおいて発生する可能性があることから、上位レイヤーサービスも含めて、それぞれのレイヤー毎の視点で競争が有効に機能するか検証していく必要があると考えます。(中部テレコミュニケーション)</p>
	<p>○ 垂直統合ビジネスモデルは、まだ市場で十分に成熟した形で出現しているとは言いがたく、既存事業者の対応や新規参入の可能性など、流動的な状態と認識。したがって指定電気通信設備の範囲についても、技術の動向や事業者が実現しようとするビジネスモデルにより柔軟に対応すべき。</p> <p>指定電気通信設備の範囲はアクセス光ファイバでのNTT東西の支配的な地位から、最低でも現状の範囲を維持すべき。またNGN化により、ネットワークストラタムとサービスストラタムの機能についても、市場支配力をもつ可能性があるため指定電気通信設備の範囲に含めることを検討すべき。</p> <p>したがって、NGNでの指定電気通信設備の範囲は電話モデルとインターネットモデルの間になると考えられるため(図 1、図 2 参照)、今後のNGNでのNTTのインターフェース開示と他事業者からの接続条件につい</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	て、競争促進の観点から注視が必要。(イー・アクセス)
	○指定電気通信設備の具体的範囲については、NGN や FMC 等の進展に応じて見直していくことが必要であり、将来的には技術中立性の観点から、固定や移動を区分せずに、ボトルネック設備の範囲を特定していくことが必要と考える。(富士通)
	<p>○真の公正競争を促進するためには、以下の抜本的措置が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボトルネックへの対応 <ul style="list-style-type: none"> NTT東・西のアクセス部門の分離(ボトルネック設備保有部門とリテール部門の分離) ・ドミナンスへの対応 <ul style="list-style-type: none"> NTT持株会社体制の廃止／完全資本分離 <p>抜本的措置が実現されるまでの間も以下の課題に取り組むべきと考えます。</p> <p>①指定設備の範囲</p> <p>94.7%(*)のシェアを有する第一種指定電気通信事業者の加入者回線及びそれと「一体」として構築される設備との接続は、他事業者の事業運営上「不可欠」です。したがって、これら加入者回線と一体として構築される設備は、第一種指定電気通信設備として指定し、特別のルール下に置かれるべきと考えます。ボトルネック設備と一体として構築するNTT東・西の次世代ネットワークについても第一種指定電気通信設備から除外する理由はありません。なお、加入者回線シェアの算定にあたっては、光ファイバは、メタル回線のリプレースであり、両者は不可分であることから、光ファイバ回線とメタル回線を区分することなく、全体として取り扱うべきと考えます。</p> <p>*NTT東・西の加入者回線シェア(平成17年3月末時点:総務省公表資料)</p> <p>NTTは、ネットワークのオープン化にかかる基本的考え方を以下のとおり発表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な費用負担を前提に、技術的に不可能等合理的な理由のある場合を除き、全ての接続要望に応える。 ・他事業者様とNTT網との相互接続の条件については「公平・公正、内外無差別」とする。 <p>*「ネットワークのオープン化について(平成7年2月)」</p> <p>NTT東・西の次世代ネットワークにおいては、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーのそれぞれのレイヤーにおいて同一レイヤー間での接続が必要であり、第一種指定電気通信設備とすることはもちろんのこと、法定化されている網機能提供計画に関するルールに基づき、第一種指定電気通信事業者が構築計画を総務大臣に届け出るとともに、他事業者へ公表すべきです。当社が想定するNGN(Next Generation Network)間の相互接続の概要は(別添資料)のとおりです。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一例として、第一種指定電気通信設備に関するルール整備前においても新たな網機能に関し、NTTが自主的に網機能公示を実施した事例があります。 ・平成7年12月26日

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>オープンコンピュータネットワークの網機能(専用線UNI相当) ・平成8年 3月26日 オープンコンピュータネットワークの網機能(高速データ伝送) なお、第一種指定電気通設備の範囲について、行政主催で検討する場を毎年設けるべきと考えます。NTT東・西には情報開示の義務と説明責任があり、今後構築していく設備・網機能については、事前に情報を開示すべきです。</p>
	<p>②線路敷設基盤等の扱い 線路敷設基盤/コロケーションリソースを第一種指定電気通信事業者が支配していることやIP時代には加入者回線レベル及びその周辺での競争が重要となる事情を踏まえ、加入者回線と一体として構築されていることが明白であるにもかかわらず指定されていない以下の設備は、直ちに第一種指定電気通信設備とすべきと考えます。 a 線路敷設基盤(電柱、管路、とう道等。(第一マンホールの前後で区別することなく全ての区間)) b コロケーションリソース(局舎を含む。また、いわゆる一般コロケ対象の設備を含む。) また、これらの設備は一種指定に伴い、会計を区分し、設備毎にアンバンドルすべきです。</p>
	<p>③説明責任 事業者間において接続費用や技術情報等の接続条件に関する情報量に格差が存在する場合には、合理的な接続条件を設定することが困難となります。したがって、接続の基本的ルールにおいては情報を有する事業者、つまり第一種指定電気通信事業者が説明責任を負うこととされています。指定設備の範囲についても、第一種指定電気通信事業者の説明責任があることを前提に議論を進めるべきです。 指定設備の範囲を議論する場合、第一種指定電気通信事業者の電気通信設備は、基本的には指定設備とし、加入者回線と「一体」ではない旨、第一種指定電気通信事業者が説明できた場合、指定設備の範囲から除外する、という検討方法をとるべきです。ある設備を指定設備の範囲として加えるべきかどうかを接続事業者の主張で判断することは、事実上、説明責任が接続事業者に帰属することとなり、不相当と考えます。(KDDI)</p>
	<p>○日本の携帯電話では、通信ネットワークと一体化したキャリア端末(通信事業者がネットワークと一体的に販売している端末)が主流であり、このような通信ネットワークと不可分な設備であるキャリア端末については、指定電気通信設備の範囲とすべきと考える。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p> <p>○回線サービスのIP化は事業者側が保有する装置類と利用者側が保有する装置類の類的差異関係を解消する。したがって多くの場合、事業者は物理網レイヤーの増強と並行して通信サービスレイヤーやプラットフォームレイヤーにIP以外の何かを付与し、回線サービスの商品価値を高める努力もする(たとえばMPLS等による通信サービスレイヤーでのカプセリングやトンネリング、プラットフォームレイヤーにおけるVoIPゲートウェイサービス等がそれに相当する)。垂直統合型ビジネスモデルはそれを極大化したものであると考えられ、事業の収益性を高め事業者の企業価値を高めるための手段にもおそくなり得る。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>しかし多くの場面で、垂直統合型ビジネスモデルは利用者＝消費者の利益と合致しない。もともと馬鹿げたケースとして、事業者が通信サービスレイヤーやプラットフォームレイヤーでの投資の失敗を物理網レイヤーからの収益によって補填する場面を想定することができる。厄介なことに、利用者＝消費者はそのような事業者の商行為を容易に見抜くことができない(たとえばOバンド波とSバンド波を「通信」で使用し、Cバンド波を「放送」で使用する「通信と放送の融合モデル」は、IPマルチキャストによる地上波放送等の再送が可能になった場面で破綻するかもしれない。その場合、過去における高価な放送機材等への投資が無駄になる。しかし事業者は物理網レイヤーからの収益でそれを補填することができる。「投資の失敗」を隠蔽することはおそらく可能で、利用者＝消費者は暗黙裡に対価以上の支払いを強いられることになるかもしれない)。したがって垂直統合型ビジネスモデルにおいては、従来以上に物理網レイヤーを厳密に分離し、従来以上に公的なインフラとして運用しなければならない。</p> <p>消費者保護の視点から言えば、垂直統合型ビジネスモデルを想定した場面での指定電気通信設備の範囲は、物理網レイヤーに限定すべきである。あるいは物理網レイヤーのサービスだけを業務とする事業者を指定電気通信事業者とすべきである。しかしその場合、それを従来の考え(すなわち物理網レイヤー＝伝送媒体という考え)にしたがって施行すれば、たんに伝送媒体を有するだけでどのような企業や団体も指定電気通信事業者となり得る。また、もっぱら無線サービス等を行う事業者の指定には曖昧さが生じる。何らかの工夫が必要だ。</p> <p>ISOのOSIモデルはよくできたモデルである。OSIモデルのレイヤー1＝物理層は、伝送媒体や信号の周波数だけでなく、変調システムも含んでいる(たとえばイーサネットの場合、伝送媒体とトランスポンダまでがレイヤー1＝物理層になる)。OSIモデルにしたがえば、物理網レイヤーだけを指定電気通信設備とした場面でも、指定電気通信事業者は以下の三つの業務が可能になる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 裸線(ダークファイバやドライカップ)の貸し出し 2) 物理的な帯域(光の波長や無線の周波数帯域)の貸し出し 3) 変調サービス(GbEや10GbEインターフェース等を提供するが、回線交換やルート変更等のサービスはしない) <p>○ 垂直統合型ビジネスモデルを想定した場面での指定電気通信設備の範囲は物理網レイヤーに限定すべきである。しかし物理網レイヤーはOSIモデルで規定したレイヤー1＝物理層とすべきである。それにより、たんに伝送媒体を有するだけの企業や団体が指定電気通信事業者となることはできなくなり、また無線サービス等においても「物理網レイヤー」に限定した事業者指定が可能になる。(個人)</p>
2) 市場構造が急激に変化する中、指定電気通信設備の範囲について柔軟な見直しが必要と考えられるが、具体的にどのようなレビュープロセスを確立するこ	<p>○指定電気通信設備の範囲の柔軟な見直しの必要性には賛同します。</p> <p>○しかし、現在の競争評価を、そのまま利用することは適当ではありません。競争評価を指定電気通信設備の範囲の特定に利用するためには、次の事柄に関して整理し、法整備等の追加的な手当てを行うことが必要と考えます。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>とが適当と考えられるか。その際、現在総務省で行なわれている競争評価について、当該施策の有する事後的な側面、競争評価に要する期間、競争評価における計量的評価以外の要素への考慮などをどう考えるか。</p>	<p>(1) 法的根拠の整備 - 現在の競争評価は、規制の適否や改廃と直接関連付けられたものではないため、法的根拠の整備が必要です。</p> <p>(2) 評価対象選定の透明化 - 現在、競争評価の対象市場／サービスは、総務省内において選定されているため、意見募集等を経てオープンな手続により決める必要があります。</p> <p>(3) 事業者間取引市場分析の整備 - 現在の競争評価は、基本的に小売市場に関する評価を行うものとなっております。このため、事業者間取引市場に関する分析方法についても検討及び整備する必要があります。</p> <p>(4) あらゆる要因の考慮 - 市場支配的事業者のドミナント性を判断するためには、その市場シェアや収益額といった定量的要因だけでなく、あらゆる要因を分析し、総合的に判断を行う必要があります。 - 特に、現在の競争評価では、事業者の資本関係、グループ間での連携、ブランド効果等の定性的な要因分析手法が十分に確立されておりません。このため、定性的要因についても分析手法を確立し、競争評価において考慮することが必要です。</p> <p>○基本的には、EU で行われている有効競争レビューのような、法制度的な根拠をもったレビュープロセスを確立すべきと考えます。</p> <p>○また、事後的なレビューによる指定電気通信設備の見直しだけでは不十分と考えます。ドミナント化の蓋然性がある事例については、事前に指定電気通信設備の指定を行うか否かの議論を行い、事前に指定電気通信設備化することが必要です。</p> <p>○例えば、NTT の NGN における設備については、当初全ての設備を指定電気通信設備として指定を行った上で、その後事後的なレビューに基づき、ボトルネック性又はドミナント性が解消されたものについて、順次指定から外していくというアプローチが適当と考えます。(ソフトバンク)</p>
	<p>○現状のレビュープロセスについては十分に評価すべきものとするが、さらにそのプロセスを経た結果に即して、新たにドミナント規制、関連法制の改正等の現実的な政策への転換を可能とするスキームを構築することが必要と考える。(J: COM)</p>
	<p>○電気通信のインフラはメタルからファイバーへと移行の潮流にあるものの、エリア展開等を考慮するとメタルの使用は長期に及ぶと推測されるので、指定範囲の見直しは慎重に行うことが必要である。(アッカ)</p>
	<p>○現在総務省で行われている競争評価の手法で当面問題ないと考えられる。(九州通信ネットワーク)</p>
	<p>○指定電気通信設備の見直しについては、現状のPSTNを中心とする基礎的電気通信役務を中心とした指定制度ではなく、個々の電気通信サービス レベルにおいても競争を疎外する事実があれば、適宜適切に市場支配力の専横を排除するよう工夫するべきであり、よりフレキシビリティをもった指定制度とすることが望まし</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見								
	<p>いと考えております。また、総務省殿での事後的な競争評価につきましては、不等に独占力を行使し、十分な顧客獲得後には既得権となり、事後的なコントロールが機能しないことから、NTT地域殿の網機能計画制度のより幅広い事前開示等の拡充、又は日本電信電話株式会社等（以下、NTT法という）の法律の第2条第4項の認可の際の電気通信審議会の諮問の義務化による事前評価制度を柔軟に取り入れるべきであると考えます。そして、現状の計量的評価を中心とした競争評価とともに、ブランド力といった定量的に評価できない事項についても、指定電気通信設備の指定の際に考慮するべきではないかと考えております。（KVH）</p>								
	<p>○ 市場要因は、少なくとも、今すぐ変革プロセスを推進するところまでは来ていないように思われます。その一方、電気通信事業者にとっては、現在の電気通信事業者中心のビジネスモデルを維持することに短期的利益があると思われます。次のような各セクタ固有の政策は、変革プロセスの一翼を担う可能性があります。（ノキア）</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="707 632 1373 675">制度・施策</th> <th data-bbox="1373 632 2047 675">影響・効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="707 675 1373 842">電気通信事業者が、相互運用性を確実なものとするために世界的に承認された業界標準を使う。</td> <td data-bbox="1373 675 2047 842">電気通信事業者と製造業者との関係を一段とバランスのとれたものとする。さらに、大規模市場向けに製造業者が自社製品を最適化できるようにする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="707 842 1373 970">電気通信事業者が、端末無しでサービスを提供する義務など、サービスと端末価格の抱き合わせを止めて分離する。</td> <td data-bbox="1373 842 2047 970">平行サプライチェーンの出現を可能とする。端末資金調達事業への金融会社の参入を可能とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="707 970 1373 1082">オープンな標準化機構で策定されたインタフェースの国際規格の適用を促進し、業界をこの目標に取り組ませる</td> <td data-bbox="1373 970 2047 1082">規模の経済を増大させる。独立サービスプロバイダの参入を容易にする</td> </tr> </tbody> </table>	制度・施策	影響・効果	電気通信事業者が、相互運用性を確実なものとするために世界的に承認された業界標準を使う。	電気通信事業者と製造業者との関係を一段とバランスのとれたものとする。さらに、大規模市場向けに製造業者が自社製品を最適化できるようにする	電気通信事業者が、端末無しでサービスを提供する義務など、サービスと端末価格の抱き合わせを止めて分離する。	平行サプライチェーンの出現を可能とする。端末資金調達事業への金融会社の参入を可能とする。	オープンな標準化機構で策定されたインタフェースの国際規格の適用を促進し、業界をこの目標に取り組ませる	規模の経済を増大させる。独立サービスプロバイダの参入を容易にする
	制度・施策	影響・効果							
	電気通信事業者が、相互運用性を確実なものとするために世界的に承認された業界標準を使う。	電気通信事業者と製造業者との関係を一段とバランスのとれたものとする。さらに、大規模市場向けに製造業者が自社製品を最適化できるようにする							
	電気通信事業者が、端末無しでサービスを提供する義務など、サービスと端末価格の抱き合わせを止めて分離する。	平行サプライチェーンの出現を可能とする。端末資金調達事業への金融会社の参入を可能とする。							
オープンな標準化機構で策定されたインタフェースの国際規格の適用を促進し、業界をこの目標に取り組ませる	規模の経済を増大させる。独立サービスプロバイダの参入を容易にする								
<p>○ 指定電気通信設備を新たに指定する場合も、解除する場合も定期的なレビュープロセスによるのではなく、接続事業者及び指定電気通信設備を所有する事業者の要請に基づいて行うことが適当と考える。 解除に関する判断は、競争を促進するという観点から慎重に行うべきであり、解除を行わなかった場合の競争に対するネガティブな影響が挙証された場合に限るべきと考える。（イー・アクセス）</p>									
<p>○ 指定電気通信設備の範囲の議論を行うにあたっては、事後的な性格を有する競争評価によるレビューだけでは不十分です。円滑な接続を実現するためには、NTT東・西の設備構築に先立ち、指定電気通信設備の範囲について、行政主催で検討する場を毎年設けることが必要と考えます。 なお、競争評価は、本来指定設備であるべきにも関わらず、既存設備の一部が非指定扱いになっていないか等</p>									

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>の検証に活用できるものと考えます。(KDDI)</p> <p>○物理網レイヤー、通信サービスレイヤーでの競争評価は、BtoB のモデルが中心となるが、前段で指定電気通信設備の範囲としたキャリア端末は最終ユーザーを対象とした BtoC モデルが中心であるためユーザビリティ調査(ユーザーに実際に操作をさせて利用上の問題点等を検証する)等の評価が必要だと考える。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p> <p>○ 指定電気通信設備の範囲を「OSIモデルで規定したレイヤー1＝物理層まで」と規定した場合、指定電気通信事業者はたとえば以下に報道されている業務までがおそらく可能になる。 http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20060228/231299/ 無線によるサービスを行う場面でも同様である。業務範囲をそのようなものとして規定するのであれば、指定電気通信事業者を長距離回線事業者と地域網事業者に分割する必要はないし、アクセス網サービスだけを分離する必要もない。あるいは多種多様な伝送媒体(たとえば光ファイバーケーブルとメタリックケーブル、そして無線)の一括運用を委ねることもできるし、必要に応じて公的資金を投入することもできる。</p> <p>しかし多くの場合、事業者は物理網レイヤーを運用するだけの業務に満足しない。事業者は交換システムやルーティングシステム、加入端末装置等も運用し、上位レイヤーを含む統括的な回線業務を行おうとする。それどころかコンテンツやアプリケーションレイヤーも支配下に置き、利用者＝消費者を囲い込もうとさえする(それゆえ垂直統合型ビジネスモデルは多くの場面で利用者＝消費者の利益と合致しない)。</p> <p>おそらく既存の事業者(NTT や KDDI、ソフトバンク等)が保有する資源から物理網レイヤーだけを切り離して新たな指定電気通信事業者を設立することは困難である。したがって行政改革の潮流に反するかもしれないが、物理網レイヤーだけの構築と運用、保守や管理を行う「公社」を設立したほうがよい。「公社」は、新たな物理網レイヤーを構築して運用する場合もあるが、各事業者が保有する物理網レイヤーを買い取る場合もある。したがって「公社」は、各事業者が自前で保有する物理網レイヤーを利用するよりも「公社」が保有する物理網レイヤーを利用するほうが有利になるような方向で事業展開しなければならない。</p> <p>「公社」は有線と無線の物理網レイヤーの構築と運用、保守や管理だけを行う。交換システムやルーティングシステム等の構築と運用はすべて事業者が行う。「公社」は電気通信事業者だけでなく、放送事業者に対しても保有する資源を提供することができる。したがって「公社」は放送事業における物理網レイヤーの分離にも寄与するし、あるいは通信と放送の融合にも寄与する。(個人)</p>
<p>3) 複数の社・団体から意見が表明されている「NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携」、「特定関係事業者制度の拡充」、「NTT東西とその子会社等との連携」等について、具体的にどのような公正競</p>	<p>○「NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携」について、以下のような公正競争環境の整備が必要と考えます。</p> <p>① 市場支配力を有した事業者同士(NTT東西殿とNTTドコモ殿)の連携は、認可制とする等、何らかの規制が必要と考えます。</p> <p>② NTT東、西、ドコモ殿の網と相互接続事業者の網との接続同等性を確保すべきと考えます。</p> <p>③ ユーザーへのサービス提供に関するイコールフィッティングを確保すべきと考えます。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>争環境の整備が必要と考えられるか。</p>	<p>○「NTT東西とその子会社等との連携」について、以下のような公正競争環境の整備が必要と考えます。</p> <p>① NTT東西殿と実質的支配権のある子会社（ネオメイトやマーケティングアクト等）との間で相当の取引額が発生しており、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにする仕組みが必要と考えます。</p> <p>※「公正競争ガイドライン」 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）</p> <p>新たな業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすることが必要である。</p> <p>また、新たな業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを検証する必要があると認められる場合には、そのことを客観的に検証可能とする資料の提出が求められる。（ケイ・オプティコム）</p>
	<p>○支配的事業者間において FMC サービスが提供される場合は、既に運用されている既存のルール、例えば、平成 13 年の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」にある禁止行為等と少なくとも同等のルールが必要であると考えます。（ウィルコム）</p>
	<p>○そもそも、公正競争環境整備のためには、NTT 持株会社を廃止し、NTT グループの完全資本分離を実施することが必要です。</p> <p>○現状市場支配的事業者として指定電気通信設備を保有する事業者相互間（NTT 東西／NTT ドコモ）の連携（バンドルサービスの提供等）は禁止すべきです。</p> <p>○一方、「NTT 東西とその子会社等との連携」のように、指定電気通信設備を保有する市場支配的事業者とその関係会社の連携については、次の措置を担保することにより、他事業者との公正競争条件を確保することが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関連会社間、関連部門間の営業面における厳格なファイアーウォールの設置 (2) 相互補助の防止措置 (3) バンドルサービスに関する、他事業者の公平な取扱いに関する条件整備 (4) ネットワークのオープン性確保 (5) 同一ブランド使用の禁止（ソフトバンク）
	<p>○NTT の NGN に関し、NTT 東西及び NTT ドコモ市場支配的事業者同士の接続による設備構築を認めるべきでないのは既述のとおりです。さらに、NTT 東西により県間ネットワークを整備することが計画されており、これについても留意することが必要です。具体的には、NTT 東西が「フィールドトライアル」という名目で、本来禁止されており、少なくとも活用業務の認可が必要となる県間ネットワークの構築及び県間サービスを実施することは、NTT 東西による県間サービス提供を既成事実化することにつながり、適当ではありません。したがって、フィールドトライアル実施以前の段階において、そもそもこの点に関する可否、少なくとも活用業務認可と同等以上の検討及び議論</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>を、情報通信審議会等のオープンな場で早急に行うことが必要です。</p> <p>○また、NGN のフィールドトライアルについては、NTT が本年 12 月より実施することを表明していますが、他事業者の広範な参加を可能とし、公正な競争環境を整備するためには、NTT の平成 18 年度事業計画認可時の条件にもあるとおり、実施の手順及び参加条件並びに接続条件について、フィールドトライアルの開始前の適切な時期に公表することが必須となります。NTT は、他事業者に対する相互接続条件の提示を 7 月を目処に行うこととしています。しかしながら、12 月までの準備期間を考慮すると、NTT グループと同等の形でフィールドトライアルに参加可能とするためには、NTT は早急に相互接続条件等必要十分な情報を開示することが必要です。(ソフトバンク)</p>
	<p>○現実的には、現行の NTT グループはグループ体制と言うものの、中期経営戦略に見られるように、ほぼ一社体制も同様であると認識する。従い、長期的視点では NTT 法の精神に基づき、NTT グループ各社を完全資本分割することが基本前提であると考えられる。</p> <p>また、具体的に個々の事例で考えた場合、「NTT 東西とその子会社等との連携」について、現行 NTT 法では、子会社との取引に関する規制はないため、子会社による他業種への間接的参入、ひいては間接的支配が起る恐れがあるため、子会社、関連会社の事業及びそれらの取引に関する見直しを現行の NTT 法に早急に盛り込む事が必要と考える。</p> <p>「NTT 東西と NTT ドコモによる FMC サービスの提供を念頭に置いた連携」に関しては、移動体通信と固定通信の双方を自社／グループ内で保有する事業者が FMC を推進するにあたり、自グループだけでサービスを完結することは他事業者にとっての参入障壁になりえ、好ましくないため、FMC に関する公正な接続ルールの策定が急務であると考え。(J:COM)</p>
	<p>①「NTT 東西と NTT ドコモによる FMC サービスの提供を念頭に置いた関係」について</p> <p>○指定電気通信事業者 (NTT ドコモ) との連携については、全ての事業者が、NTT グループ (NTT 東西) と同等の条件で FMC ができるようにすべきと考える。</p> <p>○NTT 東西は NTT ドコモとの FMC サービス提供についても、「東西 NTT の業務拡大に係る公正競争のガイドライン」(平成 13 年 12 月総務省) を遵守すべきであり、これが遵守されているかどうかチェックできる仕組み (モニタリング) を構築する必要があると考えられ、更に現在のガイドラインは法制化すべきと考える。</p> <p>②「特定関係事業者制度の拡充」について</p> <p>○NTT 東西と NTT ドコモによる FMC サービスの提供や垂直統合型ビジネスモデルの進展に伴う NTT グループ一体となった市場支配的なサービス提供などが考えられ、その際には、特定関係事業者として NTT ドコモ等 NTT グループ各社を加えるべきと考える。</p> <p>○規制される禁止行為については、NTT グループ間の営業面における顧客情報利用の厳格なファイアウォールの設置、共同営業の防止措置、セット販売に関する規制など、他事業者との公正競争の確保を目的とした規制を明確に記載すべきと考える。(九州通信ネットワーク)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○NTT グループ全体の市場支配力に着目し、指定電気通信設備の利用に関わるグループ企業間の提供条件と他事業者の提供条件の同等性を確保する必要があると考えます。(テレコムサービス協会)</p>
	<p>○当社は、当社と連携したFMCサービスの提供を要望される移動体事業者の方々を公平に扱うこととしており、現行の規制以上に新たな措置を講じる必要はないと考えております。 逆に、事業者を公平に取り扱うのであれば、お客様利便やサービスの向上の観点から、当社だけがFMCサービスを禁止される理由はないと考えます。</p>
	<p>○また、当社と子会社等との関係が取り上げられておりますが、例えばISPとの関係で言えば、当社のIP網はオープンなビジネスモデルを採用しており、今後ともネットワークのオープン化に取り組んでいく考えであることから、現行の規制以上に新たな措置を講じる必要はないと考えております。</p>
	<p>○むしろ、お客様の利便性や選択の自由の確保の観点からは、他事業者にみられる垂直統合型ビジネスモデル(自社又は自社系列のISPのみとの接続など)の方が問題があると考えます。(NTT東)</p>
	<p>○FMCサービスについては、IP技術等によるサービス提供の柔軟性を活かし、融合するユーザーニーズに応えるため、今後新たに始めるサービスであること、また、NTTグループとしては、FMCサービスの実施にあたって、他事業者にもオープンにしていくことを既に表明していることから、NTTグループのみに新たに追加的な規制を設ける必要はないと考えます。(NTT西)</p>
	<p>○NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供等にあたっては、現在でも双方に市場支配力がある場合には内外無差別性の規制が存在しており、また、NTTグループとしては、FMCサービスの実施にあたって、他事業者にもオープンにしていくことを既に表明しており、現行規制以上の追加的な規制は不必要である。(NTT)</p>
	<p>○また水平統合型ビジネスモデルである固定と移動の融合、すなわち FMC に関しては、国際競争力を主眼に、次世代網やこれに付随する新しいサービス等に、各社が自由に取り組める環境が構築されることが望ましいと考えます。(NEC)</p>
	<p>○競争的事業者にとっては、ボトルネック設備提供事業者の既存設備の有効活用は、競争を進展させ、最終ユーザーにより安価で品質の高いサービスを提供するためには、必須であることから、仮に、NTTグループの連携がどのようになろうとも、現状の設備に対する管理及び規制は、保持するべきことは言うまでもありません。この前提のもとに、同グループの指定電気通信事業者間の連携を深めるといった現状のNTT殿の中期経営計画は、より一層の市場支配力の行使を惹起し、今後のFMC市場の発展にとり好ましいものとは考えられません。公開ヒアリングの場で提案されたNTT各社の完全な資本分離、あるいは、インフラ部門の同グループからの分離独立が公正競争確保には必要ではないかと思えます。そして真の公正競争を確保するなら、政府による私企業の株式保有を義務化したNTT法第4条第1項はふさわしくないので、この条項の廃止を検討するべきであると考えております。(KVH)</p>
<p>○ノキアは、特定の協定について意見を申し上げるつもりはありません。しかし、原則的に、競争環境は、公正かつ中立的であるべきだと考えます。ノキアの見解としましては、市場において他のプレーヤーが同じ契約条件で</p>	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>同じサービスを提供できる必要があり、それらのサービスの提供・利用が、人為的に妨げられないことが必要と考えます。(ノキア)</p>
	<p>○各レイヤで圧倒的な市場支配力を有する NTT グループ各社の連携は、さらに巨大で強力なドミナント事業者グループの誕生に繋がり、公正競争を著しく阻害するものと危惧しております。 ○従って、ある分野での市場支配力が他のレイヤに影響されないような措置(例:統一ブランドの使用禁止、子会社との取引条件の公表等)を講じる必要があると考えます。(中部テレコミュニケーション)</p>
	<p>○NTT東西とNTTドコモが連携を行うのであれば、NTT東西とNTTドコモの接続の技術的条件・経済的条件が他事業者と同等になっていることが必要。 NTTの活用業務と同じく認可手続きが必要。(イー・アクセス)</p>
	<p>○市場支配力の判断については、グループ企業の連携によるドミナント性を評価し、特定レイヤーでの市場支配力を梃子に、グループ企業内連携によって、他のレイヤーで公正な競争を阻害している場合には、情報開示等を含めたイコールフットイングの義務付けや、機能分離等のルールを検討すべき(富士通)</p>
	<p>○NTT東・西の加入者回線シェアは94.7%、NTTドコモの契約者シェアは55.7%(*)であり、ともに支配的な立場にある通信事業者です。 *NTTドコモの契約者シェア(平成18年3月末時点:電気通信事業者協会公表資料)</p> <p>①NTT東・西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携 以下のような問題点があり、実質的に他事業者との同等性が担保されないため規制すべきと考えます。 ・支配的事業者同士の強固な連携は、FMCという新たな領域でもドミナンスを発揮 ・NTTグループ内外の競争を排除し、お客様利便を低下</p> <p>②特定関係事業者制度の拡充 特定関係事業者制度については、以下の拡充策が考えられます。 ・特定関係事業者の範囲を、NTTコムだけでなく、NTTドコモ、NTTデータ等、NTTグループの電気通信事業者全てに拡張。 ・特定関係事業者制度に関する一種指定電気通信事業者からの報告(*)を公表し、透明性を確保。 *電気通信事業法31条第4項</p> <p>③NTT東・西とその子会社等との連携 [共同的な支配力の濫用防止] 共同的な支配力の濫用を防止する仕組みが必要と考えます。総務省においては、NTT東・西とその子会社等の取引や事業展開を継続的に注視していただきたいと考えます。 [NTT東・西の子会社等の業務範囲] NTT東・西は設立目的を法律に定められた特殊会社であり、子会社を通じて本来の業務範囲を実質的に逸脱することがないよう、子会社の事業展開もNTT東・西と同じ業務範囲に限定すべきと考えます。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>[NTT東・西と子会社等との取引における非効率性] NTT東・西と子会社等との取引が公正競争上の問題や非効率性の問題を生じさせていないか、定期的に情報公開とチェックを行う必要があると考えます。 なお、「プライスカップの運用に関する研究会報告書(平成18年4月21日)」にも、子会社等への業務委託の取引に非効率性が生じていないかについて十分な検証が必要である旨の記述があります。(KDDI)</p> <p>○NTT が物理網レイヤーの構築と運用、保守や管理だけに徹するのであれば、有線と無線を一括して提供することに賛成する。しかし上位レイヤーも含むのであれば反対する。(個人)</p> <p>○2001年、日本は「非対称規制」の枠組みを導入し、ボトルネック設備を管理する指定ドミナント事業者に対し、より厳格な規制を課すこととした。2004年、MIC は第一種／第二種電気通信事業者の事業区分を廃止することにより、競争事業者に対する規制を更に緩和した。しかしながら、電気通信サービスが IP(インターネットプロトコル)ベースのネットワークに移行し、「融合」が現実のものとなる中、MIC は、ドミナント事業者に対する規制を弱めることに慎重であるべきである。NTT グループ各社間の会計分離が意味ある形で実施されておらず、NTT が昨年11月に提案した中期経営戦略は、競争環境に有害であると懸念される。</p> <p>○米国は、日本が引き続き、電気通信分野において新規参入者、競争事業者及び外国の機器供給事業者を排除しないような競争環境を確保するよう要望する。米国はまた、竹中総務大臣主催の通信・放送の在り方に関する懇談会で、競争を更に推進するため NTT のアクセス機能の分離や NTT「ブランド」の使用禁止等の提案がなされたことにも注目している。米国は日本に対し、NTT グループの構造分離を維持し、NTT グループが有線／無線の融合を悪用して競争を後退させることのないよう強く要請する。(米国政府)</p>
<p>4) その他、垂直統合型ビジネスモデルに関するレイヤー間のインターフェースのオープン化について、どのような事項を具体的に競争ルールの観点から検討することが必要と考えられるか。</p>	<p>○インターフェースのオープン化を義務化することについては、市場支配力を有する事業者に限定すべきと考えます。その他の非支配的事業者については、市場原理に基づきオープン化の実施、範囲、内容等を事業者が個々に判断できることが適当です。</p> <p>○市場支配力を有する事業者がインターフェースのオープン化を実施する際にルール化すべき項目は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 接続インターフェース (2) 接続点に関する情報 (3) 費用負担ルール (4) 接続インターフェース／接続点に関する情報の事前公開 (5) 接続に要する期間 (同一期間の適用、合理的な期間設定) (6) 申込み手続 (7) 接続終了時の処理手続 (8) 紛争発生時の処理手続 <p>(ソフトバンク)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○今後、情報通信市場は、IP化の進展に伴い、物理網レイヤー、通信サービスレイヤーといった各レイヤーの水平的な意味合いが強まり、各レイヤー内での水平型ビジネスモデルと、各レイヤー間を跨ぐ垂直型のビジネスモデルが並存する形で展開されることになろう。</p> <p>このレイヤー型の市場構造において、公正かつ自由な競争を促進し、利用者利益の確保を図るためには、各レイヤー、及びネットワーク全体で、市場の独占性、及び市場支配力を盾とした反競争的行為を排除する形で競争政策を運用していく必要がある。そのためには、各レイヤー毎に、サービス・ビジネスモデル・市場等の特性、競争状況等を勘案して、支配的事業者(SMP)の有無を検証していくことが重要である。</p> <p>特に、通信においては、下位層にある物理網が全てのレイヤーにとって、サービス提供に不可欠な存在となるため物理網については、上位レイヤーや同じ物理網レイヤーにおける他の競争事業者に対して開放され、全てのユーザーが同等の条件でアクセスできる権利を担保すべきである。支配的事業者(SMP)の指定については、単に市場シェアのみでなく、EUのように、製品やサービスの特性、市場の特性・規模・成熟度、当該事業者の規模等を総合的に勘案して実施することが必要である。</p> <p>垂直型ビジネスモデルに関する競争ルールについては、一定の要件を課すことを前提に、下位レイヤーにおいて市場支配力を持つ事業者が上位レイヤーを含む垂直統合型ビジネスモデルを行うことを認めるべきである。この要件としては、例えば、ネットワーク全体の競争を阻害し、利用者利益を損なう恐れがある行為の禁止、ボトルネック性のあるネットワーク要素・設備の開放等が考えられる。</p> <p>各レイヤー間のインターフェースのオープン化は、ユーザーが情報伝送路、アプリケーション、コンテンツを自由に組み合わせた多様なサービスを楽しむようにするためにも重要である。オープン化にあたっては、技術的条件のみならず、経済的、ビジネス的条件についても開示させる必要がある。(経団連)</p>
	<p>○ボトルネック性の検証が十分に行われる事を前提として、設備のみならず、プラットフォームレイヤーにおけるサービス付与機能等に関しても、指定の範囲に含める事が適当と考える。(J:COM)</p>
	<p>○競争ルールの観点から、インターフェースのオープン化については、国内の独自仕様に依存せず、各レイヤー(機能)への接続に関し、コスト抑制を踏まえた柔軟な通信機器選択が可能となるよう、国際標準化など国際競争力のある自由度の高いインターフェースとすべきと考える。(九州通信ネットワーク)</p>
	<p>○現在の通信網の相互接続に関するルールは十分機能していると考えており、この接続ルールに相当するレイヤー間のインターフェースのオープン化ルールの検討が望まれる。また、通信事業の動きの速さを勘案し、接続に対する交渉が短期間で纏まるようなルールが望まれる。(アッカ)</p>
	<p>○ブロードバンド市場は、これから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であり、基本的には事前規制を課すべきではなく、先述のとおり、上位レイヤを含め、各レイヤごとに設備のボトルネック性や市場における市場支配力の有無を判断し、公正競争上問題が生じているのであれば、事後的にオープン化等の措置を求めれば</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>よいと考えます。(NTT 東)</p>
	<p>○デジタル化、急速な IP 化の進展、光ファイバや無線などの新たな通信媒体の進展により、市場構造は従来の一体型からレイヤー構造型へ移行し、垂直統合型ビジネスモデルの進展と共に、同一レイヤー内の水平統合型ビジネスモデルの展開も進んでいくものと考えます。</p> <p>レイヤー型の市場構造は、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー、プラットフォームレイヤー、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに分けられ、これらのレイヤーを統合してサービスを行う垂直統合型ビジネスモデルが今後進展するものと思われます。この場合における競争ルールは、下位レイヤーによる上位レイヤーの支配がおきない、すなわち、あるコンテンツ・アプリケーションが特定の物理網でのみ伝送されることが無いような、自由で公正な競争環境の構築が必要と考えます。</p> <p>競争ルールの検討においては、特に物理網レイヤーや通信サービスレイヤー等に市場支配力を持つプレイヤーが存在するのか、またどの程度の支配力が影響するのかを検証することも必要と考えます。(NEC)</p>
	<p>○音声電話をアプリケーションと捉えるならば、NTT 東西における次世代 IP 網上で提供される IP 電話によるサービスも一種の垂直統合サービスと考えられます。次世代網は音声電話のみを提供するサービスではないことから、インターネットなど他のアプリケーションに対してもサービスは技術的、競争的に中立の立場から提供されるべきと思われます。その意味において、市場支配力を有する事業者の垂直統合型ビジネスにおいても、レイヤー毎にサービスを分離し、それぞれのレイヤーで利用者が希望するサービスを選択できることが理想と思われます。またその際、市場支配力を有する事業者以外の事業者にも、上位のレイヤーのサービスに対してはサービスを分離し、利用者がサービスを選択できる可能性を提供することが必要と考えます。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>
	<p>○サービスの垂直統合によって、垂直型ビジネスモデルの強化が意図的に相互運用性を妨げ、相互運用の可能性を削ぐことがないように保証されるべきでしょう。したがって、オープンインターフェースが、真にオープンなものとなり、適切な工業規格に基づくことが保証されなければならないと考えます。(ノキア)</p>
	<p>○指定電気通信設備となるレイヤーを利用する際の利用条件の明確化及び利用の公平性の担保などが必要と考えます。(中部テレコミュニケーション)</p>
	<p>○接続条件だけでなく、接続に必要な情報についても内容、時期、手続きについて同等性確保が必要。</p> <p>BTに対するOFCOMの規制(投入の同等性が確保されるように次世代ネットワークシステムをBTが設計、SMP卸商品が競争事業者に利用可能となるまで次世代ネットワークの小売商品の提供を行わない等)と同様に、SMP事業者と接続事業者間で同等サービスの実現を盛り込むことについてコンセンサスを得るべき。(イー・アクセス)</p> <p>○原則として、全ての事業者が自由に垂直統合型のサービス開発・提供を可能とすることを想定した競争ルールが必要と考える。その前提において、各レイヤーにおける支配的事業者への公正競争要件を明確化し、各レイヤーを繋ぐオープンなインターフェースを確保するための競争ルールを確立する事が重要と考える。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○各レイヤーにおいて、当該レイヤー市場でのドミナント性(シェア等)を基準として、情報開示等を含めたイコールフットイングや VNO (Virtual Network Operator) への設備供与等に関する状況等、公正な競争が行われているかどうかを判断し、必要に応じたルールを策定すべき。(富士通)</p> <p>○NTTが計画している次世代ネットワークについては、様々な課題が顕在化しており、このまま放置すれば、公正競争を著しく阻害することとなります。ついては、本懇談会等の報告を待つことなく、審議会等、行政主催の会合において、直ちに具体的課題に関する検討を開始して頂きたいと考えます。主な具体的課題等は、以下のとおりです。</p> <p>① フィールドトライアルによる既成事実化の懸念 NTTは次世代ネットワークのフィールドトライアル(以下、「トライアル」という)の準備を進めていますが、平成19年4月～12月を目処に一般のお客様を対象とすることを考慮すると、トライアル終了を契機として、トライアルの評価や十分な公正競争に関する議論が行われないうまま、商用サービスに移行することが懸念されます。</p> <p>② NTT東・西の業務範囲 NTT再編成では、NTTコミュニケーションズは自由に事業展開できることとする一方、不可欠設備を有するNTT東・西については、都道府県内に業務範囲を制限した経緯があります。これはNTT東・西が、競合する接続事業者との接続に非協力的で、接続の遅延や紛争が生じたため、接続事業者との円滑な接続を事業展開のために必須としたものです。 しかし、トライアルではNTT東・西が直接接続をし、県間通信についてもNTT東・西が提供することとしています。これらはNTT再編成の趣旨及び、去る3月31日付で出されたNTTの事業計画に対する認可条件(*)にも反しており、是正すべき問題であると考えます。 IP時代においては、競争の領域が中継領域から加入者回線領域へ移行することから不可欠設備は接続事業者の事業運営上、重要性を一層増すものと考えられます。したがって、従来どおりNTT東・西の業務範囲について制限を課し、他事業者との円滑な接続を実現する必要があります。 NTT再編成の趣旨、認可条件を踏まえ、県間は、NTTコミュニケーションズ等、他事業者を介した接続とすべきです。 * NTTの平成18年度事業計画の認可条件に、ドコモ分離やNTT再編成における公正競争条件を踏まえトライアルを実施すべき旨の規定あり。それぞれNTT(東西、コム)からみてドコモと他携帯会社、NTT東・西からみてコムと他(固定)事業者との間の接続条件を同等とすべきとされている。</p> <p>③ 接続条件の開示等 [他事業者との接続を前提としたネットワークの構築] ボトルネック設備と一体として構築されるNTT東・西の次世代ネットワークは不可欠設備であり、他事業者との接続を前提に設計・構築されるべきです。 次世代ネットワークのような新たな設備の構築は、第一種指定電気通信設備の機能の追加・変更にあたりま</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>す。については法定化されている網機能提供計画に関するルールに基づき、第一種指定電気通信事業者がその構築計画を総務大臣に届け出るとともに、他事業者へ公表する必要があると考えます。</p> <p>現在の網機能提供計画に関するルールについては、IP時代の接続の一層の円滑化のため、開示対象機能の見直しや内容の充実について検討が必要と考えます。</p> <p>[トライアルに関する情報開示]</p> <p>NTTはトライアルの仕様を本年7月を目途に開示予定としていますが、その後の調整等を考慮すると本年12月のトライアル開始にはNTTグループ以外は、準備ができない可能性も高いと考えます。</p> <p>NTTは、トライアルにおけるNTT東・西間のインターフェースについて、「他事業者向けと同じ」である旨説明(*)していますが、具体的内容が不明のため、他事業者が同時期にサービス開始できるよう、早急にインターフェース条件を開示すべきです。</p> <p>*TCA開催の説明会(平成18年4月12日開催)</p> <p>なお、平成19年度以降もNTTの事業計画の認可に際して、公正競争確保のための条件を付していただきたいと考えます。(KDDI)</p> <p>○有線であれ無線であれ、物理網レイヤーがまったく個別に管理運用されている環境下においては、垂直統合型ビジネスモデルにおける上位レイヤーのレイヤー間インターフェースはすべて商品化が可能になる。したがってオープン化は各事業者の判断に委ねるべきである。(個人)</p> <p>○ 現在、通信利用者の視点・立場としては、垂直統合型スタイルが、エンドユーザーを視座に据えていない感が若干あります。</p> <p>例えば、私議 直接連関する教育産業でも、幼稚園／小学校／中学校／高校／大学／大学院の垂直統合モデルが進んでおり、中でも、中高一貫教育は、公立学校でも採用されるに至っております。これは教育当局の狭量なスタンスでは無く、一貫した教育方針によって広範な人材育成を実施する「百年の計」でもあります。</p> <p>しかるに、通信産業界は如何でありますか。</p> <p>ユビキタスが声高らかに謳われて久しく、時間と空間を超越したフリーな通信手段が広く市井にも展開が希求されております。</p> <p>あくまで、国民・福祉の観点に立って、私共ユーザーが使いやすい通信環境を整備することが喫緊の課題であると痛感致します。</p> <p>その為には、国内事業者同士の「足の引っ張り合い」はもう終焉として、開発エネルギーを国民に向けるべき、と愚考致します。</p> <p>国民や我が国の為、そして国際競争力強化に向けて、垂直統合がユーザー利便につながるなら、それをリリースすべきと考えます。</p> <p>ひいては、我が国の通信産業・国際競争力強化に寄与する訳であります。</p> <p>(具体的呼称を挙げれば、NTT、KDDI、ソフトバンク各グループが、AT&T、ベライゾン、BT、KT(韓国)、CT</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>(中国)等より「エクセレントカンパニー」に至り、国際通信やインターネットで覇権を取ることが肝要なのであります。)</p> <p>同時に、日本の携帯電話を世界中で便利に使えるか、国際次世代通信網を構築出来るか、次世代インターネットで主導権を握れるか、等々も命題であります。</p> <p>そして、これらの推進に何らか制限があるなら、政策でその制約を緩和する方向性を論じるべきと思料致します。</p> <p>エンドユーザーの為、新ルールを構築し、悪しき制約を緩和することで、国内垂直統合を推奨し、国際競争力を止揚する。これが私の提言でございます。(個人)</p>
	<p>○当社はモジュール型の規制の枠組みを支持</p> <p>当社は、インターネットのレイヤー型モデルに基づく概念的枠組みを用いることに賛同する。こうしたモジュール型の枠組みは、インターネットの基本的なレイヤーに別々に作用するので、法的論点及び政策論点を分析するのに有益な概念ツールである。</p> <p>当社は、総務省がIP関連の政策のための体系的な原則として、そして技術中立的な方法でレイヤー間の完全かつ公正な競争を維持することを容易にするための概念的なツールとして、引き続きレイヤーの枠組みに拠ることを勧める。(グーグル)</p>

(2) PSTNに係る接続料の今後における具体的算定の在り方

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
2. 1 PSTNに係る接続料については、長期増分費用(LRIC:Long Run Incremental Cost)方式により通信量に基づき算定しているが、PSTNからIP網への移行が進展していく中、「現行LRICを継続すべき」とする意見がある一方、「接続料算定方法の見直しが必要」、「長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直し」することが必要といった意見も表明されており、これらの意見の隔たりは大きいものがある。	
2. 2 そこで、PSTNに係る接続料の今後における算定方法について、①現行LRIC方式の継続、②実際費用方式への移行、③ビル&キープ方式への移行等を含む複数の選択肢についてメリット・デメリット等を比較考量することが求められるところであり、競争ルールとして望ましいと考えられる接続料算定方式とその具体的論拠について、改めて具体的な提案を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。	<p>○PSTNに係る接続料の今後における算定方法について、ビル&キープ方式の導入を検討することは有効であると考えます。但し、発着信のどちらかにトラフィック量が著しく偏っている場合や、双方の網使用料の水準が大きく異なる場合があり得ることから、これらの問題点について、総務省、及び事業者を交えて、十分に議論を深める必要があると考えます。</p> <p>○また、現時点では、次世代網の費用負担の考え方が明らかになっていませんが、次世代網の接続料とPSTN網の接続料の合計は、原則として、現行の接続料水準と同等、もしくは同等以下の水準とすべきと考えます。(ケイ・オプティコム)</p> <p>○ネットワーク及びサービスの IP 化が進展する現状において、接続料算定方式の見直しが必要であると考えております。例えば、2006 年度適用 LRIC モデルにおいては、ドライカップ電話や光ファイバサービスへの移行が十分反映されていないため、端末回線コストが上昇する結果となっております。今後一層 IP 化が進展することが想定されるものの、既存サービスを利用するユーザおよび事業者も多数存在することから、接続料算定方式見直しにあたっては、既存サービスの値上げにつながらないような配慮を要望いたします。(ウィルコム)</p> <p>○少なくとも PSTN については、以下の理由により、当面は現行の LRIC 方式による算定を継続すべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) PSTN については、当面 NTT 東西のドミナント性が継続するため (2) トラフィックの減少によって接続料単価が上昇するという問題点があるものの、現状 LRIC 方式は透明性を確保するための最善の方法であるため (3) 実際費用方式へ移行することは、接続料の上昇傾向の中で今後最も求められるコスト削減の努力を失わせる恐れが強いため <p>○ビル&キープ方式については、接続料の算定方法ではなく、精算方法と認識しています。本方式による事業者間精算には次の問題点があるため、PSTN 接続料の算定及び接続料ベースの事業者間精算を継続することが必要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ビル&キープ方式による精算対象として、直収電話サービス、0AB-J IP 電話サービス、050 IP 電話サービスといった加入者系のサービスの全てが対象となる必要があること (2) (1)が達成された場合であっても、中継電話サービスについてはビル&キープ方式による精算を行うことができないため、接続料の精算が必要となること <p>○仮に LRIC により算定した接続料が、実際費用方式により算定した接続料より高くなる場合には、NTT 東西が過剰な接続料を確保することとなります。このとき、過剰分を他部門に配賦する等の恣意性が働くことが懸念されます。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○このため、実際費用方式の接続料が LRIC による接続料を下回る可能性も見越し、IP 電話等 IP 化時代における接続料の体系及び算定方法を検討していくことが必要です。この際、既存の PSTN の接続料をも含めた形で、総合的に接続料の在り方を検討していくことが必要と考えます。(ソフトバンク)</p>
	<p>①現行 LRIC 方式の継続 LRIC は最も効率的なネットワークを構築した際の接続料算定方式である。実際費用方式はネットワークの非効率性を是正する視点が欠けているものと考えられるため、公正競争の観点から、引き続き LRIC による算定を行うことが適当。</p>
	<p>②実際費用方式への移行 全体的なトラヒックの減少に伴い、特に PSTN 網の今後の接続料は高止まりが続くことが想定される。既にユニバーサルサービス基金等にて不採算地域への適切な補填手当の行われる予定の現状において、その非効率性を含めて実際費用の負担を接続事業者に強いる実際費用方式を採用することは、最終受益者である利用者へ影響を与える事も想定され、公正競争の観点からも回避されるべきである。</p>
	<p>③ビル&キープ方式への移行 ビル&キープ方式については、例えば同様の業態の場合や、アウトバウンド及びインバウンドのトラヒックがある一定の閾値から乖離しない範囲で同等の場合等の前提条件が整っている場合、双方事業者の煩雑な精算業務等を簡略化、透明化し、非効率性の排除に有効であるため、その基準を含めた議論を深める事で、IP 化時代の接続料算定においても有効な方法であると考え。(J:COM)</p>
	<p>○現行のLRIC方式は、最も効率的なネットワークを構築した場合の経済合理性の高い算定方式であり、今後とも LRIC 方式を継続すべきと考える。 ○光IP電話と、従来の固定電話は、今後、家庭内の固定電話として混在していくものとする。固定電話の接続料算定については、コスト面ではIPネットワーク設備とPSTN設備を含めた混在モデルでの算定、トラヒック面では、IP電話、PSTN双方で算定、するなどIP電話を考慮した新しい方式についても検討する必要があると考える。(九州通信ネットワーク)</p>
<p>○既存のPSTNについては、IP通信や移動体通信の急速な進展等によりトラヒックが急減していく中で、引き続き数千万のお客様にユニバーサルサービスとしての電話サービスを維持していくという社会的な要請があり、その責務を果たすためには、接続料は、実際費用方式により実績コストが回収できる仕組みとしていただく必要があると考えます。 また、現行の長期増分費用方式は、前回のパブリックコメントでも述べたとおり、以下のような問題があり、これを継続することは困難と考えます。 ①電話サービスにおいては長期増分費用方式の前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率が図られる」環境にないこと。 ②市場規模の縮小により、投資単価・保守用物品コストの上昇や、設備の余剰キャパシティの発生等のス</p>	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>ケールデメリットが発生する状況にあること。</p> <p>○なお、既存のPSTNとIPネットワークとでは、接続形態やコスト構造が大きく異なることから、PSTNの接続料に、ビル&キープ方式等をそのまま当てはめることは困難であると考えます。(NTT東)</p>
	<p>○IPネットワークについては、既に競争下で各事業者が独立したネットワークを構築しており、ネットワーク同士は対等な接続になることから、その接続料の算定方式についてはビル&キープ方式等を含めた新たな方式を幅広い視点から検討する必要があると考えますが、PSTNについては、他事業者が当社の地域電話網に依存してユーザサービスを提供する接続形態も多いことから、現行の利用者料金の設定方式等を考慮すればPSTNにビル&キープ方式等をそのまま当てはめることは困難と考えます。</p>
	<p>○また、PSTNについては、IP通信の急速な進展等によりトラフィックが急減していく中で、引き続き数千万のユーザにユニバーサルサービスとしての電話サービスを維持していくという社会的な要請があると考えており、その接続料については、実際費用方式により実績コストが回収できる仕組みとしていただく必要があると考えます。</p>
	<p>○なお、現行の長期増分費用方式は、前回のパブリックコメントでも述べたとおり、以下のような問題があり、これを継続することは困難と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電話サービスにおいては長期増分費用方式の前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率が図られる」環境にないこと。 ② 市場規模の縮小により、投資単価・保守用物品コストの上昇や、設備の余剰キャパシティの発生等のスケールデメリットが発生する状況にあること。(NTT西)
	<p>○固定電話サービスにおいては、競争激化による料金の低廉化・技術の成熟化が進展しており、長期増分費用方式の前提である「高度な新しい電気通信技術の導入によって大幅な効率化が図られる」環境にはなく、固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、現実には投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールデメリットが発生する状況であり、長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みへの見直しを要望する。</p>
<p>○なお、IPネットワークについては、既に各事業者が競争下で独立したネットワークを構築しており、IPネットワーク間での接続は、一方が他方に依存する関係にはなく双務的な接続形態となることから、その接続料はビル&キープ方式や定額制等を含めた新たな接続料算定方式について幅広い視点から検討する必要があると考えるが、PSTNネットワークの接続形態は、他事業者がNTT東西の地域網を使用する片務的な利用であり、また通話量の増減に対するコスト構造がIPネットワークとは全く異なることから、固定電話にビル&キープ方式や定額制等の方式をそのまま当てはめることは不可能だと考える。(NTT)</p>	
<p>○PSTNに係る接続料の今後における算定方法について3つの算定方法が列举されていますが、まず、ビルアンドキープ方式は、接続事業者の接続料請求額が等しいと考えられる時に便宜上適用される方式ですので、安易に適用すべきではないと考えます。現行LRIC方式の継続や、実際費用方式への移行は、ともに①行政側及び指定電気事業者の煩雑な事務処理を必要とすること、②関係事業者を含んだ会計処理の迅速性を阻</p>	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>害する要因とも考えられますので、一定期間は、フォワード ルッキング算定方式により、定めた定額接続料（あるいはプライス キャップ制）とし、数年毎に実情に応じて見直すという方式を検討するべきであると考えております。（KVH）</p>
	<p>○PSTN の接続料算定にあたっては、今後、トラフィックの減少による接続料上昇がユーザ料金に波及することが懸念されるため、全体コスト削減(IP 網への移行)のためのインセンティブを考慮し、IP 網ベースでのコストモデル等を考慮していく必要があると考えます。（中部テレコミュニケーション）</p>
	<p>○前提として、PSTN から IP 網への円滑な移行を促進することが重要であり、接続料の算定方式の検討においても、最終的に IP 網への移行が促進されるかどうかを考慮すべきと考える。（富士通）</p>
	<p>① PSTNからIP網への移行 技術革新の進展に伴うPSTNからIP網への移行は、PSTNのトラフィック減を招き、結果としてPSTNの高コスト化(接続料の値上げ)という構造的問題に直面します。今後、高コスト化するPSTNの廃止を含め、IP網への移行スケジュールや手順などを明確にすることが必要と考えます。 PSTNの接続料の算定については、規模の拡大が見込まれるIP網の接続料の在り方を検討した上で、IP網への移行を後押しする視点で検討されることが望ましいと考えます。</p> <p>② PSTNに係る接続料の算定 PSTNに係る接続料の算定は、透明性の確保、恣意性の介在する余地の排除のため、当面LRIC方式を変える理由はないと考えます。</p> <p>③ 他方式の検討 以下の方式について海外の事例を参考にする場合、それぞれの特徴や各国の事情等を踏まえた検討が行われるべきと考えます。 [プライスカップ方式] プライスカップ方式では、算定のベースとなる費用方式についても検討が必要です。英国BT等の実例と同様に、初期値の設定を実績原価方式ではなく長期増分費用方式をベースとすることが適当と考えます。 [ビル&キープ方式] ビル&キープ方式について、例えば米国では次のような議論が行われており、参考となるものと考えます。 1. 米国では、接続料制度(事業者間補償制度)の見直しに関する議論が行なわれており、ビル&キープ方式も提案されています。 2. 米国の接続料制度見直しの背景には、着信呼に対して提供する機能が同じであるにもかかわらず、接続する事業者の業態の違いや通話種別の違い(州際か州内か等)により適用する接続料が異なるという複雑な制度の存在があります。 3. ビル&キープ方式は、統一的な補償システムの構築を目指すものです。事業者間は相互に課金せず、各事業者のエンドユーザーからコストを回収するスキームですが、賛否両論があり、以下の点に留意する必要</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>があります。</p> <p>①利用者料金の値上げや新たなユニバーサルサービス基金の創設 ビル&キープ方式の導入に伴い収入減となる事業者への補填を目的として、SLC(加入者回線料金)の値上げや、新たな基金の創設についての議論が喚起されています。</p> <p>②統一的な補償システムの別のアプローチ 同じ機能に対して異なる料金が適用されていることに起因するトラヒックの歪み等の諸問題(規制の鞘取り)を是正すべきとFCCは認識しています。これに対応したビルアンドキープとは異なるアプローチとして、「全ての種類の通話に適用される統一的着信料金を、発信者側が着信者側に支払う」スキームを提案する事業者もいます。(KDDI)</p>
	<p>○現行PSTN(Public Switched Telephone Networks)利用像を概観すると、「乱立・新規参入事業者が非論理的な手法により接続の頻度だけを増す」、という「競争」だけが大きく目に付きます。これは経済学の元義的な公正競争では無く、逆に社会的厚生(余剰)を減失させている くらいがございませぬ。</p> <p>PTSNは、期初、国費によって投資建設された国民全体のストックでもあります。いわば我々共通の資源。ここに、「低廉」だけを錦の御旗にした新規ベンチャー通信が乱入し、限りある共有資源を減耗することに少なからぬ驚異を覚える次第です。</p> <p>より具体的には、新規参入事業者におけるGC(市内電話局)接続による「市内通話」の提供は、理論経済学的に考えると資源の乱費とも考えることが出来るのです。</p> <p>この場合、新規参入事業者の市内通話は、GCの相互接続点(POI)を一過的に折り返し借用するのみであり、本邦全体の投資効果から鑑みた場合、誠 無為な所作と感ずる次第であります。</p> <p>2001(平成 13)年のマイライン騒動はその端緒でもあります。見かけは、新規参入事業者の料金設定は確かに安いのですが、多大な宣伝・喧伝に翻弄される市井 私共にとっては「真価」が見抜けにくくなっている「選挙戦」の態様なのであります。</p> <p>誇示された空論やイメージ戦術では無く、ユーザーとしては、有為で実直な事業体を希求するだけなのであります。</p> <p>私事、ガリバーを擁護する訳ではございませぬが、ドラスティックに計数サイミュレートすると、やはりNTT東西の市内通話の方が、新規参入事業者のそれより、コスト構造的に廉価であると帰結されます。</p> <p>つきましては、PSTN接続料金の算定に当たっては、先轍を踏まぬ様、「国民の為に地に足付いた」算定基準をルール化すべきと思料致します。(個人)</p>
	<p>○1995 年以来、米国と日本は LRIC(長期増分費用)方式の導入とその後の改定を含め、NTT が自社に接続する競争事業者に請求する接続料を引き下げる方法について、長期にわたり建設的な対話を続けてきた。米国は、当該接続料をゆがめていた一部の固定費用が競争事業者への負担を軽減するために段階的に廃止されようとしていることを評価する。我々は、NTT 東日本と西日本の間の相互接続料収入の内部補助(後述の「ユ</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>「ユニバーサルサービス」の項目で更に詳しく考察)など、現行制度に対して米国が抱き続けている懸念にもかかわらず、NTT が提供する最大限のネットワークアクセス機能に関して「ビル&キープ」方式の費用回収メカニズムへの移行などの選択肢を検討するよう引き続き日本に要請する。米国は、両国間の話し合いを通じて、現行の事業者間補填の枠組みの包括的な改革に向けて進行中である FCC の規則制定プロセスの現状について日本に情報を提供し続けていく。(米国政府)</p>

(3) ネットワークの中立性の確保の在り方

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>3. 1 IP網において、今後更にP2P通信の加速的増加やリッチコンテンツの流通等が進み、ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が生じたり、電気通信事業者が保有するネットワーク上においてコンテンツ・アプリケーションレイヤーの特定の市場参加者を不当に差別する可能性（あるいは実際にそういう状況が起きているという実態）があるかどうか意見を求める。</p>	<p>○当社が行なっているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザーからの問合せにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。 当社としては、通信事業者が特定のコンテンツに対して通信帯域の制限を行なっているのであれば、ユーザーおよびコンテンツプロバイダに対して即時にその情報を開示することが必要だと考えている。(USEN)</p>
	<p>○ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が生じていることは想定しえますが、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場参加者を不当に差別する事例はないものと理解します。(ソフトバンク)</p>
	<p>○特定のコンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場参加を不当に差別すべきではないが、一部利用者によるリッチコンテンツ等の使用が、ネットワーク全体のサービス品質に影響を及ぼし、それらを使用しない大多数の利用者の利便を低下させることは回避すべきであり、通信サービスレイヤーを有する事業者が通信量に応じた設備増強を行う為に、①レイヤー間トラフィックの管理・抽出方法を検討した上での、上位レイヤーとのコスト負担の在り方、②リッチコンテンツ等使用時におけるユーザ料金の在り方、について検討する必要がある。(J:COM)</p>
	<p>○現状では、弊社のネットワークにおいて市場参加者に対し差別的な取り扱いをしなければネットワークの維持が困難になるような事態は発生しておらず、また近い将来に発生する予見も現状ではない。(イー・アクセス)</p> <p>○VoIP等で多用されているSIPは、複数のコネクションを「セッション」と呼ぶ単位にまとめる。しかしインターネット下では、セッション指向型のネットワーキングはそのほとんどが他の方式により置き換えられてきた(なぜなら、セッション指向型のネットワーキングは高価な「メインフレームモデル」でもあるからだ)。したがって近い将来、すべてのVoIPがP2Pベースに移行する可能性がある。P2Pは、利用者＝消費者に大きな利益を供与するきわめて重要な技術である。</p> <p>とはいえ、一部の事業者は「トラフィック増の原因がP2Pである」と指摘し、敵対視している。だがそれは間違いである。あるいはナルシズムに陥っていると言ってもよい。たまたまリッチコンテンツがP2Pプロトコルの下で転送されているにすぎない。P2Pを規制しても、リッチコンテンツは別的手段により転送されることになるであろう。トラフィックとプロトコルの関係は希薄であり、P2Pに限らず、どのようなプロトコルもトラフィック増を理由に規制してはならない(プロトコル規制はプログラムのアルゴリズムを規制するのと同様な、馬鹿げた行為である)。</p> <p>もちろん、事業者が利用者＝消費者に対してトラフィック量に応じた従量課金をしてはならないという法はない。事前通知する義務は生じると考えるが、トラフィック増に絶えれない事業者が従量課金等を施すのは自由であり、回線の帯域を絞るのも自由である。従量課金を施したり回線の帯域を絞った事業者が、定額課金等を続ける他事業者との競争に敗れ、市場から退場することになったとしても、それはその事業者の経営判断に起因することであり、社会が責任を負うべきものではない。むしろそのような事業者が中心になって料金カルテル等が成立することこそ憂慮すべきであり、政府がカルテルの成立を助長するようなことはあってはならない</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>い。</p> <p>ちなみにコンテンツプロバイダーも利用者であり、消費者である。コンテンツプロバイダーが一般の利用者＝消費者と異なるのは、事業者から一般の利用者＝消費者よりも帯域の広い回線を購入するため、トラフィック量に応じた課金を強いられている点にある。多くの場合、コンテンツプロバイダーは契約した事業者に対してトラフィック量に応じた料金を支払っている。とりわけリッチコンテンツを提供しているコンテンツプロバイダーは、契約した事業者に対して(トラフィック量に応じた)多額の料金を支払っている。</p> <p>現時点でコンテンツプロバイダーに対する事業者側の差別待遇はおそらくない。しかし一部の事業者から、「とりわけリッチコンテンツを提供しているコンテンツプロバイダーは、未契約事業者に対しても相応の負担をせよ」との要求が出ている。これは、通常の商行為から逸脱した要求であり、違法な要求であるとさえ思える。ネット内での詐欺行為等が社会問題化している状況下において、事業者側の違法な要求は許されることではない。(個人)</p> <p>○ネットワーク事業者は差別する力を有する</p> <p>日本においては、すべての国と同様に、ネットワーク事業者がネットワークという物理的なインフラの支配に基づき、差別する力を握っている。Skype は複数のブロードバンド配信プラットフォームを奨励する取組みを支援する。ただし、我々は代替のブロードバンド提供事業者が Skype のユーザーにとって利用可能であると信じたいが、純然たる真実は、ブロードバンドアクセス市場は完全には競争的でないということである。政府の政策及び規制によって抑制されない限り、ネットワーク事業者はネットワークの支配から生じる市場支配力を梃子にして、競争を制限し、ひいては消費者の選択を制限することができる。ゆえに、ほとんどの国において、電気通信規制のかなりの部分は、ネットワーク事業者のこの経済的誘因を抑制することに傾注してきた。相互接続、コロケーション、卸売料金での加入者回線網のリース、加入者回線網のアンバンドリングに適用されるルールはすべて、差別が可能なネットワーク事業者の力に対処することにより、競争市場を育む手助けをする規制の実例である。</p> <p>そのような規制は、日本では、支配的通信事業者が相互接続を制限する、特定のトラフィックを優先する等によって、競合他社を差別しないようにするために用いられている。通信網が高速 IP 網に収束していくにつれ、そのような規制は、規制機関が必要不可欠な非差別原則を消費者のために推進することを保証するために、明瞭なネットワークの中立性ルールを採用する場合に限り緩和される。</p> <p>○ネットワークの中立性ルールは煩わしい規制なしに非差別の本質を保護する</p> <p>日本の政府及び産業界は、独占ネットワークから競争的な電気通信市場への移行を加速させるための規制にかなり精通している。日本では、1985年に制定された電気通信事業法を2000年10月に改正し、加入者回線網のアンバンドリングが規定され、新規の競合通信事業者はNTT東西網との相互接続及びNTT東西施設へのコロケーションが可能になった。これらの規制は、日本におけるブロードバンドの普及を加速することに成功したことを証明し、日本はブロードバンド通信設備を利用することのかなりの利益を国民に得られるよう</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>にした国々の先頭に立つまでに至った。もっとも、そのような規制は、既存通信事業者に課せられた義務及び規制が有効であることを保証するために必要な規制上の監督の両面からも煩わしいものである。</p> <p>伝統的な電気通信網からインターネットベースのネットワークへの移行が進む際には、そのような規制を簡素化し、インターネットベースのブロードバンド網により適したものとしてネットワークの中立性原則の採用を検討することが適切である。物理的なアンバンドリングルールが作られた時点では、競争が定着するかどうかを予想することは規制機関にとって、不可能ではないにしろ、困難であっただろう。最近、Skype などのアプリケーションレイヤーのサービスから競争が生まれた。これらのアプリケーションレイヤーサービスは顧客に提供されるために多様で有効な手段を必要とする。アンバンドルループへの物理的アクセスの代わりに、Skype 及び同様のインターネット企業は、消費者が引き続き、無料及び低コストの通話による利益を得るようにするために、適度に非侵入的な(non-intrusive)競争のセーフガードを必要とする。</p> <p>ネットワークの中立性ルールは、政府及び産業界双方への負担がはるかに少ないと同時に、電気通信網及びインターネットの発展に非常に重要であった非差別の原則も維持できるだろう。ネットワークの中立性ルールは、ネットワーク事業者は合法コンテンツを妨害する、価値を低下させる、または差別することができない、また、自身または系列のトラフィックを扱うのと同じようにすべてのトラフィックを扱わなければならないと定めることになるだろう。そのようなルールは、ネットワーク管理技術が反競争的な結果をもたらさないかぎり、ネットワーク事業者が自身のネットワークを管理すること、ネットワークセキュリティを保護すること、ユーザーのプライバシーを保護すること、またはユーザーが適用できる法律を侵害しないようにすることを妨げるものにはならぬだろう。</p> <p>ネットワークの中立性ルールはまた、ネットワーク事業者が合法的なインターネットコンテンツへのアクセスを制限または限定しないかぎり、様々なサービスレベル(速度/帯域幅で評価される)には様々な金額をエンドユーザーに請求することを認めることも可能とする。何より、ネットワークの中立性ルールは、ネットワーク事業者がどのアプリケーションまたはサービスがインターネットで成功または失敗するかを選択する「2層構造」のインターネットの創設を防止するようにデザインされている。</p> <p>○ネットワークの中立性ルールは活気に満ちたインターネットを保護するために必要とされる</p> <p>ほとんどの国と比較すれば、日本の規制機関は、競争的なインターネットアクセス市場の育成に成功した。そのような環境にあっても、ネットワークの中立性ルールは、インターネットコンテンツまたはアプリケーションの妨害、あるいは一部のコンテンツまたはアプリケーションを優先することを防ぐために必要とされる。ネットワーク事業者間の競争は、反競争的行為を減らすのに役立つが、ネットワーク事業者は、依然としてコンテンツとサービスを提供するためにインターネットに依存する非系列のコンテンツ及びサービスプロバイダを差別することができる。非差別という基本原則を成文化するネットワークの中立性という単純なルールは、電気通信規制の「ベストプラクティス」であり、さらに IP 網への移行が続く中でインターネットの多くの利益を保護することを保証するものである。(スカイプ)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>3. 2 ネットワークの中立性という用語は確定的な定義が存在しないものの、本懇談会における議論においては、(a)通信網増強のためのコストシェアリングの在り方及び(b)コンテンツプロバイダーをはじめとする上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方という2つの視点から本件を取り上げることが想定している。これに関し、上記(a)及び(b)以外に検討すべき視点が存在するかどうか意見を求める。</p>	<p>○そもそも、国家戦略として推進してきたブロードバンドの普及においては、インフラだけが整備されてもコンテンツ流通の拡大が伴わなければ意味がないと考えます。情報通信のさらなるIP化進展のためには、コンテンツプロバイダがそのサービス拡大のために多額の投資を行なっているように、通信事業者もそのコンテンツ流通に対応すべく投資を行なうことが当然の義務であると認識しています。</p> <p>○一方で、料金に関しては、利用者はインターネット接続に対してキャリア・ISP が規定した接続料金を支払っており、その契約内容に応じたサービスの提供を受けるのは当然の権利であると考えます。コンテンツプロバイダは契約により定められた回線使用料を自社が直接接続する通信事業者を支払っており、コンテンツを配信するにあたり、さらに費用を払う必要はないと考えます。(ただし、コンテンツへの優先接続などの通信事業者の利用促進策に対して対価を支払うことについては、検討の余地があります。)</p> <p>○このような状況下で、例えば、コンテンツプロバイダが直接接続する通信事業者以外のインフラコストを負担するなど、利用者やコンテンツプロバイダが、コンテンツ配信のためにさらにコストを負担する事は通信事業者に対しての二重払いとなり、常識的には考えがたいことであると思われま。</p> <p>○通信事業者が通信網増強に対してのコスト負担をどこから捻出するかは各社の事業判断であり、第三者が指摘する事ではないと認識しております。(USEN)</p>
	<p>○概ね3. 2の(a)と(b)の2点により、主要な論点は網羅できているものと考えます。(ソフトバンク)</p>
	<p>○レイヤー型ビジネスモデルへの移行に伴い、ユーザーは情報伝送媒体の選択を通じて、コンテンツやアプリケーションを利用する。このため、利用者利益の確保のためには、コンテンツやアプリケーションの利用に際して、情報伝送媒体を提供する事業者によって差別的扱いを受けることは排除せねばならない。OECD等の議論においても、レイヤー分離が進むと情報伝送機能が集約される傾向があるため、伝送手段の提供における独占性が強まるとの懸念が示されている。</p> <p>従って、基本的に中間的介在者には中立性が求められる。例えば、ユーザーがコンテンツを享受する過程において、自由に事業者を選択できなかつたり、通信帯域や速度等の差別的扱いを受けることは、中立性を損なう行為といえる。</p> <p>本懇談会では、インフラ構築におけるコストシェアリングについても、ネットワークの中立性という観点での議論がなされている。ただ、いわゆる、ネットワークのただ乗り論は事業者間のコスト分配の問題であり、利用者利益の確保をターゲットとする競争ルールとは別個に考えるべき問題ではないか。(経団連)</p>
	<p>○ネットワーク中立性の議論においては、「通信網増強のコストシェアリングの在り方」及び「公正競争要件の在り方」という視点に加え、「ネットワーク利用における消費者の権利の在り方」という視点が存在すると考えます。</p> <p>具体的には、FCC の政策宣言「公共インターネットの利用に関わる消費者の権利」(第6回懇談会配布資料5の66ページ参照)で謳われている第二の権利「消費者は、法の執行に従いつつ、自らの選択によってアプリケーションやサービスを楽しむ権利を有する」をいう原則に則って議論する必要があると考えます。(テレコ</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	ムサービス協会)
	<p>○(1)にて総論的に述べさせていただきましたとおり、本件は設備投資インセンティブの確保に係る論点であることから、物理網レイヤーにおいて各事業者がインセンティブをもって設備投資競争を行なえるための検討も必要と考えます。(ドコモ)</p> <p>○弊社は、通信事業者の垂直統合を認めるべきと考えます。つまり、通信事業者は、インターネット コンテンツおよびサービス市場への参入を認められるべきであり、同時に、コンテンツやサービスを利用者に配信するためのインターネット接続サービスも提供する、ということです。通信事業者は、垂直統合型ビジネスを展開することで得る利益を活用し、継続的に NGN へ投資をすることが可能となります。またその結果、利用者も NGN のメリットを享受できるという、インターネットの好循環を生むことができます。</p> <p>また、消費者には、個人用に構成され、管理される IP ネットワークを活用したサービスを、NGN 事業者から購入するという選択肢があるべきと考えます。例えば、IPTV ネットワークでは、コンテンツ サーバーと消費者間で、私設網による接続を利用しますが、こうした IPTV サーバーは、多チャンネル映像配信サービスの新たな選択肢になります。</p> <p>しかし、インターネットの環境は異なります。インターネットは、アプリケーション、サービス、コンテンツの作成者による、迅速で頻繁な革新に支えられています。こうした先駆的な技術者が活躍し、ビジネスとして成功してきた背景には、もともとインターネットが自由な環境であり、利用者にサービスを提供するにあたりインターネット接続プロバイダと特別な契約を締結する必要がなかったことがあります。</p> <p>これら技術革新を奨励しつつ、信頼できる NGN 環境を実現するためには、業界全体として受け入れられる明快且つバランスのとれた緩やかな法規制が必要であると考えます。</p> <p>通常、インターネット接続事業者は、自社が提供するインターネット コンテンツやサービスと、提携関係のない他社が提供するコンテンツやサービスの両方に、自社のインターネット アクセス サービスを開放する動機があります。あるエコノミストは、これを「補足的な外部要因の吸収」と呼びました。つまり、多種多様なインターネット アプリケーション、コンテンツ、サービスへのアクセスを提供するオープンなプラットフォームを提供することで、事業者は価値あるビジネスを構築することができます。</p> <p>しかし、垂直統合型通信事業者には、インターネット コンテンツやサービスを差別する動機もあります。消費者にとって、ブロードバンド インターネット アクセス サービスの選択肢が複数あり、競合している場合でもです(例えば、FTTH、xDSL、ケーブル モデム、ワイヤレスなど)。</p> <p>これには、2つの理由が考えられます。</p> <p>1) 垂直統合型通信事業者にとって、エンド ユーザーに課金する単純なインターネット接続料よりも、上流コンテンツやサービスによる利益の方が大きい場合があります。競合により、インターネット アクセス料金が低価格化している場合、特にそうです。そうなると、彼らには、提携関係のない他社による上流コンテンツやサービスとの競合を封じようとする動機が生じるでしょう。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>2)ご承知の通り、ネットワークの性質上、市場では常に排他的な接続原理が存在します。つまり、消費者がある回線業者へ加入すると、インターネット接続事業者は、その消費者が複数のインターネット接続を利用している場合を別とすれば、必ずその回線業者を経由して情報を配信しなければなりません。</p> <p>これにより、場合によっては、終端処理を行う回線業者は、提携関係にないプロバイダにアクセス料を請求できることとなります。インターネットの場合、インターネット アクセス プロバイダが、インターネット コンテンツ プロバイダに対し、消費者へのパケット送信の代償として、送信料などの料金を請求するようになりかねません。</p> <p>こうした状況を踏まえつつも、必ずしも厳しい、複雑な法規制による介入が必要ではありません。一方で、インターネット接続プロバイダにこうした動機があり、しかも提携関係にないインターネット コンテンツを差別する力を持っている以上、明確な「ネットワークの中立性ルール」が必要です。弊社は、このルールを5つの「接続原則」として、以下の通り整理しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンテンツとサービス: 消費者は自らが選択した合法的コンテンツとサービスへアクセスできるべきである。 2. アプリケーション: 消費者は、自らが選択したアプリケーションを、そのアプリケーションがネットワークを損なわず、かつ違法でない限り、稼働できるべきである。 3. 個人的なデバイス: 消費者は、自らが接続用に選んだデバイスを、そのデバイスがネットワークを損なわず、かつ違法（例えばサービスを盗用できるデバイスなど）でない限り、自宅に接続できるべきである。 4. サービス プラン情報: 消費者は、自らのサービス プランについて、有用な情報を受けるべきである。 5. 接続とサービスの選択: 消費者は、適切な接続性と最低限のサービス品質を受けるべきである。それはインターネット アクセス プロバイダから、他のサービスを購入または受領しているか否かに左右されてはならない。 <p>これらの原則は、インターネット接続サービスにおいては、インターネット上にある、どのコンテンツ、サービス、アプリケーションを選択し、利用するかを決めるのは、通信事業者ではなく、消費者であるというルールを明記しています。</p> <p>これら原則は、例えば、オンライン サービス プロバイダが消費者へ接続する際に、（自らが加入するインターネット接続事業者への支払いに加えて）消費者が加入するインターネット接続事業者からも課金されることがないようにするものです。それでは、オンライン サービス利用に関わる選択権が消費者ではなく、インターネット接続事業者に移行してしまいます。これは、認められるべきではありません。</p> <p>この接続原則は、多大な設備投資の保護、開発と革新の奨励、消費者への適切かつ適正価格のサービス提供という3つの重要なポイントに関して均衡を保つことができると考えます。</p> <p>当社は、この原則により「ネットワークの中立性」という環境が推進されると期待しています。中立な環境では、インターネット接続事業者は消費者に対し、少なくとも、堅牢なネットワーク接続と高品質なサービスを提供し</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>まず、それは消費者が他に何か別のサービスを申し込んでいるか否かには左右されません。</p> <p>また同時に、インターネット接続事業者は、インターネット接続に付帯的なサービスを添えて、低価格で自由に提供することになるでしょう。もちろん、これらサービスに加えて、同じ設備を利用して IPTV のような管理された IP サービスを提供することも可能です。これらはインターネット上のサービスではないので、接続原則とは関係ありません。</p> <p>また、ここで「差別のない」という言葉が何を意味するかを明確化することも重要です。簡単に言えば、差別がないとは、インターネット接続を提供する者が、パケットの発信元、送信先、コンテンツ、あるいはサービス、アプリケーション、消費者の用途によって、価格を差別してはならないということです。ただし、これはプロバイダが、さまざまな帯域幅とサービス品質（QoS）レベルで階層化サービスを提供することを制限するものではありません。</p> <p>しかし、IP サービスの健全な革新を適切な形で奨励していくために、最下層のサービスにおいても、ネットワーク技術の向上とともに発展する規格に準拠した、十分なインターネット接続を利用できるよう、消費者に最低限の QoS が提供される必要があります。そうなるこそ、電子通信市場における競争と革新が維持されます。（マイクロソフト）</p>
	<p>○インフラ投資のインセンティブを促進するため、適正なコスト負担が必要であり、一義的には帯域や品質別の利用料金設定等の導入をビジネスベースで検討すべきと考える。</p>
	<p>○一方、事業者間の新たな課金システムの構築には新たなコスト負担も必要であり、導入するのであれば、業界全体としてのコンセンサス形成が必要だと考える。</p>
	<p>○トラヒックの集中等による通信設備への障害等を防止するため、少なくとも違法な利用については通信利用を制限する等の技術開発や、通信の秘密との関係等のルールについての整理が必要と考える。（富士通）</p>
	<p>○今後実現するユビキタス環境を考えると他メディアとの融合（PC と携帯電話の融合、放送と通信の融合等）における競争環境を見据えた視点が必要だと考える。（モバイル・コンテンツ・フォーラム）</p>
<p>○インターネットのオープンかつ中立的な構造は、市場革新、経済成長、社会の論理的思考力（social discourse）、そして自由に満ちあふれるアイデアのための巨大なエンジンとなってきた。インターネットの大成功は、いくつかの単純なネットワークの原則に遡ることができる。具体的には、エンドエンドのデザイン、レイヤー構造、そしてオープンな規範であり、これらの原則が一体として、オンライン活動において消費者に選択と自制を付与することとなる。この「中立的な」ネットワークは、ネットワークのエッジにおいて爆発的な発明が出てきたり、当社、Yahoo、eBay、Amazon、その他多くの事業者が成長してきたりするのを支えてきた。ネットワークが中立的であるので、新たなインターネット・コンテンツやサービスを作る人々は、キャリアの許しを請う必要も特別な料金を支払う必要もない。その結果、ワイヤレスの家庭内ネットワークに係る VoIP からブログまで、予想できなかった新たなサービスが提供されることとなった。それは、ネットワークを中心に制御することがデザインとして求められていたならば決して起こり得なかったものであろう。</p>	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○ウェブベースのアプリケーション及びコンテンツを提供する第一人者として、当社は顧客、広告主、パートナーが自由にインターネットにアクセスできる能力に信頼を置いている。ブロードバンド・キャリアが人々はオンラインで何を見て、何をしているかを管理できるようにするならば、インターネットがかような成功を収めることとなった原則を根底から覆すことになろう。当面は、大抵の日本の消費者はブロードバンド・キャリアをどこにするかについて真の選択に直面することほとんどないだろう。キャリアがある種のサービスを優先することができるならば、これらキャリアがオンライン活動を支配下に置き、日本の消費者にはオープンなブロードバンド・インターネットが提供されなくなるであろう。</p> <p>○当社は、いかなる消費者も自分が望む方法で支払いができるインターネット接続を利用することが可能であるべきと信じる。この原則、つまりキャリアではなくユーザがインターネット市場において勝者と敗者を選別する原則は、技術革新に必須の構造上かつ政策上の選択である。インターネットのオープンかつ中立的な構造がなければ、当社は生まれてこなかったであろう。我々はインターネットの将来を考えているが、それは単に我々自身のためではなく、潜在的にグーグルとなり得る他のすべての事業者のためである。インターネットの本質にある「許可を要しない技術革新」という活気のある体系が富と機会を地球上の人々にもたらす。中立的かつオープンなネットワークに基づくその体系は、将来を見据えた政府の政策によって育成され、そして推進されるべきである。(グーグル)</p> <p>○インターネットの不変の教訓 インターネットの出現により、多くのネットワーク技術者、ソフトウェア開発者、ハードウェア・ベンダー、そして企業家による素晴らしいビジョンとイニシアティブが出てくるようになった。それは、政府は道から外れるべきであり、この新たな相互作用的オンライン環境においてその才能を発揮することができるべきであると考え、構想力のある政策立案者をも含むものであった。同時に、そうした政策判断は、インターネットへのオープンかつ無差別のアクセスを可能にした米国の規制の枠組みによるものであった。 デジタルのハードウェアとソフトウェアのプロトコルが一体となるというインターネットの実際のデザインは、インターネットの経済的・社会的成功をもたらした。</p> <p>(1) 第一に、インターネットの特徴は階層化 (layered) されていることである。例えば、物理層には物理層の役割があり、トランスポート層にはトランスポート層の役割がある。このシンプルな仕組みが積み木のような柔軟なシステムを構成し、高レイヤーにおいては低レイヤーに影響を与えることなくアプリケーション等の開発を行うことが可能であり、また、低いレイヤーにおいても高レイヤーに影響を与えることなく技術開発が可能である。このように階層化されたシステムへの信頼がスムーズな地点間のパケットの伝送を可能にしている。</p> <p>(2) インターネットでは、エンドユーザがエッジにおいて利用するネットワークをコントロールすることが可能であり、例えばセキュリティレベルやブラウザのソフトの選択はユーザに委ねられている。これは電話やケーブルテレビのように、中央でコントロールされたネットワークと正反対のものである。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>(3) インターネットプロトコルは、サービスがネットワークから切り離されたデザインになっている。インターネットプロトコルは誰もが新たなアプリケーションを開発可能であり、これらは下位のレイヤーや並存するあまたのアプリケーションに対して中立的である(影響を与えない)。こうしてインターネットプロトコルはユビキタスなプロトコルとなった。</p> <p>(4) 以上のようにインターネットには中央でネットワークを管理する門番は必要ない。この原則のおかげでユーザはエッジにおいて活発に活動し、創造性を発揮してきた。このような環境下では、起業家は自ら発明したものについて許可を得る必要がなく、こうしてインターネットは革新のプラットフォームとなった。これはネットワークの所有者が利用者の活動をコントロールしているケーブルテレビの閉じたネットワークとは正反対のものである。</p> <p>このようなインターネットの構造に加え、インターネットの繁栄は開放性を支持する法的枠組のおかげでもある。多くの政府は賢明にもインターネット上での活動を直接制限することはしてこなかった。グーグルもインターネットが開放性と利用者の選択に支えられることを重視する自由化のアプローチを支持する。インターネットにアクセスするためのネットワークにおいては、電気通信事業者が通話先や通話内容に関与しないよう、開放性を確保するための規制があったことから、逆説的に、このラストワンマイルの規制がセーフガードとなり、インターネットは当初のデザインどおりの開放性を確保することができたのである。(グーグル)</p>
	<p>○市場集中度の高いインターネット市場の課題</p> <p>ブロードバンドネットワークがユビキタスになるにつれ、利用者はブロードバンドサービスを提供する事業者の選択肢が少ないことから、これらの事業者は市場支配力を持つようになり、インターネットの開放性が脅威に晒されることとなる。FCCは電気通信分野の差別的取扱いの禁止の規定をブロードバンド事業者に拡大する意図を示しておらず、事業者は競争事業者を妨害したりネットワーク上での利用者の活動をコントロールする経済的誘因を持つようになる。</p> <p>日本のブロードバンド市場は間違いなく世界で最も世界で進んだものである。利用者は政府のADSLや光ファイバの普及を進展させるための政策の恩恵を受けている。2005年12月時点で日本には2,200万のブロードバンド加入があり、これは世帯の44.4%に相当する。更に、ほとんどすべての利用者は米国より最大16倍高速なブロードバンドへのアクセスが月々わずかに22ドル程度で可能である。最大100Mbpsの超高速なサービスへも月額約40ドルでアクセスが可能である。これらと対照的に、利用しやすい価格でのブロードバンドの普及、利用の点で米国は大きく遅れをとっている。</p> <p>懇談会はNTTのFTTHとネットワーク中立性の関係について意見募集をしている。複数のブロードバンドネットワークの間で十分な競争がない限り、利用者の選択肢の確保とインターネットにおけるイノベーションに対する懸念が生じる。残念ながら、日本のブロードバンドにおける成功は異なるプラットフォーム間の競争によってもたらされたものではない。特にFTTHにおいては市場集中度が高い。ソフトバンクがADSL市場を薄利多売で</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>先行している一方、NTTはFTTHで大きな優位を保っている。現行法ではNTTは光ファイバ網の開放が義務付けられているにもかかわらず、NTT東西は日本全国にFTTHを普及させるという野心的な計画を持っている。2010年までにNTTは74億ドルを投資して世界最大のFTTHを法人、個人に提供しようとしている。あるアナリストはADSLへの熱狂は薄れ、FTTHが最新のブロードバンドサービスとして認知されはじめていているとしている。</p> <p>ブロードバンド事業者による差別取り扱い日本でも現実的な懸念である。米国でも、ブロードバンド市場は非常に集中度が高い。6年前の1999年と比して、この集中度は上昇していることに加え、ユーザへのセーフガードとしてラストワンマイルの競争を確保してきた規制も撤廃された。この状況下では、米国の事業者は利用者のネットワーク上での活動をコントロールする誘因や機会を有する。昨春、Madison River 者がVoIPへのアクセスを制限したばかりであり、同様のケースが発生している。主要事業者の幹部は、競争事業者やコンテンツ提供事業者に対して課金する方針を表明している。このように、市場集中度の高い市場における電気通信事業者による差別的取扱いは現実的な脅威となっている。(グーグル)</p> <p>○ネットワークの中立性を定義する</p> <p>A. 中心概念:トラフィックを阻止したり、損なったり低下させたりしないこと</p> <p>ネットワークの中立性の中心概念は、ブロードバンド提供事業者は消費者がコンテンツへアクセスし、アプリケーションを動かし、デバイスを利用する能力を阻止したり、損なったり低下させたりしてはならないというものである。こうした行為には、最も露骨で容易に探知可能な差別の形態が含まれる。最もよい例は、既に言及したマジソン・リバーの事例で、DSL提供事業者がVoIPのトラフィックを配信するためにポナージュが用いるポートへのアクセスを阻止したことから、FCCが罰則を適用したものである。既存事業者(ILEC)を含むすべての当事者は、こうした行為は公共の利益に反するものとして公然と非難した。ポート・ブロッキングの類似の事例が、国際的にも出てきている。当社は、この中心概念は実際の規制として盛り込まれ、日本の規制当局が違反行為に厳正に対処すべきであると考えている。</p> <p>B. 追加的概念:トラフィックを優遇しないこと</p> <p>ネットワークの中立性に関する追加的な要素は、キャリアがある種のトラフィックを優先させようとする様々な方法に対処するものである。かような優先に対する懸念は、「合理的な無差別」という基本的な概念、すなわちキャリアは客観的な理由がない限り差別すべきでないという概念に端を発するものである。キャリアが犯し得る優先行為には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 2つのパイプ:キャリアが構造的に2つの同等でないブロードバンド接続を用意し、太いパイプは私的な専用ネットワークに、細いパイプは公衆インターネットへのアクセスに使用する。</p> <p>(2) 料金の新たな二重取り:キャリアは、コンテンツ・アプリケーションプロバイダーにユーザとの往復のトラフィック配信について支払いを求める。</p> <p>(3) 排他条件付取引:キャリアは追加的補償の見返りに、第三者にトラフィック又はサービスを優先的に取り扱</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>う旨合意する。</p> <p>(4) ネットワークの最適化: キャリアは、ローカルサーバにコンテンツを隠すといった行動を通じて、好みのコンテンツやアプリケーションのトラフィックの流れをネットワークベースで最適化する手段を作り上げる。</p> <p>(5) QoS: キャリアは、一定のトラフィックの流れを最適化するソフトウェアベースの手段をデザインする。いずれも、あるトラフィックを優先するキャリアの行為は、他のトラフィックを低下させる。(グーグル)</p>
	<p>○日本のIPの枠組みにおいてネットワークの中立性を保持する</p> <p>当社は、物理網レイヤーにおける本当の競争がないため、あつらえで介入を最小限とした、実施可能なネットワークの中立性のルールを支持する。</p> <p>懇談会がこの問題を検討する際は、最後の目標は可能な限り透明なものとするべきである。この観点から、当社はインターネットを生み出したのと同じような環境、すなわちエンドユーザがプロバイダに足かせをはめられることなく、例えばアプリケーションを動かす、デバイスを利用し、コンテンツにアクセスするといった活動ができるような環境であることを希望する。</p> <p>この問題に対する長期的な観点からの回答は、活発なブロードバンド競争である。</p> <p>簡素で介入を最小限としたセーフガードを見つけることは、ネットワーク・オペレータが投資を回収する能力やさらに自身のネットワークを展開するインセンティブを否定するものではない。非常に現実的な方法では、当社のようなコンテンツ・アプリケーション事業者は、ブロードバンド・キャリアにより提供される高速アクセスが必要であり、キャリアもそうしたアクセス需要をかき立てるような魅力的な新たなインターネットを提供することが必要なのである。</p> <p>A. 物理網レイヤーにおける競争</p> <p>ネットワークの中立性はかなりのブロードバンドの集中を仮定しているため、最善の解決策は、代替的で競争的なブロードバンドの大枠を作り出すことを容易にすることである。ここでは、懇談会はブロードバンドの集中に対する市場ベースの解決策を見出すべきである。一つの構成要素は、別々の独立したブロードバンド・ネットワークがある時期までに日本の消費者に用いられるのを容易にするという国としての目標を作ることであるかもしれない。</p> <p>B. アプリケーション・レイヤーのセーフガード</p> <p>物理網レイヤーでの相当程度の競争がない場合には、ブロードバンド・キャリアが反競争的行為を行う能力を制限する方法がある。考えられるセーフガードには、次のものがある。</p> <p>消費者選択: 消費者は、ブロードバンド・キャリアに邪魔されることなく、彼らを選択するいかなるアプリケーション、コンテンツ及びデバイスにアクセスし、作り上げ、活用し、提供し、そして組み合わせることができなければならない。</p> <p>合理的な区別: キャリアは、「合理的な区別」という概念の下、客観的な基準に基づいた異なった方法により消費者を取り扱うべきである。関連する考え方として「帯域の中立性」があるが、これはキャリアがブロードバ</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>ンドのトラフィックを質的ではなく量的に区別することができるというものである。</p> <p>不合理な差別でないこと:「不合理な差別」の禁止は、消費者を往復するトラフィックの発信元、配信先、コンテンツ、又は属性に基づいて違法行為を排除すべきというものである。特に、キャリアは第三者課金により消費者のインターネットアクセス費用を回収することが禁止されるべきである。</p> <p>消費者の透明性:キャリアは、提供サービスのしかるべき側面をすべて開示することが求められるべきである。エンドユーザは、明確な言葉で書かれたサービスの料金、期間及び条件、特徴に関するキャリアの考え方(スピード、帯域、サービスの利用可能性等)をすべて知る権利がある。</p> <p>産業界の説明責任:キャリアは、ネットワーク管理、ソフトウェアのインターフェース、及び他の基準について説明責任を有するものでなければならない。</p> <p>効果的な執行:ネットワークの中立性のメカニズムに違反する行為についての正式な苦情は、総務省に直接届けられるべきである。ブロードバンド・キャリアに関する苦情については、当該キャリアに挙証責任を負わせる。さらに、インターネットへのブロードバンド接続について、その利用方法は正当かつ合法であると推定すべき(反証は可能)。</p> <p>(グーグル)</p>
<p>3. 3 より具体的には、まず第一に、通信網増強のためのコストシェアリングの在り方(「インフラ構築の面で確実にコスト回収ができる仕組み」が必要であるとの意見が表明されている)に関し、以下の点について意見を求める。</p>	
<p>1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の論拠としてどのような事案が考えられるか)。</p>	<p>○通常想定している1ユーザあたりの平均利用量を大きく上回る利用が継続し、その量が増大傾向となる場合、事業者としてネットワーク設備の増強は不可避であり、それに伴い新たな設備投資が発生することから、今後、問題が発生する可能性があると考えます。(ケイ・オプティコム)</p> <p>○固定通信事業及び移動体通信事業の双方において、現時点で問題が顕在化している事例はないものと理解します。</p> <p>○しかしながら、今後利用形態の変化、コンテンツ・アプリケーションレイヤーのサービスの多様化に伴い、こうした問題事例が発生してくる可能性は考えられます。</p> <p>○具体的な事例としては、アプリケーションレイヤーでモバイル VoIP 等が無料若しくは低価格で提供される場合が想定されます。</p> <p>○また、社会インフラとしての信頼性を考慮した場合に必要とされるネットワーク容量や、冗長化の考え方にも影響されるものと考えられます。(ソフトバンク)</p> <p>○通信サービスレイヤーを有する事業者が大多数の利用者の利便性を確保する為(全体のサービス品質を確保する為)、一部コンテンツの使用を規制するなど、結果的に一部差別的取扱いをせざるを得ない可能性がある。(J:COM)</p> <p>○当社のネットワークでは、映像配信を行うサービス事業者からのトラヒックは、現時点では全体に占める割合は小さいものの、2010年という時間軸でIP化の進展に対応した競争ルールを検討していく上では、FTTH利</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>用者が増加(2010年に約1,500万回線と予測*1)することにより、映像配信等の新たなサービスが登場し、膨大なトラフィックを生み出す可能性が考えられる。*1:総務省:次世代ブロードバンド構想 2010より(九州通信ネットワーク)</p>
	<p>○P2P通信の加速的増加やコンテンツプロバイダー等による無料映像配信の急激な増加に伴い、ISPのインターネット定額接続料金によるビジネスモデルが成立し難くなって来ています。すなわち、トラフィック増加がISPの設備増強に対するコスト低減努力を上回るスピードで増加している状況です。ネットワークの構築・維持の費用負担の在り方を事業者間で再検討する時期にきていると考えます。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>
	<p>○ノキアは、インターネットがこれからも革新と成長を続けて行くには、インターネットとインターネット上のサービスへの制約のないイー・アクセスが極めて重要であると考えております。サービスの統合が政府政策へ与える影響については、世界各国で検討されています。1つの結論は、水平型市場構造は競争を激化させ、したがってユーザーのためになる、というものです。さらに、水平型市場構造は、市場プレーヤーに、規模の経済と多角化の経済をもたらします。ひいては、水平型市場構造が、ユーザーにとって、供給の増加と価格の低下をもたらす結果となります。垂直型モデルの欠点は、時間の経過と共に、さらに著しいものとなると思われれます。(ノキア)</p>
	<p>○インフラ事業者は、ある平均的な利用を前提として、「ベストエフォート型で安価な定額制」となるブロードバンドサービスを提供しております。</p>
	<p>○その中において、P2P通信を行うごく一部のユーザトラフィックが相当程度のトラフィックを占める状況が出ており、同じ定額料金を負担するユーザーの間でその利用度合いに大きな格差が発生しています。</p>
	<p>○今後、コンテンツプロバイダーの発展に伴い、映像などのリッチコンテンツの流通が促進され、上記の格差は更に拡大するものと想定されます。(中部テレコミュニケーション)</p>
	<p>○現状では具体的な問題は発生していない。(イー・アクセス)</p>
<p>○エンドユーザ及びコンテンツプロバイダ等が負担している現在のインターネット接続料は、リッチコンテンツの流通やP2P通信等、ブロードバンドサービスの普及を勘案したコスト回収モデルになっていないことから、ブロードバンドサービスが普及した時代のコスト負担の在り方を検討すべき時期にあると考えます。</p>	
<p>○ブロードバンドサービスの発展のためには、そのサービスに対応したネットワークの構築・維持が必要不可欠であり、ネットワークを構築・維持する事業者とコンテンツ・アプリケーションを提供する事業者の両者のビジネスモデルをともに成立させ、ブロードバンドサービスの発展と安定的なサービス提供を実現するためには、両者が協調して、最適解を模索する必要があると考えます。(NTTコム)</p>	
<p>○P2P通信やリッチコンテンツを要因としたトラフィックの増加に伴い、通信網増強が必要になる事態、あるいは懸念は既に発生しています。(KDDI)</p>	
<p>2) 通信網増強のための応分のコスト負担を利用者に求める(現在は定額制料金を</p>	<p>○利用者(エンドユーザー)向けに通信を提供している事業者が、コスト負担を利用者に求めるかどうかは各社の判断である。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
負担)ことは適当か。	コンテンツプロバイダと接続している通信事業者は契約により定められた回線使用料を受取り、それを設備増強とコスト負担に充てている。一方で利用者向けに通信を提供している事業者が、そのコストを利用者の料金に反映させるかどうか各社の判断である。(USEN)
	○例えば道路の場合、一般道と有料道路については、その提供サービスによって提供価格に差があります。これと同様に、高速・大容量通信や相応の QoS を求める利用者については、応分のコスト負担を求めるという考え方には一定の合理性があり、事業者が市場原理に基づいて、個々の判断により料金設定を行うことが適当と考えます。(ソフトバンク)
	○原則として通信サービスレイヤーを有する事業者が帯域圧縮技術などを駆使して吸収すべきであると考えますが、一で、吸収し得ない通信量が、ネットワーク全体のサービス品質に影響を及ぼし、それらを使用しない大多数の利用者の利便を低下させることは回避すべきであり、その対応として通信サービスレイヤーを有する事業者が通信量に応じた設備増強を行う為には、段階的従量課金(一定量を超えた場合の従量課金など)の導入や、上位レイヤーの費用負担について検討が必要であると考えます。(J:COM)
	○当社の FTTH サービス料金は、1 回線当りの平均利用帯域を設計したうえで、定額性として料金設定を行っている。しかしながら、P2P ソフトによるファイル交換や映像配信サービスの普及等に伴い、利用者ごとの利用帯域に格差が生じ、1 回線当りの平均利用帯域を押し上げ、当初の想定を上回る通信網増強を行う必要が生じている。
	○従って、ある一定以上のトラフィックを越えた利用者には従量制料金にて提供するなどの考え方が適切と考えます。(九州通信ネットワーク)
	○インターネット接続定額料金では解決できない問題となっているが、利用者に負担を求めるのは適当ではないと考えます。(テレコムサービス協会)
	○受益者負担の考え方に立脚し、合理的範囲で利用者負担はやむをえないと考える。(アッカ)
	○当社の IP 網においても、ブロードバンド利用者の急増やアクセス回線の高速化、端末処理能力の向上、さらには映像配信等の利用の多様化に対応するため、恒常的に通信網の増強に取り組んでおります。
	○通信網増強に必要なコストは、基本的には当該サービスの受益者に負担していただきたいと考えますが、サービスの内容や利用形態によって、利用者に負担していただいたほうが良いのか、コンテンツプロバイダ等に負担していただいた方が良いのか等も異なるものと考えます。また、利用者間やコンテンツプロバイダ間においても、その利用形態や利用頻度による負担の公平性も考慮する必要があると考えます。
○現在の利用者向けの料金体系は、こうした利用形態や利用頻度にかかわらず、一律の定額制料金が中心となっておりますが、今後は、利用形態の多様化等を踏まえ、料金メニューの多様化等を検討していきたいと考えます。(NTT東)	
○今後のブロードバンドサービスの持続的な発展のためには、上位レイヤーにおける各種サービス提供のために必要な通信網の増強に要するコストが確実に回収できる仕組みを作る必要があると考えます。	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○その場合の通信網のコスト負担のあり方については、利用者が負担した方が良いケースとコンテンツプロバイダ等が負担した方が良いケースと、サービスの内容やビジネスモデルによって様々なケースが生ずると考えられます。また、現在の料金体系は、利用形態や利用頻度にかかわらず、一律の定額制料金が中心となっていますが、今後は、利用形態の多様化等を踏まえ、料金メニューの多様化や、関係する事業者間でコストを適正に分担する仕組みを検討していく必要があると考えます。(NTT西)</p>
	<p>○今後のブロードバンドサービスの発展のためには、上位レイヤにおける各種サービス提供のために必要な通信網の増強に要するコストが回収できる仕組みを作ることにより、通信網の増強に対するインセンティブを確保することが必要である。</p>
	<p>○その場合の通信網のコスト負担のあり方については、利用者が負担した方が良いケースとコンテンツプロバイダ等が負担した方が良いケースと、サービスの内容やビジネスモデルによって様々なケースが生ずると考えられる。また、利用者負担とするケースでは、現在の料金体系は、利用形態や利用頻度にかかわらず、一律の定額制料金が中心となっているが、今後は、利用形態の多様化等を踏まえ、料金メニューの多様化や、関係する事業者間でコストを適正に分担する仕組みを検討していく必要があると考えている。(NTT)</p>
	<p>○P2P 通信の加速的増加やコンテンツプロバイダー等による無料映像配信の急激な増加に伴い、ISP のインターネット定額接続料金によるビジネスモデルを通しての収益確保が難しくなって来ています。すなわち、映像配信によるトラフィック増加が ISP の設備増強に対するコスト低減努力を上回るスピードで増加している状況と言えます。しかし、利用者へのサービス性の維持・向上また IP 化が発展途上であること等を考慮すると、現時点において利用者に対して設備増強コストの負担を求めることは得策ではないと考えます。</p> <p>IP 時代のビジネスモデル／サービス・システム・事業構造においては、垂直的且つ水平的なレイヤーの組合せによって、互いに協調・連携し、公正競争の中で市場を拡大して行くことが重要であるので、各レイヤーを構成する事業者間でコストを最適に負担する仕組みの検討は適当であると考えます。(NEC)</p>
	<p>○情報の受信者(利用者)と発信者(コンテンツプロバイダー)のいずれか一方のみにコスト負担を求めることは困難だと考えます。そのサービスの性質により、受益者負担の原則に基づきコストを応分にシェアするのが望ましいと考えます。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>○現在、ネットワークの顧客は、アクセス料金によって、そのネットワークに資金を供給しています。顧客という中には、ネットワークの接続能力及びインターネットに対する帯域幅に対して料金を支払うエンドユーザーとサービスプロバイダの両方が含まれます。したがって、ネットワークのユーザー(ユーザー、サービスプロバイダ及びコンテンツプロバイダ)は、既にネットワークコストを負担しています。また、市場において、異なるメカニズムで、さらにコスト分担の必要性が発生した場合、ノキアは、かかるコストの分担が、承認された業界標準に基づいたものとなるような環境が好ましいものであると考えます。(ノキア)</p>	
<p>○インフラ事業者が利用度の高い利用者に対して応分のコスト負担を求めることは、インフラ品質を維持するに</p>	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>は必要不可欠ではありますが、現在、各インフラ事業者とも定額料金を採用しており、単独で追加料金を設定することは競争上、困難と思われます。</p> <p>○一方、コンテンツ等の提供者が、その利用者に対して応分のコスト負担を求めるかどうかは、コンテンツ提供者それぞれのサービスモデルに依存するものと考えます。</p> <p>○このように、適正なコストシェアリングの在り方について一定の合意が形成されない場合、インフラ事業者の設備は特定の高利用者に圧迫される一方で、インフラ事業者はコスト回収が図れない設備投資に躊躇、投資意欲を減退せざるを得ず、結果としてブロードバンドサービスの質の低下を招く恐れがあります。(中部テレコミュニケーション)</p> <p>○現状では通信事業者は利用者に対しては多様な価格設定権を有しており、ネットワーク維持のコストの回収についてはその裁量の範囲内で事業者が工夫して解決すべき問題と認識している。</p> <p>ただし、ピアリングによるISPやコンテンツプロバイダとの接続では、価格設定権を有していないので問題が今後生じうる、あるいはすでに生じている可能性はあると考えるが、現状では市場メカニズムにより解決できないほど歪みが生じているとは思われない。(イー・アクセス)</p> <p>○P2P通信やリッチコンテンツの流通等に限定されるものではないが、インターネットにおける通信においては、情報の受信者(コンテンツ利用者等)と発信者(コンテンツプロバイダ等)のいずれか一方にのみ負担を求めることは困難であり、どちらに負担を求めるかは、そのサービスの形態により様々であることから、今後のサービスの多様化に合わせて、ユーザ料金の多様化や事業者間のコスト負担の在り方について検討していくことが必要であると考えます。</p> <p>○ただし、競争市場下の価格形成について料金体系のルール化を全ISP一律に行うことは困難と考えます。(NTTコム)</p> <p>○現時点では直ちに統一的なルールを整備するまでの状況には至っていないと認識しておりますが、今後、P2P通信の加速度的増加やリッチコンテンツの流通が今以上に顕著になる可能性があることから、状況を継続的に把握しつつ、コスト負担の在り方等について予備的な検討を行うことが必要と考えます。(KDDI)</p>
<p>3) 通信網においてコンテンツ等を提供するコンテンツプロバイダ等が追加的に通信網増強のためのコストを負担する仕組みを導入することは適当か。</p>	<p>○コンテンツプロバイダ等がコストを負担する仕組みの導入が適当と考えます。</p> <p>※その場合、どのようなコンテンツプロバイダ等に費用負担を求めるべきか、十分な議論が必要と考えます。(ケイ・オプティコム)</p> <p>○一律にそのような仕組みを導入する事は適当ではない。コンテンツプロバイダは契約により定められた回線使用料を、接続している通信事業者に支払っている。一方で、ユーザー側に接続サービスを提供している通信事業者における、通信量の増大に応じた通信網増強は、各事業者が経営判断として行なうべきものであり、そのコストを直接、契約をしていないコンテンツプロバイダに転嫁することは適当ではない。(USEN)</p> <p>○今後、大容量コンテンツの拡大や、センサーネットワークの普及によるトラフィック拡大が想定されます。事業者側では、これらのトラフィック拡大に対応するための通信網増強が必要となりますが、基本的には通信機器</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>や通信技術等の進歩により対応可能と考えられます。</p> <p>○一方、コンテンツプロバイダ等による追加的コスト負担実現のためには、どのような形で該当トラフィックを特定するか、コスト負担額をどのようにして算定するか等、解決すべき課題は多いものと考えます。</p> <p>○したがって、トラフィックの拡大予測、通信網増強に係るコスト予測、コンテンツごとのトラフィック特定方法、追加コスト負担額の算定方法等に関し、まずは総合的な検討(ファーズスタディ)を行うことが適当と考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○上位レイヤーのコンテンツ、アプリケーション提供者は、一部のISPにインターネットバックボーンコストを負担するだけで自由にお客様へサービスを提供し、収益を確保することが可能になっている。</p> <p>○今後は、映像等大容量のコンテンツ、アプリケーションが急速に進展することが考えられるため、インターネット接続サービス提供事業者が構築するバックボーンコストの負担増大が懸念される。</p> <p>○このため、上位レイヤーのコンテンツ、アプリケーションサービスを提供する事業者も含めて、ネットワークインフラコストを公平に負担するルールが必要であると考えます。(九州通信ネットワーク)</p> <p>○コンテンツプロバイダ、インターネットサービスプロバイダ及び設備ベースの電気通信事業者による公平・相当な受益者負担の在り方の検討及び導入が必要と考えます。</p> <p>この検討においては、利用者の視点に立ったQoSの在り方が重要と考えます。</p> <p>例えば、リッチコンテンツを提供するコンテンツプロバイダから見ると、利用者に受け入れ可能なQoSでコンテンツを配布(専用CDNの利用、優先伝送サービスの利用、必要帯域幅の確保等)する必要があり、そのために必要なコストを負担することも考えられます。(テレコムサービス協会)</p> <p>○レイヤー間の競争モデルを想定すると、通信網にかかるコストは、コンテンツプロバイダが速度保証をしたい場合には追加で負担することが必要がある。(アッカ)</p> <p>○現状、コンテンツプロバイダーはISPの基盤の上で事業を成立させており、無料動画配信等の急増するトラフィックに比例した収入を上げられるのはコンテンツプロバイダーです。IP時代のビジネスモデル/サービス・システム・事業構造においては、垂直的または水平的なレイヤー構造において、互いに協調・連携し、公正競争の中で市場を拡大して行くことが重要ですので、レイヤーを跨る事業者間で、コストを負担する仕組みの導入は必要であると考えます。(日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ノキアは、コンテンツプロバイダは、電気通信事業者から接続を購入することによって、その電気通信網を増強するためのコストを、その中で既に支払っていると考えます。さらに、ノキアは、事業者間の現在の構造は、レイヤー間のインタフェースが業界標準に準拠していることを前提にすると、今の市場状況においては十分であると考えております。(ノキア)</p> <p>○コンテンツ提供者からインフラ事業者に対して適切なコストシェアリングが図れるのであれば、インフラ事業者が提供するブロードバンドサービス上で提供されるコンテンツに関して、そのコンテンツ提供者が、通信網増強のためのコストを負担することは必須であると考えます。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○しかしながら、コンテンツ提供者からコンテンツ利用者までの経路等が正確に把握できない(=適切なコストシェアリングができない。)のであれば、インフラ事業者がコンテンツ利用者に対して直接請求する仕組みが必要ですが、現時点においては、競争上、実現は困難であると考えます。(中部テレコミュニケーション)</p>
	<p>○利用料金の値上げという手段で、事業者は通信網を増強するためのコスト負担を利用者=消費者に強いことができる。利用者のちがいによるトラヒックの差を無視できないのであれば、従量課金制等を導入すればよい。それらはすべて事業者の経営判断に委ねられている。経営判断に大きな誤りがあれば、市場から退場するだけである。利用者がコンテンツプロバイダーであっても、同じことが言える。(個人)</p>
	<p>○ネットワークを区別するための原理を明らかにする</p> <p>近年、米国のブロードバンド・キャリアは、なぜエンドユーザ自身のインターネット接続を規制するため、エンドユーザの能力を制限する必要があるかを説明するのに様々な正当化事由を提示してきた。何年もの間、多くのキャリアはアプリケーション・プロバイダを差別したりその顧客のインターネットへのアクセスを制限したりすることはしないと主張してきた。最近の議論では、スパムメールや他のセキュリティ上の脅威から顧客を保護したり、VoIP サービスの品質を保証したりするためにネットワークを制御すべきと主張している。エンドユーザの能力を制限して自身のインターネット接続を制御することを正当化するための理由として、現在、米国のブロードバンド・キャリアたちは、自らのIPビデオサービスがかなりの帯域を必要とすることを主張している。また、ブロードバンド・ネットワークの提供に要する費用の支払いについて、当社のようなアプリケーション・プロバイダを当てにすることになった。それは、ネットワーク制御を切り詰めようとするのが投資を継続するインセンティブを阻害するという議論である。これらの正当化事由は、いずれも厳密に吟味されたものではない。</p> <p>(1) ネットワークの中立性は、キャリアやアプリケーション・プロバイダがプライバシー、セキュリティ及びサービスの品質といったエンドユーザの懸念を解消するためのソフトウェアの解決策を作り出すことを妨げる必要はない。この問題は、ネットワーク・オペレータが、アプリケーション層よりもむしろネットワークの物理層又は論理層における機能性を持たせる場合に生じる。そうした動きは、インターネットの基本的な構造に関する原則の多くに反するものである。特に、アプリケーションに関する問題を物理網において解決しようとするれば、それはインターネットのレイヤー型でモジュール型の性質に反するものである。いくつかの限定的な例外はあるものの、ネットワーク内でパケットを排除したり阻止したりすることはエンドエンドのデザインの原則に反する。</p> <p>(2) ブロードバンドのキャパシティは、ネットワークの所有者が我々に信じ込ませるほどに窮屈なものではない。VoIP のようないくつかのアプリケーションは、ほとんど帯域を使用しない。マルチ・プレイヤー、リアルタイムのゲーム、ストリーム配信のビデオといったものは、もっとキャパシティを必要とするかもしれないが、そういったアプリケーションであれば、(トラフィックのソース、配信先又は内容にかかわらず)求められるアクセススピードに基づいて顧客が追加的な支払い義務化することもあり得る。</p> <p>(3) ブロードバンド・キャリアは、既にネットワークを利用した自身の顧客によって完全に費用を回収できてい</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>る。こうした会社は、投資を回収するために必要と思えば何でも顧客に請求することができる。プロバイダの顧客ではないウェブベースの会社から追加料金を徴収しようとするれば、それは「二重の回収」の一形態である。当社は、インターネットアクセスに関し彼らのネットワークへの投資に関連する費用とリスクを補填する料金を定める力がキャリアにあることは争わない。</p> <p>(4) 一部のキャリアは、公衆インターネット向けと専用サービス向けの2つの別々IPネットワークを作り上げるための許可を求めている。ブロードバンドのネットワークをブロードバンドの料金レーンとナローバンドのレーンに分けるのは、国内の競争を通じた利益だけでなく、インターネットの背景にあるデザインと精神に反するものである。また、定義によっては、ある者を有利に扱い、ある者を不利に扱う。消費者がブロードバンド・プロバイダの選択の余地がほとんどない環境下においては、今日我々が当然と考えるような確固としたオープンな環境に結果としてなる。優先順位を付けることは、ゼロサムゲームにならざるを得ない。(グーグル)</p>
<p>4) 通信網増強のためのコストシェアリングの公平性という点に鑑み、ISP間(特に上位ISPと下位ISPとの間)の接続(ピアリングやトランジット)に係る接続料が市場メカニズムを通じて健全に決定されていると考えられるか。また、これに関連して、多段階のISP接続が実現する中、円滑なコンテンツ配信を確保する観点から、トータルとしてのQoSを確保するために検討されるべき具体的な事項はあるか。</p>	<p>○接続料の決定については、それぞれのISPが事業性を考慮してピアリングやトランジットに係る接続料を決定していることから、市場メカニズムを通じて健全に決定されていると考えます。</p> <p>なお、多段階のISP接続において、トータルとしてのQoSを確保するための具体的検討事項については、従来、ISPは独立したネットワークとしてそれぞれのポリシーで運用していることから、どのようなアプリケーションにどのようなQoSを求めるのかという議論が先決と考えます。(ケイ・オプティコム)</p> <p>○接続料は市場メカニズムを通じて健全に決定されていると考える。</p> <p>「トータルとしてのQoSの確保」という議論は、インターネットの定義から外れており、各社の努力によって通信品質向上を図るべきである。(USEN)</p> <p>○基本的に、インターネット全体で、トータルでのQoSを政策的に確保する必要はないものと考えます。</p> <p>○一方、一部のネットワークにおいてQoSを確保する場合には、エンドエンドでの通信制御機能の標準化や構築、相互接続における接続条件の明確化等が必要です。(ソフトバンク)</p> <p>○上位ISPと下位ISP間の接続に係る接続料は相対契約により決定されることから、下位ISPに対し、公平性が保たれているか不透明である。</p> <p>○従って、上位ISPは市場支配力を有していると考えられることから、接続料に関する状況をオープンにすべきと考える。(九州通信ネットワーク)</p> <p>○現状では、設備保有事業者と非設備保有事業者の間、或いは大規模事業者と小規模事業者の間の接続交渉において、設備保有事業者及び大規模事業者が有利な立場に立つことが多いと考えます。</p> <p>市場原理に任せるのが原則との意見もありますが、IP化に向けて、我が国としてのネットワーク全体の最適化の考慮しながら、相互接続条件とコスト負担に関する最低限のルール策定を早期に検討する必要があると思います。(テレコムサービス協会)</p> <p>○技術が急速に進展し、様々なビジネスモデルが生まれているブロードバンド市場においては、基本的に事前</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	規制を課すことなくビジネスベースで進められるべきであると考えます。(NTT東)
	○技術が急速に進展し、様々なビジネスモデルが生まれているブロードバンドにおいては、 基本的に規制を課すことなくビジネスベースで進められるべきである。 (NTT)
	○今日まで、国際接続のトランジット接続料については、市場メカニズムが働き、それぞれ当事者間の契約に委ねられて、基本的に順当な市場競争の状況にあったと考えられます。 国内ISP間(水平的関係)については、通信コストを削減し顧客に安価なサービスを提供する目的で、無料での相互接続(ピアリングなど)が広く行われていますが、一部のトラヒックが急増した場合には課金できる仕組みとなっておらず、実質的には不公平な状況になる場合があります。 多段階のISP接続におけるトータルのQoS確保を実現するためには、各サービスが必要とする品質の定義と基準策定が必要であると考えます。それにより、各ISPはGrade of ServiceをEnd2Endで提供することが可能になると考えます。(日本インターネットプロバイダー協会)
	○ノキアは、接続コスト及び QoS 協定の必要性のいずれについても、新たな規制が無くとも、市場メカニズムによる調整が可能であると考えます。(ノキア)
	○ISP 間接続については、現時点で一部の大手事業者による寡占的な状態にあり、特に後発事業者にとって参入障壁が高い事態が生じていると考えられます。このため、ISP 接続市場における競争状況を評価し、市場支配力が存在している場合には、排除する措置を講じる必要があると考えます。
	○多段階の ISP 接続において、トータルの QOS を確保することは技術的に困難と考えます。(中部テレコミュニケーション)
	○インターネットは、世界各国のISPが相互に接続し、互いの経路情報を交換し合うことで成立しており、技術が急速に進展し、様々なビジネスモデルが生まれているブロードバンド市場においては、従来どおり、ビジネスベースでISP間接続やQoS確保を進めていくものと考えます。(NTTコム)
	[接続料の健全性] 下位ISPは、料金を含めた各種提供条件が異なるサービスを提供する複数のISPの中から上位ISP選択することが出来るため、接続料も市場メカニズムを通じて健全に設定されているものと考えます。
	[多段接続におけるQoS] 現在のところ、ISP間の接続には、QoSを制御する概念はないと認識しております。本件については、今後、各事業者による構築が見込まれるNGN(QoSの制御が可能)の接続に関する議論の中で検討することが妥当と考えます。(KDDI)
	○強者が弱者に支払いを強いるピアリングの仕組みは改善されていない。また地域 IX 等は何ら改善に寄与していないように思える。しかしより深刻な問題がアプリケーションレイヤーで生じている。たとえばSIPによるVoIPゲートウェイサービスが NTT 等大手キャリアの独自仕様で運営されている場合がある。他事業者は自前のコールエージェント等を持つことが困難になり、あるいは NTT 等大手キャリアの鎖を断ち切ることができない

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>5) 通信網を流れるコンテンツ等の増加があったとしても、エッジ(ユーザー)側の端末機能、ルータ等の処理能力の向上、帯域圧縮技術の動向、CDN(Content Delivery Network)事業による問題解決の可能性等を考えれば、追加的コスト負担は通信事業者側において十分吸収可能ではないかという点についてどう考えるか。</p>	<p>合がある。(個人)</p>
	<p>○通信事業者が想定している1ユーザあたりの平均利用量を大幅に超える利用が継続する場合は、より進展した技術の導入をもってしても、追加的コスト負担を吸収できない場合があります。(ケイ・オプティコム)</p>
	<p>○通信量の増加に伴う通信網増強による追加的コスト負担が通信事業者側で吸収可能かどうかは、個々の事業者が収益見合いで総合的に判断すべきである。(USEN)</p>
	<p>○基本的には、通信技術や通信機器等の進歩により、通信事業者側で吸収可能と考えられます。一方、仮に爆発的に普及拡大するようなアプリケーショントラフィックが発生した場合に、トラフィック増加の加速度と発生する問題に他技術の進歩が対応できない、そしてネットワークの原価を著しく圧迫するといった事象が発生する可能性も考えられます。</p>
	<p>○また、移動体通信事業については、移動体アクセス網(無線区間)及び端末設備において、技術の進展によっても十分に追加コストを吸収できない可能性が考えられます。(ソフトバンク)</p>
	<p>○現状ではエッジ(ユーザ)側端末機器などの技術革新を上回るトラフィックの増加が課題であり、既存機器からコスト、時間を要して切替え実施しても早急の問題解決の可能性は低いと考える。</p>
	<p>○将来的にトラフィックの増加傾向と機器の性能、コストを考慮し、総体的メリットが発生する状況になった時点で、通信事業者側での追加的コストの吸収について再度見直しを行うことが適用と考える。(九州通信ネットワーク)</p>
	<p>○通信事業者の研究開発費のコスト負担によって高速化され、トラフィック増大に対処できたとしても、そのコスト負担を通信事業者のみに負担させることは、今後の更なる高速化のインセンティブがなくなるという面からも妥当ではない。(アッカ)</p>
	<p>○当社では、ご指摘のような技術革新等により、IPトラフィックの急増に対応していく考えですが、一方で利用者やコンテンツプロバイダ等の利用形態やニーズは今後ますます高度化・多様化していくため、現時点で一概に追加的コストを通信事業者側で吸収可能か否かを判断することは困難であると考えます。</p> <p>いずれにしても、開発を含めた通信網の増強・維持コストについて、基本的には当該サービスの受益者(利用者、コンテンツプロバイダ等)に負担していただきたいと考えます。(NTT東)</p>
	<p>○技術革新等により通信網増強のための追加的コストが縮小するとしても、通信網の増強に伴う追加的コストについては、通信網を利用するユーザや関係する事業者間での負担の公平性が保たれる必要があると考えます。(NTT西)</p>
<p>○技術革新により通信網増強のための追加的コストが縮小するとしても、通信網の増強に伴う追加的コストについては通信網を利用するユーザや関係する事業者間での負担の公平性が保たれることが必要。(NTT)</p>	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○ダイヤルアップ接続環境の当時から、今日のブロードバンドアクセス環境まで、コンテンツ等の利用拡大に対する設備増強コストは、通信事業者側にて様々な新技術の導入等によって吸収する努力をしてきましたが、もはや吸収しきれない状態になりつつあります。その原因は、利用者のインターネットアクセス環境の高速化によるバックボーン回線容量当たりの利用者収容数の大幅な減少です。これにより多重効果によるコストパフォーマンスの確保が厳しい状況です。</p> <p>例えば、ナローバンドの時代に比べて、利用者一人当たりのバックボーンの容量が数百倍必要になっているのに対し、容量当りの回線コストは十分の一程度にしかならず、ISPはコスト増をカバーできない状況です。またコンテンツを流通させるネットワークの選択権はコンテンツプロバイダー側にあり、CDNの利用をコンテンツプロバイダーに義務付けることはできません。その意味でCDNの活用は抜本的な解決にならず、通信事業者側のみでコンテンツ等の増加によるコストを負担することは困難です。(日本インターネットプロバイダー協会)</p>
	<p>○ノキアは、事業者は多段的技術メカニズムとビジネスメカニズムを兼ね備えており、同事業者の通信網が最適に使用されていること、及び、その事業が経済的に持続可能であると考えております。したがって、ノキアは、ネットワーク改善の追加コストは、現在と同様の方法で引き続き吸収可能であるということに同意致します。(ノキア)</p>
	<p>○インフラ事業者は、ある平均的な利用を前提として設備を構築し、「ベストエフォート型で安価な定額制」となるブロードバンドサービスを提供しております。</p> <p>○これに加えて、コンテンツ等の増加に合わせて、インフラ事業者が自らの負担により、エッジ側の端末機能、ルータ等の処理能力向上等の大幅な網内改修を実施することは、現在のサービス的前提条件を崩すこととなり、実質的にコスト回収の目処が立たないことから困難と考えます。(中部テレコミュニケーション)</p>
	<p>○ブロードバンドサービスの普及がネットワークにインパクトを与えることは事実であり、ルータ等の処理能力向上や帯域圧縮技術等の利用により、ある程度のトラフィック増への対応は可能としても、その開発やネットワークへの実装には追加的な費用が発生します。</p> <p>○って、通信網の増強・維持にかかるコストについては、エンドユーザや事業者の間での負担の公平性を確保していくことが必要と考えます。</p> <p>○なお、コンテンツを流通させるネットワークの選択権はコンテンツプロバイダ等にあり、CDN等、従来の通信網とは別のネットワークのみの利用を義務付けることは不可能(利用を促してもその効果は限定的)であることから、CDN事業の活用は抜本的な解決策とはならないものと考えます。(NTTコム)</p>
	<p>○現時点で帯域圧縮技術等により通信事業者側で追加コストが吸収可能か否かの判断は困難です。P2P通信やリッチコンテンツを要因としたトラフィックの増加には様々な形態が存在すると考えられますが、検討に当たっては、トラフィック増加要因の整理や想定外のサービスが登場する可能性も視野に入れることが必要であると考えます。(KDDI)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
6) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。	
3.4 第二に、上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方に関し、以下の点について意見を求める。	
1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の根拠としてどのような事案が考えられるか)。	<p>○移動体通信事業においては、ネットワークのオープン化を考慮した取組みを推進しており、現時点において、問題が顕在化している事例はないと理解します。(ソフトバンク)</p> <p>○今後発生しうる問題として、P2P通信やリッチコンテンツ流通業のアプリケーションやサービスに対して、これらの帯域の幅を制限するような技術的対策が電気通信事業者により採用され、この結果、革新的なアプリケーションやサービスの発展が阻害されることになる可能性があると考えます。(テレコムサービス協会)</p> <p>○ノキアは、現時点では、上位レイヤーについては何の問題も認識しておりません。ノキアは、市場の失敗及び事実上の独占状態の発生についての直接的証拠が無い限り、上位レイヤーに対して規制の必要は無いと考えます。 しかしながら、社会的に注目されつつある、M-コマース、緊急通報、福利厚生サービス等のサービスを共通に可能とするプラットフォームの標準化における行政の役割の課題があげられるかと考えます。(ノキア)</p> <p>○現時点において、上位レイヤーの市場参加者の視点では、市場支配力を有する事業者の通信網が圧倒的優位な状況にあり、今後のIP網への移行を考慮すれば、この傾向は、さらに強まると考えられます。</p> <p>○公正競争要件を確保するため、通信網への接続条件等について、市場支配力を排除する仕組みを講じる必要があると考えます。(中部テレコミュニケーション)</p> <p>○通信事業者として、現状では問題点が発生しているとの認識はないが、支配的事業者が上位レイヤーのプレーヤーに対してもつ影響力が大きく、問題が顕在化していない可能性があるため、状況についての調査が必要(イー・アクセス)</p> <p>○現時点では具体的な問題を認識していませんが、今後、問題が発生した場合には、従来どおり誠実な事業者間協議により解決を図ることが原則であると考えます。(KDDI)</p> <p>○下位レイヤーの通信事業者等が意図するしないに関わらず公正競争を阻害するような問題が発生する環境にあるため、具体的な事例も散見されるようになってきていると考える。</p> <p>○下位レイヤーのプラットフォーム環境によって上位レイヤーの事業者は、ビジネスモデルを制限される等の大きな影響を受ける。よって携帯電話網での周波数帯の独占的使用等の優位な条件にある下位レイヤー事業者が、上位レイヤーへの進出にあたっては、公正な競争環境が実現できる要件を充たす事が必要だと考える。具体的な要件に関しては、行政や専門の第三者機関によるガイドライン等の制定が必要だと考える。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>
2) 本件に係る議論においては、通信網を設置・運営している設備ベースの電気通	○基本的に事業者は上位レイヤーの市場参加者への通信網提供についても市場原理に基づき判断することが適当です。したがって、公正競争条件を確保するためには、対象を市場支配的事業者に限定して議論すべき

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>信事業者全体が議論の対象となると考えられるか、それとも指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に限って議論の対象となると考えられるか。また、その論拠は何か。</p>	<p>と考えます。(ソフトバンク)</p>
	<p>○上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方については、現時点においても、電気通信事業者全体が議論の対象であり、今後の競争ルールの見直しにより更に全体議論になると考える。(J:COM)</p>
	<p>○利用者の視点に立つと、インターネット上のアプリケーションやサービス全般の利用に係わる問題であり、指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に限定して議論すべきでないと考えます。(テレコムサービス協会)</p>
	<p>○アプリケーションサービスやコンテンツサービスを提供するプロバイダーは指定電気通信設備のみを使用するわけではないので、広く議論しておくべきである。(アッカ)</p>
	<p>○当社のIP網は、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISPと公平に接続しておりますが、他事業者のIP網は、垂直統合型モデルが採用され、ISPが自由に選択できないケースが少なくないと認識しております。</p>
	<p>○お客様の利便性や選択の自由の確保の観点からは、上位レイヤの市場参加者はより多くの通信事業者との接続ができることが望ましいことから、一般的な接続義務の対象を指定電気通信事業者とそれ以外とで区別する理由はないと考えます。</p>
	<p>○なお、IPネットワークについては、先述のとおり他事業者も独自のIPネットワークを構築しており、当社のIP網にボトルネック性はないことから、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えております。(NTT東)</p>
	<p>○ユーザの利便性や選択の自由を確保する観点からは、上位レイヤーの市場参加者がより多くの電気通信事業者と接続できることが望ましいことから、本件に係る議論の対象を、指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に限定する必要はないものと考えます。(NTT西)</p>
	<p>○NTT東西のフレッツ網は、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISPと公平に接続している一方で、他の通信事業者のIPネットワークについては、垂直統合型モデルを採用し、ISPが自由に選択できないケースが多いと認識している。</p>
	<p>○ユーザの利便性や選択の自由の確保の観点からは、上位レイヤの市場参加者はより多くの通信事業者との接続できることが望ましいことから、一般的な接続義務の対象を指定電気通信事業者とそれ以外とで区別する理由はない。</p>
<p>○なお、IP網については、NTT東西のアクセスラインやコロケーションの開放により他社も独自のネットワークを構築しており、NTT東西のフレッツ網自体にはボトルネック性はないことから、指定電気通信設備から除外すべきと考えている。(NTT)</p>	
<p>○ノキアは、ネットワークの中立性及び水平型ビジネスモデルの可能性の保証は、機器の所有権の仕組みとは</p>	

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>無関係に保証されるべきであると考えます。(ノキア)</p> <p>○市場支配力の濫用による公正競争の阻害を排除する観点から、指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に限った議論とすべきと考えます。(中部テレコミュニケーション)</p> <p>○基本的には市場の自由な競争に任せるべきであると考えます。電気通信事業者全体を対象とした統一的なルールを導入はサービスの進展や技術の進歩の阻害要因になる可能性もあります。</p> <p>なお、設備ベースの電気通信事業者との公正競争要件の在り方に関する議論を行う場合には、以下のような市場の特性に留意し、ボトルネック設備を保有する第一種指定電気通信事業者に限って議論の対象とすべきと考えます。</p> <p>【固定通信分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可欠設備／ボトルネック設備を保有する電気通信事業者(第一種指定電気通信事業者)が存在していること。 ・電話の独占時代からの顧客基盤を保有する事業者が存在していること。 <p>【移動体通信分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可欠設備／ボトルネック設備を保有する電気通信事業者が存在していないこと。 ・電波の希少性は低下しており、今後、新規参入により競争の進展が見込まれること。 <p>* 昨年度の電波割当では新規参入枠が3社分用意されたが、実際の申請も3社のみであった(希望する全事業者が新規参入を実現)。(KDDI)</p> <p>○市場に対して一定の影響がある指定電気通信設備を保有する事業者を対象とすべきと考える。その認定にあたっては、通信サービスの規模によって市場に対する影響の度合いが大きく違うことを考慮する必要がある。</p> <p>例えば、通信サービスの市場規模が、市場全体で 100 万加入者規模の通信サービスと 8000 万加入者の通信サービスを比較した場合、50%のシェアは、一方では 50 万加入者、他方は 4000 万加入者となり市場に対する影響は大きく違う。</p> <p>よって対象とする通信サービスの世帯(人口)普及率に応じて指定電気通信事業者を認定するシェアを柔軟に設定すべきと考える。例えば、労働人口の大多数にあたる 8000 万加入の通信サービスに関しては、市場シェア 5%以上(400 万契約)の事業者が保有する設備を指定することが妥当だと考える。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>
3) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。	<p>○NTT殿による中期経営戦略においては、2010年までに固定電話加入者6,000万人の約半分にあたる3,000万人の顧客を、次世代ネットワークに巻き取る計画を表明されており、結果として、上位レイヤーの市場参加者を囲い込む大きな市場支配力を伴った実質的な垂直一貫体制を構築されることが想定されます。一方、小規模ネットワーク事業者には、上位レイヤーの市場参加者がサービスを提供するインセンティブが働かないことから、上位レイヤーの市場参加者の誘致が進まず、小規模ネットワーク事業者の更なる競争力低下が懸念されます。よって、NTT殿の次世代網については、原則、開放義務を課すべきであり、他事業者との接</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p> 続性が確実に確保されるべきと考えます。また、公正競争の観点から、接続インターフェース条件(NNI※1)のみならず、「ANI※2」や「UNI※3」についても、同様に早期の開示が必要と考えます。(ケイ・オプティコム) </p> <p> ※1「NNI」・・・Network-to-Network Interface ※2「ANI」・・・Application-to-Network Interface ※3「UNI」・・・User-to-Network Interface </p>

(4) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
4. 1 我が国の IT 分野における高い技術力がグローバル市場において発揮されることを可能とする(国際競争力の向上を図る)ことが必要であると考えられ、係る観点から端末市場の在り方について、市場支配力との関係、競争ルールの必要性、産学官連携の必要性等に関連した意見が本懇談会において表明された。	
4. 2 そこで、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から、以下の項目について意見を求める。	
1) 端末レイヤーの競争環境を整備する観点からは、IP化に対応した端末の安全・信頼性の確保やサービスの多様化への対応、そのための実現方策などについて検討する必要があるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。	<p>○現状、移動体通信事業においては、各社が高機能端末の開発において競争しており、端末レイヤーにおける競争は進展しているものと認識しています。</p> <p>○IP 化の進展に対応した端末に求められる要件については、既存の各種標準化団体の枠組みの中で整理されることで問題ないものと考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○端末レイヤーにおいては、基本的には、各ベンダーの創意工夫により市場に製品を投入しており、その点では競争状況にあると言える。従って、政府の規制等による介入は不要である。</p> <p>むしろ、サービスレイヤーの事業者による囲い込みにより、端末の提供が制限されることが問題である。今後の技術進歩により、端末は一層の高機能化が進むが、そのような動きにより、ユーザーニーズに対応した端末、及びサービスの提供が阻害されることになる。(経団連)</p> <p>○移動体市場の場合、利用者はまず事業者を選択してから、その事業者内で端末を選択することが一般的である。逆に端末を優先して選択した場合、提供事業者／サービス／電話番号／メールアドレス等が選択困難(一部)となることから、利用者の利便性の観点からは、端末レイヤーにおいてメーカ主導でモジュール化を推進することが望ましく、結果、国際競争力の向上が可能となる。(J:COM)</p> <p>○携帯市場において安全・信頼性確保とサービスの多様化は NW と端末の双方の高度化により実現されていますが、これら高度化は携帯事業者・メーカー双方にとって重要な競争要素であり、現在までの自由な競争環境の下において発展してきたものであります。</p> <p>○従って、何らかの人為的な競争環境の整備は事業者およびメーカーのインセンティブを損ねるおそれもあることから、従来通り自由な競争に任せるべきと考えます。(ドコモ)</p> <p>○移動体通信市場は、自由な競争環境の下で、これまで携帯事業者・メーカー双方にとって重要な競争要素となっている「ネットワーク」と「端末」は、対になって発展を遂げてきたところであり、安全・信頼性の確保にしてもサービスの多様化にしても、その多くがネットワークと端末の双方の高度化・機能分担により実現されている。</p> <p>○このため、この点を踏まえずに見直しを行えば、事業者およびメーカーのインセンティブを損ね、ひいては新たなサービスの発展に支障を来すおそれがあることから、販売奨励金の在り方も含め、携帯電話事業のビジネスモデルについては従来通り、自由な経営判断に委ねるべきであると考えている。(NTT)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○日本のモバイルサービス市場は、三大企業による寡占的なものとしてモデル化されています。そこでは、その全ての事業者が、自社開発した技術に部分的に基づいて、垂直型ビジネスモデルを選択し、ユーザーに提供するサービスだけでなく、端末のデザインやサービスの提供の完全な管理を行っています。日本市場で提供されているサービスや端末は、非常に高度なものですが、同時に、他の市場とは異なっています。垂直(サイロ)型構造が、水平型市場の出現を事実上阻止しており、その結果、垂直型構造は、独立型端末機や情報サービス市場を持つエコシステムに対応していません。</p> <p>端末レイヤーの競争環境を整備する観点からは、通信事業者が業界(世界的な)標準のインタフェース仕様をアクセスレイヤーだけでなく、サービスレイヤーにおいても使用することを義務とすることが適当と考えられます。その理由としては、インタフェース仕様は所有権のついたものであり、ネットワーク事業者とは無関係のプレーヤーの参入による事業運営を阻害しますし、又、通信事業者がサービスと端末の提供をバンドル化することによって、端末ベンダーによる実行可能な平行サプライチェーンの確立を困難にすることが予想されるからです。</p> <p>ノキアは、日本の端末市場の包括的な検討を提案いたします。ノキアが他市場と比較して得た認識では、日本市場は通信事業者による部分的に不公平な市場環境が醸成されていると考えます。このような市場環境は、日本のユーザーに高度なサービスを提供することを可能ならしめていますし、同時に、他国の市場に比べ、日本のユーザーの平均的な利用額は多くなっています、一方、端末に装備されたそれらの機能により、日本のユーザーが簡単に端末・通信事業者を切り替えることを妨げています。</p> <p>日本のユーザーは最新の技術で詰まった端末に対して利用料金をはらっており、ユーザー自身の意思は少なからず制約をうけています。端末市場全体をみると、高機能端末に市場がかたよっています、その根拠として他国に比べると比較的短い端末買替期間、高い利用者単価、あまり高くない加入者人口比率が挙げられます。日本のユーザーは、通信事業者・サービスプロバイダー・端末等の自由な選択を享受できない結果、不健全な業界構図と全体的なコスト高体質になっていると考えられます。(ノキア)</p>
	<p>○今後の新規参入により、更に競争が進展すると見込まれること及び、現在でも消費者保護に関する一定のルールが存在することから、現時点で新たなルールは特に必要ないものと考えます。(KDDI)</p>
	<p>○キャリア端末によるビジネスモデルしか存在しない現状では、端末レイヤーにおける競争を促進する方策としては、MVNO 事業者の参入による端末の多様化が有効だと考える。その場合、ネットワークインフラを提供するMNO との間で端末接続テストに膨大な時間とコストがかかっている現状は早期に改善する必要がある。</p> <p>○欧米と同様に、ネットワークへの障害防止に要件をおいた最低限の検証項目によって端末接続テストが完了する環境が必要である。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>
<p>2) 端末市場におけるビジネスモデルについて、例えば携帯端末市場における販売奨励金、SIM (Subscriber Identity</p>	<p>○販売奨励金や SIM 機能の在り方については、基本的に市場原理に基づき事業者が個々に判断すべき問題と考えます。したがって、これらの問題についても、事業者が自由に戦略を選択できる環境を担保することが適当です。(ソフトバンク)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
Module)機能の在り方など、現行の仕組みを見直す必要があると考えられるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。	○端末については、ユーザーの利便性を確保するため、ユーザーが一つの端末で、多様な事業者のサービスを自由かつ容易に選択し、享受できることが望ましい。携帯端末市場における、SIM機能の在り方についても、そのような観点から検討する必要がある。(経団連)
	○また、販売奨励金の在り方など携帯電話事業のビジネスモデルは自由な経営判断に委ねるべきであると考えます。(ドコモ)
	○端末レイヤーにおける国際競争力の向上は、今後のIT分野における我が国の発展のためには、必須の事項であり、特に、IP化に対応した端末の安全・信頼性の確保や、サービスの多様化においてその実現方策を是非、推進するべきであると考えております。 特に、IP化の推進は、その特徴としてネットワークの脆弱性といった負の面も伴うことから、端末レイヤーの安全・信頼性をより確保すべきです。また、サービス多様化を推進するためにSIM機能のキャリア間を越えた推進を図るべきであると考えます。(KVH)
	○SIM ロックの禁止は全ての目標を達成するには不十分であるものの、SIM ロックの利用には次の悪影響があるため、端末レイヤーの競争環境を整備するための必要な段階の1つに間違いはありません。
	○事業者による端末流通の管理を保証する。これは端末市場の競争環境整備には有害な要因であり、選択の幅が狭まることにより、消費者にとっても有害である。
	○事業者独自の特性や機能によって、結果的に相互運用性が低下する。これは、市場の細分化、サードパーティが生み出すサービスの可用性の遅れ／減少を招き、したがって、エンドユーザーに受け入れられにくくなる。
	○さらに、結果的に、事業者が、消費者に対する価格を差別化する力を持ち、公開競争では行えない価格のつり上げや割増金の請求などが行われる。したがって、使用量の伸びが鈍化し、新規サービスの採用のペースが鈍り、革新を妨げる。
○さらに、SIM ロックは、事業者に不釣り合いな力を与え、識別のためのアップストリームを可能とし、サードパーティサービスプロバイダに対し、SIM ロックの対象となっている消費者へのパススルーについて割増金を課する。この結果、選択肢が減り、価格が上昇し、サービスの採用を遅らせ、全体的な使用量を低下させる。	
○端末市場において競争環境を促進するためには、SIM 機能に関する制度だけではなく、端末の販売奨励金制度、MNP (番号ポータビリティ)、MVNO 等に係る制度を包括的・統合的に導入することが必要かと考えます。(ノキア)	
○販売奨励金のあり方・SIM機能あり方については、競争促進の観点から慎重に検討すべき。(イー・アクセス)	
○新たなサービスや端末の普及の観点から、SIM 機能や、決済機能等、サービスの共通基盤的な機能については、事業者間での仕様の標準化を促進することが必要と考える。(富士通)	
3) その他、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から検討すべき事項はあるか。	○第一に、ネットワークと端末機器との接続性の確保について、現行制度と同様に物理的な条件が確保されなければならないのは当然として、サービスの多様性を推進するため、ネットワークと端末設備との機能配分の見直しを含む責任分界点の検討が必要です。なお、この場合に、エンドツーエンドの品質確保と品質情報の利

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p> 用者への開示の方法について併せて検討する必要があります。 </p> <p> ○第二は、セキュリティの確保における端末機器の役割に関する検討です。現行制度もネットワークへの障害を排除する視点に立っていますが、全ての通信が統合される IP ネットワークにおいては、増大する危険に対して、端末機器にも積極的に必要なセキュリティ機能を分担させることの検討が必要です。 </p> <p> なお、上記を含む検討結果に従い、新たな端末機器認定制度の構築が必要になることを申し添えます。(電気通信端末機器審査協会) </p> <p> ○サービス統合に向かう傾向が政府政策に与える影響については、世界各国で検討されています。1 つの結論は、水平型市場構造は競争を激化させ、したがってユーザーのためになる、というものです。さらに、水平型市場構造は、市場プレーヤーに、規模の経済と多角化の経済をもたらします。ひいては、水平型市場構造が、ユーザーにとって、供給の増加と価格の低下をもたらす結果となります。垂直型モデルの欠点は、時間の経過と共に、さらに著しいものとなると思われます。(ノキア) </p>

(5) 紛争処理機能の強化の在り方

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
5. 1 電気通信分野の競争ルールが事前規制から事後規制へと比重を移す中、電気通信事業者間の紛争事案を処理するための機能を強化するため、01年11月、総務省に電気通信事業紛争処理委員会を設置した。当該紛争処理機能については、本懇談会において当該機能に対し積極的な評価がなされつつも、更にその強化を図るべきであるとの意見が表明されている。	
5. 2 そこで、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化、市場構造の変化、ビジネスモデルの多様化などを踏まえ、紛争処理機能の一層の強化を図る観点から、どのような措置を講じることが必要か、以下の点について意見を求める。	
1) 「意見申出制度の拡充」や「問題となる行為等について申告等を可能とする制度の拡充」が必要といった意見が表明されているが、現行制度を拡充するために具体的にどのような措置を講じることが考えられるか。	<p>○総務省や公正取引委員会への意見申出制度の拡充、改善、体制整備等を行うことが考えられます。</p> <p>○具体的には、意見申出手続きの簡素化や、専門部署の設置や人員の確保、総務省と公正取引委員会の連携を強化することなどが考えられます。</p> <p>○また、事業者間接続だけでなく、他事業者の営業を阻害する不正営業に関する事項についても意見申出等の対象とすることが適当です。不正営業については、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」に規定されるような形態のものが想定されます。</p> <p>○加えて、問題となる行為の事前防止策として、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において、IP化の進展により発生すると想定される問題行為を追記、明文化することが必要です。(ソフトバンク)</p> <p>○現在の紛争処理機能は、ほとんど事業者間の紛争処理に特化している。これは、通信や放送といったハード、ソフト一体型のビジネスモデルを前提とするものであり、今後のレイヤー型構造の時代においては、このような紛争処理の方法は馴染まない。むしろ、利用者利益を確保する観点から、支配的事業者に課した市場参入要件の遵守、及び反競争的行為に関する監視が重要となってくる。現在の総務省電気通信事業紛争処理委員会や公正取引委員会等で、このような機能を担うことは現実的には難しい。</p> <p>英国 Ofcom(情報通信庁)や米国FCC(連邦通信委員会)のように、事業者、政治、振興部門から独立した中立的な立場から、紛争処理等を実施する独立規制機関の設置について検討する必要がある。(経団連)</p> <p>○現紛争解決は以下のとおり事後的な紛争解決を円滑に行うことが主眼となっている。</p> <p>「事前規制からルール型行政への移行に伴い、事後的な紛争解決を迅速かつ円滑に行う必要性が拡大」(委員会設置の背景)</p> <p>これに対し、ドミナントな事業者との問題が起きる事象については以下要件にて進むことが通常であり、発生から解決まで時間を要し、しかも既に行われているルールを変更する場合は大きな労力が事業者、場合によっては利用者への影響が発生する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 複数事業者間協議: 意見 ② 認可申請: パブコメ ③ 認可事項に関する具体的協議: 協議 ④ 協議不調による紛争処理委員会の申請: 手続 ⑤ あっせん、仲裁等による: 答弁・対応

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>【提案】</p> <p>○正な立場の当該機関の影響を有効に行使するため、発生時点での把握、ルール化時点での提言機会の確保と監視機能を主旨とし以下具体的項目を提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重要な複数事業者間協議のアドバイザーに総務 省担当課に加え、紛争処理委員会事務局を派遣し、ドミナント規制の見地からの提言の機会を確保し協議の公正さを監視する。 2. 競争評価、認可審議についてドミナント規制の見地からのオブザーバ参加を行い提言の機会を確保し監視する。 3. 1. 2. での監視結果について月次等にて報告会を設け、意見を表明 オープンな場で意見を聴取し自ら提言を行う。結果は審議会等に報告する。 4. あっせん等申請事業者の身分が明らかな場合は事務局が内容を把握、内容を作成する等申請を簡略化する。 5. 「紛争」という名称はそれだけで敷居が高くなるためやわらかい名称に変更を望む。(J:COM)
	<p>○IP化の進展により様々なビジネスモデルが登場し、競争も、またそれに伴う紛争も多様化することが考えられるため、まず紛争処理機能強化ありきではなく、競争の激化と業界の複雑化を踏まえ、透明性・客観性・中立性を従来以上に確保するための議論も必要と考えます。</p> <p>○また、紛争処理にあたっては、基本的には、事業者の自由な交渉結果が尊重されるとともに、インフラ事業者の設備投資及び研究開発インセンティブにも十分配慮して判断していただきたいと考えます。(ドコモ)</p>
	<p>①紛争処理・監視のための機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT法・独禁法・電気通信事業法は法制度の趣旨・目的が異なりNTTの市場寡占の抑制効力を期待し難いため、取扱うべき紛争事案の範囲を拡大し、これらを総覧する体制を構築し、国民の利益となるよう改善すべきである。 ・電気通信事業紛争処理委員会事務局に対し更なる改善権限の強化・付与等による紛争処理・監視機能の整備を図り、事後処理に限らず、将来予想される紛争を未然に防止・抑制する機能を強化すべきである。 <p>②NTT子会社及び実質的に支配する関係会社も含め、NTTの放送への参入という観点で監視を強化すべきである。</p> <p>③『情報公開』のルール化</p> <p>既にケーブルテレビ事業者においてNTTの特権的地位の濫用に当る疑わしき事例が発生しており、こうした事例の発生防止・抑制のためにNTT等に対し、情報公開を義務付けることによる透明性の確保を図る。(CATV連盟)</p>
	<p>○接続以外の事業者間交渉や、電気通信事業法に明確に定義されていない競争条件の同等性確保に関する具体的な問題についても紛争処理委員会の対象範囲とすべき。(イー・アクセス)</p>
	<p>○事後規制型ルールへの転換に伴い、競争の実態を把握するため、市場を監視する機能を強化すべきと考え</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>る。(富士通)</p> <p>○紛争処理委員会の創設等、紛争処理メカニズムを整備した結果、個別の紛争等が迅速に処理され、紛争処理メカニズムの存在自体が、事業者間協議を円滑化させ、紛争抑止にも効果を発揮したと認識しています。今後、IP化の進展に伴うサービス・接続形態の多様化により、事業者間の紛争も従来の枠を超えた領域に広がることも想定されることから、紛争処理メカニズムには、競争評価スキームとの横断的な連携(紛争処理委員会のオブザーバー参加)等、市場の変化に即応できる仕組みの検討が必要になると考えます。(KDDI)</p> <p>○米国は日本に対し、政府の政策推進機能の政治的影響を受けないような行政機関に電気通信部門の規制機能を移すことによって真に独立した規制機関を設置するよう、長期にわたり強く要請してきた。さらに、日本政府は NTT 株式の 3 分の 1 を所有する法的義務があり、これにより、利害の衝突が生じている。適例として、米国は、2001 年に設立された電気通信事業紛争処理委員会が、規制当局である MIC の傘下にあることに注目している。米国は日本に対し、改革の中でも特に、独立した規制機関を設置することによって電気通信事業紛争処理委員会の独立性と公平性を確保することを考慮するよう要望する。(米国政府)</p>
<p>2) 「紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる」との意見が表明されているが、現在の紛争処理機能は電気通信事業者間の紛争事案について、あっせん、仲裁、裁定を行なう仕組みであることを踏まえ、当該制度において取り扱うべき紛争事案の範囲などについて、どのように改善することが考えられるか。</p>	<p>○IP 化の進展に伴い、事業者間の紛争案件は、さらに多様化・複雑化していくことが考えられます。このため、紛争処理委員会においても、現状以上の専門性が求められることが考えられます。</p> <p>○具体的には、電気通信技術、制度、電気通信事業者における事業の実態の把握等に関し、専門的な対応を可能とする体制の整備が必要です。</p> <p>○また、垂直統合型ビジネスモデルの拡大に伴い、電気通信事業者と電気通信事業者以外の事業者の間にも紛争が拡大していくことが想定されます。そのような紛争の範囲拡大に対処するように、適宜制度改正を行うことが適当です。(ソフトバンク)</p> <p>○紛争処理委員会の創設以来、数々の紛争案件が迅速に処理されてきたことを踏まえれば、現行の紛争処理機能は有効に機能していると認識しております。</p> <p>○なお、昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等により、接続事業者が経営破綻する事例が発生しており、①接続事業者の要望に応じて当社が新たに開発・投資する機能等の費用は、要望事業者があらかじめ負担する、②破綻後は、サービスの継続に配慮をしつつも、確実な債権回収が図れるよう迅速に処理するという考えを基本に、今後の紛争事案等の解決にあたっていただきたいと考えます。(NTT東)</p> <p>○紛争処理委員会の創設以来、数々の紛争案件が迅速に処理されてきたことを踏まえれば、現行の紛争処理機能は有効に機能していると認識しております。(NTT西)</p> <p>○紛争処理委員会の創設以来、数々の紛争案件が迅速に処理されてきたことを踏まえれば、現行の紛争処理機能は有効に機能していると認識している。(NTT)</p> <p><事例></p> <p>①Bフレッツと競合する場合のケーブルテレビ事業者への回線貸し出し料金の高値設定。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>②電柱共架の手続きに際し、不適格柱が多くでるが現場確認すると殆どOKになる。</p> <p>③NTT関係会社と業務委託契約をしていたが、プライマリIP電話サービスの業務委託をしたところNTTとの競合理由により業務受託を拒否された。</p> <p>④理由もなくケーブルテレビのインターネットは間もなく利用できなくなるなどとのセールストークによる勧誘。</p> <p>⑤NTT東西が放送サービス会社(マーケティング会社)に出資し、放送事業者と一体となって販促活動を行っている。これは実質的に放送事業への参入でありNTT法に違反する。また、NTTが実質的に支配する子会社等を通じ放送事業に参入することになれば、NTT法の精神に違反する。</p> <p>⑥NTT 東西は圧倒的な資金力を背景にラストマイルのインフラを独占化しつつある。1 万円の商品券を提供したりするなどの射幸心を煽り、一年間半額等の割引をあたかも定価のごとく利用者に誤解させ、極端な割引を適用して一時的な割安感を利用者に持たせて等、圧倒的なインフラと利用者を背景に公正な取引が犯されている。</p> <p>⑦ベストエフォートとして 100 メガを謳って宣伝しているが、実測を明記して消費者へ商品説明を明確化するべきで、過去に公正取引委員会からの指摘を受けているにもかかわらずまかり通っている。スピードの表示について実測地の表現を義務付けること。(CATV連盟)</p> <p>○電気通信紛争処理委員会が設置され5年を経過しようとしていますが、電気通信事業者間の裁判外紛争解決(ADR)として、十分寄与してきたと僭越ながら評価させていただいております。しかしながら、電気通信事業者間の紛争には、テクノロジーの進歩が急速であることにも関連して、早期に解決すべき事項が多いので、より迅速な紛争処理をされることが望まれます。その意味で、早期解決を前提として、窓口機能をより充実して処理件数を増やす、紛争解決方法としては、現状の「あっせん」を中心とするものから、より強制力のある「仲裁」、「裁定」の頻度を増加する仕組みを検討されるようお願いいたします。その意味で、紛争処理機能も電気通信市場の監視を常日頃から行い、市場支配力を背景とした、不平等な慣行が横行しないよう十分配慮されることが重要であると考えております。(KVH)</p> <p>○通信事業者間の通信ネットワーク接続に関する紛争だけではなく、通信ネットワークとコンテンツ・アプリケーション等のレイヤー間での紛争について現状紛争を解決する手段がないため当委員会の紛争事案の範囲とすることが必要だと考える。(モバイル・コンテンツ・フォーラム)</p>
3) その他、紛争処理機能の強化を図る観点からどのような措置を講じることが考えられるか。	

(6)ユニバーサルサービス制度の在り方

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
6. 1 ユニバーサルサービス制度については、本年4月に新制度が施行されたが、本制度については関係省令において3年後(09年度)に見直しを行うこととされている。これに関連して、当該見直しについて、IP網への移行を念頭に置いた見直しが必要である等の意見が表明された。	
6. 2 そこで、ユニバーサルサービス制度の在り方に関し、以下の点について意見を求める。	
1) 市場構造の変化等を踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲を見直すこととした場合、その範囲は具体的にどのようなものが考えられるか。	<p>○NTT殿の次世代ネットワーク構築に係る計画の全貌が明らかではないことから、今後、不採算地域がどのように変化するかが不明ですが、少なくとも、次世代ネットワーク網の拡大に伴って、現状よりユニバーサルサービスの対象となる地域が拡大することは避けるべきと考えます。(ケイ・オプティコム)</p> <p>○ユニバーサルサービスの対象となるサービスは、必要最低限の通信手段の確保として音声通信に限定とすべきと考えます。 また、提供事業者及び提供方法については、幅広く柔軟に検討すべきものと考えており、市町村単位等での提供事業者の参入を認める、メタル回線による固定電話のみならず無線等様々な通信手段によるサービスの提供を認めるべきと考えます。(ウィルコム)</p> <p>○前提として、競争中立性の確保が必要です。 ○具体的には、エンドユーザ向けサービスを行う特定の事業者に補助を行うことによって、その事業者が競争上有利になるような制度であってはならないということです。 ○上記の前提を確保した上で、ブロードバンドによる国民への平等な情報アクセスを確保し、デジタルデバイドを解消することが必要です。このためには、光加入者アクセス回線をユニバーサルサービスの対象としていくことが必要です。(ユニバーサルアクセスの確保)</p> <p>○一方、旧来のユニバーサルサービスである PSTN への補助については、IP への移行を阻害することがないよう、ユニバーサルサービスの見直しを行うことが必要と考えます。 ○具体的には、音声通信サービスに関しては提供手段を固定電話に限定せず、移動体通信技術やその他の手段による提供についても検討することが必要です。 ○また、現行ユニバーサルサービスとなっている、公衆電話及び緊急通報についても、移動体の普及その他の環境変化を踏まえて、その内容、対象、提供地域等について見直していくことが適当です。(ソフトバンク)</p> <p>○ユニバーサルサービス制度はその必要不可欠なサービスを全国均一で提供するサービスを金銭的に補完する制度であるから、その基準は必要不可欠な最低限のものである。 基準は技術的機能ではなく便益で判断することが必要になってくると思われるため、現在PSTNにて適用されている役務区分は同等の便益さえあれば携帯電話、IP電話、ブロードバンドサービス(放送、NET、固定電話及び携帯電話)中で代替できるものは対象に含めていくことも検討が必要と考える。</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>また、その基準設定は事業者のみならず国策的要素も考慮されるため、現状(普及率)と目標(行政)を合わせ設定するものとする。</p> <p>制度は極力簡易な、補完を目的とした小さなものが適当で、これにより競争が阻害されるものであってはならない。</p> <p>なお、費用負担の方法については、現適格通信事業者自体が黒字であっても補填を受ける状況や、現行中継事業者の非負担等の不合理があるため、電気通信事業の利益ベース又は収益ベースでの規模による負担等も検討が必要と考える。</p> <p>国策的基準で負担が増加する場合はその増分負担については行政が行うことも検討可能と考える。</p> <p>利用者負担の告知については金額の算定が判り辛くしかも変動するため事業者の負担が大きい。制度を設定した総務省自らも積極的に係わる事項と考える。(J:COM)</p>
	<p>○現在加入電話(加入者アクセス等)、第1種公衆電話(市内通信等)がユニバーサルサービスの範囲となっているが、今後 IP 化の進展に伴い、従来の固定電話がIP電話に取って代わることとなった場合は、IP 電話についてもユニバーサルサービスの範囲として検討されるべきものと考えられる。(九州通信ネットワーク)</p>
	<p>○ユニバーサルサービスの範囲を見直す場合、そのサービスが国民生活に不可欠なサービスかどうかという観点から、見直すべきである。ブロードバンドサービスはまだ成熟分野ではなく、従ってユニバーサルサービスの範囲に含むべきではない。(アッカ)</p>
	<p>○ユニバーサルサービスの内容は、技術が変わればそれに応じてその内容も変わりうるものではありますが、「いつでも、どこでも、どんな経済環境でも、最低限の通信手段を確保するためのもの」という考え方そのものは変わらないと考えており、その意味でそれに該当するサービスは当面固定電話のみであると考えます。</p>
	<p>○一方、デジタルデバイドの問題の解消については、当社は、光サービスの普及・拡大に積極的に取り組んでいく考えであり、既にエリア内の人口の 3/4 をカバーするところまでエリア展開を進めており、今後とも順次拡大していく予定であります。</p> <p>○しかしながら、民間事業者だけでブロードバンドゼロ地域を解消するという政府の目標を達成することは困難と考えており、不採算地域も含めた光化を進めるためには国・地方自治体等による各種の支援措置が必要と考えております(当社は、地方自治体等と連携し、既に数多くの非採</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	算エリアで光サービスを提供してきており、今後ともこの種の取り組みを強化していく考えであります。(NTT東)
	○ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠な最低限の通信手段として、全国あまねく適切な料金で公平かつ安定的に提供されるべきサービスであり、その範囲は技術革新等と共に変わっていくものであると認識しておりますが、現在の料金や普及状況等を勘案すれば、当面は固定電話になるものと考えます。(NTT西)
	○ユニバーサルサービスは、現行の固定電話のみを対象とする観点から、IP、携帯及びブロードバンドも広く視野にいれ、デジタル デバイスを解消するために機能するべきであると考えております。ブロードバンドサービスはISDNのBRI以上をその対象とするべきであり、昨今のリッチコンテンツの増加を鑑みれば、現行ADSL以上の速度を対象とするべきであると考えます。また、ユニバーサルサービスは、きたるべくユビキタス社会の基本となるので、情報スーパーウェイ構想のもと、その費用負担については、電気通信事業者又は最終ユーザーへの転嫁を前提とするのではなく、すべて国庫負担とされることを検討するべきであると考えております。(KVH)
	○ユニバーサルサービスの範囲については、音声に限定された現状から見直す必然性はないと考える。したがって、当面は音声のIP化に伴う見直しのみ限定し、その他のサービスについては当面は市場メカニズムに委ねるべきである。(イー・アクセス)
	○モビリティのあるサービス、あるいはブロードバンドサービス等、どのようなサービスがユニバーサルサービスの対象であるかを考える前に、IP 網への移行を念頭に置いた際のユニバーサルサービスの定義、内容について十分な検討をすることが必要と考えます。
	○かつてのように、通信サービスが音声通話に限られ、利用者が選択できる事業者も限られていた時代とは異なり、通信回線(無線・有線)を通じて提供されるサービスは、音声にとどまらずデータ通信、映像伝送等多岐にわたっております。また利用者が契約する事業者や、そのサービス基盤となる技術も多岐にわたり、それらの自由な競争によって利用環境の拡大やコストダウンも含めて利用者のサービス向上が図られることが、IP 時代のユニバーサルサービス制度の基本と考えます。 ○しかし自由競争だけに任せるとその弊害としてサービスを受けられない地域や利用者が出てくることも懸念されます。そうした地域や利用者に対し、いかにして必要なサービスを提供していくかがユニバーサルサービスを考える上での基本要素です。

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>○自由競争によって必要なサービスの提供を実現できれば問題ありませんが、それだけでは多大な時間を要したり、かえってコスト高になることも想定されます。</p> <p>○特定の事業者がユニバーサルサービス提供の役割を担っていた時代には、そのコストを皆で負担するといった考え方が基本にあったため、基金制度の整備などが行われました。</p> <p>○しかし新しい時代においては、通信ネットワークが国民生活にとって必要不可欠なインフラであるということを基本に、その整備については社会政策の観点から事業者の協力、事業者への支援を含めて、国や地方公共団体も一定の役割を担うという考え方で整理をすることも出来るのではないかと考えます。</p> <p>○その場合、実際のサービスの提供は事業者間の競争入札等によって実現することが国や地方公共団体が負担するコスト、利用者のコストの低減につながる可能性が大きいと考えられます。一方で、その結果として特定の事業者に任せた方が、トータル社会コストを低減できる可能性もあるかもしれません。</p> <p>○ユニバーサルサービスは、エンドユーザーが提供を受けるサービスであることに重点を置き、エンドユーザーの視点で検討を継続して頂く必要があると考えます。(CIAJ)</p>
	<p>○移動体通信においてはエリア展開も重要な競争要素であり技術革新も激しいことを勘案し、これを妨げることの無いようユニバーサルサービスのあり方を検討すべきと考えます。</p> <p>○具体的には、「国民生活に不可欠である(事業法第7条)」基礎的電気通信役務は各電気通信事業者(ひいては利用者)の負担による基金にて維持されることを踏まえると、利用者のコスト負担の増を勘案し必要最小限の視点が必要になると思われまます。</p> <p>○また、基金によるユニバーサルサービスの対象とせず普及促進をはかるべきサービスについては、デバイド解消のための政策として扱うべきと考えます。(ドコモ)</p>
	<p>○通信サービスは原則、競争を通じて提供されることが望ましく、ユニバーサルサービス制度により提供される際のコストは社会コストとして必要最小限であるべきである。従って、その対象は、IP化の本格化や技術の多様化を促進するためにも、実現技術を問わず、緊急通報等の条件を確保した音声サービスが利用出来ること等、限定的であるべきと考える。また、諸外国の動向等も踏まえつつ、ユニバーサルサービス基金の将来的な縮小や廃止等も含めて、制度の在り方を検討していくべきと考える。(富士通)</p>
	<p>○ユニバーサルサービスとは、国民生活に最低限必要(不可欠)なものとして既に全国で普及して</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>おり、継続的な提供が維持される必要のあるサービスと考えます。現時点では電話サービス(音声通話*)が該当します。</p> <p>* NTT東・西加入電話(アクセス、離島特例等)、公衆電話(市内通話、離島特例等)</p> <p>今後は、技術の多様化が一層進展すると考えられることから、これまでのような固定電話だけで音声通話を維持するという考え方にとらわれることなく、携帯電話やIP電話等、複数の通信手段による音声通話機能のいずれかで、ユニバーサルサービスを維持するという観点から検討を行う必要があります。</p> <p>例えば、メタル回線の代替技術として無線等を活用することにより、固定電話より低コストで音声通話機能を提供できるエリアについては、他のサービスで補完することも、選択肢の一つと考えます。</p> <p>具体的には、固定電話端末に携帯電話モジュールを組込む等、固定電話同様の音声通話機能の利用環境を携帯電話サービスの中で実現することも考えられます。その際、通話可能エリアについては、固定電話と同じとするのではなく、現在の提供範囲内とする等、固定電話と異なる整理もありえるものと考えます。(KDDI)</p> <p>○2005年10月に改定された日本のユニバーサルサービス制度の下で、この基金を利用する資格があるとみられる事業者は、地域固定通信事業者であるNTT東日本とNTT西日本だけである。実際、旧独占事業者のこれら通信事業者(NTT)は、地方の高コスト地域においてサービスを提供するインフラを既に備えており、NTT法に基づいて、法的にも提供を義務付けられている。ただし、このことによって、サービス提供事業者が他の通信技術やサービスを利用してこれらの地域の顧客を獲得する機会が妨げられてはならない。米国は、競争中立性の観点から、日本がこの制度の適用範囲を再考するよう要望する。言い換えれば、この制度は移動体通信事業者を含む広範な事業者が、基本音声サービスをこれらの地域で提供するために、この制度からの補填の対象となることができるようにすべきである。(米国政府)</p>
<p>2) 仮にモビリティのあるサービスをユニバーサルサービスとして考える場合、固定電話と異なるユニバーサルサービスの考え方(例えば、ユニバーサルサービスの提供が確保されるべき地域エリア(通話可能エリア))についてどう考えるか。</p>	<p>○まずは、現行のユニバーサルサービスと同様に、可住地域で利用できることを条件として考慮すべきと考えます。(ソフトバンク)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
3) 仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして考える場合、その具体的基準としてどのようなものが考えられるか。	<p>○光加入者アクセス回線をユニバーサルサービスの対象とすることが適当です。(ユニバーサルアクセスの確保)(ソフトバンク)</p> <p>○ブロードバンドサービスは、発展途上のサービスであり、国民生活の質的向上のために今後普及を促進すべきものであると考えます。ブロードバンドサービスは、既に普及済みのサービスが対象となるユニバーサルサービスとしてではなく、地域間格差を是正する観点から、デジタル・デバイドの問題として扱われるべきと考えます。(KDDI)</p>
4) IP 化の進展に伴って役務区分が実効性を喪失していく中において、ユニバーサルサービスをどのように定義していくことが考えられるか。	<p>○役務の区分ではなく、ユニバーサルサービスをサービスとして定義することで対応可能と考えます。(例: 音声サービス、通話サービスなど)</p> <p>○さらに、物理レイヤーにおいては競争環境をサービスレイヤーに比べて確保することが難しいと考えられます。このため、まずはサービスそのものではなく、アクセス回線のユニバーサルサービス(ユニバーサルアクセス)に着目し、これを確保することが必要です。</p> <p>○まずはユニバーサルアクセスを確保した上で、上位のサービスレイヤーについては競争によるサービス提供にゆだねることが適当と考えます。</p> <p>○サービスレイヤーの競争により必要なサービス(ブロードバンドサービス、音声サービス等)が十分に提供されない状況が確認された場合には、必要に応じて当該サービスのユニバーサルサービス化を行い、特定事業者に対してユニバーサルサービス提供の義務を課すことが必要です。(ソフトバンク)</p>
5) ユニバーサルサービスサービスの範囲を拡大した場合、当該サービス全体をユニバーサルサービス制度(交付金を交付する仕組み)に組み入れることは適当か。この場合、交付金額が拡大して各電気通信事業者(ひいては利用者)のコスト負担が増加すると思われるが、どのような対処が制度として考えられるか。	<p>○ユニバーサルサービスについて、単純な範囲拡大を行うことは適当ではありません。</p> <p>○また、ユニバーサルサービス制度は、競争中立性を確保することが必要です。競争進展による効率化によって、ユニバーサルサービスに係るコスト負担を吸収することが可能な制度とすべきと考えます。</p> <p>○具体的には、弊社が平成 18 年 2 月 1 日に実施されたヒアリングにおいて提唱した「ユニバーサル回線会社」を設立することによるユニバーサルアクセスの確保と、これに伴うサービスレイヤーでの公正競争環境確保を行うことが必要と考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○現行のユニバーサルサービス基金制度は、地域通信市場における競争が進展する中で、NTTの経営努力のみでは電話の役務の提供を確保できなくなるおそれがあることから、不採算地域における利用者・国民の利便性の確保を図るため、NTT東西以外の電気通信事業者、ひいては利用者・国民にもユニバーサルサービス提供に係る応分のコスト負担を求めることとしたものと認識しております。</p> <p>○したがって、仮にユニバーサルサービスの範囲が拡大するとしても、全ての分野で競争が進展している中で、特定の事業者の経営努力のみによってユニバーサルサービスが提供されるとは想定しがたいことから、結局は拡大したサービス全体をユニバーサルサービス基金に組み入れざるを得ないものと考えます。(NTT西)</p> <p>○基本的にはユニバーサルサービスの範囲は最小限にすべきと考えます。仮に範囲を拡大する場合でも、ユニバーサルサービスの提供に係る費用は最終的にはお客様が負担するものであり、基金規模の抑制が必要と考えます。(KDDI)</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
<p>6) その他、IP化の進展に対応したユニバーサルサービス制度の在り方として、どのような事項を検討する必要があると考えられるか。</p>	<p>○NTT グループの完全資本分離及び NTT 東西の上下構造分離を実施するとともに、「ユニバーサル回線会社」を設立することにより、ユニバーサルアクセスを実現すべきと考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○昨今の急速な技術進展、市場環境の変化を踏まえれば、既存の基金制度を超えて、ユニバーサルサービスの原点に立ち戻る形で、政策自体の抜本的な見直しを行うべきである。</p> <p>すなわち、ユニバーサルサービスの範囲、及び受益者となる対象も含めた精査を行い、誰に対するどのようなサービスがユニバーサルサービスであるかを再定義すべきである。具体的には、弱者救済といった社会政策的側面、サービスの普及促進の側面、あるいは、採算性の合わない地域に対するサービスの提供といった側面を切り分けて考える必要がある。その際、携帯電話、ブロードバンドサービス、IP電話、無線LAN、WiMAX、Wi-Fi、衛星通信など通信手段の多様化が進むなか、技術中立性を担保しつつ、ユニバーサルサービス確保のための最適な形について検討すべきである。</p> <p>弱者救済としてのサービスの提供については、本来、国、地方公共団体など公的主体がその確保の責任主体となるべきであり、社会政策として公的資金によりそのコストを負担することが望ましい。</p> <p>サービスの普及促進については、サービス提供のコスト、ベネフィットを見積もり、受益者、負担者双方の理解を得られる内容を提示する必要がある(EUはブロードバンドサービスはコストがベネフィットを上回るとの考えでユニバーサルサービスの対象としないとの結論を出している)。</p> <p>採算の合わない地域に対するサービスの提供については、国や地方公共団体から応分の補助を受けつつ、最も効率よくサービスを提供する主体が担うという方法も考えられる。(経団連)</p> <p>○ユニバーサルサービス制度とは直接関係するものではありませんが、デジタルデバイドの問題の解消について、当社として、光サービスの 5 年後の需要目標を 1,500 万ユーザとしているものの、更なる需要が喚起できるのであれば、1,500 万以上のユーザにも提供を広げていきたいと考えております。また、サービスエリアについても、当社エリアの人口の3/4をカバーするところまで既にエリア展開を進めており、今後とも順次拡大していく予定であります。</p> <p>○しかしながら、当社だけでブロードバンドゼロ地域を解消するという政府の目標を達成することは困難と考えており、不採算地域も含めた光化を進めるためには国・地方自治体等による各種の支援措置が必要と考えております。(NTT西)</p> <p>○ユニバーサルサービスの内容は、技術が変わればそれに応じてその内容も変わってくることはあるが、「<u>いつでも、どこでも、どんな経済環境でも、最低限の通信手段を確保するためのもの</u>」という考え方そのものは変わらないと考えており、その意味でそれに該当するサービスは<u>当面固定電話のみ</u>であると考えている。</p> <p>○一方、デジタルデバイドの問題の解消については、NTTグループは光サービスの 5 年後の需要の目標を 3,000 万ユーザとしているが、<u>更なる需要拡大があれば、3,000 万以上のユーザに提</u></p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>供していきたいと考えている。サービスエリアについても、既に全国の人口の3/4をカバーするところまでエリア展開を進めており、今後とも順次拡大していく予定。</p> <p>○しかしながら、NTTだけでブロードバンドゼロ地域を解消するという政府の目標を達成することは困難と考えており、不採算地域も含めた光化を進めるためには国・地方自治体等による各種の支援措置が必要と考えている。(地方自治体との連携により、既に全国 100 カ所以上の非採算エリアで光サービスを提供しており、今後ともこの種の取り組みを強化していく予定。)(NTT)</p> <p>○日本のモバイルサービスの浸透は、現在の市場構造と消費者に対するサービスコストに影響を与える選択の自由の欠如により、他国と比べて低迷しています。したがって、ノキアは、国民の大多数が、その収入レベルに適したサービスを選択できることが確実にならない限り、モバイルサービスがユニバーサルアクセスを達成することは難しいと考えます。(ノキア)</p> <p>○厚生経済学(Welfare Economics)の社会的余剰(Social Surplus)アプローチを駆使することで、面積多寡より、公益事業のレーゾンデートルが問われるところである。 元来の競争的市場原理になじまないのが、電力・ガス・鉄道、そして通信といったライフライン・生活インフラストラクチャーであることは論を待たず、それが為に所管大臣の認可(免許)事業である所以である。歴史的に観ても、過度の初期投資(Fixed Cost)から、かような費用低減産業は官が立ち上げ、民に委譲するケースが諸外国でも一般的である。 これは貴省・要たる通信事業でも例外では無い。 21世紀、ブロードバンド・デジタル回線・無線を問わず、「通信こそ産業中核」であることは自明であるが、ここを Competition だけに依拠にては如何なるものであろうか。 「時空を超える」ことがユビキタスの命題であるも、離島や辺境地の住民に思いを致すのも通信管轄当局や通信事業者にとっての使命であることも再確認したい。 私議、考えるツニバーサルサービス制度は、ある意味、旧態のそれであり、都市部の効率性追求からの所産を幅広く、遠隔エリアにも波及させる、と言うものである。 利用者サイドからは、決して「料金・価格差別」にはならず、正に「全国、いつ・どこにいても」同じ payment で、同じリターンを得るという精神を貫徹したく希求する。 具体的には、①首都圏・関西圏エリアを「S」 ②名古屋圏を「A」 ③その他都市圏「B」と位置付け、ここで生まれた果実を、リモートロケット(その他地域「C」)に投下していくサービス手法である。 地域通信会社や接続企業の垣根を超えて、我々がIPの良き進展を享受することが出来れば望外の喜びである。 貴省や通信企業は、「至宝」であり「公器」であると痛感する次第である。 乱筆乱文ながら、多くを期待申し上げます。(個人)</p> <p>○さらに、米国は、日本が NTT 法に基づいて NTT 東日本から NTT 西日本への相互接続料収入の内部補助を</p>

主要論点追加意見募集検討項目	各社意見
	<p>認可したことに懸念を有している。これは均一の小売料金を維持するために必要だと日本は主張する。NTT 東日本と NTT 西日本のこのような内部補助を容認すれば、NTT 東日本の業務区域における競争事業者の費用は増大し、これにより、競争事業者が NTT 東日本と競争する能力は悪影響を及ぼす。ユニバーサルサービスのメカニズムに関するいかなる将来の議論も、直ちにこの問題を解決するものであるべきである。この問題は、ユニバーサルサービスに対する政治的な誤解につながる。(米国政府)</p>

(注)米国政府、スカイプ及びグーグルの意見については、英文で提出されたため、総務省において仮訳したものを掲載している。

資料7 報告書案に対する主な意見

《注釈》

- ・ 提出された意見を引用するに当たっては、必要に応じ、事務局において趣旨を損なわない範囲で要約している。
 - ・ 「考え方」の記載に当たっては、読みやすさの観点から以下の略号を用いている。
 - ：報告書案に賛同するご意見。
 - ☆：今後の検討に当たって参考又は留意すべきご意見
- 「考え方」で引用している報告書のページは、修正後の報告書（案）のページ。

第1章 IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化

項目	提出者	意見	考え方
	(1) ブロードバンド化の進展		

2. IP化の進展に対応した競争ルール見直しの必要性

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	競争ルールの見直しについて、「行政当局は可能な限りそのロードマップを明確にし、政策の予測可能性（Predictability）を高めていくことが必要である」とする報告書案に賛同。 なお、当該ロードマップに則って、各種検討が行われていくものと考えているが、報告書案にあるとおり検討の過程において定期的なモニタリング、進捗報告、リボルビングを実施することは有効。	○ 定期的なモニタリング、進捗報告、リボルビングの実施等については、第7章に記述のとおり。
NTTコム	本報告書が、「検討のロードマップ」の明確化を目的とするという記載を支持。本報告書の内容は、競争ルールの在り方を予断するものではなく、検討課題を示すものであり、それぞれの項目については、今後、意見募集等の所定の手続きを経て検討されるべきものであると理解。	○ ご指摘の点については、競争ルールの策定・見直しプロセスの透明性の確保として第2章1（5）に記述のとおり。
ニフティ、JAIPA	垂直統合のビジネスモデルは、各レイヤーにおける自由な発展を阻害しかねないことを懸念しており、各レイヤー間のインターフェースのオープン化はビジネス上も、また標準化という点でも重要。垂直統合ビジネスモデルに対応する競争ルールを取り入れることに賛同。	○

経団連	今般、報告書案において、競争ルールの見直しの必要性を指摘し、具体的な政策案とルール整備までのロードマップを提示したことを高く評価したい。今後は、目指すべき社会の姿を描いた上で、報告書のとりまとめや具体的な競争ルールの整備等に取り組むことを期待。	○
-----	--	---

第2章 IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

1. IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則

項目	提出者	意見	考え方
	総論	ソフトバンク	IP化の進展に対応した競争ルールの検討に際して、その運用原則として報告書案記載の5つを定めることは適当。 これらの中でも、物理網レイヤーと通信サービスレイヤーからなる「通信レイヤー」における公正競争の確保は、IPへの移行が進展した場合においても、NTT東西の有する設備のボトルネック性に大きな変化が見られないことを考慮すると、市場支配力を有する事業者と競争事業者との間の公平な競争環境を実現する上で、必須の要件であり、特に重要。
	経団連	報告書案のIP化の進展に対応した競争ルールの運用原則は妥当であるが、通信・放送を包含した新たな政策・法体系の青写真を示し、2010年からの施行を前提とし、可能なところから、早急に検討に着手すべき。	○ 通信と放送に関する総合的な法体系の検討については、本懇談会における議論の対象外である。
	NTTドコモ	「1. IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則」として、事前規制は事業法や独占禁止法において事後的に対処できない場合に限るなど最小限にとどめることが基本となるべき。 また、平成18年5月10日の追加意見招請に対しても述べたとおり、「電気通信サービス市場の発展のためには、物理網レイヤーにおいて各事業者がインセンティブをもって安全性・信頼性の高いNW構築に向けた設備投資競争を行うことが最も重要であり、物理網レイヤーにおける設備投資競争を促進させることができれば、従来の電気通信設備に着目した事前規制は不要となり、仮に是正されるべき行為がいずれかのレイヤーで生じた場合に、事後的に対処することで十分となるもの」と考え、また、「垂直統合型ビジネスモデルの発展は事業者の創意工夫と技術革新によるところが大きいため、事前にこれらを規制するべきではなく、さらに、垂直統合型ビジネスモデル自体は独占禁止法上問題ないと考えられ、また効率性を高める側面もあることから、事後的な対処としても慎重さが求められるもの」と考える。 加えて、P12「接続実態を踏まえつつ必要に応じてインターフェースのオープン化を図ることを原則とする」との記載があるが、P15「設備競争とサービス競争の双方を促進し、設備のボトルネック性に起因する市場支配力の濫用の懸念がなくなったと判断される場合には、ドミナント事業者に対する規制を解除するなど、設備競争とサービス競争の適正なバランスを計っていくことが必要」とあることから、「必要に応じて」とはボトルネック性が生じる場合と限定して考えられるべきところ、設備事業者及びサービス事業者の予測可能性を高め競争中立的な市場環境を整えるために、「必要に応じて」とはボトルネック性が生じる場合である旨明確化しておくことが必要と考える。	事前規制は最小限にすべきことはご指摘のとおりであり、そのことは、事前規制から事後規制への転換という流れにも一致する（第1章2に記述のとおり）。 垂直統合型ビジネスモデルについては、本章1(2)に記述のとおり、一義的に規制を加えること等を意図するものではない。 なお、P12の記述は設備競争とサービス競争の関係で述べられたものであり、P9のレイヤー間の公正競争確保という観点からのインターフェースのオープン化の議論と同列に論じることは適当でないと考え。 ちなみに、第3章3(6)に記述のとおり、「一般に、市場支配力の認定は設備のボトルネック性のみを十分条件とするものではない。すなわち、設備のボトルネック性がある場合の他、市場シェアが高い等の市場要因によって、当該市場において価格支配力行使し得るかどうかという観点から市場支配力の認定が行われる」べきもので

			ある。
(1) 通信レイヤーにおける公正競争の確保	イー・アクセス	IP化の進展にともない、ネットワークの構造もしくはビジネスモデルが変化する場合でも、競争の活性化のためには、通信レイヤーにおける公正競争の確保は必要であるので、運用原則の項目の一とすることに賛成。	○
(2) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保	KDDI	IP化が進展しても固定系加入者回線設備（線路敷設基盤を含む）という強固なボトルネック性を有する設備を保有し続けるNTT東・西については、その市場支配力が上位レイヤーに及ばないよう、設備開放ルールの厳格な運用が必要。NTT東・西が構築する次世代ネットワークについては、プラットフォームレイヤーも第一種指定電気通信設備とし、公正な競争が上位レイヤーにおいても担保されるよう競争ルールを整備することが必要。 一方、設備ベースでの競争が進展している移動通信については、新規参入や番号ポータビリティ制度の導入により、競争が一層激化することから、事業者の自由な事業活動を束縛することのないよう注視すべき。	垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保に当たっては、ご指摘の点にも留意しつつ検討する必要があると考える。 なお、移動通信市場において設備ベースの競争が生じていることは事実であるが、他方、周波数の有限性から市場が寡占性を有している面がある点にも着目する必要がある。
	ソフトバンク	IP化の進展により、今後、上位レイヤーと下位レイヤーとの融合が進んでいくことが想定される、下位レイヤーの市場支配力はネットワークのボトルネック性と密接に関係するものであり、容易に解消できるものではない点において、下位レイヤーの市場支配力の行使の方により注意を払う必要がある。 一方で上位レイヤーについては、様々なプレイヤーが比較的容易に市場に参入でき、競争もより激しく、仮に市場支配力が存在したとしても、下位レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに参入する場合を除けば、長期的・安定的なものとはなりえない。 従って、垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争確保については、特にボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使に重点を置いて検討すべき。	垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保に当たっては、ご指摘の点にも留意しつつ検討する必要があると考える。
	イー・アクセス	垂直統合型のビジネスモデルの今後の進展については、公正競争を確保するための手当ては早急に検討する必要があるので、各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることを原則とすることに賛成。 なお、オープン化を求める範囲及び実現するための具体的施策については、今後議論を深めていく必要がある。	○
(3) 競争中立性・技術中立性の確保	KDDI	公正で健全な競争が行われることによって、サービスの多様化や高度化、料金の低廉化といったお客様利便の向上が実現する。市場のメカニズム（競争原理）の中では、様々な技術や料金・サービス競争の結果として事業者間の優劣が決まり、市場のニーズに応えることができない事業者は淘汰されていくこととなる。競争原理が健全に働くためには、各事業者に競争の機会が公平に与えられる必要があり、そのためには、支配的事業者による競争阻害行為を排除し、公正な競争環境を整備する必要がある。	○
	イー・アクセス	技術中立性の確保を運用原則の項目の一とすることについて賛成。 したがって、具体的な施策へ反映する際には、FTTHに比重をおくことなく、メタル線、メタル線と光ファイバのハイブリッド及び無線技術の活用なども、有効なアクセス手段として同等に扱って頂くことを要望。	○ ご指摘の点については、技術中立性の観点から配慮すべきものと考えます。
(4) 利用者利益の保護	イー・ア	利用者利益の保護を運用原則の項目の一とすることについて賛成。	○☆

	クセス	<p>なお、IP網への移行の過渡期においては、特にNTT東西の次世代ネットワークへの移行に伴う加入電話利用者のマイグレーションの具体的な方法に対して、利用者利益の保護の観点と共に公正競争の確保の観点からも注視していく必要がある。</p>	<p>ネットワークの移行に伴う既存役務の整理・統合等に係る検討の必要性について記述を追加した（第3章4（2））。</p>
	個人	<p>競争ルールを整備する中で、消費者利用者を保護し、公正な競争を促進する観点から、悪質事業者（プレイヤー）を排除する仕組みを策定することこそが国是ではなかろうか。</p> <p>消費者の「安心・安全・便利」を確保し、保護するため、悪質代理店等の市場からの撤退ルール（レッドカードルール）を策定すべき。</p> <p>当然、代理店のみならず、不公正営業に関わる通信事業者に対しても、再発防止ルール（イエローカードルール）を設定すべきと愚考。</p> <p>総括すると、公正競争推進という観点から、行政から、事業者の不公正営業を積極的に排除して頂きたい。</p>	<p>競争ルールの整備を図る際の利用者保護の重要性については、本項目に記述のとおり。</p>
(5) 競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保	KDDI	<p>報告書案の指摘する通り、競争ルールの見直しと運用にあたっては、市場構造の変化に対応できるよう柔軟かつ機動的な運用を確保することが必要。</p>	○
	ソフトバンク	<p><競争ルールの予見可能性の確保></p> <p>競争ルールの見直しについて、「当該ルールの策定・見直しプロセスの透明性を確保し、競争ルールの策定・運用に関する予見可能性を確保していくことが必要である。」とする報告書案に賛同。</p> <p>なお、競争ルールの見直しを行う際には、検討会等は公開を原則とし、必要に応じて事業者からの見解を求める場を設けるべき。</p> <p><電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保></p> <p>電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保は必要。なお、総務省及び公正取引委員会が、それぞれ電気通信事業法・独占禁止法、並びに関連省令やガイドライン等に基づく運用を行っていく上で、重複的な規制の適用や施策の遂行を可能な限り回避するとともに、総務省と公正取引委員会との役割分担の明確化を推進しつつ、より効率的・効果的に公平な競争環境の整備を推進すべき。</p> <p>また、市場構造の急速な変化が予想される中で公正競争要件を確保するためには、事後規制型への移行の流れにおいても、電気通信事業法において必要な事前規制を明確に設定し、ドミナンスや、ボトルネックに起因する市場支配力の濫用が発生しないように事前規制を行う必要がある。</p> <p><競争ルールの国際的整合性の確保></p> <p>市場の国際化が進展する中、競争ルールをはじめとする規制政策の国際的整合性を確保することは重要。</p> <p>規制の鞘取りを回避するという視点だけでなく、海外における規制のベストプラクティスを取り入れることにより、日本における競争ルールを更に優れたものとするという視点が必要。</p>	<p>○</p> <p>競争ルールの策定・見直しプロセスの透明性の確保については、第2章1（5）に記述のとおり。</p> <p>また、競争ルールの国際的整合性の確保については、本項目のほか、第6章5（4）にも記述している。</p>
	イー・アクセス	<p>電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用を引き続き行うこと及び共同ガイドラインの適宜の見直しについて賛成するが、共同ガイドラインが2001年に策定された後、有効に機能してきたか</p>	○☆

		<p>どうかについては、検証を行う必要がある。</p> <p>その検証の過程において、電気通信事業法と独占禁止法との間で適用が難しい範囲が存在しないかどうかについては留意が必要であり、特に独占禁止法では、要件への合致、手続き期間の長期化など、案件への即応が必要な場合には実効性が十分に見込めない場合があるので、反競争的行為に対する措置については電気通信事業法の枠内で幅広く扱うことが可能となるよう枠組みの見直しを要望。</p> <p>競争ルールの国際的整合性については、新しい観点として今後の取組みに期待。</p>	
	日本電気	<p>次世代ネットワーク（NGN）のキーとなるネットワークのIP化は、国境を容易に越えることができるネットワークの構築を意味する。必要なルールは国別の閉じたものであるよりも、各国間で協調性が保たれたものであることが望ましいと考える。従って、研究開発分野や標準化活動における国際連携が重要。日本が進む方向を明確化するためにも、国の働きかけなどを期待。</p>	○

2. 検討に際しての時間軸

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	<p>報告書案において、競争ルールの在り方の検討に際しては、2010年というマイルストーンにこだわることなく、進捗状況に応じて、可能な限り前倒しで検討を進めいただきたい。</p> <p>また、報告書案にあるとおり検討の過程において定期的なモニタリング、進捗報告、リボルピングを実施することは有効。</p>	<p>ご指摘の点については、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。</p> <p>なお、検討の過程における定期的なモニタリング、進捗報告、リボルピングの実施等については、第7章に記述のとおり。</p>
イー・アクセス	<p>検討に際して、2010年という具体的な目標時期が設定されたことは、検討の先延ばしや形骸化を避ける意味で評価に値する。しかし、1999年に実施されたNTT再編成の趣旨が、IP化の進む市場構造に合致していないこと、FMCでのNTT東西とNTTドコモの連携など再編成では想定外の形態により新たな市場支配の構造が顕在化していること、またNTT東西によるNTT法の規制対象外である子会社への大幅な人員の移行が行われている事実など、現在の法律の枠組みが既に限界がきていることも事実であり、2010年という時期については、遅すぎないかと懸念。</p> <p>それでもなお、2010年代初頭をマイルストーンとして設定する場合には、以下の観点について、十分に考慮して頂けるよう要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場環境の急激な変化によるマイルストーンの見直し <p>最も懸念しているのは、NTTグループの資本分割もしくは機能分離論が先送りになったことによって、NTTグループによる市場独占、例えばNTT東西以外の競争事業者の収益もしくは市場シェア等のシュリンクが急激に進むなど市場への悪影響が顕著になる場合であり、このような場合には即座にマイルストーンの前倒しが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関（総務省殿）の中長期的な公正競争の確保を目的とした検討体制の維持 	<p>☆</p> <p>2010年代初頭をマイルストーンとして設定した根拠については、本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、検討の過程における定期的なモニタリング、進捗報告、リボルピングの実施等については、第7章に記述のとおり。</p>

	<p>マイルストーンを2010年代初頭においたことで、総務省殿による検討も長期にわたるため、検討人員数の適切な配置ならびに専門性のさらなる向上（人員の中長期的配置）等、一貫した検討体制の維持が益々重要になる。</p>	
ケイ・オブティコム	<p>報告書案に関して、2010年代初頭をマイルストーンとし、それまでに検討すべき事項を網羅的に整理され、かつ、検討の時期を明確に記述されている点について、高く評価。</p> <p>その中で、検討の時間軸については、検討の着手、および検討の結論を得る時期は極力早期に実施いただくよう希望。NTTは2010年段階でFTTHを利用した光IP電話の加入者を3000万加入見込んでいることから、早急に検討結果を出し、継続して公正な競争ルールや環境を整備する必要があり、出来るだけ前倒して検討していくことが必要。</p>	<p>○</p> <p>ご指摘の点については、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。</p>
エニユーザー	<p>IP化時代における情報技術分野の革新スピードはドッグイヤー（dog year）と表現されるように通常の7倍のスピードで業界は推移しており、2010年というマイルストーンの設定では世界レベルの競争に対応していくのは難しい。本報告書ではKDDIやNTTの計画について述べられているが、グローバル時代の世界の動きに追随していくためには、旧来型の業界を中心とした計画ではなく、よりスピードの速いショートタームでの検討・対策が必要。今後の競争ルールのあり方については短期での見直しを求める。</p>	<p>2010年代初頭をマイルストーンと設定した根拠については、本項目に記述のとおり、ご指摘の点以外の観点も踏まえたものである。</p> <p>なお、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。</p>
BT	<p>報告書案は2010年代初頭を競争ルールの在り方の見直しのためのマイルストーンと設定しており、BTはそうした総務省のイニシアティブを評価。BTは、総務省に対し、一部のものについては2010年を待たずにできる限り早期に実施に移すことを求める。</p> <p>BTは、さらに報告書案で述べられている各論点の実施計画の詳細についての正確なタイムフレームを透明にすることを求める。</p> <p>BTは、指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行うに当たっての総務省の考え方に賛同する。BTは、総務省に対し、「市場の定義」については需要の代替性や下流市場の競争に及ぼす影響等を含む競争法の原則を考慮すべきことを提案する。</p>	<p>○</p> <p>ご指摘の点については、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。</p> <p>何をいつまでにどのような検討体制で取り組むかを明確にすべきことについては、第7章に記述のとおり。</p>

第3章 今後の接続政策の在り方

1. 設備競争とサービス競争の適正なバランス

項目	提出者	意見	考え方
	(1) 基本的な考え方	KDDI	<p>・アクセス領域での設備競争 設備競争とサービス競争の適正なバランスを図ることは適当。ただし、設備競争が比較的容易に進展する領域と、そうでない領域があることには留意する必要。電電公社時代に国の支援の下で国民全体から集めた資金を投じて構築された電柱や管路等の線路敷設基盤と同等レベルの設備を他事業者が新たに構築することは事実上困難であることから、固定系加入者回線の敷設に係るアクセス領域での設備競争の進展は、必ずしも容易ではない。</p> <p>・NTT東・西に対する設備開放ルールの必要性 自ら設備構築し、事業展開していく設備競争が各事業者にとっても理想。弊社も電力会社との包括提携や、NTT東・西以外からの光回線の調達等を進めているところであり、今後も可能な限り設備構築努力を継続していきたい。しかしながら、IP化が進展しても、線路敷設基盤を保有するNTT東・西は、固定系加入者回線を敷設する上での優位性を引き続き保持することから、設備開放ルールを維持し、ボトルネック性の弊害を除去することによってサービス競争の一層の進展を図ることが必要。</p>
ソフトバンク		<p>設備競争の推進によるボトルネック設備の解消には時間を要するため、まずはサービス競争を確実に推進することが必要。 また、過度な設備競争は、国民経済的に非効率を生み出す恐れがあるため、行政においては競争軸間の適正なバランスを保つことが必要。 特に移動体通信事業においては、今後、新規参入事業者2社が市場への参入を予定しているところであり、従来以上に過度な設備競争が生じると強く懸念。</p>	○ 「過度な競争」の趣旨が必ずしも明確ではないが、基本的に、電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用によって対処すべきものとする（第2章1（5）を参照。）。
イー・アクセス		<p>設備競争はまだまだ進展しているとはいえ、今後もさらなるサービス競争の促進を要望。 ドミナント事業者に対する規制の解除については、接続事業者からの意見も聴取したうえで「市場支配力の濫用が無くなったと判断」することも含めて、慎重に議論すべき。</p>	○
Hotnet		<p>光ファイバ等を整備すべき地域について、独占を許容せざるを得ないエリアと官により構築されたインフラを民（シングルキャリア）が運営受託するエリアについて施策が不明確。その施策を明確にしつつ、後者については国策として予算措置が必要。</p>	光ファイバ等の整備を含むブロードバンド網の全国整備については、「次世代ブロードバンド戦略2010」（06年8月）に基づき推進していくことが適当。
ニフティ、JAIPA		<p>固定・無線に加えCATVなどのアクセス網を自由に使えるようにしていただきたい。また地方公共団体などの光ファイバに加え、CATVなどが所有する光ファイバ網の開放を促進していただきたい。ブロードバンドを全国カバーするに当たり、光ファイバを補完すると思われる無線設備についても、サービス事業者が利用できるよう開放する施策を希望。</p>	ボトルネック性を有しない電気通信設備の利用については、まずは事業者間の交渉に委ねることが適当。
経団連		<p>報告書案では、設備競争とサービス競争の適正なバランスの必要性とともに、ボトルネック設備のオープン化の必要性を指摘しており、取り組むべき方向性としては妥当。なお、ルールの整備に</p>	○

		あたっては、新たな設備投資へのインセンティブを殺ぐことのないように、留意すべき。	
	N T T 持株、N T T 東西	<p>ブロードバンド市場における光ファイバ等のブロードバンドアクセスや次世代ネットワークは、今後、各事業者が高度化・多様化するニーズに応えるため本格的に設備構築を行っていく段階にあり、このような段階にあつては多種多様なサービスの基盤となるインフラ設備の構築を促進することにより「設備競争」を促進することを重視した政策を採るべき。</p> <p>また、設備競争が期待される分野においては、従来の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化政策を見直し、N T T グループを含めた設備構築事業者の投資インセンティブを高め、設備投資をする者が報われる仕組みとすることが必要。</p>	<p>設備のボトルネック性が存在していることに鑑みれば、あくまで設備競争とサービス競争は適正なバランスの下に展開されることが必要と考える。</p> <p>なお、ボトルネック設備のオープン化に当たっては、当該設備を保有する事業者の設備投資インセンティブに対して適切な配慮を行うことは必要。この点については、例えば、P 5 2「(e) 競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応の必要性」において記述。</p>
	N T T コム	<p>I P 化の進展に対応して、ボトルネック性や市場支配力は低減していくものであるため、競争状況の評価を通じ、ドミナント規制を緩和していく方向であることを、明示的に記載すべき。また、報告書 P 3 9 に記載の通り、ボトルネック性が市場支配力の十分条件ではないという点についても留意が必要。</p>	<p>ご指摘の点については、P 2 0「2) ボトルネック性解消に向けた基本シナリオ」において記述。</p>
	A T & T	<p>当社は、日本では N T T との設備ベースの競争が不十分であり、競争的なエンドユーザーサービスに供するため N T T 以外の代替ネットワークを卸売で十分利用し得るレベルに達していない状況下では、適正価格でボトルネック設備が利用できる枠組みを確保することが必要であるとの考えに賛同。</p>	○
	B T	<p>1 1. 総務省によれば、I P 化に対応した競争モデルとして、設備競争とサービス競争の双方を促進し、設備のボトルネック性に起因する市場支配力の濫用の懸念が無くなったと判断された場合にはドミナント事業者に対する規制を解除するなど、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくべきとしている。</p> <p>1 2. ボトルネック性がある限り、事前規制を存続すべきであり、慎重な市場画定と隣接市場の分析の後にドミナンス性を決定すべきである。したがって、総務省において、透明、詳細かつ明確な競争評価のプロセスを図るべきである。</p> <p>1 4. また、総務省によれば、この接続政策の章において、究極の目的は、産業における公正競争条件の整備と、それによるサービス競争の促進にある。サービス競争の促進の実現のためには、ボトルネック設備へのアクセスが、他事業者にとって既存事業者と競争できる最も重要な要素の一つになると考える。既存事業者に自社の小売部門と「同等の条件」でサービスを提供させることを担保するためには、透明で、詳細かつ包括的な手続きの整備が不可欠。</p>	○
(2) 欧米における市場環境と競争政策			
	ソフトバンク	<p>英国及びオーストラリアの事例についても言及して頂くことを希望。</p> <p>【英国】 - B T が自主的に「オープンリーチ」を立ち上げ、ボトルネック設備を機能分離／開放したこと。</p>	<p>文章構成上、ご指摘の事例には触れていないが、両事例については認識。</p>

		<p>- BTがPSTNをIPベースのネットワークへと切り替えるための「21世紀ネットワーク(21CN)」プログラムを明らかにし、移行及び切替を開始。</p> <p>【オーストラリア】</p> <p>- Telstra以外の事業者が、TelstraのFTTN整備計画に対し、「Speed Reach」という業界保有の特殊目的法人によって、より広範かつ公平な価格によりFTTN整備を進める計画を表明。</p>	
	<p>NTT持株、NTT東西</p>	<p>米国では、競争環境が現時点で日本と異なるのは事実だが、事業者の投資インセンティブを高め、ブロードバンドインフラの構築を進めるため、光ファイバ等に対するオープン化規制を廃止し「設備競争」を促進する政策を採っている。</p> <p>また、欧州においても、固定分野ではEU域内競争が進展していない(域内競争が進んでいるのは移動体分野だけ)状況下であるにもかかわらず、光インフラの構築を促進するためドイツ等でオープン化規制を緩和する動きが進展。</p> <p>我が国のブロードバンド市場は世界で最も競争が進展しており、報告書案において懸念されているようなNTTグループが市場支配力を行使できるような状況にはない。したがって、我が国のブロードバンド分野の競争政策の策定にあたっては、現在世界最先端のポジションにある我が国のブロードバンドインフラの構築を更に促進し、我が国産業全体の国際競争力を維持・向上する観点から、このようなブロードバンドインフラ構築促進に向けた諸外国の動向を十分に踏まえる必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、米国は我が国と競争環境が異なっており、また、ドイツについては欧州委員会からVDSLの扱いについて懸念が表明されるなど、今後の動向を注視することが必要。諸外国の動向を十分に踏まえる必要性についてはご指摘の通りであるが、その際には、上記の点に関しても留意することが適当。</p> <p>なお、報告書案において指摘しているのは、ボトルネック設備に起因する市場支配力行使の懸念であり、これに対処するため当該設備のオープン化が必要であるという点である。現在の我が国におけるブロードバンドサービス市場における競争進展は、当該オープン化を前提とするものであり、当該市場におけるサービス競争の進展をもって、ボトルネック設備の開放義務を緩和する直接的な論拠にはならない(脚注11を参照。)</p>
(3) 設備競争の促進に向けた取組み			
	テレサ協	<p>電気通信市場における設備競争の担い手としてのCATV事業者について触れられていないが、CATVネットワークを含めた次世代ネットワークの相互接続を可能にするとともに、必要に応じてルール策定に反映させるべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、CATVや衛星回線の活用について追記。</p>
1) 線路敷設基盤の開放促進	KDDI	<p>現在、光引込線の電柱添架手続きの簡素化等に係る取り組みを進めているが、引込み区間の環境整備のみで接続事業者が自ら光ファイバを敷設するための環境整備が全て実現されるわけではない。配線ブロックの拡大や、NTT東・西を含めた複数事業者によるアクセス区間の共同利用の枠組み(1加入者毎のアクセスチャージ適用の仕組み等)の導入等、お客様の選択肢を増やし、FTTHサービスの競争を促進するには、光ファイバの更なる開放が必要。</p>	○☆
	ソフトバンク	<p>道路占用手続きに係る条件は道路管理者により異なるため様々な対応手続きについて時間と費用が必要となる等の問題があるため、道路占用手続きにおいてNTT東西と競争事業者との同等性を</p>	<p>☆ NTTの組織の在り方に関する議論</p>

ク

		<p>確保するルール整備が必要。</p> <p>関係事業者等により行われるガイドラインのフォローアップにおいて、電柱添架手続きの運用に係る問題が認識された場合には、速やかにガイドラインにおいて必要な改正を行うことが重要。</p> <p>こうした問題解消のためにも、NTT東西の指定設備管理部門及び指定設備利用部門は、両部門間の物理的／機能的分離を進め、指定設備利用部門、競争事業者双方の対応において同等性を確保するとともに、両部門相互間のファイアウォールを実効性のある形で確保することが必要。</p>	は本懇談会の検討事項ではない。
	JCTA	<p>NTT東西の線路敷設基盤（電柱、管路、とう洞等）の利用に関して、そのボトルネック性を考慮し、さらに深い議論が必要。</p> <p>NTT東西が有する線路敷設基盤は、NTT東西が自らの線路を敷設する際に一体的に整備されたケースが多く、その後、他の事業者が利用をする際には、強度不足、スペースがないなどの多くの制約を受けている。</p> <p>従って、NTT東西の線路敷設基盤のボトルネック性は十分高いことから、このような設備は、指定電気通信設備とした上で、公正・公平・透明な開放を義務づけるべき。</p>	電柱等の線路敷設基盤単体では電気通信設備とはいえないことから、指定電気通信設備として指定することはできないが、ご指摘の点については、今後の検討に当たって参考とすべきと考える。
	CTC	<p>「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」でシェアアクセス方式の単心引込線について得られた検討・試行の成果を一般添架（単芯引込線以外）にも適用できる部分の整理をすることが必要。</p> <p>設備競争において、電柱添架手続きや強度不足の電柱を回避して光ケーブル敷設をするためのケーブル一束化に関しても、NTT東西と競争事業者は同等の競争条件下にあるとは言い難い状況。</p> <p>IP化の進展に適合した設備構築の促進、通信事業者間の格差是正が図られ、添架申請処理の遅れ等から公正な設備競争に影響を及ぼすことのないよう、「適切な簡素化手続きのフォローアップ」「紛争処理機能の強化」等の措置が的確に図られることを希望。</p>	☆ 線路敷設基盤の開放促進については、光引込線に限られるものではない。
	電事連	<p>新たな添架ポイントは、接続事業者の専用ポイントではなく、一般添架ポイントとして位置付けているので、誤解を招かない表現にすべき。</p> <p>また、検討会の場等で意見聴取する機会を設けていただきたい。「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」については、上記試行実施の検証結果を踏まえ、まずは改正の必要性を検討すべき。その際には、電柱保有者（電気事業者）の意見も踏まえたうえで検討を進めていただきたい。なお、簡素化手続きの確定に際しては、地域事情への配慮願いたい。</p> <p>「簡素化手続きのフォローアップの実施」については、国の検討会等の場で電柱保有者（電気事業者）も含めた十分な検討が必要。</p>	ご指摘を踏まえ、接続事業者専用ポイントという趣旨ではないことを明確化するため、「接続事業者」を「競争事業者」に修文。 なお、本件取組みを進めるに当たっては、関係事業者等からの意見聴取等のデュープロセスの確保が必要である点はご指摘のとおり。
	NTT 持株、NTT東西	<p>線路敷設基盤は、既に電柱等ガイドラインに基づき開放されており、現に線路敷設基盤を持たないCATVやUSEN社も相当量のケーブルを自前敷設している等、他事業者が加入者回線を自前敷設できる環境は既に十分整っていることから、当社の光ファイバに対するオープン化規制は廃止すべき。少なくとも、新たな添架ポイントの開放や添架手続きの簡素化等が進められている架空配線区間における光ファイバのオープン化規制は早急に廃止すべき。</p> <p>当社としては、今後とも、他事業者が加入者回線を円滑に自前敷設できるよう、新たな添架ポイントの開放、利用手続きの簡素化等、線路敷設基盤の開放促進に努めていく考えだが、その際には、当社だけでなく、当社と同等以上の線路敷設基盤を保有する電力会社にも協力いただく必要。</p>	競争事業者の指摘にもあるように、現時点では未だ他事業者が容易かつ迅速に加入者回線を敷設できるとまでは言えないことから、直ちに網開放義務を廃止することは不適當。網開放義務の運用に際しては、あくまで実際の加入者回線シェアをもって判断されるべきであると考え。 なお、線路敷設基盤の開放促進につ

				いては、ご指摘のとおり電力事業者などの参画も得ながら進めていくことが適当。
2) 地方公共団体の光ファイバ網の開放促進	KDDI	条件不利地域におけるブロードバンドの整備には国による公的な支援が必要であり、今後、投資インセンティブの付与の拡大を図っていくことが必要。		☆ ブロードバンド政策として、競争政策以外の施策を含め、総合的・一体的な政策が必要である。（「はじめに」を参照。）
	イー・アクセス	報告書案に賛成。 地方公共団体の光ファイバ網について情報開示を行い、一元的にまとめて管理する仕組みが必要。 NTT東西を介してもしくは接続事業者が直接、地方公共団体の光ファイバ網との接続できるよう接続場所を設けるなどの環境整備を要望。		○☆
	JCTA	地方公共団体が国からの補助金にて構築した光ネットワークの未利用心線の利用を希望した場合、利用目的と当初の構築目的の差異から利用制限を行うことのないようにすべき。		☆
	HOTnet	財政事情などにより保有できない地方公共団体への構築支援をこれまで以上に積極的に行っていただきたい。 また、地方公共団体だけではなく、国が保有する光ファイバについても更なる整備や事業者のニーズも考慮した柔軟な開放を要望。	地方公共団体等が保有する光ファイバの開放については、デジタル・ディバイド解消の観点から、「次世代ブロードバンド戦略2010」（06年8月）に基づき推進していくことが適当。また、ご指摘を踏まえ、「地方公共団体等」に修文。	
	CTC	「特に採算性を確保することが困難な地域を中心に」開放することについては歓迎するが、不特定地域の判断基準の厳密な運用が重要。		☆
	NTT東西	地方公共団体の光ファイバ網の開放促進や新しい無線ブロードバンド技術の導入促進を図ることについては異論ない。		○
	グローバルアクセス	地方公共団体が整備する光ファイバ網の開放促進に賛同。光ファイバ網利用のための手続きの簡素化や開放先を不当に制限しないなど、ガイドラインの遵守を義務付けることが必要。		☆
	個人	地方公共団体の光ファイバ網に加えて、「国土交通省の河川・道路管理用光ファイバ網のさらなる開放促進」も加えるべき。 また、光ファイバ網の芯線長の表示だけでなく、具体的なケーブル長も記述に加えるべき。		ご指摘を踏まえ、「地方公共団体等」に修文。
3) 新しい無線系アクセス技術の導入の促進	ソフトバンク	無線系アクセスの整備に伴う、ボトルネック性解消の判断においては、実態に即した判断を行うことが必要である。 例えば、無線アクセスの到達距離に制限がある場合や、局舎から基地局までの回線整備や基地局設置にあたり支配的事業者のボトルネック性が影響を及ぼすこと等が考えられる。		☆
	イー・アクセス	IP化の進展を光ファイバで行うには限界があることから、光ファイバだけでなく、無線系アクセス技術も取り入れて統合的に推進すべき。 WiMAXについて、新規参入事業者に優先的に電波の割当を行って頂けるよう強く要望。		☆

		固定通信市場で市場支配力を有しているNTT東西に電波の割当をおこなうことは、特に公正競争上の問題が生じることから、安易な割当は行うべきでない。	
	ACCA	既存の無線系通信事業者に限らず新規の通信事業者も無線系に参入できるようにすることが望ましい。	☆
	JCTA	アクセス系無線は、ケーブルテレビ放送においても、条件不利地域等の「補完手段」として有効であり、WiMAXなど新しいアクセス系無線技術の利用は、全国レベルでの通信事業者に限定せず、ケーブルテレビを含めた幅広い分野での利用を推進すべきである。	☆
	ニフティ、JAIPA	無線設備についても、サービス事業者が利用できるよう開放する施策を希望。	☆
	ウィルコム	NTT東西は、既存加入者ネットワークを活用することで、基地局回線を有利に構築できる立場にあることから、NTT東西自身が新たな無線系アクセスを提供する場合、ボトルネック性が低下するものではない。	ボトルネック性の有無は、法令に定める基準に基づき判断することが適当。
	宇宙通信	無線系アクセス技術については、5GHz帯の高速無線LANや2.5GHz帯を用いたWiMAX・次世代PHSなどの新しい無線技術ばかりでなく、すでに確立された無線技術である「衛星通信」も含まれるものと考えられる。 報告書案P19「3）新しい無線系アクセス技術の導入の推進」は、「3）衛星通信及び新しい無線系アクセス技術の活用の推進」とし、地域通信市場において衛星通信もFTTHの代替的なブロードバンドアクセス手段の1つであることを確認したい。	ご指摘を踏まえ、CATVや衛星回線の活用について追記。
	CATV・NW研	ケーブルテレビのネットワークが通信を担うことを前提に、公的サイド主導にて上り帯域のより広帯域化に関する標準化が早急に実施されるよう希望。	第3章1（3）において、CATVのブロードバンド対応の一環として、「上り回線の広帯域化やIP化への対応など、所要の環境整備を図ることが望ましい」旨の記述を追加。
	BT	新しい無線技術の側面から、WLANsや2.5GHz帯を用いた移動体といった新しい無線系技術の開発促進のための総務省の提案を全面的に賛成。市場参入のための投資が継続できるよう、緩やかな規制アプローチを採用すべき。電波開放における技術中立的なアプローチの利用もなされるべき。電波の自由化やその売買は非常に重要であると考えられるべき。また、この無線技術における新規参入に影響を及ぼすような、既存の人為的な障壁に対する規制アプローチについて、よく検討すべき。	○ ご指摘の点については今後の検討に当たっての参考とすべきと考えるが、電波利用免許制度の在り方については本懇談会の検討事項ではない。

2. 接続政策に関する基本的視点

項目	意見		考え方
	提出者		
	KDDI	「少なくとも現状においては地域通信市場におけるNTT東西のネットワークのボトルネック性が極めて強い状況にある」との指摘は適切。IP化の進展に伴い、競争上アクセス領域の重要性が一層高まるため、ボトルネック性の強いNTT東・西のネットワークに対する設備開放ルールが不可欠。	○

	NTTコム	政府方針であるブロードバンドゼロ地域の解消を図るためには設備競争の促進が必要であり、NTT東西の敷設する光ファイバと不可欠性において差異の無い電力系事業者の光ファイバについても、NTT東西の光ファイバと同様に扱われるべき。	現時点において、NTT東西の光ファイバと電力系事業者の光ファイバが不可欠性において差異がないとは言えない。
(1) 接続政策の経緯	—	—	—
(2) 接続政策の基本的方向性			
	NTT東	今後構築が進められる光・ブロードバンド分野の設備については、設備競争を促進するために、その構築段階から従来の電話をベースとしたオープン化規制を課すべきではない。	ご指摘の点については、P42「(1) NTT東西の構築する次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方」に記述のとおり。
	NTT西	電話時代のメタル回線やPSTN網と異なり、ブロードバンド時代における光ファイバ、CATV、広帯域無線といった多様なアクセスラインやIPネットワークは、当社を含めた各事業者が、まさにこれから競争下で新規に構築していくか、構築しつつある設備であること、また、他事業者がアクセスラインやIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備についても、従来どおりオープン性を確保していく考えであることから、当社が構築するそれら設備にそもそもボトルネック性はないと認識。当社が構築する光ファイバ等やIPネットワークについては、そもそもボトルネック性はないことから、それら設備については第一種指定電気通信設備の対象外。	同上
1) ボトルネック設備のオープン化の必要性 2) ボトルネック性の解消に向けた基本シナリオ	KDDI	・情報の非対称性 設備面での優位性だけでなく、ボトルネック設備の費用構造、網管理情報、顧客情報等、情報の非対称性の解消が必要。 ・NTT東・西の営業面での優位性 接続ルールだけでなく、NTT東・西の営業面での優位性に対する競争ルールを整備し、市場支配力の濫用を防止することも必要。	○☆
	ソフトバンク	報告書案の内容に賛同。 現在、ボトルネック設備のオープン化については一定程度実現しているが、主に情報の非対称性により、真に同一条件でのサービス競争は実現されていないというのが実態。 例えば、指定設備利用部門と競争事業者の間における、情報の非対称性の事例は以下のとおり。 - 光ファイバの敷設状況に関する情報 - 加入系光ファイバの網設計に関する情報 - 中継系光ファイバの増設計画に関する情報 - 残置メタルの有無に関する情報 - メタル回線の減設／撤去に関する情報 - コロケーションリソースの増設計画に関する情報	○☆ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。

		NTT東西の指定設備利用部門と競争事業者との間における情報の非対称性及び運用の非対称性を解消するためには、組織的／物理的な分離が必要。	
	イー・アクセス	報告書案に賛成。 NTT東西に対して非対象規制を維持していただくよう強く要望。 さらに、ボトルネック設備についても、組織を別にして公正競争を確保することを強く要望。 手続きや接続料金の支払いについても、NTT東西と接続事業者の同等性を確保するため再度チェックを行うよう要望。例えば、NTT東西はコロケーションの利用にあたり、接続事業者が支払っている単価を使って費用を計上しておらず、また、接続事業者が支払うコロケーション費用はNTT東西の利用部門での収入となっており非常に問題。 また、NTT東西が単年度や中期で計画する設備計画とは別に、NTT東西自らが利用する際には接続事業者との同等性を確保するよう、POI調査相当の手続きや、設備を保留する場合の費用計上を行うべき。	同上
	HOTnet	ボトルネック性が解消したとの客観的根拠及び評価方法等については、その全てをオープンにしていきたい。	関係事業者等からの意見聴取等のデュープロセスを確保することが必要である点をご指摘のとおり。
	ニフティ、JAIPA	公益事業特権を有する全ての事業者に対して、接続仕様を明確にし、公開するというオープン化の義務を適用すべき。	ボトルネック設備を保有する事業者以外の事業者間の接続条件については、まずは当事者間で協議することが適当。
	KVH	ボトルネック設備のNTT東西からの分離を早急に検討するべき。分離が時期尚早なら、減価償却期間の妥当性及び償却済み資産の適正価格について今一度検討することが必要。 NTT東西の光ファイバ設備の他競争事業者への開放を現状どおり保証するとともに、償却期間を十年としている税制度を早期に見直し、適正な接続会計制度の適用による合理性のある利用価格の算出を再検討されるよう希望。	☆ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。
	Vodafone (英)	NTTグループの持株会社制を廃止し、グループ各社を構造的・資本的に分離し、「アクセス」部門が、NTTとソフトバンク等の他の競争事業者との対応において、真に非差別で公平なものであることを確実にするために、新しいガバナンスと運営プロセスを構築すべき。	NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。

3. 指定電気通信設備制度の在り方

項目	意見		考え方
	提出者		
(1) 検討の視点	—	—	—
(2) 指定電気通信設備の指定基準			
1) 第一種指定電気通信設備(固定系)の指定基準	KDDI	・都道府県毎の競争の進展度 IP化が進展しても、固定系加入者回線の約94%を占めるNTT東・西のアクセス領域での市場支配力は維持されることが想定されることから、今後も都道府県単位での競争状況に着目していくことが必要。	○

		<p>・メタル回線と光ファイバの一体性 報告書案の結論は適切。 特にNTT東・西による「ひかり電話」サービス（光ファイバ）は、OAB～J番号体系により、現在の加入電話（メタル回線）を置き換えていくものであることから、メタル回線と光ファイバの一体運用は、ブロードバンドサービスを利用されるお客様だけでなく、電話を中心に利用されるお客様の視点からも合理的。</p> <p>・諸外国と日本の背景の違い 報告書案の指摘は適切。 光ファイバの開放ルールが無い国については、そもそも加入系光ファイバ（FTTHサービス）が日本のように普及していないという事情がある。 世界最先端のICT先進国を目指す日本における光ファイバに係る開放ルールは、海外※では参考事例として注目を集めている。</p> <p>※EU規制枠組みの見直しにおける欧州委員会案・附属書（2006年6月28日）P11参照</p>	
	ソフトバンク	<p>報告書案の考え方に賛同。 NTT東西は、とう道、管路、電柱等の線路敷設基盤を独占的に保有。この線路敷設基盤の独占的保有の影響は、メタル回線・光ファイバ回線という回線種別に関わらず大きなものであり、ボトルネック性の源泉となっていることから、回線種別によって指定基準を区別することは適当ではない。</p>	○
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。 加入電話サービスではメタル回線だけでなく光ファイバ回線も使用していること、また、加入電話サービスとOABJ-IP電話（ひかり電話）サービスが共に代替性が高いサービスであることから、両者を区別することは合理的ではない。</p>	○
	ACCA	<p>「加入者回線」において相当の間メタル回線と光ファイバ回線が併存と思われるので、メタル回線と光ファイバ回線を区別することなく「一体的運用」を行なうことは賛成。</p>	○
	KVH	<p>第一種指定電気通信設備（固定系）の指定基準にメタル回線と光ファイバ回線の一体的運用の取り扱いについて報告書案の挙げる理由に賛同。</p>	○
	グローバルアクセス	<p>報告書案の考え方に賛同。シェア算出については、サービスベースでの提供回線数シェアではなく、あくまでも設備ベースでの提供回線数シェアで議論することが必須。</p>	○
	NTT持株、NTT東西	<p>メタルと光との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がなく、別の議論。 他事業者も当社と共通の線路敷設基盤の上に光ファイバを敷設することは可能。 他事業者も計画的に光ファイバ敷設することにより、手続き面の差異を解消することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能。 コスト面についても、当社は光ファイバ回線をメタル回線にオーバーレイ（重畳）する方式で</p>	<p>同種の設備として見るか否かの判断基準は、設備の素材ではなく機能によるもの。サービスの代替性は機能面での同等性を判断する際の一つの大きな要素であることから、ボトルネック性の判断に密接に関係しているものと考え</p>

		<p>設置しており、メタル回線を保有していることにより光ファイバを他事業者に比べて安く敷設できるといった事実はない。</p> <p>むしろ、光ファイバは、以下の観点から、ボトルネック性はないことから、メタル回線と区別して早急に指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバはメタル回線と異なり、当社も新たに敷設していること。 ・電力系事業者は、自ら光ファイバを敷設し、当社に匹敵する設備量を保有していること。 ・CATV事業者やUSEN社は電柱・管路等を保有していないが、当社や電力会社の電柱・管路を利用して、自前でアクセス設備を構築していること。 ・当社の電柱について、新たな添架ポイントを開放することとし、他事業者が自ら光ファイバを敷設する環境を整えてきていること。 ・むしろ、当社の光ファイバの接続料がコスト水準以下に設定されていることが、結果として他事業者の設備構築インセンティブを損ない、健全な設備競争を阻害していること。 ・ブロードバンドアクセスという意味では、DSL、CATV、広帯域無線等、多様なアクセス手段が存在すること。 	<p>える。</p> <p>また、他事業者が光ファイバを自前敷設する環境は、以前に比べて改善したものの、未だ本格的に設備競争が生じ得る状況にはない。</p> <p>したがって、現時点において光ファイバ回線をメタル回線と区別して指定電気通信設備の対象から除外するのは不適當。</p> <p>なお、競争事業者の設備投資インセンティブは、ネットワークの自前敷設を一層迅速かつ容易にできるようにすることによって高めることが適當。NTT東西の光ファイバに係る接続料については、第3章6(2)に記述のとおり。</p>
2) 第二種指定電気通信設備(移動系)の指定基準	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業(グローバルスタンダード)との整合性を踏まえた25%基準の見直し 今般のルール見直しにより、第二種指定電気通信設備を指定する際の閾値(25%)は、国内他産業、或いは他国との整合性をとり、40%或いは50%へと改めることが必要。 また、EUにおけるSMPの指定は「3段階の閾値をベースに判断している」との報告書案の記述は不適當であり、修正する必要。 ・固定通信市場と移動通信市場の違い 固定通信市場にはアクセス領域における設備面でボトルネック性がある一方、移動通信市場には基本的に設備面のボトルネック性が無いといった構造的な違いがあることから、指定電気通信設備制度を固定通信市場と移動通信市場で一体的に運用することは、市場の実態と乖離した制度運用になり、適切ではない。 したがって、「市場特性の違いによる規制構成の相違が存在することは、少なくとも現時点においては一定の合理性があると認められる」とする報告書案の整理は適切 ・市場の実態に応じた競争ルールの適用 「第二種指定電気通信設備について閾値を40%~50%に引上げ、当該閾値を超える事業者に対して第一種指定電気通信設備と同等のドミナント規制を課すという競争ルールの変更は、現時点では適當ではないと考えられる」との結論は、閾値の問題(40%~50%)と市場構造の違い(固定通信市場と移動通信市場)を一体にとらえたものであり、適切ではない。 ・携帯市場とPHS市場 両者を同一の市場と扱うことは適當。 	<p>EUにおけるSMP制度は今後の競争政策を考える上で参考となるが、EUの制度をグローバルスタンダードであると位置付け、これと同一の制度を我が国において使用すべきとする論拠が必ずしも明確ではない。</p> <p>また、25%の閾値は判断基準として現実にEUにおいても考慮されている。</p>

		<p>現状の第二種指定電気通信設備制度の内容を維持しつつ、その上で40%~50%の閾値を越える第二種指定電気設備を有する事業者について、第一種指定電気通信設備制度並みの規制を追加的に課すという二段階の規制を導入することも検討に値する。</p> <p>(a) MVNOの新規参入との関係 現状の第二種指定電気通信設備制度の見直しを行う必要はない。 なお、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」等の具体的な判断基準について、基本的考え方をガイドラインとして整理することも検討に値するとあるが、これは第二種指定電気通信設備を有する事業者に該当するものであり、それ以外の事業者においてはMNOとMVNO間の役務提供若しくは接続に関する契約について、(紛争等に発展する場合を除き)特段の規制上の制約を受けることなく、基本的には事業者間協議によって取り決めを行えるものと理解。仮に本件のガイドライン化を進める場合には、こうした事業者の自由な事業活動を何らかの形で制約することのないよう、ガイドラインの位置付けを明確にする等、間接的な規制強化に繋がることのないよう十分に配慮して頂きたい。</p> <p>(b) ユーザID開放の可能性の検討 移動体通信事業者は、コンテンツ事業者に対して既にユーザIDを開放済みであり、ユーザIDの開放だけでMNO間の利用者の移動が活発化することは想定しがたい。</p> <p>(c) 携帯市場とPHS市場の一体的な市場画定 総務省の実施する競争評価において携帯市場とPHS市場が同一市場であると認定されていることのみをもって、両市場を一体として、今後、第二種指定電気通信設備制度を運用していくとするのは早計。今後、展開が見込まれている新たな移動体通信技術の取扱いについての整理や、携帯市場とPHS市場とを第二種指定電気通信設備制度において一体的に運用していくことによる各種影響について十分な分析を行った上で、判断すべき。</p>	<p>☆ 第二種指定電気通信設備制度の在り方については、制度の包括的な見直しの中で改めて検討を加えることが必要であると考ええる。</p>
	イー・アクセス	<p>単純再販によるMVNOサービス提供の市場シェアの取り扱いについて、現行の指定要件のままでは、禁止行為規制の策定意図が達成できないことが想定されるため、今後検討することが必要。</p> <p>・携帯市場とPHS市場の一体的な市場画定 今後も引き続き市場の動向について注視し、市場の画定を行うことが必要。</p>	<p>☆ MVNOの定義の問題に関連する事項と考える。</p>
	ACCA	<p>卸電気通信役務形態によるMVNOの新規参入がしやすいよう「MVNO事業化ガイドライン」の早期改善が求められる。</p>	○
	テレサ協・MVNO協議会	<p>現行の第二種指定電気通信設備制度には合理性がある、という見解に賛同。さらに、指定電気通信設備を有する事業者には、市場支配力を背景とした不公正な取引を排除するための、社内統制を義務付けるべき。</p> <p>(a) MVNOの新規参入との関係</p>	<p>○☆ 接続料を含む接続条件の取扱いについては、今後関係事業者の意見等を踏まえつつ検討すべきであり、現時点で本件についてガイドラインとして整理</p>

		<p>接続料について、【「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」（電気通信法第34条第3項第4号）とされているが、その具体的判断基準については必ずしも明確になっていないなど競争ルールの透明性の観点から改善を要すべき点もある。】という報告書案の見解に賛同。</p> <p>MNOが提供するサービスのコストについて、各ネットワーク設備に関する投資額がいくらなのか、運用費がいくらなのかを、定期的に監督官庁に提出することで、接続料や卸役務料金の適正性を担保する必要。その際、必要に応じて細分化して開示することが望まれる。</p> <p>また報告書案の【本件についての基本的考え方をガイドラインとして整理することも検討に値する。】という表現については、【整理することが適当である。】に修正が望ましい。</p> <p>このような状況も考慮に入れ、ガイドラインは、他業種の企業から見てわかりやすく、かつ事業予見性を高められるものとして、明確かつ詳細なものになることを強く望む。</p>	<p>する旨結論付けることは必ずしも適当ではないと考える。</p>
	MCF	<p>通信レイヤーやプラットフォームレイヤーの利用が一部阻害され参入ができない、あるいは公平な利用環境にないという状況が現実になっており、早急な対応が必要。特に移动通信の場合は、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに対する影響が甚大。</p> <p>「識別情報（ユーザID等のユーザをユニークに識別するための情報で個人情報を含まない情報）やコンテンツ・アプリケーション仕様」の公開と利用環境の提供、端末からのアクセスにおける同等性の確保等が必要。規制は第二種指定電気通信設備のプラットフォーム機能を対象とすることが適当。</p> <p>但し、上記スキームは多大な労力と時間を要す上に、立場の弱いコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が対等な立場で交渉することは非常な困難が想定。</p> <p>従って、ネットワークの公平性が確保されているかどうかについては、「競争阻害の可能性あり」と判断される機能を特定し、“watch list”（要注視機能）として公表し、定期的な検証を行うことで規制の「牽制力」を機能させるという報告書案は現実的な対応として非常に重要。</p>	<p>○☆</p>
	KVH	<p>第二種指定電気通信設備（移動系）の指定基準の端末シェアの25%基準は、昨今の移動体端末の絶対数の増大に鑑みれば妥当なもの。</p> <p>しかし、第二種接続約款が認可制ではなく届出制である点について疑問。移動系においては、固定系に比べて寡占性が高く接続料金及びユーザ料金が高止まりしている傾向にあることから、第一種と同様、認可制にするべきであり、この点について届出制である点について合理的な説明を欠いている。</p>	<p>P24の記載のとおり、地域通信市場における設備のボトルネック性に起因する市場支配力を認定する第一種指定電気通信設備制度と、周波数の有限性を背景とする寡占性に起因する市場支配力を認定する第二種指定電気通信設備制度との間で、市場特性の違いによる規制構成の相違が存在することは、少なくとも現時点では一定の合理性があるものと認められる。</p>
	NTT持株	<p>第二種指定電気通信設備（移動系）の指定基準（25%）について、報告書案の考え方に基本的に賛成。</p>	<p>○</p>
	NTT持株、NTTドコモ	<p>事業者としての法的・社会的責任を十分に回避できる仕組みも無く事業者がトラブルの責任を負いかねない現状でIDの開放を事業者に義務化することは不適切である旨、報告書に記載を加</p>	<p>ご指摘を踏まえ、利用者利便の向上、事業者間の公平性の確保、個人情報</p>

		<p>えるべき。 電気通信事業者間で統一して用いることのできるユーザIDの是非につき、個人情報保護の確保の視点も含めて、慎重に議論がなされるべき。</p>	<p>報保護の3点を検討に当たったの留意事項の例示として追記。</p>
<p>(3) NTTグループの中期経営戦略と指定電気通信設備制度の在り方</p>	<p>USEN</p>	<p>NTT東西とNTTドコモ、NTT東西とその子会社等、およびその他のNTTグループ内の連携については、IP化の進展に対応した指定電気通信設備制度の在り方の見直しが必要である。NTTグループ内での各レイヤーの事業分担等については、公正競争環境が整備される仕組みが必要。</p>	<p>○</p>
	<p>通信事業の明日を考える会</p>	<p>NTTグループの上位レイヤー事業一体化が加速的に拡大し、下位レイヤー事業を一気に垂直統合することによって、NTT東西、NTTコミュニケーションズの分離の意味をなし崩しにしていくものと強い不安を感じている。例えば、NTT東西の販売奨励金やNTTコムに有利な販売行為などの問題がある。</p> <p>インターネット接続市場における、NTT東西とNTTコミュニケーションズが一体となった市場支配力濫用の是正と共に、公正競争に向け、厳正なる監視、規制を強く希望。</p> <p>また、法人サービスの見直しに見られるように、NTT持株がグループとして一体的に市場支配力を行使させようとしていることに対して大きな疑問があることから、報告書内に記載の「(a) NTT東西とNTTドコモの連携、(b) NTT東西とその子会社等の連携、(c) その他のNTTグループ内の連携」に加え、「NTT持株会社のグループ企業支配の在り方」についても、競争政策の観点から今一度見直しをされることを強く希望。</p>	<p>☆</p> <p>NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。</p>
	<p>1) NTT東西とNTTドコモの連携</p>	<p>KDDI</p>	<p>・NTT東・西とNTTドコモのFMC連携の問題 支配的事業者間の連携となるNTT東・西とNTTドコモによるFMCサービスの提供は、NTT東・西による事業領域拡大の問題、グループ内競争の排除によるグループ市場支配力強化の問題点があるため、認められるべきではない。</p> <p>・お客様の便益と公正競争の確保 政策課題としてのお客様の便益を検討する場合には、短期的な利便性だけでなく、公正競争の確保の観点を踏まえた中長期的なお客様の便益向上という視点が必要。従来のアプローチは、抜本的な検討が行われるまでの間、維持して頂きたい。</p> <p>従って、報告書案において「基本的に望ましい」としつつ、「競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要」としたのは、議論を矮小化するおそれがあり、適切ではない。</p> <p>NTT東・西による移動通信分野への事業領域拡大は、活用業務としての議論の範疇を超えて、NTTの在り方として扱うべき問題であり、2010年に本格的検討を始めるまで凍結することが適当。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・設備共用の禁止 NTT東・西とNTTドコモの設備共用が認められないとする報告書案の考え方は適切。 設備共用が認められるべきではないとする考え方は、NTTグループの次世代ネットワーク（NGN）構築においても適用する必要がある。 ・共同営業の禁止 NTT東・西とNTTドコモによる共同営業を認めることは競争政策の観点から原則として適当でないとする報告書案の考え方は適切。 NTTグループとしての購買力を背景とした営業取引についても公正競争を阻害している懸念があり、今後の競争ルールの検討において十分に留意することが必要。 また、加入者情報の不適切な利用やブランド力の相乗効果といった懸念だけでなく、NTTグループとしての購買力を背景とした営業取引についても公正競争を阻害している懸念があり、今後の競争ルールの検討において十分に留意することが必要。 ・活用業務の扱い NTT東・西による移動通信分野への事業領域拡大は、活用業務としての議論の範疇を超えて、NTTの在り方として扱うべき問題であり、2010年に本格的検討を始めるNTTの在り方の問題に結論を得るまで凍結することが適当。 	<p>要。</p> <p>なお、公正競争確保のための具体的な条件については、当事者であるNTTドコモ及びNTT東西の申請を待って、活用業務認可のプロセスにおいて検討されるべきものとする。</p>
	ソフトバンク	<p>NTT東西とNTTドコモとの連携は、基本的には認めるべきでないが、第一種と第二種の指定事業者相互間の連携については、現状、規制の対象となっていないため、本件についてはまず十分な事前検証を行い、事前にガイドラインの整備等の所要の規制整備を行うべき。</p> <p>具体的には以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①NTT東西及びNTTドコモが共同で提供する場合 ダブルブランドによるFMCサービスの提供は、指定事業者同士が一体的に市場支配力を発揮することとなるため、これを禁止すべき ②NTT東西が主体となって提供する場合 NTT東西が主体となってFMCサービスを提供する場合についても、NTT東西の業務範囲規制の趣旨を没却するもので、禁止すべき ③NTTドコモが主体となって提供する場合 NTTドコモが主体となってFMCサービスを提供する場合、現行の制度では他市場へのレバレッジの行使を規制することができないため、市場支配力行使の検証及び所要の規制整備を行うことが必要。 	同上
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・公正競争要件に関する検証の必要性 基本的にNTT東西とNTTドコモの連携は直接行わず、NTTコミュニケーションズや、NTT東西の子会社またはNTTドコモの子会社など、別会社が主体で行うべき。 <p>事業増強の観点から公平競争確保の在り方 同等の条件で接続事業者が接続できるよう、NTT東西とNTTドコモ間の取り決めについて</p>	○☆

		<p>は接続の整備義務は異なるべき 設備共用型の形態によるFMC 同等の条件で接続事業者が接続できるよう、NTT東西とNTTドコモの間では相対契約を認めず、卸契約約款を公表するかもしくは、ユーザ約款化して公平性を担保すべき。また、NTT東西とNTTドコモのブランドも市場支配力の行使に該当するため、使用禁止すべき報告書案に賛成。</p> <p>設備の共用について、伝送路以外の設備の共用についても原則禁止を要望。</p> <p>特に、NTT東西やNTTドコモが新規で設備を構築して共用する場合、原則禁止すべき。また、伝送路に限らず、NTT東西及びNTTドコモが保有している設備を他の会社に譲渡することをNTT東西とNTTドコモが公平競争を担保するために禁止すべき</p> <p>NTT東西とNTTドコモはいずれも市場支配力を持つ事業者であり、共同営業は市場支配力の行使をさらに行いやすくすることから、共同営業は認めるべきではない。また、人的ファイヤウォールも必要であり、NTT東西とNTTドコモの間で実際行われている人的交流を速やかに禁止するよう強く要望。</p> <p>・活用業務認可制度の活用 報告書案に賛成。「活用業務認可ガイドライン」の条件を見直しし、厳格な運用を行うべき。</p>	
	ACCA	<p>NTT東西とNTTドコモがFMCを提供する場合には各社とも他事業者のFMCに関する提携や接続においては、同等の条件で対応する義務がある。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、事業者間接続及びMVNO活用型のいずれの形態においても、他事業者に対して同等の条件により接続・卸電気通信役務の提供を確保すべき点をご指摘のとおり。</p>
	JCTA	<p>NTTグループ内事業者が、共通の目的をもったサービスを行う場合、たとえ共同営業の禁止や、設備共用の禁止など規制を課したとしても、後発の事業者はサービス展開上不利な状況。したがって、NTTグループによるFMCサービスは、NTTグループのドミナント性を加速させることになるため、NTTドコモがNTT東西のネットワークと接続または利用してFMCサービスを行うことを、他のFMC事業者の競争力が認められるまでの一定期間は規制すべき。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、利用者利便の向上が期待できるものであることから、基本的には望ましいと考えられる。</p> <p>他方、P26に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモは共に指定電気通信設備を保有する事業者であることを踏まえれば、両者の市場支配力が結合することにより、固定通信市場・移動通信市場の双方の市場に競争阻害的な要素が拡大することが懸念されることから、競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要。</p>
	HOTnet	<p>NTT東西とNTTドコモの連携パターン化がなされているが、どのように検証・判断するのか明確にしていきたい。</p>	<p>P28に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモの連携に際して</p>

			公正競争の確保の観点から要請される要件については、活用業務認可ガイドラインの見直し等により整理・公表するとともに、活用業務認可のプロセスの中で具体的に検討を行うことが適当。
	CTC	<p>NTT東西とNTTドコモの連携は、双方の市場において、より強固な市場支配力が生じ、公正競争を著しく阻害する要因。NTT東西によるFMCの実施は、NTT法の規定による「地域電気通信事業の経営」を目的とする会社から逸脱。</p> <p>従って、現時点のNTT東西とNTTドコモの連携は、基本的にはどのような形態であっても認めるべきではない。</p> <p>なお、NTTグループによるFMCの実現には、完全資本分離により、過度な市場支配力が生じない形（公正かつ有効な競争環境の実現）でのグループ再編が必須であり、早期に検討を進める必要がある。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、利用者利便の向上が期待できるものであることから、基本的には望ましいと考えられる。</p> <p>他方、P26に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモは共に指定電気通信設備を保有する事業者であることを踏まえれば、両者の市場支配力が結合することにより、固定通信市場・移動通信市場の双方の市場に競争阻害的な要素が拡大することが懸念されることから、競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要。</p>
	ケイ・オプティコム	<p>報告書案に賛同する。</p> <p>競争事業者との同等性確保に関しては、NTT東西およびNTTドコモに対して、相応の義務が必要。</p> <p>具体的には、NTT東西に対しては、「活用業務認可ガイドライン」の条件の「ネットワーク情報の開示」に従って、NTT東西がFMCサービスを提供するにあたり新規に設置するシステムの仕様を競争事業者である固定系事業者にも広くオープンにすることを条件として課していただきたい。</p> <p>NTTドコモに対しては、NTT東西以外の他の競争事業者が接続を求めた場合には、NTT東西と同等の条件により取り扱うことを希望。</p>	○
	テレサ協・MVNO協議会	<p>NTT東西とNTTドコモの共同的な市場支配力又は市場支配力のレバレッジが働かないよう、現行の競争ルールで十分担保されているかどうかという点については、より明確なルールの適用が必要。</p> <p>また、公正競争の確保がなされているかどうかについて、公正取引委員会と総務省とが密接な連携を取りながら指導及び監視を行うことが必要。</p> <p>また報告書案の、【・・・基本的に望ましいが、・・・】の箇所は全ての関係者に望ましいとは言えず、【・・・可能であるが、・・・】のような表現が妥当。</p> <p>設備共用型の形態によるFMCを基本的に認められないとしている点については、固定通信市場と移動通信市場という2つの隣接する市場において、それぞれの市場支配力が共同的に運用さ</p>	○ <p>なお、本件について「基本的に望ましい」としているのは、利用者の観点からの評価であるが、その後、公正競争環境の整備が前提となる。</p>

		<p>れることにより競争阻害性が更に高まることが懸念されるので報告書案の見解に賛同。</p> <p>また、NTT東西とNTTドコモによる共同営業の禁止を基本的に認められないとしている点については、実質的に共同的・一体的な市場支配力の濫用が行われることが懸念されるため、報告書案の見解に賛同。</p> <p>また、活用業務認可制度の活用に関する報告書案の見解にも賛同。</p>	
	KVH	<p>公正競争確保の観点から連携は阻止すべき。</p> <p>NTT法第2条第5項のいわゆる「活用業務認可」については、安易に認めるべきではない。</p> <p>NTTグループ間におけるFMCの推進については、「活用業務認可ガイドライン」の見直しにより弾力的な運用を図るのではなく、数年先のNTTグループの帰趨決定まで凍結すべき。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携については、設備共用型の形態によるFMCは基本的には認められず、また、共同営業は原則として適当でないと考えられるが、両者の連携そのものは利用者利便の向上を図る観点から基本的に望ましいと考えられる。</p> <p>なお、両者の連携に際して公正競争の確保の観点から要請される要件については、活用業務認可ガイドラインの見直し等により整理・公表するとともに、活用業務認可のプロセスの中で具体的に検討を行うことが適当。</p>
	ウィルコム	<p>NTT東西とNTTドコモの連携について、他事業者との公平性確保に配慮した措置が明確に盛り込まれており賛同。</p> <p>ただし、実態として公平性が担保されているかどうか、定期的なチェックを継続することが必要。</p>	○
	フュージョン	<p>NTT東西とNTTドコモの両者は共に指定電気通信設備を保有する事業者であり、両者の市場支配力が結合し、通信市場が寡占状態に向かうため、NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービスの提供については、接続事業者からは望ましいと言えない。</p> <p>「他の競争事業者から同様の接続申込みがある場合、同等の条件で接続を認めることが求められる」という物理的・電氣的な接続条件が確保だけでなく、「速やかに「活用業務認可ガイドライン」や「共同ガイドライン」の見直しを行い、NTT東西とNTTドコモの連携に際して公正競争確保の観点から求められる要件を整理・公表することが適当である。」を確実に実施していただきたい。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、利用者利便の向上が期待できるものであることから、基本的には望ましいと考えられる。</p> <p>他方、P26に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモは共に指定電気通信設備を保有する事業者であることを踏まえれば、両者の市場支配力が結合することにより、固定通信市場・移動通信市場の双方の市場に競争阻害的な要素が拡大することが懸念され、競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要。</p>
	通信事業の明日を考える会	<p>NTT東西会社とNTTドコモの連携は、利用者利益を名目にしたNTTグループの体制強化に繋がる可能性が極めて強く、是非とも厳密な監視を要望。</p>	☆

		<p>特にNTTドコモとNTT東西だけでなくNTTコミュニケーションズとの共同営業についても以下の理由から禁止して頂きたいと強く希望。</p> <p>NTTグループ中期経営戦略中の法人サービスの見直しは、質的にはNTT東西、NTTコミュニケーションズ間での「ユーザ情報の統一化」、「販売面での再統合」であり、NTTコミュニケーションズを「抜け道」としたNTT東西との共同営業が可能となる。</p> <p>また、NTTグループの上位レイヤー事業の見直しにより、NTTコミュニケーションズの「OCN」の市場支配力が強化される中、NTTコミュニケーションズとNTTドコモの共同営業は、インターネット接続の分野での「OCN」の市場支配力と移動通信市場でのNTTドコモの市場支配力を結合し、相乗的な独占強化に繋がる。</p>	
	NTT持株、NTT東西	<p>「NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービスの提供は基本的に望ましい。」とされていることについては賛同するものの、NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCの形態として「設備共用型」を許容しないとすることは、ネットワークの効率的な構築や柔軟なサービス提供に支障を及ぼすおそれがあり、結果的にお客様利便を損ないかねないことから、設備共用型のFMCについても、他事業者との同等性が確保されることを条件に許容されるべき。</p> <p>また、ユーザサービスの向上の観点から、他社との同等性の確保を条件に許容されるべき。</p>	NTT東西とNTTドコモとの連携については、設備共用型の形態によるFMCは基本的には認められず、また、共同営業は原則として適当でないと考えられるが、P28に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモによる具体的計画の申請を待って、公正競争確保の観点から適切に対処することが適当。
	NTTドコモ	<p>設備共用型FMCや共同営業を原則禁止とすることは適当ではなく、現行の事業法に基づき事後的に対処されることで十分。</p>	
2) NTT東西とその子会社等の連携	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東・西とその子会社等の連携 報告書案の指摘は適切。NTT東・西による子会社を通じた業務展開が、NTT法の趣旨を逸脱していないかを精査し、共同的な支配力の濫用、NTT東・西とその子会社等との取引における非効率性を防止するためのルールが必要。 ・特定関係事業者制度の拡充 特定関係事業者制度については、NTTグループの電気通信事業者全てへの拡大、アウトソーシング会社への拡大、特定関係事業者制度の対象範囲を、連結決算の適用会社と一致させることにより会計制度との整合を図ることが必要。 また、特定関係事業者の範囲を拡大することに伴い、特定関係事業者制度に関するNTT東・西からの報告も徹底し透明性を確保することが必要。 ・早急なルール整備の必要性 NTT東・西を起点とする共同的・一体的な市場支配力の濫用等を防止するため、新しい競争ルールの整備について早急に検討に着手し、所要の制度整備を行うことが必要との報告書案の指摘は適切。 現行法の枠内でNTTグループの一体経営による市場支配力濫用を防止するには、NTTグループの連携に対して競争ルールを厳格に適用していく必要。 	○☆ 特定関係事業者制度の適用については、現行制度の趣旨に沿って、運用していくことが適当と考える。
	ソフトバンク	<p>NTT東西とその子会社等について、共同的・一体的市場支配力の濫用を防止するための新しい競争ルールの整備を早急に行うことにつき、強く賛同。</p>	○☆ NTT東西とその子会社等につい

		<p>まずは、NTT東西とその子会社等相互間の関係の実態について詳細な調査を行い、調査結果について公表し、その調査結果に基づき、子会社等を通じた規制回避を抑止するためのガイドラインの策定／改定、特定関係事業者制度の電気通信事業者以外への拡充等、ドミナント規制の実効性を確保するための制度／競争ルール整備を行うべき。</p>	<p>て、まずは詳細な実態把握を行う必要がある旨を追記。</p>
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。特に、NTT東西との取引規模が大きいNTTエムイー及びNTTネオメイト、また、NTTコムウェアやNTTファシリティーズについて、特定関係事業者として扱い、会計の公開等を含め厳しく監視するよう強く要望。</p> <p>また、NTT東西が、その子会社及びグループ会社にしかほとんど発注を行わない、または、アウトソースするため接続事業者が中身の精査が行えないのであれば、物品費をはじめ作業委託費、業務委託費がはね上がり、接続料金上昇の原因となり、適正な競争原理が働かず、NTTグループの非効率性が温存され今後も非常に根深い問題となる。</p> <p>自前工事やコロケーションに関する業務はNTT東西から子会社及びグループ会社へのアウトソースがほとんどを占めており、費用の適正性をチェックするうえでも会計精査が行えるような仕組みが必要であり、接続料金に影響を及ぼす場合は、NTT東西の子会社及びグループ会社も会計情報を公表すべき。特にコロケーション費用は金額も大きく年々増加していることから、費用の適正性のチェックができるよう強く要望。</p>	<p>☆</p> <p>特定関係事業者制度の運用については、現行制度の趣旨に沿って適用していくことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、NTT東西とその子会社について、まずは詳細な実態把握を行う必要がある旨を追記。なお、本件に係る会計情報に関するご指摘については、接続会計制度の見直しの中で検討を加えることが適当。</p>
	J:COM	<p>「NTTグループ中期経営戦略」での再統合の懸念について、競争政策の視点からの確な提案が行われているものと評価。</p> <p>他方、通信分野と放送分野の融合的なサービスが提供されているが、現在のドミナント規制は通信分野の規制であり、放送を含めた融合的なサービスについては言及されていないことから、「NTTグループに係る公正競争要件の検証」については、通信分野の指定電気通信設備制度等の枠組みにとらわれず、放送分野まで含めたセーフガード制度の検討を早急に開始すべき。</p>	<p>○</p> <p>放送分野まで含めたセーフガード制度の検討については、本懇談会の検討の対象外である。</p>
	JCTA	<p>NTT東西は、NTT法に規定されている業務範囲を逸脱してはならないが、さらに、子会社を含む実質的に支配する関係会社についてもNTT法の適用対象とすべき。</p> <p>現状においても、NTT東西は、放送業がNTT法での業務範囲外となっているにもかかわらず、放送業の営業を行う事業者に出資し、共同的営業活動を行うなど、NTT法の主旨に反していると思われる行為が見受けられる。</p>	<p>☆</p>
	ケイ・オプティコム	<p>報告書案に賛同。</p> <p>「活用業務認可ガイドライン」に規定される「独占的な既存業務と活用業務の内部相互補助の防止（いわゆる会計の分離）」については、子会社も含めた適用を検討すべき。さらに、「活用業務認可ガイドライン」の実効性を強化する観点から、法制化を検討すべき。</p>	<p>○☆</p> <p>活用業務認可ガイドラインは、法律の適用に際しての基準を明確化するものであり、十分な実効性を確保していると考えます。</p>
	ニフティ、JAIPA	<p>NTT東西とその子会社等の連携を視野に入れた行為規制については適切な考え。</p>	<p>○</p>
	KVH	<p>NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力の濫用等を防止するため、NTT東西とその受託等を受ける子会社等を含めた新しい競争ルールの整備について早急に検討され、所要の制度の整備を行うこととしているご提言に賛同。</p>	<p>○</p>
	グローバルア	<p>2006年7月21日付NTT報道発表資料「上位レイヤサービスと法人サービスの提供体制</p>	<p>☆</p>

	クセス	<p>の見直し」について、移管対象となった法人顧客の中には一般利用者である法人顧客のみならず、NTTコミュニケーションズと競合するサービスを提供する電気通信事業者も相当数含まれていたと想定されるため、公正競争条件の確保の観点から検証が十分ではなかったのではないかと考えている。例えば、アクセス回線にNTT東西のイーサネット網を利用して行っているサービスについて、そのアクセス回線の調達先が、競合しているNTTコミュニケーションズに移管されるとすれば、公正競争上、著しく問題がある。</p> <p>このことは、NTT東西における相互接続部門と利用部門との間にファイアウォール設置の義務付けに比べると、著しくバランスを欠いている。</p>	
	通信事業の明日を考える会	<p>NTT東西には、都道府県域子会社（NTT東の場合で21社、西の場合で全16社）があるが、その社名は、「NTT東-東京南」、「NTT西-関西」のようにNTT東西と一体であるかの如くまぎらわしい社名であることに加え、同子会社の社長他役員は、NTT東西の地域事業本部長、部長等を兼務し、案件に応じてその立場や名刺を使い分けている場面が多々見受けられる。</p> <p>加えて、同子会社の主力商品はNTT東西が提供する商品であること等から、NTT東西と都道府県域子会社は正に一体であり、NTT東西がドミナント規制を回避せんがために行っている「脱法」行為ではないかと考えられる。</p> <p>したがって、NTT東西とその子会社等の関係の透明性の確保について、より厳正な対応を希望。</p>	○☆ NTT東西とその子会社等について、まずは詳細な実態把握を行う必要がある旨を追記。
	NTT持株、NTT東西	<p>アウトソーシング会社への委託にあたって、他事業者との公正競争条件の遵守について業務委託契約に規定する等、既に適切な措置を講じており、これ以上の規制は不要。</p> <p>むしろ、公正競争上の観点からは、電気事業分野で独占的な地位を有する電力会社とその子会社又は提携会社である通信会社との間の取引条件等について公表を求める等の措置を検討していただきたい。</p>	NTT東西とその子会社等について、まずは詳細な実態把握を行う必要がある旨を追記。
	NTTコム	<p>顕在する具体的な問題が記載されていないにも拘わらず、市場支配力の濫用を前提とした記載が含まれているが、事前規制については、市場支配力の濫用の可能性について慎重に検証を行う必要があるため、報告書案P32の記述を修正すべき。</p> <p>具体的には、「・・・、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力（又は市場支配力のレバレッジ）の濫用等を防止するため、新しい競争ルールの整備について早急に検討に着手し、所要の制度整備を行うことが必要である」との記述を「・・・、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力（又は市場支配力のレバレッジ）の濫用等の可能性を排除できないため、新しい競争ルールの整備について検討に着手し、必要と認められる場合、所要の制度整備を行うことが必要である。」に修正すべき。</p>	本件はP30に「結果としてドミナント規制が回避され、公正競争確保のためのルールが実効性を失う可能性がある」と記載しているように、現行制度の運用に必ずしも十分でない点がある旨を指摘しているものである。なお、「所要の制度整備」は「必要と認められる場合」の意味を含む。
3) その他のNTTグループ内の連携	ソフトバンク	<p>NTT東西をはじめとするグループ内各社の連携について、既存の競争セーフガードを包括的に適用し、定期的な検証を行うことに賛同。その際に競争セーフガードの全体像を改めて整理・公表して頂くことは有効。</p> <p>なお、公正競争要件確保の検証にあたっては、NTTに挙証責任を課すとともに、その報告内容等の公開を義務化し、外部による検証を可能とすることが必要。</p> <p>更に、NTTが挙証した内容に対し、他事業者等から反証が提示された場合には、これを是正</p>	○☆

			<p>しない限り、関連するNTTグループ内における連携等を禁止することが適当。</p> <p>また、NTTグループによるNGNの整備・活用を通じた、共同的・一体的市場支配力の行使及びレバレッジの行使を抑止するための公正競争ルール整備が必要。</p>	
		NTTコム	<p>経営効率化の観点から、NTTグループ内において様々な連携が行われることは、利用者利便の向上を図る観点から、基本的に望ましいと考えられることから、報告書案のP33の記述は修正すべき。</p> <p>具体的には、「・・・しかし、IP化等の市場環境変化に対応し、更にグループ全体として経営効率化や収益機会の拡大等を図る観点から、NTTグループ内において様々な連携が行われるものと考えられる。」との記述を「・・・一方でIP化等の市場環境変化に対応し、更にグループ全体として経営効率化や収益機会の拡大等を図る観点から、NTTグループ内において様々な連携が行われることは基本的に望ましいと考えられる。」に修正すべき。</p>	<p>該当部分の記述は、IP化等の市場環境を踏まえた見通しを述べるものであり、NTTグループ全体としての経営効率化や収益機会の拡大等について、特定の価値判断を加えることを意図するものではない。</p>
(4) 指定電気通信設備の対象範囲の柔軟な見直し				
1) 指定電気通信設備の定期的な見直し		ソフトバンク	<p>NTT東西をはじめとするグループ内各社の連携について、既存の競争セーフガードを包括的に適用し、定期的な検証を行うことに賛同。その際に競争セーフガードの全体像を改めて整理・公表して頂くことは有効。</p> <p>なお、公正競争要件確保の検証にあたっては、NTTに挙証責任を課すとともに、その報告内容等の公開を義務化し、外部による検証を可能とすることが必要。</p> <p>更に、NTTが挙証した内容に対し、他事業者等から反証が提示された場合には、これを是正しない限り、関連するNTTグループ内における連携等を禁止することが適当。</p> <p>また、NTTグループによるNGNの整備・活用を通じた、共同的・一体的市場支配力の行使及びレバレッジの行使を抑止するための公正競争ルール整備が必要。</p>	○☆
		NTT東西	<p>第一種指定電気通信設備の範囲を定期的に見直すことについては賛成だが、現行の指定方法は、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」となっており、新たな設備を含め、殆ど全ての設備が自動的に第一種指定電気通信設備の対象となる仕組みであるため、「指定する設備を具体的に列挙する方式」に指定方法を見直すことが必要。</p>	<p>現行の指定方法は、市場構造の変化に対して迅速な対応を確保する上で妥当。</p>
2) 指定電気通信設備の範囲の在り方		KDDI	<p>・次世代ネットワークとのレイヤー間接続</p> <p>NTT東・西の次世代ネットワークについては、それぞれのレイヤーにおいて同一レイヤー間での接続が必要であり、第一種指定電気通信設備とすることが必要。また、第一種指定電気通信事業者としてのNTT東・西は、次世代ネットワークの構築計画を総務大臣に届けるとともに他事業者へ公表する必要。</p> <p>・NTT東・西の説明責任</p> <p>NTT東・西の次世代ネットワークを構成する機能や設備は基本的に第一種指定電気通信設備とし、指定設備の範囲から除外する場合には、NTT東・西に説明責任があることを前提に議論を進めることが必要。</p> <p>ある機能や設備を指定設備の範囲として加えるべきかどうかを、接続事業者の主張で判断する</p>	<p>○☆</p> <p>指定電気通信設備制度の趣旨に沿って適切に対処することが適当。</p>

		ことは、事実上、説明責任が接続事業者に帰属することとなり、不適當。	
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> 機能面を重視した指定電気通信設備の指定報告書案に賛同。 プラットフォーム機能を視野に入れた指定電気通信設備の指定 NTT東西のNGNにおけるプラットフォーム機能については、ボトルネック設備である伝送路設備と一体として設置される電気通信設備であり、当初より指定電気通信設備として指定し、指定を外す場合にはNTT東西にその挙証責任を負わせることが適當。 	○☆
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 機能面を重視した指定電気通信設備の指定 ボトルネック設備を利用するために必要な設備として、コロケーション（スペース、電源、空調など）についても指定電気通信設備として指定してすることを強く要望。 プラットフォーム機能を視野に入れた指定電気通信設備の指定 プラットフォームも指定電気通信設備の対象範囲に加えることに賛成。 	○ コロケーションスペース等は、指定電気通信設備ではないことから、当該指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして接続約款に規定している。
	ニフティ、JAIPA	次世代ネットワークを様々な事業者が有効活用し、ともに日本の通信事業を発展させるためには、プラットフォーム機能を有する設備を指定電気通信設備とすることでオープン化することも考慮されるべき。	○
	NTT持株、NTT東	<p>第一種指定電気通信設備規制は、あくまでも「設備」のボトルネック性に着目した規制であり、真に不可欠性を有する設備に規制対象を限定するべきであり、他事業者も提供可能であるネットワーク機能についてまで規制する必要はない。</p> <p>プラットフォーム機能について何らかの措置が必要とのことであれば、ネットワークとは独立にそれ自体のボトルネック性について判断することが必要。</p> <p>固定・移動通信市場の融合に伴う指定電気通信設備制度の見直しにあたっては、設備のボトルネック規制と市場支配力に対する規制を区別することが必要。</p> <p>設備のボトルネック性に起因する場合は接続約款・接続料規制等の設備規制を課すとしても、市場支配力に起因する場合は各事業者の公平な取扱いといった行為規制に留める等の措置が望ましい。</p>	<p>現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適當。</p>
	NTT西	<p>第一種指定電気通信設備の対象から速やかに除外いただきたい。</p> <p>当社が構築する次世代ネットワークにボトルネック性がない以上、そのプラットフォーム機能にボトルネック性がないことは明らか。</p> <p>事前規制（要注視機能としてWatch List化することも措置内容は定かでないものの一種の規制に他ならないもの）を課すのではなく、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じるのであれば、事後的に問題を解決する姿勢に徹していただきたい。</p>	<p>現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適當。</p> <p>なお、“watch list”</p>

				は、規制ではなく、規制の適用に係る予見性を高めることを意図したものである。
		NTTコム	「プラットフォーム機能を一義的に定義することは、急速な技術革新を背景に市場構造が大きく変化している中、技術中立性の観点からも必ずしも適当ではない場合がある」ため、当該機能の位置付けを予断するような記載は不適切であるから修正すべき。具体的には、「プラットフォーム機能は伝送路設備と一体として設置される電気通信設備に該当するが、・・・」を「プラットフォーム機能は伝送路設備と一体として設置される電気通信設備に該当する 可能性がある が、・・・」に修正すべき。	ご指摘を踏まえ、「該当する」を「該当する可能性がある」に修文。
		NTTドコモ	指定電気通信設備の範囲にプラットフォーム機能を加えるか否かについては、ボトルネック性を有するプラットフォーム機能とは何でありどのようなものが想定されるのかを明らかにしつつ慎重に検討がなされるべき旨報告書に記載されるべき。	現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。 なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。
(5) “競争セーフガード制度”の整備				
		ソフトバンク	制度再構築のプロセスとして競争セーフガード制度の創設が明確化されたことは非常に有意義。	○
	1) “競争セーフガード制度”の概要	KDDI	NTTの在り方の抜本的な見直しを行うまでの暫定的な枠組みとして、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力濫用防止のための競争ルール整備と、指定電気通信設備の範囲の検証を包括的に行うことは適切。 ただし、制度の運用に際しては、一連の制度整備を行うこととした経緯や目的が曖昧とならないよう、制度趣旨に則った厳格な運用が行われるべき。また、ルールを策定、運用していく上では、議論の公開等、手続きの透明性を確保することが必要。	○
		ソフトバンク	報告書案に賛同。 「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を早急に策定し、運用を開始すべき。	○
		イー・アクセス	報告書案に賛成。要注視機能についてはスタックテストも行えるよう、機能ごと（少なくともサービスごと）にコスト算出できるような会計制度を整えるべき。	○☆
		JCTA	NTT東西等の行為そのものが市場支配力の濫用に当たるかを事前にチェックするような市場監視機能が必要であり、この機能を「競争セーフガード制度」に組み入れることが必要。 特に、NTT東西が子会社や経営上の影響力を持つ会社を通して、法規制の潜脱的行為が行われることを、未然に防止するしくみを定め、「競争セーフガード制度」に組み入れるべき。 また、「競争セーフガード制度」での評価は、電気通信事業法のみならずNTT法、独占禁止法の精神に照らし、多面的な見地にたって行われることが必要。	☆

		<p>なお、競争セーフガードによる定期的な評価の中では、紛争処理委員会で蓄積された事業者間の紛争事案についても、その内容をよく評価し、対象設備のドミナント性・ボトルネック性を判断する材料としていただきたい。</p>	
	HOTnet	報告書案に賛同する。また、「競争評価」の手法の明確化を今後強く望む。	○
	ニフティ、JAIPA	プラットフォームレイヤーの機能は次世代ネットワークにおける重要な機能であり、ご提案に賛同。	○
	テレサ協	<p>設備を保有しない事業者が当該市場にタイムリーかつ必要最小限の投資で新規参入する場合、設備保有事業者の提供する通信サービスを用いて各種プラットフォーム機能を実現する、いわゆる卸電気通信役務活用型のサービス提供形態が前提となることから、競争セーフガード制度の整備においては、事業者間接続型のサービス提供形態に加え、卸電気通信役務活用型のサービス提供形態の公正競争要件（通信サービスのアンバンドル化、会計分離等）についても検討いただきたい。</p> <p>設備を保有しない事業者が、NTTの次世代ネットワークの転送機能を事業者間接続型または卸電気通信役務活用型で使用し、設備非保有事業者の創意工夫の下、必要に応じて独自機能を組み合わせることにより多様なサービスを生み出すことが可能となるよう、転送機能のアンバンドル化および他機能のオープン化（転送制御情報または転送管理情報へのアクセス）を要望。</p>	○☆
	KVH	<p>ご提言に賛同。</p> <p>IP化の進展した次世代ネットワークにおきましても、現行のインフラ設備の上に構築されるのは明白であり、ボトルネック設備が公正競争を歪め、次世代ネットワークの構築時においても現在の競争優位がそのまま引き継がれる可能性が多々あることから、指定電気通信設備の範囲としては、少なくともプラットフォームレイヤーまでの指定としていただきたい。</p>	○
	NTT持株	<p>今後の展開を正確に予測することが困難なブロードバンド市場において、現実に問題が発生してないにもかかわらず、漠然とした懸念やおそれを理由に行政が新たな規制を課すとすれば、結果的に新たなビジネス・技術の展開を抑制し、ユーザーサービスの高度化・多様化を妨げることに繋がる弊害が生ずると考えられることから、新たな規制を導入すべきでなく、また、現行法上、法的根拠のない追加的な規制を行うことは問題。</p>	<p>現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。（脚注6を参照。）</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。</p> <p>なお、“watch list”は、規制ではなく、規制の適用に係る予見性を高めることを意図するものである。</p>
	NTT東	<p>今後の展開を正確に予測することが困難なブロードバンド市場において、現実に問題が発生してないにもかかわらず、漠然とした懸念やおそれを理由に行政が新たな規制を課すとすれば、結</p>	<p>☆</p> <p>現行制度上、プラットフォーム機能</p>

		<p>果的に新たなビジネス・技術の展開を抑制し、ユーザサービスの高度化・多様化を妨げることにつながる弊害が生ずると考えられることから、新たな規制を導入すべきでない。</p> <p>また、競争評価を政策的に活用する際には、例えば高いシェア自体を問題視するのではなく、その理由がネットワークのオープン化等が行われていないことによって生じているものか、各事業者の営業努力の結果であるのか、各事業者の事業戦略上の力点の入れ方の差異によるものか等、多角的かつ構造的な要因について十分に分析を行うことが必要。</p>	<p>を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。（脚注6を参照。）</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。</p> <p>なお、“watch list”は、規制ではなく、規制の適用に係る予見性を高めることを意図するものである。</p>
	NTTコム	<p>①原案の書きぶりでは、「公正競争要件」が必ずしも明確ではないため、所要の措置についても、その内容を判断できないため、「④ 上記と併せて・・・」を「④ 上記について・・・」に修正すべき。</p> <p>②また、当該制度が、新たな規制の枠組みの制定を意図したのではなく、既存の枠組みの整理により運用を開始するものであるという点を明確にするため、「・・・速やかに「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を策定し、・・・」を「・・・速やかに「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を既存の制度運用の枠組みを整理することにより策定し、・・・」に修正すべき。</p> <p>③また、市場支配力の濫用を防止するための事前規制については、その必要性を慎重に検証すべき。また、電気通信事業者の各種事業統合が進展していることから、検討にあたっては、NTTグループのみならず、他の事業グループについても同様に検討対象とすべきことから、「これに併せて、NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための仕組みについても速やかに検討に着手することが望ましい。」を「これに併せて、NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための仕組みについても、その必要性を慎重に検証することが望ましい。」に修正すべき。</p>	<p>①については、ご指摘を踏まえ、所要の修正を加えた。</p> <p>②については、ご指摘を踏まえ、「現行制度の運用改善等に係る措置」と明記した。</p> <p>③については、速やかに検討に着手することを否定するに足る具体的な根拠が提示されているとは認められないため、原文を維持。</p>
	NTTドコモ	<p>「競争セーフガード制度」について、一事業者グループに特化した監視制度は他業界及び独占禁止法の運用等にもない特異なものであり公平性に欠けることから、公正競争条件確保に係る制度は競争評価や共同ガイドラインなど全ての事業者に係るものを基本とすることが必要。</p> <p>仮にセーフガード制度がボトルネック設備を保有することを理由とするものとしても、ボトルネック設備を有しないドコモや(株)NTTコミュニケーションズ等まで含めたNTTグループのみに対する監視制度を新たに創設することは過剰な規制であり公平性を欠く。</p>	<p>競争セーフガード制度は、指定電気通設備の対象の見直しプロセスをシステム化するとともに、NTTグループに係る公正競争要件を整理・体系化し、検証するものであり、新たな規制を追加するものではないことから、過剰な規制との指摘は当たらない。</p>

				また、公正競争確保を目的とするドミナント規制を特定の事業者に適用することをもって事業者間の公平性が損なわれるものではない。
		BT	総務省は、「競争セーフガード制度」の整備と「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」の策定の準備をすとしてしている。IP化ネットワークに対応した競争の枠組みの基盤を提供するため、速やかに当該制度とガイドラインを整備する総務省の考えを支持。	○
2) “競争セーフガード制度”と競争評価の関係		KDDI	指定電気通信設備の範囲の議論を行う上では、以下の点から現在の競争評価では対応できない面がある。 ・競争評価の事後的な性格 NTTグループの圧倒的な市場支配力が定着した段階で事後的に市場を評価するのではなく、NTT東・西の設備構築に先立ち、公正競争上の問題点を検証する必要。 ・最終消費者向け市場と卸市場 指定電気通信設備の範囲を検証するには、設備のボトルネック性との関連性に重点を置いた分析（卸市場に関する分析）が必要。	☆
		ソフトバンク	政策的・戦略的な活用を図る方向で運用を行うためには、競争評価手法のさらなる精緻化が必要。 競争評価に必要な情報の提出を義務化する場合には、その範囲を分析を行う上で必要最小限の情報に限定して頂く等、事業者に運用上の過度な負荷を課すことのないよう配慮を希望。	☆ ご指摘を踏まえ、「関係事業者に過度の負担をもたらさないよう留意しつつ」の文言を追記。
		NTTコム	競争評価等により情報提供を求める場合は、事業者の事業上の機密性等を考慮し、使用目的と開示方法、対象事業者の範囲を明確にし、情報提供者の理解を得たうえで実施すべきであることから、「・・・、競争評価に用いられる情報の収集については、現在、その一部は関係事業者の任意の協力により行われているが、目的を明確化することを前提に報告規則の更なる見直しを進め、競争評価に必要な情報提出の制度整備を図ることが適当である。」を「競争評価に用いられる情報の収集については、現在、その一部は関係事業者の任意の協力により行われているが、目的・開示方法・対象事業者の範囲を明確化することを前提に、 <u>関係事業者の報告に関する負担やビジネスへの影響度を十分に勘案し理解を得た上で、報告規則の更なる見直しを進め、競争評価に必要な情報提出の制度整備を図ることが適当である。なお検討にあたっては既存の報告規則の対象についても、目的・開示方法を明確化し、簡素化を含め検討することが適当である。</u> 」に修正すべき。	同上
(6) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し				
	1) 市場統合の進展に対応した制度見直しの必要性	KDDI	物理網レイヤーにおける固定通信網と移動通信網の構成の違いに留意するべきとしている報告書の指摘は適切。 番号ポータビリティの開始や新規参入で更なる競争の激化が見込まれる移動体市場への新たな規制導入は、控えられるべき。	○ 移動体市場に対し新たな規制が必要か否かは、競争状況を踏まえつつ、適切に判断することが必要。

	ソフトバンク	報告書案の内容に賛同。 なお、その際には、報告書案にもあるとおり、物理網レイヤーと通信サービスレイヤーとを区別して検討を行う必要。	○
	イー・アクセス	報告書案に賛成。 また、固定・移動統合市場における、NTT東西とNTTドコモの連携などのNTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑制するためにも、本制度の指定要件の要素としてNTT（資本）グループによる市場占有率を加えることが必要。	○☆
	テレサ協・MVNO協議会	報告書案の見解に賛同。 移動体通信事業では、物理網レイヤーを保有している事業者が上位の各レイヤーにおける市場支配力を及ぼしている現状。MVNO参入にあたり、各レイヤーが既存MNOに支配的にコントロールされている現状に歯止めをかける必要があり、新しい制度は極めて重要。また、継続的に電気通信市場全体について競争評価を用いて市場の画定を行い、その上で政策に反映させることが必須。	○
	エニユーザー	プロバイダー・フリーのインターネット電話サービスを提供する場合、一般公衆網からのインターネット電話への通信は、一旦GW等で終端させ転送とするというルールが規定されているが、キャリア間の取り決めにより、インターネットへの転送時点から呼び出しを含め発信者へ課金されるケースが生じる。既存接続設備を有するNTT東西および、自社IP網をもつ企業間の取り決めが絶対的なものとならず新規参入サービス提供事業者による競争促進が図れるよう、接続ルールのオープン化および、従来存在しなかった新しい技術を適切な形でサービス提供可能な競争ルールの設定を期待。	☆
	NTT西	ブロードバンド市場においては、我が国は諸外国に比べて最も競争が進んでおり、当社が市場支配力を行使しうる地位にはない。 また、ブロードバンド時代の主要なインフラであるIPネットワークや光ファイバ等は今後各事業者が構築するか、または現在構築しつつあるものであり、ボトルネック性は問題とならない。	現在の我が国におけるブロードバンドサービス市場における競争進展は、この網開放義務を前提とするものであり、当該市場における競争の進展は、ボトルネック設備制の網開放義務を緩和する直接的な論拠にはならない。 (脚注11を参照。) また、NTT東西のIPネットワーク等は既存の物理網に立脚して構築されるため、ボトルネック性が問題とならないという指摘は当たらない。
2) 制度見直しの方向性	KDDI	・指定電気通信設備の範囲と競争評価 競争評価については、透明性の確保措置の導入や、次世代を見越した評価を行う方向へ方針を改める等の見直しが必要。 固定通信網と移動通信網の指定電気通信設備制度は、それぞれボトルネック性の有無に着目した異なるルールを適用することが適当。サービス面での融合を理由に、固定網と移動体網に同一の規制を適用することは、市場の実態と乖離したルールとなるおそれがある。	☆ 指定電気通信設備制度の包括的な見直しに際しては、市場統合実態に柔軟に対応し得るものとするのが適当。 また、当該制度の見直しに際しては、「市場支配力の設定は、設備のボトルネック性のみを十分条件とするも

		<ul style="list-style-type: none"> ・市場支配力 市場支配力については、料金面での支配力の観点から評価、分析することは適切ではなく、非価格的な影響力、つまりNTT東・西が独占時代から継承した設備面・営業面の競争上の優位性も評価の尺度とすべき。また、市場支配力の「存在」と「行使」は切り離されたものではなく、「存在」そのものが公正競争を阻害していると考えることが必要。 ・競争評価における共同支配の扱い 競争評価の手法として、共同支配やレバレッジも含めた市場支配力の認定の在り方等について検証を行うとの方向性は適切。 	<p>のではない。すなわち、設備のボトルネック性がある場合の他、市場シェアが高い等の市場要因によって、当該市場において価格支配力等を行行使し得るかどうかという観点から市場支配力に認定が行われる。」とのラインを維持することが適当と考える。</p>
	ソフトバンク	<p>この方向性は規制の国際整合性を確保するものであり、市場支配力の認定をどのように行うかというクリアすべき難しい課題はあるもの、望ましい方向性。 現行の競争評価制度をこの枠組みに取り入れる場合は、競争評価手法のさらなる精緻化が必要。</p>	○
	イー・アクセス	<p>セーフガード制度が十分に機能していない段階においては、ドミナント規制を緩和すべきではない。また、NTT東西のボトルネック設備については、市場支配力の行使のおそれがあり、事後規制も困難であることから、引き続き、非対称規制を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争評価の活用に向けた実践的検証の必要性 SMPの考え方を導入する方向性について賛成。 現状では、市場支配力の行使の問題については、独占禁止法の分野での扱いが主であり、指定電気通信設備制度への反映は必ずしも有効ではなかったため、レイヤー間の競争モデルの実現のためにはSMP指定は必要不可欠な観点。したがって、独占禁止法の枠組みとは別のSMP指定の枠組みの実現を強く要望。 	○☆
	NTT持株	<p>IP化の進展に伴う第一種・第二種指定設備規制の見直しを行うことは賛成。本来ボトルネック設備の保有と市場支配力の有無は別の概念であり、固定・移動通信市場の融合に伴う指定電気通信設備制度の見直しにあたっては、設備のボトルネック規制と市場支配力に対する規制を区分する必要がある。その場合、設備のボトルネック性に起因する場合は接続約款・接続料規制等の事前規制を課すとしても、市場支配力に起因する場合は各事業者の公平な取扱いといった事後的な行為規制に留める等の措置が望ましい。</p>	○☆ 設備のボトルネック性に基づくドミナント性と、市場シェアが高い等の市場要因によるドミナント性の2つの要素がドミナント規制の根拠となるが、これをもってドミナント規制の中身そのものを区別する必要があるかどうかについては、更に検討が必要。
	NTT西	<p>現在指定されている加入者光ファイバ等のブロードバンドに用いられる設備については早急に指定電気通信設備の対象から除外して頂きたい。 また、規制の在り方としても、設備の不可欠性に着目したボトルネック規制と市場支配力に着目したドミナント規制は目的が異なり、「ボトルネック設備保有」＝「ドミナント」とする現在の第一種指定電気通信設備規制は見直すことが必要。</p>	☆ 光ファイバを指定電気通信設備のみ対象とすることは適当（第3章3（2）を参照。） なお、今後指定電気通信設備の見直しについては「競争セーフガード制度」に基づき定期的に行っていくこと

			が適當。
	B T	<p>1 3. 指定電気通信設備制度の包括的な見直し事項に関して、意見招請は、市場の定義、ドミナンス性の概念や規制だけではなく、それらの実施といった、あらゆる観点から実施すべき。更には、新たな体制の下で、総務省から独占禁止機関に至るまで、関係する政府機関が果たす役割について透明性を確保すべき。</p> <p>3 6. 機能分離の特徴を考慮して、総務省が日本にとって機能分離が適切なモデルであると判断する場合、規制当局に権限を付与するために以下のような適切な立法の導入を進めるべきことを推奨。</p> <p>(1) アクセスの同等性の更なる透明性と実証性を図るために、SMPを有する通信事業者に対し、事業を再編し、機能単位に分離することを正式に要求すること。</p> <p>(2) 一般／業界への意見招請を通じて、機能分離の詳細な条件を設定すること。</p> <p>(3) どのような製品・サービスを機能分離の単位の範囲とすべきかを決定するとともに、後の段階で、基本的なサービスに加わる可能性のある付加サービスに関して立法であらかじめそれらを定めておくこと。</p> <p>(4) 厳格な現状報告と分離の単位の運用の一環として、体制見直しを担保する。</p> <p>(5) 有効な罰則による事業者の義務の履行と追加的公約の義務付けを強制すること。</p> <p>3 7. 影響を受けた第三者が自ら、規制当局から独立又は協力して、損害の補償を図ることも含めて、義務履行を継続させることができるよう立法で担保すべき。</p>	<p>☆</p> <p>N T Tの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。</p>
(7) その他の検討すべき課題	K D D I	<p>競争ルール全般についてもN T T東・西と競争事業者との間には情報の非対称性があるため、競争ルールの必要性について、競争事業者側に挙証責任を負わせることは、ルール策定のプロセスとして不適切。</p>	<p>接続ルールの見直しに当たり、そのニーズや仕組みについて、競争事業者側も相応の挙証責任を負うことは妥当。</p>
	ソフトバンク	<p>事業者からの各種ルール化の要望を吸い上げ、必要な場合にはルール策定のプロセスに入るといった手法（N O I）の導入は、このような事業者の要望に対して迅速な対応が可能となることから、有効。</p> <p>【M D Fジャンパ工事についての要望】 N T T東西と接続事業者におけるM D Fジャンパ工事に関する条件を同等化するための、接続事業者による自前工事化に関する各種ルール整備を行って頂くことを要望。</p> <p>【P O Iボックスの設置についての要望】 P O Iボックスの設置条件を、N T T東西と接続事業者の間で同等にすることを要望。</p> <p>【接続点情報の開示についての要望】 接続事業者が円滑に工事を進められるよう、N T T東西の保有する接続点に係る技術情報並び</p>	<p>○☆</p>

		に工法の事前の開示を要望。 【柱上での保守作業についての要望】 効率的に保守作業を実施できるよう、POIボックスに係る保守作業については、保守委託等によりNTT東西がPOIボックスを開閉できるようにすることを要望。	
	イー・アクセス	接続ルールについて、整備が進捗し成果があがっていることは弊社として高く評価しているが、解決すべき課題が未だ多く存在しているので、速やかに接続ルールを改善することに賛成。また、NOI（Notice of Inquiry）の採用の検討についても適切な方向性であると考え、接続事業者の挙証責任が必要となる点は理解するものの、情報の非対称性等により接続事業者の挙証責任のみでは事態の改善が図れない状況も存在しうるため、NTT東西の説明責任についても同水準に求められるべき。	○
1) NTT東西の地域IP網の取扱い	KDDI	NTT東西の地域IP網については、報告書案が指摘するとおり、次世代ネットワークとの関係が明確でないことから、むしろ従来よりも慎重に議論を進めることが必要であって、指定電気通信設備としての開放義務を維持することが適当。	○
	ソフトバンク	NTT東西の地域IP網については、NGNとの関係が明確になり、接続事業者とNTT東西との同等性が担保されるようなルール化がなされるまでは、少なくとも現状の指定を継続すべき。	○
	イー・アクセス	地域IP網の取扱いについては、次世代ネットワークの構築動向も明確になっていない段階では、第一種指定電気通信設備の範囲から、除外すべきではない。	○
	ニフティ、JAIPA	NTT東西の地域IP網及びこれに相当する次世代ネットワークにおけるISP接続において同様のサービスを展開する部分については、事業者向け割引料金（キャリアズレート）の対象範囲とし、ISPがインターネット・サービスを地域IP網や次世代ネットワーク上において、利用者に対し一貫通貫で直接提供できることを希望。	☆
	NTT持株	局舎コロケーション等のネットワークのオープン化等により、他事業者が既にNTTグループと同規模のIP網を保有しており（他事業者も自らその旨を繰り返し表明している）、また他事業者から実際に接続要望もないことから、今後構築する次世代ネットワークとの関係が不明確という理由だけで引き続き指定電気通信設備の対象とすることなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外すべき。	☆ NTT東西の地域IP網の不可欠性の判断に際しては次世代ネットワークとの関係について検証を行うことが必要である。
	NTT東西	NTT東西の地域IP網について、他事業者は、局舎コロケーションを利用して自らルータ等の局内装置を設置し独自のIP網を構築して、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、また、平成13年9月に地域IP網の接続料を設定したものの利用実績は皆無となっていることから、定期的なレビューを待つことなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたい。 また、今後新たに構築していく次世代ネットワークとの関係が不明確であるという理由だけでは指定電気通信設備の対象とする理由にはならない。 そして、①メガデータネッツ等のデータ通信網、②メディアコンバータ、DALAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内ファイバについても、同様に、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたい。	

		<p>NTTコム</p> <p>実需要がないのであれば、市場支配力の濫用の可能性はなく、少なくとも、この観点からは実需要のない設備を指定電気通信設備とする根拠にはなり得ないことから、「・・・実需要がないとすれば当該設備には不可欠性がないと推定することも可能である。」を「・・・実需要がないとすれば当該設備には不可欠性に基づく市場支配力の濫用の可能性がないと判断される。」に修正すべき。</p>	<p>指定電気通信設備の不可欠性の検証に当たって、現時点で実需要が無いことは判断の一要素であるが、その原因についても分析の必要がある。</p>
2) コロケーションルールの見直し	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションルールの重要性 ネットワークの構造変化やIP化の進展に伴い、NTT東・西の局舎に関するコロケーションルールの重要性は一層増大するため、コロケーションルールの在り方について、リソース逼迫状況の改善という観点に留まらず、NTT東・西利用部門と他事業者との同等性担保という観点からルールを見直すことが必要。 まず、設備計画について、コロケーションリソースの設計や増設等、設備設計には関係事業者の意見を反映することが、リソース不足の解決に資するが、接続事業者には設備設計に参画する機会が与えられていない。その一方で、NTT東西の利用部門にのみ、そのような機会が与えられるとすれば、競争の公正性に欠ける問題であり、早急に是正されるべき。 また、もし「一般コロケーション」の設備計画が、接続に必須であるコロケーションリソースの不足に影響を与えているとすれば、早急な情報開示と是正が必要。 ・コロケーションルールの課題解決方法 指定電気通信設備化 NTT東・西の「一般コロケーション」を含む全てのコロケーションリソースを第一種指定電気通信設備とすることが必要。 また、利用部門と接続事業者の同等性確保を徹底させるには、NTT東・西のアクセス部門等の分離を実施した上で、コロケーションリソースを全てアクセス設備会社（卸会社）に帰属させることが必要。 ・使用料について 第一種指定電気通信設備として扱うことで、使用料の透明性も向上。 例えば、コロケーションリソースの重要な構成要素である電力設備の使用料について、利用実態と一致しない装置仕様上の上限値での課金が行われていること、電力料について従量制の課金が行われていないこと等の改善すべき課題がある。関係事業者の意見等をヒアリングの上、公平な利用環境の実現に向けた検討が行われるべき。 ・中継ダークファイバ 中継ダークファイバにおけるWDM装置の利用は、採算性の観点からやむを得ない場合に限り、検討されるべき。 なお、WDM装置を利用する場合、ポートの変更のみで品目変更（2.4Gから10Gへの増速、SDHからイーサ1G/10Gへの変更など）を可能とすることや、短期間での故障対応が可能となるような運用体制の確立が利用条件として整備されるべき。 	○☆

		<ul style="list-style-type: none"> ・局舎スペース 「提供不可」について 局舎スペース等のリソースについて「提供不可」とされた率が高くないのは、接続事業者が予めリソースの開示情報を確認した後に申込みをしているためであることに留意頂きたい。 ・電柱におけるコロケーションルール整備の必要性について 電柱を義務的コロケーションとして位置付け、NTT東・西と競争事業者での一東化に関するルール化などの措置が早急にとられるべき。 	
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の局舎におけるコロケーションルールの見直し コロケーションルールの見直しを行うことに賛同。 ・中継光ファイバに係るWDM装置の設置 報告書案の考え方に賛同。 但し、この場合において、NTT東西は最も低廉かつ合理的な方法でWDM装置を設置することが当然のことながら求められる。 ・局舎スペースの見直し 義務コロケーションスペースと一般コロケーションスペースの配分の見直しや、電力等のリソース不足の解消に向けたルールの整備を要望。 例えば、一般コロケーションスペースに空きがあるが、義務コロケーションスペースに空きがなく、設備が設置できないというケースが発生しているが、こうしたケースにおいては、義務コロケーションスペースと一般コロケーションスペースの配分の見直しを行い、義務コロケーションスペースを拡大して頂くことで、接続事業者のニーズを満たせるものとする。 ・電柱におけるコロケーションルール 使用料や使用手続き等についてルール化することが適当であるとする報告書案に賛同。 NTT東西以外の電柱に関わる事業者も含めて適用できるような、コロケーションルールを策定することが必要。 	○☆
	イー・アクセス	<p>従来のコロケーションに関する政策を高く評価。しかしながら、報告書案に掲げられた2点の課題の他にも改善すべき点があるため、現行のコロケーションルールの継続運用をベースとしてさらに検討を行うことを強く要望し、検討に際しては積極的に協力したい。</p> <p>中継ダークファイバに係るWDM装置の設置 中継ダークファイバの空き無し区間に、WDM装置の設置を検討することについて、賛成。 ただし、空き無し区間を中心に、NTT東西によって効率的な設備利用がおこなわれているかの検証と設備運用における効率性のチェック、設置するWDM設備のコスト効率性、効率的なWDM設備の運用体制の構築が確保され、現行の中継ダークファイバの接続料金水準維持の確保をすることが必要。</p>	○☆

		<p>局舎スペースの取扱い</p> <p>コロケーションリソースの不足については、接続事業者にとっては、コロケーションリソースの確保が出来ないことが、そのエリアに対するサービス展開の可否に直結する可能性が高いため、コロケーションリソースの確実な利用がおこなえるようルールを改善を要望。なお、検討の前提として、NTT東西による設備利用の効率性の検証、接続事業者との手続きの同等性の検証（サービス提供エリアの接続事業者との比較検証も含めて、リソースの割当てが公平に行われているか）は、必須。また、次世代ネットワーク構築時における接続ポイントの集約化について、まずは、NTT東西による具体的な局舎名等の明示を含めた構築計画の早期開示が必要であり、十分な開示期間を設定し接続事業者に対して説明義務を課すことのルール化を要望。</p> <p>（その他の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西局舎のさらなるオープン化 <p>接続事業者がNTT東西との競争力のあるネットワークを構築するため、目的及び設置設備の範囲など義務的コロケーションの範囲を拡大し、局舎のさらなるオープン化をルール化することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロケーション料金について <p>また、コロケーション料金の比重は高くなってきている現状をふまえ、課題の一として取りあげられるべきであり、値上がり傾向にあることを強く懸念。上昇要因は不明であり、かつ比率と料金の関連性においては感度が高く、そのために接続事業者にとっては、予見性を著しく欠いた不安定な料金構造。また、コロケーション料金は、接続事業者の設備設置年度によって、異なる単価が適用される構造になっているが、設置年度ごとの料金の格差が大きいことから、予見性を著しく欠いた不安定な料金構造。さらに、NTT東西のコロケーション料金の格差についても、指摘したい事項の一つ。</p> <p>以上のように、コロケーション料金の算出方法については不透明な部分が多いため、検討の機関を設置し、適切性についての検証及び議論を行うことを強く要望。</p> <p>また、現在、NTT東西は、接続事業者に対して、全局舎の費用単価の開示をおこなっておらず、十分な検証が実施できない状態なので、接続約款の認可申請時に開示を行う、もしくは接続事業者の要望に応じて開示を行うなどについてルール化を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロケーション料金算定方法の見直し <p>コロケーション費用の料金算定についても検討を行うことが必要。例えば減価償却期間相当の年数を利用した設備に対しては、減価償却済み分を反映した単価設定を行うなどの見直しが適切。</p>	
	ACCA	FTTNサービス提供について、技術的要件がTTCにて整理された上で、電柱についても義務コロケーション区間と位置付けて、使用料及び使用手続きルール化することが必要。	○
	JCTA	NTT東西の光アクセス網との接続ポイントはNTT局舎である必要はなく、あらゆるポイントで接続点を設けることが妥当であり、接続ポイントは、電柱のみならずマンホールやとう洞に	☆

		<p>においても可能とすべき。また、接続料は現状の光アクセス回線接続料を踏まえた適正レベルとするとともに、接続が短期間で可能となるようルール化が必要。このようにすれば、事業者の光アクセス網投資意欲が増し、設備競争が促進される。</p>	
	電事連	<p>電柱の使用料や使用手続きについては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」にも規定されており、現在も円滑に運用されていること、また、RTの電柱添架個所などについても、現行のガイドラインを踏まえ、事業者間で検討が進められていることから、「義務的コロケーション区間としての位置づけとそのルール化」は、過剰な規制。</p> <p>また、電柱使用料についてはケーブルを添架する場合、芯線数に拘わらず添架ポイントを1ポイント必要とすることから、添架ポイント単位で使用料を設定しており、光ファイバ1芯毎の使用料設定は、適当ではない。</p>	<p>☆</p> <p>コロケーションルールは指定電気通信設備を保有するNTT東西が、自己のサービス提供部門と接続事業者を同等の条件で扱うためのルールであり、その内容はNTT東西の接続約款に規定される。</p> <p>ご指摘は、電柱所有者である電力事業者が、電気通信事業者に電柱を利用させる場合についてのものであり、コロケーションルールとは考え方を異にするものである。</p> <p>なお、ご指摘の点については、線路敷設基盤の開放促進（P15）の検討に当たって参考とすべきと考える。</p>
	ウィルコム	<p>WDM装置の設置は、中継光ファイバ設備の有効な活用や接続事業者の利用機会の増大が期待できることから、望ましい措置。</p> <p>しかしながら、WDM設置により提供される接続サービスは、接続事業者の要望や従来のダークファイバに比べ、大容量かつ高価なもの（例えば、2.4Gbpsの1メニューのみ提供）になる可能性があるため、可能な範囲で、安価かつ複数の品目（帯域）にて提供されることを希望。</p> <p>報告書案では、局舎スペースや電源設備等のコロケーションリソースについては、「提供不可」の率が特に高いというわけではないと述べられているが、弊社では、公開情報にてリソース不足が明らかな場合には相互接続点調査を取止めることが通常。</p> <p>したがって、接続事業者の希望を満たすリソースが提供されているかどうかの観点から見ると、報告書案に記載された数値は、実態を十分に反映していない。</p>	<p>○</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、脚注28を追記。</p>
	NTT持株	<p>中継ダークファイバに係るWDM装置の設置</p> <p>現行のオープン化ルールは、既に設置されている設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、NTT東西が競争事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。他事業者の需要に基づき設備構築をすれば、当該事業者に設備構築コストの負担をしていただく新たなルールが必要。</p> <p>また、既に中継ダークファイバを使用している競争事業者は、自らの負担でWDM装置を設置するか、他の手段で中継ファイバを調達するか、将来的にNTTグループで中継ファイバに余裕が出来るのを待っていただく以外にない。</p> <p>中継ダークファイバについて、他事業者による無効保留が多く生じていることから、リソース</p>	<p>☆</p> <p>「現行の接続ルールは新たな設備を設置して貸し出すことまでを義務づけるものではない」というご指摘について、判断基準となるのは、電気通信事業法第32条及び同法施行規則第23条第2号の理由であり、「電気通信設備の接続に应付するための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済</p>

		<p>保留開始時点から課金を開始する等、無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って確保することにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>・電柱におけるコロケーションルールの整備 電柱保有数では電力会社がNTT東西を上回っていることから取り組みの実効性を担保するために、NTT東西の電柱だけを規制することになる接続約款の改正によって対処するのではなく、電力柱も含めた「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正によって対応すべき。</p>	<p>的に著しく困難である」か否かによる。</p> <p>また、電柱のコロケーションルールについては電柱上で指定電気通信設備に接続する形態が現れてきたことから必要になるものであり、電柱等ガイドラインとは考え方を異にするものである。</p>
<p>無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って保留するよう促すことにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>また、電気通信設備の発火・発煙等の防止に関しては公のルールが設けられていないため、事業者間協議になった場合、協議が整わず、結果として迅速な安全確保が図れないといった事象が発生することも想定されることから、事前に安全確保に向けたルールを整備しておくことが必要。</p> <p>なお、発火・発煙等の防止に関する規定を事業用電気通信設備規則に設ける場合には、現行、同規則に定める技術基準適合維持義務の適用対象外とされている旧第二種電気通信事業者が設置する電気通信設備の多くにも、当該規定が適用されるよう規定を整備していただくことが必要。</p> <p>現行の接続ルールは、既に設置されている設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が他事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。</p> <p>中継ダークファイバの空きがない区間において、他事業者が既に芯線を確保している場合には、当該事業者が自らの負担でWDM装置を設置すればよい。</p> <p>中継ダークファイバについて、他事業者による無効保留が多く生じていることから、リソース保留開始時点から課金を開始する等、無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って確保することにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>既に、CATV事業者のFTTN方式によるネットワーク構築や光ファイバの自前敷設等、他事業者からの電柱利用要望については、電柱等ガイドラインに基づき円滑な利用が可能となるよう対応してきたところであり、電柱を義務的コロケーション区間とまで位置づける必要はない。</p> <p>仮に、電柱の使用料や使用手続き等について更なるルール化が必要とのことであれば、当社以上に電柱を保有する電力会社も含めて利用手続きを簡素化等すべきであり、当社の電柱だけを規制することになる接続約款の改正（義務的コロケーション区間の拡大）によって対処するのではなく、電力柱も含めた電柱等ガイドラインの改正によって対処することが適当。</p>			
<p>無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って</p>			

		<p>保留するよう促すことにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>現行の接続ルールは、既に設置されている設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が他事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。</p> <p>現行の接続ルールは、既に設置されている設備を貸し出すルールであり、当社が他事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。</p> <p>中継ダークファイバの空きがない区間において、既に自ら芯線を確保している他事業者から追加的に需要があった場合、当該事業者が自らの負担で中継ダークファイバにWDM装置を設置すればよい。他事業者が自ら芯線を確保していない場合には、他事業者は、他のルートを代替して利用することや、自治体等が保有する光ファイバと加入者光ファイバとを組み合わせる等により対応することも可能。</p> <p>中継ダークファイバについて、他事業者による無効保留が多く生じていることから、リソース保留開始時点から課金を開始する等、無効保留を抑制するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って確保することにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>既に、CATV事業者のFTTN方式によるネットワーク構築や光ファイバの自前敷設等、他事業者からの電柱利用要望については、電柱等ガイドラインに基づき円滑な利用が可能となるよう対応してきたところであり、電柱を義務的コロケーション区間とまで位置づける必要はない。</p> <p>仮に、電柱の使用料や使用手続き等について更なるルール化が必要とこのことであれば、当社以上に電柱を保有する電力会社も含めて利用手続きを簡素化等すべきであり、当社の電柱だけを規制することになる接続約款の改正（義務的コロケーション区間の拡大）によって対処するのではなく、電力柱も含めた電柱等ガイドラインの改正によって対処することが適当。</p>	
3) 宅内配線工事に関するルール整備	KDDI	<p>通信事業者は、お客様利益の向上を第一優先の課題として取り組むべきであって、運用上の問題を改善すること、NTT東・西が接続事業者に代わって工事を行う場合の条件をルール化すること等が早急に行われるべき。</p>	○☆
	ソフトバンク	<p>NTT東西が接続事業者に代わって工事を行う場合の条件をルール化することに賛同。</p> <p>宅内配線工事の受付から工事施工までワンストップで実施できるNTT東西と、宅内配線工事とNTT工事の分割施工が必須となる競争事業者との間の公平性及び同等性が確実に担保されるようルール化を行い、今後もNTT東西が接続事業者に代わって工事を実施することを強く要望。</p>	○
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。</p>	○
	ACCA	<p>宅内配線は、指定電気通信設備ではないが、必須のものであり、一社で行なったほうが利用者利便性向上に資するため、メタル、光ファイバともにNTT東西による一体的な工事が望まれる。</p>	○

	NTT 持株、 NTT 東西	<p>屋内配線は、他事業者やお客様自身が自由に設置可能な設備であり、ボトルネック性のある設備ではない。また、電柱の開放により、引込線を自前敷設する環境は十分に整っており、他事業者側で引込線と屋内配線を同時に工事することが可能であることから、現行以上の規制を課す必要はない。</p> <p>なお、他事業者から工事方法等について具体的な要望があれば、当社の工事の稼働状況や必要なコスト・条件等を勘案しつつ、協議させていただく。</p>	<p>まずは事業者間の協議に委ねられる点をご指摘のとおりであるが、屋内配線工事をNTT東西が行わないことにより円滑な接続が阻害されているのであれば、ルール化することが適当。</p>
4) 回線名義人情 報に関する取扱い の見直し	KDDI	<p>現在の運用状況には改善の余地がある。</p> <p>例えば、名義人不一致の具体的理由をNTT東・西が接続事業者に開示するといった現行の運用範囲内での改善に加え、名義人情報ではなく、何らかの「認証番号」とお客様電話番号の組み合わせによって、お客様から見た契約の安全性と確実性を担保するといった案についても、検討を加えることが適当。</p>	○☆
	ソフトバンク	<p>ADSLサービス等に係る契約手続きの改善を含め、所要の措置を講じることに賛同。</p> <p>具体的な措置案としては以下の通り。</p> <p>①ADSLサービス等の利用申込者名による申込みを可能とすること。</p> <p>②NTT東西の電話サービスに係る契約者名（回線名義人）をNTT東西が電話サービス利用者へ送付する料金請求書等に明記する等して、利用者に周知徹底すること。</p> <p>③NTT東西が保有し管理している加入電話の回線名義人名の正確性・最新性が確保されるよう、NTT東西が回線名義人に対し、書面による回線名義人名の確認作業を早急に開始するとともに、名義人情報の更新作業を定期的に継続して実施すること。</p> <p>なお、接続事業者の同種のサービス申込み時と同様にNTT東西も名義人確認を実施しているかどうかを検証し、その結果を公表する等の措置を講じる必要がある。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。</p> <p>なお、実現までのリードタイム及び費用対効果等を十分に勘案し、方向性を定めることが必要。また、専用線タイプ（電話重畳ではない）ADSL申し込み時に、ADSL事業者からNTT東西に本人性確認書類の送付を行っているが、煩雑な処理と比較し実質的な意味合いは薄いため、送付の省略等簡素化についても課題の一つとして取り上げるよう要望。</p>	○☆
	NTT 持株	<p>他事業者側で入力した回線名義人が契約者ご本人であるか否かを自動的に判定して即座に回答するシステムの運用の見直し等については、他事業者から具体的な要望があれば、協議させていただく。</p>	○☆
	NTT 東西	<p>契約者の本人性を確認する観点から、名義人確認を省略することはできない。</p> <p>なお、他事業者側で入力した回線名義人が契約者ご本人であるか否かを自動的に判定して即座に回答するシステムの運用の見直し等については、他事業者から具体的な要望があれば、協議させていただく。</p>	○☆

4. NTT東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方

項目	提出者	意見	考え方
	(1) NTT東西の構築する次世代ネットワークのオープン性確保の必要性	KDDI	報告書案の指摘は、次世代ネットワークと固定系加入者回線のボトルネック性との一体性を考慮したものであり、適切。 NTT次世代ネットワークを構成する機能・設備は第一種指定電気通信設備という前提で競争ルールの整備を進めて頂きたい。
ソフトバンク		【NGNのオープン性確保／ルール整備の必要性】 NTT東西の構築するNGNについて、競争事業者が同等の条件でNGNを用いてサービス提供できるよう競争ルールの整備することが必要という報告書案に賛同。 しかしながら、現時点でNTTが公表しているNGNに関する情報は極めて限定的なものとなっており、接続事業者において真に公平な環境で競争を行っていく上での支障。例えば、現在、NTTが公表しているNGNにおける接続事業者との接続ポイントは極めて限定的なものとなっており、このままでは十分なNGN機能の開放がなされず、競争事業者がNTT東西と真に公平な立場で事業展開を行うことはできない。 従って、総務省にて今後開催予定であるNGNの接続ルールの在り方についての検討の場において、ネットワークのオープン性、事業者間の接続等の公平性の確保について十分に議論する必要。 また、フィールドトライアルから商業サービスへの移行においても、NTTが優位に顧客のシフトを行うことのないよう、この点に関しても他事業者との公平性の確保についてルール整備が必要。 【指定電気通信設備としての指定】 NTT東西のNGNは新たに設置されるものではなく、既存の指定電気通信設備（管路、とう道等）を基礎として既存網に重畳的に構築されるものであり、規制（指定電気通信設備）の対象となりうるという報告書案の考え方に賛同。	○☆
イー・アクセス		報告書案に賛成。 競争事業者が同等の条件でNTT東西の次世代ネットワークを用いてサービス提供を行うことができれば、料金の低廉化や高速化を実現したわが国のブロードバンドサービスの更なる飛躍発展が期待できる。なお、NTT東西が構築する次世代ネットワークにあたっては、コアネットワークとの相互接続によりサービス提供が可能となり、アンバンドルを原則とした機能毎の多様なオープン化され、NTT東西が構築する次世代ネットワークは、プラットフォームを含め規制対象とし、指定電気通信設備の範囲とされ、NTT東西が構築する次世代ネットワークが、NTT独自仕様にならないよう確保されることを強く要望。	○☆
ニフティ、JAIPA		NTT東西の構築する次世代ネットワークにおけるオープン性の確保は非常に重要であり、趣旨に賛同。	○☆
KVH		NTT東西の次世代ネットワークは、新たに設置されるものではなく、その大半が既存のボトルネック設備である物理網に立脚して従来のネットワークを更新して構築されるものであること	○☆

		から、同社のネットワーク構築に関する計画は、当然、規制の対象となるべき。	
	ACCA	NGNについてはレガシー・ネットワークにおける各レイヤー層の事業運営形態にも影響を及ぼす危惧があるので、他の通信事業者の既存ユーザへのサービス提供に支障がないよう、NGNの運営については、接続条件等を慎重に議論することが求められる。	☆
	NTT持株	<p>行政が特定のビジネスモデル・技術・設備・サービスに対して事前規制を課すとすれば、「競争中立性」や「技術中立性」を損ない、競争環境の歪みや技術開発の偏りを助長し、かえってインフラ設備の高度化や新サービス・ビジネスの芽を摘むことになり、我が国の情報通信産業の国際競争力を弱める。</p> <p>従って、NTTグループの次世代ネットワークについて、行政による事前の規制を課すべきではない。</p> <p>報告書案では、NTTグループの次世代ネットワークを規制する理由として、その構築にあたって既存の基盤設備を利用することを掲げているが、基盤設備についてはアンバンドリング／オープン化によりこれを利用して他事業者も同様のネットワークを構築することが可能となっており、このことにより次世代ネットワークを規制する必要はない。</p> <p>NTT東西のIP化に伴うユーザニーズの変化に対応したシームレスなサービスを提供するための活用業務申請を認可しない理由はない。</p>	<p>NTT東西の次世代ネットワークは新たに一から設置されるものではなく、その大半が既存の物理網に立脚して従来のネットワークを更新しつつ構築されるものである以上、規制の対象とならないという考え方は適当ではない。</p> <p>その上で、具体的な接続ルールの在り方については、今後関係事業者の意見を十分に踏まえて検討していくことが適当。</p> <p>なお、ドミナント事業者に対する事前規制の適用は「競争中立性」や「技術中立性」を損なうものではなく、むしろ当該規制による公正競争環境の整備により、十分な中立性が確保されるものである。</p>
	NTT東	<p>次世代ネットワークに、既存のPSTN網と同様な規制が当初から適用されるとすれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害し、結果として、我が国のブロードバンドの発展が著しく遅れる結果をもたらすおそれがあることから、事前の規制を課すべきではない。</p> <p>当社の次世代ネットワークを規制する理由として、既存の基盤設備を利用することを掲げているが、基盤設備のアンバンドリング／オープン化は世界的に最も進展しており、他事業者も同様のネットワークを構築することが可能であることから、規制すべき理由には当たらない。</p> <p>また、ネットワークの中立性についても言及されているが、当社の次世代ネットワークについては、今後ともオープンなネットワークとして、相互接続性の確保を図っていく考えであり、これも規制理由には当たらない。</p> <p>さらに、接続ポイントの集約化や伝送容量の飛躍的拡大により、規模の経済性や範囲の経済性が働き、市場支配力が高まる可能性があるとの指摘があるが、次世代ネットワークはこれから技術的にも新たに開発して構築していくものであり、まだ実態も無い段階で、推測に基づき新たに規制を設けることは問題。</p> <p>また、IP化の進展に伴い、シームレスなサービスを利用したいといったお客様ニーズがますます高まる中、こうしたニーズに対応するためには、現行法の下、活用業務の枠組みを積極的に利用して多様なサービスの実現を図っていくことが必要。</p>	
	NTT西	<p>次世代ネットワークは、当社を含めた各事業者が、これから競争下で新規に構築していくものであること、また、他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備についても、従来どおりオープン性を確保していく考えであることから、そもそも当社の次世代ネットワークにボトルネック性はないと認識。</p> <p>したがって、こうした設備競争が期待される分野においては、従来の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化政策を見直し、設備構築事業者の投資インセンティブを高め、自ら</p>	

		<p>努力して設備を造った者が報われる仕組みとすることが必要。</p> <p>また、IP化の進展に伴い、シームレスなサービスを利用したいといったお客様のニーズが益々高まる中、そのニーズに対応するためには、現行法の下、活用業務の枠組みを積極的に利用して多様なサービスの実現を図っていくことが必要。</p>	
(2) 今後の検討の進め方	KDDI	<p>公正競争上の問題についての整理が行われずに商用サービスへ移行することがないよう、次世代ネットワークについての問題点を競争ルールの中で、速やかに扱うことが必要。</p> <p>次世代ネットワークの構築については、公正競争上の議論が行政主催の場で行われたいまま、技術的な検証を目的としたフィールドトライアルの準備が先行している状況。技術的検証そのものは進めていく必要があるが、公正競争上の問題についての整理が行われずに商用サービスへ移行することがないよう、次世代ネットワークについての問題点を競争ルールの中で、速やかに扱うことも必要。</p> <p>NTT東・西の次世代ネットワークについては、NTT再編成の趣旨及び本年3月31日付けで総務省より出されたNTTの事業計画に対する認可条件を踏まえ、公正競争上の問題を十分に整理し、必要なルールが整備された段階で商用サービスを開始する必要がある、2010年にNTTの在り方を検討するまでの間、厳正な競争ルールの運用が求められる。</p>	○ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。
	ソフトバンク	<p>総務省にて次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場を設置するという報告書案に賛同。</p> <p>総務省にて新たに設置されるNGNの接続ルールの在り方に関する検討会に関しては、NGNに関する各種ルール整備のプロセスの透明性、公平性を確保して頂くことはもちろんのこと、主要な関係者を参加可能として頂くことが必要。</p> <p>また、総務省にて新たにNGNに関する会議体を立ち上げる際には、NGN連絡会議を始めとする既存のNGNに関する各種会議体との関連性について整理を行って頂くことも必要。</p> <p>なお、NGN連絡会議については業界団体を中心に設置され、NGNに関する意見交換が進められているが、議論の内容は非公開となっており、真にオープンな議論がなされておらず、十分に機能しているとはいえない状況にある。よってこれらの会議体について再整理を行う際には、英国のNGNukを参考として会議体の設立形態や運営方法について見直しを行い、議論の内容やNGN構築プロセスの透明性、事業者間の公平性等が確保される仕組みを構築すべき。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。</p> <p>なお、速やかに具体的な検討を始めること及び期限を定めて効率的な議論を行うことを要望。</p> <p>また、事業者団体間でのNGN連絡会議について、総務省殿の調整機能に期待。</p> <p>NTT東西のフィールドトライアルについては、検討の場を通じて、今後も、詳細内容、スケジュール、サービス概要などが接続事業者へ迅速に公表される仕組みの構築を要望するとともに、具体的な内容に対して、実質的な制限及び遅延が生じないように、総務省殿のモニタリングが必要。今後の具体的なスケジュール及び手法については、接続事業者にとって営に大きな影響が生じないように、早期に情報開示が行われることが必要。NTT東西のみの計画に依存することなく、総務省殿及び関係する接続事業者も含めて議論を進めるべき。</p>	○☆
	日本電気	<p>次世代ネットワーク(NGN)はThe Internetとは異なり、安心・安全なIPネットワークを提供するものである。次世代ネットワーク(NGN)は、電話網とThe Inte</p>	☆

		<p>rnetの長所を併せ持つもので、インフラとしては、なくてはならないものであると考える。国のインフラとして、安心・安全なネットワークがあって初めてユビキタス時代が到来し、ITの新しい戦略づくりのベースとなると考える。</p> <p>この次世代のネットワークをどのように作っていくについては、キャリアだけではなく、政府、ユーザ、ベンダとの間の透明性を確保した議論が必要と考える。</p>	
	ニフティ、JAIPA	報告書案に賛同。	○
	テレサ協	<p>ドミナント規制の観点から、NTTグループに対しては、既存のサービスがどのように次世代ネットワークに一体化されてゆくのか、あるいは一体化されずに当面存続するのかどうかについてロードマップを作成し、公表することで、利用者の保護や、あるいは負担を軽減することを義務化すべき。</p> <p>また次世代ネットワークに既存サービスが一体化されてゆくものに関しては、次世代ネットワークにおける料金と、既存サービスの料金とのバランスを考察することが必要。</p>	☆
	Vodafone (英)	<p>既存の支配的固定電話事業者のアクセス事業は、ネットワークを設計する際、全てのホールセール顧客のニーズを適切に考慮することが求められる。また、既存の支配的固定電話事業者は、投資の決定を行う前に、競争事業者を含むホールセール顧客と協議し、その意見を考慮しなければならない。この際、NGNuk-OFCOMが設立した、IPへの移行に関連する業界全体の主要課題についてコンセンサスを形成するための業界団体一が、日本において早急に設立されるべき同様な業界団体を形成する上で、有益なモデルとなり得る。</p>	○
(3) 留意すべき事項			
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。なお、報告書案の3のほかに留意が必要な点は、NTT東西に対して、次世代ネットワーク端末には接続事業者の制御を妨げないクライアントソフトの提供義務を持たせるなど、接続事業者へのオープン化を確保すること。</p>	○☆
1) レイヤー2及びレイヤー3における相互接続性の確保	KDDI	<p>NTT東・西の次世代ネットワークについては、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーのそれぞれのレイヤーにおいて同一レイヤー間での接続が必要。また、法定化されている網機能提供計画に関するルールに基づき、第一種指定電気通信事業者としてのNTT東・西は、次世代ネットワークの構築計画を総務大臣に届けるとともに、他事業者へ公表することが必要。</p>	○☆
	ソフトバンク	<p>あらゆるレイヤーにおいてネットワークの中立性を確保するという観点から、多様な接続事業者のニーズに対応するよう接続に関する仕様や接続点を限定することなく、各種ニーズに応じた接続を可能とすべき。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>レイヤー2及びレイヤー3の相互接続性の確保を行う方向性に賛成。レイヤー2及びレイヤー3に関しての接続ルールを整備することは、わが国のブロードバンドサービスの更なる飛躍発展にとって、重要な項目。なお、弊社では、NTT東西がレイヤー2での接続を許容しない場合には、市場への参入が十分に進まないと考えており、次世代ネットワークのオープン化においては、レイヤー2での接続の議論が最も重要。したがって、レイヤー2での相互接続性を確保できるよう議論を深め、レイヤー2での接続が実現できるよう強く要望。</p> <p>また、NTT東西のフィールドトライアルの段階において、事業者からレイヤー2での接続要</p>	○☆

		望があった場合は、NTT東西には、インターフェースの情報開示を行うなど、接続に必要な対応を即時に講じるよう要望。	
	ニフティ、 JAIPA	報告書案の趣旨に賛同。 特に、NTT東西が次世代ネットワークにおける通信サービス制御機能のプラットフォームを開放せず、活用業務認可申請することは、ネットワークの中立性の原則に反するのみならず、競争上問題。	○☆
	テレサ協	次世代ネットワークでは、電話サービス等は上位レイヤーのサービスとして規定されるので、必要に応じて上位レイヤーの相互接続性についても検討対象に含めるべき。	○☆
2) 映像配信プラットフォーム等のオープン性の確保	ソフトバンク	報告書案に賛同。 NGNにおける地上デジタル放送の再送信については、NTTが独占的配信を行うことに繋がらないよう、具体的なルール整備が必要。	○
	JCTA	今後は、次世代ネットワークがIPマルチキャストによる地上デジタル放送再送信のための映像配信プラットフォームになりうることも踏まえ、NTT東西と放送事業との関係についても、NTT法の主旨を踏まえた再確認が必要。 通信・放送の市場が一体化されるなか、NTT東西の市場支配力の濫用が行われることがないよう、未然防止のための明確な規制が必要。	○☆
	ニフティ、 JAIPA	次世代ネットワークにおけるコア・ネットワークとアクセス網を分離し更にオープン化し、サービスを提供する事業者がコア・ネットワークとアクセス網を任意の組み合わせで利用し、サービスが提供できることを希望。	○☆
3) 活用業務認可制度の適用と留意すべき事項	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT再編成の意義 「そもそも当該活用業務制度によって距離区分に関係しないサービス提供をNTT東西に認めていくと、結果としてNTT東西が地域通信業務を営む会社であるというNTT法の制度趣旨が相対的に失われていく可能性があることにも留意が必要」との指摘は適切。 ・アクセス領域の重要性 IP時代においては、競争の領域が中継領域から加入者回線領域（アクセス領域）へ移行することから、ボトルネック性を持つ不可欠設備は接続事業者の事業運営上、その重要性を一層増す。したがって、従来どおりNTT東・西の業務範囲について制限を課し、IP時代にも他事業者との円滑な接続を実現することが必要。 IP時代の本格的到来を前に改めてNTT法の趣旨に立ち返り、支配的事業者に対する厳格なルールの徹底を図ることが必要。 NTT東・西が距離区分に関係しないサービスの提供を望むのであれば、アクセス部門を分離することによって、ボトルネック設備に関する競争事業者との間の公平性を担保することが必要。 ・活用業務認可の枠組みの早急な見直し 現在、NTT東・西から活用業務認可申請があった場合には、総務省は当該認可に係るガイドライン（7つのパラメータ）に即して、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無を判断して 	○☆

		いるが、NTTグループが中期経営戦略に基づき、グループ内各社の事業再編・統合を進めている現在、同パラメータだけでは、適切な判断が困難になっている実質的にNTT再編成の趣旨が失われることのないよう、ガイドラインを含めた制度の在り方を、早急に見直すことが必要。	
	ソフトバンク	<p>【NGNに関する活用業務認可】 報告書案に賛同。 NTT法に定められているとおり、本来のNTT東西の業務領域は地域電気通信事業に限られており、NTT東西の業務拡大は、公正な競争が確保される場合にのみ認められるべき。</p> <p>【活用業務認可制度に係る運用ルールの見直し】 現状の活用業務認可の基準については、抜本的な認可基準の見直しを早急に行って頂くことを要望。 活用業務認可基準を含む活用業務認可制度に係る運用ルール見直しの議論を行う際には、NTT再編成の主旨、活用業務認可制度そのものの在り方を踏まえて再度議論を行う必要。 過去に活用業務として認可を受けた事案によって、法人・住宅双方の全てのユーザに対して加入電話の代わりにOAB-JIP電話を提供することが可能となっており、NTT東西が実質的に県間通信サービスに進出する等、なし崩し的にNTT東西の事業領域の拡大を認めて来ている経緯があり、こうした観点からも活用業務認可制度については抜本的な見直しが必要。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>活用業務認可制度本来の趣旨についての再検証、NTT法の制度趣旨が相対的に失われていく可能性があることにも留意が必要な点、賛成。 弊社としては、NTTグループの資本分割もしくは機能分離等の構造問題の検討が、2010年まで先送りされたことで、次世代ネットワーク構築およびそのサービス展開において、活用業務認可制度本来の趣旨がなし崩し的に損なわれるのではないかとという点で、強く懸念。 今後、NTT東西にて、次世代ネットワーク上で積極的にサービス提供していくことが予想されるが、総務省においては、NTT法の制度趣旨が失われることがないよう活用業務認可制度を厳格に運用することを強く要望。具体的には、世代ネットワークをベースとした地域IP網の県間サービス、OABJ-IIP電話（ひかり電話）がサービス提供される場合には、新たな活用業務として認可手続きの対象とすべきであり、競争環境を考慮し、厳格に審査することが必要。</p>	○☆
	JAIPA	NTT法に定めるNTT東西の地域通信業務と活用業務との関係については、IP網の県間接続もISPにとって利便性はあるものの、地域ISPにとっては地元の最寄の接続点で地域IP網につながることも重要であり、県間接続のみにならないようお願いする。	☆
	KVH	NTT法のもとでのNTT再編の議論は当分の間凍結するという決定の下では、活用業務認可についても構造問題同様、凍結する等の措置を検討すべき。	活用業務認可制度そのものを凍結する等の措置は、法的根拠がないものであり認められないが、活用業務の認可に際しては、法律の要件に従い、電気通信事業における公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないか検証が必要。

5. 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の見直し

項目	提出者	意見	考え方
	(1) 市場構造の変化に対応した接続会計基準の見直し	KDDI	<p>接続会計制度については、報告書案が指摘のとおり、コストの配賦率や設備の耐用年数等について、適時の見直しを行っていくことが望ましい。</p> <p>また、設備区分についても、例えば現在「端末系伝送路設備」としてのみ整理されているものを一層端末系伝送路の重要性が増すIP時代の特性に着目し、「電柱」、「管路」、「とう道」、「光ファイバ」といった区分に細分化したり、サービス区分に合致する型で接続会計の内訳を作成することも必要である。</p> <p>一方、接続会計制度の根本的な問題の一つは、接続会計がNTT東・西の実際費用に基づくものであり、他事業者等からの事後的な検証や評価が困難であること。会計上の適正性については監査法人による監査によって担保がなされているものの、年度ごとの提出に際しての行政での評価内容も明らかではない。接続会計が接続料算定の基礎となる重要性等から考えれば、パブリックコメントが招請される接続料算定等の手続きや有価証券報告書の投資家への説明方法等を参考に、制度運用の透明性向上についても検討が加えられることが必要である。</p>
ソフトバンク		<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の指定設備利用部門と競争事業者の間で、情報の非対称性等の問題が存在し、指定設備管理部門と指定設備利用部門の間のファイアウォールが不十分であることは、既述のとおり。 ・このファイアウォール強化の一環として、市場構造の変化に対応した形での接続会計基準の見直しを行うことに賛同。 ・また、低廉で公正な接続料水準の実現のため、耐用年数の妥当性について検証を行うことに賛同。 	○
Vodafone (英)		<p>PSTNからIPベースのサービスへの移行に伴う最も明白なレバレッジのリスクは、事業間もしくはサービス間の内部相互補助、又は下流のリテールと上流のホールセールサービス間のプライス・スキーズである。</p> <p>これらの懸念については、効果的な—そして、それゆえに詳細な—事業部門間の会計分離手法により、対処がなされなければならない。ボーダフォンは、NTTグループに課されている現行の会計分離義務は、その効用において不十分であり、そのため見直しを行うべきであると理解。</p>	☆
NTT持株		<p>接続会計は、これまでも設備区分の細分化（端末回線、地域IP網のアンバンドル）や配賦方法の変更（試験研究費）等、適宜実態を踏まえ改正されてきたところであり、現時点で実態を反映した適正なものになっていると認識している。</p> <p>仮に今後更なる見直しを行う場合には、現状の会計処理等に多大な稼働を要していること等を踏まえ、これ以上の事業者側の負担増にならないように配慮していただく必要があると考える。</p>	☆
NTT東		<p>現行の接続会計制度については、平成10年度に導入されたが、その後、接続ルールの見直し</p>	

		<p>議論や接続料認可時の答申内容を踏まえ、その都度、設備区分の細分化（端末回線、地域IP網のアンバンドル）や配賦方法変更（試験研究費）など、環境の変化に合わせて適宜必要な見直しを行ってきたところであり、現時点で実態を反映した適切なものになっていると認識している。</p> <p>仮に今後更なる見直しを行う場合においても、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や稼働を要することを踏まえ、事業者側に過度の負担を求められないように配慮していただく必要がある。</p>	
	NTT西	<p>現行の接続会計制度については、平成10年度に導入されたが、その後、接続ルールの見直し議論や接続料認可時の答申内容を踏まえ、その都度、設備区分の細分化（端末回線、地域IP網のアンバンドル）や配賦方法変更（試験研究費）など、環境の変化に合わせて適宜必要な見直しを行ってきたところであり、現時点で実態を反映した適切なものになっていると考える。</p> <p>仮に、今後、接続会計制度の見直しを議論するのであれば、まず具体的に何が問題なのかを明らかにした上で、議論を始めるべき。</p>	<p>☆</p> <p>市場構造の変化に対応した接続会計の見直しの必要性については、P45に記載しているとおり。</p>
(2) 検討の方向性	KDDI	見直しに際しては、制度運用の在り方についても検討を行っていただきたい。	☆
	イー・アクセス	<p>現在の第一種指定電気通信設備に係る接続会計制度については大きく変更を要望する。また、検討の場には接続事業者も参加できるよう強く要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配賦方法の見直しについて賛成する。また、会計項目も再度整理し、可能なかぎり直課してコストを把握すべきであり、直課比率をあげることが最重要課題と考える。 ・接続料金の妥当性が検証できるよう、接続会計から接続料金が算定できるような仕組みを要望する。 ・スタックテストの実施が容易となるよう、サービスごとの費用も把握できるような仕組みを強く要望する。 <p>特に、NTT東西の「フレッツ光」や「OABJ-IP電話（ひかり電話）」は従来の加入電話を代替するサービスであるため公正競争確保上重視すべきサービスであり、「ひかり電話」の基本プラン料金が500円は適正かどうかについて、接続料金と利用者料金の関係からも速やかにチェックする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロケーション費用についても適切性をチェックできる仕組みを要望する。NTT東西が接続事業者から得ているコロケーション収入は、以下のとおりで額も大きく、年々増加している。 NTT東日本のコロケーション収入実績：H15年度約129億円、H16年度約183億円、H17年度約272億円 NTT西日本のコロケーション収入実績：H15年度約90億円、H16年度約140億円、H17年度約216億円 ・自前工事費用やコロケーション費用はNTT東西から子会社へのアウトソースがほとんどを占めており、費用の適正性をチェックするうえでも会計精査が行えるような仕組みが必要と考える。接続料金に影響を及ぼす場合は、NTT東西の子会社も会計情報を公表すべきと考える。 	○☆

6. 接続料算定の在り方

項目	意見		考え方
	提出者		
(1) PSTNの接続料の在り方	エニユーザ	<p>V o I P利用したIP電話サービスの事業を展開する場合、自社のIP網を利用する、もしくは他社のIP網に接続するのいずれかの方法でNTT東西の公衆回線網に接続する必要がある。</p> <p>現在のNTTの接続料3分間6.84円という価格は、新規参入企業が競争的優位を出すための価格体系を取ることは難しく、インフラをもたないサービス提供事業者がIP電話サービスを実施するにあたり、NTT東西との接続料は新規参入企業にとって障壁。より一層の接続料の低減</p>	☆

		を期待。	
	NTT持株、 NTT東西	長期増分費用方式は、IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話網について「高度で新しい通信技術の導入により効率化が図られることが認められる」というLRICを採用する前提が現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、廃止すべき。その際、ユニバーサルサービスとしての電話サービスを維持していくという社会的な責務を果たしていけるよう、接続料については、実績コストを確実に回収できる仕組みとすることが必要。	P47で指摘しているとおり、近年のNTTの経営合理化等によって、実際費用と長期増分費用の差はほとんど無くなってきている。こうした中、LRIC方式の持つ透明性を支持する接続事業者の意見があること等に鑑み、両方式の費用額の相違がそれほど大きいものでない限り、09年度までは現在のLRIC方式を維持する方向で検討を行うことが適当と考える。 なお、接続料の算定方式の見直しに際しては、ユニバーサルサービス制度に関連する部分について、議論を明確に区別して進めていくことが必要。
	NTT持株、 NTT東	コスト構造の異なるPSTNと光IP電話のコストを合算しての接続料の設定は、技術中立性を阻害し、次世代ネットワークへの円滑な移行を阻害することから実施すべきでない。	☆
	NTT西	PSTNと光IP電話のコストを合算しての接続料の設定について言及されているが、再三述べているとおり、PSTNの接続料は電話時代の規制体系に則り、電話の競争促進のために公定料金で内外無差別に貸し出させる仕組みが設けられたものであるのに対し、光IP電話はブロードバンド市場において、各事業者がそれぞれの創意工夫で自由に事業展開することで競争を促進させることが望ましいサービスであることから、PSTNのように公定料金で貸し出させる仕組みにはなじまない。 したがって、全く別物である両サービスをひとくくりにして接続料を算定し、公定料金で貸し出させる仕組みとすることは適当ではない。	☆
1) 09年度までの接続料の算定方法の考え方	KDDI	現在の接続料算定方式であるLRICは、報告書案が指摘のとおり、算定プロセスの透明性に優れており、この優位性の観点からは他の有力な代替案が見当たらない状況。また、NTSコストの段階的控除が09年度までの5年間で行われることから、09年度までは現在のLRIC方式を維持する方向で検討を行うという報告書案の結論は適切。	○
	ソフトバンク	当面、PSTNの接続料算定においては、LRIC方式を用いることに賛同。実際費用方式では、NTT東西における非効率性が十分に排除されない恐れがある等接続料算定における透明性が十分に担保されないため、実際費用方式に移行することは認められない。	○
	KVH	PSTN接続料の算定の在り方については、現行のLRICに基づく算定方法について05年度から07年度までの3年間適用されることになっているが、これをさらに09年度まで適用するとする提言については賛同できない。 (中略) 本来、接続料が適正な財務計算を基盤に決定されるという前提のもとに算定されるべきであるとするなら、接続料計算過程において含まれるべきではないNTSコストを5年間にお	☆ なお、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除き、これを基本料の費用に付け替えることについては、基本料の費用構造に大きな影響を

		<p>いて徐々に減じていくという方法そのものが矛盾を内包しており、適正接続料の合理的な算定方法から乖離させている。本来適正な財務価格及び市場価格から乖離している現方法を維持することは公正であるべきPSTN市場を歪める。</p> <p>また、IP網への移行のテンポが明らかでないとしてされているが、総務省殿の平成17年9月末のIP電話の利用数データによると、(テレコムデータブック2006年、TCA編 P16)その利用数は、約976万件と明確に記されており、この急激な増加の勢いは、ここ数年のうちにPSTNの利用者数に迫るものと想定できる。</p> <p>以上から、NTSコストを直ちに減じた後に、できるだけ早期にIP網を含んだ接続料の在り方について検討を開始するべきであり、しかも、事業者間の接続交渉に多くの労力を掛ける不効率を避けるために、数年間を見越したフォワードルッキング制を利用したプライスカップ制算定方法を早期に導入すべき。</p>	<p>与えないように考慮されたものである。</p>
	NTTコム	<p>NTT東西以外の事業者の提供する直収電話及びVoIPの接続については、当該番号の着信において、その利用が不可避であり、NTT東西とはトラヒック(減少)の状況が異なり、またNTSコストの扱いが必ずしも明確ではない当該事業者がLRICで算定された接続料に追随した値上げを行うことは、コスト負担の適正性を欠く。</p>	<p>NTT東西以外の接続料については、事業者間協議で決められるものであり、必要に応じて紛争処理機能を活用すべきと考えられる。</p>
2) 10年度以降の接続料の算定方法の考え方	KDDI	<p>1. 基本的な考え方</p> <p>PSTNはトラヒックの減少等により高コスト化が懸念されている状況にあり、このまま残存させることがお客様利益につながらない。PSTNの接続料の議論についても、NTT東・西のPSTN廃止とIP網への移行のスケジュールを明確にしたうえで行われることが適当。</p> <p>なお、PSTNの高コスト化をそのまま接続料に反映し、接続料の値上げによってPSTNでのコスト回収が確保されれば、NTT東・西の、PSTNを廃止してIP網へ移行するインセンティブは減少する。また、接続料の値上げは不可避免的に既存電話サービスの値上げにつながり、市場の意向に反する。10年度以降のPSTN接続料については、PSTNとIP網のトータルの収益性の観点から、検討が行われるべき。</p> <p>2. LRIC方式の継続</p> <p>現在のLRIC方式を10年度以降も引き続き用いることを第一候補として検討するべき。そのうえで、市場の意向に反する値上げを回避する観点から、一定時期の価格を上限として据え置くこと等についても検討を行うことが適当。</p> <p>3. 実際費用方式について</p> <p>PSTNとIP網のトラヒックを合算して接続料算定に用いること等は検討に値するが、その場合でも実際費用方式を用いることは算定プロセスの透明性の確保の観点から、避けるべき。</p> <p>上限価格方式については、前項で記述のとおり、市場の意向を汲み取ることが可能であり有力な選択肢であると考えられるが、吸収できないコストをユニバーサル制度で補填するといった、PSTNのコスト回収を確保する方法は、NTT東・西によるIP網移行への妨げになる可能性が高く、適当でない。</p> <p>4. ビル&キープ方式について</p> <p>ビル&キープ方式については、やや議論が先行している米国での状況も考慮して、様々な観点から総合的に議論すべきで、報告書案の指摘どおり、将来的な検討課題としての位置付けが適</p>	<p>☆</p>

		<p>当。</p> <p>5. 東西均一接続料について NTT東・西は別々の会社組織であり、接続料が会社間で異なることは当然。</p> <p>6. PSTNとIP網の並存の在り方について IPに代表される技術的なメリットやコスト的なメリットをお客様が最大限享受していただくためには、いずれPSTNからIP網への完全な移行が必要となり、議論を早急に行うべき。</p>	
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・トラヒックの減少に呼応してコストを大幅に削減する等の方策により、急激な接続料の上昇を避け、適正な接続料水準を実現することが適当。 ・IPへの移行期のPSTN接続料の策定にあたっては、競争中立性及び技術中立性の観点を勘案することが必要。具体的には、ユニバーサルサービス基金制度等の政策やPSTNから新規サービスへの移行等に対する影響に留意し、適切な算定方法を策定することが適当。 ・NTT東西はあくまで別会社であり、接続料を個別算定することは当然。 	☆
	島根県	<p>固定電話サービスの接続料に東西格差が導入されることになれば、電気通信事業者はコストの格差を利用者料金に転嫁せざるを得ず、その結果、全国均一料金を維持できなくなる事態が生じると想定されるが、これでは、広く国民に定着したユニバーサルサービスの根幹を揺るがす。</p> <p>利用者料金の地域格差は、企業経営のコストに直接影響することから、通信を多用する企業等の立地動向にも波及し、ひいては産業・経済活動の東京一極集中に一層拍車をかけることも懸念。</p> <p>将来にわたって固定電話サービスの利用者料金に地域格差を生じることのないよう、接続料の東西均一維持を要望。</p>	☆
(2) 光ファイバに係る接続料の在り方			
	1) 検討すべき課題	<p>KDDI</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来原価方式の採用 見直し時にも引き続き将来原価方式で算定するとして報告書案の提言が採用されるべき。 ・稼働芯線数の検証 議論の透明性を確保する観点からも、NTTは説明責任を果たす必要。 ・先行投資の精査の必要性 実績コストの内容精査を行う必要があるとの報告書の提言は妥当。 ・光ファイバの耐用年数 設備の使用実態に即して光ファイバの耐用年数を再検討することが必要であるとする報告書案の提言は妥当。接続会計の配賦率等についても、設備の配賦率や耐用年数は、適時適切に修正を加えられるべき。 ・競争事業者に起因する投資リスク 予測と実績の乖離を最小にする仕組みの検討は必要。 	○☆

		<p>しかし、単に事後精算を行うことは、各事業者の事業に関する予見可能性を損なうことから適当ではなく、例えば算定期間中に乖離幅の公表をNTT東・西が行い、その結果に基づいて需要喚起策を関係者で協議するといったことも検討に値する方策</p> <p>・光ファイバ網の開放義務との関連において留意すべき事項 第一種指定設備である光ファイバについては、NTT東・西の「指定設備管理部門」が他事業者に対して貸し出す場合に得るリターンは、自らの「指定設備利用部門」に対する提供により得るリターンと同等となるのが現在の接続ルールの根幹。したがって、報告書案が指摘するとおり、競争事業者への貸与がフェア・リターンに結び付いていないとの主張は適当ではない。</p>	
	ソフトバンク	<p>光ファイバの接続料については引き続き将来原価方式により算定することが適当。 算定期間についても、現在の7年間と同様になるべく長期の算定期間とすることが適当。接続料算定に用いた需要予測と実稼動回線数については、定期的に比較検証を行い、両者の乖離が大きいと判断される場合には、適宜再申請を促すことや算定方法を見直すことにより、公正競争を行う上で適正な接続料水準を確保することが必要。 光ファイバの接続料算定においては、稼動芯線数ベースでの算定が不可欠であり、現在の算定方法同様に「占有型」及び「共有型」の比率等により稼動芯線数を明らかにすることが必要。更に、稼動芯線数予測を明らかにする上で、共有型サービスにおける設備共有率の見込みを明示することも必要。 また、接続料算定に用いる設備耐用年数は、適切な接続料算定のため使用実態を反映した経済的耐用年数を用いることが適当。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>引き続き将来原価方式で算定することについて賛成。NTT東西が算定する将来需要によって接続料金が決まる場合は、競争事業者も将来需要を利用できるようエリア計画と展開時期の情報開示を強く要望。 また、光ファイバの耐用年数の再検証について賛成。NTT東西の子会社などNTTグループ会社が保守することで保守費用が高つくのであれば接続料金が上昇する原因となるので、保守費用の適正性についてもあわせてチェックするよう強く要望。</p>	○☆
	ACCA	<p>利用者利益も考慮し、助成金制度等の施策も検討しながら、現行よりも廉価な接続料とするべき。</p>	<p>具体的な接続料水準については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更申請を待って対応することが適当。 なお、助成金制度等は振興政策の観点から検討されるべき事項である。</p>
	HOTnet	<p>1) (a)～(f)を充分吟味・検討の上、接続料を算定することについては異論はないが、これがNTTのサービスに提供される、いわゆる内部利用コストと一致しているかどうかを検証する仕組みが重要であり、仕組みを明確にしてほしい。</p>	○☆
	CTC	<p>光ファイバに明らかに実態と乖離する接続料が設定された場合インフラ事業者側の投資インセンティブが働かない。そのため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、インフラ事業者の投資が、適正に回収できることを大前提とすることが必要。「実績コストの適正回収」という観点で</p>	<p>依然として相当のFTTHサービスに対する需要が継続的に見込まれるため、光ファイバ接続料を見直す場合、</p>

		は、将来原価方式ではなく、実際費用方式の採用についても検討されるべき。	引き続き将来原価方式で接続料を算定することが可能。なお、この場合も適正な報酬率を織り込むことが適当と考える。
	NTT 持株	<p>現在の光ファイバ接続料は、①実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内にコスト回収をすることが困難な状況にあることから、株主・投資家に光投資に対する理解を得るために早急に見直すことが必要であり、②また、現在の接続料が「造るより借りたほうが得」という状況を生み出し、健全な設備競争を阻害する状況となっていることから、設備の設置者と利用者の投資リスクの負担の適正化を図る観点からも、見直すことが必要。</p> <p>見直しにあたっては、このような投資リスクの適正な負担という観点から、実績コスト方式に移行することも検討することが必要。</p> <p>また、報告書案で検討の必要性を指摘している事項のうち、先行投資分を峻別することについては、実務的に困難であるばかりでなく、これを厳格に適用した場合、顕在化需要に合せて極めて小さい単位でしか設備増設を行わないというインセンティブが働き、結果として効率的な設備構築の支障となるおそれがあり、耐用年数の見直しについては、今後構築する光ファイバについて現時点で正確に実耐用年数を把握することは困難であり、また財務会計との整合性の観点からも問題があることから、実施すべきでない。</p>	<p>光ファイバの接続料の見直しについては、一義的にはNTT東西の申請を待って対応すべきものであることから、まずはNTT東西が合理的な見直し案を示すことが必要。</p> <p>その際、将来原価方式については、収入・費用の両面から接続料算定の在り方について検討を加えることが必要であり、単に実績コストと予測コストの乖離のみに着目することは適当でない。</p> <p>また、先行投資分の峻別については、接続料の合理性を担保できる程度に行う必要があり、また、使用する耐用年数についても、例えば税法上の耐用年数と増減法により算出した耐用年数とを比較した上で、その適切性について十分な説明がなされることが必要。</p>
	NTT 東	<p>現在の光ファイバ接続料については、実績コストと予測コストの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内にコスト回収を図ることが困難な状況にあることから、見直しが必要。</p> <p>また、現実に実績コスト以下の水準で接続料が設定されていることは、設備の設置者と利用者の投資リスクの負担バランスが図られておらず、健全な設備競争を阻害しているため、こうした観点からも見直しが必要。</p> <p>こうした投資リスクの適正な負担という観点から、例えば、実績原価方式へ移行することも検討する必要があり、実績原価方式により毎年接続料を見直していけば、予測芯線数、先行投資の精査、耐用年数の検証、設備投資リスクといった課題も生じない。</p> <p>将来原価方式とする場合は、将来原価方式で算定した接続料について費用回収の過不足が発生した場合の取扱いに関するルール整備が必要であり、当該費用の過不足分を適正に回収できるよう、早急にルールを整備していただきたい。</p> <p>また、本報告書案で検討の必要性が指摘されている事項のうち、先行投資分を峻別することについては、実務的に困難であるばかりでなく、これを厳格に適用し将来需要に基づく投資を回収できないこととすれば、顕在化需要に合せて極めて小さい単位でしか投資を行わないという逆のインセンティブが働き、結果として効率的な設備構築の支障となるおそれがある。また、耐用年</p>	同上

			数の見直しについては、今後構築する光ファイバについて現時点で正確に実耐用年数を把握することは困難であるため、現状の財務上の耐用年数を用いることが妥当。	
		NTT西	<p>現在の光ファイバ接続料については、実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内にコスト回収を図ることが困難な状況。</p> <p>このように実績コスト以下の水準で接続料が設定され続けることは、投資リスクの適正な負担という観点において、設備の設置事業者と利用事業者との間で著しく均衡を欠き、健全な設備競争を阻害。</p> <p>したがって、投資リスクの適正な負担という観点から、例えば、実績原価方式へ移行することも検討する必要があるとともに、将来原価方式で設定された接続料について費用回収の過不足が発生した場合の取り扱いに関するルール整備も必要である。その際には、光ファイバについては、電力系事業者等が既に相当量を設備構築している状況に鑑み、その接続料のルール化の適用対象範囲を、当社のみでなく他事業者にも広げるべき。</p> <p>また、本報告書案で検討の必要性が指摘されている事項のうち、先行投資分を峻別することについては、実務的に困難であるばかりでなく、これを厳格に適用し将来需要に基づく投資を回収できないこととすれば、顕在化需要に合せて極めて小さい単位でしか投資を行わないという逆のインセンティブが働き、結果として効率的な設備構築の支障となるおそれがある。また、耐用年数の見直しについては、今後構築する光ファイバについて現時点で正確に実耐用年数を把握することは困難であるため、現状の財務上の耐用年数を用いることが妥当。</p>	同上
2) 今後の検討の方向性		KDDI	検討の方向性として揚げられた各項目について、NTT東・西に挙証責任があるとする報告書案の指摘は妥当。	○
		ソフトバンク	<p>FTTHサービスへの移行が非常に速いペースで進んでいることから、当初の接続料算定時の需要予測等と、現状の比較検証を行うことが適当。</p> <p>現状と算定時の需要予測等に大きな乖離が認められる場合には、接続料水準が適切でないと考えられるため、NTT東西に早期の変更認可申請を促し、「1) 検討すべき課題」において指摘した事項に留意して、接続料金を適正な水準に是正することが適当。</p>	☆ 具体的な接続料水準については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更申請を待って対応すべき。
		グローバルアクセス	中継系の光ファイバ設備は実際原価方式による料金算定により毎年接続料が見直しされることで低廉化したことを鑑みると、利用率が向上した（未利用の空き芯線が少なくなった）と考えられる加入光ファイバにおいても料金は低廉化することが自然であると考ええる。	☆ 具体的な接続料水準については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更申請を待って対応すべき。
(3) その他の検討すべき課題				
1) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続料の在り方		KDDI	<p>NTT東・西の次世代ネットワークは第一種指定設備であり、光IP電話の接続料についても接続ルールのもとでの整理が行われるべき。</p> <p>NTT東・西のIP電話網に係る接続料の設定にあたっては、それぞれを別個に評価するのではなく、IP網とPSTNのトータルの収益性の観点から検討されるべき。</p> <p>ビル&キープ方式が当面は適当でないことについては、報告書案の指摘が妥当。</p>	○☆
		ソフトバンク	NTT東西のNGNに限らず、IP網におけるトラヒックの考え方、IP上で提供されるサービスのコスト水準等につき、あわせて早期に整理し、2007年下期には結論を得ることが適	○☆

		当。 なお、NGNの接続料について、不当な内部相互補助が行われないよう十分な検証を行うことが必要。	
	JAIPA	ぜひともよろしく願いたい。	○
	USEN	IP網上で提供される複数の役務の各々につき、全体のネットワークコストの中でどの程度のコスト配分になるか、公正な検討と詳細で明確な説明が必要と考える。また、接続料金体系にはQoSレベルに応じた料金体系や、ボリュームディスカウント等の通常の商取引慣行が取り入れられることも検討されるべきであり、一般利用者も含め、各レイヤーの今後の動向も加味した接続料の在り方が検討されるべき。	○☆
	イー・アクセス	NTT東西の次世代ネットワークの接続料金については、オープン化の議論を深める過程で並行して検討を行うことが必要。なお、NTTグループ内だけでピアリングを行うなど、他の接続事業者よりも優位な条件で接続を行うことについては反対。また、次世代ネットワークについては、指定電気通信設備とすべきと考えるため、接続料金は、総務省による認可スキームを要件とし、NTT東西による説明会の開催及び意見招集（2回）の機会を必ず確保するよう強く要望。	☆
	NTT持株	指定電気通信設備規制は、真に不可欠性を有する設備に規制対象を限定するべきであり、ボトルネック設備のオープン化等により他事業者も提供可能となるネットワーク機能についてまで規制する必要はないこと、また、次世代ネットワークは、ブロードバンドサービスに対するユーザーの高度化・多様化に対応するために今後構築するネットワークであり、今後ネットワークがどのように発展していくのかについて技術的にもサービスのにも正確には予見できない面が多いことから、次世代ネットワークの将来の高度化・多様化を阻害しないようその接続料について事前規制をすべきではない。	NTT東西の次世代ネットワークは新たに一から設置されるものではなく、その大半が既存の物理網に立脚して従来のネットワークを更新して構築されるものである以上、規制の対象とならないという考え方は妥当でない。 その上で、具体的な接続料の在り方については、今後関係事業者の意見を十分に踏まえて検討していくことが適当。その際、当該接続料の在り方については、当事者であるNTT東西から可及的速やかにその考え方が提示されることにより具体的な議論が行い得ることに留意が必要。
	NTT東	第一種指定電気通信設備規制は、あくまでも「設備」のボトルネック性に着目した規制であり、真に不可欠性を有する設備に規制対象を限定すべきであり、他事業者も提供可能であるネットワーク機能についてまで規制する必要はない。 次世代ネットワークは、まだ実態も無い段階で、推測に基づき規制すべきではない。 IPネットワークを接続する場合の取引条件については、国内だけではなく国際的な取引の市場実態も踏まえる必要があり、規制になじまない。 仮に、技術進歩の内容、タイミング等が十分に予見し難い中で、既存のPSTN網と同様な規制が当初から適用されるとすれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害し、結果として、我が国のブロードバンドの発展が著しく遅れる結果をもたらすおそれがある。	
	NTT西	当社の次世代ネットワークの接続料については、事前規制になじむものではないため、事業者間の協議に委ねられることが適当。	
2) スタックテストに関する制度整備	KDDI	接続料と小売料金のスタックテストは市場競争の活発化にとって大変重要な課題。例えば、ドライカップ接続料について、一部の級局では今年度の料金改定で接続料と小売料金が逆転する可能性すら、懸念される状況。 スタックテストの見直しに際しては、検証区分を細分化するなど、実際の市場におけるサービス提供状況を反映することによって、各事業者が競争力のあるお客様料金を設定することが可能となるよう、公正競争条件の担保が徹底されるべき。	○☆

	ソフトバンク	<p>スタックテストをより有意義なものとするために見直しを行うことに賛同。</p> <p>見直しの際には、スタックテストの過程や結果に関する情報公開の在り方についても、公開を基本とする方向で検討すべき。</p> <p>事業者機密に触れる等の理由により公開が困難と判断される場合であっても、何らかの目安となる利用者料金と接続料の乖離の度合いを示す指標を用いる等、外部の検証に資する形で、可能な限りの情報公開を実施することが適当。</p> <p>将来原価方式の接続料に基づくサービスについても、スタックテストにより利用者料金と接続料の関係の適正性を定期的に検証し、接続料金水準が不適当と判断される場合には、将来原価方式の算定期間中であっても接続料の変更認可申請を促すべき。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>「フレッツサービス」及び「OABJ-IP電話（ひかり電話）」については、市場支配力の行使のおそれが高いため、スタックテストを行い、情報開示するよう強く要望。また、スタックテストに関する検討結果については、会計制度の見直しにも反映頂けるよう強く要望。同時に、競争事業者からも、具体的なサービスを指定しスタックテストの要望ができることが望ましい。</p>	○☆
	NTT持株、NTT東西	<p>インピュテーションルール（ユーザ料金＞接続料金）を、固定電話等成熟期のサービスに適用するのはともかく、FTTHサービスのように立ち上り期において需要喚起のためにサービス開始後一定期間は赤字を覚悟で料金設定せざるをえないサービスにまで単純に適用して、現実のコスト以下（将来原価方式による）での接続料の設定を強制する現行のルールは、NTT東西に自らの事業だけでなく、利用ベースの競争事業者の事業に係る投資リスク（初期赤字）まで負わせる一方で、利用ベースの競争事業者は自らの事業に係る投資リスク（初期赤字）を負わないことを許容するルールであり、競争政策上著しくバランスを失するばかりでなく、健全な「設備競争」の芽を摘むものである。</p> <p>したがって、このような需要の立ち上げ期のインピュテーションルール適用上の問題を解決しないまま更なる規制強化を行うことは問題であり、インピュテーションルール適用のあり方全体として検討すべき。</p>	☆ スタックテストは、接続料の適正性を検証するための手段として用いられているものであり、接続料設定の原則（接続料収入＝接続料原価）を変更するものではないことから、競争政策上著しくバランスを失するとの指摘は当たらない。
	3) 事後精算制度の廃止	KDDI	<p>事後精算制度が、事業の予見性確保の面で問題となり、また煩雑な事務手続きを生じさせていることは、報告書案の指摘するとおり。</p> <p>見直しに際しては、NTT東・西あるいは接続事業者にとって有利／不利の問題が生じないよう、また、タイムラグ精算で考慮されていたNTT東・西の効率化インセンティブが引き続き担保されるよう、検討が行われるべき。</p>
	ソフトバンク	<p>事後精算制度については、見性確保及び手続きの煩雑性という問題点があり、見直しを検討することについては賛同。</p> <p>なお、事後精算制度の見直しにあたっては、過去に制度設計を行ってきた際の考え方及び経緯を踏まえた上で見直しを行うことが適当。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>事後精算制度の廃止については基本的に賛成。</p> <p>NTT東西が不当な利益を得ることがないように仕組みを作ることが必要。</p>	○☆
	CTC	<p>事後精算制度は、予見性確保が困難であり、他事業者の経営に大きな影響を与えるため、廃止することが望ましい。</p>	○☆

	ケイ・オプティコム	事後精算制度の廃止に関する検討に着手することに賛同。 毎年度、2度にわたる精算により、実務で煩雑な面が発生しており、それが解消されることは接続事業者である弊社にとっても大変有益であると認識。是非、廃止を念頭に検討いただきたい。	○☆
	ウィルコム	「現行の事後精算制度の廃止を含めた見直し」について賛同。 ただし、事後精算精度の廃止にあたっては、効率化インセンティブの確保策もあわせて検討することが必要。	○☆
	NTT東西	現行のタイムラグ精算は、廃止する方向で検討していただきたい。	○☆

7. 接続形態の多様化への対応の在り方

項目		提出者	意見	考え方
(1) 検討すべき課題		ニフティ、JAIPA	設備を保有する通信事業者が自前のIP網を構築し、自網内にISP的な機能を実装するに当たっては、技術的に既存のISPとの間で生じる問題に対し、優越的な地位を利用してISPに対し不利な取扱いをしないようにすべき。例えばIPv4からIPv6に移行するに際し、NTT東西のIPv6サービスとISPが提供するインターネットのIPv6サービスが共存できる仕組みを整えるなど、NGNの閉域の世界のサービスとオープンなインターネットのサービスとが並存する統一的な基準があるべき。	ご指摘のとおり、ISP市場において公正競争阻害の要素が働かないよう、当該市場のモニタリングや紛争処理機能の活用を旨とし、ISP間接続を巡る紛争解決に向けたガイドラインの作成など、適宜、所要の措置を講じていくことが望ましいと考えている。 なお、IPv4からIPv6への移行に伴う問題については、重要な検討課題の一つであると認識しており、今後具体的な検討を行っていくことが必要。
1) ISP間接続における構造変化の可能性	ソフトバンク	インターネットは、一定の市場原理の下で発展してきており、市場原理に制約を加えるような制度を策定することは適当ではない。	<p>一般的にISP間の交渉において通信網の保有の有無が、交渉力に直接影響を及ぼすものではない。従って、現状を表す記載として適切ではない。</p>	通信網を保有する通信事業者はそれ以外のISPに比べて交渉力の面で優位となる可能性があるとして想定しているところ。なお、ご指摘の点に留意し、表現を一部修正。
	グローバルアクセス	<p>ISP間の接続におけるピアリング/トランジット市場及び公正競争確保のモニタリングについては、次の2点を考慮していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信回線設備を保有する通信事業者でもあるISPの場合は接続用の電気通信回線とトランジットサービスとの抱き合わせ販売が行われているが、公正競争上問題となるような行為があるケースはないか。 IXが存するビルの所有者であるISPが電気通信回線設備を保有する通信事業者でもある場合に、他の電気通信事業者の提供する接続回線による接続を認めない場合があるが公正競争上問題となるケースはないか。 		
	NTTコム			
2) ISP間の多段階接続とQoSの確保の在り方	ソフトバンク	ISP相互間でのQoS確保についても、必要に応じて、市場原理に基づき行うべきものであり、状況を検証することについては問題ないものの、何らかの制約を加えるべきではない。	<p>現在のところ、ISP間の接続には、QoSを制御する概念はない。多段階接続におけるQoSについては、各事業者による構築が見込まれる次世代ネットワーク(QoSの制御が可能)の接続に関する議論の中で検討を進めることが適当。</p>	ご指摘のとおり、ISP相互間のQoS確保については、必要に応じて、市場原理に基づいて行われるものと認識。その上で、QoS制御が容易である通信網(例えば、次世代ネットワー
	KDDI			

				ク)を有する事業者と、それ以外のQoS制御が困難なISPとの間で、公正競争阻害の要素が働かないよう、当該市場のモニタリングや紛争処理機能の活用を旨とし、ISP間の接続を巡る紛争解決に向けたガイドラインの作成など、適宜、所要の措置を講じていくことが望ましいと考えている。
(2) 今後の検討の方向性	KDDI	<p>1. ISP間の接続に関する精算 下位ISPは、料金を含めた各種提供条件が異なるサービスを提供する複数のISPの中から上位ISPを選択できるため、接続料も市場メカニズムを通じて健全に設定されている。</p> <p>2. ネットワーク設備の増強 P2P通信やリッチコンテンツを要因としたトラフィックの増加に伴い、通信網増強が必要になる事態、或いは懸念は既に発生しているが、現時点では直ちに統一的なルールを整備するまでの状況には至っていない。ただし、今後、リッチコンテンツの流通が今以上に顕著になる可能性があることから、設備増強に係る適切なコスト負担の在り方について、時機を失することなく検討を行うことが必要。</p>		☆ 本件は、ネットワーク中立性に関連する議論であり、ご指摘の点にも留意し、今後の検討を進めていくのが適当。
	ソフトバンク	IP網のトラフィックの測定方法について検討を行うことに賛同。ただし、事業者に過度な負荷を課すような何らかのルール化を行うことは望ましくない。		☆
	ニフティ、JAIPA	ISP同士の接続、精算の問題は健全なビジネスの発展のために極力ISP業界内部で解決を図ることが望まれるが、ISPとNGN事業者との問題については共通の場が必要。		
	HOTnet	IPトラフィックそのものの把握だけでなく、上位レイヤーの把握も必要であり単に分析といっても非常に難しい。技術的手法によるガイドラインの設定の中立性維持は非常に困難。(P78参照)		
	NTTコム	<p>市場支配力の濫用を防止するための事前規制については、その必要性を慎重に検証すべき。</p> <p>ISP間の接続について、これまで事業者間の市場メカニズムを通じた接続が機能してきたと考えられる中、市場支配力の濫用を予断する記載は不適切。仮に問題が発生した場合においても、紛争処理制度の利用が期待されることから、行政によるモニターの強化は必ずしも必要でない。「強化、継続」という文言を用いるのであれば「モニター」の具体的な内容についても明確にする必要がある。</p> <p>なお、客観的なトラフィックデータを接続交渉の条件とするかは事業者任せに委ねられるべき。</p>		今後、ISP間の接続についても従来の市場メカニズムを通じた事業者間精算の健全性が損なわれる可能性があるかと想定しており、市場支配力の濫用などの公正競争阻害の要素が働かないようモニタリングしていく必要があると考えている。なお、ご指摘の点を踏まえ、表現を一部修正。

8. MVNOを含む移動通信市場における競争促進の在り方

項 目	提出者	意 見	考 え 方
総論	NTT持株	<p>MVNOは、ビジネスベースでのwin-winの関係により、MNOでは提供できない新たな付加価値を有するサービスを提供することにより、マーケットの拡大に寄与することが望まれており、MVNOへのオープン化を義務化することによりMNOの技術開発・投資インセンティブを損なうことのないようにすべき。(なお、NTTドコモは既にデータ通信サービスで、MVNOサービスを提供している。)</p> <p>特に、MVNOを前提とせずに電波の割当てがされ、設備投資を行ってきた3G等の既存のサービスについて、遡及的に義務化することは既に行った投資回収を危うくするものであり問題が大きいと考える。(なお、従来の電波割当て上の考え方に従えば、仮に自ら使用しない周波数が生ずる場合には、それを返還すべきものと理解。)</p> <p>なお、MVNOに対する卸役務については、事業者がその経営戦略に基づき自ら役務提供の可否を決定するものであり、報告書案にあるような一般的な提供義務はないものと認識。仮に報告書案にあるように「接続」の制度を適用する場合にも、電波の余裕のある不採算の地方部だけのMVNOによりクリームスキミング的参入を助長する可能性があること等を踏まえ、慎重に検討すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、MVNOの市場参入を容易にすることで新たなビジネスモデルが生まれることが期待され、また、“win-win”の関係が生まれると考えられることは本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、事業者間接続に係る法制上の事実関係については、新たに脚注42を追加した。</p> <p>また、電気通信事業法第121条の規定により、認定電気通信事業者は、卸電気通信役務を含む電気通信役務の提供について、一般に提供義務を負うものである。</p> <p>なお、ご指摘の点については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下「MVNO事業化ガイドライン」という。)の改正を検討する際に留意すべきと考える。</p>
	NTTドコモ	<p>MNOとMVNOは、単にシェアを奪いあう競争関係ではなく、互いに協働することでMNOのみでは提供できない新たな付加価値を有するサービスを提供し、P60にもある“win-win”の関係によりマーケット拡大に寄与するものと認識。</p> <p>こうした“win-win”の関係は、例えば、ITS(高度道路交通システム)や法人のお客様向けシステムソリューションの分野等、MNOとMVNOが相互補完的な関係を築くことが出来る場合に容易に構築できるものであり、当社としても今後、積極的に取り組みたいと考えているところ。既に、当社のデータ通信サービスにおいても、約款再販を利用して、MVNOに相当する事業者が存在。</p> <p>今後は、周波数を割り当てられ、新規に参入する事業者の存在もあり、MNOとMVNOの取引機会が格段に増えると想定することから、MNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と位置づけ、原則として応じなければならないという義務化を行う必要性は無い。また、一方が義務を課された関係での“win-win”関係構築は不可能。</p> <p>次に、MNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と整理することは、義務付けの対象をネットワーク同士の「接続」に限定し、MVNOやローミング等の「アクセス」(香港や欧州の一部</p>	<p>ご指摘のとおり、MVNOの市場参入を容易にすることで新たなビジネスモデルが生まれることが期待され、また、“win-win”の関係が生まれると考えられることは本項目に記述のとおり。</p> <p>また、卸電気通信役務と事業者間接続については、MNOとMVNOとの関係に適用した場合、そのいずれの形態を選択することも法制上可能であり、基本的に当事者間の問題である一方で、いずれの場合にも法制上一定の義務が定められていることは本項目に記述のとおり。</p>

		<p>を除けば、提供義務が無いとされている）と明確に区分している欧米諸国の例と異なり、MNOの電気通信回線設備は他の電気通信事業者の電気通信設備と広く接続義務があるとの解釈に基づいているものと推測。しかし、欧米諸国では峻別されている「接続」と「アクセス」が、我が国の法制度上「接続」がネットワーク同士に限らないことを理由として、MNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と解釈するのは適当ではない。</p> <p>また、「接続」にMVNO実現の効果まで認めるのは、電気通信事業法第32条の拡大解釈である。このような考え方を採るならば、既にMNOと接続している電気通信回線設備を保有する事業者（固定事業者・携帯事業者含む）も、相互接続を理由としてMNOに対し携帯電話網の提供要求を行うことが出来、MNOは特定の事由が無い限りそれを拒否できないこととなるが、これは結果として、MNOの設備投資インセンティブを大きく減退させることとなり、今後の携帯電話事業の発展を大きく阻害するものである。</p> <p>従って、従来自由な交渉に基づく「卸電気通信役務」とされてきたMNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と解釈することは、範囲、効果及びその影響に大きな問題が存在するものであるため、従来通り「卸電気通信役務」の整理が妥当であり、「事業者間接続」として解釈すべきではない。</p> <p>更に、MNOとMVNOの関係は、報告書にもある通り“win-win”の関係が前提となると考えているが、例えば、MNOの周波数や設備容量に余裕が無い、当該MVNOがMNOのブランドイメージを損ねる、公序良俗・セキュリティ及び個人情報保護の面の懸念がある、MVNOがMNOの既存顧客をターゲットとする等の場合には“win-win”の関係構築は困難であり、またMVNOの実現のためにはその他様々な事項をMNOとの間で協議する必要がある。従って、協議の一方当事者であるMNO側のみに義務が発生する「事業者間接続」ではなく、自由な交渉に基づく「卸電気通信役務」として協議していくことが必要。</p>	<p>なお、ご指摘の点については、「MVNO事業化ガイドライン」の改正を検討する際に留意すべきと考える。</p>
<p>(1) MVNO参入による競争促進効果</p>	<p>KDDI</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>我が国の移動通信市場は、通信の自由化（1985年）やNTTドコモの分離（1992年）を経て、技術革新を伴う設備ベースの競争が有効に機能したことにより、世界最先端のサービスを実現。また、今後数年間だけでも、一層の高速化／IP化といった技術革新が予想されており、設備ベースの競争に基づくお客様サービスの向上が引き続き見込まれる状況にある。</p> <p>MVNO市場の健全な発展に向けた検討を行う際には、こうした技術革新に直結した設備ベースの競争を歪めないよう検討することが重要であり、基本的には事前規制による義務的なルールを定めるべきではなく、事業者間協議を優先することが必要。</p> <p>MNOにとっても、MVNOを活用することにより、MNO単独ではなし得ない事業領域等への市場の拡大を図ることは戦略的に重要なものであり、当社も既に、セキュリティ分野やITS分野を中心にMVNO的なサービスを展開している。当社は、こうした市場拡大に繋がるMVNOについて、今後とも推進していくことを予定しているが、その他の様々な形態のMVNOについても、個別の事案毎に当事者間の協議により実施の判断をしていきたいと考える。</p> <p>2. 個別意見</p> <p>(1) 市場の状況について</p>	<p>基本的な考え方については、本報告書案に賛同するご意見として承る。</p> <p>移動通信市場については、設備の不可欠性はないものの、電波の有限性から参入枠にも制限があり、寡占的市場であると考えます。</p> <p>なお、事業者間接続に係る法制上の事実関係については、新たに脚注42を追加した。</p>

	<p>報告書案では、「周波数制約に基づく寡占的な市場構造の中での競争には一定の限界がある」とされているが、我が国の移動通信市場については、限られた周波数資源という制約の中で、これまで適切な電波開放施策と新たな周波数割当が進められてきた結果、事業を行いたい者に対する参入機会が十分に確保されてきたと考えられる。現在でも、2.5GHz帯の開放に関する技術的条件の検討や、地上デジタルテレビ放送への転換後を睨んだ移動通信用新規周波数開放の議論が進められており、今後も新規参入機会が用意されるものと期待される。なお、2000年に割当が行われた2GHz帯や昨年割当が行われた1.7GHz帯等においては、それぞれ3つの新規参入枠に対し、枠を超える申し込みがなかったという事実があり、周波数制約に基づく寡占的な市場構造にはなっていないと考える。</p> <p>移動通信市場は、固定通信の場合とは異なり設備を構築する上でボトルネックとなる部分は無く、誰でも自前による設備構築が可能。従って、周波数制約に基づく寡占的な市場構造という認識は適当ではなく、周波数制約があることを理由に、MNOが一方的に負担を負うことのないよう注意する必要がある。</p> <p>(2) “win-win” の関係</p> <p>当社も、MVNOの実現に向けては“win-win”の関係構築が必須と考える。ただし、“win-win”の関係は、当事者間の協議の中で、ビジネスベースで成立するものであり、MNO側の事業合理性が考慮されない義務的な枠組みの中では生まれにくいものとする。MVNOが活発に事業展開している諸外国でも義務化は一般的ではなく、多くの国ではビジネスベースでの協議を通じて様々なMVNOが特徴あるサービスを提供している。</p>	
ソフトバンク	<p>MVNOについては、ますます多様化するユーザーニーズに対応するための一つのオプションであり、MVNO/MNOともに独自の戦略のもとに、MVNOビジネスを展開していくもの。</p> <p>従って、MVNO参入促進に関して何らかのルール整備を行う際には、MVNO/MNOの自由な戦略策定を制限することのないよう、留意する必要がある。</p>	☆
イー・アクセス	<p>MVNOがもたらす競争促進効果と更なる市場の拡大については、弊社としても歓迎しているところであり、参入が促進されることを期待。</p>	○
J:COM	<p>移動通信市場は、サービス開始当初より、ある一定の公正競争環境のもとで各MNOが設備競争を行ったことから、固定系市場と比較するとドミナント的な競争環境となっていない。従って、固定系市場の様に特定事業者が有する設備のオープン化により、サービス競争を促進するのではなく、現時点ではMVNOによりサービス競争を促進することが現実的。</p> <p>FMCサービス等、今後のIP化の進展により多様化・高度化するサービス環境の中で、公正競争を促進する為には、移動通信市場への公正で自由な参入、すなわちMVNOを有効利用することが必要であり、MVNOによる参入障壁を取り除く制度の整備は必須。</p>	<p>MVNOによるサービス競争の促進については、本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、MVNOの参入促進に向けた今後の取組については、(3)に記述のとおり。</p>
CATV・NWR	<p>ケーブルテレビジョンはその発生の時より地方と中央の情報格差是正に様々な貢献をしてきた。それは地上波局の再送信であり、CS多チャンネル放送の搬送であった。今後のケーブルネットワークの役割の一つとして、特に地方都市地域におけるユビキタス環境の実現にネットワークとしてその潜在力が生かされると確信。</p> <p>既に構築されているケーブルテレビジョンネットワークの広帯域性を活用して自らMVNOになることが考えられる。それに加えて以下のようなMVNOの様々な形態のビジネスモデルが生</p>	<p>☆</p> <p>ケーブルテレビ事業者がそのネットワークを活用して自らMVNOになることも想定し得るところであり、(3)において、「地域系など固定系事業者によるMVNO活用型のビジネ</p>

		<p>まれると考える。</p> <p>①CATV事業者が既存の携帯電話事業者の設備を借り、自らのネットワーク資産も活用して、携帯電話サービスプロバイダーになる。</p> <p>②CATV事業者がMNOとして基地局設置の許可を得、他のMVNOにネットワークを開放する。</p> <p>③CATV事業者が物理層のネットワークをMVNOに開放する。MVNOが基地局等の設備投資を行う。</p> <p>このように様々なビジネスモデルの登場を容易にするように必要な環境整備が整えられることを強く希望。</p>	<p>スモデルの構築等が進展することが期待される」旨を追記した。</p>
	ニフティ、JAIPA	<p>原案の趣旨に賛同。また、サービス競争を促進させるという意味において、移動体通信網におけるMVNOと同様、固定網においてもFVNOというような卸役務提供による他事業からの通信サービス役務提供を開くよう、積極的な政策を期待。</p>	○
(2) MNOとMVNOの関係	ソフトバンク	<p>MVNOのビジネスモデルの中には、MVNO側で電気通信設備を保有しない形態も想定され、MNOとMVNOの間の法制上の関係において、“事業者間接続”という整理が全てのMVNOに当てはまるものではない。</p> <p>MVNOの実現に際して、MNOとMVNO間の制度的整理を”卸“とするのか、“接続”とするのかを、完全に事業者間の協議にゆだねてしまうことは、いたずらに事業者間の協議を複雑化することに繋がる恐れがあり、「MVNO事業化ガイドライン」（以下、「MVNOガイドライン」という。）において、どのようなビジネスモデルが”接続”に該当し、どのようなビジネスモデルが”卸”に該当するのかについて、ある程度の目安を示すべき。</p> <p>また、これに関連してMNOとMVNO間における協議において、電気通信事業法第32条に定める”接続“の定義に関する議論が紛糾する恐れがある。円滑な事業者間協議を推進し、MVNOビジネスの円滑な始動を実現するために、MNOとMVNO間の接続についてある程度類型化を図ることが有効。</p>	<p>卸電気通信役務と事業者間接続については、本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、ご指摘の点については、「MVNO事業化ガイドライン」の改正に当たって検討する中で参考とすべきと考える。</p>
	KVH	<p>周波数制約による寡占化が進む携帯電話市場においては、MVNOの早期導入による競争の進展によって携帯市場の活性化を図ることが望ましい。しかし、周波数再編等の工夫により、新規事業者による周波数配分を検討してMNO数も増加するよう整備を図るべきであり、少なくとも新周波数の新たな配分については、優先的に新規MNOの参入を促進すべき。この意味で、直接本事項とは関連性がないが、本年秋に技術条件が決定される予定のブロードバンド無線アクセス技術のIEEE 802.16eの周波数割当についても新規事業者への優先的割当を検討すべき。</p> <p>MVNOとMNOの関係につきましては、本質的に両者の交渉によるものであるとの見解には異議を唱えるものではないが、競争条件をより明確にすることにより、卸役務のスキームでも、事業者間接続のスキームのどちらの場合においてもMVNOがより進展するよう配慮すべき。さらに、MVNOをよりスムーズに導入するために、SIMロック解除を積極的に推進すべき。</p>	<p>○</p> <p>周波数割当の具体的方針については、本懇談会における議論の対象とはしていない。</p> <p>また、SIMロック解除の問題については、第6章1(2)に記述のとおり。</p>
(3) MVNO参入促進に向けた今後の取組み	ソフトバンク	<p>2006年中のMVNOガイドラインの改正に賛同。その際には、MVNOビジネスの本格化、多様化に備えて、電気通信事業法等において定められている電気通信事業者であるMVNOとして遵守すべき事項（例えば、役務提供における責任範囲や、長期的・安定的な事業運営が求</p>	<p>○</p> <p>MNOとMVNOとの間の技術仕様や取引条件に関しては、本項目に記述</p>

		<p>められること等)について、明記すべき。</p> <p>また、MNOとMVNOとの間の技術仕様、取引条件については、個々のMVNO事業者のビジネスモデル等によって異なるため、原則MNOとMVNOにおける事業者間協議によって取り決められるべきものであり、MNOに対し何らかの義務付けを行うような規制強化はなされるべきではない。</p> <p>なお、現行法にてMVNOからの接続請求を受けた場合において、電気通信事業法第32条、電気通信事業法施行規則第23条に規定されている接続拒否が認められる具体的な事由について、MVNOガイドラインにおいて明確化することは有効。</p> <p>例えば、当該MVNOへの接続を行うことによる、MNOのユーザへの電気通信役務の円滑な提供に支障が生じる恐れがある場合や、MVNOの有する電気通信設備とMNOの電気通信回線設備の接続の際の設置又は改修が、技術的又は経済的に困難である場合の具体的事例を明確化すること等が考えられる。</p>	<p>のとおり、「MVNO事業化ガイドライン」を改正する中でその明確化を行うことが適当と考える。</p>
	イー・アクセス	<p>「MVNO事業化ガイドライン」の改正が、MVNOの促進を一層進めるものになることを期待。</p>	○
	J:COM	<p>現事業法では、「正当な理由がなければ」、電気通信役務の提供や他の電気通信事業者との接続を拒んではならない、とされているものの、「正当な理由」にどのような事由が該当するかが明確となっていない為、MNOにMVNOの提供或いは接続の申入れを行っても、事業者間協議が整わない、また紛争まで至らない(協議不調のレベルまで至らない)状況が発生していることが想定される(*1)。</p> <p>従って、本報告書案に記載されているMNO側の技術条件・取引条件(例えば、接続拒否が認められる事由)の明確化などを目的とし、「MVNO事業化ガイドライン」を改正することで、まずは協議項目の明確化などにより、公正な事業者間協議ができる環境が構築されることを期待。</p> <p>更には、事業者間協議が不調となった場合において、MNO側が「提供・接続拒否の正当な理由」と主張する事由(*2)について、MVNO側でもその内容を検証できる様な、透明性を確保した制度整備を期待(*3)。</p> <p>(*1) これまで電気通信事業紛争処理委員会などに持ち込まれたMVNO関連の案件はない(総務省HPより)</p> <p>(*2) 例えば、「周波数の逼迫に伴う提供・接続拒否」や「MVNO側がビジネス展開困難な提供・接続料金」など</p> <p>(*3) 「周波数の利用状況」や「ネットワーク原価」などを、総務大臣による裁定や電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の場に閉じた形態で開示(相手方へは未開示)するなどの義務化</p>	<p>○</p> <p>なお、現行法における接続拒否ができる正当な事由に係る規定については、脚注43を追記し、明確化した。</p>
	JCTA	<p>さまざまなMVNOが参入し競争状態が生まれることは、移动通信市場において多様なコンテンツが流通を促進させることから、たいへん好ましいと考えるが、現状では、参入事業者は少ない状況。この原因は、MNOとの間において、接続(ネットワーク利用)のための具体的話合いが進まないためと認識。したがって、双方が速やかに合意できるための制度整備が早期に行われ</p>	○

		ることに期待。	
	テレサ協・MVNO協議会	<p>MVNOの参入促進に向け、06年中を目標に「MVNO事業化ガイドライン」を改正し、MNO側の技術仕様・取引条件（例えば、接続拒否が認められる事由）の明確化、MVNEの位置付けの明確化などを併せて行い、MVNO市場の健全な発展を促すことが適当である、またMVNOの新規参入の促進に際しては端末開発・販売の自由度を向上させることも同時に必要であるという報告書案の見解に賛同。</p> <p>「MVNO事業化ガイドライン」の改正に当たっては、MVNOおよびMVNEの定義及び位置づけを明確にすることが重要であり、MVNO協議会は、それぞれの用語の定義及び位置づけを以下のように考える。</p> <p>・MVNEの定義： サービス提供に用いる無線アクセス設備を自らは支配・管理せず、かつ自らネットワーク設備を保有・運用し、MVNO事業を成立せしめるために、MNOとMVNOを仲介する機能、若しくはそれらの機能を提供する事業者。MVNE自身も、ワイヤレス通信事業を自社の電気通信サービスとして提供するとき、MVNOとなり得る。上記総務省資料の「狭義のMVNO」に相当する。</p> <p>・MVNOの定義： MVNEが提供する機能を自ら保有し、あるいはMVNEの機能を借用して、ワイヤレス通信事業を自社の電気通信サービスとして提供する事業者。上記総務省資料の「狭義のMVNO」と「モバイルサービスプロバイダ」を包含した「MVNO」に相当する。MVNOは大別して、音声通信MVNOとデータ通信MVNOに分類できる。また全国をサービスエリアとするMVNOと地域をサービスエリアとするMVNOが存在する。</p> <p>MVNEは自らネットワーク設備を保有・運用することから、認証や課金などのお客管理機能や呼毎のセッション管理機能の提供を行うことになる。また、課金機能を有することから、一般にはBillingサービス機能の提供も可能。</p> <p>上記定義より、MNOと接続できる資格を有する事業者は、MVNEもしくはMVNE機能を有するMVNOとなる。MVNEは複数の、MVNE機能を有しないMVNOにMVNE機能を提供し、MNOとの仲介役を果たすことが可能。MVNO希望者が多い場合、MVNEが代表してMNOとの接続を司り、MNOの負担を減らす接続モデルは、MNO及びMVNOの双方にとって有益。</p>	○☆ なお、MVNE及びMVNOの定義については、今後必要に応じ検討の際の参考とすべきと考える。
	テレサ協・MVNO協議会	<p>MVNO事業の進展が電気通信事業の発展に寄与するとの観点、及び今日までMNOとの交渉の進展がはかばかしくない現状を勘案し、MVNO協議会は「MVNO事業化ガイドライン」検討にあたり、以下の論点について整理することを強く要望。</p>	○☆ なお、MVNEの位置付けの明確化、MNO側の技術仕様や取引条件の明確化等については、「MVNO事業

	<p>①MNOとMVNOとの事業者間接続に関する条件の明確化 ②各種の相互接続形態（例えば、レイヤ2接続）に対する遅滞のない接続 ③標準無線インターフェースの提供・標準無線インターフェースを有する端末の接続受け入れ、及び標準がない無線インターフェース・プロトコルに関しての事業者特有のインターフェース条件の開示 ④IPアドレスをはじめとした端末に関する番号アドレス情報の取得及び付与権限の付与 ⑤MNO独自のサービス、例えば、MNOのポータルへのアクセス権限の付与 ⑥MNOが開発した端末の適正価格での使用許可とMNOが開発した端末を含む全端末に対する受け入れ試験への協力 ⑦必要な付帯情報の提供に関する協議の円滑な推進・付帯情報の円滑な提供 ⑧接続料金に関する公平な料金水準の適用／接続料金の開示</p> <p>なお、MVNOガイドラインの改正もしくは、FMC関連のルール制定に際しては、固定網にも接続可能な端末（“FMC端末”）と固定網とのインターフェース条件についても明示されること（FMC端末が固定網と接続される際に、その接続点において提供される機能が物理網レイヤー機能のみなのか、通信サービスレイヤー機能やさらに上位のレイヤー機能までなのか）を要望。</p>	<p>化ガイドライン」を改正することが適当である旨本項目に記述しており、ご指摘の点については、今後必要に応じ検討の際の参考とすべきと考える。</p>
<p>ウィルコム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・MNOとして、MVNOに対してサービスを提供してきた立場から以下の点を考慮すべき。 ・今回のガイドラインの改定にあたっては、既存のサービス及び今後の柔軟なサービスの提供を阻害することのないよう必要最低限のルールにとどめ、事業者間での協議を前提に改定すべき。 ・電気通信事業法第29条第1項第12号、第32条第1項1号乃至3号の解釈等をガイドラインにおいて明確にすることは望ましいが、もともとMNOのシステムは、自社のお客様に対してのサービス提供を念頭のうえ構築されたものであり、MVNOへの提供にあたっては、個別具体的に技術面、制度面（個人情報、通信の秘密等）の問題を協議していかねばならない。 ・また、MVNOとして存立しうる条件を明確にすべきと考えており、その中には、事業の継続性等の消費者保護の観点も必要。 	<p>☆</p>
<p>個人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのMNOがホールセールを行うことでMVNO向けサービス競争とMVNOからみた選択肢の増加が実現。 ・MVNOをやるのに何をしたいかわからないという声があることから、総括的な相談窓口を持つ企業の出現が期待される。 ・MNOとMVNOの責任分岐点の明確化だけでなく、MVNOという土壌の上でのMNO間の取り決めが必要。 ・MVNOの実現に当たっては、総務省の強い後押しが必要。それは、法整備という問題だけでなく、世間に向けた「総務省がバックアップしている」というアピールも必要。 	<p>☆</p>

第4章 今後の料金政策の在り方

1. 料金政策に関する基本的視点

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	料金政策は、接続料、ユニバーサルサービス基金制度等の隣接する制度との関連性が特に強い ため、関連する他の制度への影響等について十分に配慮の上、見直しの検討を行う必要がある。	○
エニ－ユーザー	日本の電話料金は世界でも最も高い料金体系となっている。今後のIP時代においては料金は 重要な競争要因の1つである。本報告書では今後の料金体系に関して具体的な数字目標については 述べられていないが、来るべきIP化時代の競争ルール策定にあたっては国際競争力を考慮した 上で、具体的な目標値を設定していくべき。	現時点においても、電話料金につ いては市場支配力の濫用の防止や利用者 利益の保護を図る観点から必要な措置 が講じられており、料金に関し具体的 な目標値を設定することは適切ではな いと考え る。 なお、今年8月公表の総務省調査 「電気通信サービスに係る内外価格差 調査（平成17年度調査結果）」によ れば、国内電話料金は概ね平均的な水 準又は低位な水準となっており、日本 の電話料金が世界で最も高い料金体系 であるとは言えない。

2. プライスキャップ規制の在り方

項目	提出者	意見	考え方
(1) 制度趣旨と市場 構造の動態的变化	KDDI	お客様料金は本来、電気通信市場における自由な競争によって決定されるべきものであると考 える。現在は、ボトルネック設備を有するNTT東・西の市場支配力によって競争メカニズムが 十分に働かない状況にある。NTT東・西が値上げ、もしくはコスト削減を怠る等、お客様に不 利益をもたらすことを抑止する目的として、現在までプライスキャップ制度が運用されてきた が、まず行われるべきは、公正競争を促進し、お客様利便を向上させることと考える。例えば、 NTT東・西が平成16年に行った基本料値下げは、固定電話領域に開始されたドライカップ電 話等、他事業者との競争も一因となったと考えられる。	☆
	ソフトバンク	・プライスキャップ制度には、特定電気通信役務の料金の公平性を確保し、消費者利益の確保を 維持するという目的のみならず、NTT東西と接続事業者の間の公正競争環境の整備を促進す るという観点が不可欠。 ・そのため、プライスキャップ制度の緩和を行う場合には、会計の透明性の確保、不当な内部相 互補助の防止、経営効率化インセンティブの確保のための代替制度の整備を条件とすべき。 ・また、ユニバーサルサービス制度との関係において、料金の低廉性を確保する観点から、プ ライスキャップ規制を適用することの是非について検討を行うことが適当とする報告書案に賛同。	○☆

	NTT 持株	<p>現在プライスカップ規制を受けているサービス（市内通話・専用）については、ネットワークのオープン化により競争が進展しており、また、加入電話の基本料についても、ドライカッパを利用した直収電話の参入により、競争市場が形成されている。</p> <p>したがって、プライスカップ規制の対象は、競争市場が形成されていないことからユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料に限定すべきと考える。</p>	<p>いわゆる固定電話については、現時点では市場原理が十分に機能しない可能性があり（NTT東西のシェア：加入者回線ベースで約94%（05年度末））、利用者利益保護等のためプライスカップ規制を課すことは適当であると考え、今後、プライスカップ規制の見直しを検討するに当たっては、IP網への移行の進展やご指摘のユニバーサルサービス制度との関係についても留意することが適当と考える。</p>
	NTT 東	<p>現在プライスカップ規制を受けているサービス（市内通話・専用）については、ネットワークのオープン化により競争が進展しており、また、加入電話の基本料についても、ドライカッパを利用した直収電話の参入により、競争市場が形成されている。したがって、プライスカップ規制の対象は、競争市場が形成されていないことからユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料等に限定すべきと考える。</p>	
	NTT 西	<p>そもそもプライスカップ規制は、競争のない市場に対し、競争代替物として導入されたものと認識している。</p> <p>しかしながら、現在、専用サービスはデータ伝送サービスを含めた競争下にあり、また、電話サービスにおいても、通話料についてはマイラインの導入により、基本料についてもドライカッパを利用した直収電話の参入により、激しい競争市場となっている。</p> <p>したがって、プライスカップ規制はその役割を終えてきており、基本的には廃止すべき。</p> <p>なお、何らかの料金規制を存続させるとしても、その対象は競争が進展していない高コストエリアの加入電話の基本料等に限定すべき。</p>	
(2) 制度見直しの必要性	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・IP網への移行を想定したうえで、2009年度以降の加入電話の料金水準を維持し利用者保護を図ることが必要と考えるので、これを目的として制度の見直しを行うことを要望する。 ・なお、具体的な各項目に対する検討においては、PSTN網からIP網への移行速度、NTT東西のマイグレーションプランが不明確なことから、慎重な検討を要望する。 ・特に、ユニバーサルサービス制度との関連については、基金額の増加をまねき、競争事業者に過度の負担が発生しないよう留意することが必要。 	<p>☆</p> <p>今後、プライスカップ規制の見直しを検討するに当たっては、IP網への移行の進展やご指摘のユニバーサルサービス制度との関係についても留意することが適当と考える。</p>
	HOTnet	<p>料金水準については、数次に及ぶ規制緩和の実施により、事業者間の競争が進展したことに伴い低廉化している。料金に関する規制は、市場メカニズムが機能していることから、基本的に不要と考える。また、NTT東西のシェアが高いサービスであっても、「競争による代替的な電気通信役務が十分に提供されていない」とはいえない状況であると考え。本案のとおり、市場構造が動的に変化するなかで、プライスカップ規制については見直す必要があり、特に現行サービスの対象（音声伝送役務・専用役務）は適切ではないと考える。</p> <p>プライスカップ規制の対象は、社会経済活動にとって必要不可欠なサービスであって、市場原理が十分に機能していないと認められるサービスとしているが、ユニバーサルサービスの概念である「国民生活に不可欠なサービス」だけをその対象とし、ユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保するための手段として適用すべきと考える。</p>	<p>いわゆる固定電話については、現時点では市場原理が十分に機能しない可能性があり（NTT東西のシェア：加入者回線ベースで約94%（05年度末））、利用者利益保護等のためプライスカップ規制を課すことは適当であると考え、今後、プライスカップ規制の見直しを検討するに当たっては、IP網への移行の進展やご指摘のユニバーサルサービス制度との関係についても留意することが適当と考える。</p>
1) IP網への移行期における基準	KDDI	<p>プライスカップ規制が、「お客様料金の値下げ+接続料の据え置き/値上げ」という競争阻害的な結果を招くことがないように、お客様料金と接続料水準が適切な関係に保たれることが</p>	<p>☆</p>

料金指数の在り方の検討		必要であると考え。前述のドライカップ電話の例から、仮に、競争事業者が基本料市場から撤退せざるを得ないこととなれば、基本料が据え置かれた独占時代への回帰となり、お客様利益を損なうことになるものと考え。 今後は級局別のスタックテストを実施するなどして、電気通信市場の競争を一層促進する観点から、お客様料金と接続料の関係の検証を継続していただくことを要望。	
2) 加入者回線サブバケットの廃止の検討	KDDI	報告書案の指摘するとおり、加入者回線サブバケットの今日的意義は競争の促進によって失われつつあるものと考えられる。加入者回線市場での競争が促進されているか、お客様料金と接続料の関係等に競争阻害的な状態が発生していないかといった観点から、市場の状況を継続的に注視し、必要となる競争促進策を適時に講じていただく必要があるものと考え。	☆
3) ユニバーサルサービス制度との関係に関する検討	KDDI	当社はユニバーサルサービス制度については、現在の固定電話のみではなく、技術の進展によって利用可能になったIP電話や携帯電話等、複数の手段から経済合理性の観点でいずれか一つを選択してユニバーサルサービス（音声通話）を維持していくことが、もっとも国民的利益に適うものと考え。経済合理性の検討にあたっては、提供コストやお客様料金水準も総合的に勘案されることが必要。	☆ ご指摘の点については、P. 88「3. ユニバーサルサービス制度の見直し」に記載しているとおりであり、今後の検討に当たっての参考とすべきと考え。

3. 新しい料金体系への対応の在り方

項目	提出者	意見	考え方
	(1) 料金設定における不適正事案に関するガイドラインの策定		
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ドミナント規制、共同的市場支配力及びレバレッジの行使に関する制度整備とあわせ、料金設定における不適正事案に関するガイドラインを策定することは有効であると考え。 ・例えば、レイヤー型競争モデルの進展により、電気通信事業分野以外に主軸をおく企業の電気通信市場への参入が想定され、そうした事業者においては電気通信事業分野以外から得た収益による相互補助等により、競争事業者の事業運営を困難とする料金設定を行うような事例が出現してくることも考えられる。 ・従って、不適正事案を類型化しガイドラインに記述することで、こうした反競争的行為を事前に防止する必要があるものと考え。 	○☆
(2) 役務別会計の見直し	KDDI	報告書の指摘するとおり、従来の役務別損益はその意義を減じていくものと考えられ、電気通信事業に即した内容を明らかにするため、適時の見直しが検討されることが適当と考える。	☆
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、NGNへの移行が進展していく中、次世代サービスとレガシーサービスとの間の相互補助の有無等について、厳格な検証を行っていくことが公正競争条件を確保する上で不可欠。そのためには、現行の役務別会計制度を見直し、より精緻な役務別会計制度を実現する必要がある。 ・なお、役務別会計は競争を阻害する不当な行為（不当な内部相互補助等）を監視するためのツ 	☆

		ールの一つであり、支配的事業者にのみ義務を課すことが適当である。	
	イー・アクセス	役務区分による会計整理から市場実態に即した会計制度の在り方についての検討を行うことについて賛成。 ただし、本検討を行う際には、通信事業者に対して過度の負担とならないような制度の実現を要望。	○☆
	USEN	web2.0型をはじめとした新しいビジネスモデルが登場し、ブロードバンドサービスの急速な普及に寄与しているのは事実であり、新しいビジネスモデルによって提供される通信サービスの料金メニューも多様化しつつある。その料金サービス水準については、各事業者のビジネスモデルに基づく経営判断に原則委ねるべきと考える。ただし、市場支配力を有する事業者については、役務別会計の見直しも含め、市場支配力の濫用を防止するための、事前規制と事後の検証は必要と考える。	☆
(3) 料金の多様化に対応した利用者利益の保護			
1) ベストエフォート型サービス料金の在り方の検討	KDDI	通信市場のお客様料金については、その設定が公正競争を阻害するものでない限りは、市場の自主性に委ねることが必要であると考え、お客様利益の保護が常に検討されるべきことについては報告書の指摘するとおり。	○
	ソフトバンク	最低帯域保証型サービスメニューの設定について、ネットワーク中立性の議論とあわせて検討する必要があるものと考え、事業者が独自の戦略のもと、ユーザーニーズに応じた様々な料金設定を行えるよう環境整備をすることは重要。	☆
	イー・アクセス	ベストエフォート型サービス(ADSLアクセスサービス)の提供事業者として、引き続き詳細な情報提供の説明に努めたいと考える。	—
	ACCA	「ベストエフォート型サービスについて最低帯域保証型のサービスメニューを設けることも検討に値するが」とあるが、弊社のDSLサービスにおいては既に最低帯域保証型のサービスメニューを提供している。利用者利益保護の観点からもIP網に移行した場合でも同種のサービスメニューが利用できるようにしておくことが必要である。	☆
	テレサ協・MVNO協議会	【…このため、意見申出制度等を活用しつつ、可能な限りベストエフォート型サービスに係るサービス品質と料金の関係について、問題事例などの収集等に努めるとともに、国民利用者に対する一層の啓発活動などを行っていくことが望ましい。】 という報告書案に対し、 【…、問題事例などの収集等に努めるとともに、随時ガイドラインの見直しや国民利用者に対する一層の啓発活動などを行っていくことが望ましい。】 とガイドラインを適時に改定を行うことを要望する。	ご指摘の点を踏まえ、「…問題事例などの収集等に努め、必要に応じガイドラインの見直しを行うとともに、国民利用者に対する一層の啓発活動…」と修文。

2) 利用者保護法制の拡充	KDDI	<p>通信市場のお客様料金については、その設定が公正競争を阻害したり、お客様利益を損なうものでない限りは、市場の自主性に委ねることが必要であると考えます。</p> <p>消費者相談センターや民間ADR等、既存スキームのいっそうの有効利用を進めることが重要であって、通信サービスの関係制度のみが他産業のサービスと比較して徒に専門化・複雑化することは、かえってお客様利益を損なう可能性もあり、慎重に検討されるべきものと考えます。</p>	☆
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護法制については、電気通信事業法においても各種規定がなされているところであり、通信サービスという多数の利用者を抱える社会的インフラを提供している通信事業者にとって重要なものであると理解している。 ・報告書案において、新たな利用者保護法制の整備について検討を進めるとあるが、本件の検討にあたっては実際に運用を行う事業者の事業運営への影響についても十分に分析を行った上で検討を進めて頂くことを希望する。 	☆
3) 標準的な料金バスケットの開発	KDDI	<p>通信市場のお客様料金については、その設定が公正競争を阻害したり、お客様利益を損なうものでない限りは、市場の自主性に委ねることが必要であると考えます。</p> <p>各事業者は自らのサービスをお客様に選んでいただくために、お客様満足度を向上させる様々な取り組みを自主的に行っているところであり、報告書の提案する「標準的な料金バスケット」は、かえってお客様へのサービス提供価格の硬直化を招く可能性もある。新たな規制の設定については一般的に、その設定がサービス提供事業者に対しては意義の薄い規制強化となり、お客様のご迷惑とならないよう留意される必要があります。</p>	☆ なお、標準的な料金バスケットの開発は、料金水準のトレンドを把握したり、利用者がサービスを選択する際の情報提供の観点から検討するものであり、「サービス提供価格の硬直化」や「新たな規制の設定」というご指摘は当たらないものと考えます。
	ソフトバンク	<p>「可能な限り中立的な標準的な料金バスケットを用いた料金指数の開発」を行うとする報告書案の考え方に賛同。なお、各種料金の比較等は日本国内の比較のみならず、海外における料金との比較が行われるケースも想定されることから、例えばOECDのバスケットモデル等の国際的に用いられている料金モデルとの整合性という観点も加味した上で開発を進めて頂く必要がある。</p>	☆

第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方

1. ネットワーク構造の変化とネットワークの中立性

項目	提出者	意見	考え方
	(1) ネットワークの中立性の原則 (2) 政策評価のパラメータとしてネットワークの中立性	KDDI	ネットワークの中立性を確保することは、全ての事業者に対して公平なビジネスチャンスを提供するという観点から重要な検討課題である。事業展開を行う各関係事業者が、公平な競争環境のもとでお客様へサービスを提供し、その結果として淘汰されていくことが市場メカニズムではあるが、機会の平等が確保されていなければ、競争進展は困難。一方、ネットワークの中立性は、各事業者の結果の平等性まで確保するものではなく、中立性の確保が、各事業者が事業合理性の有無に応じて個別のビジネス判断を行うことの妨げとならないよう留意すべき。
ソフトバンク		「IP時代の垂直統合型ビジネスモデルを前提にした場合、IP網の利用については、利用者の観点に立ち、ネットワークの中立性（network neutrality）を確保していくことが求められる」という報告書案の内容に賛同。 また、政策評価のパラメータとして「ネットワーク利用の公平性」及び「ネットワークコスト負担の公平性」という2点を掲げていることは適切。	○
イー・アクセス		ネットワークの中立性の観点から確保される必要がある3つの原則について賛成。 特に、②については、次世代ネットワークにおいては端末がセッション制御及び次世代ネットワークアプリケーションの起点になると認識しているため、実質的にNTT東西に依存しない制御の仕組みを導入することが必要。	○☆
J:COM		事業法上の利用の公平性の観点からも、報告書（案）に掲げられた原則に従うネットワークの中立性の確保に賛同、これを評価。 ただし、電気通信事業者としての視点から、政策評価パラメーター（a）及び（b）は、「（b）ネットワークのコスト負担の公平性」が担保（例えば、IPTraffic増に伴う設備増強に対する適正なインセンティブが設定）されて初めて「（a）ネットワーク利用の公平性」が確保され得るものであり、並列して議論する際には注意を要するものとする。	○☆
富士通		ブロードバンドの普及で世界的に先行する我が国において、利用者の視点からネットワークの中立性原則を具体的に検討することに賛同。利用者が求めるのは適正な対価で公平にかつ多様なサービスが提供されることであり、米国での「優先レーン禁止」の議論のように、ネットワーク中立性の原則によって、高度なサービスの提供自体を抑制するようなことがあってはならない。	○☆
MCF		公正な競争環境を実現するにはネットワークの中立性のために報告書案に記載の3条件を確保することが必要であるという意見に賛成する。 しかし、現在の状況として通信レイヤーやプラットフォームレイヤーの利用が一部阻害され参入ができない、あるいは公平な利用環境にないという状況が現実になっており早急な対応が必要。特に移動通信の場合は、プラットフォーム機能とキャリア端末が一体として提供されることが多いためコンテンツ・アプリケーションレイヤーに対する影響が甚大。 具体的には、「識別（Identification）情報（ユーザID等のユーザをユニークに識別するための情報で個人情報を含まない情報）やコンテンツ・アプリケーション仕様」の公開と利用環境の提供、端末からのアクセスにおける同等性の確保等が考えられる。	○☆

		<p>規制の対象としては、プラットフォームレイヤーと端末が一体で提供されているという移动通信の特殊性を考え、業務区域ごと占有率が25%を超える端末設備を有する第二種指定電気通信設備のプラットフォーム機能を対象とする必要がある。</p>	
	経団連	<p>レイヤー型ビジネスモデルへの移行により、ユーザは情報伝送路の選択を通じて、自由にコンテンツやアプリケーションを利用できるようになる中、いわゆる「ネットワークの中立性確保」のあり方については、ユーザが適正な価格により、多様なサービスを楽しむ観点から、検討されるべき。</p> <p>その際、特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、競争を阻害することのないようにすべき。特に、物理網・伝送サービスレイヤーである情報伝送路は、全てのレイヤーにとって不可欠であり、差別的な取り扱いのないよう、常に競争状況をモニターすべき。</p>	○
	US Chamber of Commerce	<p>米国商工会議所は、ネットの中立性に関するルールと例えば光ファイバケーブルのアンバンドルのような政府規制は不要と考える。こうした規制は次世代ネットワークのような新たな通信インフラへの投資を阻害し、革新的な技術の展開を遅らせ、消費者に少ない選択肢と高い価格しかもたらさない。</p> <p>米国商工会議所は、新たな競争的な技術に経済規制を課するという動きに反対する。「ネットの中立性」とインターネットのアンバンドル・ルールは正しいと認められない経済規制である。よって、米国商工会議所は、総務省に対し、こうした規制をいかなるブロードバンド・サービス提供事業者にも課さないことを求める。</p> <p>インターネットはまさに政府により規制が課されないことによって成功してきた。通信市場は、政府規制によってではなく、技術の進歩、事業者間競争及び消費者選択によって推進されるべきである。インターネットはその性質上グローバルなものであることから、いかなる規制も、その発端がどこであれ米国を含むあらゆるところに影響を及ぼす。</p> <p>すべての日本人がブロードバンドから利益を享受できるようにするためには、なお多大な投資が必要である。ブロードバンド・サービス提供事業者は「ネットの中立性」又はアンバンドル規制を課すことは新たな投資を阻害し、米国通信事業者を含む外国事業者が日本の通信市場に参入する意欲を削ぐこととなる。</p>	☆
	US Telecom	<p>報告書案で用いられている「ネットの中立性」の定義は米国における議論で用いられているよりもかなり広義のものである。米国では、「ネットの中立性」とは「インターネットの中立性」を簡略化したものであり、エンドユーザによる、公共のインターネットをホストとするコンテンツやアプリケーションへのアクセスについて述べているものであって、公共のインターネットにアクセスするために用いられないネットワーク（CATV、衛星テレビ放送、プライベートIP、フレームリレー、ATMネットワーク、企業のイントラネット等）については、一般にネットの中立性の守備範囲から除外されている。さらに、ナローバンドのネットワーク（ダイヤルアップのモデムアクセス）も除外されている。USテレコムにおいて「ネットの中立性」を議論する際、「ネット」は、ケーブル及び電話事業者、衛星及び電力線提供事業者により供給されるブロードバンドによる公共インターネットアクセス、及びWi-Fi、WiMAX等のような新興の</p>	☆

		<p>ブロードバンド・ワイヤレス・ネットワークを意味する。</p> <p>米国におけるネットの中立性の議論は、UNEのような物理的なレイヤーのアンバンドリングについてではなく、Google、Yahoo、eBay、SkyPe等のような事業者により公共インターネットをホストとするコンテンツやアプリケーションへのエンドユーザのアクセスについてである。ISPによるアクセスの取扱いについては、特定の市場における競争状況次第では重要な公共政策的論点であるかもしれないが、そういった議論はブロードバンド・サービス市場における競争の度合いに関連して別の政策による考慮事項とされるべきである。一般的な問題として、ネットワーク供給事業者は、政府により課せられた相互接続によらず、ビジネスベースによる事業者間協議に基づく健全な卸アクセスの仕組みを作り上げてきている。</p> <p>ネットの中立性の議論における多くの利害関係者ならば上記のような「ネットワーク」の要素の定義に同意するであろう。「ネットの中立性」が結果すなわち字義どおりエンドユーザによるアクセスの可能性として定義される限りにおいて、そうした結果は望ましいものとして合意されるであろう。そうすると、問題はいかにして「中立的な」環境を作り上げるか、そして市場の失敗が生じたときにそれをいかにして認識するかである。最良の答えは、問題点の経験的証拠を探し出すことである。報告書案では、これまでのところネットの中立性に関して何ら問題は見られないと正しい認識を有している。米国では、連邦通信委員会（FCC）は、苦情を申し立てる一般的に適用可能な手続があれば生じうる類似の問題に対処するのに適切であるとして政府規制は不要と結論付けている。</p> <p>上記以外の答えとしては、エンドユーザの阻害可能性という潜在的で仮定的な問題はすべてのブロードバンド・ネットワークに対し、インターネットのエッジ（エンドユーザのPC、Googleのようなコンテンツ・アプリケーション提供事業者のルータやサーバ）にインテリジェンスがあるにもかかわらず単に「ダムパイプ」となるべきことを求めることによって回避しようとするものである。このことは、時にインターネットはそうして始まり、そしてずっとそうあるべきと議論されることもある。このアプローチの問題点は正確でないこと、さらに重要なのは重要で革新的なサービスの囲込みについての議論であることである。この重要な点について、報告書案は正しく認識している。</p>	
--	--	--	--

2. ネットワーク利用の公平性

項 目	提出者	意 見	考 え 方
(1) レイヤー間のインターフェースのオープン化	ソフトバンク	<p>ネットワーク側とエンド側の双方においてインテリジェンスを実装可能とするため、「ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるのを排除する必要がある」という報告書案の考え方に賛同。</p> <p>この点からも、NTT東西のNGNに関しては、当初より全ての設備・機能を指定電気通信設備として指定し、NGNの各機能についてアンバンドルを実施するとともに、十分なオープン性を確保することが必要。</p>	○

	ACCA	オープン性の確保によって、サービスの多様化と低価格化が推進されると考えられるが、一方、新規参入事業者の増加と階層化が進むことで、利用者IDの氾濫と個人情報の散逸化も懸念され、結果的に情報保護や利便性を低下させて、安全なサービス利用を阻害することも考えられる。したがって、レイヤー間あるいはサービス事業者間の利用者IDや認証の連携についても運用ポリシー化やルール化が求められる。	☆
	NTT持株	NTTグループとしては、次世代ネットワークについて、ネットワークとアプリケーション・プラットフォーム間のインターフェース条件の開示によりグループ内外の事業者との同等性を確保するとともに、相互接続性の確保を図ることによりオープンなネットワークとしていくが、ネットワーク利用の公平性については、NTTグループだけでなく全ての通信事業者のIPネットワークにおいて確保すべき。	☆
	NTT東	当社のネットワークは、今後ともオープンなネットワークとして、相互接続性の確保を図っていく考え。	－
	NTT西	当社のネットワークは、今後とも、オープンなネットワークとしていく考えであるが、ネットワーク利用の公平性については、当社だけでなく全ての通信事業者が確保すべき。	☆
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・また今後さらにリッチコンテンツ（例えば利用者発信型）が予想される。 ・現状を放置することは、日本のIT化の障害となる恐れが大きい。 ・根本的な解決策の検討と並行して、当面の方向性として、今回、NW利用の公平性（オープン化）を方針として打ち出したことは、評価（賛成）できる。 ・留意点は、NTTだけでなくすべての通信事業者が、事業展開の要件として、NW利用の公平性（オープン化）を確保するべきこと。 ・特定事業者に限定して、特定の制約をかけることは、成長期のブロードバンド市場の健全な発展を損なうおそれがある。 	☆
1) エンド側にインテリジェンスを持ったIP網			
2) ネットワーク（通信レイヤー）側にインテリジェンスを持ったIP網	KDDI	トラフィック増加に伴う設備への負荷の生じ方は、固定通信網と移動通信網では異なる。特に加入者アクセス部分については、1契約1回線が常時割り当てられる固定通信網と、お客様の移動を前提として複数のお客様に無線区間が割り当てられる移動通信網では、トラフィックコントロールに対する考え方も異なる。中立性を確保する上で、トラフィックコントロールに対する固定通信網と移動通信網の違いに留意することは必要。	☆
	イー・アクセス	セキュリティやQoSの安定した高い品質のサービスを確保するニーズに対応し、ネットワーク側にサービス制御機能を実装することに異論はないが、このことで、アンバンドルを困難にする可能性がある。したがって、この点の課題解決にあたっては、まずはプラットフォーム／サービス基盤上に、アンバンドルを原則とした機能毎の多様なオープン化が図られることが重要。	☆ なお、ご指摘を踏まえ、脚注30を追記。

3) 自由なインテリジェンスの実装形態の実現	ニフティ	ネットワーク側のインテリジェンスについては、NGN事業者だけでなく、ISPについてもそれを利用できることが大事。それにより新たなサービスやビジネスの展開に道を開く。また、利用者もインテリジェンスあるネットワークと、従来のエンド側にもインテリジェンスがあるインターネットについても、自由に選択できることも大事。これは過去インテリジェンスをネットワーク側に持たないインターネットにおいて、様々な事業者の参入により新たなサービスやビジネスが創造され、発展してきたことから重要。	○
	JAIPA	ネットワーク側のインテリジェンスについては、NGN事業者だけでなく、ISPについてもそれを利用できることが大事。それにより新たなサービスやビジネスの展開に道を開く。また、利用者もインテリジェンスあるネットワークと、従来のエンド側にもインテリジェンスがあるインターネットについても、自由に選択できることも大事。これは過去インテリジェンスをネットワーク側に持たないインターネットにおいて、様々な事業者の参入により新たなサービスやビジネスが創造され、発展してきたことから重要。	○
	イー・アクセス	垂直統合型のビジネスモデルにおいて、ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるのを排除できれば、市場への新規参入を促進させることが可能になるので、各レイヤー間のインターフェースの真のオープン化を確保し、IP網におけるネットワークの利用の公平性を確保する点に賛成。	○
	J:COM	ネットワーク利用の公平性の観点から、ネットワーク側とエンド側の双方においてインテリジェンスを持つ事が、特定のレイヤーの他レイヤーへの制御・支配の可能性を排除するという主旨に賛同。 しかし、基礎的電気通信役務のみならず、例えばアプリケーションレイヤー上で呼制御、端末制御が同時に実現されるIP電話サービスが、将来的にQoSの安定やエンドエンドの品質の確保を広い範囲に渡って求められると言った事態や可能性等を考慮すると、各レイヤーにインテリジェンスを持ち得る利用の公平性を確保すると共に、その利用の公平性に伴う一定の義務も考慮されるべき。 従って、各レイヤーにインテリジェンスを持ち得る仕組みを構築する際の議論は慎重に進められるべき。	○☆
(2) 上位レイヤーに対するオープン性の確保	ニフティ、JAIPA	全体、なかでもとりわけ結論部分の趣旨、「ネットワーク側とエンド側の双方にインテリジェンスを実装することを可能にするということは、垂直統合型のビジネスモデルにおいて、ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるのを排除する必要があるということ」を意味する。換言すれば、各レイヤー間のインターフェースの真のオープン化を確保することにより、IP網におけるネットワークの利用の公平性が確保されるということになる。」に賛同。	○
	1) プラットフォーム機能のオープン化	KDDI	NTTグループとしての市場支配力は圧倒的であるため「通信レイヤーにおいてドミナンス性を有しており、上位レイヤーへの市場支配力の濫用が懸念される通信事業者の場合、その要請はより厳しいものとなる。

		この点、NTT東西の次世代ネットワークの構築に関し、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの円滑な流通を確保する観点から、プラットフォームレイヤーの機能のオープン性を確保し、各レイヤー間のインターフェース等のオープン化を図るといふ政策対応が特に必要になる」との報告書案の指摘は適切。オープン化を求める上では、その要件を予め明確に定義する必要がある。	
	ソフトバンク	上位レイヤーへの市場支配力濫用を避けるため、「NTT東西の次世代ネットワーク構築に関し、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの円滑な流通を確保する観点から、プラットフォームレイヤーの機能のオープン性を確保し、各レイヤー間のインターフェース等のオープン化を図るといふ政策対応が特に必要」といふ報告書案の考え方に賛同。 更に、図表12・13・15ではプラットフォームレイヤーはネットワーク側に含まれることとされ、上位のエンド側との接続はプラットフォームレイヤーを介して行うことが想定されているが、自由なインテリジェンスの実装形態の実現という観点からいって、これは不適当。 コンテンツプロバイダ及びアプリケーションプロバイダによっては、有効なプラットフォーム・サービス機能をあわせて提供することが可能であると考えられるため、上位のエンド側との接続点はプラットフォームレイヤーだけでなく、通信サービスレイヤーにおいても設置されることが必要。	○ なお、図表については、ご指摘を踏まえて脚注49を追加。
	イー・アクセス	ネットワーク設備を保有するすべての通信事業者にオープン性の確保を期待することは、新規事業者および中小規模事業者にとって追加投資やリソースの確保など過度な負担となりかねず規模に応じた配慮を踏まえながら、慎重に検討していくべき。しかし、通信レイヤーにおいてドミナンス性を有しており、上位レイヤーへの市場支配力の濫用が懸念される通信事業者（NTT東西）の場合は、オープン性を厳しく確保すべき。 次世代ネットワークについては、まずは、競争事業者が同等の条件でNTT東西の次世代ネットワークを用いてサービス提供を行うことができるよう競争ルールを整備することが必要。	☆
	ニフティ、JAIPA	「通信事業者の構築する次世代ネットワークが上位レイヤーに対してオープン性を確保する必要があるという場合、ネットワーク設備を保有するすべての通信事業者がこうした要請に応えることが期待される。」という部分は非常に重要な指摘であり、趣旨に強く賛同。 ネットワークの中立性の視点については、通信サービスレイヤーのプラットフォームレイヤーに対するオープン性の確保については当社もかねて主張してきたところ。すなわち現在では通信サービスレイヤーによって、プラットフォームレイヤーが一義的に決まってしまう、特定の通信サービスレイヤーからは、利用者がプラットフォームレイヤーを選択できない事態が発生している。（直収電話サービスにおけるISP選択など）	○
	BT	報告書案は、すべての通信サービス提供事業者はネットワークの中立性の義務を負うべきと記述しているが、当社は、市場支配力に対する効果的な卸レベルのアクセス規制に支えられて活発な卸レベルのブロードバンド競争がある限りはそうした義務は不要と考える。そうした状況ではない場合における、ドミナント事業者に対する卸規制と当該事業者がその市場支配力をてこ（レバレッジ）としてインターネット・サービスに行使することを防ぐために当該事業者に課すネットの中立性に関する義務については、効果的な卸サービスの競争が起こるまでの間は必要であると考え。	☆ 本項目では、「通信事業者の構築する次世代ネットワークが上位レイヤーに対してオープン性を確保する必要があるという場合、ネットワーク設備を保有するすべての事業者がこうした要請に応えることが期待される」と記述

			している。
2) 特定のアプリケーション機能に係る利用制限の妥当性の検証	ソフトバンク	特定のアプリケーションや通信パケットについて利用制限を加えることは、QoS確保の問題、利用者間の公平性確保の問題、通信の秘密の侵害の問題等、様々な観点からの検討が必要であり、まずは、関係者からの意見収集及び事例の収集を通じて、検討を深めていくことが必要。	○☆
	J:COM	「(2) 上位レイヤーに対するオープン性の確保」について、一部ユーザによる特定アプリケーション機能の使用が、ネットワーク全体のサービス品質に影響を及ぼし、大多数の利用者利便を低下させる場合、通信サービスレイヤーを有する事業者は、結果的に一部アプリケーション機能の使用について、差別的取扱いをせざるを得ない場合が考えられる。しかしながら、それらが競争制限的行為であり、通信の秘密を害するものと判断されるのであれば、ユーザの利便性を確保する為(全体のサービス品質を確保する為)、通信量に応じた設備増強をせざるをえない。従って、 ① 上位レイヤーとのコスト負担の在り方 ② リッチコンテンツ等使用時におけるユーザ料金の在り方、 について特定の市場参加者に過度の負担をもたらさないよう、慎重に検討する必要がある。	☆ ご指摘の点については、本項目に記述のとおり関係者の意見等を踏まえつつ検討を深めていく必要があると考え
	ニフティ、JAIPA	この問題について関係者の意見を踏まえつつ、検討を深めていく必要があるという趣旨に賛同。例えばベストエフォートのサービス内容について、社会的コンセンサスを作る必要性がある。またISPによってポリシーが異なることを許容しつつ、共通ルールを作ることも必要。 ただ、ヘビーユーザを特定して帯域を通信事業者側で制限することは、今日では通常のISPでは行っているところは少数。ISPの場合はおおよそ次の2つのパターンでこの問題に対応している。①ネットワーク上で過度の帯域を専有するファイル交換ソフトなどの特定のアプリケーションが利用する帯域を制限することで、利用者に対してではなく、アプリケーションへの帯域制限により、全体のサービス品質を維持する。②1利用者当りの24時間の転送容量に例えば15GBといった制限を加え、それを越える利用を行った利用者に警告を与え、それに従わないものは約款に基づき契約解除する。これらについては、ネットワークの適切な運営のために必要な正当業務行為であると認識。	○☆
	USEN	当社が行なっているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザからの問合せ等により、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。 当社としては、通信事業者が特定のコンテンツに対して通信帯域の制限を行っているのであれば、ユーザおよびコンテンツプロバイダに対して即時にその情報を開示することが必要と考える。	本項目に記述のとおり、こうした問題については、関係者の意見等を踏まえつつ検討を深めていく必要があると考える。
3) 下位(端末)レイヤーに対するオープン性の確保	ソフトバンク	ネットワークに損傷を与えないという原則等に合致する限り、多様な端末が自由にネットワークに接続され、端末側でのサービス制御が行われるという選択肢を認めることが望ましいという報告書案の考え方に賛同。 端末側の基本機能確保や、認証制度の在り方等については、既存の標準化団体等の枠組みを活用することを念頭に、検討を進めることが適当。	○
	イー・アクセス	下位(端末)レイヤーに対するオープン性の確保についても、原則として賛成だが、現行の法制度で対応できなければ、法改正も視野にいれつつ、検討を進めることを要望。	○☆

		<p>移動通信市場においては、これまで主要3グループによる料金サービス競争の中で料金の低廉化・サービスの多様化が実現してきており、また今後、新規参入事業者の登場や番号ポータビリティ制度の導入により、更なる競争促進が図られることが期待。</p> <p>上記を実現するために、MVNOによる新規参入が期待されている。</p> <p>先ず、携帯端末に関しては、下位（端末）レイヤーに対するオープン性の確保と、ネットワーク中立性の確保を担保することが必要。当該端末がITUや3GPP等の国際標準に合致している限り、自由にネットワークへの接続が行えるべき。</p>	<p>下位レイヤーに対するオープン性の確保については、本報告書案に賛同するご意見として承る。</p>
--	--	---	--

3. ネットワークコスト負担の公平性

項目	提出者	意見	考え方
(1) IPトラフィックの急増に対応した通信網増強の必要性	ソフトバンク	<p>トラフィック増加等に伴う通信網の増強に係るコストに関しては、基本的に通信機器や通信技術等の進歩により吸収することが可能と考える。</p> <p>ただし、移動体アクセス網及び端末分野においては、周波数帯域の制限等の理由により、技術の進展によっても追加コストを十分に吸収できない可能性が考えられる。</p> <p>通信網増強に係るコストシェアリングモデルに関する議論は、技術革新による帯域圧縮技術の導入、ユーザ間の公平性確保の問題、市場におけるプレイヤー間の公平性確保の問題等、様々な論点での検討が必要であるとともに、IPネットワークにおける多様なサービスの登場の可能性を考慮すると、現時点で統一的なルールを策定することは極めて困難であると想定されるため、まずは問題となる事例の収集から着手し、ファーズスタディを行うことが適当。</p>	☆
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・理論経済学的発想では、公共経済学は狭義 福祉（厚生）経済であり、市場の失敗を数値化して捉える必要がある。 ・その一方、益すべき者には応分を課する「受益者負担」を忘れてはならない。 ・今般の、NW補強のような公共財の提供は、この受益者負担が理にかなう。 ・例えば、高速道路では、大型トラックによるアスファルト損傷が激しいため、「大型車」区分を設けているのに、経済学的合理性が認められている。 ・ここでは、リッチコンテンツ供給事業者に負担させる方法、リッチコンテンツ利用者に負担させる方法などいくつか選択肢があるが、受益者負担するのが第一義と思料。 ・フリーライドを許容することは、経済学的観点から、最適解を得られない。 ・行政当局として、設備投資インセンティブの観点から、NW増強のコストについて、通信事業者が確実に回収できる仕組みをつくるべき。 ・ただし、現実的には、そのような負担を求める方式（配信情報量を計測して課金）には、過大なコストが必要など、受益者負担が、結果として経済的合理性が認められないこともありうる。 ・そもそも、この問題の構造的理由として、コンテンツ配信に関するインターネットの事業者多層構造も、その一つと考えられる ・今後、この問題を構造的に解決するために、効率的なコンテンツ配信構造を構築する動きが出る可能性もある。 	☆

		<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツプロバイダが利用者を直接收容することや、大手通信加入者收容事業者や携帯電話事業者による配信サービス直接提供する、「産地直販」が出現する可能性もある ・行政当局としては、そのような事業者による取り組みに、従来のPSTN的な規制（縛り）をかけるべきではない ・むしろ、日本の高度IT化推進の立場から、低廉高速なブロードバンド環境創出のため、事業者の効率的ネットワーク構築に向けた構造改革や創意工夫を支援すべき。 	
<p>(2) 市場メカニズムとコスト負担の在り方</p>	MCF	<p>通信事業者側にも多大なコストを負担して構築した仕様等は無償で利用されることについての懸念は多大である。この点に関しては、コスト負担の公平性の観点から適正な価格を前提としたオープン化が必要。</p> <p>適正な価格の算出については、個別事業者間の問題ではなくコンテンツ・アプリケーションレイヤー全体の問題であるため下記のようなスキームが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通信事業者はコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者代表と適正価格についての協議を行う。 ② 上記、協議が不調に終わった場合は、紛争処理委員会の仲裁、あっせん制度を利用する。 ③ 紛争処理委員会でも、不調の場合は、通信事業者のコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出を禁止するか、総務大臣の裁定により適正価格を決定する。 <p>但し、上記のようなスキームは多大な労力と時間を要す上に、立場の弱いコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が対等な立場で交渉することは非常な困難が想定される。</p> <p>よって、ネットワークの公平性が確保されているかどうかについては、「競争阻害の可能性あり」と判断される機能を特定し、“watch list”（要注視機能）として公表し、定期的な検証を行うことで規制の「牽制力」を機能させるという報告書案は現実的な対応として非常に重要であると考えられる。</p>	☆
	NTT持株	<p>大容量コンテンツ配信を促進するためには、ネットワークの増強に要するコスト等を確実に回収できるようにすることによって設備増強のためのインセンティブを促進する仕組みが必要であり、そのことがコンテンツプロバイダを含めたブロードバンドサービス事業全体の発展のためにも不可欠。</p>	<p>☆</p> <p>ネットワークの増強に要するコストの回収に当たり設備増強のインセンティブが削がれないようにすべき点については、今後の検討に当たって留意すべきと考える。</p>
	NTT東	<p>大容量コンテンツ配信を促進するためには、ネットワークの増強に要するコスト等を確実に回収できるようにすることによって設備増強のためのインセンティブを促進する仕組みが必要であり、そのことがコンテンツプロバイダを含めたブロードバンドサービス事業全体の発展のためにも不可欠。</p>	
	NTT西	<p>映像コンテンツ等の配信に必要なネットワーク設備を構築・維持していくためには、ネットワークの増強に要するコスト等を確実に回収し、設備構築事業者の投資インセンティブを確保できる仕組みが必要であり、ブロードバンドサービス全体の発展のためにも不可欠。</p>	
	BT	<p>もし市場支配力に対する効果的な卸レベルでのアクセス規制に支えられて活発な小売レベルでのブロードバンドの競争が存在するならば、垂直統合型のネットワーク事業者は異なる階層のサービスを提供することが許されるべきである。垂直統合型のネットワーク事業者が小売段階に向けて潜在的に差別的な有利性を排除するため、無差別性とドミナント事業者のネットワーク及び</p>	☆

		<p>通信レイヤーサービスに他の競争事業者やコンテンツ・アプリケーション事業者が平等にアクセスできるようにするため、適切な卸レベルでの規制が展開されるべきである。</p> <p>ネットワーク事業者は、ネットワーク提供レベルでいかなるトラフィックについて消極的な差別をしてはならない。</p> <p>ネットワーク提供事業者は、ソリューションやピアリング協定を含むより高度なレベルのサービスの提供が許容されるべきである。こうした異なったサービスは顧客において公正かつ平等な条件で利用可能とされるべきである。</p> <p>顧客及び相互接続の値付けは競争により、ビジネスベースの交渉で設定されるべきである。しかし、関連市場が競争的ではない場合には、ネットワークアクセスに係るコストに基づく価格設定、具体化及び平等なアクセスといった適切な卸規制がなされるべきである。適切なアクセスラインの規制は、市場支配力が存在する場合に可能となるべきである。</p>	
1) 帯域別料金の妥当性	経団連	映像など大容量のデータ流通に伴うネットワーク拡充のコスト負担の問題については、利用者に負担が安易に転嫁されないよう、適切な負担のあり方についても検討すべき。	☆ ご指摘の点については、コスト負担の在り方の検討に当たって留意すべきと考える。
	ニフティ、JAIPA	最後の「設備保有事業者が今後本格的にIP網を構築し、従来ISP間で構成されていたインターネット接続市場に本体で参入してくることが想定されるが、」ということについては、事業者間料金精算の問題以前に、インターフェースのオープン化やインターネットとNGNの役割分担など、その前提となる議論を尽くすべき。	☆
	NTTコム	利用者への追加的料金が通信網の増強に真に使われたか否かを検証することは、トラフィックの把握のみならず、ISP事業の仔細や、追加的料金による利用者やトラフィックの増減への影響などの要素も考慮が必要であり極めて困難。原則として利用者への追加的料金の徴収については、事業者のビジネス判断に委ねられるべき。	☆ ご指摘の点については、検証の可否を含めて今後の検討課題と考える。
	NTTドコモ	P79「通信事業者が利用者から徴収した追加的料金（収入）が、真に原因となった通信網の増強に当てられるのかどうかという点について検証が必要」といった記述やP79「当該追加料金の徴収はリッチコンテンツの配信に係る通信網増強のための費用として徴収すると言うのが議論の出発点」との記述は、通信網増強のためのコスト負担が適正になされず設備事業者のみにコスト負担が課されることが問題の背景と認識していることの現れであると受け止める。従って、当社が平成18年5月10日の追加意見招請にて述べさせていただいたとおり、ネットワークのコスト負担の公平性は「設備投資インセンティブの確保に係る論点」であると考えており、今後研究会で検討するに当たっては、細かな制度論議から出発するのではなく、各事業者の投資インセンティブの確保がいかになされるべきかの観点から検討が行なわれるべき。	☆ ネットワークの中立性は、利用者の観点に立って確保すべきとの観点から、「利用者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること」（P69）を原則の一つと考えており、通信網増強のために利用者から徴収される費用については、利用者にとって「適正な対価」であるべきとの考え方を前提としたものである。 なお、ネットワークの増強に要するコストの回収に当たり設備増強のイン

			センティブが削がれないようにすべき点については、今後の検討に当たって留意すべきと考える。
2) リッチコンテンツの配信に係る追加的料金徴収の妥当性	CTC	<p>ベストエフォート型ブロードバンドサービスは、平均的なトラフィックを前提とした定額性料金を採用しているが、この体系は広くユーザに支持されており、ブロードバンドサービスが急激に普及した一因であると考えられることから、基本的には維持すべき。</p> <p>一方で、今後、リッチコンテンツや個人のP2P通信などの流通が拡大した場合、それに伴うISP及び通信事業者の設備増強が必要となり、定額性料金を維持することが困難となるため、当該コストは、平均以上のトラフィックを流通させた起因者（コンテンツプロバイダ及びP2Pを利用するヘビーユーザ等）が負担すべき。</p> <p>今後の関係事業者間でのコストシェアリングの検討にあたっては、特に、一部の大手事業者による寡占的な状態にあるISP間接続市場において、寡占的事業者に対する設備開放規制等を導入するなど、公正な競争条件を確保するための施策を検討することが必要。</p>	<p>☆</p> <p>ベストエフォート型サービスの料金の在り方については、第4章3(3)に記述のとおり。</p>
	USEN	<p>IPトラフィックの増加はP2P通信、社会全般のインターネット活用の本格化等、いくつかの要因が考えられる。ようやくリッチコンテンツがスタートばかりの中、FTTHサービスの普及、各種インターネットサービスの相乗効果で、今後もトラフィックは相当量増加すると考える。</p> <p>通信網増強は、個々の事業者が現状の料金の改定、帯域別料金の新設、顧客獲得コスト、広告モデルなどのビジネスモデル自体等を総合的に勘案し、当該事業者の経営判断に委ねるべきで、市場支配力を有する事業者以外の通信事業者の判断について、何らかの規制や検証は真に必要な場合以外には実施すべきではない。</p> <p>また、このような状況下で、例えば、コンテンツプロバイダが直接接続する通信事業者以外のインフラコストを負担するなど、利用者やコンテンツプロバイダが、コンテンツ配信のためにさらにコストを負担する事は通信事業者に対しての二重払いとなり、常識的には考えがたいことである。</p> <p>ただし、コンテンツへの優先接続などの通信事業者の利用促進策に対して対価を支払うことについては、検討の余地がある。</p>	☆
3) コストシェアリングモデルと急速な技術革新	KDDI	<p>P2P通信やリッチコンテンツを要因としたトラフィックの増加に伴い、通信網増強が必要になる事態、或いは懸念は既に発生しているが、現時点では直ちに統一的なルールを整備するまでの状況には至っていないと認識。ただし、今後、リッチコンテンツの流通が今以上に顕著になる可能性があることから、設備増強に係る適切なコスト負担の在り方について、時機を失することなく検討を行うことが必要。</p>	○
	イー・アクセス	<p>基本的に、ネットワークのコスト負担については、裁量範囲内で通信事業者が解決すべき問題と理解。また、公平性を巡る議論は多様であり、関係事業者間の取引関係（契約）が根底にある以上、市場の歪みや、真に問題点が生じていない限りは、契約自由の原則が尊重されるべき。この点、現時点においては、一概に公平性確保を図るというアプローチではなく、現状を分析し、予見性を高めつつ、方向性を定めてから、慎重に議論を進めるべき。</p>	☆

4. 米国におけるネットワークの中立性を巡る議論の動向

提出者	意見	考え方
US Telecom	我々は「ネットの中立性」に関する米国議会での検討状況についてより正確に記述すべきことを求める。報告書案は、米連邦議会がネットの中立性に関する FCC の原則を立法化するとの印象を与えている。ネットの中立性の問題は通信サービスに関するより広い立法の可能性を議論する中で出てきているものであり、最終的に結果がどうなるかは不透明である。非常に広範な選択肢が検討されており、執行府は、FCC は現在市場で生じている潜在的な濫用事案に対処するための十分な権限を有していると考えており、この分野における新たな規制の枠組みを設けることは時期尚早であると述べている。	ご指摘を踏まえ、「これを受け、連邦議会においてもネットワークの中立性を法制的に位置付けようとする動きが出てきており」と修正。

5. 今後の検討の在り方

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	IPTラヒックの将来動向の見通しやIPTラヒック把握手法等について総合的に検証し、ネットワークの中立性の問題点及びその対応に関して、ファーザースタディを行うことに賛同。	○
イー・アクセス	<p>ネットワーク中立性の議論について、本報告書案で議論の対象となる領域のその構成要素の整理を行ったことは、今後の議論を進めるに当たって非常に有意義である。</p> <p>しかし、本報告書案での「ネットワーク中立性を巡る議論で重要なのは、単に概念的な議論ではなく、この考え方を一つの枠組みとして個別具体的な様々な政策課題が整理可能な点である」との指摘は適切ではあるが、ネットワーク中立性において前提としている「利用者の権利」についての明確な議論が無く、そのコンセンサスのないままに、「ネットワーク中立性」という言葉を用いて政策課題を整理することは、議論を矮小化する懸念がある。</p> <p>弊社は利用者の権利をキャリアの論理で一方的に制限を加えていく事については、インターネットという創造的なネットワークの特質を殺すことになりかねなく、慎重に進めるべき。一方で効率性・公平性の観点から、正当化される権利の制限もありうることも承知。</p> <p>したがって、今後の検討に際しては、「ネットワーク中立性」を正当化する「利用者の権利」についても、十分に議論をして頂くことを要望。</p>	☆
JAIPA	当協会としては多いに関心があるところであり、今後積極的に関わって行きたい。	-
宇宙通信	<p>当社は、現在NTTのフレッツ網等を利用して行っているコンテンツ流通プラットフォームサービス（HitPops）や、同じくフレッツ網等を足回り回線に利用しているセミナー衛星中継サービスについて、次世代ネットワーク（NGN）への展開を検討しており、「垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保」等については、非常に関心を持っている。</p> <p>こうした観点から、当社は、衛星通信事業者という立場と共に、地上系通信網も利用した統合的ネットワークサービスを提供する事業者としても、本報告案記載の「検討の場」に参画することを希望。</p>	-

NTTコム	<p>インターネットは自由な価格設定と、世界中のISPによる意見交換や相互接続を通じ成長や新しいビジネスモデルを創出しているという観点から、従来同様、事業者間での継続的な意見交換が有益。その上で、必要に応じて行政当局と事業者間においても検討方法について対話を行うことが望まれる。</p> <p>パケット流通量等の把握は困難であり、また過度の情報開示は、ビジネスの阻害要因と成り得るため、慎重な取扱いが必要。</p>	☆
US Telecom	<p>報告書案はOSI参照モデルに言及しているが、ネットの中立性については何らかの措置を講じる前に更なる検討が必要との正しい結論に至っている。USテレコムとしては、今後の検討の際に総務省において以下の点について留意すべきことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討の枠組みを定めるに当たっては、ネットの中立性の結果として規制（介入）が必要との前提に立たないようにすること。 ・ 登場しつつあるIPベースの製品及びサービスにはライトタッチの規制を継続すること。 ・ バリューチェーンにおける多様なプレーヤー間におけるビジネスベースの合意が促進される環境を育成すること。 ・ インターネットの新たなビジネスモデルに対してはオープンな立場であること。 ・ 新たなネットワーク事業者が投資し、競争的なIPベースのインフラを構築するインセンティブを提供するとともに、そうした投資を削ぐような規制は避けること。 ・ ピアリングやトランジットの関係が継続して円滑に機能するよう支援すること。 ・ 市場を注意深く見守り、いかなる失敗に対しても既存の法令により対処すること。 <p>米国のネットワーク事業者は既に任意で「理に適った」インターネットに合意している。我が構成員はその顧客に対し、「我々はコンテンツ、アプリケーション及びサービスを妨害したり、阻害したり価値を減じたりしない」ことを確約している。この理に適ったインターネットは、20年近くの間うまく機能してきており、我が構成員は、存在しない問題に対処するための先走った規制の必要性が見出せない。ネットの中立性の検討結果を期待している。</p>	☆
AT&T	<p>報告書案におけるネットワークの中立性に関する最も重要な提言は、現時点において総務省が採るべき行動は、ネットワークの中立性に関して業界関係者とさらに検討し、記載されている第一フェーズの検討を2007年夏頃を目処に完了するという結論である。当社は、現時点で検証以上の公道は提言すべきでないとの総務省の考えを支持する。</p>	○

第6章 その他の検討すべき政策課題

1. 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

項目	提出者	意見	考え方
(1) IP化に対応した端末機能に関する競争環境の整備	ソフトバンク	<p>・ IP化に対応した端末機能に関する競争環境の整備を行うとする報告書案に賛同。</p> <p>なお、IP化に対応した端末機能の標準化を進めるにあたっては、既存の標準化団体の枠組みを可能な限り活用すべき。</p>	○☆
	JCTA	<p>端末機能については、世界に先駆けた製品開発や標準化を行う必要があるとの認識は賛成であるが、国内・海外ベンダーの競争の中で利用者が海外製品も選択できることが利用者利益保護に繋がることから、海外関係者も参加した議論を経たうえで標準化等が行われることが必要。</p>	○☆
	テレサ協	<p>従来のビジネスモデルとは違う新しい端末市場を創出し、その活性化を図るための方策を早急に検討すべきであるという報告書案の見解に賛同。</p> <p>通信以外の他の産業からMVNO参入を計画する企業は今後増加すると考えられるが、MVNOとして顧客へのサービスや製品を計画する際、端末レイヤーにおける公正な競争環境が整っていない現状では、事業予見性の観点で問題がありMVNO参入の最終判断ができない状況にある。</p> <p>現行システムに関する端末レイヤーのオープン性確保については、早急なアクションを切に要望する。</p> <p>IP化に対応した端末の基本機能や認証制度の在り方等について06年中に検討を開始し、07年中に結論を得ることが適当であるという報告書案の見解に賛同。この検討の中には携帯端末も含めるものと理解するが、07年中の早い時期に結論が得られることを希望する。</p>	
(2) 携帯端末市場における競争促進	ソフトバンク	<p>・ 販売奨励金やSIM機能の在り方については、市場原理に基づき事業者が個々に判断すべき問題であり、事業者が自由に戦略を選択できるような環境整備を行うべき。</p> <p>・ 本件について、幅広く関係者の参画を得た形で検討の場を設けるとする報告書案に賛同</p> <p>なお、仮に販売奨励金の廃止やSIMロックの解除に関して新たなルールを策定することとなった場合には、事業者間の競争環境への影響についても十分に調査、分析を行った上で決定すべき。</p>	☆
	モトローラ	<p>今後の日本の携帯端末ビジネスモデルを検討するうえで、例えば高機能端末、新機能端末はこれまでの現行モデルを継続し、統一かつ最適化されたサービスを提供し、一方で消費者に幅広い選択を提供するために、例えば、低価格端末や一部機能特化端末については、端末メーカーモデルを提供可能とすることを検討するという、「複数モデルの融合・混在方式」を検討することを提案。</p>	☆
	NTT持株	<p>携帯電話事業の発展は今後とも事業者やメーカーの自由な事業展開に委ねることが必要であると考えており、そのインセンティブを損ないかねない規制を講ずることは問題が多い。</p> <p>従って、販売奨励金やSIMロックの在り方など携帯電話事業のビジネス展開は従来どおり各事業者の自由な経営判断に委ねるべき。</p>	☆
	NTTドコモ	<p>携帯電話事業の発展はNWと端末の双方の高度化によることから、安全・信頼性の確保とサービス多様化への対応のためには事業者やメーカーの自由な競争に委ねるべきであり、そのインセ</p>	☆

		<p>ンティブを損ないかねない何らの規制を講ずる必要はない。</p> <p>また、販売奨励金やSIMロックの在り方など携帯電話事業のビジネスモデルは自由な経営判断に委ねるべき。</p> <p>従って、研究会を立ち上げて議論がなされるならば、諸外国と我が国では異なる通信事業者と端末ベンダーとの関係に基づきそれぞれのビジネスモデルが発展してきていることを踏まえた慎重な検討が行われるべき。</p>	
1) 現行ビジネスモデルの課題	KDDI	<p>(1) 健全な競争と市場の活力 市場活力の維持のため、事業者の自由な事業活動を促進することを基本的な考え方として、今後の検討を行っていただくことを要望する。</p> <p>(2) 国際競争力との関係 我が国のベンダーの国際競争力と現在の携帯電話のビジネスモデルとの因果関係は、販売奨励金の廃止やSIMロックの解除が真にベンダーの国際競争力を強化し得るかといった観点から、ベンダー等の意見を踏まえて慎重に分析する必要がある。</p> <p>販売奨励金の廃止は、お客様の端末購入サイクルを長期化し、販売台数を減少させる方向に作用するが、国際競争力との関係を整理した上で、産業政策的な面からも妥当かどうかを検討する必要がある。</p> <p>(3) 社会インフラとしての役割 国民の多くが所有することとなる携帯電話端末は、ユビキタス社会におけるインフラとして重要な役割を担うことが要求される。このため、端末の流動性を大きく抑制することとなる施策については、より慎重な判断が必要。</p> <p>(4) 市場の現状について ビジネスモデルが閉鎖型から開放型へ転換を余儀なくされているとの結論には、必ずしも説得力があるものではないと考える。</p> <p>携帯事業者にとって、端末の商品力は、重要な他事業者との差別化要素であり、多様化するお客様のニーズに応じていく必要がある。こうした施策は、市場の競争原理の中で求められるものであり、今後も本質的に変わることは無いものと認識。</p>	☆ ご意見の(4)については、伝送速度の高速化や端末の処理能力の増大により、例えば無線LANとの共用端末が投入されている現状や、上位レイヤーで実現される様々なアプリケーションが登場してきている中で、閉鎖型モデルから、多様なプレイヤーが参加する開放型モデルへの移行が進んでいくものと考え。
	富士通	販売奨励金の廃止等の検討については、廃止を前提とした検討を行うのではなく、新たな市場の活性化・発展に向けた方策について、通信事業者、端末ベンダー等を交え、広く検討を行われることを希望。	☆
	CIAJ	<p>① 販売奨励金は、基本的に当該事業者の販売戦略等に任せられるべきものとする。ユーザの立場から考えると、幅広い選択肢が提供される事が、望ましい市場の在り方。また同様にSIMロックについても、当該通信事業者の販売戦略に任せられるべき。行政が主導して取り組むには、慎重を要する。</p> <p>② 販売奨励金やSIMロックについては、ユーザの利益を損なう可能性があるばかりでなく、産業界への影響も少なくないと考えられ、慎重な対応が望まれる。</p>	☆
	ウィルコム	販売奨励金等の事業者独自の施策については、他の業界においても慣例的に行われているもので、基本的には、公正競争を阻害するものでない限り事業者の自主性等、市場原理に委ねるべき。	☆

2) 市場活性化に向けた取組みの必要性	KDDI	<p>現在の販売奨励金は、見直しの必要性がある場合には、事業者の自主的な取り組みによって解決していくべき。</p> <p>機種変更にかかる販売奨励金は、端末使用期間毎に、短ければ低額／長ければ高額に設定されていること等を踏まえると、不公平性は必ずしも生じていないものとする。</p> <p>一方、報告書案のとおり選択肢を設ける場合には、以下の点についてより慎重な検討が必要。</p> <p>(1) 端末価格と販売奨励金</p> <p>販売奨励金は端末機種や発売時期によっても異なっており、販売奨励金の額に応じて通信料金を設定した場合、お客様が実際に支払う端末価格と通信料金における公平性は、かえって損なわれる可能性がある。</p> <p>(2) 携帯事業者による端末販売価格への関与の問題</p> <p>端末の販売は、携帯事業者と代理店間の契約、代理店とお客様間の契約の二つの契約から成り立っている。このため、前項の公平性を確保するために、携帯事業者が代理店における端末の販売価格をコントロールすることは、独占禁止法（第19条：再販売価格拘束）に抵触するため、認められない。</p> <p>(3) 選択肢を設けた場合の公平性確保</p> <p>販売奨励金を低廉に抑えた別の料金メニューを選択肢として設けた場合、一旦、従来のスキームで高額な販売奨励金を享受し、安価な端末を購入した後、即座に当該料金メニューへ移行することは、新たな利用者間の不公平を招くおそれがある。このため従来スキームで加入後一定の期間は、従来の料金メニューの支払を求める等の措置が必要。</p> <p>また、利用者間の不公平を是正するという本来の主旨から考えると、従来の販売奨励金を前提として低廉な価格で販売される端末については、当該端末の使用期間等についても一定の制限を設けることが必要となるものとするが、こうした措置が利用者に受け入れられるのか慎重な判断が求められる。</p>	☆
	イー・アクセス	SIMロック及び販売奨励金の解除にあたっては慎重に議論すべき。SIMロック及び販売奨励金それぞれの解除にあたっての課題だけでなく、両者を関連付けた観点からの課題の洗い出しも必要。	☆
	JCTA	<ul style="list-style-type: none"> 販売奨励金やSIMロックが、携帯電話の加入者数の増加に効果を上げてきたと考えるが、今後は、利用者利益保護や携帯電話による情報流通促進の観点から、通信料金がより安価になることや、利用者が手軽に事業者を変更できることによりさらに競争が促進されることが必要。 このため、販売奨励金やSIMロックについてはできるだけ早く廃止することが望ましい。 なお、本件の議論は、関係事業者やベンダーだけでなく、消費者団体の参加を得て行うべき。 	☆
	テレサ協	<p>事業者ロックの解除はMVNOの新規参入を促進する面もあるため、携帯端末市場の競争促進に向けた検討については、これらを総合的に勘案したものであることが望ましいという報告書案の見解に賛同。</p> <p>端末販売奨励金の全廃もしくは厳格な金額制限を付与することを要望。その理由は不当販売に当る可能性が高いからである。</p> <p>すなわち、MNOは高い料金設定により獲得した資金を端末販売につぎ込み、端末／SIMロックと連動させて、端末市場を通信市場と固定的に結びつけたビジネスモデルを創出し、結果的</p>	○☆

		<p>に世界市場にふんだんにある各種端末の利用機会を、大幅に低減している可能性がある」と認識。このことは、さらに、端末製造業者とMNOの特殊な関係を構築し、端末製造業者が廉価で高性能な端末を製造するインセンティブを失わせる事態を形成。さらに重要なことは、端末販売奨励金制度がその原資に乏しい資金力の弱いMVNO、もしくは端末開発経験のないMVNOに対する参入障壁にもなっているという点である。すなわち、MNOが端末販売奨励金を投入して端末を相対的に安く販売している一方でMVNOが同じ端末を（端末販売奨励金のなしの）原価で販売するとすれば、相互の競争になり得ない。</p> <p>以上述べたように、MNOがMVNO事業を受け入れた場合の最大の課題が端末の調達（availability）にあることを考えると、一刻も早く端末販売奨励金が廃止され、もしくは大幅に制限されて、公平な競争が行われる環境が形成されることを強く希望する。</p> <p>SIMロック／事業者ロックの解除もMVNOの活性化に有効であるため、解除することを要望する。</p> <p>既に述べたように、MVNOにとってMNOが仕様を制定した端末を利用することは重要。この場合、MNO側に、自社ブランド検収が終了した白ROM状態のMNO仕様端末の供出を要望する。その上で、端末内部に独自のソフトウェア等をインストールするなど、MVNOとしての機能改良が必要となるので、以下をさらに要望する。</p> <p>端末内部リソースの制御によるアプリケーションサービス提供が想定されるので、i/v-アプリ及びMNOが保有する携帯電話向けアプリケーションのプラットフォーム及びそれを活用したソフトウェアダウンロード機能のMVNO（もしくはMVNE）による使用を開放することも重要。現在、MNOが保有する携帯電話向けアプリケーションのプラットフォーム及びそれを活用したソフトウェアダウンロード機能は、MNOの承認がないとCP（コンテンツプロバイダ）はアプリケーションを提供できない仕組みになっている場合がある。これは、公平競争の確保及び自由でかつバリエーションに富んだサービス実現の観点から言えば、セキュリティ上の課題解決等の能力を有するMVNO（もしくはMVNE）では、MNOの規制がない形で、自由にCPに対してアプリケーション提供を促せることが望まれる。</p>	
	CIAJ	<p>携帯端末市場における国際競争力の強化については、諸外国ならびに海外競合ベンダーの戦略を見据えながら、我が国の強みを生かせる方策に取り組むべき。</p> <p>端末機器やシステムへの信頼性に対する要求は、ますます高いものになってくる。安全なユビキタス社会を保障するためには、機器に対する信頼性の担保、安全なシステムの開発など官民が共通の認識を持って取り組む必要がある。</p> <p>検討にあたっては、「携帯端末市場の国際競争力の強化」を念頭に「自由な市場環境」「ユーザの利便性向上」等の原則を担保し、幅広い分野の参加者を得てオープンな議論が行われるように要望する。</p>	☆
	フュージョン	<p>携帯端末に関しては、下位（端末）レイヤーに対するオープン性の確保と、ネットワーク中立性の確保を担保が必要。当該端末がITUや3GPP等の国際標準に合致している限り、自由にネットワークへの接続が行えるべき。</p> <p>また、現在の携帯電話事業のビジネスモデルは、販売代理店に対してMNOが販売奨励金を支給する一方、当該コストは利用者から料金の一部として回収している。これは端末販売の自由度</p>	☆

		を奪っている。技術的なオープン性の確保と合わせて、この点も是正する必要がある。	
--	--	---	--

2. 紛争処理機能の強化

項 目	提出者	意 見	考 え 方
	総論	ソフトバンク	<p>IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、電気通信事業者と上位レイヤーの事業者との間における紛争事案等についても、紛争処理機能を扱うことができるよう、機能強化を図ることが適当であるとの報告書案の内容に賛同。</p> <p>ただし、取扱事案の範囲の拡大は、電気通信事業以外のビジネス領域にも紛争処理委員会が関与していくことを意味することから、そうした観点からは、公正取引委員会等の他の行政機関との連携の強化がこれまで以上に必要になってくる。</p> <p>また、紛争処理委員会の機能向上という観点では、電気通信関連技術や経済学等に関するさらなる専門性の向上が不可欠。</p>
	JCTA	<p>紛争当事者や対象事案の範囲が拡大されると、紛争処理の内容は多様化することから、紛争処理委員会の体制強化を行い、処理機能が強化されることが必要。</p> <p>紛争事案は、電気通信事業法のみならずNTT法、独占禁止法の精神に照らし、多面的な見地により処理されることが必要。</p>	迅速かつ円滑な紛争処理を確保するための機能強化の必要性については、本章2に記述のとおり。
	テレサ協・MVNO協議会	<p>本項について、IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、迅速かつ円滑な紛争処理を確保するための機能強化を図ることが必要であり、紛争処理機能の強化の方向の報告書案の見解に賛同。</p>	○
(1) 紛争当事者の範囲の柔軟な見直し	KDDI	<p>サービスの融合が水平的、垂直的に進展する中で、紛争処理の対象を拡大していくことは適当。</p> <p>ただし、通信事業者間の相互接続とは異なる事業領域における一般の商取引においては、取引の成立の可否はビジネスベースでの協議の中で事業合理性を以って判断されることが基本であることから、紛争処理委員会が扱う事案は、電気通信事業法の目的に適う範囲に留めることが適当。</p>	☆
	イー・アクセス	<p>紛争当事者の範囲の見直し及び機能強化について賛成。これにより本機能利用スキームがより効果的になり、制度利用の活性化につながることを期待。</p>	○
	MCF	<p>コンテンツ・アプリケーションレイヤーにおいては、サービスや業態別に多様な事案が想定されるためこれら個別事案について迅速に対応する必要があるという状況を考えると、紛争処理委員会での当事者の範囲を電気通信事業者と上位レイヤーの事業者間の紛争事案も取り扱えるように機能強化を図るという報告書案に賛成。</p>	○
	NTTドコモ	<p>IP化の進展により様々なビジネスモデルが登場し、競争も、またそれに伴う紛争も多様化することが考えられるため、まず紛争処理機能強化ありきではなく、競争の激化と業界の複雑化を踏まえ、透明性・客観性・中立性を従来以上に確保するための議論が必要。</p> <p>従って、P89(1)紛争当事者の範囲の柔軟な見直しにおいて「一方当事者を電気通信事業者とし、上位レイヤーの事業者を一方当事者とする場合も現行の紛争処理機能を扱うことができるよう機能強化を図ることが適当である」とあるが、異質な両当事者間における規範もしくは尺</p>	透明性・客観性・中立性を確保した紛争の解決には、研究会等において判断基準等を明らかにするとともに紛争処理事例を積み重ねていくことが有効かつ適切と考える。

		度の客観性・透明性・中立性が確保されていない段階の紛争においては、紛争処理スキームで結論を出すのではなく研究会等で更なる検討を行い、判断基準となる規範もしくは尺度が明らかにされることで透明性・客観性・中立性が確保されるよう慎重に判断されるべきであるため、その旨の記載が追加されるべき。	
(2) 紛争処理事案の範囲の見直し	イー・アクセス	土地等の使用に係る紛争事案のみならず、MVNOサービス提供に係る事案についても、紛争処理機能の拡充を図るべき。具体例としては卸電気通信役務によるMVNOサービス提供に係る事案が発生した際に、現状の事案の役務対象範囲を「接続」として整理されているままでは、対象範囲に含まれないことが想定される。	電気通信設備の接続と卸電気通信役務の提供に関する契約のいずれについても、紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の対象とされている（電気通信事業法第154条第1項、第155条1項及び第156条第2項）。
	電事連	「電柱等の使用全般についての紛争処理委員会によるあっせんや仲裁」については、前段の「電柱等の利用手続きの明確化や紛争事案のデータベース化を図る等の措置（第3章1（3）「設備競争の促進に向けた取組み」を参照）」の実施結果に基づき、実態を踏まえて検討すべきものであり、現時点で「あっせんや仲裁を認めること」ありきで報告書へ記載するのは時期尚早。	電柱等の使用全般については、既に協議開始命令や利用条件等に係る裁定制度の対象となっていることから、対象範囲の拡大ではなく、あっせんや仲裁を認めることにより事業者の選択肢を広げようというものであり、適切と考える。
(3) 意見申出制度の改善	ソフトバンク	意見申出者の情報を開示しない仕組みを導入することについて賛同。こうした制度の導入により、意見申出者の権利が保護され、意見申出の件数も増加する可能性がある。	○
	NTT東	申出者を特定できる情報を開示しない場合、事実に反する又は推測に基づく等の無責任な意見申出の乱発を招くおそれがある一方、被申出者側としては、申出者が特定されないために十分な事実関係の調査等ができない可能性があることに留意する必要がある。 その際、十分な事実関係の調査等ができなかったことを理由として、被申出者が不利な判断を押し付けられることがないように十分に配慮していただく必要がある。	申出者を特定できる情報を開示しないことについては、「申出者の秘密保護に合理的根拠が認められる場合」を念頭に置いており、その具体的内容については、ご指摘の点も踏まえつつ本項目に記述のとおりガイドラインにおいて明確化することが適当と考える。
	NTT西	申出者を特定できる情報を開示しない場合、事実に反する又は推測に基づく等の無責任な意見申出の乱発を招くおそれがある一方、被申出者側としては、申出者が特定されないために十分な事実関係の調査等ができない可能性があることに留意する必要がある。 そもそも、意見申出制度は単なる噂や風説の類を扱う性格のものではなく、申出者の秘密保護に過度に傾斜した制度とする必要はない。	

3. ユニバーサルサービス制度の見直し

項目	意見		考え方
	提出者		
(1) IP化に伴うユニバーサルサービス制度の見直しの必要性	KDDI	情報通信市場におけるユニバーサルサービスとは、「国民生活に不可欠」であって、国民全体に最低限のコミュニケーション手段として確保されるべきサービスであると考え。したがって、ユニバーサルサービスの受益者は電気通信事業者のみではなく国民全体であり、国が公的支援によって国民に提供を保証することが基本であると考え。 これに対してブロードバンドサービス等は「国民生活の質的向上」に係るものであって、ユニ	ユニバーサルサービス制度の見直しは、今後PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の対象範囲等について、前広に検討していくもので

		<p>バーサルサービスの概念とは根本的に異なるもの。サービスの普及における地域間格差を是正することを目的としたデジタル・ディバイド解消とユニバーサルサービス制度は厳密に区別して議論されるべき問題と考える。</p> <p>(1) 技術進展とサービスの多様化</p> <p>国民生活に不可欠であって、国民全体に最低限のコミュニケーション手段として確保、維持されるべきユニバーサルサービスは、音声通話であると考え。しかし、音声通話を提供する手段は、従来のNTT固定電話だけであった時代から、技術の多様な進展等により、携帯電話やIP電話など複数の手段から選択可能な時代を迎えている。ユニバーサルサービスを技術革新の考慮を行わずに特定の技術のみで定義すれば、常にその更新が必要になることは報告書案の指摘の通りであり、音声通話を固定電話だけで維持するという現在の制度から、固定電話や携帯電話、IP電話等、複数の通信手段の中のいずれか一つを経済合理性の観点から選択することによって音声通話を維持するという概念に基づく制度へ枠組みを改めるべき。</p> <p>(2) ユニバーサルアクセス</p> <p>報告書が提案する「ユニバーサルアクセス」はブロードバンドサービスに係る概念であると考え。そうであれば、前述のとおり、現在でも公的支援によって解消施策が進められているデジタル・ディバイドはユニバーサルサービス制度とは別に論じられるべき課題。</p> <p>「ユニバーサルアクセス」についてはまずその定義や概念を明確にした上で、デジタル・ディバイド解消の問題との関係を整理し、併せて国民生活に不可欠なものに対する国や地方公共団体等の公的な負担による提供の必要性の観点からユニバーサルサービス制度の在り方を抜本的に見直ししていく必要。</p>	<p>ある。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、脚注57を追加し、明確化を行った。</p>
	ソフトバンク	<p>「今後PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の対象範囲やそのコスト算定の方法等について、これに先んじて前広に検討に着手することが必要である」とする報告書案の内容に賛同。</p>	○
	KVH	<p>ユニバーサルサービス制度の定義からみて、PSTNについてのみ適用している現制度はIP化の時代の流れに逆行し、携帯ビジネスやIP電話の進展にとって逆インセンティブを与えかねないものとする。なぜ、このIP化が叫ばれて久しい現在に、時代にとって代われようとしているPSTNを保護しなければならないか理解に苦しむ。時代の流れに逆らって現行体制を維持しようとするのは、経済合理性と市場メカニズムを歪めるもので賛同できない。また、不採算地域が全国の4.9%の地域であるとする合理的な説明もなく、本制度適用事業者は、毎月、使用電気通信番号を当局に報告しなければならないという煩雑さも相まって、現行制度は多くの矛盾を内包。このことから、現状のPSTNに関する制度を早期に見直し、携帯電話及びIP電話を考慮にいれたユニバーサルサービス制度の検討にいち早く着手していただきたい。</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しは、今後PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、対象となるサービスの範囲等について前広に検討していくものであり、具体的な制度の在り方については、07年中にその結果を取りまとめるべく検討の場を設け、フィージビリティなどを行う予定である。</p> <p>なお、現行の制度の考え方については、平成17年10月の情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」等において整理されているところである。</p>

<p>(2) 見直しに際し ての基本的視点</p>	<p>KDDI</p>	<p>(1) 固定と移動 技術進展に伴って、ユニバーサルサービスを複数の手段で重畳的ではなく、経済合理性の観点から選択的に維持する考え方へ改めることが必要。その場合に維持されるべき機能は音声通話であって、モビリティそのものが必要最低限確保されるべき機能ではないことを前提に検討が進められるべき。</p> <p>(2) 重畳提供の問題 ブロードバンドサービスは、国民生活の質的向上に係るものであって、全国民に最低限確保されるべきユニバーサルサービスではないことを前提に議論が進められることが必要。なお、ユニバーサルサービスの提供に係る費用は受益者である国民が負担するものであり、費用規模の抑制が常に図られることが必要。</p> <p>(3) 料金の適正性 ユニバーサルサービスとして維持されるべきは音声通話であって、その料金水準は現在の市場価格等から決定されるべき。</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しを行うに当たっては、P90に記述のとおり、モビリティを有するサービスの扱い、利用者負担の問題、料金の低廉性の確保などの観点も含め、慎重に検討を行う必要があると考える。</p>
	<p>ソフトバンク</p>	<p>制度の見直しにあたっては、競争中立性及び技術中立性を確保するという視点が不可欠。具体的には、補填額が膨らむことによる電気通信事業者及びユーザの負担増大を避けること、及び必要以上に現在のPSTNを保護することによりIPへの移行の阻害を避けることが必要。</p> <p>更に、報告書案にもあるとおり、今ユニバーサルアクセスという概念を導入し、ユニバーサルアクセスの確保を見直しの中心とすることが適当と考える。なお、検討に際しては、報告書案にある、「真に確保されるべきブロードバンドアクセスとはどのようなものか、その要件について厳格化を図るとともに、コスト算定モデルの在り方についてもあわせて検討を行う必要がある」というアプローチが有効であるとする。</p>	<p>○☆</p>
	<p>イー・アクセス</p>	<p>ユニバーサルアクセスの概念に基づく検討に賛成。 補填対象・負担方法の議論にあたっては、費用対効果の検証も合わせて必要。</p>	<p>○☆</p>
	<p>HOTnet</p>	<p>ユニバーサルサービス制度については、現時点では負担が発生していないことから、その趣旨について利用者の理解を得られるかが、制度定着の重要な課題。本案検討事項にある「ユニバーサルアクセス」の考え方については、適用範囲が広がることから、利用者が納得し負担することができるかという点についても慎重な検討を求める。</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しを行うに当たっては、P90に記述のとおり、制度設計の在り方如何によって、補填額が膨らみ、利用者の負担が著しく増大する可能性があるため、ご指摘の観点も踏まえつつ、慎重に検討を行う必要があると考える。</p>
	<p>富士通</p>	<p>制度の見直しに当たっては、ユニバーサルアクセスの概念の検討等も含め、補填対象が拡大し補填額が肥大化することの無いよう、フィージビリティスタディによる具体的な検討を踏まえて、慎重に検討すべき。</p>	
	<p>経団連</p>	<p>報告書案では、「ユニバーサルアクセス」の概念を含めて検討するとしているが、いたずらに負担が増大することのないよう、慎重に検討すべき。その際、昨今の急速な技術革新、市場環境の変化を踏まえ、受益者の対象範囲を含めて精査するなど、既存の基金制度を超えて、原点に立ち戻る形で制度自体の抜本的な見直しを行なうべき。</p>	
	<p>CIAJ</p>	<p>意見の要旨 PSTNとIP網が併存する中で、ユニバーサルサービスを検討する場合、ユニバーサルサービスの概念やその範囲を改める必要があると考える。また、幅広い関係者の参画や意見聴取が必要と考えられると共に、運営等のオープン化を希望する。</p>	<p>○☆</p>

		<p>提出意見</p> <p>①PSTNとIP網が併存する中での、ユニバーサルサービスを検討する場合、ユニバーサルサービスの概念を改めると言う考え方に賛同。あわせてユニバーサルサービスの範囲も改める必要がある。PSTNとIP網では支える技術が異なるため、実現できるサービスも多少異なってくるものとする。よって、サービス内容に基づいた概念形成が行われることを希望する。</p> <p>②制度の見直しは、従来のPSTNでは考えられなかった様々な選択肢があるものとする。通信事業者、学識経験者、消費者団体、民間企業等の幅広い関係者からの意見聴取及び検討会などへの参画が必要と考える。</p> <p>③制度の見直しに当たっては、「公正かつ透明な手続きの確保に特に留意しながら検討を進めることが求められる。」とする考え方に賛同。これまでの検討会と同様に、その運営等をオープンにし、検討過程が明確になるような運営方法を希望する。</p>	
	ウィルコム	<p>ユニバーサルサービスのサービスレベルについては、本制度が最終的には利用者に負担を求める構造となっていること、現在のユニバーサルサービスにより実際に負担が生じるのが、来年1月からであること等を考慮すると、現在のユニバーサルサービスに対する評価を一度行ったうえで、広く国民に対して今後のユニバーサルサービスの在り方を伺う等、慎重に議論していくべきものであると考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「制度運用の実態等も踏まえつつ、09年度段階で本格的な検討を行う」旨追記。</p>
	NTT持株、NTT東	<p>ユニバーサルサービスの在り方については、技術の変化等によりその内容が変化するものとするが、「いつでも、どこでも、誰にでも、最低限の通信手段を確保するためのもの」という考え方そのものは変わらないと考えており、その意味で当面それに該当するサービスは固定電話であるとする。また、ユニバーサルサービスの維持費用は最終的には広く通信サービス全体の利用者に負担を求めることになることから、その対象範囲の拡大については社会的なコンセンサスを得る必要がある等、慎重な検討が必要であるとする。</p>	○☆
	NTT西	<p>ユニバーサルサービスの維持費用は最終的には広く通信サービス全体の利用者に負担を求めることになることから、その対象範囲の拡大については社会的なコンセンサスを得る必要がある等、慎重な検討が必要と考える。</p>	
	NTTドコモ	<p>ユニバーサルサービスは電気通信事業法において「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」とされているとおり不可欠性が低料金性、普遍性の理由とされているが、ユニバーサルアクセスの概念を検討する場合であっても、その低料金性や地域格差なくという条件を導き出す根拠は、現状「不可欠性」に見出さざるを得ないものとする。従って、「フィージビリティスタディ」で検討を行っていく際には、事業法における「国民生活に不可欠である」の意味を明確化することを起点とした不可欠性を念頭に置いた検討が先ず行なわれるべき旨が報告書に記載されるべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、P94「見直しに向けた基本的視点」において、「上記のユニバーサルサービスの基本的要件を念頭に置きつつ、」との文言を追加した。</p>
(3) 見直しに向けた検討スケジュール	KDDI	<p>制度の次回見直し時期には、公的負担の在り方を含め抜本的に見直ししていく必要がある。</p> <p>ユニバーサルサービスの範囲や提供手段を従来のPSTNサービスの固定電話に限定することは適当でなく、複数の手段から経済合理性の視点で最適な提供手段を選択するという考え方とすることが必要であるとする。そのため、IPベースの電話の市場動向は十分に注視されるべきだが、ブロードバンド普及といったデジタル・ディバイド解消の問題は、必要最低限のサービス</p>	<p>ご指摘を踏まえ、脚注57を追記した。</p>

		を確保するユニバーサルサービス維持の問題と分けて議論されるべき。	
	ソフトバンク	制度の見直しについては、平成17年10月25日情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」において「今次見直し後の基金制度については平成17年度から19年度まで用いることとし、平成20年度以降の計算については必要な見直しを行っていくことが適当である」とされており、当初のこのスケジュールを維持するとともに、IP化の進展状況に合わせて適切な対応が可能となるよう、前広に検討を進めて頂くことが適当と考える。	ブロードバンドサービスの普及を念頭に置いた制度見直しの方向性について、07年中にその結果をとりまとめるべく検討の場を設け、フィージビリティスタディなどを行う予定。
	HOTnet	ユニバーサルアクセスの考え方にもよるが、2010年度にブロードバンドゼロ地域を解消するための基盤を整備するには、制度の見直しを2009年段階で本格検討をするのでは遅い。基盤を整備する段階からブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度を明確にして通信事業者側の負担や助成などを意識して進めないと、整備自体がすすまないという結果が推測される。ユニバーサルサービス制度見直しの遅れが、特に条件不利地域におけるブロードバンドサービスの展開に不利・負担とならないようにすみやかに検討するなど配慮を望む。	ブロードバンド基盤の整備促進とユニバーサルサービス制度の在り方については、いずれも重要な政策課題ではあるが、両者を区別して議論を行う必要がある（脚注57参照）。

4. 市場退出ルールの明確化

提出者	意見	考え方
KDDI	市場退出のルールが緩和された理由は規制緩和に基づくものであるが、仮に緩和がお客様利益を阻害していることがあれば、お客様保護の観点から、ガイドライン策定等、何らかの指針が設けられることが望ましい。事業者間の債務不履行等は重要な課題ではあるが、ルール策定にあたってはまず、お客様保護の観点から検討が進められることが必要。	☆
ソフトバンク	市場退出ルールに関して、現行制度の問題点を整理し、ガイドラインを作成することに賛同。今後、規制緩和による参入障壁の低下やMVNOの進展等によって、多種多様な事業者が新たに電気通信市場に参入することが想定されているところ。一方で、電気通信業界における競争は激化しており、市場からの退出を余儀なくされる事業者も出てくるものと想定され、そうした場合における利用者保護の在り方について、より具体的なルール整備を行っておくことは有効。	○☆
イー・アクセス	預託金制度については、預託金の金額等各基準を明確化したうえで公表し、それに則り運用を行うようルール化すべき。 指摘されている通り、新規参入事業者にとって本制度は参入障壁となるだけでなく、協議の長期化、また根拠のない預託金によっては経営を圧迫しかねない状況になる可能性がある。	○
グローバルアクセス	事業の休廃止に係る手続きのガイドライン化について賛同。 なお、預託金制度の導入等、債務不履行リスクの扱いについてのルール化についても望ましいと考えているが、預託金等の協議が整うまで接続・工事等の手続きを停止することについては、接続事業者が、納期遵守等のため接続・工事等の手続きの早期再開のために預託金等の条件を飲まざるを得ない状況となり健全な協議が不可能となるおそれがあることから、指定電気通信設備との接続の場合については、協議中における接続・工事等の手続きを停止することは禁止すべき。	○☆

NTT 持株	競争の進展に伴い事業者が市場から退出するケースが現実には多数発生しており、接続事業者に対する接続料債務の不履行リスクの扱いに関して、一定のルールを設けることが必要。 当該ルールの設定にあたっては、例示されている預託金制度に加え、貸倒損失の接続料原価への算入、網改造費用の事前負担についても検討する必要がある。	○ ご指摘の貸倒損失の接続料原価への参入等については、関係事業者の意見も踏まえつつ、今後その取扱いについて検討すべきと考える。
NTT 東	接続料債務の不履行リスクの扱いに関して、総務省において一定のルールを設けることは賛成。 当該ルールの設定にあたっては、例示されている預託金制度に加え、貸倒損失の接続料原価への算入、要望事業者による網改造費用の事前負担、預託金等の債権保全措置の実効性を担保するための措置（例えば、債権者が求めた債権保全措置に応じない場合に当該債権者が採りうる対抗措置等）についても盛り込むべき。	
NTT 西	接続料債務の不履行リスクの扱いに関して、総務省において一定のルールを設けることは賛成。 当該ルールの設定にあたっては、例示されている預託金制度に加え、貸倒損失の接続料原価への算入、網改造費用の事前負担、預託金等の支払いに応じない場合に債権者が採りうる対抗措置等についても盛り込むべき。 このようなルールを整備することが「造るより借りた方が得」となる仕組みを是正することにもなり、健全な設備競争を促進することにつながるものと考ええる。	

5. その他行政に求められる事項

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
(1) 競争ルールの透明性の確保	KDDI	報告書案が指摘するとおり、様々な審査基準等の競争ルールが一覧性を持って整理されることは行政手続の透明性の確保の観点から望ましい。	○
	ソフトバンク	「競争政策ポータルサイト」を開設し、総務省ホームページにおいて公表とする報告書案に賛同。 具体的には、各種ガイドライン等の一覧や、各種ルールの策定、見直しに関する議論の変遷の一覧等の掲載を要望。	○
	イー・アクセス	各種法制度の運用を包括的に一覧できる仕組みとして、「競争政策ポータルサイト」を設けることに賛成。	○
(2) 電気通信番号の在り方	KDDI	IP化等の技術の進展に伴い、電気通信番号の在り方が適宜見直されることの必要性は報告書案の指摘のとおり。見直しに際しては、お客様利益の最大化の観点を基本に、関係事業者等との十分な意見交換を行っていただくことが必要。	○
	イー・アクセス	電気通信番号の付与については、新規参入事業者の事業開始時点において、その事業計画に大きな影響を与えないような、柔軟な運用がなされることを要望。 例えば、新規参入事業者の初期の電気通信番号付与時においては、総務大臣によって認可された開設計画の「加入数見込み」を考慮し、新規参入事業者が必要とする番号ブロックを付与するといった対応等が挙げられる。そうすることによって、電気通信番号の不足が原因のために、ユーザ獲得機会を喪失してしまう等の事業リスクを回避することが可能となる。	電気通信番号は有限な資源であり、電気通信事業法に基づき、公平かつ効率的な使用が図られるよう指定を行うことが適当と考える。

		また、多くの番号ブロックを付与することにより、少ない番号ブロックに分けて、複数回にわけて付与する場合に比べ、相互接続等の初期コストを削減することが可能となり、新規参入事業者の市場への参入を契機とした競争が促進されるものと考える。	
	エニーユーザー	インターネットインフラの向上に伴い、インターネット電話の品質は明らかに向上している。半面、携帯電話においては、電波の届かない場所、電波の悪い場所等により、通話音質がインターネット電話より劣る場合もあるにもかかわらず、音声品質基準は明確化されていない。今後のIP化時代において、インターネット電話イコール品質保証がないから電気通信番号の付与が認められないという既定のルールは、利用者の視点に立ち再検討が必要。	☆
(3) 国際的に生じる課題への対処	KDDI	IP化等の技術進展により、多くの技術的・制度的課題が国境を越えて発生することは十分に想像される。 行政においては事業者間の協議を基本とし、その協議が円滑に行われぬ場合等には積極的な支援を事業者に対して行っていただきたい。	○
	ソフトバンク	国際間のインターネット接続料金に関する問題については、ITU等にて行われている議論の方向性と歩調を合わせて進めることが重要。	○
(4) 競争ルールの国際的整合性の確保	ソフトバンク	規制の国際的整合性の確保は、市場のグローバル化を考慮した場合に重要であり、「各国の競争ルールの整合性が確保されなければ国内ルールの有効性が著しく減じられる可能性も否定できない」とする報告書案の内容に賛同。 規制の国際的整合性の確保の観点から、日本からの情報の発信のみならず、日本の制度設計において海外のベストプラクティスも積極的に参考とすべき。	○
	Vodafone (英)	PSTNからIPベースのネットワークへの移行における課題については、世界中の多くの規制当局及び事業者が、概ね同じ時期に直面しており、ほぼ同様の問題を抱えている。ベストプラクティス及び国際的な傾向を注意深く検討することは、非常に有益。総務省が認識しているとおり、現在、いくつかの最も興味深い規制の革新が、欧州連合において実施されている。総務省の報告書案は、これらの進展について肯定的に評価しているものと考える。	ご指摘の点については、本項目に記述のとおり。

第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて

提出者	意見	考え方
KDDI	<p>1. NTT組織問題の抜本的取組みと当面の措置 真の公正競争を実現するには、NTTの組織問題に抜本的に取り組む必要があるが、NTTの組織問題を検討する2010年までの当面の措置として、NTTグループの市場支配力の問題に対するルールの整備を行うことは、市場支配力の濫用を抑止する上で極めて重要。</p> <p>2. 新しい競争プログラムの策定方法について 報告書案が提言する、関係者の意見招請を含むプログレスレポートの作成は、行政手続きの透明性の確保からもたいへん有効。IP化を含む現在の技術進展と市場構造の変化のスピードを増しており、競争プログラムは従来の整理のみにとられず、公正競争の確保とお客様利便の最大化の観点から適時に見直されることが適当。</p>	○
ソフトバンク	<p>報告書案において示されている各種検討事項について「競争促進プログラム2010」の中で、着実に推進して頂くことを要望。</p> <p>「競争推進プログラム2010」においては、多数の検討会等が発足されるものと想定されるが、総務省においてはこれらの多数の案件を推進していく上で必要な各種リソースを適切に確保の上、着実に政策策定を行って頂きたい。</p> <p>また、報告書案にもあるとおり、「競争推進プログラム2010」を進める過程において、検討事項ごとの定期的なモニタリング、審議会へのプログレスレポートの実施や、必要なリポーティングを実施することは有効。</p> <p>更に、通信関連法制の総合的な見直し及び通信・放送の融合法制について検討を行うことは重要であり、2010年に向け着実に検討を進めて頂くことを希望。なお、検討に際しては、通信・放送の融合が進展する中で、如何に公平な事業者間の競争環境を整備するかという観点を失うことなく、検討を進めて頂くことを希望。</p> <p>なお、電気通信市場における真にフェアな競争環境を整備するためには、「競争促進プログラム2010」における検討だけでなく、最終的には弊社共にて主張しているように、NTTグループの構造分離、資本分離を伴う「ユニバーサル回線会社」の設立が必要であると考えている。</p>	○ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。
J:COM	<p>本報告書により「新競争プログラム2010」が速やかに取りまとめられ、実施されることを強く望む。</p>	-
テレサ協・MVNO協議会	<p>本章について、報告書案の見解に賛同。</p> <p>加えて、通信事業に大きく影響を及ぼしながら旧態のハードウェア技術により制度設計がなされている電波法について、最新の技術動向を踏まえ、様々な視点から見直しを行い、抜本改正に向けて長期的な視点で検討に着手することを「新競争促進プログラム2010」に組み込むことが必要。</p>	○ 通信と放送に関する総合的な法体系の検討については、本懇談会における議論の対象外である。
富士通	<p>IP化の進展に伴い、通信と放送を連携した多様かつ高度なサービスの登場等、ブロードバンドインフラだけでなくサービス面でも日本が世界の先端となることが重要であることから、別途検討される2010年に向けた通信と放送に関する総合的な法体系の検討と、本報告書案に示さ</p>	○

	れた新競争促進プログラムとが、整合性を持った形で、かつ出来る限り早期に実現されることを期待。	
NTT 持株	①国内競争の促進の観点だけでなく、現在世界最先端の我が国のブロードバンドインフラの更なる拡充を促進し、我が国産業全体の国際競争力の強化に繋げる観点も十分に考慮して検討を進めていただくとともに、②今後も新たな技術革新やビジネスモデルの創造が不断に行われるブロードバンド市場においては、各事業者による迅速かつ柔軟な事業展開・創造の芽を摘まないよう極力事前規制を課さないことが市場全体のダイナミックな活性化のために必要であることを踏まえて策定していただきたい。	☆ ご指摘の点については、新しい競争促進プログラムに定める各論点の検討の際に留意すべきと考える。
NTT 東	本報告書案の取りまとめにあたっては、国内の通信事業者間の競争だけに視点を当てたサービス競争重視の競争政策の観点だけではなく、現在世界最先端の我が国のブロードバンドインフラの構築を促進し、国際市場における関連産業の競争力向上や新規ビジネスの創造等を通じ、我が国産業全体の国際競争力の強化に繋がるような観点も十分に考慮して検討を進めることが必要。 また、実際の政策立案にあたっては、今後も技術革新やビジネスモデルの創造が不断に行われるブロードバンド市場においては、迅速かつ柔軟な事業展開・創造性の芽を摘むことがないよう、事前に規制を課すことなく、事業者の自由なビジネス展開を認めることが市場全体のダイナミックな活性化のために必要であることを踏まえ策定していただきたい。	
NTT 西	冒頭で述べたとおり、21世紀のブロードバンド時代にあたっては、従来の発想を転換し、事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様ニーズに即したサービスを提供する競争環境を整備することにより、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の更なる向上を図るべき。 また、ブロードバンド市場は、今後どのように発展を遂げるのか必ずしも見通せない将来性の高い市場であることから、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、事前規制を課すべきではなく、各事業者の自由な事業運営を保証すべきであり、万一それによって問題が生じるのであれば、事後的に問題を解決する姿勢に徹するべき。	
経団連	ルール型行政の推進を図り、透明な手続きにより新たな競争ルールを構築していく前提として、従前の施策に対する適正な評価が不可欠である。この点、補論において、これまでの競争政策の検証がなされているが、こうした検証・評価を継続し、競争ルールの整備に関するPDCAサイクルを確立することが重要であり、今後、情報通信審議会に競争促進プログラムの進捗状況の報告などが、納得性、予見性の高いルール作りの端緒となることを期待。	○ 情報通信審議会への報告及びPDCA方式の採用については、本章に記述のとおり。
BT	当社は、すべての利害関係者が新たな政策アジェンダである「新競争促進プログラム2010」に向けて対応するための時間とリソースの配分をすることができるよう、明確なタイムテーブルができる限り早期に利用可能となるよう提案する。 さらに、いつまでに新たな競争ルールの枠組みが実施され、いかなる追加的プロセス及び手続が検討されるかについて明確にされるべきである。	ご指摘の点については、第7章に記述のとおり。

その他個別の論点

	意見	考え方
提出者		

ソフトバンク	現状、事業用電気通信設備規則第11条では、停電時に通信が停止しないように自家用発電機又は蓄電池の設置を義務付けているが、FTTRサービスにおける加入者回線設備等の一部設備については現状の電力供給状況や設備の特性等を考慮し（詳細は以下を参照）、技術適合基準を緩和して頂くことを要望。	ご指摘の点については、本懇談会における議論の対象外である。
KVH	外資規制撤廃後の構成競争条件確保について、外資系事業者に対する参入障壁がないか調査して何らかのロードマップを作成してもらいたい。	☆
エニユーザー	現行サービスの問題点の洗い出し、評価については、市場で認知され普及しつつある世界の新しい技術や仕組みを視野に入れ、検討していくべき。日本国内の規制により、日本企業によるインターネット・サービスが十分な利便性を提供できない場合には、国内ユーザが海外サービスへ流れていくことが十分に考えられ、これは日本のインターネット技術・サービスの競争力の低下にもつながりかねないと危惧される。	ご指摘の点については、第6章5(4)に係る検討の参考とする。
経団連	IP時代の通信・放送市場においては、公正・中立的な立場からのルール策定・執行、競争状況の監視が重要となるが、わが国では、事業者間調整に特化しており、しかも規制と産業振興部門が省庁内で一体となっている。利用者利益の向上に寄与する上でも、英米を参考に、通信・放送に関する独立規制機関の設置についても報告書に盛り込むべきである。	ご指摘の点については、本懇談会における議論の対象外である。
個人	競争的な環境整備により、都市部において急速にブロードバンドとその関連サービスの普及が進む一方で、競争環境が得られない地域との間では地域間格差が広がっていく。IP化の進展に伴う競争環境が得られない地域、特に条件不利地域を抱える地域においては、競争促進の観点よりもブロードバンドサービスの提供と安定的な運用を第一に考えるべきである。	同上

資料8 用語集

項目	頁 (初出)	解説
3G 【3rd Generation】	87	第1世代(アナログ)、第2世代(デジタル)に続く第3世代の携帯電話方式の総称。ITU(国際電気通信連合)によって定められた「IMT-2000」標準に準拠したデジタル携帯電話であり、数百 kbps～最大 2Mbps での広帯域通信が可能。北米方式の CDMA2000 と日欧方式の W-CDMA がある。
Ajax 【Asynchronous JavaScript and XML】	73	Web ブラウザに実装されている JavaScript の HTTP 通信機能を使って、Web ページの再読込を伴わずにサーバと XML 形式のデータのやり取りを行なって処理を進めていく、インタラクティブ性の高い Web アプリケーションの構築技術の総称。
DSL 【Digital Subscriber Line】	6	デジタル加入者線。一般の電話回線を利用し、音声通話には使用されない高周波数帯を用いて高速のデータ通信を行う技術。ADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line)は最大 3.75MHz までの周波数を利用し、下り最大 50Mbps 程度の通信が可能。VDSL(Very high bit rate Digital Subscriber Line)は最大 16.7MHz までの周波数を利用することで、下り最大 100Mbps で通信が可能で、主に FTTH の構内配線として利用される。
DSLAM 【Digital Subscriber Line Access Multiplexer】	121	複数の xDSL 回線を束ね、ルータなどの通信機器と接続して高速・大容量なバックボーンへの橋渡しを行なう集線装置。
FMC 【Fixed Mobile Convergence】	6	固定電話と携帯電話を融合し、固定通信網か移動通信網かを意識することなく利用できる通信サービスの形態。
FTTH 【Fiber To The Home】	6	各家庭まで光ファイバーを敷設することにより、家庭からブロードバンドアクセスを可能とする方式。
IP 【Internet Protocol】	6	インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。従来の PSTN と比べて、情報をパケット単位に分割し、宛先の IP アドレスにパケット単位で転送するのが特徴。 IP アドレスの枯渇が懸念される現行の IPv4 (32 ビットのアドレス空間) に対し、128 ビットのアドレス空間を持ち、セキュリティ機能の追加、優先度に応じたデータの送信などの改良を施した次世代インターネットプロトコルである IPv6 が注目されている。
IPマルチキャスト方式	14	IP ネットワーク内で、複数の相手を指定して同じデータを送信すること。TCP/IP ネットワークでは、複数のあて先を指定して一回データを送信すれば、通信経路上のルータがあて先に応じて自動的にデータを複製するため、効率的な配信が可能。インターネットでの映像配信などに用いられる。
ISP 【Internet Services Provider】	56	一般ユーザや企業ユーザ等に対して、インターネット接続サービスを提供している電気通信事業者。

ITU-T 【International Telecommunication Union Telecommunication Standardization sector】	35	国際電気通信連合電気通信標準化部門。電気通信に関する技術、運用及び料金について研究を行い、電気通信を世界規模で標準化するとの見地から、技術標準等を定める勧告を作成している。
LRIC 【Long-Run Incremental Cost】	21	長期増分費用方式。事業者のネットワークの費用を、実際の費用発生額(ヒストリカルコスト)ではなく、現在と同じ加入数規模とトラフィックに対する処理能力を備えたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用(フォワード・ルッキング・コスト)に基づいて計算する方式。PSTN接続料の算定に導入されている。
NTSコスト 【Non-Traffic Sensitive Cost】	127	通信量に依存しない費用。一般的には加入者回線に係る費用を指す。
OS 【Operating System】	8	「基本ソフトウェア」とも呼ばれ、キーボード入力や画面出力等の入出力機能、ディスクやメモリの管理など、多くのアプリケーションソフトが共通して利用する基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。
P2P 【Peer to Peer】	11	従来のクライアント・サーバー型のシステムのようにサーバに集められたデータを引き出して複数の端末で利用するのではなく、端末に保存されたデータを直接やりとりする通信形態。参加する端末(コンピュータ)が対等な役割を担って、全体としてサービスが実現される。
PSTN 【Public Switched Telephone Networks】	6	回線交換網。電話交換機によって構成される通信網。
QoS 【Quality of Service】	7	ネットワークにおけるサービス品質。ネットワーク上で、ある特定の通信のための帯域を予約し、一定の通信速度や伝送遅延、稼働率等を保証する技術。 特に、様々なネットワークが相互接続して形成されるインターネット上で、音声や動画のリアルタイム配信、テレビ電話など、通信の遅延や停止が許されないサービスを提供する際に重要。
RBOC 【Regional Bell Operating Companies】	16	米国における1984年の「AT&T分割」により設立された7つの地域通信会社の総称。その後、合併連衡が進み、現在は、ベライゾンとAT&Tの2社に集約。
RSS 【Really Simple Syndication】	77	Webサイトの見出しや要約などのデータを構造化して記述するXMLベースの言語フォーマット。主にWebサイトの更新情報を公開するときに使用される。なお、RSSには名称の異なるいくつかの規格が存在。
RT 【Remote Terminal】	43	遠隔収容装置。NTT東西は、加入者宅と加入者交換機を設置する局舎との間に設置しているRTにおいて複数の端末回線(メタルケーブル)を収容し、これを光化して伝送することにより、端末回線費用の節減を図っている。

Saas 【Software as a service】	73	ユーザーが開発者などからネットワークを通じてソフトウェアの提供を受ける際に、必要な機能のみを選択して利用できるようにしたソフトウェア。またはそれを実現するためのメカニズム、そのようなソフトウェア提供形態。
VPN 【Virtual Private Network】	118	電気通信事業者の保有する広域IP通信網を経由して構築される仮想私設通信網。VPNを経由することにより、遠隔地のネットワーク同士をLANで接続しているのと同様に運用可能。
Web2. 0	11	オープン志向(例えば API(Application Programming Interface)の公開)や参加のアーキテクチャ、ロングテールの取り込みといった特徴を有し、従来型の Web サービス(Web1.0)と区別しつつ、上位レイヤーの新たなビジネスモデルとして称されている概念。SNS やブログ等が代表例であり、参加者が増加するほど多様で価値の高いサイトとなり、市場価値も向上するという特性が見られる。
WiFi 【Wireless Fidelity】	28	無線 LAN の標準規格である「IEEE 802.11b」。2.4GHz 帯の無線周波数を利用し、最大 11Mbps/s の転送レートを実現しており、伝送距離 50～100 メートル。消費者への認知を深めるため、業界団体の Wi-Fi Alliance(旧 WECA)が名付けたブランド名。
WiMAX 【Worldwide Interoperability for Microwave Access】	28	数 km～数 10km 程度の広範囲をカバーできる高速無線通信規格。 固定系 WiMAX(IEEE802.16-2004)は、2004 年 6 月に IEEE(米国電気電子学会)で標準化され、使用周波数帯が 2～11GHz、最大約 50km(30 マイル)をカバーし、最大約 75Mbps(20MHz 帯)の高速通信が可能。 モバイル WiMAX(IEEE802.16e)は、2005 年 12 月に標準化され、120km/h の移動中も使用可能。使用周波数は 6GHz 以下、最大 1～3km をカバーし、最大約 21Mbps(20MHz 帯)の高速通信が可能。
XML 【eXtensible Markup Language】	77	World Wide Web 上で一般的に利用されている HTML 言語における難点を改善するための仕様として、W3C が標準化したもの。文書情報の言語定義そのものを定義し直したり拡張したりできるという特徴を持つ。
アンバンドル	8	電気通信設備を機能毎に細分化し、他事業者が接続する際、必要な機能のみ使用できるようにすること。
インターフェース	12	事業者間で設備を接続させる際のポイントであり、ネットワークを接続する装置を決める物理的インターフェースや、API (Application Programming Interface)をはじめとする論理的インターフェースがある。
インテリジェンス	8	アプリケーションやセッション制御、認証・課金等のプラットフォーム機能など、通信を利用して多様なサービスを実現するために実装すべき機能。
グローバルアドレス	58	インターネット上に接続された機器に一意に割り当てられた IP アドレス。
コロケーション	17	指定電気通信設備を保有する事業者の建物、管路、とう道、電柱等に接続事業者が接続に必要な装置を設置すること。

次世代ネットワーク (NGN) 【Next Generation Network】	28	PSTNに代わるパケットベースのネットワーク。電気通信サービスの提供を目的として、広帯域かつ QoS 制御が可能な伝送技術を活用したパケットベースのネットワーク。サービス関連機能が転送関連技術とは独立に、かつ互いに連携して提供される。利用者が種々のサービスプロバイダに自在にアクセスすることが可能。また、汎用的なモビリティがサポートされ、利用者へ一貫したユビキタスなサービスが提供される。
冗長化	18	設備を最低限必要な量より過剰に用意しておくことで、一部の設備が故障してもサービスを継続して提供できるようにシステムを構築すること。
セッション管理	45	サーバに対する多数のアクセスから特定のユーザのアクセスを区別して処理する機能。
ダークファイバ	41	敷設されているが使用していない光ファイバのこと。光ファイバは長期的需要を見込んで敷設されるため、現在の需要を超過した分がダークファイバとなっていることが多い。
プライベートアドレス	58	プライベートネットワークに接続された機器に一意に割り当てられた IP アドレス。
フレームリレー	118	パケット交換プロトコルをベースにした高速データ通信方式。異地点間の LAN を高速・高効率で接続できるプロトコルとして従来の X.25 公衆パケット交換網や専用線接続に代わる国際標準規格。
プレゼンス管理	45	利用者が在席しているか、離席しているかを把握する機能。
ブロードバンド	13	FTTH、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした、高速・超高速通信を可能とする回線。
ヤードスティック競争	17	鉄道やバス、電気事業のように、営業地域内では独占的な事業者であるが、他地域には同様のサービスを提供する事業者が存在する場合に、同様の条件にある事業者間を比較することにより適正かつ低廉な料金設定を促すこと。
ユビキタス	83	いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセス可能なネットワーク環境。
リッチコンテンツ	11	映像や音楽、ネットワークゲームなど広帯域を必要とするネットワークコンテンツ。
ルーティング	73	パケットを目的のノード(コンピュータやルータ等のネットワークに接続された機器)に転送するために、経路を見つけ出す処理。大規模なネットワークでは、パケットが相手先ホストに到着するまでの間に数多くの中継ノードが存在するため、ルーティングは非常に複雑になる。